

生活保護運用事例集

2017(令和3年6月改訂版)

はじめに

本書は、「生活保護運用事例集 2013」の改訂版です。

前回の発行以降、生活保護制度においては、就労自立を促すための給付金の創設、不正・不適正受給対策の強化（徴収金についての保護費との調整・福祉事務所の調査権限の拡大）、住宅扶助基準の改正（世帯人員の細分化、床面積による限度額の導入）など、多くの実施要領の改正が行われました。また、保護の決定実施上関係の深い他法制度の改正もありました。

本書は、これらの制度改正に伴う実務上の取扱いを示すとともに、最近寄せられた疑義照会事例のうち参考となりそうなものをできる限り盛り込み、福祉事務所の課題に応えることを目指しています。本書を、生活保護の決定及び実施において基本となる「生活保護手帳」「生活保護手帳別冊問答集」「生活保護関係法令通知集」などと併せて、御活用されるよう、お願いします。

平成29年3月

東京都福祉保健局生活福祉部保護課

目 次

目 次

第1 世帯の認定

問1-1	児童養護施設入所等児童の世帯認定	3
問1-2	同一居住での別世帯認定	4
問1-3	知人宅等に一時的に身を寄せている者からの保護の申請	5
問1-4	夫婦のうち一方の介護老人福祉施設入所	6
問1-5	保護の要件を欠く者に対する世帯分離	7
問1-6	世帯分離と保護の要否判定	8
問1-7	施設入所者の世帯分離	9
問1-8	世帯分離の見直し	9
問1-9	就学者の世帯認定等について	10
問1-10	障害者グループホーム入所者の世帯認定	11

第2 実施責任

問2-1	急病で入院した単身者の実施責任(1)	15
問2-2	急病で入院した単身者の実施責任(2)	16
問2-3	急病で入院した単身者の実施責任(3)	17
問2-4	急病で入院した単身者の実施責任(4)	18
問2-5	急病で入院した単身者の実施責任(5)	19
問2-6	無料低額宿泊所・簡易宿所等から失踪後再び要保護状態となった場合の 実施責任	20
問2-7	路上生活者が交通事故で入院した場合の実施責任	22
問2-8	路上生活者が同日に複数の医療機関を受診した場合の取扱い	23
問2-9	従業員宿舎から入院した者の実施責任	24
問2-10	飯場に長期間滞在する者の実施責任	25
問2-11	ウィークリーマンション、定期賃貸借契約によるアパートなどに居住する 者の取扱い	26
問2-12	入院患者の出身世帯の移転、分解	27
問2-13	単身の入院患者の転居	27
問2-13-2	出身世帯のある入院患者の転居	28
問2-14	感染症予防法の適用を受ける入院患者の実施責任	29
問2-15	心神喪失者等医療観察法の適用を受ける入院患者の実施責任	29
問2-16	精神保健観察に付される者の当該期間の実施責任	30
問2-17	養護老人ホームから入院した単身者の実施責任	31
問2-17-2	養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム(家族等の虐待、認知症等)に措 置入所中の者の実施責任	32
問2-18	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養 型医療施設及び介護医療院に入所中の者の実施責任	32
問2-18-2	有料老人ホーム等に入所中の者の実施責任	35
問2-19	「境界層該当証明」(介護保険)の実施者	36
問2-19-2	「境界層該当証明」(障害者総合支援法)の実施者	36
問2-20	東京都女性相談センター(一時保護所)及び慈愛寮の実施責任	36
問2-21	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律による居 室確保の措置を受けた者の実施責任	38
問2-22	特別区人事・厚生事務組合の行う緊急一時保護対象者等の実施責任	39

問2-23	宿所提供施設又は母子生活支援施設入所者の実施責任-----	40
問2-24	自立支援センター入所中の者の実施責任-----	40
問2-25	住居喪失不安定就労者サポート事業(TOKYOチャレンジネット)利用者の実施責任-	41
問2-26	アルコール・薬物依存症者等を対象とした施設の実施責任-----	42
問2-26-2	障害者支援施設入所者等の実施責任-----	43
問2-26-3	児童福祉法の措置から障害者支援施設に入所した場合の実施責任-----	45
問2-26-4	自立援助ホームの実施責任-----	46
問2-27	自立訓練(生活訓練)宿泊型の実施責任-----	46
問2-28	精神障害者福祉ホーム及び軽費老人ホームの実施責任-----	47
問2-28-2	障害者総合支援法に規定する共同生活援助を行う住居(グループホーム)に 入居する者に対する実施責任-----	47
問2-29	夫婦の一方が認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等に入所した 場合の実施責任-----	48
問2-30	警察署等から釈放された者の実施責任-----	49
問2-31	出所後まもなく保護を要する状態になった者の実施責任-----	50
問2-32	法第73条による都費負担対象ケース-----	51

第3 資産の活用

問3-1	被保護者の自動車の保有-----	57
問3-2	保有の認められている自動車の買換え-----	59
問3-3	バイクの保有-----	60
問3-4	冠婚葬祭互助会への加入-----	61
問3-5	保護申請時の保険の取扱い-----	61
問3-6	学資保険の取扱い-----	66
問3-7	個人年金の取扱い-----	67
問3-8	保護受給中の保険加入の取扱い-----	67
問3-9	保護受給中の預貯金の取扱い-----	68
問3-10	居住用資産の保有否認-----	69
問3-11	ローン付き住宅の取扱い-----	70
問3-12	要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用-----	71

第4 扶養義務の取扱い

問4-1	扶養義務の取扱い-----	75
問4-2	扶養能力調査について-----	75
問4-3	扶養義務者の存否の確認-----	76
問4-4	扶養の期待可能性の検討-----	77
問4-5	要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養が期待できない者	78
問4-6	扶養照会又は関係機関等による扶養能力の調査-----	79
問4-7	扶養義務者への通知及び報告の求めの取扱い-----	81

第5 他法他施策の活用

問5-1	年金の繰上げ受給-----	85
問5-2	厚生年金脱退手当金の取扱い-----	85
問5-3	厚生年金(第3号被保険者)の特例について-----	86
問5-4	行旅病人の取扱い-----	87
問5-5	国民年金任意加入時の生活福祉資金利用について-----	89

第6 最低生活費の認定

1 基準生活費等

問6-1	最低生活費の日割り計算の原則	93
問6-2	最低生活費の日割り計算の方法（保護施設を除く）	94
問6-3	最低生活費の日割り計算の方法（保護施設の場合）	96
問6-4	東京都国民健康保険団体連合会が行う保護施設事務費等の支払代行について	105
問6-5	施設等入所者の基準の算定	107
問6-5-2	障害者支援施設、グループホーム及び福祉ホーム等の基準生活費	113
問6-6	障害児施設入所児童の基準生活費	114
問6-6-2	障害児施設の入所加齢児について	115
問6-7	障害者総合支援法の療養介護医療により医療機関に入院した者の基準生活費	115
問6-8	児童相談所に一時保護された児童の基準生活費	116
問6-9	軽費老人ホーム入所者の基準生活費	117
問6-9-2	高齢者虐待により他法施設を利用した場合の基準計上	118
問6-9-3	救護施設等保護施設一時入所の基準生活費の算定について	119
問6-9-4	自立援助ホームの基準生活費の算定について	119
問6-9-5	都中部総合精神保健センターの一時入所事業及び短期宿泊事業を利用した場合の基準生活費	120
問6-10	婦人保護施設入所者の基準生活費	121
問6-10-2	婦人保護施設 慈愛寮から入院して出産する場合の基準生活費	122
問6-11	入院患者の外泊に伴う食事代の算定	123
問6-12	福祉ホーム等への外泊・試験入所の取扱い	124
問6-13	施設入所者が外泊した場合の基準の算定	125
問6-14	光熱水費等の負担がない世帯の基準の算定	125
問6-15	年齢不明の被保護者に対する基準生活費の適用	126
問6-15-2	地区別冬季加算の特別基準額の適用	126

2 加算

問6-16	「月の初日」に加算の変更等の事由が生じた場合	128
問6-17	「月の中途」の退所と加算計上	130
問6-18	施設等入所児童と母子加算	131
問6-19	内縁の解消と母子加算	131
問6-20	愛の手帳と障害者加算の認定	132
問6-21	障害者加算の認定と関連する年金等の裁定	133
問6-22	精神障害者保健福祉手帳と障害者加算の認定	137
問6-23	精神障害者保健福祉手帳による障害等級の認定	138
問6-24	精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の認定時期	139
問6-25	重度障害者加算の認定方法	141
問6-26	家族介護料の認定方法	142
問6-27	他人介護料の認定方法	143
問6-28	他人介護料と介護扶助	144
問6-29	在宅患者加算の認定方法	145
問6-30	結核患者以外の在宅患者加算の取扱い	146
問6-31	児童養育加算の認定方法	149
問6-32	介護保険料加算の認定	150
問6-33	介護保険料加算と代理納付	154

3 臨時的一般生活費

問6-34	保育所入所支度費の支給	156
-------	-------------	-----

問6-34-2	新生児衣料費の計上方法	156
問6-35	おむつ代の計上方法	157
問6-35-2	特別な事情における布団代の支給について	158
問6-36	家具什器費（暖房器具を除く）の認定基準	158
問6-36-2	家具什器費（暖房器具）の認定基準	160
問6-36-3	家具什器費（冷房器具）の認定基準	161
問6-37	入院患者との連絡に要する移送費	163
問6-38	精神科デイケア参加移送費	163
問6-39	断酒会宿泊研修会への参加移送費	164
問6-40	家財保管料	165
問6-41	家財処分料	166
問6-41-2	就労活動促進費の取扱いについて	167
問6-41-3	入学準備金での制服等の買い替えの取扱いについて	170

4 教育費

問6-42	教育扶助の対象及び支給方法	171
問6-42-2	学習支援費の対象と支給方法	172
問6-43	一括交付した教育扶助費の返還	174
問6-44	私立小・中学校での就学	174
問6-45	居住する地域での学校選択制が認められている場合の取扱い	175
問6-46	公立の中等教育学校での就学	176
問6-47	教育扶助の適用年齢	176
問6-48	夜間中学等に在学する者の取扱い	177

5 住宅費

問6-49	公営住宅の共益費及び保証金の取扱い	178
問6-50	都営住宅使用料制度	178
問6-51	長期入院者の都営住宅使用料	180
問6-52	住宅扶助等の代理納付	180
問6-53	都営住宅使用料滞納世帯への対応	183
問6-54	転居後に係る住宅費の取扱い	184
問6-55	特別基準額（1.3～1.8倍額）の適用	185
問6-56	基準額を超える家賃の住宅に居住する世帯からの保護申請	187
問6-57	基準額を超える家賃の住宅に居住している単身世帯の転居指導	188
問6-58	単身入院患者の退院時における住宅確保のための住宅費	189
問6-59	敷金等の額	190
問6-59-2	保護開始時の敷金支給	190
問6-60	契約更新料	191
問6-60-2	障害者グループホーム利用者に対する住宅扶助の取扱い	193
問6-61	住宅維持費の年額の認定方法	195
問6-61-2	住宅維持費と家具什器費との区分	196
問6-62	家屋補修と家主の修繕義務	196
問6-62-2	安否確認のため玄関や窓を破壊した場合の住宅維持費	197
問6-63	住宅維持費と居宅介護住宅改修費の併給	198
問6-64	水洗便所への改造工事	198
問6-64-2	床面積の取扱いについて	199
問6-64-3	床面積の単位として畳数が記載されている場合の取扱いについて	202

6 出産費

問6-65	出産扶助における入院に要する費用の額	203
-------	--------------------	-----

問6-66	入院助産と出産扶助	203
問6-67	妊娠・出産にあたっての取扱い	204

7 生業費、技能修得費(高等学校等就学費を除く)及び就職支度費

問6-68	技能修得費の特別基準	208
問6-68-2	通勤用自転車の購入費用について	209
問6-69	自立支援プログラムに基づく技能修得の場合の特別基準	209
問6-70	ヘレンケラー学院委託生の技能修得費	210
問6-71	精神障害者社会適応訓練事業による手当等の取扱い	211
問6-72	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による訓練手当の取扱い	212
問6-73	日本語修得と生活保護	214

7-2 技能修得費(高等学校等就学費)

問6-74	高等学校等就学費の給付対象の範囲について	216
問6-75	通学費の支給について	219
問6-76	通学用自転車の購入費用について	219
問6-77	授業料、入学料、受験料の基準算定について	220
問6-77-2	高等学校等就学支援金の給付を受けている生徒に対する私立高等学校授業料の算定について	221
問6-78	修学資金貸付と就学扶助の関係について	221
問6-79	私立高等学校等授業料軽減補助と高等学校等就学費の関係について	222
問6-80	稼働能力活用と就労収入からの就学費用控除について	223
問6-81	学資保険の満期保険金と高等学校等就学費の適用について	224
問6-82	世帯内就学者の留年、中退、課程の変更等の場合の取扱い	225

8 葬祭費

問6-83	葬祭扶助と「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及行旅死亡人取扱法」との関係	226
問6-84	葬祭扶助と死体解剖保存法との関係	227
問6-85	葬祭扶助と実施責任等の取扱い(1) 18条1項適用	228
問6-86	葬祭扶助と実施責任等の取扱い(2) 18条2項1号適用	228
問6-87	葬祭扶助と実施責任等の取扱い(3) 18条2項2号適用	230
問6-88	葬祭扶助と実施責任等の取扱い(4) 18条2項2号適用	230
問6-89	単身者に対する葬祭扶助の適用	233
問6-89-2	単身者に対する葬祭扶助の適用(成年被後見人の場合)	234
問6-90	遺留金品の処理方法	235
問6-91	外国人の遺留金品	236
問6-92	手術で切断した手足の火葬料	237
問6-93	火葬料基準額加算について	237

第7 収入の認定

1 就労に伴う収入

問7-1	就労収入の3か月平均による認定方法	241
問7-2	翌月收入充当の方法	247
問7-3	過去に働いた賃金の一括受領	248
問7-4	退職後に就労収入があった場合の取扱い	249
問7-5	高校生の就労収入	250
問7-6	給料を差し押さえられている場合の収入の認定	250

問7-7	更生施設入所者の更生積立金について-----	251
問7-8	自立生活援助事業(社会生活復帰促進事業)利用ケースの取扱い-----	255
問7-9	自立支援システム利用ケースの取扱い-----	255
問7-9-2	東京都重度脳性麻痺者介護事業により支給される手当の取扱い-----	256
問7-9-3	就労継続支援等の工賃の取扱い-----	256
問7-9-4	生命保険外交員の収入認定-----	257

2 就労に伴う収入以外の収入

問7-10	収入認定と法第63条(1)生命保険の入院給付金等の取扱い-----	259
問7-11	年金担保貸付・恩給担保貸付制度による貸付金を消費し、保護申請した者の取扱い---	260
問7-11-2	福祉医療機構が行う年金担保貸付利用者に係る情報提供-----	262
問7-11-3	日本政策金融公庫が行う恩給担保貸付利用者に係る情報提供-----	263
問7-12	保護受給中に、年金を担保として貸付を受けた場合の取扱い-----	265
問7-13	収入認定と法第63条(2)年金等公的給付金の取扱い-----	266
問7-13-2	収入認定と法第63条(3)年金時効特例法の取扱い-----	267
問7-13-3	年金支払遅延加算法により支給された加算金の取扱い-----	269
問7-13-4	恩給の収入認定-----	269
問7-14	特例児童扶養資金の収入認定上の取扱い-----	270
問7-15	火災保険等(掛け捨て型)等の戻り分の取扱い-----	271
問7-16	地方公共団体が年末等の時期に支給する見舞金の取扱い-----	272
問7-17	退職金の取扱い-----	272
問7-18	所得税の還付金の取扱い-----	273
問7-19	「その他公的給付」及び「その他の臨時的収入」の対象収入-----	273
問7-19-2	株券、投資信託を保有する場合の取扱い-----	274
問7-19-3	F X、暗号資産等に係る収入認定の取扱い(新設)-----	275
問7-19-4	求職者支援制度による職業訓練受講給付金-----	275

3 収入として認定しないものの取扱い

問7-20	国もしくは地方公共団体により行われる貸付金の取扱い-----	277
問7-20-2	緊急小口資金及び臨時特例つなぎ資金の取扱い-----	278
問7-20-3	生活福祉資金を借り入れて冷暖房設備(日常生活に必要な生活用品)を 購入する場合の取扱い-----	279
問7-21	保育所等入所支度金の取扱い-----	281
問7-22	養護老人ホーム入所者に支給される「おこづかい」の取扱い-----	282
問7-23	住宅建て替えに伴う移転料(移転助成費)の取扱い-----	283
問7-24	敷金返還金の取扱い-----	283
問7-25	福祉的給付金の特例的取扱い-----	284
問7-26	東京都心身障害者扶養年金制度及び心身障害者扶養共済制度の取扱い---	285
問7-27	老人福祉手当の取扱い-----	287
問7-28	重度心身障害者手当の取扱い-----	289
問7-29	重度心身障害者手当の預託-----	291
問7-30	児童育成手当の取扱い-----	292
問7-30-2	原爆被爆者見舞金の取扱い-----	293
問7-31	各種制度により支給される介護料の取扱い-----	293
問7-32	高校就学に伴う貸付金等の取扱い-----	294
問7-32-2	高校就学中の就労収入から「就労や早期の保護脱却に資する経費」を 認定する場合の取扱い-----	295
問7-32-3	既に収入認定除外を行った「就労や早期の保護脱却に資する経費」を 目的外に使用した場合等の取扱い-----	297
問7-33	離婚に伴う養育費、慰謝料の収入認定-----	298

問7-34	交通事故被害に伴う補償金等の収入認定	298
-------	--------------------	-----

4 就労に伴う必要経費、その他の必要経費

問7-35	個人タクシーの必要経費	300
問7-36	生命保険の外交員の必要経費	300
問7-37	削除	
問7-38	削除	
問7-39	シルバー人材センター及び小規模作業所の会費	301
問7-40	傷病手当金からの社会保険料の控除の取扱い	301
問7-41	就労に伴う託児費用の取扱い	302
問7-42	インターネット等を用いた収入の認定方法	302

第8 保護の決定

問8-1	保護開始時の要否判定に用いる費目	307
問8-2	保護開始時の要否判定時の収入充実に用いる費目	309
問8-2-2	年金から特別徴収されている国保料の取扱い	311
問8-3	保護開始時に申請者の所持する金銭の取扱い	311
問8-3-2	世帯員が増えた場合の要否判定・程度の決定	314
問8-4	給料・年金等の推定残額の算出方法	315
問8-5	申請時所持金がある場合の要否判定及び程度の決定の具体例	316
問8-6	福祉的給付金と保護の要否判定及び程度の決定	324
問8-7	保護開始時の要否判定に用いる医療費	326
問8-8	入院時のおむつ代と保護の要否判定	329
問8-9	低所得者の特例措置の取扱い	329
問8-10	医療費及び食事標準負担額の特例措置の取扱い	331
問8-10-2	入院時生活療養費の特例措置の取扱い	333
問8-11	介護老人福祉施設入所者の要否判定と境界層該当証明	335
問8-11-2	障害者施設入所者の要否判定と境界層該当証明	338
問8-12	移管ケースの取扱い	342
問8-13	移管ケースの手持ち金	344
問8-14	保護施設入所事務の取扱い	345
問8-14-2	日常生活支援住居施設における入所事務の取扱いについて（新設）	347
問8-15	救護施設「救世軍自省館」への入所事務の取扱い	349
問8-16	保護施設事務費及び日常生活支援委託事務費等の収入充当順位	350
問8-17	月の中途での保護施設入退所の場合の保護費等の取扱い	351
問8-18	保護施設等の入所者が短期入院した場合の保護施設事務費	351
問8-18-2	日常生活支援住居施設等の入所者が短期入院した場合の日常生活支援委託事務費（新設）	354
問8-19	路上生活者に対する保護の適用	356
問8-19-2	簡易宿所等の利用について	357
問8-20	簡易宿所からの居宅移行について	358
問8-20-2	無料低額宿泊所からの居宅移行について	359
問8-20-3	削除	
問8-21	入院して保護を適用していた路上生活者が退院する場合の留意点	360
問8-22	路上生活者対策事業を利用している場合の保護の適用	360
問8-23	養護老人ホーム入所者に対する保護の適用	363
問8-24	削除	
問8-25	東京都女性相談センター（一時保護所）入所者に対する保護の適用	365
問8-26	高齢者虐待防止法による居室確保の措置を受けた者への保護の適用	367

問8-27	ダルク入寮者に対する保護の適用-----	368
問8-28	警察官署等に拘束された者に対する保護の適用-----	369
問8-29	被保護者が警察官署に留置された場合の保護の取扱い-----	370
問8-30	更生保護事業による保護を受けている者の取扱い-----	373
問8-31	扶助費の再支給額の算定方法-----	373
問8-32	誤って受けた保護申請の取扱い-----	375
問8-33	日用品費の累積金の取扱い-----	376
問8-34	被保護者の累積金について-----	379
問8-35	保護停止中の者の収入の取扱いと停止の解除-----	381
問8-36	海外渡航者の海外滞在期間中の保護の取扱い-----	383
問8-37	保護廃止の際の要否判定に用いる基準及び収入-----	385
問8-38	保護廃止の際の要否判定と扶助費の計算及び廃止の時期-----	386
問8-39	定期的な収入のある者の月の途中廃止-----	388
問8-40	医療費自己負担金のある者の月の途中廃止-----	389
問8-41	保護費未受領での、所在不明による保護廃止-----	390
問8-42	自己都合による退院ケースの取扱い-----	391
問8-43	自己都合による退所ケースの取扱い-----	392
問8-44	長期不在ケースの取扱い-----	392
問8-45	単身者の被保護者が死亡した場合の保護費の取扱い-----	393
問8-46	辞退届の取扱い-----	394
問8-47	急迫した要保護者を発見した場合-----	395

第9 保護決定上の指導指示及び検診命令

問9-1	保護の申請受理の時期-----	399
問9-1-2	保護申請書の書式及び口頭による保護申請について-----	400
問9-1-3	保護申請時におけるマイナンバーの取扱いについて-----	401
問9-2	法第27条に基づく口頭による指導の内容を書面で交付した場合-----	403
問9-3	法第27条に基づく文書指示-----	404
問9-4	就労指導のための文書指示-----	406
問9-5	来所を求める文書指示-----	407
問9-6	申告書類の提出を求める文書指示-----	408
問9-7	保護施設入所時における指導・指示-----	409
問9-8	保護施設利用者の管理規定遵守についての指導・指示-----	410
問9-9	法第27条の2に基づく相談及び助言-----	411
問9-10	保護開始時における稼働能力活用と保護の適用-----	411
問9-11	保護施設入所者の自己負担分の納入-----	412
問9-12	就労斡旋依頼の取扱い-----	413
問9-13	自立更生計画書の作成-----	417
問9-14	援助が困難と予想される事例の自立更生計画書作成-----	417
問9-15	自立支援プログラムによる自立助長の促進-----	418
問9-16	検診命令の取扱い-----	421
問9-17	別様式の検診書を用いる検診命令-----	422
問9-18	保護開始に至らなかった場合の検診費用の支払い-----	426

第10 訪問調査等

1 訪問調査

問10-1	開始時の訪問調査及び定期訪問の時期と方法-----	429
問10-2	処遇上の目的実現のための訪問の方法-----	431

問8-27	ダルク入寮者に対する保護の適用-----	368
問8-28	警察官署等に拘束された者に対する保護の適用-----	369
問8-29	被保護者が警察官署に留置された場合の保護の取扱い-----	370
問8-30	更生保護事業による保護を受けている者の取扱い-----	373
問8-31	扶助費の再支給額の算定方法-----	373
問8-32	誤って受けた保護申請の取扱い-----	375
問8-33	日用品費の累積金の取扱い-----	376
問8-34	被保護者の累積金について-----	379
問8-35	保護停止中の者の収入の取扱いと停止の解除-----	381
問8-36	海外渡航者の海外滞在期間中の保護の取扱い-----	383
問8-37	保護廃止の際の要否判定に用いる基準及び収入-----	385
問8-38	保護廃止の際の要否判定と扶助費の計算及び廃止の時期-----	386
問8-39	定期的な収入のある者の月の途中廃止-----	388
問8-40	医療費自己負担金のある者の月の途中廃止-----	389
問8-41	保護費未受領での、所在不明による保護廃止-----	390
問8-42	自己都合による退院ケースの取扱い-----	391
問8-43	自己都合による退所ケースの取扱い-----	392
問8-44	長期不在ケースの取扱い-----	392
問8-45	単身者の被保護者が死亡した場合の保護費の取扱い-----	393
問8-46	辞退届の取扱い-----	394
問8-47	急迫した要保護者を発見した場合-----	395

第9 保護決定上の指導指示及び検診命令

問9-1	保護の申請受理の時期-----	399
問9-1-2	保護申請書の書式及び口頭による保護申請について-----	400
問9-1-3	保護申請時におけるマイナンバーの取扱いについて-----	401
問9-2	法第27条に基づく口頭による指導の内容を書面で交付した場合-----	403
問9-3	法第27条に基づく文書指示-----	404
問9-4	就労指導のための文書指示-----	406
問9-5	来所を求める文書指示-----	407
問9-6	申告書類の提出を求める文書指示-----	408
問9-7	保護施設入所時における指導・指示-----	409
問9-8	保護施設利用者の管理規定遵守についての指導・指示-----	410
問9-9	法第27条の2に基づく相談及び助言-----	411
問9-10	保護開始時における稼働能力活用と保護の適用-----	411
問9-11	保護施設入所者の自己負担分の納入-----	412
問9-12	就労斡旋依頼の取扱い-----	413
問9-13	自立更生計画書の作成-----	417
問9-14	援助が困難と予想される事例の自立更生計画書作成-----	417
問9-15	自立支援プログラムによる自立助長の促進-----	418
問9-16	検診命令の取扱い-----	421
問9-17	別様式の検診書を用いる検診命令-----	422
問9-18	保護開始に至らなかった場合の検診費用の支払い-----	426

第10 訪問調査等

1 訪問調査

問10-1	開始時の訪問調査及び定期訪問の時期と方法-----	429
問10-2	処遇上の目的実現のための訪問の方法-----	431

問10-3	入院入所ケースの訪問の時期と方法	432
-------	------------------	-----

2 関係機関調査

問10-4	預貯金の状況についての調査	434
問10-5	生命保険等の調査	436
問10-6	29条調査の意義と実施方法	437
問10-7	就労状況及び収入に関する調査	439

第11 保護費の返還、徴収

問11-1	法第63条に係る資力の発生時について	443
問11-2	法第63条による返還対象額の算定(1)	445
問11-3	法第63条による返還対象額の算定(2)	446
問11-4	法第63条による返還対象額の算定(3)	447
問11-5	法第63条による返還対象額の算定(4)	448
問11-6	法第63条による返還対象額の算定(5)	450
問11-7	法第63条による返還対象額の算定(6)	451
問11-8	法第63条による返還対象額の算定(7)	452
問11-8-2	法第63条による返還請求と消滅時効(1)	455
問11-8-3	法第63条による返還請求と消滅時効(2)	456
問11-8-4	法第63条による返還請求と消滅時効(3)	458
問11-9	法第63条返還に係る免除の考え方	459
問11-10	保護施設入所者に係る法第63条に基づく返還決定	461
問11-11	法第78条による徴収対象額の算定	461
問11-11-2	法第78条を適用する際の留意点	463
問11-11-3	偽名を使って保護受給した場合の取扱い	464
問11-12	誤って支払った保護費の返納	465
問11-13	ケース移管時の法第80条免除	465
問11-14	保護開始直後の生命保険の解約返戻金	466
問11-15	開始時の金融機関調査によって判明した預貯金	467
問11-16	法第63条返還金の時効	468
問11-17	法第63条による費用返還の請求時期と消滅時効の開始時期	469
問11-18	翌月以降にも分割認定を予定していた世帯の保護廃止	470
問11-19	児童扶養手当受給者が年金遡及支払いを受けた場合の取扱い	470
問11-20	未支給年金と法第63条返還	471
問11-21	法第78条の2に基づく申出書	471
問11-22	法第78条の2に基づく徴収金額決定	473

第12 その他

問12-1	外国人に対する保護の準用(1)	477
問12-2	外国人に対する保護の準用(2)	479
問12-2-2	外国人に対する保護の準用(3)	481
問12-3	在留資格の変更等の可能性	484
問12-4	外国人の保護に係る要件の確認方法	485
問12-5	難民等に対する保護の準用	486
問12-6	中国からの帰国者に対する保護の適用	487
問12-6-2	外国人のマイナンバーの取扱いについて	488
問12-7	暴力団員に対する保護の適用	490
問12-8	不服申立て制度	492

問12-9	弁明書の作成方法	498
問12-10	審査請求が提起されている処分の執行停止	501
問12-11	行政事件訴訟法に基づく教示について	503
問12-11-2	生活保護に係る外国人からの審査請求	509
問12-11-3	保護の処分等に関する訴訟の取扱い	509
問12-12	援助方針（支援方針）の作成	511
問12-13	保護費の時効	512
問12-14	扶助費の遡及支給（新設）	513
問12-15	特別基準設定に係る情報提供の事務処理要領	514
問12-16	受領されなかった保護費の取扱い	521

第13 就労自立給付金

問13-1	就労自立給付金の支給要件	525
問13-2	就労自立給付金の支給決定	526
問13-3	就労自立給付金の算定	527

参考資料

1	東京都内登記所（不動産登記管轄）	535
2	被保護世帯に対する援護施策	538
3	児童生徒の修学援護制度（育英奨学、就学援助、就学奨励制度）	540
4	生活保護世帯に対する健全育成事業	548
5	生活保護主要通知	549
6	生活保護関係主要判例・裁決	560
7	審査請求書の例	569
8	審査請求に係る弁明書の例	570
9	審査請求に係る裁決の例	573
10	外国人のための他法他施策	575
11	在留特別許可に係るガイドライン	576
12	海外渡航事例集	579

第 1 世帯の認定

第1章 世帯認定

この章で扱う事項

世帯認定について

- ・ 児童養護施設入所児童と出身世帯の関係 . . . 問1-1
- ・ 同一の住居に生活する者を別世帯として認定する事例 . . . 問1-2、3
- ・ 世帯員の一部が施設入所中の場合の取扱い . . . 問1-4

世帯分離について

- ・ 世帯員の一部が保護の要件を欠く場合の取扱い . . . 問1-5
- ・ 世帯員の一部に保護を適用する場合の要否判定 . . . 問1-6
- ・ 施設入所者の世帯分離 . . . 問1-7
- ・ 世帯分離の見直し . . . 問1-8
- ・ 就学者の世帯認定 . . . 問1-9
- ・ 障害者グループホーム入所者の世帯認定 . . . 問1-10

キーワード

【世帯単位の原則】

生活保護の適用にあたっては、世帯を単位として、保護の要否及び程度を判断する。

これは、社会生活において、通常は世帯を単位として生計が営まれていることからである。したがって、生活困窮についても、同一生計に属する全ての世帯員に同時に共通してあらわれるものとして、援助を行うとすれば、世帯単位で行う必要があるものととらえる。

しかしながら、保護の実施上、この原則を徹底することが、かえって世帯員の自立助長を妨げるような結果をまねく場合もあることから、保護の実施要領では、「世帯分離」(局第1-2(1)~(8)及び5(1)~(3)参照)を行って一部の世帯員のみ保護を適用することを認めている。

昨今、DVケースやニートの世帯など、機械的に世帯単位の原則を当てはめることが適当でない事例もあり、世帯認定にあたっては、要保護世帯の状況を十分見極めることが求められる。

【世帯の認定】

生活保護法上の「世帯」とは、主に生計の同一性に着目して、現に家計を共同して消費生活を営んでいる世帯をいう。したがって、必ずしも、住民票上や税制上の世帯との一致を前提とするものではなく、保護の実施にあたっては、実施機関において保護を行う世帯について「世帯の認定」をして、保護を適用する世帯員を確定する必要がある。

同一居住、同一生計が世帯認定の基礎であるが、生計関係については、居住者相互の関係(親族関係の有無、濃密性等)、家計収支の状況や消費材及びサービスの共有度合などを勘案のうえ、補足的な資料として各種届出事項等の記載事実(戸籍・住民票等)などもふまえ、個々の事例に即して適正な世帯認定を行う。

また、同一の住居に居住していなくても、社会生活上同一世帯と認定するのが適当な場合(出稼ぎ就労中の者、寄宿舎にいる生徒、入院中の患者など)には、同一生計を営む者として取扱い、同一世帯認定を行うことになる。

第 1 世帯の認定

(問 1 - 1) 児童養護施設入所等児童の世帯認定

児童養護施設に入所している等の児童を持つ世帯から、保護の申請があり、保護を開始することとなった。

この場合、入所中等の児童の世帯認定はどうか。

児童養護施設入所等児童と出身世帯とは同一世帯である。(局長通知第 1 - 1 - (7))

児童養護施設に入所している児童に対しては、施設入所中、医療費を含めて最低生活を満たすだけの処遇が児童福祉法に基づき行われることから、当該児童を除いた世帯員について、基準の算定を行うことで足りるものである。(別冊問答集問 7 - 4)

しかしながら、その世帯が被保護世帯であるときは当該児童も被保護世帯の一員である。つまり、施設入所中の生活需要が児童福祉法によって賄われているがために、当該児童についての最低生活費の計上を行わないことにしているに過ぎない。

したがって、児童福祉法による給付が行われず、かつ、生活保護法において保障すべき需要が生じたときには、その限りにおいて、被保護世帯の一員としての保護の適用を行うことが必要となってくる。

そのために、当該児童を「被保護世帯の一員ではあるが、児童福祉法による給付によって生活需要が満たされている間は、最低生活費の認定の要がない者」と位置づけた上で、保護決定調書等に、世帯員として記載しておかなければならない。

また、被保護世帯の児童が、養子縁組を前提とした「養子縁組里親」、養子縁組を前提としない「養育家庭」のもとで養育される場合も、養子縁組までの間あるいは養育家庭で養育される間は、養育手当が支給されるので、児童養護施設入所中の児童と同様「最低生活費の認定の要がない者」と位置づけた上で、世帯員として記載しておく。

なお、当該児童については、期末一時扶助、母子加算及び児童養育加算の対象とはならないものであることに注意を要する。

その上で、施設から一時帰宅(外泊)した場合には、帰宅に伴う移送費(施設から支給されない場合)及び帰宅中の食事代(一人世帯に適用される額)を認定して、支給することとなる。同一世帯に複数名の児童が同時に一時帰宅する場合であっても、それぞれ一人世帯として食事代の認定を行う。なお、帰宅期間中も施設から児童に対し生活訓練を目的とした「こづかい」が支給される場合があるが、最低生活費に充当する収入というより、生活訓練の手段とみなすべきものと考え、収入としては認定しない。

基準計上については、問 6 - 5 「施設等入所者の基準の算定」及び問 6 - 13 「施設

入所者が外泊した場合の基準の算定」を参照されたい。

また、夏休み、春休み、冬休み等で長期帰宅する場合は転入扱いとなるので留意されたい。

局長通知第1-1-(7)、別冊問答 問7-4

(問1-2) **同一居住での別世帯認定**

甲は、3年前から、乙が借受人となっているアパートで同棲生活をしていたが、最近になって乙が暴力を振るうようになり、生活費も渡さなくなった。甲は、心臓が弱く、医師から就労は止められている。乙からは早く出て行けと言われていたが、自分自身の手持ち金がまったく無く、他に頼れる者もない。今後の生活のために住居の確保をしなければならないことと、生活費、医療費に困窮していることから、保護の申請があった。

この場合、甲を単身世帯として保護を適用することができるか。

同一世帯であるかどうかは、まず、居住を一にしているか、生計を一にしているかという観点から判断するが、居住者相互の関係（親族関係の有無、濃密性）がどうであるかも重要な目安となる。

さらに、消費財・サービスの購入や消費の状況、家事労働の分担、戸籍・住民基本台帳の記載事実等の正確な把握に基づいて、個々の事例に則して適正な世帯認定を行うことが必要である。

設問の場合、乙が暴力を振るう、あるいは、生活費を渡さなくなった等の生活の実態から内縁関係は終了していると判断される。それゆえ、家計を共同にして消費生活を営んでいるとは認めがたい（生計の同一性なし）。

また、早く出ていけと言われていたこと等から、今後の関係修復は著しく困難であり、当然に同居の継続も期待できないものと認められる。

したがって、保護申請の時点では、甲は単に乙のアパートにまだとどまっているにすぎない状況と判断され、このような場合には、生計を同一としない客観的事実が確認されるのであれば、同一居住という点にこだわることなく、別世帯と認定すべきである。

したがって、乙のアパートをそれまでの居住の連続性から居住地としつつも、甲に単身者として保護を適用し、転居費用を認定することとして差し支えない。

この設問は、内縁関係にある者の事例であるが、婚姻関係にある者の場合には、婚姻関係の事実上の破綻と生活保持義務関係の解消が同時に認定できない事例も多く、離婚手続を行う意思や実際の届出の有無について確認する必要がある。しかしながら、生活保護の適用にあたっては、正式な離婚が保護の前提条件となることを意味するものではないので、十分に留意すること（婚姻中であっても一方が遺棄されている状態でかつ困窮状態が認められるのであれば、急迫による保護の適用のうえ、配偶者に扶

養の履行を求める場合も考えられる)。

(問1-3) **知人宅等に一時的に身を寄せている者からの保護の申請**

失職により半年間路上生活を送っていた甲は、1か月前から一人暮らしの友人宅に身を寄せて求職活動をしていた。ところが、病気となり通院しなければならなくなった。

友人も収入が多いわけではなく、医療費を負担することができず、生活の援助も限界になったとして甲のみ生活保護を受けたいと相談があった。

この場合の世帯認定をどうすればよいか。

甲の居住実態は、友人宅にあるのは事実であるが、友人宅が生活の本拠地となりうるかどうかポイントとなる。その基準として、それまでの居住実績や今後の居住の期待可能性などから判断することになる。

設問の場合、①甲が一時的に友人宅に身を寄せていたに過ぎず、生活の本拠を定めただけではなく、早急に友人宅を出なければならないと判断される場合には、友人宅を現在地としつつ、アパート転宅までの間は単身者として保護をすることとなる。②友人宅に3か月以上同居した後に、これ以上友人宅に居住できなくなって相談があった場合は友人宅を居住地とした上で①と同様の保護を適用。③今後も友人宅にとどまり生計を一にしていくということであれば、同一世帯と見ることになる。

また、DV等で婚姻状態のまま夫の元から逃げてきて、知人宅に仮住まいしている母子などの例についても、上記の考え方をとる。特に、逃げ母子の場合、生活保持義務関係にある夫との世帯認定が問題となるが、その避難が一時的なものではなく離婚を前提としたものであれば、実質的に夫婦関係は破綻しており、単独の世帯として認定すべきである。

なお、最低生活費の認定に当たっては、保護の対象とする者の需要の実態をふまえて、計上すべきであり、現に援助が行われている部分は、金銭であればその金額を、主食、野菜又は魚介であればその金銭換算した相当額を収入として認定を行うことになる。

(問 1 - 4) **夫婦のうち一方の介護老人福祉施設入所**

甲と乙の夫婦はそれぞれの年金収入があるが、子供が転出したあと、保護を受けて二人だけで暮らしていた。このたび、甲は介護老人福祉施設に入所することとなったが、乙はこれまでどおり居宅生活を続けるつもりである。甲は自分の年金収入をもって施設での生活が可能であることから、今後は夫婦別々の世帯として取り扱ってもらいたいとの申し出があった。

居住を異にし、それぞれの独立した生計を営むということをもって、この二人を別世帯として取り扱い、乙のみを保護することが可能か。

ただちに別世帯認定とすることは適当でなく、以下のような点を検討し、判断することになる。

世帯員の一人が施設に入所した場合は、居住を別にしてはいるが、施設入所者と出身世帯との生計維持関係がまったく途絶え、帰来の見込みもまったくない場合のように同一世帯として認定することが不可能な場合は別として、本来的には同一世帯として認定すべきである。

しかしながら、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（老人福祉法の措置の場合）及び介護老人福祉施設については、救護施設等と同じく、施設入所者と出身世帯員とを同一世帯として認定することが適当でない場合には世帯分離の取扱いが認められている。設問の場合は、生活保持義務関係にある者の分離となるので、世帯分離を行わないとすればその世帯が要保護世帯となる時に限られることとなる。（局長通知第 1 - 2 - (8)）

したがって、甲乙の収入の合計が介護老人福祉施設入所者（甲）と居宅生活者（乙）の 2 人分の保護の基準を下まわるときは、世帯分離の取扱いをすることによって、乙のみを保護することが可能となる。この場合、甲の年金収入が少額で、国民健康保険の保険料、その他、介護老人福祉施設入所中の諸経費等がようやく賄われる程度で乙への仕送りが期待できないときは、問題が生じない。

しかし、世帯全体としては、要保護状態にあるとしても、収入が甲の方に偏しているときには、直ちに世帯分離を行うことが適当でない場合も生じる。

ただし、このような場合においても、その余裕分について適正な仕送りが行われる場合には、甲をあえて被保護者とするまでもなく世帯分離をした方が適切な場合が考えられる。

*生活保持義務関係・・・夫婦又は親の未成熟の子（中学 3 年以下の子をいう。）に対する扶養義務関係

*特養旧措置入所者からの保護申請への対応（平成 12 年 3 月・所長会資料）

局長通知第1-2-(8)

別冊問答集 問1-48

生活と福祉・昭和62年1月

(問1-5) **保護の要件を欠く者に対する世帯分離**

世帯員のうちに稼働能力があるにもかかわらず、収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者があるとき、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合には、要件を欠く者を分離して保護の対象から外し、他の世帯員のみを保護することができることになっている。

この取扱いを行う場合の留意点について示されたい。

生活保護制度の趣旨の説明、本人の稼働能力の判断等が適切に行われていることを前提に、まず、本人による求職活動を促すための助言、指導を行うこととするが、それが適当でない場合には、職業安定所への連絡、紹介等について必要な指導指示を口頭で行うこととなる。

これによってもなお目的を達成できないときは、文書による指導指示を行うこととする。当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、弁明の機会を与えた上で、世帯分離の決定を行う。分離時の保護決定通知書の記載例は、次のようなものが考えられる。

「〇〇さんに対して、△年△月△日に、生活保護法第27条の規定により求職活動を行うことを文書指示しましたが、履行期限の□年□月□日までに従わず、保護の要件を欠く者と判断しました。このため、生活保護法第62条の規定に基づきあなたの世帯の保護を変更し、〇〇さんを世帯から分離します。」

指導指示を行うに当たっては、必要に応じて、事前に調査、検診命令等を行い状況の把握に努めるとともに本人の能力、健康状態、世帯の事情、地域の慣行、雇用情勢等について配慮し、指導指示が形式化することのないよう十分留意すること。

分離を行った後は、その者は被保護者ではなくなることから、保護受給中の者に対する指導指示を世帯分離した者に対しては行い得なくなる。しかし、本人の生活状況についての把握を怠ることなく、分離解除の必要性の有無について絶えず関心を払い、少なくとも年1回は検討を行う必要がある。(課長問答第1の8)

なお、特に本人が未成年である場合には、本人に係わる状況を適切に把握し、機械的に指導指示等を行うことのないように十分に配慮すること。

特に、高校卒業直後等、若年層にある者に対する就労指導については、自立支援プログラムの活用を図るなど、自立に向けての支援を行うことが必要であり、性急な指導指示による世帯分離を行うべきではない。

なお、世帯認定は、実施機関の職権に基づいて行うべきものであることから、世帯分離を被保護世帯の世帯員からの辞退届の提出によって行うことは適当ではないので留意すること。

局長通知第1-2-(1)

課長問答第1の8

法第27条、第62条 法施行規則第19条

(問1-6) 世帯分離と保護の要否判定

保護開始時に世帯分離を行おうとする場合、保護の要否判定はどのように行うべきか。

世帯分離を行う場合、局長通知第1の2の(2)において直系血族の世帯に転入した場合、(4)、(5)のア、イ、エ、(6)及び(8)において保護を受けることになる者とその者に対し生活保持義務関係にある者とが分離されることとなる場合については、「(世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護状態となる場合に限る。)」等のただし書きが付けられている。

これらの場合には、同一世帯と認定される者全員分を合算した保護の基準と収入とを対比させた上で、保護の要否を判定しなければならない。

したがって、保護開始時に上記の分離根拠によって世帯分離を行おうとする場合、まず、世帯全体で保護の要否判定を行い、その結果が保護要の場合に、世帯分離を行うことが可能となる。

これに対して、分離を行うにあたって世帯全体の要保護性を前提とすることを求めない分離類型に基づいて、世帯分離を行う場合には、分離に際しての要否の判定は不要である。

つまり、カッコ書き要件がある場合は、世帯全体の保護の要否判定後に世帯分離を行い、その上で改めて、分離して保護する者について再度、要否判定を行うことになるが、カッコ書き要件のないものは世帯分離後に要否判定を行うものである。

生活と福祉・昭和45年5月（実施要領の改正）

別冊問答集 問1-18、問1-21

(問 1 - 7) **施設入所者の世帯分離**

施設入所者と出身世帯員とを同一世帯として認定することが適当でない場合は、世帯分離が認められているが、これは世帯分離を行って、どちらの者を保護する場合の規定であるか。

施設入所者のみを分離して保護を適用することも、反対に出身世帯員のみを分離して保護を適用することもできるものである。

後者の場合、施設入所者は保護を受けないこととなるので、出身世帯に一時的に戻る際の移送費や食費は支給することができないので注意が必要である。

局長通知第 1 - 2 - (8)

生活と福祉・昭和50年 5 月（実施要領の改正）

(問 1 - 8) **世帯分離の見直し**

世帯分離により保護を要しなくなった者の非協力により、その者の収入が申告されず、世帯全体の要保護性が確認できないときは、どのようにすべきか。

世帯分離は、少なくとも年 1 回の見直しが義務づけられている。保護継続中に分離要件を満たしているかどうか明らかでなくなったときは、分離は解除されるものである。

したがって、分離の結果保護を要しなくなった者の収入が申告されず、再三の提出要請にもかかわらず、届け出がなされない場合は、以下によらねたい。

- 1 保護の実施機関は、まず分離を解除し、当該者を同一世帯と認定する保護の変更決定を行い、法第27条による口頭指示、さらに法第27条による指示文書を発行し、収入申告書の提出を求める。
- 2 提出があった場合は、それにより保護の要否判定（分離要件の確認）を行う。
- 3 提出がなかった場合は、弁明の機会を与えたのち、必要に応じて保護の停・廃止を検討する。

なお、1の分離の解除を行うに当たっては、あらためて世帯認定そのものの検討も踏まえて的確に判断する。（課長問答第1の9）

また、長期入院患者の世帯分離で生計の中心者が直系血族から兄弟姉妹等に代替わ

りした等により同一世帯として認定することが適当でない場合には、別世帯として認定すべきであることに留意されたい。（課長問答第1の10）

課長問答 第1の9及び10

法第27条、第62条 法施行規則第19条

（問1－9） 就学者の世帯認定等について

生活保護世帯に属する世帯員が就学している場合の取扱いについて示されたい。

被保護世帯員のうち就学者の世帯認定については、局長通知第1－1、3、4及び5に示されている。

このうち3、4及び5については世帯の自立助長に効果的であることという前提に立っている。

1は、子が義務教育のために他の土地に寄宿している場合には、居住を一にしているが、同一世帯に属していると判断される事例である。なお、「他の土地に寄宿」とは、寮あるいは何らかの理由により他の親族等のもとで生活していて、卒業後に帰来することが前提となっている場合をいい、「義務教育」はあくまでも例示であり、高校、大学等に就学している者についても同様である。（別冊問答集 問1－15）

3は、高等学校及び高等学校に準ずる学校で高等教育を受ける場合には保護を受給しながら就学できる事例である。

平成17年度の実施要領改正において、生業扶助〔技能修得費〕（高等学校等就学費）が支給できるようになったことに伴い、「奨学金等により教育費がまかなわれる子と」という要件はなくなったが、かつて高校等を修了したことがないという要件は変わらない。

4は、夜間大学等の場合は一定の要件を充足していれば保護を受給しながら就学できる事例である。この場合の要件として、就学する者が稼働能力を活用していることが求められる。稼働能力を既に活用し保護の要件を満たしている者が余暇を活用して就学している場合は、その余暇の時間にどのように過ごそうと自由であり、余暇活用として夜間大学・各種学校等種別を問わず就学することは保護の実施過程における問題はない。余暇活用のため、就労収入から学費等を控除することは認められない。夜間大学等で就学するための恵与金等については、自立更生に充てられるものとして、収入認定除外の扱いをすることとなる。（別冊問答集 問1－54）

5は、

（1）保護開始時にすでに大学で就学している場合

(2) 保護受給中に貸与金、給付金等を受けて大学で就学する場合

(3) 高校修了後に専門学校等で就学する場合

には、世帯分離することによって就学自体を認めようとする事例である。

(1) (2) について、昼間大学、夜間大学、大学院であるかを問わず世帯分離が認められる。(1) は既に就学している者が世帯の自立助長に効果的な就学かどうか判断することとなる。(2) に規定する貸与金・給付金は資質の優れた者に対し貸与されるものであることから、当該貸与金・給付金を受ける者については自立助長に効果的であるとみなし、世帯分離を行う。さらに(2) において、特待生による学費の免除等大学が実施するもので、保護の実施機関が適当と認める場合は、これらを受けて大学で就学する場合にも世帯分離が可能である。なお、この取扱いにより世帯分離されている者が、自己の生活維持の範囲を超えて医療費が必要になった場合には、分離を一旦解除し、世帯全体で要否判定と程度の決定を行った上で保護を適用し、その状態から脱して復学したときには改めて世帯分離をすることとなる。(別冊問答集問1-56)

以上のように、就学する者の就学先や条件によって保護の方法が違い、特に夜間大学へ就学する者については、余暇活用として扱うか世帯分離とするか、状況により判断が異なるため実態を見極める必要がある。

別冊問答集問1-54、問1-55 問1-56

生活と福祉(昭和49年、50年)5月号

(問1-10) 障害者グループホーム入所者の世帯認定

障害者総合支援法上の共同生活援助を行う住居(障害者グループホーム)入居者に出身世帯のある場合の世帯認定についてはどうなるのか

別居住であり、局第1-1の各項目に該当しないため、原則として別世帯と認定することとなるが、世帯の実態として生計を一にしていることがあきらかに認められる場合はこの限りではない。

なお、出身世帯と別世帯と認定した場合も、保護の実施責任は、入所前の居住地又は現在地によって定める。

第 2 實施責任

第2章 実施責任

この章で扱う事項

実施責任について

- ・ 急病で入院した単身者の実施責任 …… 問2-1～6
- ・ 路上生活者等についての実施責任 …… 問2-7、8
- ・ 宿舎その他で生活する者の実施責任 …… 問2-9～11
- ・ 入院中の者の実施責任 …… 問2-12、13
- ・ 他法による措置等を受けている者の実施責任 …… 問2-14～18、20～29
- ・ 境界層該当証明の実施者 …… 問2-19
- ・ 釈放、出所後の要保護者の実施責任 …… 問2-30、31
- ・ 法第73条による都費負担ケース …… 問2-32

キーワード

【実施責任】

生活保護の決定及び実施の事務を行なう福祉事務所を「実施機関」という。（当該福祉事務所に事務を委任する都道府県知事及び市長等を指している場合もある。）

実施機関が要保護者に対する保護を決定実施する際の責任を「実施責任」という。

保護の実施責任は、概ね次のとおり区分されて定められている。

<居住地保護>

実施機関（福祉事務所）の管轄区域内に居住地を有する要保護者に対する保護

（「入院前の居住地のある者」又は「居住地はないがその同一管内に確実な帰来先のある入院患者」に対する保護を含む）

<現在地保護>

居住地がない又は明らかでない要保護者に対して、現在地において行なう保護

ただし、入院と同時に、又は入院を原因として居住地を失った者に対する現在地保護は、入院前の居住地の福祉事務所が実施責任を持ち、費用負担は法第73条を適用する。なお、法第19条3項の取扱いを適用される施設（法第30条委託保護、法第34条の2の第2項介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への委託保護）に入所中の者で、入所前の居住地の福祉事務所が実施責任を持つ場合は、法第73条の適用はないことに留意する。

<施設入所保護等の特例>

生活扶助を行なうために他管内の救護施設・更生施設に要保護者を入所（委託保護）させた場合、老人福祉法に基づく措置によって養護老人ホーム（特別養護老人ホームを含む）に入所した者が入所中に要保護となった場合、介護扶助を行なうために他管内の介護老人福祉施設（特別養護法人ホーム）に入所させた場合には、それぞれ実施責任についての特例がある。

<急迫保護>

他管内に居住地があることが明らかであっても、要保護者が急迫した状況にある場合には、急迫した事由が止むまでの間は、当該要保護者の現在地で保護を行なう。

第 2 実施責任

(問 2-1) 急病で入院した単身者の実施責任 (1)

居住地のない単身者甲がA区内で発病し、その場所からB区内の乙病院に救急搬送された。しかし、乙病院が満床であったため、救急車はC区内の丙病院に転送した。丙病院入院後、甲から保護の適用について、C区の実施機関に連絡があった。

この場合の保護の実施責任はC区にあるか。

発病 (A区) → 乙病院 (B区) → 丙病院 (C区)
救急搬送 満床のため転送 入院

最初の救護地がA区であることから、A区が実施責任を負う。

居住地のない入院患者については、原則として、その現在地である当該医療機関の所在地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任を負うこととなっている。

しかし、この場合は、「①単身者が急病により入院した場合であって、②発病地を所管する保護の実施機関に対し申請又は連絡を行うことができない事情にあったことが立証され、かつ、③入院後直ちに保護の実施機関に申請又は連絡があった場合は、発病地とする」(局長通知第2-1-(1)ただし書き)に当たるので、A区が保護の実施責任を負うものである。以下は局長通知第2-1-(1)ただし書きの解釈である。

1 単身者が急病により入院した場合であって

急病であれば、外科的疾患であるか、内科的疾患であるかを問わない。

2 発病地を所管する保護の実施機関に対し申請又は連絡を行うことができない事情にあったことが立証されこの事情とは、急病発生に対する緊急搬送の客観的必要性をいう。救急車、パトロールカー等の公的機関の車によって搬送された場合は、発病地(救護地)及び緊急の事情等が明確となるが、一般の人の手によって搬送された場合には、事実関係について疑義が生じることもある。しかし、発病地(救護地)が明確になり、2の要件を満たすならば、救急車、パトロールカー等の公的機関の車による入院に限られるものではない。

なお、自分で歩いて病院に行き、自ら救護を求めた結果入院となった場合は、病院に行く前のいずれかの時点で、通常、保護の実施機関に対し申請又は連絡を行うことができると考えられることから、この2の要件を欠いていることになる。

3 入院後直ちに保護の実施機関に申請又は連絡があった

発病地(救護地)を所管する保護の実施機関以外の実施機関に対して、申請又は連絡が行われた場合においても、発病地(救護地)を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。

別冊問答集 第2-7

(問 2 - 2) **急病で入院した単身者の実施責任 (2)**

居住地のない単身者甲がA区内で発病し、その場所からB区内の乙病院に救急搬送された。しかし、乙病院では応急処置しかできなかつたため、より十分な治療のできるC区内の丙病院に、救急隊によって再び搬送された。

C区内の丙病院に入院後、甲から直ちに保護の申請が行われた。

甲には1万円の所持金があり、これをもって乙病院の医療費程度は支払うことが可能な状態である。

乙病院で受けた応急処置の費用は自費で賄うことができるため、保護の適用が問題となるのは丙病院での医療からであると考え、A区には実施責任がないと判断することができるか。

発病 (A区) → 乙病院 (B区) → 丙病院 (C区)
救急搬送 応急処置の後、転送 入院後、保護申請

丙病院に入院となった直後に保護の実施機関に連絡があった以上、そもそもの発病地であるA区が、局長通知第2-1-(1)ただし書きにより保護の実施責任を負うものである。その上で、甲の持っている1万円は、保護の要否及び程度の決定に際して、申請時の所持金として評価されることとなる。

ところで、居住地がない者については、その者の現在地によって保護の実施責任が定められる。そして、その現在地とは、保護を必要とする状態で保護の申請意思が表示されたあるいは実際の救護が開始されたその瞬間に当該要保護者がいた場所として解されるものである。

この現在地保護の考え方から、設問の場合、甲の所持する1万円に着目して、甲が保護を必要とする状態になったのは乙病院での応急処置が終了した時点以降である、と考えることが可能であるかに思われる。そのように考えた場合には、A区には保護の実施責任がないこととなる。

しかし、甲の所持する1万円は、乙病院での医療費部分の支払いが単に可能であったというに過ぎない。急病発生から丙病院入院に至るまでの連続的な経過の後、直ちに保護の申請がなされている以上、甲の保護申請を受け止めるべき保護の実施機関はA区である。その上で、A区は、甲に対して、保護の適用が必要か否かを判断することとなる。

そして、要保護者の所持する金銭が、月を単位とした保護の要否判定を行えば否となるほどの額であったならば、A区の実施機関は申請却下あるいは職権開始の要なしと判断することになる。

(問2-3) **急病で入院した単身者の実施責任(3)**

居住地のない単身者甲がA区内で発病し、救急車により、乙病院(B区)に措置入院となった。甲は、数千円程度の所持金があったが、病院の医療ケースワーカーの勧めもあって、入院直後に保護の申請を行った。

この事例について、医療費が他法における公費医療で賄われる場合、入院日用品費分も入院後数日間程度は心配ないとする、甲の保護申請は却下されることになるのか。

更に、数千円の手持金を使い果たした後は、病院所在地であるB区が実施責任を負うことになるのか。

発病(A区) → 乙病院(B区)
救急搬送 措置入院、保護申請

甲の保護申請を受けるべき保護の実施機関はA区であり、申請を受けたA区は、要保護性が確認されれば、保護を開始しなければならない。

なぜならば、この保護申請の事例は、局長通知第2-1-(1)ただし書きの場合に当てはまっており、発病地を所管する保護の実施機関が実施責任を負うことになるからである。A区は、入院時点での保護の要否の判定を行い、甲が、入院患者日用品費の基準額に満たない所持金しかなく、保護の要件を満たしていると判断されるときには、保護を開始することになる。数千円の手持金があるからといって、「発病・入院から、数千円の手持金を消費するであろう数日の間は、要保護状態にない」と判断することは誤りである。あくまでも、月を単位として要否判定を行わなければならない。

これに対して、入院後しばらくの間は自分の所持金をもって入院生活を続け、その後困窮して保護申請に及んだ場合は、事情がまったく異なってくる。この場合は、単なる入院中の者からの保護の申請であるため、保護の実施責任は病院所在地たるB区が負うこととなる。

(問2-4) 急病で入院した単身者の実施責任(4)

居住地のない単身者甲が、A区内で発病し同区内の乙病院に救急搬送された。病院から連絡を受けたA区福祉事務所では直ちに病院を訪問し、甲と面接をした。甲の話から次のことがわかった。

当日の朝、体調が極めて悪かったため、近くのB区福祉事務所に相談に行った。B区福祉事務所では特診券を発行し、丙病院に受診させた。ところが、丙病院では診察と投薬はあったものの、その日限りの治療で終わりとされた。同じ日に甲はA区内に来て、路上を歩いていたところ、倒れてしまい、救急入院するに至った。

この場合、甲に対する保護の実施責任はどうか。

相談 (B区) → 丙病院 (B区) → 路上 (A区) → 乙病院 (A区)
特診券 1日外来医療のみ 発病 救急入院

B区で相談を受けた時点での要保護状態が継続したまま、乙病院に入院となったことが明らかな場合には、最初に相談を受けた、B区の実施機関が保護の実施責任を負うべきである。

ところが、設問の場合、丙病院では診察・治療が行われており、その限りでは要保護状態の継続が明らかである、とは言えない。また、B区が、甲の相談に対して、必要なでき得る限りの対応を行っていないとも言えない。

しかし、結果として、その日のうちに具合が悪くなり、救急入院となったため、現実には保護の適用が必要な事態となってしまう。

このように、最初の相談段階での要保護状態がそのまま継続していたか否かの判断には、困難が伴う事例が少なくない。

したがって、実施機関相互の見解の違いによって、要保護者に対する保護の実施責任の回避を防止するために、次のとおり取扱いを定めることとする。

1 相談時点では、要保護状態にあったか否かが明らかではない場合でも、実際にその日のうちに保護を要する状態となったときは、初めの要保護状態が継続しているものとみなして、最初に相談を受けた保護の実施機関が実施責任を負う。

なお、この取扱いは、都内の実施機関相互においてのみ適用するものである。

2 相談時点での要保護状態の継続の確認が困難な場合で、相談を受けた翌日以降に入院等保護を要する状態となったときは、新たに要保護状態となったものとみなす。

(問2-5) 急病で入院した単身者の実施責任(5)

外国籍(国籍不明を含む)の者の場合の実施責任及び保護の適用について

- 1 外国籍(国籍不明を含む)の者が、A区内で倒れB区内の病院に救急搬送された。病院からの連絡によりA区福祉事務所が調査を行ったところ、C区に住居地があることが判明した。
- 2 上記の状態、在留カードの所持をしていない国籍不明の者が救急搬送により入院し、病院から連絡があった。この場合の実施責任及び保護の適用はどうか。

- 1 外国人で保護の準用が可能な者の保護の実施責任は、在留カード又は特別永住者証明書に記載されている住居地を所管する福祉事務所がこれを負うこととなる。したがって、設問の場合は、原則的にはC区が保護の実施責任を負う。(昭和29年5月8日 社発第382号 厚生省社会援護局長通知)

ただし、問12-1のとおり、当該外国人の住居地に居住の実態がなく、住居地を入院先の病院に移すことが保護の開始時に確実な場合には、病院所在地を所管する福祉事務所が実施責任を負っても差し支えない。いずれにしても、病院所在地及び住居地を所管する双方の福祉事務所が十分に協議した上で、実施責任を決定することが肝要である。

- 2 次に、在留カードの所持もなく(つまり住居地がないと思われる)、国籍も不明である外国人が救急入院した場合の保護の適用についてである。

生活保護の準用が可能な外国人は、問12-1のとおりであり、明らかに保護の準用要件を欠く外国人であると認定される場合には、保護の準用は難しい。在留資格及び居住関係が明らかでない外国人として、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」による救護を検討することとなる。この場合の救護者は、救急隊が収容した地点、すなわち救護地を所管する区市町村長である。(問5-4参照)

(問 2 - 6) **無料低額宿泊所、簡易宿所等から失踪後、再び要保護状態となった場合の実施責任**

居住地がなく、無料低額宿泊所を利用中の者が失踪した。その後、他の実施機関に、保護の相談に現れた。

この場合の保護の実施責任はどうか。

1 「失踪」の定義

失踪とは「行方をくらますこと」であり、生活保護の実施機関と被保護者との関係で言えば、被保護者が、実施機関に対する事前の申出なく、一方的にそれまでの居所を去って連絡が取れなくなることである。居住地のない被保護者が失踪した場合は、実施機関の管内に法第 19 条第 1 項第 2 号に規定する現在地を有するとは認められなくなるので、保護を廃止する。

したがって、事前に行先を告げていたり、携帯電話で連絡が取れる場合などは、失踪には当たらない。このような場合は、最低 1 週間は保護を継続したまま、可能な限り本人の所在を把握して連絡を取り、来所を求めることに努める必要がある。実施機関が努力を尽くしても本人が来所しなかった場合は、管内の現在地を有しなくなったことを理由に保護を廃止することも止むを得ない。また、ある時点から連絡が取れなくなった場合は、その時点で失踪となる。なお、被保護者が当該実施機関の援助方針に不満で、他の実施機関で保護を受けたいとの理由から保護の辞退を申し出る場合があるが、そのような申出は任意かつ真摯な意思に基づくものではなく、辞退届が有効とされる要件（課長問答第 10 - 12 - 3）を満たしていないので無効であり、廃止すべきではない。

2 失踪した場合の適用ルール

(1) 保護を廃止する時期

居住地がなく、無料低額宿泊所（日常生活支援住居施設（法第 30 条第 1 項ただし書に定める要件に該当すると都道府県知事等が認めたものをいう。以下同じ。））や管内の簡易宿所等を利用していた者が失踪した場合、原則は失踪した日の翌日付で保護を廃止するものとする。ただし、本人のそれまでの言動や居室内に荷物が置いてある等の状況証拠から、実施機関において一時的な外泊と判断し、廃止せずに一定期間待つことは差し支えない。この場合、失踪した日の翌日付で保護を停止するものとする。なお、「失踪した日」とは、実施機関が施設長等からの連絡や訪問調査による現認を受けて失踪事実を把握した日である。

(2) 保護の実施責任

失踪した者がその後他の実施機関に保護の相談に現れた場合の実施責任は、次のとおりとする。

ア 失踪後、元の実施機関が保護の廃止を決定するまで

元の実施機関

イ 元の実施機関の保護廃止後

(廃止後) 相談を受けた実施機関

つまり、元の実施機関が失踪した日の翌日に保護の廃止決定までしていれば、その時点以降に他の実施機関に現れても、実施責任は戻さない。現れたとの連絡を受けた時点で廃止決定をしていなければ、実施責任を戻す。停止して一定期間待っていた場合は、同様に実施責任を戻した上で、現れた日付で停止を解除する。なお、停止期間中の支給済保護費は、3(2)で後述のとおり、原則として戻入を求めるが、本人からの聴取内容を調査の結果、停止期間中の居所を確定できた場合は、停止解除時期を遡及して差し支えない。

(3) 適用対象者

①現在地により保護を受け、②無料低額宿泊所や簡易宿所等の経過的居所を利用している者。

ア ①について

無料低額宿泊所や簡易宿所等利用者でも、居住の安定性を認めて居住地保護を受けている者は、対象外。これらの者が失踪した場合は、居住地のある者の失踪と同様に取り扱う(問8-41及び問8-44参照)。実際は、居室の引払いをもって保護の停廃止を判断することとなるケースが大半であろう。

イ ②について

本ルール of 適用対象となる経過的居所としては、次のものが考えられる。

(例) 無料低額宿泊所、簡易宿所、アルコール・薬物依存症者等対象施設、カプセルホテル、ネットカフェ、サウナ

いわゆる住所不定者を対象とした「無届施設」や「ゲストハウス」等は、実態として経過的居所として利用するケースが多いと思われるが、取扱い上は居住地保護となるものなので、本ルール of 適用対象とはならない。これらを利用中の者が失踪した場合は、居住地のある者の失踪と同様に取り扱う。

保護施設や病院は、実施機関の措置や医療扶助の委託により入所・入院するものであり、経過的居所ではないので、対象外。これらに入所・入院中の者が失踪した場合は、実施機関として措置・委託先と十分連絡を取った上で判断する。女性相談センターの一時保護等、他法の措置により入所する施設の場合も、措置の廃止と連動して保護の廃止を行う。

3 その他

(1) 他管内の簡易宿所を利用中で本ルール of 適用を受ける者が失踪した場合は、2

(1)の「保護を廃止する時期」は、失踪した日から2週間経過後の翌日とする。この場合、廃止まで一定期間待つこととなるので、失踪した日の翌日付で保護を停止する。

(例) X週月曜日：失踪 → X週火曜日：停止 → X+2週月曜日終了：2週間経過 → X+2週火曜日：廃止

(2) 失踪により保護を廃止又は停止した場合は、停廃止日以降月末までの支給済保護費については、法第80条にいう「これを消費し、又は喪失した被保護者に、

やむを得ない事由があると認めるとき」に当たるかの判断が不可能なので、返還免除の要件に該当することは考えられない。よって、原則として地方自治法施行令第159条により、戻入を求める。

(3) 本ルール適用により失踪廃止処分した者が、その後元の実施機関に現れた場合は、廃止処分自体に誤りはないが、次のように対応する。

- ① 廃止決定通知書を公示送達を行わず実施機関で保管していれば、交付する。
- ② 失踪後の生活状況等を聴取した上で、保護申請意思の確認等、通常の新規相談と同様に対応する。

(問2-7) 路上生活者が交通事故で入院した場合の実施責任

居住地のない単身者がA区内で交通事故に遭い、B区内の病院に救急搬送されたが、医療費、生活費が自動車損害賠償責任保険（強制）により支払われることになっている。このような場合、保護の実施責任はどうか。

交通事故による入院の場合、自動車損害賠償法により医療費等がまかなわれ、ただちに保護を要するとは言えない場合が多い。したがって病院所在地を所管する実施機関が実施責任を負うこととなる。

しかし、保険金の範囲を超える医療費を要し、その月のうちに要保護状態になることも想定される。そのような場合には、要保護状態が事故発生時点と考えられ、救急搬送した所、つまり事故発生地を所管する実施機関が実施責任を負うこととなる。

入院の時点から日用品費等の扶助費を計上し支給を要する場合は、入院日を開始日とし、医療費は自賠責の適用を優先させる。

(問 2 - 8) **路上生活者が同日に複数の医療機関に受診した場合の取扱い**

居住地のない単身者甲は、A区内の乙診療所に自分で行き外来受診した。その治療費は支払い能力がないということで未払いであった。

ところが、甲は、同じ日にB区内で発病しC区内の丙病院に救急車で搬送され、送院通知が発行された。

この場合の保護の実施責任は、どうなるか。

乙診療所 (A区) → 路上 (B区) → 丙病院 (C区)
外来医療のみ 発病 (救護地) 救急入院

この事例の場合、丙病院の治療費及びこの日からの日用品費に困窮しているため、保護を適用しなければならないが、A区、B区、C区のいずれの福祉事務所が実施責任を負うかという問題である。

結論から言えば、B区である。

乙診療所に受診した段階で、甲は保護の申請を行おうとすればできたにもかかわらず、結果的にそれを行っていない。たとえ、同日に救急搬送により入院したとしても、要保護状態を、乙診療所受診の段階まで遡ることには無理があり、公的機関により救護されたことが確定できるB区が丙病院に入院した時点から保護をすることになる。

後に、乙診療所から、医療費を受領できなかった旨、A区福祉事務所に連絡があったとしても、A区が乙診療所分の医療費について生活保護を適用するかどうか判断すべき問題である。

このことについては、乙診療所での外来受診が救急搬送である場合も同様である。

局第 2 - 1 - (1)

(問 2 - 9) **従業員宿舎から入院した者の実施責任**

A区の建設会社の従業員宿舎に居住していた甲が、工事現場で負傷し、B区の病院に入院した。本人は、宿舎の一室を他の従業員と共同で使用し、起居してきたが、身の回りの日用品を除いて、家財道具等は保有していない。病状が軽快し、この度、退院することとなったが、入院後解雇されてしまっているため、A区の宿舎に戻ることはできない。

このような状態にある者から、入院後に保護の申請がなされたが、この場合の保護の実施責任は、どこにあるか。

甲が入院前に居住していた従業員宿舎が起居・生活の場であった以上、入院以前においては、当該従業員宿舎は甲の居住地であったと考えられる。

しかし、保護申請の時点では本人の家財道具も保管されておらず、解雇されそこに返ることができないことから、甲は居住地を失ったと判断される。

したがって、甲は居住地のない単身入院患者ということになり、甲に対する保護の実施責任は以下のとおり定められる。

甲が従業員宿舎という居住地を入院後3か月を経過してから失った後申請したときは、病院所在地であるB区の保護の実施機関が、現所在地保護を行うこととなる。

これに対し、入院と同時に居住地を失ったか、又は、入院後3か月以内に入院を原因として居住地を失った場合には、入院後3か月を経過した後の保護申請でない限り、入院前の居住地であるA区の保護の実施機関が、現所在地保護の例により実施責任を負うこととなる。(局長通知第2-(1)-(3))

いずれにしても、このような場合には、会社との雇用関係や復職の可能性等を十分に調査・把握の上、居住地の有無、居住地を失った時期及び入院との因果関係等を判断し、実施責任を定める必要がある。

局長通知第2-1-(2)

局長通知第2-1-(3)

(問 2 - 10) **飯場に長期間滞在する者の実施責任**

飯場に長期間滞在する単身者が、工事現場で倒れ、入院した。本人は飯場の一室を与えられており、そこに家財等が保管されている。飯場は工事が終了するまでの間の仮設の宿舎であることから、原則として、居住地とは認定されないことになっているが、この場合は例外的に飯場を居住地として認定してよいか。

飯場を例外的に居住地として認定する場合、住み込んでいる期間、就労状態の安定性等を考慮して個々に判断することになる。期間については、3か月以上同一の飯場に住んでいるかどうかが目安となる。また、家財道具の保管状況、飯場の利用形態等についても、判断の参考とすることが必要である。

設問の場合、当該飯場が居住地と認定されれば、保護の実施責任は病院所在地ではなく、飯場の所在地を所管する実施機関が保護の実施責任を負うこととなる。

飯場にいる単身者が要保護状態になった場合の実施責任について、幾つかのパターンを示すと、次のようになる。

- 1 建設現場で倒れ、救急車で建設現場と異なる管内の医療機関に入院
 - (1) 飯場居住が短期的なもので居住地と認定されない場合 ……救護地(現在地保護)
 - (2) 飯場に3か月以上滞在している場合
 - ① 今後も引き続き飯場に居住できる場合 ……飯場所在地(居住地保護)
 - ② 入院と同時に飯場に住めなくなった場合 ……飯場所在地(現在地保護)
- 2 建設現場あるいは飯場で具合が悪くなり歩いて医療機関に入院した場合
 - (1) 居住地がない場合(上記 1 (1)と同じ) ……病院所在地(現在地保護)
 - (2) 今後も引き続き飯場に住める場合 ……飯場所在地(居住地保護)
 - (3) 3か月以上飯場に滞在していたが入院と同時に飯場に住めなくなった場合 ……飯場所在地(現在地保護)

なお、この取扱いは、**東京都内の飯場に滞在する者に限る。**

※ 1 (1)と 2 (1)の違いは、救急搬送を開始した発病地(救護地)で要保護となったか、徒歩による外来受診後に入院して病院で要保護となったかである。ともに安定した居住地がない(工事が終了するまでの間の短期間の仮設宿舎は居住地といえない)という前提であることをふまえて、現在地保護の対象ととらえて、実施責任については住居のない者の場合と同様に取り扱って差し支えない。

なお、1 (2)①②及び 2 (2) (3)の場合は、元々安定した居住地があった(仮設宿舎であっても長期間起居・生活する場であれば居住地といえる)という前提なので、取扱いのうえで上記 1 (1)及び 2 (1)との違いが生じるものである。

参照 別冊問答集・問 2 - 1 7

(問2-11) **ウィークリーマンション、定期賃貸借契約によるアパートなどに居住する者の取扱い**

管内のウィークリーマンションに居住する者から、生活困窮により保護を申請したい旨の相談があった。話を聞くと、派遣社員として上京して就労することになり、4週間の契約でウィークリーマンションを借りて生活していたところ、体調不良で就労できなくなり、仕事を辞めてしばらく療養していたが、所持金も尽きてきて、その後の契約を更新する費用はなく、通院のための費用もないという。このような相談があった場合の保護の実施責任について説明されたい。

短期間の賃貸借を目的とした住居（旅館、宿泊施設は除く）は、安定的な居所とはいえないが、現に居住して生活している場合には、居住地と認定する。ただし、これはあくまでも、居住地保護によるべきか現在地保護によるべきかの判断上の目安である。

設問のような事例については、他に生活の本拠となる居住地がある場合を除いて、実際に生活の場となっているウィークリーマンションの居室を居住地として、当該居住地を所管する実施機関が居住地保護による保護の適用を検討することになる。

なお、ウィークリーマンション（マンスリーマンションほか類似する短期間ごとの賃貸借物件を含む）は、たとえ住宅扶助の基準を超えない物件であっても、転居指導の転居先として新たに居室設定する場合には、諸経費に扶助の対象とならない費用（会員登録料、退去時のクリーニング費用、保証料、家財のレンタル料など）が含まれることから、転居費用（敷金等）の対象とすることはできないものである。

しかしながら、すでに契約済（保護開始前に費用がすでに支払われている場合に限る）の物件に居住している場合には、契約の残存期間は当該物件に居住しながら、保護の適用をすることを妨げない。ただし、保護開始後に短期契約の更新を繰り返すような形での利用を続けることは、居住の安定性に欠け、住民登録も困難であるため、安定的な居所への転宅を指導することとなる。

また、他に生活の本拠となる住居地がある場合には、当該生活の本拠となる住居地を管轄する実施機関が実施責任を持つことになるが、仮に生活の本拠となる元の居住地に戻ることができなくなった場合であっても、当該現在地のウィークリーマンションの居室を転宅先としてあらためて転居指導を行なう形で転居費用（住宅扶助）を支給することは適当ではなく、別のより安定的な居所の確保に努めさせるよう、助言指導することが望ましい。

なお、借地借家法38条にもとづく定期賃貸借契約を締結しアパートに居住する場合は、上記の取扱いとは異なり、通常のアパートと同様に転宅費用及び住宅扶助費の対象とすることができる。

但し、定期賃貸借契約の期間が2年ではなくあまりにも短い場合（3ヶ月や半年）は、上記の趣旨からして好ましくないため、2年契約の賃貸借契約にするよう助言指

導する必要がある。契約期間終了後の再契約料は、敷金等として支給して差し支えない。

参照 平成20年11月ブロック別事務打合せ会議資料 連絡事項

(問2-12) **入院患者の出身世帯の移転、分解**

入院患者の出身世帯が移転、分解した場合は、その者の保護の実施責任はどうか。また、分解と認定する場合の判断の基準を示されたい。

1 入院患者の出身世帯が移転（転居）した場合、保護の実施責任は転出先の実施機関が負うことになる。（局長通知第2-12-(1)）

2 また、入院中に出身世帯が分解した場合は、その入院患者は居住地を失ったのであるから、実施要領上は、病院所在地の実施機関が保護の実施責任を負うことになる。

3 次に、出身世帯の変動が分解であるかどうかの基準は、入院患者と出身世帯の世帯員（以下「出身世帯員」という。）との世帯認定がどうなるのかによって、判断することとなる。

つまり、出身世帯に何らかの変動が生じたとしても、当該入院患者と出身世帯員とが引き続き同一世帯と認定される場合には、「出身世帯の分解」とはならず、その出身世帯の居住地が入院患者の居住地となる。

したがって、出身世帯に残された世帯員が1名しかなくその者が他に引き取られた場合や、入院患者と出身世帯員とが夫婦であった場合で二人が離婚することとなった場合等には、入院患者は単身の世帯となることから、出身世帯は分解したと判断することになる。

なお、既に保護を受けている長期入院患者について、出身世帯の分解等により居住地が消滅した場合及び入院後（住宅費削除後）3か月を経過した後に居住地が消滅した場合等においては、本来、保護の実施責任は病院所在地の実施機関に移るものである。（課長問答 第2の3参照）

しかしながら、従前の居住地及び入院先がともに都内の場合に限って、当分の間、実施責任を病院所在地の実施機関に移すことなく、従前の実施機関が保護の実施責任を負う取扱いとする。

(問2-13) **単身の入院患者の転居**

単身の入院患者が病院に入院中に転居をすることは認められるか。

入院中の転居は、退院等のため新たに家屋を確保する以外、認められないものであ

る。なお、退院のために新たにアパート等を借りた場合の実施責任は実際に退院するまでの間は、従前の実施機関である。

また、単身の入院患者から保護の申請があり、その者が住宅扶助基準額を相当に超える家賃の住宅に居住している場合であって、確実に6か月（病状の変化等により6か月を超えて入院することが明らかとなった場合であっても、その時から3か月以内に確実に退院できる見込みがあると認められる場合には、更に3か月）以内に退院が可能な場合は、例外的に、基準限度額以内の家賃の住宅への転居指導が認められる。この場合も退院するまでの間は、従前の実施機関が保護の実施責任を負うものである。

(問2-13-2) 出身世帯のある入院患者の転居

出身世帯のある入院患者が退院時に単身生活をするため、アパートを新たに借りて保護の申請をした場合、保護の実施責任はどうか。

また、障害者総合支援法の障害福祉サービスである地域移行支援を利用して、単身生活を始める障害者の実施責任はどのように考えるか。

入院中の者については、退院し新たなアパートでの生活を開始しない限り、新しく借りたアパートは居住地と言えず、出身世帯の居住地を所管する実施機関が保護の実施責任を負う。

関連する事例で、精神病院に入院中や家族と同居している障害者が、地域生活移行推進員等（退院促進コーディネーター）の支援を受けて、単身生活を目指す場合、入院中や家族と同居している状態では要否判定で保護を要さず、単身生活となって初めて要保護状態となる場合がある。保護の実施責任は、一般のアパートで単身生活を始める場合は、当該アパート所在地の実施機関が、共同生活援助（障害者グループホーム）を利用する場合は利用前の居住地又は現在地の実施機関が負う。

このような場合、保護の実施機関は「単身生活を始めてから相談・申請するように」といった対応ではなく、障害者の地域生活移行支援の立場に立って保護の相談を受け、関係する実施機関、障害主管課、社会福祉協議会等と連携して対応する。特に単身生活を始めるにあたって敷金等が負担できない障害者に対しては、生活福祉資金を利用した上で、保護の開始後に特例的に敷金等を遡及支給し、社会福祉協議会に返還する処理が認められていることから、密に連携を図る必要がある。

平成23年1月25日付22福保生保第812号保護課長通知

平成23年1月27日付事務連絡

(問 2 - 14) **感染症予防法の適用を受ける入院患者の実施責任**

課長問答第 2 の 4 に定められている、感染症予防法の適用を受ける入院患者の実施責任について、東京都の取扱いを示されたい。

感染症予防法に基づく公費負担による入院患者等医療扶助の適用を受けてない被保護者で居住地のない者が転院転所したときは、転院転所先の医療機関所在地の実施機関が日用品費等の支給について実施責任を負うこととされている。(課長問答・第 2 の 4 の (1))

しかしながら、都内の実施機関が実施責任を持つ(公費負担による入院患者等医療扶助の適用を受けてない)被保護者については、転院転所先が都内の場合に限って、当分の間、実施責任を当該医療機関所在地の実施機関に移すことなく、従前の実施機関が保護の実施責任を負う取扱いとする。

また、医療扶助により入院していた者で局長通知第 2 - 1 - (3) 又は 2 により保護を実施されていた者が、感染症予防法に基づく公費負担を受ける等医療扶助の適用を要しなくなった場合で引き続き生活扶助(入院患者の日用品費)を要するときは、同一医療機関に入院している限り従前の実施機関が保護の実施責任を負うこととされている(課長問答・第 2 の 4 の (2)) が、この取扱いについては、都内についても同様とする。

都ブロック会議・平成 10 年 6 月

(問 2 - 15) **心神喪失者等医療観察法の適用を受ける入院患者の実施責任**

心神喪失者等医療観察法の適用により、鑑定入院機関に入院した者の入院日用品費の支給に関して、保護観察所の社会復帰調整官から、保護の適用について検討の依頼があった。

同法による鑑定入院中の者に対する保護の実施責任について説明されたい。

平成 17 年 7 月 15 日に「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行なった者の医療及び観察等に関する法律」が施行された。この法律は、「精神障害により、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行なった者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために、必要な観察及び指導を行なうことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、社会復帰を促進すること」を目的としている。

この法律に基づき鑑定入院している患者に対する生活保護の適用にあたっての実施責任は、公費負担により医療扶助を受けていない結核患者と同様とすることとされ、

次のとおりである。

この法による鑑定入院の決定から、対象者は、社会復帰調整官が関わる等一定の拘束のもとにある状態で治療を受けるが、これは行刑罰によるものではなく、精神保健福祉法の措置入院と同様の考え方に基づく医療であり、医療費は全額国費負担となるものであるが、日用品費等について生活保護の適用を行なう場合、一般の入院患者と同様、局第2-1に基づいて、居住地または現在地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。

なお、居住地のない被保護者が「入院決定」の審判により鑑定入院先から指定入院医療機関へ転院した場合や、その後、医療観察上の理由から別の指定入院医療機関へ転院した場合は、課長問答・第2の4の(1)に該当するため、現在地である転院先の医療機関所在地を所管する保護の実施機関に実施責任が移されることとされている。

しかしながら、都内の実施機関が実施責任を持つ被保護者については、転院先が都内の場合に限って、実施責任を当該医療機関所在地に移すことなく、従前の実施機関が保護の実施責任を負う取扱いとする。

また、居住地がない被保護者が医療観察法による措置解除と同時に転院となる場合は、転院後も医療観察法を適用する医療機関が所在する地域に実施責任が集中することから、特例的な取扱いとして、局第2の1により転院先の医療機関所在地が実施責任を負うこととなる。

都ブロック会議・平成19年6月
生活と福祉「相談室」・2007年9月号

(問2-16) **精神保健観察に付される者の当該期間の実施責任**

心神喪失者等医療観察法の適用により、精神保健観察に付されている被保護者の当該期間の保護の実施責任について説明されたい。

心神喪失者等医療観察法では、入院によらない医療を受けさせる対象者及び退院を許可されて入院によらない医療を受けさせる対象者について、精神保健観察に付すことにより、指定通院医療機関での受診状況及び生活状況を見守るとともに、継続的医療を受けさせるために必要な指導等を行なうこととしている（同法第106条）。

この期間についての実施責任は、次官通知第2により、その対象者の居住地を管轄する実施機関にある。なお、当該期間中の居住地について、対象者には、同法第107条による届出等の遵守事項が課せられていることから、福祉事務所からの転居指導等にあたっては、担当する保護観察所の社会復帰調整官との調整を行なう等の配慮をすべきことに留意すること。

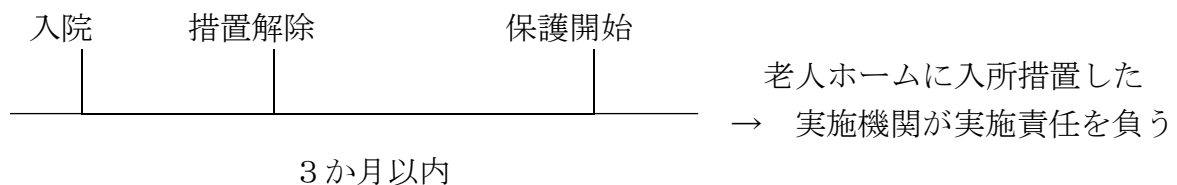
(問 2-17) **養護老人ホームから入院した単身者の実施責任**

養護老人ホームから入院した居住地のない単身者が、老人福祉法の措置が解除された後の保護の実施責任はどうか。

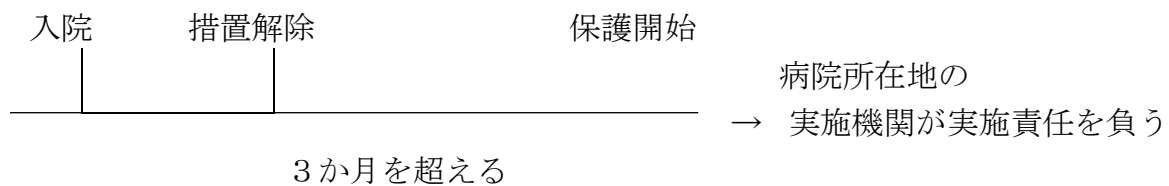
養護老人ホームに入所（措置）している者が病院に入院した場合で当該入所措置解除と同時に保護を開始されるときのその者に対する保護の実施責任は、当該施設入所中その者に対し保護の実施責任を負う保護の実施機関にあるものとなっている。（局長通知第 2-7）

しかし、入所措置廃止から時間を経て保護を開始される場合は、局長通知第 2 の 7 は該当しないこととなる。この場合の実施責任は以下のとおり。

1 老人福祉法の入所措置解除後 3 か月以内に保護が必要となった場合は、老人ホームに 入所措置した実施機関が保護の実施責任を負う。



2 老人ホームの措置解除後、3 か月を経過した後に保護が必要となった場合は、局長通知第 2 の 1 本文により、病院所在地の実施機関が保護の実施責任を負う。



いずれの場合も、現在地保護の例により保護を実施することとなる。

なお、出身世帯のある者の場合は、出身世帯の居住地を所管する保護の実施機関が居住地保護の例により保護を実施するものである。（局第 2-12-(1)）

別冊問答集 問 2-15

(問 2-17-2) **養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（家族等の虐待、認知症等）に措置入所中の者の実施責任**

養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（家族等の虐待、認知症等）に老人福祉法による措置入所中の者の実施責任について、示されたい。

居住地がないか又は明らかでない単身の入所者が入所中に保護の申請をする場合、入所前の所在地を所管する実施機関が実施責任を負う。また、入所前に居住地があった単身の入所者が入所中に保護の申請をする場合は、入所前の居住地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。被保護者が入所する場合は、その者の入所期間中、従前の保護の実施機関が従前どおり保護の実施責任を負う。

法 84 条の 3 局長通知第 2-6

(問 2-18) **介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院に入所中の者の実施責任**

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院に入所中の者の実施責任について、示されたい。

1 **介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所者の実施責任について**

(1) **介護老人福祉施設入所者の実施責任**

- ・被保護者が入所する場合 …………… 入所前の居住地または所在地を所管する実施機関（法第 19 条第 3 項）
- ・入所と同時に開始 …………… 入所前の居住地または所在地を所管する実施機関
（保護を受けていなかった養護老人ホーム入所者が特別養護老人ホーム入所と同時に保護を開始する場合は、養護老人ホーム入所中その者に対し保護の実施責任を負う保護の実施機関）
- ・入所中の者からの申請 …………… 施設所在地の実施機関（局長通知第 2-8）
（ただし、同一世帯と認定される出身世帯のある入所者は、出身世帯の居住地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。）（局長通知第 2-12-1）

(2) **旧措置者の実施責任**

その者が介護保険法施行日以後引き続き当該特別養護老人ホームに入所してい

る間は、施設入所前の居住地または現在地により保護の実施責任が定められる。したがって、当該施設への入所措置の実施者と同一の保護の実施機関が当該施設入所中保護の実施責任を負うことになる。（介護保険法施行法第56条）

また、出身世帯（保護受給中であるか否かを問わない。）が、他区・市に転出した場合も、旧措置者に対する保護の実施責任は、従前の実施機関が負う。つまり、出身世帯と入所者を、別々の実施機関が保護することとなる。

(3) 居住地のない単身の入所者が入院した場合の実施責任

① 新制度による入所者の場合

ア 特別養護老人ホーム入所中に保護を受けていた者が病院に入院し引き続き保護を受ける場合は、従前の保護の実施機関が実施責任を負う。

イ 特別養護老人ホーム入所中は保護を受けていなかった者が入院と同時にまたは入院後3か月以内に保護を開始されるときその者に対する保護の実施責任は、当該特別養護老人ホーム所在地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。（局長通知第2-1-(3)）

ウ 入院後3か月を経過して保護の申請があった場合は、病院所在地の保護の実施機関が実施責任を負う。（局長通知第2-1-(1)）

② 措置入所者及び旧措置者の場合（問2-17参照）

ア 特別養護老人ホーム入所中に保護を受けていた者は、従前の実施機関が実施責任を負う。

イ 特別養護老人ホーム入所中は保護を受けていなかった者が入院と同時にまたは入院後3か月以内に保護を開始されるときその者に対する保護の実施責任は、当該特別養護老人ホーム入所中その者に対して保護の実施責任を負う実施機関が実施責任を負う。（局長通知第2-7）

ウ 入院後3か月を経過して保護の申請があった場合は、病院所在地の保護の実施機関が実施責任を負う。（局長通知第2-1-(1)）

注：「特別養護老人ホーム入所中その者に対して保護の実施責任を負う実施機関」とは、保護申請があった時点で上記(2)により判断する。

(4) 出身世帯がある等他に居住地のある入所者が入院した場合の実施責任

出身世帯の居住地を所管する保護の実施機関が居住地保護の例により実施する。

(5) 外国人の実施責任

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院に入所中の外国人に対して保護の準用を行う場合、外国人保護の原則どおり住居地を管轄する実施機関が実施責任を負う。

2 介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院入所者の実施責任について

局長通知第2の3に該当する場合を除き、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院に入所・入院している者の保護の実施責任は、局長通知第2に定められた一般的な入院患者の実施責任と全く同様である。

3 介護保険の保険者について

介護保険の保険者は、住所地特例により入所前の住所地の区市町村となる。

「住所地特例」とは、介護保険施設に入所するために住所を変更した場合、元の住所のあった区市町村に届け出て、その区市町村の介護保険の被保険者となることをいう。

	入所前住所地	現入所施設	保険者
居宅から入所した場合	A 市 住所地	B 市 I 施設	A 市
2以上の施設すべてに順次住所を移している人	A 市 住所地	B 市 I 施設	A 市
2以上の施設に継続して入所しているが、途中の施設に住所を移していないことがある	A 市 住所地	B 市 親族の自宅	B 市

法第19条第3項

局第2-7、局第2-8

(問 2-18-2) **有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅及び軽費老人ホーム
に入所中等の者の実施責任**

有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅及び軽費老人ホームに入所中等の者の実施責任について、示されたい。

1 有料老人ホーム及びサービス付高齢者向け住宅入所者の実施責任

(特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受ける者)

- ・ 被保護者が入所する場合 ……入所前の居住地または現在地を所管する実施機関
(法第19条第3項)
- ・ 入所と同時に開始 ……施設所在地の実施機関
(法第19条第1項)
- ・ 入所中の者からの申請 ……施設所在地の実施機関
(法第19条第1項)

2 軽費老人ホーム入所者の実施責任

(特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受ける者)

- ・ 被保護者が入所する場合 ……入所前の居住地または現在地を所管する実施機関
(法第19条第3項、課問第2の7)
- ・ 入所と同時に開始 ……施設所在地の実施機関
(法第19条第1項)
- ・ 入所中の者からの申請 ……施設所在地の実施機関
(法第19条第1項)

課長問答 第2の7

(問2-19) **「境界層該当証明」(介護保険)の実施者**

「境界層該当者」に係る証明については、保護申請に対する却下という形で行うが、保護の実施機関と異なる保険者の被保険者の境界層該当証明は、どこで行うこととなるか。

要保護者がどこの介護保険の被保険者であるかに関わらず、保護の申請を受け、証明するのは、その者の居住地又は現在地を所管する保護の実施機関である。

(問2-19-2) **「境界層該当証明」(障害者総合支援法)の実施者**

障害者総合支援法の施行後、「境界層該当者」に係る証明については、生活保護法を実施する自治体が行うか総合支援法を実施する自治体が行うこととなるか。

要保護者がどこの障害者施設に入所しているにも関わらず、生活保護の申請を却下することによって証明書を発行するものであるため、境界層該当証明については、生活保護制度上の実施責任を負う実施機関が行うことになるものである。

(問2-20) **東京都女性相談センター(一時保護所)及び慈愛寮の実施責任**

東京都女性相談センター(一時保護所)入所者の実施責任はどうか。

入所者が医療を必要としている場合、一般的には本施設において費用補てんがなされないため、生活保護法上の保護の要件に該当する者は医療扶助の適用について、「老人福祉法の施行に伴う留意事項等について」(昭和38年8月1日社発第525号厚生省社会局長通知)を準用して差し支えない。

これに伴う生活保護による保護の実施責任は、下記により定める。

なお、東京都女性相談センターの事業委託を受けて一時保護を行う民間施設においても同様の取扱いを行うので、留意されたい。また、婦人保護施設「慈愛寮」は措置による入所であるが、産前産後の短期間の利用という施設の性格から「慈愛寮」入所

者についても、保護の実施責任については、同じ取り扱いとする。

- 1 居住地のある被保護者（入所と同時に保護を開始される者を含む。）について居住地を所管する実施機関が保護の実施責任を負う。

ただし、入所と同時に保護を開始される者の居住地の認定に当たっては、入所者の置かれた状況を十分に勘案した上で判断することとし、居住地を所管する実施機関が保護の実施責任を負うことが適当でない場合（最初に相談を受けた保護の実施機関が、実施責任を負うことが適当な場合等）には、2による。

- 2 居住地がないか又は明らかでない被保護者（入所と同時に保護を開始される者を含む。）について

当初一時保護所へ入所援護を求めた実施機関が、保護の実施責任を負う。なお、実施機関を経由せずに一時保護所に入所した場合は、下記により保護の実施責任を負う。

- (1) 一時保護所に自ら直接保護を求め入所した場合は、一時保護所所在地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。
- (2) 警察に保護を求めた結果、警察官の送致により入所した場合は、警察所在地の保護の実施機関が実施責任を負う。なお、警察に保護を求めた場合とは、交番に駆け込んだ場合は交番所在地を現在地とし、110番通報等により警察官が駆けつけ保護した場合はその保護した場所を現在地とする。
- (3) 東京ウィメンズプラザ（配偶者暴力相談支援センター）へDV法による一時保護を求めた結果一時保護所に入所した場合において、入所後、経済的困窮によって併せて生活保護の適用を求めるに至ったときは、当該一時保護所所在地の保護の実施機関が現在地保護により保護の実施責任を負う。ただし、入所時に医療扶助の適用が必要として、東京ウィメンズプラザ（配偶者暴力相談支援センター）から東京ウィメンズプラザ所在地を管轄する実施機関へ連絡があった場合は、連絡を受けた当該実施機関が保護の実施責任を負う。

なお、一時保護所入所の前から保護を受けている者について、保護の実施機関と入所援護を求めた実施機関等が異なる場合においては、従前の保護の実施機関が従前どおり保護の実施責任を負う。

- 3 一時保護所入所中に要保護となった場合は、上記1又は2に準じて保護の実施責任を定める。
- 4 一時保護所退所日に要保護となった場合は、上記1又は2に準じて保護の実施責任を定める。
- 5 一時保護所退所後、病院又は収容施設等に入院（所）し引き続き生活保護法上の保護を要する場合は、従前の実施機関が保護の実施責任を負う。
- 6 一時保護所退所後、母子生活支援施設、無料低額宿泊所及び宿所提供施設等もっぱら住居を提供する、いわゆる居宅的施設に入所する場合は、一般居宅と同様、これらの施設所在地を所管する保護の実施機関が実施責任を負うこととなる。一時保護所退所後、婦人保護施設に入所する場合も同様の取扱いとなる。

ただし、この場合（退所先が一般居宅の場合も含む。）、一時保護所退所の時点

で保護の実施責任を負う実施機関が、移管先の実施機関と協議の上、原則として、退所日の属する月の末日まで保護の実施責任を負うこととし、翌月初日をもって、新たな保護の実施機関に実施責任を引き継ぐ。これを基本とするが、一時保護所に入所させた実施機関が、処遇上の理由により、この移管をさらに1か月先にすることは可能である。この延長については、あくまでも移管元の実施機関が判断するものであり、移管先の実施機関が移管時期の延長を求めてはならない。

局長通知第2-12-(4)

(問2-21) **高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律による居室確保の措置を受けた者の実施責任**

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律による居室確保の措置により入居（入所）した一時的居室で生活する高齢者から保護の申請があった場合の実施責任はどうなるか。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第9条第2項において、（区）市町村は、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めた高齢者を老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項（老人居宅生活支援事業の供与）若しくは第11条第1項（老人ホームへの入所等）による措置を講じることとされている。

養護者による高齢者虐待を受け、老人福祉法第10条の4第1項第3号（老人短期入所施設等への短期間入所による養護）、第11条第1項第1号（養護老人ホームへの入所）、第2号（やむを得ない事由による特別養護老人ホームへの入所）又は第3号（養護受託者への委託）規定による措置がとられた高齢者から保護申請があった場合の実施責任は、下記により定める。

- 1 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに老人福祉法の措置により入所した者
入所前の居住地又は現在地を所管する実施機関が保護の実施責任を負う。（法84条の3）（問2-17-2参照）
- 2 老人短期入所施設等に入所している者
 - (1) 居住地のある者
居住地を所管する実施機関が保護の実施責任を負う。
 - (2) 居住地がないか又は明らかでない者
老人短期入所施設等へ入所援護を図った実施機関が保護の実施責任を負う。

参照 問2-17-2、問8-26

(問 2 - 22) **特別区人事・厚生事務組合の行う緊急一時保護対象者等の実施責任**

特別区人事・厚生事務組合が行う緊急一時保護により、宿所提供施設等に入所している世帯の実施責任はどうか。

また、更生施設利用者等社会復帰促進事業により入所している者に対する保護の実施責任はどうか。

特別区人事・厚生事務組合では、福祉事務所の窓口相談のあった生活、住宅困窮者のうち、緊急避難的な対応を要するが、そのための居所を直ちに確保することが難しい状況にある者に対して、緊急一時保護を実施している（男子単身者を除く。）。期間は、概ね3か月以内（女性単身者の場合で更生施設入所者の場合は概ね1か月以内）となっている。受け入れ施設としては、更生施設けやき荘及び東が丘荘（女性単身者）・各宿所提供施設・各無料低額宿泊所である。この緊急一時保護は、利用期限終了後は、居宅生活に戻ることが原則となっている。

したがって、生活保護の適用が必要な場合には、緊急一時保護を依頼した福祉事務所が一時保護の継続中、生活保護の実施責任を負うものである。社会福祉法人が経営する宿所提供施設「ふじみ」（母子世帯）及び更生施設「ふじみ」（女性単身者）の緊急一時保護も同様の扱いである。

なお、被保護者が災害等により一時的に寄宿する場合には、従前の保護の実施機関が引き続き実施責任を負うものである。

また、更生施設又は自立支援センター退所者等が「更生施設利用者等社会復帰促進事業」により無料低額宿泊所に入所した場合には、当該施設入所中の保護の実施責任は、更生施設入所中における保護の実施機関又は自立支援センター利用承諾を行った福祉事務所にあるものとする。

(問 2 - 23) **宿所提供施設又は母子生活支援施設入所者の実施責任**

宿所提供施設または母子生活支援施設入所者の実施責任について、示されたい。

宿所提供施設又は母子生活支援施設については、施設所在地の保護の実施機関が実施責任を負うこととされている。これは、その施設に居住する各世帯が居住の場所を提供され個々に独立して日常生活を営んでいるものであって、居住の安定性及び継続性が予想されるため、当該施設が居住地と認定されることによる。

また、保護に要した費用については、法第73条第2号により、都が4分の1を負担することになる。ただし、「これらの施設を利用するに至る前からその施設の所在する市町村の区域内に居住地を有していた被保護者」については、都費負担とはならない。この場合、「施設を利用する」とは保護の決定によってその施設を利用することをいうものであるため、保護の開始前に既に施設を利用していた者については、法第73条第2号の適用はなく、区・市費負担ケースとなるものである。

なお、(問 2 - 2 2) の緊急一時保護により宿所提供施設に入所している世帯については、緊急一時保護の継続中は従前の保護の実施機関が引き続き実施責任を負うものである。

参照 問 2 - 22

(問 2 - 24) **自立支援センター入所中の者の実施責任**

自立支援センター入所中の者から、医療扶助の申請があった。
この場合、保護の実施責任はどうか。

自立支援センター(自立支援住宅を含む)の利用は、福祉事務所長の利用承諾により入所させるものであり、入所期間中に医療扶助の必要がある場合は、利用承諾を行った福祉事務所が保護の実施責任を負う。

要否判定については、問 8 - 22を参照のこと。

平成12年10月31日付保護課長通知12福生保第865号

(問2-25) 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYOチャレンジネット）利用者の実施責任について

TOKYOチャレンジネットの相談中に保護が必要となった場合の実施責任はどこか。

この場合、保護の実施責任はどうか。

東京都では、平成20年4月から「住居喪失不安定就労者サポート事業（TOKYOチャレンジネット）」を開始し、平成21年3月には、新たに「介護人材育成支援事業（TOKYOチャレンジ介護）」を開始した。その後平成23年4月に両事業を再構築した上で一本化し、現在の住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYOチャレンジネット）」に至っている。なお、開始当初より、都内1箇所（新宿区内）の拠点相談所で事業を行っている。

再構築後は、TOKYOチャレンジネットが都内に借りている賃貸住宅（一時住宅）を活用した支援が主となっていることから、保護の実施責任については、次のとおりとする。

- 1 TOKYOチャレンジネットの相談段階で生活保護の相談希望がある者については、次のとおりとする。
 - ① 受託事業者のアウトリーチ活動による相談を経てTOKYOチャレンジネットを利用した者で、生活保護の相談希望がある者についてはアウトリーチした場所を現在地とし、その現在地を所管する福祉事務所が実施責任を負う。
 - ② 福祉事務所（新宿区福祉事務所を除く。）の相談担当から、事業を紹介されTOKYOチャレンジネットに来所した場合で、生活保護の相談希望がある者については、事業の紹介を行った福祉事務所が実施責任を負う。
 - ③ 上記以外によりTOKYOチャレンジネットに来所した場合は、TOKYOチャレンジネットに来所する前夜の宿泊地（現在地）を所管する福祉事務所が実施責任を負う。ただし、前夜の宿泊地が新宿区内の場合は、来所前1週間の主たる宿泊地を所管する福祉事務所とする。
- 2 TOKYOチャレンジネットの登録後に要保護状態となった者については、次のとおりとする。

【一時利用住宅を利用していない者】

 - ① 転宅先の賃貸借契約前の場合は、上記1①～③による。
 - ② 転宅先の賃貸借契約後の場合、物件所在地の福祉事務所とする。（転居後は、居住地保護となる。）

【一時利用住宅利用中の者】

 - ① 転宅先の賃貸借契約前の場合、一時利用住宅の所在地の福祉事務所とする。
 - ② 転宅先の賃貸借契約後の場合、物件所在地の福祉事務所とする。（転居後は、居住地保護となる。）

平成25年1月16日付24福保生保第844号 都保護課長通知

(問 2 - 26) **アルコール・薬物依存症者等を対象とした施設**

アルコール・薬物依存症者等を対象とした施設等実施要領に定めがない施設等の入所者の保護の実施責任について、示されたい。

MAC、すずらんハウス、ダルク等は、「特定の便宜のために施設を利用しており、一定の期限の到来とともに従前の場所に復帰していく性格」の施設である。したがって、その施設は居住地ではなく、出身世帯があれば出身世帯の居住地を当該施設利用者の居住地として認定することになる。

これに対して、他に居住地のない単身者がこれらの施設に入所した場合は、実施要領の考え方からは、入所者の身柄がある場所、即ち施設所在地を所管する保護の実施機関が実施責任を負うこととなるが、施設所在地に実施責任が集中することを避ける意味から、都内実施機関においては、以下の取扱いとする。

1 単身の被保護者（入所と同時に保護を開始されるものを含む。）がこれらの施設に入所した場合は、当該施設入所中の保護の実施責任は、入所前の居住地又は現在地により定める（局長通知・第2の4の規定を準用する）。したがって、保護に要した費用負担も入所前の状態により定める。

具体的には、以下のとおりとなる。

- (1) 既に保護を受けている単身者がこれらの施設に入所した場合は、従前の保護の実施機関が従前どおり実施責任を負う。
- (2) 入所と同時に保護を開始される単身者で、入所前に居住地のあった者については、入所前の居住地を所管する保護の実施機関が居住地保護の例により実施責任を負う。
- (3) 入所と同時に保護を開始される単身者で、入所前の居住地がないか又は明らかでない者については、現在地（保護を受けることとなった時点における当該要保護者が所在していた場所）を所管する保護の実施機関が現在地保護の例により実施責任を負う。
- (4) 入所と同時に保護を開始される単身者で、入院先の病院から直ちに入所した者は、入院中における保護の実施機関が実施責任を負う。

2 居住地がないか又は明らかでない単身の入居者が、入所中に保護を要する状態になった場合は、施設所在地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。費用負担は都費負担となる。

3 出身世帯のある入所者は、出身世帯の居住地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。費用負担は、区（市）負担となる。

参考

- ・ MAC
アルコール依存症者が、社会復帰していくための民間施設
- ・ すずらんハウス
薬物依存症者（女性対象）が、社会復帰していくための民間施設
- ・ ダルク
薬物依存症者が、社会復帰していくための施設

(問 2 - 26 - 2) **障害者支援施設入所者等の実施責任**

障害者支援施設入所者等の実施責任について、示されたい。

障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）の施行に伴い法第 8 4 条の 3 の規定が改正され、平成 1 8 年 1 0 月 1 日以降に下記の施設に入所していた者が、平成 1 8 年 1 0 月 1 日以降に保護の申請を行った場合の実施責任について特例的な取扱いとなった。

障害者支援施設入所者及びのぞみの園入所者に対する実施責任については、以下の取扱いとなる。

1 被保護者が入所した場合の実施責任について

被保護者がこれらの施設に入所した場合は、その者の入所期間中、従前の保護の実施機関が従前どおり実施責任を負う。（局長通知第 2 の 9）

2 保護を受けていない者から入所中に保護の申請があった場合の実施責任について

(1) 平成 1 8 年 9 月 3 0 日以前からの入所者

① 居住地がないか又は明らかでない単身の入所者が、入所中に保護の申請を行った場合は、施設所在地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。費用負担は都費負担となる。

② 同一世帯と認定される出身世帯のある入所者は、出身世帯の居住地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。費用負担は、区（市）負担となる。

(2) 平成 1 8 年 1 0 月 1 日以降における入所者

① 単身の入所者の実施責任は、入所前の居住地又は現在地により定める（法第 8 4 条の 3）。したがって、保護に要した費用負担も入所前の状態により定める。

具体的には、以下のとおりとなる。

ア 入所前に居住地のあった単身の入所者が、入所中に保護の申請を行った場合は（入所と同時に保護を開始されるものを含む。）、その者がこれらの施

設に引き続き入所している間は、入所前の居住地を所管する保護の実施機関が居住地保護の例により実施責任を負う。

イ 居住地がないか又は明らかでない単身の入所者が、入所中に保護の申請を行った場合は（入所と同時に保護を開始されるものを含む。）、その者がこれらの施設に引き続き入所している間は、入所前の現在地を所管する保護の実施機関が現在地保護の例により実施責任を負う。

ウ 平成18年10月1日以降、これらの施設に入所したのち、別の施設に転所した時点において保護申請した場合は、これらの施設に引き続き入所していると考えられることから、当初の施設に入所する前の居住地又は現在地を所管する保護の実施機関が実施責任を負う。

例： A市に居住地があった甲について

平成19年4月 B区障害者支援施設へ入所

平成20年3月 C市の共同生活援助施設へ入所、保護申請

→B区障害者支援施設入所前の居住地を所管するA市が居住地保護の例により実施責任を負う。

(注) 問2-28-2の場合も同様。

なお、当該者が入所前に属していた世帯が移転した場合であっても、その世帯が従前居住していた地に居住地があるものと認定するため、従前の実施機関が引き続き実施責任を負うことになる。

※障害者総合支援法の改正により、平成26年4月から共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）とが一元化されたことに伴い、共同生活介護（現共同生活援助）に係る実施責任の取扱いについては、問2-28-2を参照のこと。

障害者総合支援法附則第80条及び81条

平成18年5月1日付事務連絡

「「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正についてにおける改正内容の訂正等について」

平成18年9月29日付社援発第0929017号

「「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について」

(問2-26-3) 児童福祉法の措置から障害者支援施設に入所した場合の実施責任

A区に住んでいた児童が、虐待により児童相談所の措置でB区内の児童養護施設に入所した。18歳になったが親は児童を引き取る意思がなく、児童養護施設退所後はC区の障害者総合支援法第5条第11項による障害者支援施設に入所した。

入所後保護を申請する場合、実施責任はどこか。

平成18年10月1日以後に障害者支援施設に入所した者の実施責任は、問2-26-2のとおり当該施設入所又は入居前の居住地又は現在地により定める（法第84条の3）こととされているが、質問のように入所又は入居前に児童福祉法により措置されていた場合の実施責任は、以下のとおりとする。

児童養護施設は児童福祉法の措置により保護を要せず、実施要領上実施責任の定めがないものであるが、局第2-10、課長問答第2の8による児童福祉施設に入所している者に対する保護の実施責任と同様に考え、入所措置する前の居住地又は現在地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任を負うものとする。

よって本事例の場合、同一世帯員の有無に関わらず児童養護施設入所前の居住地まで遡るため、A区が実施責任を負う。また、児童と出身世帯員との生計関係が途絶え、帰来の見込みもないと認定できるため、別世帯と認定し、単身者として保護を適用する。

<出身世帯が転居した場合の取り扱い>

同一世帯として認定すべき世帯員がいる場合（例えば精神疾患により子育てが困難なために児童養護施設に措置されているが関係性は継続しており出身世帯であると認められる等）も同様に実施責任は遡るが、法第84条の3は、法第19条3項の規定が用いられることから、出身世帯が移転してもその者が従前居住していた地に居住地があるものと認定する。この場合、同一世帯に対し2つの実施機関が保護を行う（実施機関の分散）こととなる。その場合、以下のように取り扱う。（別冊問答集問2-24）

- ① 障害者支援施設入所者と出身世帯とがともに保護を要する場合は、世帯が同一か否かにかかわらず、それぞれ別個に保護を適用する。
- ② 障害者支援施設入所者と出身世帯のどちらか一方が保護を要する場合は、保護を要する世帯の実施責任を負う実施機関だけが、保護を行う。この場合、あくまで同一世帯として認定しているものであるため保護を要しない者の収入のうち、必要経費とその者の最低生活費の合計額を上回る部分を、収入として認定すべきである。

(別冊問答集問2-25)

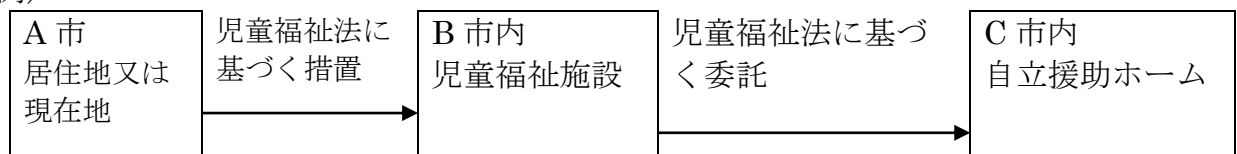
また、同一世帯として認定した上で局第1-2-(8)分離をすることが可能であるが両者の実施機関が異なる場合、実施機関同士の密接な連絡を行うこと。

(問 2 - 26 - 4) **自立援助ホームの実施責任**

自立援助ホーム入所者の保護の実施責任について、示されたい。

自立援助ホームについては児童福祉法による委託による入所によるか否かによって取扱いが異なる。すなわち児童福祉施設等から委託により自立援助ホームに入所した場合、一番初めに児童相談所が措置又は委託を行った居住地または現在地を所管する福祉事務所が実施責任を負う。なお、委託に抛らず、出身世帯がない場合は現在地保護となる。

(例)



C市内の自立援助ホーム入所と同時又は入所中に保護申請となった場合、A市福祉事務所が実施責任を負うこととなる。

・ 自立援助ホーム

中学卒業後、就職することにより児童養護施設等を退所した児童に、生活指導等を行うことで社会的に自立するよう援助する施設

* 基準計上については問 6 - 9 - 4 を参照。

(問 2 - 27) **自立訓練(生活訓練)宿泊型の実施責任**

障害者総合支援法に定める自立訓練(生活訓練)宿泊型の実施責任について、示されたい。

自立訓練(生活訓練)宿泊型に居住する者の実施責任の取扱いは、当該施設の入居期間は原則2年以内とされており、地域移行するまでの間利用する中間施設と考えられることから、運用事例集問2-26のアルコール・薬物依存症対象施設の場合と同様の取扱いとなる。なお、基準の取り扱いについては問 6 - 5 を参照。

参照

平成20年7月ブロック別事務打合せ会議資料 連絡事項

(問 2 - 28) **精神障害者福祉ホーム等の実施責任**

精神障害者福祉ホーム等の実施責任について、示されたい。

精神障害者福祉ホームは、現に居室を求めている精神障害者に対し、低額な料金で、居室等を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、社会復帰及び自立の促進を図ることを目的とする。入所期間は原則 2 年以内であるが、必要があれば期間を定めず延長することができる。

このように、精神障害者福祉ホームは居室を提供することを目的としているため、そこが居住地となる性格を有している。

このことから、精神障害者福祉ホーム入所者の実施責任は、施設所在地を所管する実施機関が実施責任を負うこととなる。

なお、同様の性格を有する施設としては、身体障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等がある。

経過措置 上記の取扱いに関わらず、都内の福祉事務所が実施責任を負い、平成13年 3 月 31 日以前から引き続き都内の精神障害者福祉ホームに入所している場合、実施責任は当面、従前の実施機関が負うものとする。

課長問答 第 2 の 7

(問 2 - 28 - 2) **障害者総合支援法に規定する共同生活援助を行う住居（グループホーム）に入居する者に対する実施責任**

障害者総合支援法に規定する共同生活援助を行う住居（グループホーム）に入居する者に対する実施責任について示されたい。

法第 8 4 条の 3 の規定は、平成 1 8 年 4 月 1 日以降に共同生活援助を行う住居（グループホーム）に入居する者についてのみ適用されるものであることから、平成 1 8 年 3 月 3 1 日以前に既に入居していた者が、平成 1 8 年 4 月 1 日以降に保護申請した場合については、従前どおり当該住居を居住地として、この居住地を所管する実施機関が実施責任を負う。

また、平成 1 8 年 4 月 1 日以降に共同生活援助を行う住居（グループホーム）に入居した者が、平成 1 8 年 4 月 1 日以降に保護申請した場合については、法第 8 4 条の 3 の規定により入居前の居住地又は現在地を所管する実施機関が実施責任を負う。

なお、被保護者がこれらの住居に入居した場合は、その者の入居期間中、従前の保

護の実施機関が従前どおり実施責任を負う。(局長通知第2の9)

平成18年4月1日以降に保護を受給している夫婦の一方が他管内のグループホームに入居した場合は別々に基準計上を行うが、グループホーム入居者についても、入居前の居住地を所管する実施機関が実施責任を負うこととなる。

※地域生活定着支援センターによる調整を受けた場合は、問2-31を参照のこと。

障害者総合支援法附則第80条及び81条

平成18年5月1日付厚生労働省社会・援護局保護課保護係長名事務連絡

別冊問答集 問2-13

(問2-29) 夫婦の一方が認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等に入所した場合の実施責任

居宅において保護を受給していた夫婦のうち、一方が他管内の認知症対応型共同生活介護(グループホーム)に入所した。

この場合、入所した者に対する実施責任はどうか。

前述の問2-28(中段のなお書き以降)に示すとおり、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)に入所した者に対する保護の実施責任は、経過措置の対象となる者を除き、グループホーム所在地を所管する実施機関が実施責任を負うこととなる。

したがって、この事例のように、夫婦の一方が他管内のグループホームに入所した場合、居宅にいる者と入所した者と別々の実施機関が実施責任を負うこととなる。

なお、ケアハウスや福祉ホーム等、居宅基準による施設に入所した場合も同様の取り扱いとなる。

課長問答 第2の7 前述の問2-28を参照のこと。

別冊問答集 問2-24、2-25

(問 2 - 30) **警察署等から釈放された者の実施責任**

- (1) 居住地のない単身者甲は、A区内で窃盗事件を起こし、管轄の警察署に逮捕されたが、軽微な犯罪であったため検察に送致されることなく釈放された。釈放時に保護を要する状態の場合、実施責任はどうか。
- (2) 居住地のない単身者乙は、A区内で傷害事件を起こし、管轄の警察署に逮捕された後、B区内の検察庁で取調中、異常行動がみられたので、検察庁は精神保健福祉法に基づき通報したところ、甲は同日、C区内の病院に医療保護入院することとなった。この場合、保護の実施責任はどうか。
- (3) 傷害事件を起こし逮捕された丙は未成年であったため、家庭裁判所に送られ、少年鑑別所に入所した。その後、審判により自立援助ホームに入所した場合には、保護の実施責任はどうか。

(1) 窃盗事件 (A区) →警察署 (A区) →釈放

刑務所又は少年院より釈放される時点において要保護状態にある者で、帰住地がないか、明らかでなく、刑務所又は少年院からその旨の連絡通報が刑務所又は少年院所在地の実施機関にあった場合には、当該刑務所又は少年院の所在地を現在地とみなすこととなっている。また、勾留の執行停止の場合や、拘置所を出所した場合も同様に扱うこととされている。

設問の場合も、これに準じた取扱いによって保護の実施責任を定めることとなり、警察署から要保護状態の旨の連絡通報が所在地の実施機関にあった場合は、警察署所在地のA区福祉事務所が保護の実施責任を負うこととなる。

(2) 傷害事件 (A区) →警察署 (A区) →検察庁へ身柄送致 (B区) →病院 (C区)

入院後、直ちに申請又は連絡があった場合は、局長通知第2-1-(1)ただし書きにより、発病地である検察庁所在地のB区福祉事務所が乙の現在地を所管するものとして、保護の実施責任を負う。

ただし、検察庁では被疑者を逮捕時の警察署に拘束したまま取り調べを行う場合があり、この場合には当該警察署を現在地として扱う。なお、管轄警察署の施設が使えないときは、他の警察署の施設に勾留することがあるが、この場合、勾留された警察署ではなく管轄警察署を現在地として認定する。

また、警察署で取り調べの後、そのまま釈放となり直ちに病院に搬送され、入院した場合(釈放時に要保護状態にある場合をいう。)で、入院後直ちに申請又は連絡があった場合についても同様に、発病地である当該管轄警察署を現在地と認定するものである。

(3) 傷害事件 (A区) → 警察署 (A区) → 家庭裁判所 (B区) → 少年鑑別所 (C区)
→ 自立援助ホーム (D区)

※家庭裁判所に送致されると、同日中に少年鑑別所への入所が決定される。

少年鑑別所は、家庭裁判所が審判で処分を決定するために、少年の資質を調査することを目的とする機関であり、刑務所や少年院等の刑事施設とは性質が異なる。よって、保護の実施責任を定めるに当たり、刑務所や少年院による方法に準ずることはできず、本事例でいえば自立援助ホームに入所する場合の実施責任の取扱いにより定めることになる。

したがって、少年鑑別所を出所した後に自立援助ホームへ入所し、同時に保護を開始される場合には、局長通知第2-4を準用して、入所前の居住地又は現在地で定めることになる(運用事例集問2-26)。つまり、入所前の現在地である少年鑑別所所在地のC区福祉事務所が実施責任を負う。

(問2-31) **出所後まもなく保護を要する状態になった者の実施責任**

刑務所等を釈放された者が保護を要する状態の場合、実施責任はどうか。

刑務所や少年院を釈放又は仮釈放された者で、帰住先がないか明らかでない場合は最初に相談を受けた福祉事務所が実施責任を負うこととなる。しかしながら、出所時に要保護状態であり、刑務所又は少年院から要保護状態である旨の連絡通報が刑務所又は少年院所在地の実施機関にあった場合には、刑務所又は少年院の所在地を現在地として実施責任を定めることとなる。

なお、地域生活定着支援センターによる調整を受けた場合は、その帰住先となる自治体の実施責任を負う。この場合、住所地特例のある施設においても特例は適用されず、施設所在地を現在地として保護を実施することとなる。(別冊問答集問2-42-2)

なお、刑務所等から釈放され、又は保護観察に付されている者が更生保護会の宿泊所に入所している場合で、更生保護事業法による委託保護期間を過ぎても引き続き当該宿泊所に滞在し、安定した居住関係にある者が例外的に保護を要する状態となったときは、宿泊所を居住地とする。

局第2-12-(3)

(問2-32) 法第73条による都費負担対象ケース

法第73条による都費負担対象ケースの取扱いについて、示されたい。

1 対象ケース

(1) 居住地がないか、又は明らかでないため、現在地を管轄する保護の実施機関が現在地により保護を適用し、都が費用負担する者

- ① 路上生活者等であって、現に住居若しくは帰住地のない者
- ② 外国からの引揚者であって帰住地のない者
- ③ 各地を転々と異動しながら仕事に従事していて、安定した住居のない者
- ④ 寄宿舍を附設しない派出看護婦会に所属し、転々と住込先を変更する派出看護婦であって居住地のない者
- ⑤ 刑務所又は少年院より釈放された場合であって帰住地がないため当該刑務所、少年院を現在地とする者、又は帰住地があっても帰住先が出身世帯でないため、帰住地を現在地として保護する者（局長通知第2-12-(3)）
- ⑥ 完全に住居を失った罹災者
- ⑦ 家屋明渡し等の強制執行処分等を受け、完全に居住地を失い行き先のない者
- ⑧ 解雇された住込み就労者で帰住地のない者
- ⑨ 飯場を転々とする者

ただし、同一飯場に3か月以上の期間住み込んでいる労働者であって、就労状態が安定しているものを除く。

⑩ 簡易宿所（旅館）居住者

ただし、3か月以上の期間引き続き居住した事実があり、かつ、将来における居住の期待性が明白に認められるものを除く。（別冊問答集問2-19）

なお、3か月以上同一簡易宿所に居住した事実があれば、通常、将来についても居住の安定性が期待されるものであり、当初、法第19条第1項第2号により保護を開始した世帯についても3か月以上経過した時点で本人の意思、家財道具の保管状況、生活設計等を調査することによって、更に将来における居住の期待性について判断すべきものである。

また、次の場合にも都費負担対象ケースとして取り扱う。

- ・老人ホーム入所待機者（入所判定委員会を既に経ており、概ね6か月以内にホーム入所が可能な者）
- ・更生施設等入所待機者（概ね3か月以内に入所が可能な者）
- ・転居のためにアパート等を探している者（概ね3か月以内に転居が可能な者）

・就職等が確定している者（概ね3か月以内に転居予定の者）

- ⑪ 売春防止法による婦人保護施設又は女性相談センターの行う一時保護の施設に入所している者で他に居住地のないもの。
 - ⑫ 局長通知・第2-1の本文、同1-(1)及び(3)、同2(同1-(2)の場合を除く。)の場合の入院・入所者
 - ⑬ 局長通知・第2-3の場合の施設入所者で、現所在地保護の対象となる者
 - ⑭ 局長通知・第2-4の場合の施設入所者で、現所在地保護の対象となる者
 - ⑮ 局長通知・第2-5及び7の場合の入院・入所者又は保護施設通所事業利用者で、現所在地保護の対象となる者。
 - ⑯ 保護施設、養護老人ホーム、介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム(措置)、障害者支援施設に入所している者又は共同生活援助、共同生活介護を行う住居に入居している者であって、法第19条第3項(法第84条の3により適用される者を含む。)の規定により入所前の現所在地により保護が適用される者
また、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅及び軽費老人ホームに入所している者(特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受ける者に限る。)であって、法第19条第3項の規定により入所前の現所在地により保護が適用される者
なお、入所と同時に居住地を失った者又は入所後に居住地を失った者については、入所前の居住地による居住地保護(区・市費負担)が適用されるものであることに留意する。
 - ⑰ 局長通知第2-9の場合の障害者支援施設入所者・共同生活援助若しくは共同生活介護を行う住居の入居者で、現所在地保護の対象となる者
 - ⑱ 局長通知第2-10の場合の児童福祉施設入所者で、現所在地保護の対象となる者
 - ⑲ 継続的な住居の提供や継続的な生活保障以外の目的を持った施設(他法によると法外であるとを問わない。)の入所者で、他に居住地がないため現所在地により保護が適用される者
 - ⑳ その他前各号に準ずる状態にあると認められる者
- (2) 居住地により保護するが、都が費用負担する者
- ① 宿所提供施設又は児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設に居住する被保護者

ただし、これらの施設を利用するに至る前からその施設の所在する市町村の区域内に居住地を有していた者であって、当該施設に入所することを原因として居住地を喪失したものを除く。

なお、宿所提供施設又は児童福祉法による母子生活支援施設利用中の者を保護施設に入所させた場合には、宿所提供施設又は母子生活支援施設の利用中に法第73条第2号による取扱いをしていた者であっても、法第73条第1号の対象者とはならない。

この場合、宿所提供施設又は母子生活支援施設は、法第19条第3項にいうその者の入所前の居住地として取り扱われ、一般の例により、居住地保護すべきも

のである。

(3) その他

- ① 社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）（日常生活支援住居施設を含む。以下この問答において同じ。）は公営、民営を問わず、1日契約で利用者が宿泊料を支払う簡易宿所（旅館）に類するものを除き、一般に居住地と認められるものであり、そこに居住している者から保護の申請があった場合には都費負担ケースとはならない。
- ② 路上生活者等（無料低額宿泊所入所後まもない者を含む。）から相談・申請があった場合に、福祉事務所が保護の適用にあたって無料低額宿泊所を利用させる場合の具体的取扱いは以下による。
 - ・路上生活者が無料低額宿泊所入所後まもなく保護の申請を行い、保護開始となった場合には、現所在地保護とするが、その後3ヶ月間経過し、それ以降の居住の安定性が確認される場合は、居住地保護に変更する。
 - ・福祉事務所が保護の適用にあたって、路上生活者に無料低額宿泊所の利用を勧め、具体的な施設を紹介したうえで入所させた場合は、期間を問わず都費負担となる。
- ③ 更生保護事業法による更生保護施設については、委託保護期間を満了し引き続き在所する者の居住関係が、一般の居住におけるものとほとんど変わらない程度に安定していれば居住地として保護するものであり、都が費用負担しないものである。
- ④ 水上生活者については、そのうち通常一定の泊地がある状態のものは、その泊地を居住地と認定し、居住地保護するため、都が費用負担しないものである。

これに対して、泊地がないか、又は明らかでない場合は、寄港地を所管する保護の実施機関により現所在地保護されるため、都費負担対象となる。
- ⑤ 外国人に対する保護は、法による保護決定に準じて行うものであるが、その実施責任は在留カード又は特別永住者証明書に記載されている住居地によることから、費用の負担について、法第73条第1項に準じた取扱いはあり得ないものである。

2 対象ケースの区分方法

都費負担対象ケースについて、これを他のケースと区分するため、保護決定調書等各帳票類に表示しておく。

3 経理事務処理

月の途中で費用負担区分を変更するケースについては、事務処理の簡便上、翌月から負担区分を変更する。

昭和42年12月25日付民保護発第1124号民生局長通知

平成15年3月25日付福生保第1402号生活福祉部長通知

平成18年9月29日付社援発第0929017号社会・援護局長通知

第3 資産の活用

第3章 資産の活用

この章で扱う事項

資産保有の可否について

- ・自動車、バイクの保有について・・・問3-1～3
- ・互助会、保険加入、学資保険、個人年金等の取扱い・・・問3-4～8
- ・保護受給中の預貯金、預託金の取扱い・・・問3-9

居住用資産の取扱いについて

- ・居住用資産の保有の可否について・・・問3-10、11
- ・要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用・・・問3-12

キーワード

【保護の補足性と資産活用】

生活保護の適用にあたっては、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用すること」を要件としている。（法第4条第1項）

したがって、最低生活の内容としては保有及び利用を容認するに相当でない資産は、原則として処分したうえで、最低限度の生活の維持のために活用させることになる。

資産活用の方法には、①当該資産の保有を認めてその本来の用途に従って活用する、②売却あるいは貸与により得た収益を最低生活費に充てる、の二つに分けられる。このうちのどちらによって資産活用を行うべきかは、地域の一般世帯との均衡、要保護世帯における当該資産の役割（現実の利用状況、将来の活用見込みの有無）、世帯の自立助長に与える効果、維持費用及び処分費用の程度などを総合的にみて判断する必要がある。

なお、当該世帯の居住の用に供される資産（土地及び家屋）について、処分価値と利用価値の比較が困難なことから保有の可否を判断しがたい場合には、原則として各実施機関が設置するケース診断会議において、総合的に検討を行うことが求められている。

【急迫保護と法第63条返還】

保護の補足性の原理は、「急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない」（法第4条第3項）ことから、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けることも想定される。この場合には、被保護者は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、支給された保護費用の範囲内において実施機関が定める額を返還しなければならない。（法第63条）

保護開始時に、保有を容認できない資産があった場合には、保護の実施機関は資産処分の指導を行うと同時に、処分した場合に得た収益に相当する額については、法第63条に基づく保護費用の返還を求めることになる旨の説明を行う必要がある。

また、保護受給中に被保護世帯が得た資産についても、同様にその資力を認定して、最低限度の生活の維持のために活用させることが求められる。通常は、資力が発生し現実的に収益を得た時点での収入認定によるが、資力があったことが事後に認定された場合には、「資力がありながら保護を受けた」期間に支給された保護費用を上限として、当該資力に相当する額の費用返還を求めることになる。

第 3 資産の活用

(問 3 - 1) 被保護者の自動車の保有

被保護者の自動車保有は、どのような場合に認められるか。

被保護者の自動車保有は、地域の普及率にかかわらず、一定の条件のもとにおいて限定的に認められている。その理由としては、自動車の利便性もさることながら、その購入費用や処分価値が一般に大きいこと、維持費や駐車場の経費が最低生活を圧迫しかねないこと、また、事故の場合の被保護者の負担能力に問題があること等が挙げられる。さらに、地域の低所得層の生活実態との均衡及び生活感情をも考慮すれば、現時点では、所有又は借用を問わず、自動車保有を原則的に容認する段階には至っていない。(別冊問答集問 3 - 14)

被保護者の自動車保有は、次の場合に認められる。

1 事業用品としての自動車 (別冊問答集問 3 - 14)

その自動車が現に事業の用に供されている場合、又は近々事業の用に供される場合であって、その活用により相当程度の収入をあげており、あるいはあげることが期待され、世帯の自立に効果的と認められる場合

* 「事業の用に供されている」と判断する場合の基準

当該就労によって得られる収入の額が、自動車の維持に要する経費を著しく上回っていること

2 生活用品としての自動車 (課長問答第 3 - 9)

(1) 障害者が通勤用に使用する場合

(2) 以下の者が、通勤用に使用する場合

- ① 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等
- ② 勤務先が公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある者
- ③ 深夜勤務等の業務に従事している者

* 「通勤用」と判断する場合の基準

ア 勤務日数、勤務時間等が、その者の身体状況及び生活状況から判断して合理的な水準であり、稼働能力の十分な活用が図られていると認められること

イ 公共交通機関の利用が著しく困難であるか否かは、例えば駅やバス停までの所要時間、公共交通機関の 1 日の運行本数、当該地域の低所得者世帯の通勤実態を踏まえ、実施機関で総合的に判断するものである。(別冊問答集問 3 - 16)

ウ 公共交通機関の利用が可能な保育所等(小学校入学前の児童に限る。)が近隣にないか、転入所がきわめて困難である場合、又は転入所することが適当ではないと福祉事務所が判断する場合、保育所等の送迎のための通勤用自動

車の保有も認められる。（別冊問答集問3-17）

エ 深夜勤務等通勤時に交通機関の利用ができない業務に就業している場合には、実際の交通手段を確保できないという事実があることを前提に、保有容認し得るか否かを検討するものである。

オ 保護開始時、失業や傷病により就労を中断しているが、概ね6か月以内に就労し保護から脱却することが見込まれる者であって、自動車の処分価値が小さいと判断されるものは、処分指導を保留することができる。また、概ね6か月経過後、保護から脱却していない場合においても、自立支援プログラム等により具体的に就労による自立に向けた活動が行われている者については、保護開始から概ね1年の範囲内において、処分指導を行わないものとして差し支えない。求職期間中の使用は認められないが、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住している者は、求職活動に必要な場合に限り使用が認められる。（課長問答第3の9-2）

(3) 障害者（児）が通院、通所及び通学に使用する場合（課長問答第3の12）

* 「通院・通所等用」と判断する場合の留意点

ア 「定期的利用」とは、おおむね月2回以上をいう。

イ 実施要領上の「自動車維持費用が他からの援助、他施策等によりまかなわれる」とは、各種手当の収入認定除外分、燃料費補助、世帯外の親族等からの指定付き援助等をいうほか、援助可能な親族等がない場合、障害者加算（他人介護料を除く）の範囲で賄うことも認められる。（別冊問答集問3-19）

ウ 公共交通機関の利用が著しく困難な障害の程度については、下肢、体幹機能障害、内部障害等により歩行に著しい障害を有する場合、知的障害者にあつては多動、精神障害者にあつてはてんかんが該当すると考えられる。身体障害の場合に限っては、現時点で障害の判定がされていなくても、近い将来、障害の程度の判定を受けることが確実に見込まれる者については保有が認められる。（別冊問答集問3-18）

エ 他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。（課長問答第3の12）

(4) 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために必要とする場合（課長問答第3の12）

上記の保有要件に該当しない場合には、自動車の保有は認められないこととなるが、世帯個別事情によっては保有を容認すべき事例も考えられるため、このようなときには、個別ケースに応じて判断し、厚生労働大臣に情報提供する。（厚生労働大臣への情報提供については、問12-15参照）（別冊問答集問3-14、課長問答第3の12）

局長通知第3-3

別冊問答 問3-14～問3-20

課長問答 第3の9、第3の9の2、第3の12

(問3-2) **保有の認められている自動車の買換え**

保有を容認されている自動車が、古くなって使用に耐えなくなった場合、買換えをすることは認められるか。

自動車の買換えは、扶養義務者等からの援助による場合には認められてきたが、保護費のやり繰りによる貯えで自動車を買替えることは本来最低生活の維持に充てるべき保護費によって資産を形成することとなることや、最低生活の維持に支障を来す恐れがあることから、容認しない取扱いとしてきた。

しかし、課長問答第3の18の規定により、保護費のやり繰りによる貯えが生活保護の趣旨目的に反しない限り活用すべき資産にはあたらないものとして、次のいずれにも該当する場合には保有を容認された自動車の更新が認められることとなった。(課長問答第3の23)

- 1 保有が容認されていた自動車が使用に耐えない状態となった
- 2 保有が容認されていた事情に変更がなく、自動車の更新後も引き続き課長問答第3の9又は同第3の12に掲げる保有の容認要件に該当する
- 3 処分価値が小さく、通勤、通院等に必要な範囲の自動車と認められる
- 4 更新にかかる費用が扶養義務者等他からの援助又は保護費のやり繰りによって生じた預貯金等によって確実に賄われる

ただし、実施機関の事前の承認を得ることを原則とし、預貯金によって買換える場合には、不正の手段により蓄えられたものではないこと等を確認すること。また、自動車の価格や排気量等について十分検討し、その使用目的にふさわしい程度のものである。

開始時に保有していなかった者の新規の自動車保有は、購入・贈与を問わず、保有要件に該当していたとしても、原則認められない。ただし、保護受給中の自動車の現物贈与については、更新であって処分価値のないものに限り、従前から認められている。

問3-1において情報提供したケースについては、車種、経費の変更等状況に変動があれば、再度厚生労働大臣に情報提供することになる。

課長問答 第3の18、第3の23

(問3-3) **バイクの保有**

バイクを通勤用に使っている者から、保護の申請があった。保護を開始することとなったが、バイクの保有は認められるか。また、生活用品として保有することは認められるか。

総排気量125ccを超えるバイク（平成27年6月までには総排気量250cc以上のバイク）については、自動車の取扱いに準じて取り扱うべきものである。したがって、生活用品としての保有は認められない。

総排気量125cc以下のバイク（平成27年6月までには総排気量250cc未満のバイク）及び原動機付自転車については、その処分価値及び主な用途等を確認したうえで、次の要件を満たすものについては保有を認めて差し支えない。（別冊問答集問3-23）

- 1 当該バイクが現実に最低生活維持のために活用されており、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立助長に実効があがっていると認められること。
- 2 保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失することにならないと認められること。
- 3 自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入していること。
- 4 保険料を含む維持費についての捻出が可能であると判断されること。

平成27年6月までに上記によりバイク保有の認否を行った場合にあっては、引き続き当該認否の判断を継続して差し支えない。

なお、通勤用・事業用のバイクは、その購入費用及び保有のための維持費は就労収入から必要経費として控除することができるが、それ以外の目的で保有を認める場合は、購入費用、保有のための維持費を必要経費として控除することはできない。（課長問答第8の23）

別冊問答 問3-23 課長問答 第8の23

(問3-4) 冠婚葬祭互助会への加入

冠婚葬祭互助会に加入している者から保護申請があったが、生命保険に加入している場合と同様と考え、加入が認められないときは解約指導を行わなければならないか。

生命保険も冠婚葬祭互助会（葬祭の場合に限る。）も、一定の条件のもとで解約すれば解約返戻金がでることから、保護開始時における「利用し得る資産」であるという点においては、同様の性格を持っている。したがって、冠婚葬祭互助会の場合も、解約返戻金が一定額を超えるときは、解約させ活用を求めるべきであると考えられることができる。

しかし、生命保険の場合には、万一の場合に得られるものが死亡保険金という金銭であるのに対し、互助会の場合には、葬祭という現物サービスとなっている。しかも、葬祭は、個人によって種々の考え方があるとはいえ、一般に社会通念上、特別な需要と考えられており、生活保護法においても葬祭扶助として保障しているところである。

それゆえ、この解約指導により葬祭給付の保障までも失わせることは、生活保護法が補足性の原理を持っているとしても、要保護者の理解を得ることに困難を伴う。したがって、冠婚葬祭互助会については、生命保険の場合の解約返戻金の目安である30万円という金額以内であれば、原則として、解約を要せず保有を容認することができるものとする。

ただし、解約返戻金が保護開始時における「利用し得る資産」であるということに変わりはないことから、法第63条の適用を条件に解約させないことができる取扱いとする。それゆえ、保護受給中に本人が任意に解約した場合には、開始時の解約返戻金相当額は収入認定の対象でなく、法第63条により返還させることとなる。

なお、保護受給中に加入者が死亡して葬祭の給付がなされた場合には、法第63条というところの「資力」が現実化する契機を失ったことになることから、返還金の問題はなくなり、法第63条の設定を解除することになる。

(問3-5) 保護申請時の保険の取扱い

生命保険に加入している世帯に保護を適用する場合の留意点について示されたい。

課長問答第3の11により、保護適用後保険金又は解約返戻金を受領した時点で法第63条を適用することを条件に保険の保有を認める場合は、次の点に留意する。（なお、

保護開始直後の解約返戻金の取扱いは、問11-14参照)

1 保護申請時に保有している保険の考え方 (別冊問答集問3-24)

生命保険は被保険者の生死を保険事故とし、その事故が発生したときに保険者が一定の保険金を支払うことを約し、被保険者が保険料を支払うことを約する保険であるが、このように保険には「万一の場合に備える」という保障的性格に意味があり、日常の生活費の不足を補うために保険を途中で解約することは、むしろ例外とされている。したがって、生命保険の解約返戻金は「資産」とはいつても、払戻しを当然に予定している預貯金とはかなり性質を異にしているため、少額の解約返戻金まで活用を求めるのは社会通念上適当ではない。また、解約はかえって保護廃止後の世帯の自立更生に支障を生じさせるおそれもある。

これらの事情を考慮し、解約返戻金が少額であり、かつ保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合には保護開始にあたっては、直ちに解約して活用することを要しない取り扱いが認められている。ただし解約返戻金はあくまで「利用し得る資産」であるため、保険金等を受領した時点で所定の額を返還すべきものとされているのである。(課長問答第3の11)

2 保有が認められる保険の種類及び類型 (別冊問答集問3-24)

1の趣旨から、保有が認められる保険の種類は、死亡、障害の危険対策を目的とする保険となる。なお、住宅積立保険など貯蓄性の強い保険は保有を認められないとされている。しかし、いわゆる掛け捨て保険以外は事故保障部分と貯蓄的性格部分を多かれ少なかれ合わせ持っている。また、今日の保険は種類が多様化しているため、保険を性格によって一義的に分類することは困難となっている。ここでは、貯蓄性の強い保険とは、死亡・障害保険金給付のないものとする。

原則として、保険事故が発生した場合に、その利益が当該被保護世帯に帰属するものについて、保有が認められる。

したがって、保険の契約者、被保険者及び受取人が誰になっているかを把握した上で、判断する。

- (1) 保険の契約者が、当該被保護世帯員でない場合は、そもそも解約指導の問題は生じない。また、保険の契約者は当該被保護世帯員となっているが、実際に保険料の支払いを行ってきたのは当該被保護世帯以外の者であることが立証されるときには、現実に即して処理する。
- (2) 保険事故発生時の利益が当該被保護世帯に帰属しないものは、利益が当該被保護世帯に帰属する契約に変更することを条件に保有を認めることができる。
- (3) 単身者であっても、入院の際の入院給付、後遺障害等に対する給付等が見込まれ、世帯の自立に役立つと判断される場合は保有を認める。

3 解約返戻金の多寡 (別冊問答集問3-24)

解約返戻金の額が少額かどうかの判断は、当面、都内実施機関においては、30万円または最低生活費(介護扶助、医療扶助を除く。)の概ね3ヶ月分を超えているかどうかを目安にして、判断する。

また、保護申請時まで積み立てられた配当金は、解約返戻金の額に含むものとする。

なお、解約返戻金を担保に貸付を受けているときには、実際の受けられる解約返戻金の額で判断する。

4 保険料（別冊問答集問3-24）

一般世帯との均衡に留意するとともに、当該世帯の最低生活費と保険料とのバランスを考慮し、都内実施機関においては、生活扶助基準の15%程度以下を目安とする。

5 加入の継続を認めた場合の取扱い

(1) 保護開始時に既に生じている解約返戻金に相当する額については、「保護開始時の資力」であるため、後日、死亡や満期等により契約終了に伴う保険金を受領した時点、あるいは解約して解約返戻金を受領した時点で、法第63条により返還を求めることとなる。（別冊問答集問3-24）

このため、開始時にその旨を文書により通知しておくことが望ましい。併せて、保険金等を受領した際の収入申告義務についても、周知を徹底しておく。なお、この場合においてこれまでの払込保険料を必要経費として控除することは認められない。

(2) 開始時には解約返戻金が生じていない保険については、「保護開始時の資力」はないことから、法第63条による返還の問題は起こらない。

(3) 保険金を受領したときは、保険金の種類に応じて次のとおり取り扱う。

まず、満期保険金については、法第63条の返還対象額（保護開始時の解約返戻金相当額）を除いた額については、保護受給中の預貯金同様に取り扱い、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は収入認定の対象としない。

次に、死亡保険金が同居の世帯員に支払われた場合は、保護開始時の解約返戻金相当額が、法第63条返還の対象となる。それ以外の額については、次官通知第8-3-(3)-キにより自立更生に当てられる額を除き、8,000円控除の上、収入認定を行う。

更に、入院給付金等の保険事故に対する給付については、保険契約は継続されており未だ資産としての保険を保有している状態にあることから、解約返戻金相当額について考慮する必要はなく、給付額について8,000円控除の上、収入認定を行う。なお、この際、次官通知第8-3-(3)-オ（災害等による臨時的保険金）を根拠に、自立更生に当てられる額については収入認定除外が可能である。

（別冊問答集問3-25）

(4) 解約して解約返戻金を受領したときは、法第63条の返還対象額（保護開始時の解約返戻金相当額）を除いた額については、保護受給中の預貯金同様に取り扱い、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は収入認定の対象としない。（別冊問答集問3-25）

(5) 生存一時金、祝金等、一定の事実に基づく給付を受領した場合は保険事故による保険金を受領したものと同様に扱う。

(6) 保護開始後に積み立てられた保険料に係る配当金は、保護受給中の預貯金同様に取り扱い、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は収入認定の対象としない。（別冊問答集問3-25）

6 その他

保護申請時の保険については、保有の可否を問うのではなく、解約返戻金を資産として活用させるという趣旨で検討する。活用方法は、本人の意思を尊重し、解約又は借り入れを選択させる。容認額を超える解約返戻金を活用せず保有している場合、当該超える額を要否判定上の所持金として処理し、程度の決定にも持ち込む。つまり、解約返戻金全額を開始時の要否判定及び程度の決定の際に収入認定する訳ではない。

- (参照) 問3-6 「学資保険の取扱い」
問8-34 「被保護者の累積金について」
課長問答 第3の11、第3の20
別冊問答 問3-24、問3-25

種類	保険	学資保険	預貯金
性格	保険	預貯金	預貯金
保護申請時の取扱い	<p>危険対策を目的とする保険は、保険本体の保有を認める。</p> <p>(ただし、解約返戻金が 30 万円又は最低生活費の 3 か月分をこえる場合、こえる部分の解約返戻金部分は資力として活用を求める。)</p> <p>開始時の解約返戻金相当額は法第 63 条を適用する。</p>	<p>1 世帯あたりの解約返戻金の額が 50 万円以内であれば、保有を認める。解約返戻金が 50 万円をこえる場合は、こえる部分の解約返戻金部分は資力として活用を求める。</p> <p>開始時の解約返戻金相当額は、法第 63 条を適用する。</p>	<p>(程度の決定において) 世帯の最低生活費の 1/2 まで保有を認める。</p> <p>1/2 をこえる部分は収入認定とする。</p>
保護受給中の取扱い	<p>加入は可能だが、保有容認できるものは、当該世帯の危険対策を目的としたものに限られる。</p>	<p>加入は可能であり、受給中の加入であれば、解約返戻金の取扱いは、保護受給中の預貯金に準じた取扱いとする。</p>	<p>使用目的が生活保護の目的に反しない限り、資力として認定することを要しない。</p> <p>(問 8 - 34 参照)</p>
解約した場合の取扱い	<p>開始時の解約返戻金相当額は法第 63 条返還の対象となる。</p> <p>保護受給中に増加した解約返戻金は、保護受給中の預貯金に準じて取り扱う。</p>	<p>開始時の法第 63 条適用部分は返還対象(返還額を免除する場合を除く。)となる。</p> <p>ただし、解約返戻金が就学等の費用にあてられる場合は、返還を要しない。</p>	
保険金を受領した場合の取扱い	<p>自立更生に充てられる額を除いて、次第 8 - 3 - (2) 保険金その他臨時的収入として収入認定する。</p> <p>※ただし、満期保険金は保護受給中の預貯金に準じて取り扱う。この場合、開始時の解約返戻金相当額は、法第 63 条の返還対象となる。死亡保険金も、開始時解約返戻金相当額は法第 63 条返還対象。</p>	<p>給付された満期保険金、は、保護受給中の預貯金に準じて取り扱う。</p> <p>(開始時の解約返戻金は相当額は、法第 63 条の返還対象となる。ただし、解約返戻金が就学等の費用にあてられる場合は、返還を要しない。)</p>	

(問3-6) **学資保険の取扱い**

学資保険を保有する世帯から保護の申請があった場合、解約を指示すべきか。また、保険金を受け取った場合の収入認定上の取扱いはどうするか。

学資保険には、様々なタイプがあるが、分類上は保険である。しかし、子どもの進学に対する金銭的な蓄えを月々行うことがその目的であること、いわゆる保険の要素も含まれてはいるものの、その危険負担性は補償事故発生時の月々の保険料負担の免除にすぎないことなどから生命保険とは性格が異なっている。一方で費消しないまま残した預貯金等と全く同様に取扱うことも適当ではない。

したがって、学資保険については、①同一世帯員の構成員である子が18歳以下である時に、同一世帯員が満期保険金を受け取るものであること、②満期保険金又は満期前に解約した場合の解約返戻金の使途が世帯内の子の就学に充てることを目的にしたものであること、③開始時の解約返戻金の額が1世帯あたり50万円以下であること、の3つの条件を満たす場合に保有を認め、解約させることなく保護を行なって差し支えない。ただし、保護開始にあたって、開始時解約返戻金相当額については、法第63条の返還対象設定とする通知を行うとともに、返還を求める場合と返還を免除することができる場合それぞれの説明を行う必要がある。(課長問答第3の19)

なお、開始時の解約返戻金の額が50万円を超える学資保険を保有する世帯については、当該超える部分が生活保護法上の「活用し得る資産」にあたることを説明のうえ、解約返戻金の一部を貸付金として借り入れる等の方法によって活用を求めること。(別冊問答集問3-26)

満期保険金又は解約返戻金を受領した場合は、開始時の解約返戻金相当額は、法第63条の適用により返還対象となるが、就学等の費用に充てられる額の範囲内で自立更生に当たる経費として返還免除とすることができるものである(高校等就学費用との関係については、問6-81参照)。(課長問答第3の20)

開始時の解約返戻金相当額以外は、保護費のやり繰りによって生じた預貯金の取り扱いに準じて検討すること(使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない限り、資産とはみなさず、収入認定の対象としない)。

課長問答 問3の19・20

別冊問答 問3-26~33

(問 3 - 7) 個人年金の取扱い

生命保険会社の個人年金保険に加入し、申請時に既に保険料の支払いを終え、月額 2 万円の保険金を受領している場合、どう取り扱えばよいか。

生命保険会社の積立年金保険や養老保険は、国民年金や厚生年金といった公的年金制度とは異なり、本人の積み立てた原資を基に、老後に年金形式で保険金の給付を受けるものである。従って、一般的には積立金を解約して一時金として受領することが可能である。

生活保護法上は、年金等の公的給付としてではなく保険として取扱い、他の生命保険契約と同様に、返戻金の額、保険料額、給付内容を把握した上で保有の可否を検討する。設問のように月額 2 万円の給付を得るためには、ある程度の積立金が積立てられていることが推測されるので、その金額の確認を要する。一時金（解約返戻金）として受領した場合、受領金額が保険給付と比較すると本人に不利になる場合があるが、保有の可否を判断する基準は一般の生命保険の解約返戻金の保有容認限度額と同様である。

保有が容認された場合及び保護受給中に加入した個人年金に基づく保険金収入は、次官通知第 8 - 3 - (2) - ウ（財産収入）に準じて、全額収入認定する。

なお、本設問は、すでに保険料の支払いを終えており、専ら保険給付を得るのみである事例の場合である。保護受給中に保険料の支払いを継続する必要があるのであれば、単に将来の保険給付を期待して資産形成を行なうための個人年金は加入及び保有継続を認めることが適当でないものとなるので、注意が必要である。

(問 3 - 8) 保護受給中の保険加入の取扱い

保護受給中の保険加入の取扱いはどのようになるか。

被保護者が、保護開始後に、最低生活上認められる範囲のやりくりにより、保険料を拠出して一定の任意保険に加入することは認められるものである。種類としては、危険対策を目的とするものに限られるものであり、貯蓄的性格の強い保険は認められない。

また、被保護世帯に保険による保障の効果の及ばないもの及び世帯員の危険を保障するものでないものは、被保護者に求められる生活上の義務（法第 60 条）から、好ましくない。同じく、保険金額及び月々の保険料についても、一般世帯との均衡を考慮

する必要がある。

上記の点を踏まえる限り、被保護者が、保護受給中に保険に加入することは、自由である。そして、加入した保険が一定期間を経過すると、解約返戻金を生じることとなるが、この場合においても、解約返戻金の多寡によって途中で、解約指導を行う必要はない。

ただし、保険の加入及び継続を認めることは、後に保険から得られる収入が世帯の自由な処分に委ねられることを意味するものではない、という点を十分に説明しておくことが大切である。

つまり、死亡保険金等の保険金を受領した場合、自立更生に充てられる額を除いて、次第8-3-(2)「保険金その他の臨時的な収入」として取り扱い、8,000円をこえる額を収入認定する。これらの場合、それまでの払込保険料を収入から必要経費として控除することは認められていない。

ただし、任意に保険を解約し、解約返戻金を受け取った場合や、満期保険金（配当金、祝金等の一時金等も含む。）を受け取った場合は、預貯金に準じて取り扱い、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は収入として認定しない。（これらの収入があてられる経費については、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除は必要ないものである。）

なお、学資保険については、問3-6参照のこと。

課長問答 第3の20

別冊問答 問3-25

(問3-9) 保護受給中の預貯金の取扱い

被保護者が保護受給中に預貯金をすることは認められるものであるか。

被保護者が保護受給中に預貯金をしている場合、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと判断されるときは、法第4条にいう「利用し得る資産」の形成にはあたらない。

つまり、単に将来の出費に備えるという意味での蓄財一般は認められないが、生活保護の趣旨目的に沿った具体的な目的を持った蓄えについては、それらが預貯金という形をとっていたとしても「利用し得る資産」とはならないものである。

次に、上記の範囲を超えた預貯金の保有が判明したときには、最低限度の生活維持のために活用を求めることとなるが、直ちにこれを収入認定するのは好ましくない。一定額を超える預貯金を保有しているということは、これまで食事や衣料等の生活必需品を極度に切り詰めて生活してきた結果と考えられ、その世帯はどこかに最低限度

の生活に欠けるところが生じていることが多いものである。

それゆえ、範囲を超えた額については、まず、最低限度の生活に欠ける部分を補い、生活基盤を回復させるために使うよう指導することとなる。最低限度の生活に欠ける部分を補っても更に残余の額がある場合は活用しうる資産として活用を求めることとなる。

課長問答 問3の18

参照 問8-34

(問3-10) 居住用資産の保有否認

居住用資産保有ケースについてケース診断会議で検討した結果、保有を否認したが、処分指導が困難な場合はどのような場合があるか。

被保護世帯が保有し居住の用に供せられる家屋及び家屋に付属した土地については、当該資産の処分価値が一定基準〔ケース診断会議選定基準額：30歳代及び20歳代の夫婦と4歳の子を例とする3人世帯（1級地-1）の基準生活費の10年分+住宅扶助特別基準額（1級地-1）の10年分+高額療養費自己負担限度額の10年分〕を上回る場合は、ケース診断会議において保有の要否及び援助方針を検討する。（課長問答第3の15、平成8年3月21日付7福生保第1501号福祉局生活福祉部長通知）

検討の結果の援助方針は、以下の4点に大別される。

- 1 居住用資産の保有を認める場合
- 2 保有を否認するが処分指導を保留する場合
- 3 保有を否認し、売却以外の活用を指導する場合
- 4 保有を認めず処分を指示する場合

2の「保有を否認するが処分指導を保留する場合」とは、資産の処分価値が大きく保有を容認することはできないが、知的障害のある単身世帯で、資産の売却を行うといった重要な法律行為を行うことが困難な場合等が想定される。この場合、成年後見制度等の活用が可能であれば、必要な手続をふまえたうえで、処分指導の留保を解除することが望ましい。

3の「保有を否認し、売却以外の活用を指導する場合」とは、再建築が不可能な土地（例：他人の土地に囲まれ道路に接していない土地）等、立地条件から売却が困難な不動産を保有する場合に、賃貸等の活用を指導する方針を選択する場合等が想定される。

1の場合を除き、保有を否認した場合は、法第63条を設定した旨を文書で通知する必要がある。この場合、文書を送付する事のみで済まらず、査察指導員が同行して、生活保護の趣旨を十分に説明し、被保護者の理解を得るようにする。具体的な処分指導は個々のケースに応じて最も適当と思われる方法で行う。

なお、被保護世帯が不動産を保有する場合は、保有を容認又は否認するかに関わらず、資産台帳及び不動産保有者リストを作成し、3年ごとの固定資産税の評価替えの都度、内容を更新し状況を確認する。

課長問答 問3の15

平成8年3月21日付7福生保第1501号福祉局生活福祉部長通知

(問3-11) **ローン付き住宅の取扱い**

ローンの支払いが残っている住宅の所有者から生活保護の申請があった。保有を容認するのは、どのような場合か。

ローン完済前の住宅を保有している者を保護した場合は、結果として保護費から返済を行うことになるので、原則として保護の適用を行うべきではない。(課長問答第3の14) (資産の処分が困難で生活の困窮状態が急迫した状況にある場合は、保有を否認し法第63条を設定した上で保護を開始する。)

しかし、マンションの処分価値が居住用資産として保有が認められる程度のものであって、ローンの支払いの繰り延べが行われている場合、又はローン返済期間が短期間であり、かつローン支払額も少額である場合には、保有を認め保護を適用することができる。(別冊問答集問3-9)

保有を容認するかどうかは、地域の住宅事情、世帯の状況も含めて判断すべきであり、返済期間、ローン支払い額の基準を一律に示すのは困難である。目安として都内実施機関においては、例えば、期間は5年程度、金額は月毎の支払額が世帯の生活扶助基準の15%以下程度、ローンの残額が総額で300万円以下程度が考えられるが、個別事例ごとに慎重に判断すべきであろう。

ローン返済を別世帯の親族が肩代わりし支払う場合は、世帯を経由せずに金銭のやり取りが行われているので、収入認定の問題は生じない。ただし、親族にはローン返済を行うだけの資力がある以上、当該資力を被保護世帯への扶養履行に当てるよう求めるべきである。

課長問答 第3の14

別冊問答 問3-9

(問3-12) **要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用**

要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能な世帯に対し、どのように援助していけばよいか示されたい。

要保護世帯向け不動産担保型生活資金は、要保護状態にある高齢者世帯に対し、長年住み慣れた住居に住み続けながら居住用不動産の活用を促す施策として、平成19年4月に開始された制度である。生活福祉資金の一類型として、東京都社会福祉協議会を貸付主体として運営されている。当制度の概要は以下のとおりである。

1 対象世帯

借入申込者及び同居の配偶者が65歳以上である世帯（保護受給中に65歳に達した場合も含む。）

2 対象不動産

- ・評価額が500万円以上である居住用不動産（集合住宅含む）
- ・賃借権、抵当権等が設定されていないこと
- ・本人の単独名義又は配偶者との共有名義になっていること

3 生活保護制度との関係

貸付資金の利用が可能な世帯に対しては、貸付資金の利用が生活保護に優先するため、当該貸付による資産活用を求めることになる。（局長通知第3-1-(1)、第3-2-(1)、課長問答第3の21）

貸付が開始された場合、保護の停止又は廃止をすることとなるが、貸付予定期間が半年を超える世帯であっても、相当長期の場合を除き、停止の取扱いとする。貸付期間中は、申請時や保護受給中の記録、貸付に係る書類を保管しておくとともに、借受人の実態把握、貸付額変更に関する意見書の提出等を行う必要がある。（課長問答第10の12-2）

なお、貸付日以前に支給された保護費については、法第63条による返還請求を行わないものである。（貸付日以前に当該居住用不動産の保有を否認していた場合も同様）（課長問答第3の22）

4 その他

事務手続等については、要保護世帯向け不動産担保型生活資金事務担当者研修テキスト及び資料を参照のこと。

平成19年3月30日付社援保発第0330001号

「要保護世帯向け不動産担保型生活資金の生活保護制度上の取扱い及び保護の実施機関における事務手続きについて」

局長通知 第3-1-(1)・第3-2-(1)

課長問答 第3の21・22

第10の12－2

別冊問答集 要保護世帯向け長期生活支援資金の運用等に関する質疑への回答

第4 扶養義務の取扱い

第4章 扶養義務の取扱い

この章で扱う事項

扶養義務について

- ・扶養義務の取扱い ……問4-1
- ・扶養の期待可能性 ……問4-4、5

扶養能力調査について

- ・扶養義務調査について ……問4-2
- ・扶養義務者の把握 ……問4-3
- ・扶養照会又は関係機関等による扶養能力の調査 ……問4-6
- ・扶養義務者への通知及び報告の求めの取扱い ……問4-7

キーワード

【生活保護と扶養義務】

生活保護（公的扶助：公費による救済のための無拠出の経済給付制度）と扶養義務（私的扶養：扶養義務者間における相互の生計援助）の関係は、後者が前者に先立つものである。しかしながら、現行の生活保護法では、扶養義務を受けることができる条件を有する者には生活保護を受ける資格を与えないとするのではなく、現実には扶養義務が履行される可能性があるときにのみ、扶養請求権の行使を受給要件としてとらえている。

扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は生活保護に優先して行われるべきことは、法第4条第2項に規定されており、「扶養援助」「他法他施策活用」は常に検討されなければならない。ただ、これらは「利用し得る」権利としての扶養請求権や他法他施策の扶助請求権を行使すべきことを前提としているものであり、法令に規定された各種の手当や給付金等と異なって私的扶養の援助の範囲及び程度については、国民生活や国民意識の変化や実態に即して判断していくものとならざるを得ない。

したがって、保護の適用にあたっては、現実には得ることのできる「扶養援助」の程度を勘案しながら、必要な公的扶助を行うことになる。

【生活保持義務関係と生活扶助義務関係】

夫婦及び未成熟の子に対する親はそれぞれ民法上、生活保持義務を負うものとしての関係があると解釈される（民法第752条、第877条1項）ことから、生活保護法上、より強い扶養義務の履行が求められる。したがって、生活保持義務関係においては、扶養義務者の扶養程度は、当該扶養義務者の最低生活費を超える部分（世帯分離した場合には、生活扶助義務関係と同程度）が、扶養援助されるべきものとしてとらえられる。

直系血族及び兄弟姉妹、三親等内の親族で家庭裁判所が特別の事情ありと認める者については、①現に扶養を実行している者、②過去に当該要保護者から扶養を受けたことがある場合等扶養の履行を期待できる特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者、については生活保護制度適用にあたっての調整が図られるべき扶養援助を行う対象者として考えられる。したがって、生活扶助義務関係においては、社会通念上、その援助を行う扶養義務者にふさわしいと認められる程度の生活（通常、最低生活費よりも高い水準として理解される）を損なわない限度において、可能な範囲で扶養援助がなされるべきものであるとされている。

第4 扶養義務の取扱い

(問4-1) 扶養義務の取扱い

扶養についての基本的な考え方を示されたい。

法第4条（保護の補足性）第2項において民法に定める扶養義務者の扶養が生活保護に優先して行なわれるものとされている。扶養は第4条第1項とは異なり、保護の前提となる要件ではない。

さらに民法上、扶養の履行は当事者間の協議を前提とし、協議が整わないときに家庭裁判所が定めることとされている。

このことから、生活保護の実施要領上も扶養の履行は努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこととしている。

つまり、生活保護法上の扶養の取扱いは、民法の規定により扶養が行なわれた時に、その援助された額を収入認定するという意味であり、実施機関に扶養の履行を強制する権限はない。また、扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではない。

一方、生活保護の利用を考える者は、生活困窮に至る過程で扶養義務者との関係が疎遠となっている者が多い。また社会の扶養意識も変化していることから、扶養の履行を要請することが、要保護者の心理的負担となっている実情にある。

以上のことから、生活保護の実施にあたっては、要保護者に対し、扶養が保護適用の前提要件であるといった誤解を与えないよう、扶養の考え方、扶養調査の方法等について、的確に説明する必要がある。特に相談時に「扶養届」等の用紙を交付し、記入を義務付ける等の取扱いは行なってはならない。また、申請受理後に行なった扶養照会に対する回答が遅れていることを理由として、法定期間内の保護の決定を怠ってはならない。

次官通知 第5

(問4-2) 扶養能力調査について

扶養能力調査を実施するにあたっての基本的な考え方及び留意点について、示されたい。

扶養能力調査は問4-1の基本的考えを踏まえる必要がある。扶養照会を行うことを事前に要保護者に説明し、了承を得ることが望ましい。要保護者が希望する場合は、

要保護者本人から当該扶養義務者に照会文書を渡すことも考えられる。要保護者が扶養照会を拒否する場合は、理由を確認し、照会を一旦保留し理解を得る。全扶養義務者に対して機械的に一律な文書照会を行うような取扱いを行わないこと。（別冊問答集第5扶養義務の取扱い記載のフローチャート参照）

扶養能力調査において、特に留意すべきことは以下のとおりである。

- 1 扶養能力調査（照会）は、扶養義務者として把握した者のうち、重点的扶養能力調査対象者（生活保持義務関係にある者。それ以外の親子関係にあり、扶養の期待可能性のある者。過去に扶養を受ける等特別の事情があり、扶養能力があると推測される者）又はそれ以外の扶養義務者のうち要保護者からの聴取等により扶養の可能性が期待される者に対して行う。（局長通知第5-2-(2)）
- 2 扶養照会は、扶養履行の要請ではなく、扶養の意思（可否）の確認及び扶養可である場合の扶養の程度と方法を調査するものである。
- 3 扶養の内容は、金銭的な援助に限らず、被保護者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かり等の精神的な支援（金銭的な支援以外の間接的な支援）も含まれるものである。（局長通知第5-2-(1)）

局長通知 第5-2-(1)及び同(2)

(問4-3) 扶養義務者の存否の確認

扶養義務者の存否の確認を行うに当たって、確認対象者の範囲、確認内容及び確認方法について示されたい。扶養義務調査を実施するにあたっての基本的な考え方及び留意点について、示されたい。

1 確認対象者の範囲

原則として、絶対的扶養義務者（配偶者、直系血族及び兄弟姉妹）を対象とする。相対的扶養義務者は、3親等内の親族であって、要保護者本人からの申告により、①現に扶養を行っている者、②扶養義務の履行が期待される特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者がある場合にのみ、対象となる。（局長通知第5-1-(1)）

2 確認内容

上記1の範囲にある者について、氏名、生年月日、住所、要保護者との続柄、性別等を把握する。

3 確認方法

要保護者からの申告によることを基本とし、更に保護実施上の必要があるときは、戸籍謄本等により確認する。

*扶養義務の履行が期待される特別の事情 課長問答（５の１）参照

*相対的扶養義務者に対する調査の意義 別冊問答集 問５－４参照

局長通知 第５－１－(1)

(問４－４) **扶養の期待可能性の検討**

扶養義務者の存否の確認の後、扶養の期待可能性の検討を行うときの留意事項について示されたい。

扶養の期待可能性の検討は、要保護者の扶養義務者として把握された者について、その職業、収入、要保護者との経済的なつながり等を要保護者その他から聴取する等の方法によって扶養の期待可能性の有無を検討するものである。

その際、要保護者から扶養義務者に扶養能力がない旨の申立てがなされ、それが真実であることが推定され、かつ、その事情が妥当と判断される場合には、扶養照会を省略して差し支えない。ただし、当該扶養義務者が生活保持義務関係にある場合は、扶養照会を省略することなく、関係機関に対して照会する等、事情の確認に努めること。また、聞き取りの中で、要保護者が扶養照会を拒んでいる場合等においては、その理由について特に丁寧に聞き取りを行い、照会の対象となる扶養義務者が「扶養義務履行が期待できない者」に該当するか否かという観点から検討を行うべきである。それでもなお、「扶養義務履行が期待できない者」に該当しない場合には、問４－６の調査を行う必要がある。

なお、夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯がある者等当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者に該当する場合は、当該扶養義務者が生活保持義務関係の場合でも扶養照会を控えること。当該扶養義務者が生活保持義務関係の場合には、要保護者の申出が事実であるかなどの確認を行う観点から、関係先調査を行うこととなるが、この関係先調査を行うに当たっては、当該扶養義務者本人に、関係先調査を行っている事実や当該要保護者の居住地はもとより、その手がかりとなる情報（例えば、福祉事務所名等）も知られることのないよう、特に慎重に調査を行うこと。

この関係先調査の結果、当該要保護者の申出が虚偽であったことが判明した場合には、改めて当該扶養義務者に係る可能性調査を行い、「扶養義務履行が期待できない者」に該当しないことを確認の上、扶養照会を行うこと。

扶養照会を省略する場合でも、当該扶養義務者の職業、収入、家族構成等の生活の状況と扶養能力がないと判断した理由を記録しておくこと。

* 参考 [扶養照会を省略して差し支えない例]

ア 被保護者

- イ 社会福祉施設入所者及び実施機関がこれらと同様と認める者
- ウ 要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養が期待できない者
- エ 所得税非課税者であることが明らかな者
- オ 主たる生計維持者ではない非稼働者（いわゆる専業主婦・主夫等）
- カ 老親等で子等に扶養されている者
- キ 未成年者
- ク 長期入院患者
- ケ 概ね70歳以上の高齢者

課長問答 第5の2

別冊問答集 問5-1

令和3年2月26日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡

(問4-5) 要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養が期待できない者

扶養の可能性の検討にあたって、要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養が期待できない者と判断できるのはどのような場合か。

例えば、当該扶養義務者に借金を重ねて返済を迫られている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立している等の事情がある、縁が切られている等の著しい関係不良の場合等が想定される。以上については例示であり、著しい関係不良の場合等に該当するかどうかについて個別の事情を検討の上、扶養義務履行が期待できないものとして判断して差し支えない。

この検討にあたって、当該扶養義務者と一定期間交流が断絶している（例えば10年程度音信不通であるなど）場合には、これをもって、「著しい関係不良等」と判断してよいこと。なお、10年程度音信不通である場合は、その他の個別事情の有無を問わず、交流が断絶していると判断し、これをもって「著しい関係不良等」とみなしてよいこと。また、音信不通となっている正確な期間が判明しない場合であっても、これに相当する期間音信不通であるとの申出があり、その申出の内容が否定される明確な根拠がないことをもって、該当するものと判断して差し支えない。（別冊問答集問5-1）

また、親族が都内近隣に居住する場合、生活困窮に至る過程で疎遠になっているような事例もあることから、過去1年以上の間、音信も含め全く交流関係が途絶えている場合は、同様に取り扱って差し支えない。

別冊問答集 問5-1

令和3年2月26日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡

(問 4 - 6) 扶養照会又は関係機関等による扶養能力の調査

扶養の可能性の検討の結果、扶養照会等を行う必要があると判断された者に対して、調査・照会を行うときの方法、留意事項について示されたい。

扶養義務の取扱いは、生存権保障としての生活保護制度のあり方と国民一般の扶養の実態及び扶養意識とに深く関わっている。また、個々の扶養調査は、要保護者と扶養能力調査対象者それぞれの個別的な関係を踏まえた上で、適切に行われなくてはならない。

したがって、画一的、機械的な取扱いを避けるよう十分留意すること。

1 調査の方法

- (1) 管内の重点的扶養能力調査対象者については、原則として実地調査とする。
- (2) 管外の重点的扶養能力調査対象者については、原則として書面により照会する。
- (3) 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養の期待可能性のある扶養義務者に対しては、原則として書面により照会する。なお、実施機関の判断により、電話連絡により行っても差し支えない。

2 具体的な調査方法

① 書面により照会する場合の取扱い

ア 回答期限を付して、照会する。

イ 期限までに回答がないときは、重点的扶養能力調査対象者については必要に応じて再度期限を付して、照会する。重点的扶養能力調査対象者以外の者については「扶養の可能性がない者」として処理して差し支えない。(別冊問答集問5-12)

ウ 更に、回答がないときは、必要に応じて居住地を所管する福祉事務所に書面をもって調査依頼を行うか、又は、その居住地の市町村長に照会する。

エ イ・ウの段階で扶養の意思がないと判断される場合はその旨を記録する。

② 重点的扶養能力調査対象者に直接照会を行うことが不適當な場合の取扱い

関係機関等に照会を行い、なお扶養能力が明らかにならないときは、必要に応じて居住地を所管する福祉事務所に書面をもって調査依頼を行うか、又は、その居住地の市町村長に照会する。

③ 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者に直接照会を行うことが不適當な場合は、扶養の期待可能性がないものとする。

3 調査の内容

扶養義務者の世帯構成、職業、収入、課税所得、社会保険の加入状況、税法上の扶養控除及び家族手当の受給状況、他の扶養履行の状況

4 留意事項

- ① 扶養照会を行うことを事前に要保護者に説明し、了承を得ることが好ましい。要保護者が希望する場合は、要保護者本人から当該扶養義務者に照会文書を渡す。要保護者が扶養照会を強く拒否する場合は、理由を確認し、照会を一旦保留し理解を得る。
- ② 扶養調査又は照会は、扶養義務者から要保護者に対して扶養義務履行の意思があるか否かの確認であること。
- ③ 扶養親族が在住する地域を管轄する福祉事務所又は区市町村への調査依頼に当たっては、その理由、経過等を事前に相手方に説明すること。
- ④ 扶養義務者から扶養する旨の回答を受理した場合には、被保護者に対して、現に扶養が行われていること及びその内容を確認し、収入申告書を徴した上で収入認定を行うこと。また、その後の履行状況についても、定期的に確認し、収入申告書を徴取すること。
- ⑤ 扶養届が未提出又は提出された扶養届の記載内容が不十分なため当該扶養義務者の生活の状況が把握できないときは、関係機関への照会等により、世帯構成、職業、収入、課税所得等について調査し、記録しておくこと。この場合、特に1親等の直系血族については再照会あるいは関係先への照会を行って、必要事項を把握しておくこと。（重点的扶養能力調査対象者の場合）
- ⑥ 生活保護の実施に当たっては、実際に扶養が行われた場合に、はじめてこれを被保護者の収入として取り扱うものである。また、扶養照会に対する回答が遅れた場合（未提出を含む）であっても、そのことを理由として、法定期間内に行なうべき保護の決定（開始若しくは却下）を遅滞させることはできない。
- ⑦ 扶養援助が行なわれないことのみをもって却下することはできず、真に求められるべき扶養の履行が実施されない場合には、別途、法第77条による費用の徴収手続を検討することになる。また、そのような場合であっても、努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うべきものであること。

局長通知 第5-2-(2)及び同(3)

別冊問答集 問5-12

(問 4 - 7) **扶養義務者への通知及び報告の求めの取扱い**

扶養義務者への通知、報告を求めるときの留意事項について示されたい。

1 扶養義務者への通知（局長通知第 5 - 3）

保護の開始を申請した要保護者について、要保護者の扶養義務者に対する扶養能力の調査によって、法第 77 条第 1 項の規定による費用徴収を行う蓋然性が高いなど、『明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者』が、民法に定める扶養を履行していない場合は、要保護者の氏名及び保護の開始の申請があった日を記載した書面を作成し、要保護者に保護の開始を決定するまでの間に通知することとされている。

調査においては、関係機関へ照会した場合、扶養義務者本人の同意書がないとの理由で回答を得られない可能性があり、その場合は、通知の対象者との判断はできないと考えられる。

なお、保護開始後に、通知の対象者と判断した場合は、通知することが望ましい。

2 扶養義務者への報告の求め（局長通知第 5 - 4 - (1)）

扶養能力の調査によって、要保護者の扶養義務者のうち、法第 77 条第 1 項の規定による費用徴収を行う蓋然性が高いなど、『明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者』が、民法に定める扶養を履行していない場合は、書面により履行しない理由について報告を求めるとされている。

3 『明らかに扶養義務の履行が可能と認められる扶養義務者』について（課長問答第 5 の 5）

当該判断に当たっては、調査の結果、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど、資力があることが明らかであること等を総合的に勘案し、扶養義務の履行を家庭裁判所へ調停又は審判の申立てを行う蓋然性が高いと認められる者をいう。

よって、法第 77 条第 1 項を適用すべきか否かが上記 1 又は 2 に該当するか否かの判断基準となる。

4 その他

(1) 「通知」や「報告の求め」は、調査の結果、法第 77 条第 1 項の規定による費用徴収を行う蓋然性が高いと認めた場合に行うものであるため、調査の一環である扶養照会に併せて「通知」及び「報告の求め」を行うことはない。

(2) 実地調査などで、法第 77 条第 1 項の規定による費用徴収を行う蓋然性が高いと認めた扶養義務者と認定し、かつ、扶養を拒否している場合は、扶養照会を省

略し、「通知」と「報告の求め」とを同時に行うこともあり得る。

局長通知 第5-3、第5-4-(1)

課長問答 第5の5 別冊問答集 第5-13

第5 他法他施策の活用

第5章 他法他施策の活用

この章で扱う事項

他法他施策について

- ・年金の繰上げ受給について . . . 問5-1
- ・厚生年金脱退手当金の取扱い . . . 問5-2
- ・厚生年金（第3号被保険者）の特例について . . . 問5-3
- ・行旅病人の取扱い . . . 問5-4
- ・国民年金任意加入時の生活福祉資金利用 . . . 問5-5

キーワード

【他法他施策活用】

生活保護実施上における他法他施策の活用とは、社会保険制度に基づく保険給付、恩給、その他最低生活を充足するために用いることのできる諸制度による給付又は扶助は、公的扶助としての生活保護制度の適用より先に、その活用が図られるべきものであることを意味している。

保護の補足性の原理から、法第4条1項にいう「資産、能力その他あらゆるもの」の中には、他法他施策に基づく給付及び扶助が当然含まれるものと解されることから、「利用し得る」ものであれば、それを「活用すること」が求められるのである。

国の法律、地方自治体の条例及び規則、要綱等で支給されるものにより、最低生活需要をまかなうことが可能な範囲においては、生活保護法上の扶助は適用されないとするのは、給付が重複することにより、結果として最低生活需要から乖離した扶助の内容となることを避ける意味もある。

ただし、福祉的給付金の一部や給付目的の性質上、収入認定除外とすべき金品については、他法他施策活用をしつつ、併せて保護制度の適用を許容する運用がなされる場合もあるので、これらの制度の取扱いにあたっては注意が必要である。

第5 他法他施策の活用

(問5-1) 年金の繰上げ受給

老齢基礎年金の受給資格を満たしている60歳以上65歳未満の者は、繰上げ支給を請求できることとなっているが、他法活用の点から繰上げ支給の請求について指導を行うべきか。

保護は、「利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」を活用することを要件として行われることになっている。その意味では、繰上げ支給の申請を行えば受給が可能となる年金についても、活用を求める対象と考えることができる。

しかし、繰上げ支給される年金は、満65歳になってから支給されるはずの年金額が減額されて支給されるものであり、被(要)保護者の今後の自立を展望すれば好ましいものではない。また、年金受給者の中で、繰上げ支給を受けることが一般的な例になっているとは言えず、福祉事務所の指導をもって繰上げ支給の請求を行わせることには問題が多い。

したがって、本人の純然たる希望により請求する場合の他は、繰上げ支給の請求の必要はないものである。

また、たとえ減額されることになるとはいえ、その繰上げ支給される年金を得ると保護の要否判定上保護が否となるような場合においても、繰上げ支給を請求するか否かは、あくまでも本人の選択に委ねるべきである。

なお、満66歳以後に繰り下げて増額された年金を受給しようとすることは、生活保護制度の中では認められない。

(問5-2) 厚生年金脱退手当金の取扱い

60歳代の被保護者の年金受給資格を調査したところ、加入年数が支給要件を満たさないことが分かった。厚生年金脱退手当金の申請指導を行うべきか。

厚生年金脱退手当金は、昭和16年4月1日以前に生まれ、5年以上厚生年金に加入していた者で老齢基礎年金の受給権を有さない者に対して、本人の申請に基づき支給される。

脱退手当金の受給の可否については、年金事務所で年金受給資格等を調査の上判断することから、その判断に従って申請の助言指導を行う。なお、任意加入等を行っても確実に受給権を得ることができない場合を除き、厚生年金脱退手当金の請求指導を行うこと。

脱退手当金を受給した場合は、次第8-3(2)ア恩給、年金等の収入として認定する。

(問 5 - 3) **厚生年金 (第 3 号被保険者) の特例について**

第 3 号被保険者の届けが遅れた場合の取り扱いについて、どのように指導すべきか。

第 3 号被保険者の届出が遅れたときには、2 年前まで遡って第 3 号被保険者の期間となるが、それ以前の期間は「保険料未納と同じ取り扱い」となっていたものが、平成 17 年 4 月から、国民年金の制度が変わり特例の届出を出すことによって、2 年以上前の期間も第 3 号被保険者期間として取り扱い、将来その分の年金を受け取ることができるようになった。

ただし、平成 17 年 3 月までに第 3 号被保険者の届出があり、日本年金機構において第 3 号被保険者に該当していながら「保険料未納の取り扱い」となっていると把握している期間については、特例の届出の必要はない。

(参考)

		厚生年金	共済年金
国民年金 (基礎年金)			
第 3 号被保険者 (サラリーマンの 被扶養配偶者)	第 1 号被保険者 (自営業者)	第 2 号被保険者 (民間サラリーマン)	(公務員)

確定給付企業年金法(平成 13 年 6 月 15 日法律第 50 号)

▼S61.4 ▼第 3 号該当 ▼原則による遡及 ▼届出 現在▼

改正前	保険料未納の扱い	保険料納付済期間	保険料納付済期間
		2年間	
改正後	保険料納付済期間	保険料納付済期間	保険料納付済期間
	特例措置		2年間

(問5-4) 行旅病人の取扱い

「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づく行旅病人の取扱いについて、示されたい。

1 行旅病人の範囲

行旅病人とは、行旅中に病気等で歩行困難となり入院治療を要する状態に陥りながら、療養の途を有しないものをいう。ただし、生活保護法による保護を受けられる者は対象としない。

なお、行旅中とは、自己の生活圏を離れて旅行中の意であり、旅行中であるか否かは、住居もしくは居所を有しているか否か、就労しているか否か等により判断するものであること。

「住所」とは、各人の生活の本拠すなわち生活の事実上の中心となっている場所をいい、居住の客観的事実に本人の主観的意思を考慮して判断される。「居所」とは、人が継続して居住しているが、「住所」ほどその場所との結びつきが密接でないもの、すなわち、そこがその人の生活の本拠地であるというまでには至らない場所をいう。

行旅病人が日本人又は永住者等生活保護法を準用することができる外国人の場合は、生活保護実施機関が調査の上、その者が要保護者であれば生活保護法を適用する。

(行旅病人及行旅死亡人取扱法における救護の対象となる者)

救護の対象となる外国人は、永住者、定住者の資格をもっていない短期滞在等の外国人で、行旅病人及行旅死亡人取扱法（以下「行旅法」という。）で定める要件を満たしたものである。就労活動を認められ健康保険に加入している者や就労活動を認められていないものであって、滞在が1年以上と見込まれ国民健康保険に加入している者は対象とならない。

現実には、観光ビザで入国したが、入国後就労中に病気になり救急車で入院したような事例も発生するが、旅行中であるかどうかは、その者の生活実態（住所又は居所の有無、就労の有無等）を総合的に検討して判断する。一定の場所に生活の拠点を形成して日常生活を営んでいる者は、その日常生活圏の中では旅行者とはいえない。

雇用されて働いている場合は、保険の適用がある場合もある。また、雇用主が援助する場合もあるので、折衝の必要がある。また、東京都においては「外国人未払医療費補てん事業」を実施しているので、活用できるか検討すること。

2 行旅病人の取扱い機関

- (1) 行旅病人の救護の責任を負うのは、救護を要する状態にある行旅病人の所在地を管轄する区市町村とする。
- (2) 警察官が行旅病人を発見した場合は、発見場所を管轄する区市町村が救護の責任を負う。

- (3) 救急隊が行旅病人を救護したときは、救護を開始した場所を管轄する区市町村が救護の責任を負う。
- (4) 行旅病人が自ら区市町村に救護を求めたときは、その区市町村が救護の責任を負う。

3 救護の方法及び程度

- (1) 救護は行旅病人を医療機関に入院させて行う。
- (2) 行旅病人に対する医療の給付は国民健康保健の診療方針及び診療報酬の例によることとし、その手続は別に定める。
- (3) 行旅病人の入院中は【別に定める基準】の範囲で、必要な額の日用品費を支給する。
- (4) 入院に際して、寝巻、おむつが必要なときは、【別に定める基準】の範囲で必要な額を定める。

【別に定める基準】

(3) は生活保護基準の入院患者日用品費の額（11～3月は冬季加算を含む）を、
(4) は局第7-2-(5) -ア-（オ）による入院時寝巻代の額及び局第7-2-(5) -ア-（カ）によるおむつ代の額を準用する。また、本人の所持金がある場合は、入院患者日用品費（11～3月は冬季加算を含む。）の50%に相当する額までは、被救護者が所持したまま基準額を計上して差し支えない。

※行旅病人と思われる外国人が入院し、医療機関から公的扶助についての適用について判断を求めるような相談があった場合には、区市町村職員は、直ちに病院に赴き（困難である場合には当該病院職員等の協力を得ながら）下記の事項を必ず確認すること。

- ・住所 ・氏名 ・国籍 ・在留資格 ・入国年月日 ・身元保証人の有無
- ・就労許可と就労の有無 ・保険の有無 ・病状 ・所持金

行旅病人及行旅死亡人取扱法の適用を検討すべき事例については、東京都（福祉保健局生活福祉部保護課医療担当）と協議をした上で、当該医療機関に医療の委託を行う。

4 救護費用の弁償

- (1) 救護に要した費用は被救護者の負担とする。
したがって、被救護者に所持金等の資力があるときは、費用の弁償を求めること。
- (2) 被救護者から弁償金が得られないときは、扶養義務者の負担とする。
なお、被救護者が外国人であるときは、領事館等を通じて本国の扶養義務者と連絡をとること。
- (3) 扶養義務者からも費用の弁償を得られないときは、区市町村は、別途定める請求手続により、その費用を月ごとに取りまとめて、東京都に請求することになる。

(都は、対象及び内容について個々に審査を行ったうえで、支弁額を決定して、区市町村に交付する。支弁の対象にならない場合もあるため、必ず事前に照会及び確認を行なうこと)。

[照会先]

(都の所管窓口) 福祉保健局生活福祉部保護課医療担当 03-5320-40

65

(問5-5) **国民年金任意加入時の生活福祉資金利用について**

国民年金任意加入のための生活福祉資金貸付制度を利用する際の、貸付金の収入認定と償還金控除の取り扱いについて、示されたい。

1 任意加入要件の確認

国民年金任意加入のための貸付限度額は50万円である。あらかじめ、保険料納入時期や金額、年金の支給時期や支給額について、必ず年金事務所に確認の上、社会福祉協議会に貸付の相談をするよう、助言・指導する。

2 貸付の事前承認

貸付の利用については、実施機関の事前の承認を必要とする。複数年に渡る貸付が必要な場合も、その都度、事前承認が必要である。承認にあたっては東京都社会福祉協議会資料「生活保護受給者の国民年金の任意加入を含む年金制度の活用時における生活福祉資金貸付制度の利用について」の貸付要件の運用上の取扱い及び年金保険料貸付計画表により、貸付対象に該当することを確認する。

3 継続的助言

貸付金額によっては、貸付開始から償還まで数年間に渡ることもある。このことから、貸付から償還終了まで、福祉事務所(地区担当員)が貸付を受けた者への指導・助言を継続して行い、状況の把握や管理をする必要がある。複数年に渡る貸付が必要な場合は、次年度以降も手続きが行われるよう確認をする。

4 貸付金の収入認定除外

貸付金は、当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しない取扱いとする。(局第8-2-(3)-オ-(エ))

5 償還金控除

償還が確実に行われることを確認したうえで償還時に収入から控除する。償還金は年金受給額(特別徴収の介護保険料除く。)の全額償還が原則であるが、当該世帯の全収入から控除ができるため、償還中に世帯内に貸付を受けた者以外の収入があった場合は、その者の収入からも償還及び控除が可能である。(局長通知第8-4-(3))

6 その他

①年金の受給により年金月額が保護基準を上まわり保護否となる場合であっても、償還中は償還金控除後の金額で要否判定を行い保護継続し、償還終了後に保護廃止とする。

②貸付利用による年金繰上げ支給の請求についての指導は、受給される年金額が減額されるため原則として行わない。繰上げ受給により保護否となり自立が見込める場合においても、あくまでも本人の選択に委ねるものである。

平成24年3月23日付23福保生保第1095号生活福祉部保護課長通知

次第8-3-(3)-ウ

局第8-2-(3)-オ- (エ)

次第8-3-(5)-ウ

局第8-4-(3)

運用事例集 (問5-1)

第 6 最低生活費の認定

第6章 最低生活費の認定

この章で扱う事項

- 1 **基準生活費等**・・・問6-1～15-2
(日割計算、施設入所の基準、入院入所者の外泊費用ほか)
- 2 **加算**・・・問6-16～33
(各種加算の計上時期、認定及び計上方法、介護保険料加算と代理納付など)
- 3 **臨時的一般生活費**・・・問6-34～41-2
(おむつ代、家具什器費、移送費、家財保管料、家財処分料など)
- 4 **教育費**・・・問6-42～48
(教育扶助の対象及び支給方法、私立小・中学校での就学、就学年齢など)
- 5 **住宅費**・・・問6-49～64-3
(公営住宅入居世帯の住宅扶助、住宅扶助基準、宿泊所等の取扱い、転居指導と転居費用、敷金等の額及び契約更新料の取扱い、住宅維持費の認定方法、家屋補修と家主の修繕義務など)
- 6 **出産費**・・・問6-65～67
(出産扶助における入院費用の額、入院助産と出産扶助)
- 7 **生業費、技能修得費(高等学校等就学費を除く)及び就職支度費**・・・問6-68～73
(技能修得費の特別基準、雇用対策法による訓練手当の取扱いなど)
- 7-2 **技能修得費(高等学校等就学費)**・・・問6-74～82
(給付対象の範囲、就学資金貸付・就学費用控除・学資保険との関係など)
- 8 **葬祭費**・・・問6-83～93
(墓地埋葬法・行旅病人及び行旅死亡人取扱法との関係、葬祭扶助の実施責任、遺留金品の取扱いなど)

キーワード

【保護の種類・範囲・方法】

生活保護制度における最低生活費は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の8種類の扶助について、その算定方法が保護の基準で定められている。個々の世帯についての最低生活費はこの8種類の扶助に係る最低生活費を合算したものである。

このうち、1種類のみを単給、2種類以上の受給を併給という。(単給の多くは、収入充当の結果、医療扶助のみを行うことで最低生活需要が満たされる場合の「医療単給」である。なお、職権保護による医療扶助の適用時には、病室内での需要があれば日用品費を計上する必要があるため、厳密には「医療単給」には当たらない。)

扶助費の給付は原則として金銭給付によるが、それによりがたい場合には、現物給付による(医療扶助及び介護扶助は現物給付が原則とされる)。 ※法第30条～37条参照

第6 最低生活費の認定

1 基準生活費等

(問6-1) 最低生活費の日割り計算の原則

保護の開始、変更、停止、又は廃止に伴って、最低生活費の日割り計算が必要となるが、その原則等について示されたい。

1 日割り計算の原則

- 保護の開始 …………… その当日から基準計上
保護の停止、廃止 …………… その前日まで基準計上
保護の変更 …………… 変更日の前日まで旧基準とし、変更日から新基準
〈変更日〉
事実発生の翌日とするもの …………… 世帯員の転出、死亡、退院、介護施設退所等
事実発生の当日とするもの …………… 世帯員の出生、転入、介護施設から入院する
場合、入院から短期入所を利用する場合等

なお、保護施設の入・退所の場合、日割り計算の方法については特例がある。(問6-3参照)

2 日割り計算を行わない特例

- (1) 各種加算の計上又は認定変更が、翌月から算定されることになっている場合
- (2) 介護保険料加算
- (3) 保護受給中の者が月の途中で入院した場合の入院患者日用品費の算定
月の途中で居宅から入院した場合で1か月以上の入院が見込まれる場合は、翌月の1日から変更する。(月の初日の入院は当月初日から)
なお、上記の場合に当たるとして1日から変更したところ、1か月未満で退院する結果となったとしても、1日付の変更をやり直す必要はなく、退院日の翌日に退院変更を行えばよい
- (4) 保護受給中の者が月の途中で介護施設に入所した場合の介護施設入所者基本生活費の算定
月の途中で、居宅基準又は入院患者日用品費が計上されている者が、居宅あるいは病院から介護施設に入所する場合は翌月の1日から変更する。(月の初日の入所は当月初日から)
- (5) 教育扶助基準額(「学級費等」の特別基準設定分を含む)
- (6) 高等学校等就学費基本額(「学級費等」の特別基準設定分を含む)
- (7) 月の途中で保護開始、変更、停止又は廃止となった場合で、日割り計算による

- 家賃、間代の額を超えて1か月分の家賃、間代を計上する場合
- (8) 被保護者が月の途中で転居した場合で、日割り計算による家賃、間代の額を超えて1か月分の家賃、間代を計上する場合。
- (9) 保護受給中の単身者が月の途中で入退院した場合に、家賃、間代の1か月分を計上する場合
- (10) 保護施設事務費（一時入所利用時は日割り計算）

3 端数の取り扱い及び多人数世帯の調整

生活保護費にかかる端数の処理については、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」が適用される。具体的には、生活扶助費等各扶助の種類毎に世帯に対する毎月の支給額を1件とし、支給額に1円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てる。

※平成17年2月4日事務連絡参照

(問6-2) 最低生活費の日割り計算の方法（保護施設を除く）

保護の変更に伴う最低生活費の日割り計算の方法を示されたい。

保護の変更による日割り計算は、当該変更によって増減する最低生活費の増減額について日割り計算を行い、その結果得られた算出額を当該変更前の最低生活費の月額から加減する方法を原則とする。

また、当該最低生活費の増減額に乘除する日数の分母の数値は30日（2月においては実日数）とし、分子の数値は当該月の実日数から変更前の最低生活費を計上すべき日数を控除した日数とする。

最低生活費の増減額 = 変更前のひと月の最低生活費と、変更後のひと月の最低生活費との差額

変更 = 世帯員の出生、転出、死亡及び月の中途の退院、施設入所等

〈 計算式 〉 変更後の当該月の最低生活費の額

$$\alpha - (A - B) \times \frac{\text{変更後の実日数}}{30 \text{ (2月においては実日数)}}$$

変更前に既に算出されている、当該月の最低生活費の額 ————— α

変更前のひと月の最低生活費の額 ————— A

変更後のひと月の最低生活費の額 ————— B

注： α は、変更を行おうとする前に既に算定されている、当該月の最低生活費の

額である。

A及びBは、今回の変更の前後においてそれぞれ適用される、その世帯のひと月の最低生活費の基準額である。

日割り計算を行おうとする月において、既に算定されている最低生活費の額(α)が、日割り計算を含んでいない場合は、 $\alpha = A$ となる。

月の途中開始の場合で、日割り計算によって最低生活費を算定していたところ、その月に再び日割り計算が必要となったときは、当初に算定されていた当該月の最低生活費がαであり、また、月の途中開始以外の場合でも、日割り計算が既に一度行われているときに、その月のうちに再び日割り計算を行う必要が生じた場合には、当初に算定されていた当該月の最低生活費がαとなる。

これらの場合には、 $\alpha \neq A$ となる。

【具体例】

- 1 1月10日に保護開始した世帯が、1月26日に世帯員1人死亡の例
1月27日付、人員減変更

1月分(1/10~1/31)の最低生活費の額 ————— α
死亡前の最低生活費の月額 ————— A
死亡後の最低生活費の月額 ————— B

$$\alpha = \frac{31 - 9}{30} \times A$$

$$\alpha = (A - B) \times \frac{31 - 26}{30}$$

- 2 2月10日に1人出生の例
2月10日付、人員増変更
出生前の最低生活費の月額 ————— A
出生後の最低生活費の月額 ————— B

$$\alpha = A$$

$$\alpha = (A - B) \times \frac{28 - 9}{28}$$

- 3 2月10日に1か月以上入院していた者が退院した例

2月11日付、退院変更
退院前(入院)の最低生活費の月額 ————— A
退院後(居宅)の最低生活費の月額 ————— B

$$\alpha = A$$

$$\alpha - (A - B) \times \frac{28 - 10}{28}$$

4 3月10日に1人が転出した例

3月11日付、人員減変更

転出前の最低生活費の月額 ———— A

転出後の最低生活費の月額 ———— B

$$\alpha = A$$

$$\alpha - (A - B) \times \frac{31 - 10}{30}$$

課長問答 第7の19

(問6-3) **最低生活費の日割り計算の方法(保護施設の場合)**

保護施設の入・退所に伴う最低生活費の日割り計算の方法について示されたい。

保護施設入所者の最低生活費の日割り計算は、以下のとおりとする。

1 基準生活費

変更前の最低生活費と変更後の最低生活費のそれぞれを日割り計算し、これを合算して最低生活費の額を確定する。なお、端数処理について各計算過程では行わず、合算した最低生活費の額において端数切捨てを行う。

(1) 保護施設への入所又は保護施設からの退所の場合

入所又は退所の日を変更日とし、変更日まで旧基準を計上し、併せて新基準も変更日から計上する(加算を除く)。

(2) 保護施設入所者が同一の日に他の保護施設へ移動した場合

移動日を変更日として、両施設の在籍期間に応じて、各々基準生活費(加算を除く)を計上する。

2 加算

(1) 同一の月において居宅基準生活費と入所基準生活費を併せて計上する場合、入所基準生活費が計上される間は入院患者又は保護施設入所者にかかる加算額を計

上し、当該期間を除いた期間について在宅者にかかる加算額をそれぞれ日割り計算により計上する。

(2) 同一の月において保護施設と病院の間の移動又は保護施設間の移動の場合には、加算額は同一であることから、次のように計算する。

① 入・退院の場合

保護施設分を先に計算し、ひと月の加算額から差し引いた額を入院期間の分とする。

② 保護施設間の移動の場合

移動前の施設分を先に計算し、ひと月の加算額から差し引いた額を移動後の施設分とする。

【具体例】

① 4月1日時点で居宅基準であった者が4月15日に保護施設に入所の例
4月15日付、変更

(1) 変更後の4月分の生活扶助費の額（局第7-2-(2)-エ-(エ)）

$$\frac{A \times 15 + a \times \{30 - (30 - 14)\} + B \times (30 - 14) + b \times (30 - 14)}{30}$$

居宅の基準生活費の月額 ———— A

施設の基準生活費の月額 ———— B

在宅者にかかる加算額・・・a

入院患者又は保護施設入所者にかかる加算額・・・b

※端数処理（端数切捨て）は合算額に対して行う。

② 4月1日時点でa施設に入所していた者が、4月15日にb施設へ移動した例
4月15日付、変更

施設の基準生活費の月額 ———— A

(1) 変更後の4月分の基準生活費の額 ———— B

$$\frac{A \times 15 + A \times (30 - 14)}{30}$$

(2) a b各施設への割振り

・ a 施設

$$A \times \frac{15}{30}$$

・ b 施設

$$B - A \times \frac{15}{30}$$

- ③ 7月1日時点で保護施設に入所していた者が7月17日に入院した例
7月17日付、変更

- (1) 変更後の7月分の基準生活費の額

$$\frac{A \times 17 + B \times \{31 - (17 - 1)\}}{30}$$

施設の基準生活費の月額 _____ A

入院の基準生活費の月額 _____ B

- (2) 加算の算定

$$\text{保護施設分 } a \times \frac{17}{30} = c$$

入院分 $a - c$

入院患者又は保護施設入所者にかかる加算額 _____ a

保護施設分の加算 _____ c

3 例外

- (1) 入院の翌日に退院した場合の取扱い

入所保護施設基準は変更せず、入院患者日用品費のみ2日分を計上する。このことから、月のうち施設在籍と入院がダブっても、その変更によって1か月の入所保護施設基準額を超えることはない。

- (2) 月の初日に保護施設を移った場合

新・旧両施設に施設事務費を支払うのではなく、新しい施設に対して施設事務費を支払うものとする。

なお、保護施設入所者の施設事務費、入所基準生活費等については、東京都国民健康保険団体連合会と十分連絡をとったうえ、取扱うこと。（運用事例集・問6-4参照）

局第7-2-(2)-エ-(エ)

平成24年7月20日付24福保生保第351号生活福祉部長通知

・・・から	・・・へ	生活費の種類	生活費の計上方法 (日用品費)	ダブリの有無	根拠 局第7-2	加算
入院		居宅基準	保護受給中の者が月の中で入院した場合、入院月の生活費の変更は要しない。(入院予定期間が1か月未満の場合は翌月変更も要しない)	無	(3) -エ	生活費の変更と併せて計上
		日用品費	入院の日の属する月の翌月初日から計上 (月の初日、開始時、停止解除日に入院している場合はその日から計上)	無	(3) -エ -オ	日用品費の計上と併せて計上
居宅 救護・更生 施設		居宅基準	入所する日を含めて日割り計上	有	(1) -ウ	入所基準を計上する期間を除いた日数に応じて日割り計上
		入所基準	入所した日から計上(国保連払い)	有	(1) -エ	入所基準の日割に応じて計上
介護施設		居宅基準	保護受給中の者が月の中で入所した場合、入所月の生活費の変更は要しない	無	(4) -イ	変更を要しない
		基本生活	入所の日の属する月の翌月から計上 (月の初日、開始時、停止解除日に入所している場合はその日から計上)	無	(4) -イ -ウ	基本生活費の計上と併せて計上
養護老人ホーム		居宅基準	入所の前日まで日割り計上	無		入所の前日まで日割り計上
		生活基準	計上を要しない	-	38.8.1:社発 第525号	計上を要しない
告別表第1-1-3 障害者支援施設等		居宅基準	変更を要しない	無	(1) -イ	変更を要しない
		日用品費	入所の翌月から計上 (保護の開始された日又は保護を停止されて再び開始された日に入所している場合はその日から計上)	無	(3) -エ	日用品費の計上に併せて日割り計上

・・・から	・・・へ	生活費の種類	基準生活費の計上方法 (日用品費)	ダブりの有無	根拠 局第7-2	加算
救護・更生施設	居宅	入所基準	退所の日まで日割り計上（国保連払い）	有	(1) -エ	退所の日まで日割計上
		居宅基準	退所の日から日割り計上	有	(1) -ウ	入所基準を計上する期間を除いた日数に応じて日割計上
	入院	入所基準	退所の日まで日割り計上（ただし、入院の翌日に退院した場合は変更を要しない）（国保連払い）	有	(1) -エ	退所の日まで日割計上。 端数は施設切捨て
		日用品費	入院の日から日割り計上	有	(3) -カ	加算額（1か月の額）から施設分を引いて計上
	介護施設	入所基準	退所の日まで日割計上（国保連払い）	有	(1) -エ	退所の日まで日割計上。 端数は救護更生施設切捨て
		基本生活費	入所の日から計上する	有	(4) -エ	入所の日から計上（ただし、母子、障害者加算は前施設分を引いて計上）
	救護・更生	入所基準	退所の日まで日割り計上（国保連払い）	有	(1) -エ	退所の日まで日割計上
		入所基準	入所の日から日割り計上（国保連払い）	有	(1) -エ	加算額（1か月の額）から前施設分を引いて計上
	養護老人ホーム	入所基準	退所の日まで日割り計上（国保連払い）	無	(1) -エ	退所の日まで日割り計上
		生活基準	計上を要しない	-		計上を要しない
	告別表第1-1-3 障害者支援施設等	入所基準	退所の日まで日割り計上（国保連払い）	有	(1) -エ	退所の日まで日割り計上
		日用品費等	入所の日から日割り計上	有	(3) -カ	加算額（1か月の額）から前施設分を引いて計上

・・・から	・・・へ	生活費の種類	生活費の計上方法 (日用品費)	ダブりの有無	根拠 局第7-2	加算
介護施設	居宅	基本生活費	退所の日まで日割り計上	無	(4) -オ	退所の日まで日割計上
		居宅基準	退所の翌日から日割り計上	無	(1) -イ	退所の翌日から日割計上
	入院	基本生活費	退所の前日まで日割り計上	無	(4) -オ	退所の前日まで日割計上
		日用品費	入院の日から日割り計上	無	(3) -カ	入院の日から日割計上
	救護・更生施設	基本生活費	退所の日まで計上	有	(4) -オ	退所の日まで日割計上 (母子、障害者加算は施設分を引いて計上)
		入所基準	入所の日から計上(国保連払い)	有	(1) -エ	入所の日から日割計上
	介護施設	基本生活費	変更を要しない	無		変更を要しない
		基本生活費				
	養護老人ホーム	基本生活費	退所の日まで日割り計上	無	(4) -オ	退所の日まで日割り計上
		基準生活費	計上を要しない	-		計上を要しない
	告別表第1-1-3 障害者支援施設等	基本生活費	退所の日まで日割り計上	有	(4) -オ	変更を要しない
		日用品費等	入所の日から日割り計上	有	(3) -カ	

施設入所・入院に関わる基準計上（日割計算の方法）の一覧表 No. 4

・・・から	・・・へ	生活費の種類	生活費の計上方法 (日用品費)	ダブりの有無	根拠 局第7-2	加算
入 院	居 宅	日用品費	退院の日まで日割り計上	無	(3) -キ	退院の日まで日割計上
		居宅基準	退院の翌日から日割り計上	無	(1) -イ	退院の翌日から日割計上
	救護・更生 施設	日用品費	退院の日まで計上	有	(3) -キ	加算額（1ヶ月の額）から施設分を引いて日割計上
		入所基準	入所の日から計上（国保連払い）	有	(1) -エ	入所の日から日割計上
	介護施設	日用品費	変更を要しない (経過措置により老健施設に入所して日用品費を計上していた者を含む)	無	(3) -キ	変更を要しない
		基本生活費	入所の翌月から計上（月の初日に入所している場合はその日から計上）	無	(4) -イ	基本生活費の計上と併せて計上
	養護老人ホーム	日用品費	退院の日まで計上	無	(3) -キ	退院の日まで日割り計上
		基準生活費	計上を要しない	—		
	告別表第1-1-3 障害者支援施設等	日用品費等	日用品費は変更を要しない 食費等は入所の日から計上	無		変更を要しない

施設入所・入院に関わる基準計上（日割計算の方法）の一覧表 No. 5

・・・から	・・・へ	生活費の種類	生活費の計上方法 (日用品費)	ダブりの有無	根拠 局第7-2	加算
養護老人ホーム	居宅	基準生活費	計上を要しない	—		計上を要しない
		居宅基準	退所の翌日から計上	—		退所の翌日から日割り計上
	入院	基準生活費	計上を要しない	—		計上を要しない
		日用品費	入院後も措置が継続している場合は計上を要しない 入院後に措置が切れた日から計上	無	(3) -カ	同左 同左
	救護・更生施設	基準生活費	計上を要しない	—		計上を要しない
		入所基準	入所の日から計上（国保連払い）	無	(1) -エ	入所の日から日割り計上
	介護施設	基準生活費	計上を要しない	—	—	計上を要しない
		基本生活費	入所の日から計上	無	(4) -エ	入所の日から日割り計上
	告別表第1-1-3 障害者支援施設等	生活基準	計上を要しない	—		計上を要しない
		日用品費等	入所の日から計上	—		

・・から	・・へ	生活費の種類	生活費の計上方法 (日用品費)	ダブりの有無	根拠 局第7-2	加算
告別表第1-1-3 障害者支援施設等	居宅	日用品費等	退所の日まで計上	無	(3) -キ	退所の日まで日割り計上
		居宅基準	退所の翌日から計上	無	(1) -イ	退所の翌日から日割り計上
	入院	日用品費等	日用品費は変更を要しない 食費等は退所の日まで計上	無		変更を要しない
		救護・更生施設	日用品費等	退所の日まで計上	有	(3) -キ
	介護施設	入所基準	入所の日から計上	有	(1) -エ	
		日用品費等	日用品費は入所月は変更を要しない 食費等は退所の日まで計上	無	(3) -キ	変更を要しない
		基本生活費	入所の翌月から変更（月の初日に入所している場合はその日から計上）	無	(4) -イ	基本生活費の計上と併せて計上
	養護老人ホーム	日用品費等	退所の日まで計上	無	(3) -キ	退所の日まで日割り計上 計上を要しない
		基準生活費	基準計上を要しない	-	-	

居宅基準、入所基準、基本生活費、日用品費については、同一月内に計上する場合、異動日が一日分ダブって計上されることがあり得る。上記の表の「ダブりの有無」欄は、そのダブりの有無という意味である。

加算については、日数がダブったり、加算額を超えて計上されることはない。つまり、居宅と施設のように、加算額が違う場合には、1か月の日数の範囲内でそれぞれの日数を算出した上で、それぞれを日割りする。また、施設と入院のように、加算額が同額の場合には、優先順位に従ってそれぞれに割り振る。

また、施設入所中により重度加算を計上できなかった者が入院したような場合、入院（法令命令入院を除く。）の期間は、入院患者日用品費の計上と併せて、重度障害者加算を日割計上できる。

(問6-4) 東京都国民健康保険団体連合会が行う保護施設事務費等の支払代行について

東京都国民健康保険団体連合会が行っている保護施設事務費等の支払代行システムは、どのようなものか。

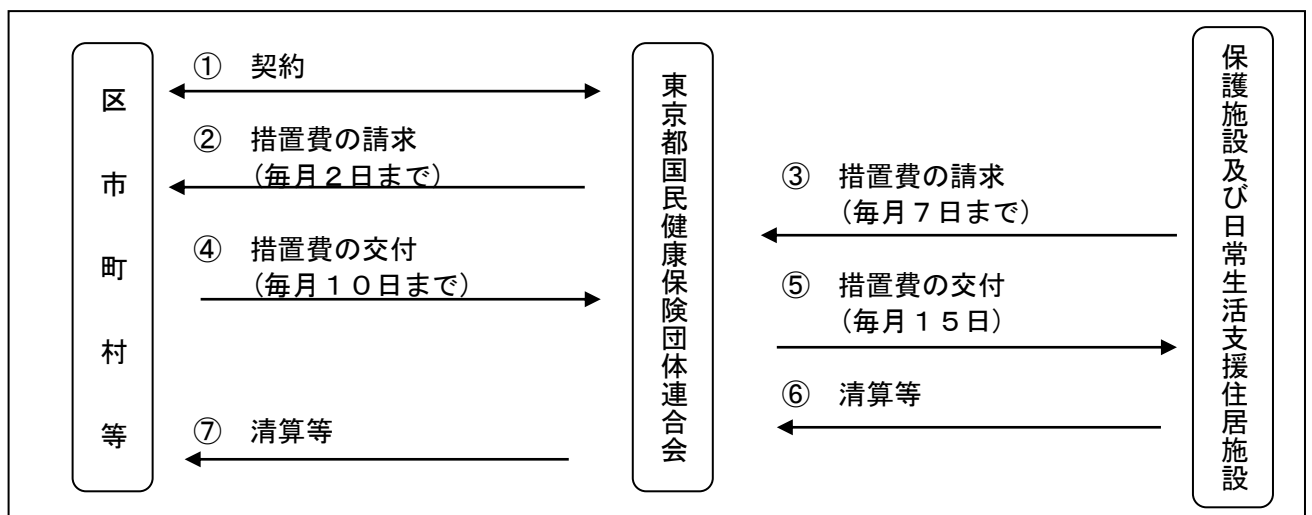
東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)が行う保護施設事務費及び日常生活支援委託事務費(以下「施設事務費等」という。)の支払代行事務は、生活保護法関係では更生施設、救護施設、日常生活支援住居施設を対象に行っている。

これは、都内の福祉事務所から施設事務費等を預かり、入所を委託している更生施設、救護施設、日常生活支援住居施設に対して支払を代行するシステムである。これにより、個々の福祉事務所は、入所委託している複数の施設に対して施設事務費等の支払を行う必要がなく、保護施設の場合は、国保連に対して概算払いと精算を行えば足りる(日常生活支援住居施設の場合は、実績払い)。また、施設側は、都内から受託している入所者について、複数の福祉事務所に施設事務費等を請求する必要がなく、国保連に対して請求と精算を行えば足りる。

つまり、国保連は、保護施設及び日常生活支援住居施設(以下「保護施設等」という。)に入所委託している都内の全福祉事務所と、都内から入所受託している複数の保護施設等を束ねて処理することにより、個々の福祉事務所及び保護施設等における事務処理を簡素化している。

《「措置費支払事務委託契約書」に基づく支払代行事業の流れ》

*事務処理日(期限)は参照事例



《福祉事務所における保護の決定事務の流れ》

保護の決定⇒本人への通知及び施設長への事務連絡(決定通知のコピー送付)⇒国保連へ

異動連絡票送付⇒決定通知に基づき施設より請求

※措置費支払代行事務の手引参照

国保連における支払代行の事務処理の取扱い費目は、おおむね次のとおりである。

- (1) 施設事務費（日常生活支援住居施設にあつては、委託事務費）
- (2) 入所基準生活費（加算を含む。） (3) 冬季加算
- (4) 期末一時扶助 (5) 移送費

※ 日常生活支援住居施設に限り、国保連の支払代行の事務処理は、日常生活支援住居委託事務費のみである。

(問6-5) **施設等入所者の基準の算定**

保護施設、社会福祉施設等の入所者については、どのように基準を算定するか。

施設等入所者に対する基準の算定は以下のとおりである。

施設の種類	基準額	冬季加算	期末一時扶助	加算
救護施設、更生施設	入所基準生活費	入所	入所	施設
宿所提供施設、 母子生活支援施設 * 1	居宅保護基準	居宅	居宅	在宅
介護施設	介護施設入所者基本生活費 介護施設入所者加算（ただし、 母子・障害者加算が算定されて いない者）	介護施設基準	居宅	施設
職業能力開発促進法にいう 職業能力開発校、障害者職 業能力開発校又はこれらに 準ずる施設に附属する宿泊 施設、特別支援学校に附属 する寄宿舎 (高等部別科に限る)	食費として施設に支払うべき 額と入院患者日用品費基準額の 合計額 (告示別表第1第1章の3)	入所	入所	在宅

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園設置施設 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設 児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設	食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費基準額の合計額 (告示別表第1第1章の3)	入院	×	施設
施設の種類	基準額	冬季加算	期末一時扶助	加算
児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設 児童福祉法にいう指定発達支援医療機関	入院患者日用品費基準額(告示別表第1第1章の3)*措置の場合は児童福祉法により支給される日用品費と入院患者日用品費基準額の差額	入院	×	施設
障害者総合支援法による療養介護医療	入院患者日用品費基準額	入院	居宅	施設
障害者総合支援法に基づく短期入所事業 障害者支援施設への緊急入所	入所期間が1か月未満の場合は、基準変更の要なし。 1か月を超える場合は、翌月1日で食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費基準額の合計額(別冊問答集問7-12)	入院	居宅	施設
日常生活訓練を目的とした東京都心身障害者福祉センター宿泊室入所者(都単)	入所期間が1か月未満の場合は、基準変更の要なし。 1か月を超える場合は、翌月1日で1類の25%と2類の合計額	居宅	居宅	在宅

福祉ホーム 障害者共同生活援助（グループホーム）＊２ 自立訓練（生活訓練）宿泊型を実施する施設 ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、 MAC、ダルク、すずらんハウス、シェルター ＊３ 「女性の家HELP」 「東京望みの門」	居宅保護基準	居 宅	居 宅	在 宅
施 設 の 種 類	基 準 額	冬季加算	期末一時扶助	加算
自立援助ホーム	居宅保護基準 問 6 - 9 - 4 参照	居 宅	居 宅	在 宅
無料低額宿泊所 日常生活支援住居施設	居宅保護基準	居 宅	居 宅	在 宅
区（市）立病弱特別支援学級 で食費が補助される施設 ＊４	1類の25%（施設所在地の級地基準による） 2類は入所者を含め世帯全体で算定（出身世帯の級地基準による）	居 宅	居 宅	在 宅
区（市）立病弱特別支援学級 で食費が補助されない施設	1類の全額（施設所在地の級地基準による） 2類は入所者を含めて世帯全体で算定（出身世帯の級地基準による）	居 宅	居 宅	在 宅
寄宿舍のある都立高校の 高校寄宿舍 ＊５	1類は同上 2類は1人分+出身世帯分			

<p> 養護老人ホーム 婦人保護施設 都女性相談センター 高齢者緊急相談センター 特別支援学校に附属する寄 宿舍（高等部別科を除く） 児童養護施設等の児童福祉 施設（障害児施設入所者を除 く） ホームレス自立支援施設 女性の一時的保護施設 </p>	<p> 基準生活費の計上を要しない （※ただし、都女性相談センターの一時的保護所に入所した場 合については、問8-25を参照） </p>
<p>軽費老人ホーム</p>	<p>運用事例集・問6-9 参照</p>
<p>救護施設一時入所</p>	<p>運用事例集・問6-9-3 参照</p>

注1 (1) 冬季加算欄について

「入所」… 告示別表・第1第1章-2-(1)-イの入所基準の額

「居宅」… 告示別表・第1第1章-1の居宅基準の額

「入院」… 告示別表・第1第3章-1の入院基準の額

「介護施設基準」… 告示別表・第1第3章-2の介護施設基準の額

(2) 期末一時扶助欄について

「入所」… 告示別表・第1第1章-2-(2)-アの入所基準の額

「居宅」… 告示別表・第1第1章-1-(2)-アの居宅基準の額

(3) 加算欄について

「施設」… 入院患者又は社会福祉施設の額

「在宅」… 在宅者の額

注2 居宅の保護基準が適用される施設に入所する者に、他に保護を受ける出身世帯があるときでも、両者の生活実態からみて「出稼ぎに準じた取扱い」が必要と判断される場合には、当該施設入所者の2類は1人世帯の全額を計上して差し支えない。

*留意事項

*1 母子生活支援施設に入所している児童・生徒が入進学する場合の留意点

①入進学支度金（小学校・中学校）

母子生活支援施設に入所している児童が入進学する場合、児童福祉法から入進学支度金として支弁されるため、生活扶助一時扶助入学準備金は、児童福祉法で支給される額との差額の範囲内で必要な額を支給するものである。ただし、前年度3月末までに退所する場合は児童福祉法による支弁がないため生活保護費から支給する。

②特別育成費（高等学校）

母子生活支援施設に入所している児童が高等学校1学年に入学する場合、児童福祉法から入学準備経費が特別育成費で支弁されるため、生業扶助技能修得費高等学校等就学費入学準備費用は児童福祉法で支給される額との差額の範囲内で必要な額を支給するものである。ただし、前年度3月末までに退所する場合は児童福祉法による支弁がないため生活保護費から支給する。

平成24年4月2日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課保護係長事務連絡

*2 共同生活援助（グループホーム等）入所者の基準生活費計上の方法。また、当該施設から入院した場合の取扱いの留意点。

基準額は、1類+2類+住宅費分を計上する。2人部屋に入っている場合でも、2類は100%計上する。なお、寮費に食費、光熱水費が含まれている場合には、住宅費分を施設で算定してもらって、住宅扶助を計上する。

また、当該施設から入院した場合、6か月以内に退院・帰寮する見込みであれば引き続き住宅扶助を計上できる。

*** 3 「女性の家HELP」「東京望みの門」入所者に対する基準の認定について**

(1) 女性の家HELPの場合、入所中の費用3,500円(1日分)について、1,800円が食事代(子供1,300円)、1,700円が室料(子供1,200円)として区分されている。

入所中の基準は、個人単位で、「食費(実費)＋入院患者日用品費＋室料相当分(実費・住宅扶助)」を計上する。

例えば母と子1人が10日間利用した場合、入所日から退所日まで以下の計算で基準計上する。

母：生活扶助25,703円「食事代18,000円(@1,800×10)＋日用品費7,703円(23,110×10/30)」＋住宅扶助17,000円(@1,700×10)＝42,703円

子：生活扶助20,703円「食事代13,000円(@1,300×10)＋日用品費7,703円(23,110×10/30)」＋住宅扶助12,000円(@1,200×10)＝32,703円

母＋子＝42,703円＋32,703円＝75,406円 となる。

注1：居宅で保護を受給していた世帯が入所した場合も、入所の日から退所の日まで、上記の基準に変更する。退所後、居宅基準を計上する場合は、退所の翌日に変更。

2：加算を計上する場合は、入院入所基準を用いる。なお、妊産婦加算は計上しない。

3：上記の例は最大の額であるため、実際の額については施設に確認されたい。

福祉事務所長会議・平成14年3月

(2) 「東京望みの門」の場合、食事代1,300円(小学生以下800円)、宿泊代単身1,700円(世帯2,300円)、光熱水費単身200円(世帯300円)が本人負担額となっているので、居宅基準の生活費を認定するとともに、1日当たりの宿泊代を基礎として住宅扶助(特別基準額を限度)を算定する。

都ブロック会議要旨・平成12年6月

*** 4 児童相談センター「宿泊治療指導」(1～3か月)に入所した児童の基準生活費の計上方法。**

「宿泊治療指導」として児童相談センターに入所した児童が、生活保護世帯員である場合、食費は免除される。

入所期間が1か月未満の場合は基準生活費の変更を要しない。1か月以上入所する場合は入所の属する月の翌月1日付で変更する。基準額は、病弱特別支援学級で食費が補助される場合と同様に計上する。

*** 5 寄宿舎のある都立高校の寄宿舎入寮中の生徒の基準計上の留意点。**

寄宿舍の実際の負担額が、生活保護基準より低額であっても、1類、2類を全額計上する。これは、学校に納める額の外に土・日曜日にも外出等の需要があるための措置である。また、私立高校の入寮者も同様に扱う。

参考（H26.4.1現在）

寄宿舍のある都立高校：大島南（大島海洋国際）、小笠原

(問6-5-2) **障害者支援施設、グループホーム及び福祉ホーム等の基準生活費**

障害者総合支援法の居住支援を利用する世帯の基準生活費はどのように算定するか。

各サービスの基準計上は、次のとおりである。

「障害者支援施設」（告示別表第1第1章の3）

- 1 食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費基準額の合計額
(被保護者は食費及び居住に要する費用について補足給付が行なわれる。)
- 2 冬季加算（入院基準）
- 3 期末一時扶助は計上しない。
- 4 障害者加算（入院入所基準。ただし、重度障害者加算は計上できない）
- 5 入所形態が契約か措置かに関わらず計上する。
- 6 就労のため、昼食代を上記1の費用として施設に支払うべき額に計上しておらず、自費で昼食代を負担している場合は、1類の75%+2類の20%を1か月の総食数（3食×30日=90食とする。）で割り、1食分の単価を算出した上で、必要となる食数（昼食のみ）を乗じて得た額を支給する。

「福祉ホーム」、「グループホーム」、「自立訓練宿泊型」

- 1 居宅基準（1類+2類）
- 2 冬季加算（居宅）、期末一時扶助（居宅）
- 3 障害者加算（居宅基準、重度障害者加算も該当する場合は計上可能）

(問 6 - 6) **障害児施設入所児童の基準生活費**

平成24年4月より、障害児入所施設が福祉型と医療型に区分されたが、障害児施設に入所している児童の基準生活費はどのように算定するか。

「福祉型障害児入所施設」とは、医療の提供のない施設であり、旧知的障害児施設、旧第2種自閉症児施設、旧盲児施設、旧ろうあ児施設、旧肢体不自由児療護施設の大半が該当する。「医療型障害児入所施設」とは医療の提供を行う施設であり、旧第1種自閉症児施設、旧肢体不自由児施設、旧重症心身障害児施設の大半が該当する。

障害児施設に入所中の児童の基準生活費は、次のとおりである。

「福祉型障害児入所施設」

- 1 食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費基準額の合計額
- 2 冬季加算（入院基準）
- 3 期末一時扶助は計上しない。
- 4 障害者加算（入院入所基準。ただし、重度障害者加算は計上できない）
- 5 入所形態が契約か措置かに関わらず計上する。

「医療型障害児入所施設」

- 1 入院患者日用品費基準額
- 2 冬季加算（入院基準）
- 3 期末一時扶助は計上しない。
- 4 障害者加算（入院入所基準。ただし、重度障害者加算は計上できない）
- 5 措置の場合は、入院患者日用品費と児童福祉法により支給される日用品費の差額等を計上する。

* 平成17年度まで肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設に入所中の者に対して、入院患者日用品費を計上する必要がある場合の規定として課第7の27が設けられていたが、平成18年10月より、入院患者日用品費が計上されることになるため課第7の27が削除された。しかし、保護者が不在、精神疾患等の理由により行為能力が制限されている場合等は措置が継続となるため、これまでどおり入院患者日用品費と児童福祉法により支給される日用品費の差額等を計上する。

(問 6 - 6 - 2) **障害児施設の入所加齢児について**

障害児施設の入所児童が満 18 歳に達した場合はどのように取扱うか。

障害児施設に入所している児童が満 18 歳に達した後、引き続き当該施設を利用する場合（入所加齢児）は、原則として障害福祉サービスでの利用となる。この場合は、児童福祉法で支弁された医療費が対象外となるため、医療扶助の計上が必要となる。

なお、満 20 歳に達するまで障害児施設の児童福祉法での延長利用ができる場合がある。

- 1 延長利用（措置）の場合 医療費は児童福祉法で支弁されるため、医療扶助の計上は要さない。
- 2 延長利用（契約）の場合 医療費は公費負担部分を除き、自己負担が必要なため、医療扶助を計上する。

(問 6 - 7) **障害者総合支援法の療養介護医療により医療機関に入院した者の基準生活費**

障害者総合支援法の療養介護医療により医療機関に入院した者の基準生活費はどのように算定するか。

進行性筋萎縮症者療養等給付事業については、平成 18 年 10 月以降は障害者自立支援法（現障害者総合支援法）による「療養介護」制度に移行し当該事業は廃止となったが、療養介護医療は生活保護では入院として取扱うことになる。基準計上は、次のとおり。

- 1 入院患者日用品費基準額
- 2 期末一時扶助
- 3 冬季加算（入院患者に算定される冬季加算を全額計上）
- 4 障害者加算（入院基準。ただし、重度障害者加算は計上できない）

(問 6 - 8) **児童相談所に一時保護された児童の基準生活費**

児童相談所に一時保護された児童の基準生活費はどうか。

児童相談所における一時保護は、一時保護の事由がなくなれば元の世帯に戻ってくる場合と、養護施設等児童福祉施設への入所のための待機の場合とがある。

この一時保護期間中、生活費及び医療費等については児童福祉法によって賄われるため、原則として、生活保護法による扶助費の支給の必要は生じない。

この一時保護は施設入所ではないことから、当該児童の基準生活費の認定については、入院患者の取扱いに準じて、次のとおり取り扱うものとする。

1 一時保護の開始

- (1) 一時保護の期間が1か月未満の場合は、基準生活費等の変更を要しない。
- (2) 一時保護の期間が1か月以上の場合は、入所日の日の属する月の翌月初日（入所の日が月の初日の場合は当月）から基準生活費の変更（計上の停止）を行う。

教育扶助については、一時保護期間中は計上する（ただし、給食費は徴収されないことを確認した上で、削除することとなる）。

また、一時保護期間中においては、母子加算、児童養育加算の認定変更を行う必要はないものである。

2 一時保護の終了

- (1) 基準生活費等の計上を停止されていた児童が居宅に戻った場合は、戻った日の翌日から基準生活費等の計上を行う。
- (2) 児童福祉施設（児童養護施設等施設入所中は最低生活費を満たすだけの処遇が行われる児童福祉施設）へ入所した場合は、入所の日からすべての基準（本人に認定される加算も含む）の計上を停止する。この際、実施要領上日割計算を要しないものについては、過払い返還を求める対象とはならない（教育扶助の基準額等）。

母子加算及び児童養育加算については、入所の日から、加算の認定を削除する。月の途中の退所の場合は、退所の翌月から加算を認定する（問 6 - 1 6 参照）。

なお、児童の人数や年齢構成により、加算額が異なることに留意する。

(問6-9) **軽費老人ホーム入所者の基準生活費**

軽費老人ホーム入所者の基準生活費の算定はどうか。

1 入居の対象及び処遇内容等

(1) 軽費老人ホームA型

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な60歳以上（夫婦の場合はどちらかが60歳以上）の者。給食その他日常生活上必要なサービスが提供される。

生活費と事務費の合計額が必要となる。

(2) 軽費老人ホームB型

A型要件を満たし、かつ、健康で自炊のできる者。通常は、利用者が自炊して生活する。

自炊に必要な生活費と施設に支払う利用料が必要となる。

(3) ケアハウス

自炊の出来ない程度の身体機能の低下等が認められ、独立して生活するには不安が認められる60歳以上（夫婦の場合はどちらかが60歳以上）の者。給食その他日常生活上必要なサービスが提供される。

生活費と事務費及び管理料が必要となる。

(4) 都市型軽費老人ホーム

都市部における低所得高齢者の居住対策として、平成22年4月に創設された。従来の軽費老人ホーム(ケアハウス)から、居室面積・職員配置等の基準を緩和し、利用料の低廉化が図られている。入居対象者はケアハウスに同じ。

生活費、光熱水費、サービス提供に要する費用及び居住に要する費用（家賃）が必要となる。

2 保護の適用

軽費老人ホームの入所者は、利用料等、一定の負担をするだけの能力を有する老人を対象とした老人福祉施設であることから、被保護者が入所することは想定されていない。

したがって、負担能力のない高齢者の場合は、本来的には養護老人ホームへの措置換えを検討すべきものであるが、やむを得ない事情にあるときは、軽費老人ホームに入所したままで生活保護を適用することが認められる。

なお、都市型軽費老人ホームは、設置認可に当たり、生活保護受給者等低所得者が支払可能な料金設定にすることが基準とされている。

具体的な取扱いは以下によること。

(1) 軽費老人ホームA型

第1類+第2類+加算（社会福祉施設入所者に係る加算）

(2) 軽費老人ホームB型

第1類＋第2類＋加算（在宅者に係る加算）＋利用料（住宅扶助の基準額の範囲内で必要な実費を住宅扶助として計上）

(3) ケアハウス

第1類＋第2類＋加算（在宅者に係る加算）＋管理費（住宅扶助の基準額の範囲内で必要な実費を住宅扶助として計上）

(4) 都市型軽費老人ホーム

第1類＋第2類＋加算（在宅者に係る加算）＋居住に要する費用（住宅扶助の基準額の範囲内で必要な実費を住宅扶助として計上。費用は、単身の基準額の範囲内に設定されている。）

課長問答 第7の71、58

(問6－9－2) **高齢者虐待により他法施設を利用した場合の基準計上**

高齢者虐待等により、緊急避難先として介護保険施設を利用した場合、基準計上と基準計上の時期はどうか。

緊急避難先として介護保険施設を利用した場合の基準計上は、介護保険施設入所者基本生活費、加算及び食費負担を計上する。

この考え方は、避難先として利用する施設の種別に応じて基準を計上することによる。

また、保護された施設において1日2食以上の食事が提供される場合は、食費分（居宅基準を計上する施設であれば1類の75％と2類の20％）を減額する。

次に、基準計上の時期であるが、被保護者が居宅から利用したときには、その期間が1か月未満であれば基準変更を要しないが、1か月を超える場合は翌月1日に基準変更する。また、緊急避難中の者から申請があった場合には、開始当初から計上する。

なお、養護老人ホームを利用した場合は、元々基準計上を行わない施設であることから、障害者総合支援法に基づく短期入所事業の場合の基準計上の考え方を準用し、入院患者日用品費＋食費及び居住に要する費用を計上する。

参考 別冊問答集「問7－12」

(問6-9-3) **救護施設等保護施設一時入所の基準生活費の算定について**

救護施設等保護施設の一時的入所を利用したときの基準生活費はどのように算定すればよいか。また、基準はいつ変更すればよいか。

救護施設の一時的入所の考え方は、1か月未満の入所となっている。したがって、居宅からの入所の場合は基準変更を要しない。一時入所利用者は、月初に受領した保護費から食事代等を施設に支払う。一時入所終了後、引続き保護施設に入所する場合、一時入所終了日までの居宅基準の日割り分を計上し、一時入所終了日から救護施設等基準生活費を日割り計上する。つまり、一時入所終了日は、居宅基準と施設基準生活費をダブって計上する。また、入院から一時入所した場合は、退院の日までの日用品費の日割分を計上、入所した日から救護施設等基準生活費の日割分を計上する。(別冊問答集問7-12)

施設事務費については、基準生活費とは別に、福祉事務所は施設事務費の日割額を施設に対し実績で支払う(国保連による支払代行対象)。なお、更生施設入所中の者が救護施設への措置替え検討のため一時入所により体験外泊する場合、一時入所分の施設事務費は、措置費の二重払いとなるため計上できない。

参考 23年3月「福祉事務所長会 資料10」
別冊問答集 問7-12

(問6-9-4) **自立援助ホームの基準生活費の算定について**

自立援助ホームに入居した場合の基準生活費は、どのように計上すればよいか。

自立援助ホーム入居者は、「運用事例集問6-5」のとおり、居宅基準を計上することとなるが、児童福祉法から委託費が支弁されるので委託費(下線部)の対象とならない経費を計上する。

- 1 生活扶助 居宅基準1類、2類全額計上
- 2 住宅扶助 非計上
- 3 生業扶助

①高等学校等就学費(②を除く。) 特別育成費との差額

- ②同上入学準備金 特別育成費特別加算費との差額
- ③技能修得費 特別育成費資格取得等特別加算費又は職業補導費との差額
- 4 医療扶助 計上
- 5 葬祭扶助 葬祭費との差額

平成24年度より、自立援助ホーム利用児童に収入がない場合は、医療保険の自己負担分が、委託費の支給対象となった。

なお、入居者は、利用料としてホームに月額3万円程度納める。

<参考>

「東京都自立援助ホーム委託費」の支弁基準（平成31年1月改正）

- ① 一般生活費＝11,020円
- ② 特別育成費＝国・公立 22,910円（月額）
私立 33,910円（月額）
特別加算費 61,150円（年額）
資格取得等特別加算費 56,570円（年額）
- ③ 職業補導費＝交通費 実費
教科書代等 4,940円（月額）
- ④ 葬祭費＝158,350円（火葬料、自動車料金の特別基準あり。）

平成25年1月15日付24福保生保第850号

(問6-9-5) 都中部総合精神保健福祉センターの一時入所事業及び短期宿泊事業を利用した場合の基準生活費

標記事業を利用した場合の基準生活費の計上はどうか。

- 1 一時入所事業
- (1) 事業の概要

本事業は、地域で生活して病状が安定している精神障害者で、一時的に休養が必要な者を対象としており、利用期間は2週間以内である。入所費用は無料だが、食費(弁当代)及びシーツ洗濯等日用品費の実費は利用者負担となる。なお、弁当を頼むかは利用者の任意であり、自炊も可能である。

- (2) 基準生活費

本事業は、居宅生活を送っている者が対象であると想定され、かつ、利用期間が2週間以内であることから、利用期間中の基準生活費の変更を要しない。

2 短期宿泊事業

(1) 事業の概要

都中部総合精神保健福祉センターが実施するアウトリーチ支援事業の対象者で、本事業の利用により、地域生活の安定化が図られると認められる者を対象としており、利用期間は6週間以内である。費用負担は、一時入所事業と同様である。本事業は、中総が従来実施していた入所訓練(社会復帰病室、ホステル)が平成23年3月31日で終了となったのに伴い、同23年4月から都単独事業として新規に実施されている。

(2) 基準生活費

本事業は、旧法の精神障害者生活訓練(援護寮)の廃止に伴い実施されたものであることから、居宅からの利用期間が1か月以上の場合は、翌月1日付で基準生活費の変更を行い、入院患者日用品費(基準額及び冬季加算)及び食費相当額(1類75%+2類20%)を計上する。

なお、入院から直接短期宿泊事業を利用する場合は、利用期間の如何に関わらず、入院患者日用品費は変更せず、利用開始日から食費相当額を計上する。

参考 ・ 告示別表第1第1章3

・ 局長通知第7-2-(1)

・ 運用事例集問6-5

・ 東京都立中部総合精神保健センターHP (短期宿泊事業)

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/chusou/autorichi/tankishukuhaku.html>

・ 東京都立中部総合精神保健センターHP (一時入所事業)

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/chusou/autorichi/ichijinyusho.html>

(問6-10) 婦人保護施設入所者の基準生活費

居宅から婦人保護施設に入所した場合の基準生活費の計上はどうか。また、婦人保護施設入所者が入院した場合、医療扶助の適用に加えて、入院患者日用品費の認定はどうか。

婦人保護施設入所者については、運営費(婦人保護施設の事業費)が計上されるため、医療扶助を除き、保護の適用は必要ないものである。

居宅から婦人保護施設に入・退所する場合の居宅基準の計上は、入所の前日までと退所の翌日からそれぞれ日割り額を算出することとなる。この取扱いは、施設入所後の生活費が、老人福祉法によってまかなわれる養護老人ホームに入所する者の基準生活費の計上にあわせたものである。

また、入所者が入院した場合は、入院した翌日から退院する前日まで運営費が計上されなくなるため、入院患者日用品費を計上する必要が生じてくる。この場合、保護施設の取扱い（局長通知第7-2-(3)-カ）に準じて、入院の日から退院の日まで入院患者日用品費を計上する。この取扱いは、婦人保護施設の運営費によっては、入院及び退院日の需要を充たすことができないために行う措置である。

なお、医療単給として保護を開始されている者が退所する場合の加算計上については、既にあった需要が表面化されたと考え、新たに加算の認定事由が発生したのではなく、既に加算が認定されていたものとみなして「月の中途の退院退所に伴う基本生活費の認定変更」に併せて加算の認定変更を行う。

(問6-10-2) 婦人保護施設 慈愛寮から入院して出産する場合の基準生活費

問6-10によれば、婦人保護施設入所者については、医療扶助を除き保護の適用の必要がないものとされている。また、入院した場合は入院日から退院日まで入院患者日用品費を計上するものとされているが、慈愛寮入所者が入院して出産する場合も同様であるか。

1 基本的な考え方

慈愛寮は、概ね妊娠8ヶ月以上から産後6ヶ月未満の女性を入所させる婦人保護施設である。入所中は一般生活費等が事業経費として施設に支給され、入所者は現物給付を受けるため、問6-10にあるとおり、生活保護法による保護は、医療扶助単給となる。

出産のため助産施設等に入院する場合についても、入院した翌日から退院する前日まで運営費が計上されないため、扶助費を支給する必要がある（扶助費の計上は、保護施設の取扱いに準じて、入院日から退院日まで）。ただし、この場合、計上するのは入院患者日用品費ではなく居宅基準額であるので注意する。また、加算については、既に認定されていたものとみなし、出産の日の属する月は妊婦加算を、翌月から産婦加算をそれぞれ日割りで計上する。

新生児についても、異常がなく医療扶助の適用がない場合は出生日から居宅基準を適用する。

このことは、出産が医療行為ではなく、医療扶助の対象とならないことが理由である。したがって、医療を要する入院の場合に適用する入院患者日用品費ではなく、居宅基準を計上することとなる。

ただし、上記は正常分娩の場合であり、何らかの理由により異常分娩となって医療扶助が適用される場合は入院患者日用品費を計上することになる（給食を受けている入院患者については、妊産婦加算は計上しない。）。

なお、入院助産により医療扶助の適用がない場合も出生日から居宅基準を適用することとなる。

2 その他

(1) 移送費の取扱い

出産のため入退院時に移送費を必要とする場合は、局長通知第7-2-(7)-ア-(シ)に基づき生活移送費を支給することができる。

(2) 新生児衣料費の取扱い

慈愛寮では入所中の新生児に対し必要な衣料を貸与しているが、退所時点で返却により新生児衣料の需要が生じてしまうため、出産時又は出産から4週間以内の時点において局長通知第7-2-(5)-ア-(エ)により、新生児衣料費を職権で一括して支給して差し支えない。

参照

平成20年11月ブロック別事務打合せ会議資料 連絡事項 6
生活と福祉 昭和53年度 出産準備のための費用
別冊問答集 問7-41

(問6-11) 入院患者の外泊に伴う食事代の算定

入院患者が外泊した場合の基準生活費は、どのように算定するか。

外泊期間中の患者の基準生活費は、入院患者日用品費等の認定は継続しつつ、居宅基準生活費の飲食費相当分の額（第1類の基準額に75パーセントを乗じて得た額）のほか、居宅基準生活費の燃料費相当分の額（第2類の基準額に20パーセントを乗じて得た額）を外泊日数に応じた日割りにより生活扶助として支給することとなる（外泊日数は、宿泊した数とする。）。（別冊問答集問7-33）

なお、外出先は、出身世帯に限らず、知人宅、施設等でも同じ扱いとする。

また、更生施設に在籍のまま入院していた者がその更生施設に外泊した場合も、居宅基準を基礎に算定する。

【具体例】

入院中の妻が夫と子供2人の世帯に3泊4日で外泊した場合

$$\{ \text{妻の第1類} \times 0.75 + \text{妻の第2類} \times 0.2 \} \times \frac{3}{30}$$

【留意点】

- * 外泊として取り扱う場合、1類の加算、冬季加算及び経過的加算は含めない。
- * 同一世帯に複数名の入院患者が同時に一時帰宅する場合であっても、それぞれ一人世帯として食事代の認定を行う。

局長通知 第7-2-(3)-イ
別冊問答 問7-33

(問6-12) 福祉ホーム等への外泊・試験入所の取扱い

福祉ホーム等を利用して外泊・試験入所する場合の利用料についてはどのように算定するか。

生活扶助費を問6-11により日割計算するほか、室料相当分については、当該ホーム等の月額室料（住宅扶助基準額以内）の日割り泊数分を上限として施設から請求される実額を住宅扶助費に計上する（下表の居宅に該当する者が利用する場合を除く。）。いずれの場合も、試験外泊の利用料の内訳を施設に確認する必要がある。（別冊問答集問7-34）

また、更生施設に在籍のまま、入院した者がその更生施設に試験外泊した場合の更生施設の利用料については、施設に対して施設事務費が支払われているため計上しない。

・・・から	利用料等の計上方法
入院	食費等は生活扶助費日割り計算（問6-11） 室料については、住宅扶助基準額以内で日割り泊数分を上限として実額を住宅扶助として計上。
更生施設等本人に生活費が支給されない施設	食費等は生活扶助費日割り計算（問6-11） 室料については、住宅扶助基準額以内で日割り泊数分を上限として実額を住宅扶助として計上。
居宅（生活扶助居宅基準を計上する施設を含む。）	居宅基準が計上されている者の食費については既に第1類、第2類が計上されているので計上しない。室料については、既に計上されている住宅扶助を含めて住宅扶助基準額以内で日割り泊数分を上限として実額を住宅扶助として計上。

H15. 11月ブロック会議 連絡事項
生活保護通信 No.8 (2005. 11. 17)
別冊問答集 問7-34

(問6-13) **施設入所者が外泊した場合の基準の算定**

施設入所者が外泊（一時帰省）した場合の生活費はどのように算定するか

施設入所者が出身世帯に一時帰省した場合の基準生活費は、原則として入院患者の外泊の場合に準じて算定する。

なお、一時帰省した場合に上記の取扱いを行うことができるのは、施設入所者が保護を受けている場合に限られるものである。したがって、世帯分離により、施設等入所者が保護を受けていない場合には、外泊に伴う食事代等は支給できない。（被保護世帯から入所した児童福祉施設入所児童は被保護世帯の一員である。）

また、技術専門校、特別支援学校等の寄宿舎に入所している者、病弱特別支援学校・学級等の在学者及び国立リハビリテーションセンターの養成施設入所者が夏休み、冬休み、春休み等で長期に出身世帯に帰る場合には、上記にかかわらず、出身世帯への転入扱いとして、基準生活費そのものの変更を行って差し支えない。この場合、帰省した日から寄宿舎へ戻る日までの期間を世帯員の増加として取り扱う。

【留意点】

- * 外泊として取り扱う場合、1類の加算、冬季加算及び経過的加算は含めない。
- * 世帯員増として取扱う場合は、1類の加算、冬季加算及び経過的加算を含める。
- * 国立リハビリテーションセンターの養成施設に入所している単身者が、住宅扶助相当分の負担を必要とする施設等へ外泊する場合、住宅扶助を認定して差し支えない。

(問6-14) **光熱水費等の負担がない世帯の基準の算定**

会社の寮に居住している単身者に対して保護を適用することになったが、この寮は、光熱水費等を併せて寮費（住宅費）を定額で徴収している。

この場合、生活扶助基準のうち第2類の取扱いはどうなるか。

第2類の経費の減額調整は、原則として行わない。

住宅費の中に光熱水費が含まれている場合で、光熱水費等に相当する額が明らかなきときは、当該金額を除いた額が住宅扶助の対象となる。

ところが、住宅費の中に光熱水費が含まれていても、これに相当する額が明らかでないときは、当該住宅費総額を住宅扶助費の対象とすることとなる。この場合、光熱水費等に相当する額を生活扶助基準のうち第2類の中から控除することなく、生活扶助基準は全額認定する。

また、知人の好意によって無料で住宅の提供を受けている場合等で、電気料金等の

負担のない者に対しても、同様に、生活扶助基準は全額認定する。

ただし、光熱水費等の実費相当額の金銭換算を行うことが可能であり、かつ、それを援助収入として認定すべき事情にあると判断される場合には、収入申告書を徴した上、収入認定の措置をとることとして差し支えない。

なお、これらの取り扱いは、簡易宿所についても同様である。

(問6-15) **年齢不明の被保護者に対する基準生活費の適用**

年齢を確認するものが得られない者を保護した場合、外見等から判断したうえで相当と思われる年齢区分の第1類費を認定することは可能か。

年齢不明の被保護者については、知人等の証言、身体的特徴、その他総合的に判断したうえで、推定年齢によって相当する区分の第1類費の額を計上して差し支えない。

その後、月の中途に年齢が確認できたときは、その翌月から基準の変更を行う。また、このような場合には、年齢が確認された月以前の計上分に推定年齢と実年齢とが異なることから差額が生じたとしても、返還等の措置を要しない。

(問6-15-2) **地区別冬季加算の特別基準額の適用**

常時在宅せざるを得ない者が世帯員にいる場合等において、地区別冬季加算の特別基準額が認められることがあるが、この取扱いを行うに当たっての留意点を示されたい。

1 冬季加算の特別基準

局長通知第7の2の(1)のアにより、傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者又は乳児(1歳の誕生日の前日までの間にある児童をいう。)が世帯員にいる場合であって、地区別冬季加算額によりがたいときは、地区別冬季加算額に1.3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこととされている。

2 特別基準の適用要件

したがって、特別基準の適用には、以下(1)及び(2)の要件を満たす必要がある。

(1) 「傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者」又は「乳児」が世帯員に含まれること

このうち、「傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者」については、課長通知問第7の29において、「重度障害者加算算定者、要介護度3、4若しくは5であり、日常生活において常時の介護を必要とするため、外出が著しく困難であり、常時在宅している生活実態にある者」、又は「医師の診断書等により傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない状態にあると福祉事務所が認めた者」とされている。

「常時在宅」に該当するか否かの判断については、個別に判断することとなるが、他者の援助が無いと被保護者単独では外出できないことが、これまでの家庭訪問での聞き取り等による実態把握、医師又は介護支援専門員等からの情報等において確認される場合には、常時在宅に該当すると考えて差し支えない。

なお、乳児が世帯員にいる場合も適用要件に該当するため、留意すること。

(2) 地区別冬季加算額によりがたいこと

地区別冬季加算額によりがたい場合とは、冬季加算計上期間中の光熱費等相当の需要（支払額）が、他の期間よりも上回り、かつ地区別冬季加算額では上回る需要が賄いきれない状況をいう。

そのため、施設入所者で光熱費等の徴収額が毎月同じ場合等、冬季でもその他の期間でも光熱費等相当の需要が一定であれば、特別基準の対象外となる。また、冬季に増加する光熱費が、地区別冬季加算額で賄える場合も、特別基準の対象外となる。

なお、これまでの光熱費等の支払状況等から確認することが想定されるが、支払状況には変動があり、その判断が難しいこともあることから、(1)の要件を満たすことが確認できれば、冬季に増加する光熱費が地区別冬季加算額で賄える特段の事情が無い限り、支払状況の確認は省略し、特別基準を適用して差し支えない。

局長通知 第7-2-(1)-ア

課長問答 第7の29、第7の29-2

別冊問答 問7-14

平成27年10月13日付東京都保護課長事務連絡

2 加算

(問6-16) 「月の初日」に加算の変更等の事由が生じた場合

加算については妊産婦加算等を除いて「月の途中で新たに加算を認定し、又はその認定を変更若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行うこと」とされているが、変更等の事由が月の初日に生じた場合、どのように取り扱えばよいか。

「月の初日」は、実施要領でいう「月の中途」に含まれないものとする。月の初日に加算の認定変更等の事由が生じた場合は、変更日が(問6-1)にいう事実発生の当日か翌日かに留意する。

「月の初日」と変更日が重なった場合は、当月初日から加算の認定変更等を行う。

	加算等の認定変更等の事由	認定変更等の時期
妊産婦加算	(1) 月の初日に妊娠の事実を確認した場合	確認月の翌月から妊婦加算を認定する (注1)
	(2) 妊産婦加算認定中の者が、月の初日に出産した場合	出産月の翌月から産婦加算を認定する (注2)
	(3) 保護受給中の者の妊娠月数(6ヶ月)が月の初日に変わる場合	当該月初日から妊婦加算を変更する ※妊娠から20週で6ヶ月(別冊問答集問7-20参照)となる
母子加算	(1) 月の初日に児童の父母の一方が死亡(離婚転出)した場合	死亡(転出)日の翌月から母子加算を認定する (注3)
	(2) 月の初日に児童が死亡(転出)した場合	死亡(転出)日の翌月から母子加算を変更削除する (注3)
	(3) 月の初日に児童の父母の一方が入院等をしてから1年を経過した場合(局第7-2-(2)-コー(イ)-b)	当該月初日から母子加算を認定する (前年前月末日に入院等発生)
	(4) 月の初日が誕生日の児童が満18歳になった場合	18歳に達する日以後の最初の4月1日から、母子加算を変更削除する。(告示別表第1第2章8の(3))
	(5) 月の初日に児童が出生(転入)した場合	出生(転入)日から一般生活費の変更とともに母子加算を認定する
	(6) 月の初日に児童の父母の一方がDV防止法第10条第1項の規定による命令(送達又は言渡し)を受けた場合(局第7-2-(2)-コー(イ)-d)	当該月初日から母子加算を認定する。

(注1) 告示別表第1第2章-1-(2)

(注2) 告示別表第1第2章-1-(3)及び(4)

加算等の認定変更等の事由		認定変更等の時期
冬季加算特別基準	(1) 月の初日に冬季加算特別基準を算定する事由が生じた場合	事由が生じた日から冬季加算特別基準を認定変更等する。
	(2) 月の初日に冬季加算特別基準を算定する事由が消失した場合	事由が消失した日から冬季加算特別基準を変更削除する。
	(3) 月の初日に常時在宅せざるを得ない者又は乳児が死亡(転出)した場合	死亡(転出)日の翌日から一般生活費の変更とともに冬季加算特別基準を削除する。 (局第7-2-(1)-ア)
障害者加算	(1) 月の初日に障害程度を確認した場合	確認した日から障害者加算を認定変更等する
	(2) 障害者加算認定中の者が月の初日に死亡(転出)した場合	死亡(転出)日の翌日から一般生活費の変更とともに障害者加算を変更削除する (別冊問答集問7-18)
	(3) 家族介護料認定中の世帯で、介護に当たっていた者が月の初日に死亡した場合	死亡日の翌日から一般生活費の変更とともに家族介護料を削除する
介護施設入所者加算	(1) 月の初日に介護施設に入所した場合	入所した日から介護施設入所者加算を認定する(介護施設入所者基本生活費が算定されている者に限る) (注4)
	(2) 介護施設入所者加算認定中の者が月の初日に死亡(退所)した場合	死亡(退所)日の翌日から一般生活費の変更とともに介護施設入所者加算を削除する (局第7-2-(2)-オ)
在宅患者加算及び放射線障害者加算	障害者加算の(1)、(2)を参照	障害者加算の(1)、(2)を参照
児童養育加算	(1) 月の初日に児童が出生(転入)した場合	出生(転入)日から一般生活費の変更とともに児童養育加算を認定変更する
	(2) 月の初日に児童が死亡(転出)した場合	死亡(転出)日の翌月から児童養育加算を変更削除する (注3)

加算等の認定変更等の事由		認定変更等の時期
入院 時 留 意 点	(1) 月の初日に入院し、入院期間が 1か月未満であるため入院患者日 用品費を算定しない場合	各種加算の変更を要しない (注5)
	(2) 月の初日に入院し、入院期間が 1か月以上の場合	入院日から入院患者日用品費の算定と ともに各種加算の変更を行う

(注3) 加算適用者の一般生活費に変動はなく、変更日は事実発生の翌日である。

(注4) 局長通知第7-2-(2)-オ、第7-2-(4)

(注5) 局長通知第7-2-(3)-ウ

(問6-17) 「月の中途」の退所と加算計上

医療単給として保護を開始されていた女性相談センター、婦人保護施設、養護老人ホーム等あるいは法外施策により宿泊所入所中の者が退所した場合の加算の計上について、どのように取り扱えばよいか。

生活保護法による加算制度は、基準生活費において配慮されていない個別的な特別需要を補てんすることを目的としている。したがって加算計上によってはじめて加算がない者と実質的に同水準の生活が保障されるものである。一般に保護受給中の者について、月の途中で新たに加算の認定変更の事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から認定変更を行うこととされている。

しかしながら、設問のように施設等入所時に医療単給であったときには、退所に伴う加算の計上の開始時期の取扱いが異なる。被保護者に新たに加算の認定事由が生じたのではなく、退所することにより、既にあった需要が表面化したものと考え、「月の中途の入院入所又は退院退所に伴う基準生活費の認定変更」にあわせて日割りで加算の計上を行う。

なお、加算が計上されていた者が、月の中途に設問のような施設等への入所により医療単給になる場合等も、「月の中途の入院入所又は退院退所に伴う基準生活費の認定変更」にあわせて日割りで加算額の認定変更を行う。

局長通知第7-2-(2)-コー(ウ)他

ブロック会議資料 平成12年11月

(問6-18) **施設等入所児童と母子加算**

転出した児童及び児童福祉施設に入所している児童については、母子加算の対象とはならないことになっているが、世帯を離れて生活している児童はすべて母子加算の対象にならないものであるか。

- 1 世帯からの転出者は、母子加算の対象者とならない。また、世帯分離された児童も加算の対象とならないものである。
- 2 児童福祉施設に入所している児童は、施設入所中は、施設においてすべての生活需要を満たすだけの処遇が行われていることから、出身世帯の特別な需要はないと判断され、母子加算の対象からはずされている。
ただし、医療型障害児入所施設に入所している児童については、母子加算の対象として差し支えない（養育の実態がない場合を除く）。（課長問答 第7の59）
- 3 児童相談所の一時保護、特別支援学校や高等学校等の寄宿舎及び区（市）立の病弱特別支援学校・学級等の施設入所者又は在学者については、母子加算の対象とする。

平成21年12月28日 21福保生保第819号都保護課長通知

(問6-19) **内縁の解消と母子加算**

内縁関係にあると認められたため、母子加算を認定していなかった世帯のうちの一方が、世帯から転出して内縁関係が解消されたと判断できるときは、当該世帯を母子加算の認定対象として差し支えないものであるか。

一般に、内縁とは、合意に基づいた事実上の夫婦としての共同生活の存在の継続に対して、準婚としての法的効果が認められるものである。したがって、その事実が解消されるときには、その効果は失われる。つまり、事実状態の解消と同時に、正式に婚姻が解消されたのと同様の状態になる。そのため、内縁関係が解消されたと認められる時点において、母子加算の要件を満たすものであり、母子加算の対象となる。

転出した者が男で、子を認知していた場合であっても、父が欠けている状態に変わりはないことから、認定の対象となる。

なお、法律婚が継続している（離婚していない）場合は、たとえ夫の暴力から逃れている世帯であっても、1年を経過するか又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による命令を受けた場合でなければ母子加算

を計上できない取扱いとされているので留意されたい。

局長通知第7-2-(2)-コ-(イ)-c、d
別冊問答・問 7-28-2

(問6-20) **愛の手帳と障害者加算の認定**

愛の手帳の障害程度と障害者加算の適用について、示されたい。

愛の手帳は、知的障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として、東京都が独自に実施している制度である。なお、国の制度としては「療育手帳」があり、「愛の手帳」は、この制度の適用を受けている。

愛の手帳所持者に係る障害者加算の認定については、次のとおり取り扱う。

なお、他県から転入した者がこれらと異なる手帳を所持している場合には、同程度の加算を計上して差し支えない。

区 分	程 度	加算の取扱い
1度（最重度）	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね0～19のもの	告示別表第1第2章-2(2)のア及び(3) 身障手帳1級、国民年金1級と同等 重度障害者加算計上
2度（重度）	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね20～34のもの	告示別表第1第2章-2(2)のア 身障手帳2級と同等
3度（中度）	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49のもの	告示別表第1第2章-2(2)のイ 身障手帳3級、国民年金2級と同等
4度（軽度）	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75のもの	障害者加算非該当

局長通知第7-2-(2)-エ-(イ)

(問6-21) **障害者加算の認定と関連する年金等の裁定**

障害者加算の認定と各種年金等の裁定又は認定の関係について、取り扱い上の留意点を示されたい。

- 1 生活保護法による保護における障害者加算（放射線障害者加算を除く。）の認定については、身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこととし、所持していない場合は医師の診断書やその他障害程度の確認できる書類に基づき認定することとされている。障害程度の確認できる書類として精神障害者保健福祉手帳や愛の手帳（東京都の場合）がある。（第7-2-(2)-エ-(7)、同(1)、課長問答第7の65）

障害者加算の対象とすべき障害者の認定は、必ずしも当該障害者を支給要件とする年金又は手当若しくは身体障害者手帳（以下「関連年金等」という。）における裁定又は認定を待って行うべきものではない。

したがって、現に関連年金等の裁定等を受けていない障害者から加算についての申告があったときは、受給権（裁定の請求権）を確認の上、関連年金等の受給に必要な手続きをとるよう指示するとともに、3により加算の適否について保護の実施機関としての認定を行う。

- 2 要保護者から関連年金等の裁定を受けている旨の申告があったときは、保護の実施機関として特に診断書等を徴することなく当該裁定の事実を証書等で確認の上、相応の加算を認定する。
- 3 要保護者であって関連年金等の受給手続中である等のため保護の実施機関として加算の適否を認定する必要があると認められる者については、身体障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センターその他の実施機関の指定する医師の判断により認定を行う。

ただし、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた障害者であって、当該手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過しているものについては、医師の診断に代えて当該手帳により認定を行って差し支えない。この場合において、初めて医師の診療を受けた日の確認は、当該手帳を発行した際の医師の診断書（写しを含む。以下同じ。）を確認することにより行うものとする。なお、保健所において当該手帳を発行した際の医師の診断書を保管する場合は、当該診断書を確認することにより行うこととして差し支えない。（課長問答第7の65）

（身体障害で身体障害手帳の交付を受けておらず、症状が固定していない場合も、初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している必要がある。）

- 4 3により精神障害による障害者加算を認定した被保護者について、その障害が関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定又は認定が行われたときは、当該裁定の

あった月の翌月から生活保護法による保護における障害者加算等の認定を取り消すものとする。

ただし、当該裁定等に係る医師の診断の後、精神障害者保健福祉手帳の交付又は更新を受けることとなった者であって、当該手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過しているものについては、再度年金の受給に必要な手続をとるよう指示するとともに、年金の裁定が行われるまでの間に限り、当該手帳により障害者加算等の認定を行うものとする。

- 5 4により障害者加算の対象とならないものと認定した被保護者について、その障害程度が関連年金等の支給要件に該当する旨の裁定又は認定が行われたときは、当該認定等のあった月の翌月から生活保護法による保護における障害者加算等を認定する。

この場合、当該裁定等の行われている以前に当該加算について生活保護上の変更申請が行われていた場合に限り、当該裁定等のあった月及びその前月についても障害者加算を認定する。

※特別障害給付金の対象となる特定障害者も、障害等級に応じて同様の加算を計上する。

《特別障害給付金の支給対象者等》

(1) 対象者（特定障害者）

次のいずれかに該当する者であって、国民年金法による障害基礎年金等を受ける権利を有していないもの

①昭和61年3月31日以前に初診日があり、その当時被用者年金各法の被保険者等の配偶者であり、かつ、国民年金法の任意加入被保険者でなかった者であって、その傷病により現に国民年金の障害等級に該当する程度の障害の状態にあるもの。

- ・ 当該初診日以前に初診日のある別の障害を併合して障害等級に該当する程度の障害の状態にあるものを含む。
- ・ 65歳に達する日の前日までにおいて障害等級に該当する程度の障害の状態に至ったものに限る。
- ・ ②において同じ。

②平成3年3月31日以前に初診日があり、その当時学生又は生徒であり、かつ、国民年金法の任意加入被保険者でなかった者であって、その傷病により現に障害等級に該当する程度の障害の状態にあるもの

(2) 支給額（月額）（令和2年度）

- ・ 障害の程度が1級に該当する場合は、52,450円
- ・ 障害の程度が2級に該当する場合は、41,960円

局長通知 第7-2-(2)-エ-(ア)、同(イ)

課長問答 第7の65

昭和40年5月14日付社保第 284号厚生省社会局保護課長通知

平成7年9月27日付社援保第 218号厚生省社会・援護局保護課長通知

【各種等級と障害者加算の計上】

加算額	身体障害者 手帳	愛の手帳	国民年金	厚生年金	特別児童 扶養手当	精神障害者 保健福祉手帳
(2)のア	1級	1度	1級 ※	1級	1級	1級
	2級	2度				
(2)のイ	3級	3度	2級 ※	2級	2級	2級
非該当	4級～6級	4度	—	3級	—	3級

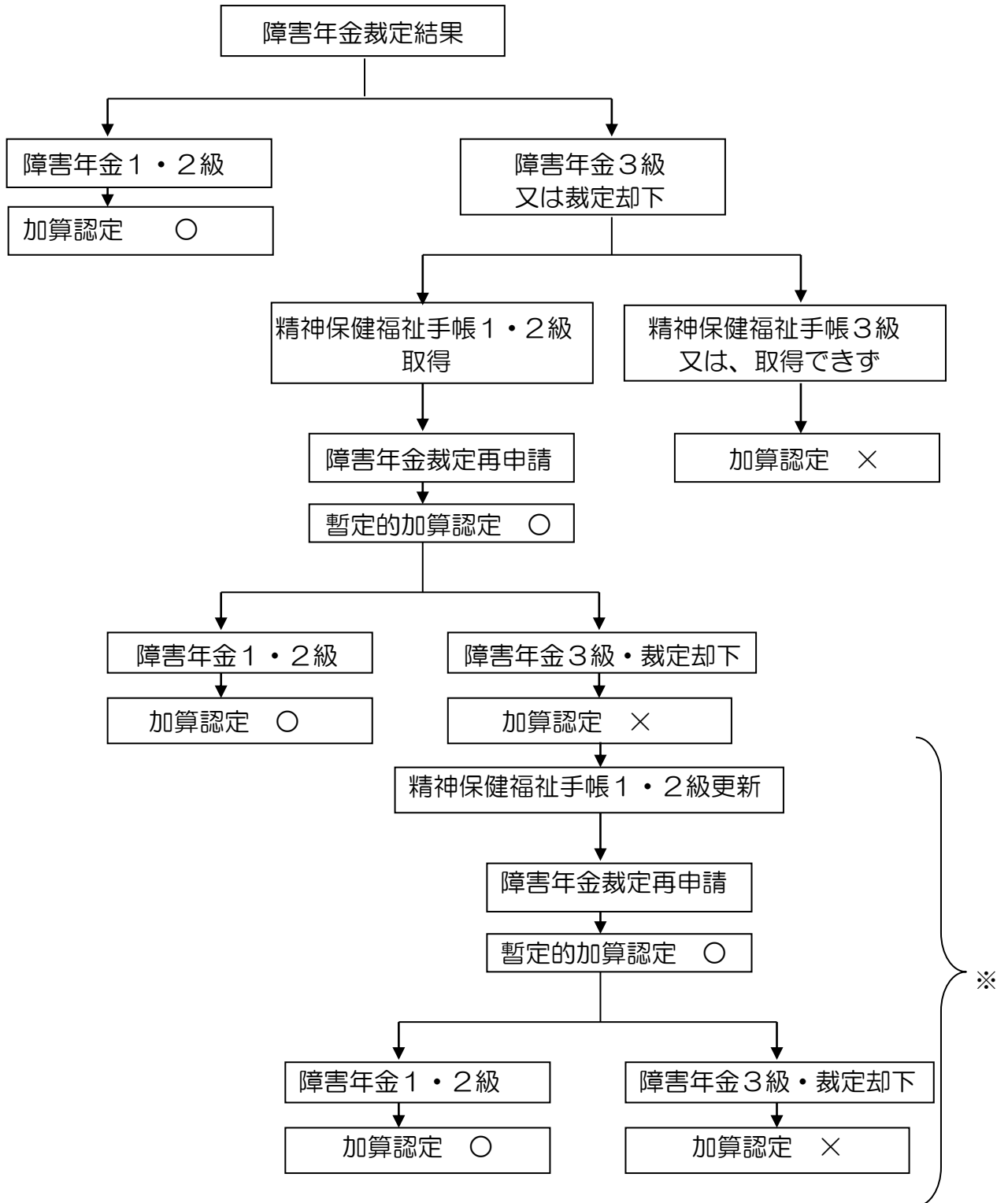
※特別障害給付金の対象となる特定障害者についても、障害等級に応じて同様の加算を計上する。

<その他具体例>

- ・身体障害者手帳1級かつ国民年金2級の場合は、(2)のア
- ・国民年金1級かつ精神障害者保健福祉手帳2級の場合は、(2)のア
- ・身体障害者手帳3級かつ精神障害者保健福祉手帳3級の場合は、(2)のイ
- ・厚生年金（精神）3級かつ精神障害者保健福祉手帳2級の場合は、非該当となるが、その後精神障害者保健福祉手帳2級が更新された場合の取扱いは、次頁のフローチャートを参照のこと。

*障害者加算は、身体障害者障害程度等級表又は国民年金法施行令別表の等級による。

精神障害者の障害者加算の認定について



※精神保健福祉手帳の更新を行った結果、等級が1・2級であった場合は、毎回同様の手続きを行う。

(問 6 - 22) **精神障害者保健福祉手帳と障害者加算の認定**

精神障害者保健福祉手帳により、障害者加算の認定を行う場合の取扱いについて示されたい。

精神障害者保健福祉手帳制度の創設により、手帳の1級又は2級の場合においては、障害者加算の認定が可能となった（手帳の等級は国民年金の等級に準拠している。）。

精神障害者については、これまでも、障害基礎年金等の年金証書の写しや診断書により加算の認定が受けられたが、手帳創設により、手続が容易になった。

1 精神障害者の障害者加算の認定に係る障害の程度の判定は次のとおり行う。

(1) 障害基礎年金の受給権（裁定の請求権）を有する者の場合

手帳を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、年金の裁定が行われるまでの間に限り、当該手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できる。

ただし、このような判定が行えるのは、手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて診療を受けた日から1年6月を経過（症状が固定した日）している場合に限られる。

また、年金の裁定が却下された又は障害厚生年金3級の裁定を受けた後、手帳の交付又は更新を受けた場合については、年金の裁定の再申請を指示するとともに、当該再申請にかかる年金の裁定が行われるまでの間に限り、当該手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の判定を行うことができる。

(2) 障害基礎年金の受給権（裁定の請求権）を有する者以外の場合

手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日から1年6月を経過している者については、手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定することになる。

2 初診年月日から1年6月を経過しているかどうかの確認は次のとおりである。

- (1) 被保護者が手帳の交付申請書類を保健所に提出する前に診断書により確認する。
- (2) 診断書を作成した医療機関から写しの送付を受けて確認する。
- (3) 保健所において保管している診断書の写しにより確認する。

局長通知第7-2-(2)-エ-(イ)

課長問答・第7の65

平成7年9月27日付社援保第218号厚生省社会・援護局保護課長通知

平成7年9月28日付健医精発第64号厚生省保健医療局精神保健課長通知

(問6-23) **精神障害者保健福祉手帳による障害等級の認定**

障害年金の受給権を有する者の場合で、年金の裁定結果と手帳の等級認定とが異なったときは、どのように取り扱うことになるか。

- 1 手帳1級の交付を受けている者が、基礎年金裁定の結果2級該当となった。
- 2 年金裁定が却下された又は障害厚生年金3級の裁定を受けた後、手帳2級が交付された。

1 障害基礎年金の受給権を有する者の場合、障害の程度の判定は原則として年金に係る国民年金証書により行うものであり、手帳を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により加算に係る障害の程度を判定できることとなっている。

したがって、年金裁定の結果2級該当となったときには、これまで手帳により認定していた1級に相当する加算を2級に相当する加算に認定変更する必要性が生じる。このことは、年金による障害等級と手帳による障害等級とは同一の基準であることから、認定した時期における障害の程度の変化と考えることができる。

2 年金の裁定が却下された又は障害厚生年金3級の裁定を受けた後、手帳2級の交付を受けた場合は、年金の裁定の再申請を指示する（受給権（裁定の請求権）自体がない場合を除く）。また、再申請にかかる年金の裁定が行われるまでの間は、手帳に記載する障害の程度により加算に係る障害の程度を判定できる（問6-22参照）。※なお、障害年金の年金証書の写しで手帳の申請を行った場合には、審議会の判定を要せず年金の等級と同じ等級の手帳が交付されるため、年金の障害等級と異なる等級の手帳の交付を受けることはない。一方、診断書で手帳の申請を行った場合、認定した時期における障害の程度の変化により、障害年金の等級とは異なる等級の手帳が交付される可能性がある。

(問6-24) **精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の認定時期**

月の途中で新たに障害者加算を認定すべき事由が生じたときは、それらの事由が生じた翌月から加算の認定変更を行うこととされている。

次の事例の場合の取扱いは、どうなるか。

1 手帳の交付から時間を経過して申告があった場合

初診年月日 H24. 5. 1

手帳交付年月日 H28. 11. 5

福祉事務所への申告 H29. 3. 3

2 申告の時点では手帳を取得しておらず、申告後に手帳の交付を受けた場合

初診年月日 H24. 5. 1

福祉事務所への申告 H28. 11. 5

手帳交付年月日 H29. 2. 3

3 交付年月日が初診年月日から1年6か月を経過していない手帳を持って、交付の1年後に申告があった場合

初診年月日 H28. 1. 5

手帳交付年月日 H28. 11. 5

福祉事務所への申告 H29. 11. 5

加算の認定に限らず、最低生活費の認定は、一般に本人の申告、届出が中心となつて行われるべきものである。しかし、実施機関の側においても、加算の認定について積極的に確認する努力を行わなくてはならない。(別冊問答集問7-17)

実施要領においては、加算を認定すべき事由が生じたときは、それらの事由が生じた翌月から加算の認定変更を行うこととされている。(局長通知第7-2-(2)-エ-ウ)

障害者加算の認定に当たって「加算を認定すべき事由が生じたとき」とは、障害の程度(初診年月日の確認を含む。)が加算の認定要件を満たした状態にあると福祉事務所が確認したときをいうものである。この場合、福祉事務所が手帳によって、手帳交付の時期にその者が加算の認定要件を満たした状態にあると確認できることから、手帳交付年月日の翌月から加算の認定を行うことができる。

したがって、設問の各事例について、加算の認定変更は次のとおりになる。

1 H29年1月(H28年11月に事由発生、H29年3月に前々月まで遡及して変更)

2 H29年3月(H29年2月に事由発生、直ちに申告があったと仮定する。)

3 局長通知第7-2-(2)-エ-(イ)「障害の程度が確認できる書類」として、精神障害者保健福祉手帳により障害者加算を認定する場合は、精神障害者保健福祉

手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限られている。

このため、設問の事例3の場合は、改めて医師の診断書等により障害の程度を確認する必要がある。

については、局長通知第11-4により検診命令を行い、診断書等で障害の程度を確認する。

具体的には、精神障害者保健福祉手帳を発行した際の医師の診断書に比べて精神障害の状態に変化が認められない場合及び重くなると認められる場合には、診断書年月日（月の初日の場合を除く。）の翌月から加算の認定を行うことができる。

なお、精神障害の状態に変化があったと認められる場合には、精神障害者保健福祉手帳の等級の変更に必要な手続きを速やかにとるよう指示をすること。

局長通知第7-2-(2)-エ-(ウ)

課長問答 第7の65

別冊問答集 問7-17

(問 6 - 25) **重度障害者加算の認定方法**

重度障害者加算（告示別表第 1 第 2 章 - 2 - (3)）の認定方法について、示されたい。

重度障害者加算は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 1 に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者について、算定するものとされている。「別表第 1」に定められた障害は、身障の 1 級及び 2 級の一部に該当するものであるが、それらの障害は介護の必要性という見地から選定されたものであるから、それらに該当すれば一般的に日常生活において常時の介護を必要とする者ということになる。ただし、常時介護を要すると認められない場合は、主治医や嘱託医等の意見も踏まえて計上しないことができる。

重度障害者加算は創設（昭和 5 1 年）当時、在宅重度障害者に対する「家族等」の介護需要に充てられるものと位置付けられていたが、現在は、何らかの形で他者からの支援が必要となる重度障害ゆえに生ずる「本人」の特別需要に対応するものと位置付けられるようになっている。また、入院した場合においても、「本人」の特別需要の程度には変化がないので、特別障害者手当の受給の有無にかかわらず、加算の認定を続けることになる。（下記 5 に記載した施設入所の場合を除く。）

重度障害者加算の認定に当たっては、以下のとおり取り扱う。

1 重度障害者加算を算定する者

- (1) 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」による障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに「国民年金法等の一部を改正する法律」による福祉手当（経過的福祉手当）の受給者
- (2) 身体障害者障害程度等級表 1 級の者
- (3) 東京都愛の手帳 1 度の者
- (4) 国民年金法施行令別表 1 級の年金受給者であって、①精神障害者（知的障害者を除く。）、②腎機能障害者、③心臓機能障害者及び④身体障害者障害程度等級表の 1 級と同程度の者
- (5) 特定障害者に対する特別給付金のうち、1 級の支給対象者であって、上記 (4) の①から④のいずれかに該当する者
- (6) 精神障害者保健福祉手帳 1 級の者（初診年月日から 1 年 6 月を経過した場合に限る。）

2 上記 1 以外の者は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他の障害の程度が確認できる書類に基づき行う。

3 既に、障害を支給事由とする年金を受けているため、上記 1 の (1) にいう福祉手当が支給されない者であっても、要件に該当すれば加算を認定する。

4 精神的疾患の入院患者等、精神活動減退者の加算の認定については、需要の実態

を把握し、必要性について検討の上行う。（告示別表第1第2章－9）

5 重度障害者加算の認定除外となる施設（令和2年度現在）

障害児入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、乳児院、児童養護施設、医療型障害児入所施設と同様な治療等を行う児童福祉法に規定する指定発達支援医療機関、障害者総合支援法に規定する療養介護を行う病院（療養介護を行う病床に限る）又は障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、進行性筋萎縮症施設、国立保養所、救護施設、更生施設、医療法に規定する病院又は診療所であって、法令の規定に基づく命令（命令に準ずる措置を含む。例：心神喪失等医療観察法に基づく鑑定入院命令、感染症予防法に基づく入院勧告、精神保健福祉法に基づく入院措置）により入院・入所している者について治療等を行うもの

生活と福祉「相談室」1992年10月号

（問6－26） 家族介護料の認定方法

家族介護料（告示別表第1第2章－2－（4））の認定方法について、示されたい。

家族介護料は、重度障害者を介護している家族の介護の需要に対応させるとともに、その世帯の経済的負担を和らげて生活の安定を図らせることを目的としている。

家族介護料を認定する場合の取扱いは、次のとおりである。

1 介護を受ける者の要件

次の各号すべてに該当する者が算定の対象となる。

- (1) 告示別表第1第2章の2の(2)のア（障害等級表の1級若しくは2級又は国民年金法施行令別表に定める1級に該当する障害のある者）に該当する者
- (2) 食事、入浴及び排便の3つの基本動作すべて（「日常生活のすべて」とみなしうる。）に介護を必要とする者
- (3) 居宅で保護を受給している者（入院中は不可）

なお、(2)の3つの基本動作の確認については、医師の診断書等は必要なく、実施機関の判断で足りる。

2 介護に当たる者の要件（別冊問答集問7－25）

保護受給中の同一世帯員が実際に介護に当たっている場合に家族介護料を算定する。そのため、次の場合は算定できない。

- (1) 世帯分離され、保護を受けていない者が介護に当たる場合
- (2) 別世帯の扶養義務者が介護に当たる場合

(問6-27) **他人介護料の認定方法**

他人介護料（告示別表第1第2章-2-(5)）の認定方法について、示されたい。

他人介護料（介護人をつけるための費用）を設定する場合の取扱いは、次のとおり。

- 1 他人介護料は、告示別表第1第2章-2障害者加算の(2)のア（障害等級表の1級若しくは2級又は国民年金法施行令別表に定める1級に該当する障害のある者）又は告示別表第1第2章-2障害者加算の(2)のイ（障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級に該当する障害のある者）に該当する者であって、その障害のため日常の起居動作に著しい障害があることから他人の介護を必要とする者で現実に他人の介護を受けている場合に支給するものであり、その介護の需要に対応させることを目的とする。
活用し得る障害者施策によるホームヘルプサービス等を活用し、それでもなお、介護需要が満たされない場合において、必要最小限の額を算定する。
- 2 同一世帯内にある者（世帯分離された者を含む。）が介護するときは、設定の対象とならない。
また、同一世帯内にある者が介護を行うことができず、他人の介護を必要とする場合には、その事情を把握、検討の上、他人介護料を認定する。（居宅の場合に限り、入院中は不可）
- 3 同一世帯員以外の扶養義務者（3親等以内の親族）が介護する場合は、「介護」という現物で扶養義務の履行がなされていると考えるべきであり、これに対して他人介護料を計上するのは適当でない。（別冊問答集問7-25）
- 4 算定する額は、介護人の介護の内容、地域におけるホームヘルプサービスの単価等を勘案し、基準額の範囲内で必要と認められる最小限度の額とする。
- 5 厚生労働大臣が定める特別基準の設定が必要な場合の情報提供手続については、問12-15を参照。

(問6-28) **他人介護料と介護扶助**

介護扶助受給者に対し、他人介護料を算定する場合の留意点について、示されたい。

1 基本的取扱い

他人介護料の算定は、在宅の被保護者が、介護扶助と障害者施策との適用関係に沿って、介護保険、介護扶助及び障害者施策によるホームヘルプサービス等を利用可能限度まで活用し、それでもなお、介護需要が満たされない場合において、家族以外の者から介護を受けることを支援するために行うものである。

なお、40歳以上65歳未満の被保険者で特定16疾病に該当しない障害者については、問6-27によられたい。次のいずれかに該当する場合には、他人介護料を算定することはできない。

- (1) 被保険者（40歳以上65歳未満で特定16疾病に該当しない障害者を除く。以下同じ）かつ介護扶助受給者
 - ① 要介護認定を受けていない場合
 - ② 要介護認定を受けているが、区分支給限度額まで活用していない場合（全身性障害者については、活用し得る障害者施策によるホームヘルパーを活用していない場合を含む。）
- (2) 被保険者以外の介護扶助受給者
 - ① 要介護認定（市町村等に委託して行う要介護状態等の審査判定をいう。）を受けていない場合
 - ② 要介護認定は受けているが、活用し得る障害者施策によるホームヘルプサービス等及び介護扶助のサービス水準の合計が、区分支給限度額に相当する水準に至っていない場合

2 夜間の取扱いについて

夜間（早朝、深夜を含む。以下同じ）における他人介護料の取扱いについては、夜間対応型訪問介護など、介護保険給付又は（障害者施策の）介護給付費等により夜間におけるサービスが提供されている地域においては、当該サービスの活用を図るものとし、当該サービスの利用により夜間の介護需要を満たすことができると認められる場合には算定を行わない。

平成12年7月26日付12福生保第544号生活福祉部長通知

平成25年3月29日付社援保発第0329第3号厚生労働省社会・援護局保護課長通知

(問 6 - 29) **在宅患者加算の認定方法**

在宅患者加算（告示別表第 1 第 2 章 - 4）の認定方法について、示されたい。

1 在宅患者加算対象者

- (1) 告示別表第 1 第 2 章 - 4 - (2) - アにいう結核患者
- (2) 告示別表第 1 第 2 章 - 4 - (2) - イにいう結核患者以外の者で、運用事例集問 6 - 30) の 1 にいう認定基準を満たす者

2 在宅患者加算が計上できない場合

- (1) 給食のある病院等に入院・入所している者（局長通知第 7 - 2 - (2) - カ - (ア) 参照）

*なお、宿泊所等は施設ではなく居宅と位置づけられるため、これらに入所している者は在宅患者加算については一般のアパート等に居住する者と同様に扱う。

3 在宅患者加算計上の原則

- (1) 保護受給中の者について、月の途中で新たに在宅患者加算を認定し、又は認定をやめるべき事由が生じたときは、それらの事由が生じた月の翌月から加算の認定変更を行う。（局長通知第 7 - 2 - (2) - カ - (ウ)）
- (2) 新規開始ケースについては、開始時から日割り計上する。
- (3) 在宅患者加算が計上されていた保護受給中の者が、いったん入院した後に再計上する方法は以下のとおり
 - ① 1 の (1) の場合、退院月から日割り計上（別冊問答集 問 7 - 28）
 - ② 1 の (2) の場合、認定基準（検査項目・数値あるいは認定理由）が入院前と同じであれば、退院月から計上
なお、この取扱いは、病院等から居宅あるいは保護施設に戻る場合に、基準生活費の変更とあわせて計上するものである。
- (4) 在宅患者加算が計上されていた保護受給中の者が、在宅患者加算が計上できない病院等に入院入所して削除する場合の取扱い
 - ① 居宅から入院した場合、基準生活費の変更とあわせて、翌月から削除する。
 - ② 保護施設から入院した場合、入院の日から削除する。

局長通知第 7 - 2 - (2) - カ

(問 6 - 30) **結核患者以外の在宅患者加算の取扱い**

結核患者以外の在宅患者であって、現に療養に専念している者については、3 か月以上の治療を必要とし、かつ、保護の実施機関の指定する医師の診断により栄養の補給を必要と認められる者に、在宅患者加算の認定ができることとなっているが、その具体的な認定の方法を示されたい。

1 認定基準

- (1) 臨床検査成績が下記の項目の1つに該当し、かつ、それ以外の項目の検査成績を勘案した結果、栄養の補給が必要と認められた者。
 - ア 血清総蛋白量が6.0g/dl未満のもの
 - イ A/G比が1.0未満のもの。又はアルブミンが3.0g/dl未満のもの。
 - ウ 赤血球数が300万/立方ミリメートル未満のもの。
 - エ 血色素量が10.0g/dl未満のもの。
 - オ ヘマトクリット値が30%未満のもの。
- (2) 腹部、胸部などの大手術の術後、原則として3月以内の患者であって、栄養の補給が必要と認められるもの。
- (3) 臨床検査成績が上記(1)に該当していない場合、又は、その他の栄養状態を示す検査成績が著しく悪化を示している場合であって、総合的に判断して栄養の補給が必要と認められるもの。

なお、この場合、認定の要否について嘱託医の疑義のあるものについては、都本庁に助言を求めることができる。(別冊問答集問7-26)

2 認定期間

結核患者以外の患者に対する在宅患者加算の認定更新は、3月を超えない期間ごとに、その要否を判断することになる。(別冊問答集問7-27)

ただし、在宅患者加算認定後1年を経過した場合は、下記3の定めに関わらず、医療 要否意見書の医療を必要とする期間を超えない期間ごとにその要否を判断する。

3 取扱い方法

結核患者以外の患者であって、在宅患者加算を必要とするものの要否の判断は、次の方法により取り扱うこととする。

- (1) 併給入院外患者のうちの6月毎の加算の要否については、医療要否意見書徴取時に、医療要否意見書により、医療の要否と同時に医療機関から意見を求めた上、判断するものとする。
- (2) 併給入院外患者の前記(1)からの3月目の加算の要否については、在宅患者加算検査報告書により、検査値及び加算の意見のみについて医療機関から報告を求めた上、判断を行うものとする。
- (3) 単身入院患者の加算の要否については3月毎とし、その取扱いは、前記(1)によるものとする。

- (4) 社会保険等の他法により10割の医療給付を受けている入院外患者の加算の要否については、局長通知第11の4に定める検診命令による検診書により判断を行うものとする。

4 検査費用

結核患者以外の患者に対する在宅患者加算の要否のために、医療機関が行った検査の費用については、医療機関が他の診療報酬とともに生活保護法医療券及び診療報酬明細書により社会保険診療報酬支払基金へ請求を行うものとする。

この場合、医療機関は当該検査費用について、診療報酬明細書に「在患検査」と明記することとする。ただし、前記3の(4)による検診書で行った検査費用については、局長通知第11の4に定める検診命令の項で対処するものとする。

昭和54年10月2日付54民福保第720号民生局長通知
別冊問答集 問7-26、問7-27

〈参考〉

在宅患者加算の取扱いにかかわる福祉事務所嘱託医会議（昭和55.10.8開催）の会議結果について

1 在宅患者加算の取扱いにかかわる質疑事項（抜粋）

(1) 嘱託医の職務及び在宅患者加算の取扱いについて

① 嘱託医の職務と在宅患者加算の取扱い

(質問) 在宅患者加算を認定するに当たって、嘱託医は、医学的な判断が困難な問題についてまで助言・指導等を行う必要がないと思うがどうか。

(都) そのとおりである。嘱託医は、純粋医学的な判断を福祉事務所長へ提供する立場にあり、医学的判断になじまないような諸問題の処理については、福祉事務所長に委ねられたい。

② 結核患者の取扱いについて

(質問) 結核という病名がついていれば、たとえ治療を要しない陳旧性結核の場合でも、加算の対象となり得るか。

(都) 経過観察中であり、主治医が在宅患者加算の必要性を認めた場合には現行では対象にせざるを得ない。ただし、その場合でも、最長6ヶ月ごとの更新手続が必要である。

(2) 結核患者以外の患者に対する在宅患者加算の取扱いについて

① 認定基準と患者の身長・体重との関係について

(質問) 在宅患者加算を認定する上で、患者の身長・体重を考慮すべきと思われるが、これを採用しなかった理由は何か。

(都) 身長・体重については、健康者においても個人差があり、身長に比較して体重が少ないということが、必ずしも病的状態とは言い切れない。また、身長・体重の標準をどこに置くべきか難しい問題がある。

このように、栄養補給と身長・体重とが必ずしも結びつかない点があり、基準として採用されるに至らなかった。

② 食事療法と在宅患者加算との関係について

(質問) 糖尿病や高血圧で、食事療法を必要とする患者は加算の対象となり得るか。

(都) 在宅患者加算は治療上、健康者が必要とする以上に栄養補給を必要とする場合に加算をするものであり、低カロリー食や減塩食のような特に栄養補給を目的としない食事療法を必要とする患者は、対象にはならないと考えられる。

合併症がある場合は、その治療方針に基づいて加算の要否を判断することになる。

診療報酬上の入院の特別食加算は、調理における手間賃等と解釈されており、特別食加算即、在宅患者加算とはならないので念のため申し添える。

③ 認定基準の(1)の取扱いについて

(質問) 臨床検査成績アからオまでの全項目の検査が必ず必要か。病名によっては、1つや2つくらいの検査でよいのではないか。

(都) 必ずしも全項目の検査を実施しなければならないということではない。しかし、ここに掲げてある諸検査は、各医療機関において通常の診療過程で一般に行われているものであり、適正な加算の認定をする上でできる限り各検査値を検討することが望ましい。

④ 認定基準の(3)の取扱いについて

(質問) 「臨床検査成績が上記(1)に該当しない場合又は、その他の栄養状態を示す検査成績が著しく悪化している場合であって…」という表現になっているが、「その他の栄養状態を示す検査」で、基準(1)に列挙されているような一般的な検査方法は、具体的にどのようなものか。

(都) 現状では、基準(1)のような栄養状態を反映する一般的な検査で、基準に示せるようなものは見当たらない。

しかし、そのような検査以外でも、栄養状態を反映する検査成績があれば、それを判断に用いることは可能である。

(質問) 基準(3)は、福祉事務所長(嘱託医)に一種の裁量の余地を持たせたものであると理解してよいか。

(都) そのとおりである。その場合、在宅患者加算の要件の範囲内で裁量していただくことになる。

なお、保護の実施機関の指定する医師の診断に嘱託医が医学的に納得できない場合であって、意見調整が困難な場合には、都に協議されたい。

2 結核患者以外の患者に対する在宅患者加算、認定基準(3)の取扱い方針について

認定基準の中で、基準(3)は、「臨床検査成績が上記(1)に該当していない場合、又はその他の栄養状態を示す検査成績が著しく悪化を示している場合であって、総合的に判断して栄養補給が必要と認められるもの」と規定されているが、具体性に乏しく不明確な点がある。

そこで、基準(3)を都として今後、どのように取り扱うべきかについて、都の提

案をもとに検討協議がなされた結果、次の (2) の方針で取り扱うことの合意がなされた。

(1) 方針についての考え方

結核患者以外の患者に対する在宅患者加算の認定基準は、できうる限り客観的なデータを利用して公正な認定を確保しようとするところにある。

この意味から、基準 (3) は相当部分、基準 (1) に示される病的状態の延長にあると考えられる。

なお、その他の検査成績により、当該患者につき、栄養補給が必要な場合も想定されるものである。

(2) 認定基準 (3) の取扱い方針

基準 (3) は、基準 (1) で示されるような一般的な基準として表現できないものを包含しているため、これを更に具体的に表現するのは困難であるが、現段階において、本基準の適用が妥当と考えられる対象患者の例としては、基準 (1) の臨床検査成績で示される病的状態を呈しうる消耗性の慢性疾患患者が考えられる。

昭和55年11月13日付55民福保第 882号民生局福祉部保護課長通知

(問 6 - 31) **児童養育加算の認定方法**

児童養育加算の認定方法について示されたい。

児童養育加算は、高等学校等修了前の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）について、10,190円（令和3年度）を算定することとなっている。

- 1 算定の基礎となる児童は、同一世帯で保護受給中の18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。なお、生活保護受給世帯から転出した児童や基準生活費を算定しない児童福祉施設入所中の児童を除く。（障害者自立支援法（現障害者総合支援法）施行により、措置から契約による施設入所になった場合も同様である。）
- 2 児童養育加算は、年齢改定で18歳に切り替えた年度の4月1日で当該児童の加算分を削除することとなる。
- 3 児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるものをいう。）の養育にあたる者が児童にも該当する場合は、当該養育にあたる児童についても加算を計上して差しつかえない。
- 4 次に掲げる世帯に該当する場合は、児童に係る経過的加算を該当する子1人につき4,330円を別途加算する。

- (1) 4人以上の世帯であって、3歳未満の子（月の初日に生まれた子については、出生の日から3年を経過しない子）がいる世帯
- (2) 3人以下の世帯であって、3歳未満の子がいる世帯（当該児童に居宅以外の基準生活費が算定される場合に限る。）
- (3) 第3子以降の「3歳（月の初日に生まれた子については、出生の日から3年を経過した子）から小学校修了前（12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子）」の子がいる世帯

告示別表第1第2章－6

局長通知第7－2－（2）－ク

課長問答 第7の60 第7の60の2

(問6－32) **介護保険料加算の認定**

介護保険料加算（告示別表第1第2章－7）の認定方法について、示されたい。

1 基本的な取扱い

介護保険料加算は、介護保険の第一号被保険者であって、介護保険法（平成9年法律第123号）第131条に規定する普通徴収の方法によって保険料を納付する義務を負う者に対して、保険者に対して納付すべき介護保険料の実費を認定することとされている。保護の実施機関は、認定にあたり、平成12年3月31日付社援第825号「生活保護法による介護扶助の運営要領について」（以下「介護扶助運営要領」という。）の第3の2の(1)に定めるところにより、65歳以上の被保険者である被保護者等に関する情報を保険者に通知し、それにより保険者から保護の実施機関あて通知される第一段階の所得区分の納期及び納期毎の保険料の額又は納入通知書（写し）に基づき実費を認定する。

なお、普通徴収の方法が適用されるのは、老齢退職、障害又は死亡を事由とする年金の支払額が年額18万円（月額15,000円）未満の者、無年金者、年金担保貸付返済中の者等である。

2 保護の要否の判定の際の取扱い

介護保険料の額は、その納期において納付すべき実費を認定することとされているが、保護の要否判定に際しては、平均的な需要に基づき判定する必要があるため、加入する保険者の納期にかかわらず、被保護者に適用される第一段階の所得区分の年額保険料（年度中途に保護が開始された場合については、保護開始日の属する月から年度末までの保険料）を月割して算定した額で行う。

この場合、要否の判定と程度の決定ではその取扱いが異なるので留意する。

3 保護の程度の決定の際の取扱い

(1) 賦課期日（4月1日）に被保険者である被保護者の場合

実施機関は、保険者から通知される納期毎の保険料の額に基づき、当該納期月において納付すべき介護保険料の実費を認定する。

(2) 賦課期日（4月1日）に被保険者であった者が年度中途に保護を開始した場合

年度中途に被保険者が保護を開始した場合、保護開始日の属する月から第一段階が適用されるため、年額保険料が再算定され、再算定後の年額保険料から既支払額（未納、既納に関わらず、納期の過ぎた保険料をいう。）を控除した額を、残りの納期回数で除して得た額が保護開始日以降の各納期月に賦課されることとなる。保護の実施機関は、生活保護の開始決定の連絡を保険者に対して行い、それにより保険者から通知されるその者の納期毎の再算定後の保険料の額（納入通知書の写し）に基づき実費を認定する。

ただし、納期月において保険者における年額保険料の再算定及び通知が当該月の加算の認定に間に合わない場合には、既に通知されている再算定前の保険料額を認定し、次回以降の加算額において調整を行う。

(3) 被保護者が年度中途に被保険者資格を取得した場合

65歳到達や他市町村からの転入など被保護者が年度中途に被保険者資格を取得した場合には、資格取得日の属する月から年度末まで月割賦課した額を残りの納期回数で除して得た額が資格取得日以降の各納期月に賦課されることとなる。保護の実施機関は、保険者から通知される納期毎の保険料の額（納入通知書の写し）に基づき実費を認定する。

平成12年9月14日付12福生保第 707号生活福祉部長通知

平成12年9月1日付社援保第54号厚生省社会・援護局保護課長通知

平成12年9月1日付老介第11号厚生省老人保健福祉局介護保険課長通知

「生活と福祉」平成12年9月

「介護扶助実施の手引」（令和2年7月）第三章

<計算例 その1>

保険料の納期の月が6月、9月、12月、3月となっている者が、11月16日に保護開始となった場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		○			○			○			○

2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

11月16日 保護開始

A : 既支払額	7,500		7,500	
B : 保険料賦課額		4,450		4,300
C : 保険料加算額		4,450		4,300

(注)

- 1 既支払額とは未納、既納にかかわらず、納期の過ぎた保険料額をいう。
- 2 再算定後の年額保険料

$$= 2,500 \text{ 円} \times 7 \text{ 月} + 1,250 \text{ 円} \times 5 \text{ 月}$$

$$= 23,750 \text{ 円}$$
- 3 再算定後の年額保険料 - 既支払額

$$= 8,750 \text{ 円}$$
- 4 残りの納期の回数は2回
- 5 $8,750 \text{ 円} / 2 = 4,375 \text{ 円}$
 100円未満を切り捨てると、4,300円 となる。
 また、保護開始後の最初の納期月の金額は、

$$8,750 \text{ 円} - 4,300 \text{ 円} = 4,450 \text{ 円}$$
 となる。

<計算例 その2>

12月8日に保護開始以前の納付書に基づき、7,500円を保険者に納入した者が、12月25日に保護を開始した場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		○			○			○			○
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	1,250	1,250	1,250	1,250

12月 8日 保険料納入
12月25日 保護開始

A：既支払額	7,500		7,500		
B：保険料賦課額				5,000	5,000
C：保険料加算額				0	2,500

(注)

- 1 既支払額とは未納、既納にかかわらず、納期の過ぎた保険料額をいう。
- 2 再算定後の年額保険料

$$= 2,500 \text{ 円} \times 8 \text{ 月} + 1,250 \text{ 円} \times 4 \text{ 月}$$

$$= 25,000 \text{ 円}$$
- 3 再算定後の年額保険料 - 既支払額

$$= 10,000 \text{ 円}$$
- 4 残りの納期の回数は2回
- 5 $10,000 \text{ 円} / 2 = 5,000 \text{ 円}$
- 6 保護開始月の12月における再算定後の保険料賦課額は5,000円であるが、保護開始前の12月8日に7,500円を支払っている。このため、既支払額7,500円は、12月の保険料賦課額5,000円に充当する。さらに、余りの金額2,500円についても、3月納期の保険料賦課額5,000円に充当する。
 したがって、福祉事務所が認定する保険料加算額は、12月が0円、3月が2,500円となる。

(問 6 - 33) **介護保険料加算と代理納付**

介護保険料加算が計上される被保護者に係る保険料の代理納付の取扱いについて示されたい。

1 代理納付の基本的な考え方

代理納付とは、生活保護法第37条の2でいう保護の方法の特例として、介護保険の被保険者である被保護者のうち、保険料を普通徴収される者について、保護の実施機関が、保護費の中から本人に代わって保険料を保険者に納付する制度である。

介護保険料加算についても他の生活扶助の保護金品と同様に被保護者に交付することが基本となるが、保険料の支払いにおける被保護者の利便性の確保を図るとともに、保険料の滞納を防止する観点から、職権により代理納付することができる。

(法定代理納付)

2 代理納付を行うことができる場合

代理納付を行うことができるのは、当該世帯に生活扶助費として、介護保険料加算相当額以上が支給されている場合である。

既に代理納付を行っている者について、収入額の変動等により上記の要件を満たさなくなったときには、その月の分から代理納付を中断することになる。

3 代理納付の開始又は終了の保険者への通知

通知方法は保険者との協議による。協議が調えば、介護扶助運営要領の様式第4号の1「被保護者情報連絡表」の備考欄に「代理納付の有・無」等を記載した通知でも差し支えない。

(1) 開始通知

保険者は代理納付対象者の納付書を実施機関あてに送付することとされているので、保護の実施機関は、代理納付対象者について、代理納付を開始する旨を速やかに文書で保険者に通知する。

(2) 終了通知

代理納付の中止事由（代理納付対象者の属する世帯が保護の停・廃止の処分を受けた場合又は生活扶助費として介護保険料加算相当額が支給されなくなる場合等）が生じた場合には、保険者は納付書を被保険者に送付することとされているので、当該者について代理納付を終了する旨を速やかに文書で保険者に通知する。

4 留意点

(1) 介護保険料加算相当額の取扱い

福祉事務所長は、代理納付を行う場合、被保護者本人に対し、保険料加算相当額を除いた額を支給することになる。

(2) 保険料の領収証等の取扱い

代理納付を行った場合、被保護者本人に領収証又は納付を証明する書類を交付する必要があるが、具体的な発行・交付方法は保険者との協議による。

(3) 保険料が還付された場合

保険料の納期の設定によっては、被保護者本人が死亡した場合等に還付が発生する場合も想定される。福祉事務所長は一旦納付した保険料の還付分の受領については被保護者本人から委任を受けていないため、保険者から直接受領することはできない。

平成12年9月14日付12福生保第 707号生活福祉部長通知

平成12年9月1日付社援保第54号厚生省社会・援護局保護課長通知（平成18年3月31日社援保発第0331006号 改正）

平成12年9月1日付老介第11号厚生省老人保健福祉局介護保険課長通知

「生活と福祉」平成12年9月

3 臨時的一般生活費

(問6-34) 保育所入所支度費の支給

保育所入所支度に要する費用については、就労に伴う子の託児費として就労収入から控除することが認められているが、疾病その他により、就労収入がない場合に、当該費用を支給することはできるか。

保育所入所支度に要する費用については、本来、次官通知第8-3-(5)その他の必要経費「イ就労又は求職者支援制度による求職者支援訓練の受講に伴う子の託児費」として、就労収入から控除すべきものである。

しかし、疾病その他により家庭での保育が困難なため、保育所へ入所させる場合には、局長通知第7-2の(5)のアの(イ)に定める額の範囲内で、被服費として支給して差し支えない。(別冊問答集問7-39)

別冊問答集 第7-39

(参照) 問7-21 「保育所等入所支度金の収入認定の取り扱い」

(問6-34-2) 新生児衣料費の計上方法

新生児のための寝具、産着、おむつ等の費用を計上する場合の手続を示されたい。

被保護世帯の新生児の健全な成長を願うという観点から、出産に際して新生児のための必要な物品を需要に応じて購入できるよう、局長通知第7-2-(5)-ア-(エ)により、新生児衣料費を職権変更により、出産予定日の属する月の前月に一括して認定して差し支えない。

ただし、出産後保護開始となった場合は、世帯の状況によってこれらの費用が真に必要なであると認められる場合は、出産後4週間以内に保護開始となった場合に限り、基準額内の範囲内で支給して差し支えない。

なお、新生児のための必要な物品について、品目が限定されるものではないが、必要な物が複数ある場合は、限度額を考慮しつつ、必要性の高いものから購入するよう助言する。

「生活と福祉」1978年5月号

(問 6 - 35) **おむつ代の計上方法**

常時失禁状態にある患者等について、おむつ等の費用を計上する場合の手続を示されたい。

1 常時失禁状態にある患者等について

(1) 紙おむつ代を計上する場合の手続

紙おむつ代を計上する場合は、被保護者からの申請書を提出させた上、その要否につき主治医等の診断を求め、6か月の範囲内で必要と認める期間について計上する。

主治医等の診断を求める場合の方法は、検診命令による検診結果を記載した書面、医療要否意見書、電話等による主治医等の意見聴取等必要に応じて適当な方法によるものとする。

その後の更新は、6か月以内の期間ごとに、上記と同様の手続きを行うこととするが、被保護者からの申請書の提出は、おむつの計上が続いている場合には、初回限りで足りるものである。

なお、病院訪問又は家庭訪問等の際、事実の確認に留意する。

また、救護施設入所者のおむつ代について、やむを得ないと認められるときは、当分の間、入院患者と同様の要件・手続により計上できることとする。

留意点として、おむつと尿取りパットを併用する場合、限度額以内で支給することは可能である。

(2) 自治体でおむつ代の助成がある場合の取扱い

ア 現物給付の場合

現物支給されるおむつの助成をまず活用し、不足する分について限度額まで支給して差し支えない。

イ 現金給付の場合

当該収入は、課長通知第8の43により、実際におむつ代にあてられる額を収入 認定除外とし、不足する分について限度額まで支給して差し支えない。

2 新生児について

出産時入院している間の新生児のおむつ代は、出産を控えて新生児のために必要な被服費（局第7-2（5）ア（エ））として支給（一時扶助）されているので計上できない（都内実施機関においては、出産後でも4週間以内に保護を開始した場

合は新生児衣料費の支給可)。出産後引き続き必要となるおむつ代は、その新生児に計上される第1費で賄うべきものとなるので留意すること。

(問6-35-2) **特別な事情における布団代の支給について**

保護開始時または長期入院・入所後退院した場合及び犯罪等による被害・同一世帯に属するものからの暴力のために転居する場合以外に布団代を計上できる場合はあるか。

正常な日常生活を営む能力に欠けている等特別な事情があり(たとえば、常時失禁等により布団が使用に耐えない等)、現に最低生活の維持に必要な被服等(布団も含む)を欠いている場合は、一時扶助の対象たりえる。

別冊問答集問7-36

(問6-36) **家具什器費(暖房器具及び冷房器具を除く)の認定基準**

保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがない場合等には、家具什器費を支給できることとなっているが、その際の認定基準について示されたい。

家具什器費の認定に当たっては、次の点に留意のうえ、支給する。

1 臨時的最低生活費(一時扶助)の基本的な考え方

被保護者は、経常的な最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要のすべてを賄うべきであるが、特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらを支給しなければならない事情があるときに限って、一時扶助は認定されるものである。(次官通知第7)

2 家具什器費を認定する場合の特別の需要

局長通知第7の2の(6)-ア-(ア)～(オ)(保護開始時、長期入院後の退院等の場合の単身者、災害、転居、犯罪被害・DV)のいずれかの場合に該当すること。

この他、被保護世帯が世帯分割する場合、簡易宿所からアパートへ転居する場合等も、上記1の考え方に照らし、真にやむを得ない事情があれば認定することができる。

3 認定する家具什器の範囲（別冊問答集問7－45）

- (1) 炊事用具、食器、食卓等の居宅における食事のために直接必要な物品
- (2) 衣類等の収納具
- (3) 照明用具、カーテン等居室に不可欠の物品
- (4) 清掃、洗濯等のための器具
- (5) その他最低生活に直接必要な物品（娯楽用品、消耗品は、対象外。）

4 認定する場合の留意点

(1) 最低生活に必要な不可欠な物資を欠いているかどうかは、必ず実地に訪問調査のうえで確認する。

(2) 申請のあった家具什器を支給しなければならない事情があるかどうかは、当該被保護者の個別の事情を十分に把握・検討のうえで判断しなければならない。

保護開始時、長期入院後の退院等の場合の単身者、災害、転居、犯罪被害・DVの場合のそれぞれで事情が異なるものであるから、それに応じた家具什器の種類、規格等を認定する。（別冊問答集問7－45）

家具什器について品目が限定されるものではないが、必要な物が複数ある場合は、限度額又は特別基準額を考慮しつつ、必要性の高いものから購入するよう助言する。

(3) 30,000円の額により難いと認められるときは、47,800円の範囲内において、支給することができる。また、更にこの限度額を超えて費用を必要とする特別な事情があると認められるときの取扱いについては、（問12－15）の「特別基準設定に係る情報提供の事務処理要領」を参照されたい。

（注）下線部分の額（家具什器費（暖房器具及び冷房器具を除く））は令和3年4月時点基準

(4) 家具什器の購入に際して設置費用が別途必要な場合であって、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、特別基準の設定があったものとして、当該家具什器の設置に必要な最小限度の額を設定して差し支えない。

次官通知第7

局長通知第7－2－（6）－ア

別冊問答集 問7－45

(問6-36-2) 家具什器費(暖房器具)の認定基準

保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがない場合等であって、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用を支給できることとなっているが、その際の認定基準等について示されたい。

1 暖房器具の認定基準

問6-36の2のいずれかに該当する場合であって、それらに該当した以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用を支給できることとされている。

2 計上の時期について

原則、初めて到来する冬季加算認定月に計上することになる(具体的には、都内の場合、4～11月に新規開始等の場合は11月、12月～3月に新規開始等の場合は、保護開始月に計上することになる)。

3 特別基準の適用について

被保護者が居住する「地域の気候条件」や「住宅設備の状況」等により、FF式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合などは、暖房器具の購入に要する費用について、特別基準の設定ができることとされている。

しかし、都内においては、「地域の気候条件」に該当する地域はないと考えられる。またもう一つの要件「住宅設備の状況」についても、地域の気候条件からFF式等を導入せざるを得ないケースはないと考える。一方で、家主から建物構造上等の理由からFF式又は煙突式等以外の暖房器具は認めないとされることもないとはいえないことから、こうした事例で疑義が生じる場合は、都に照会されたい。

4 冷暖房器具の支給する場合について

「暖房器具」の支給に当たり、暖房機能に加えて、冷房機能を有する器具の購入を認めても差し支えない。

この場合の特別基準の額については、「熱中症予防が特に必要とされる者」がいる世帯に該当する場合は54,000円の範囲内とし、「熱中症予防が特に必要とされる者」がいる世帯に該当しない場合は21,000円の範囲内とすること。

なお、冷房器具と暖房器具のいずれも所持していない「熱中症予防が特に必要とされる者」がいる世帯については、両方の機能を有するものを購入するよう勧奨されたい。

(問6-36-3) **家具什器費（冷房器具）の認定基準**

保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがない場合等であって、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用を支給できることとなっているが、その際の認定基準等について示されたい。

1 冷房器具の認定基準

平成30年4月1日以降に問6-36の2のいずれかに該当する場合であって、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがないときは、冷房器具の購入に要する費用を支給できる。

なお、転居等に際して、前住居に冷房器具が備え付けられており、転居先にはなかった場合は支給対象となるが、前住居にエアコン等の冷房器具の備え付けがなかった場合は、新旧住居の設備の相違がないため、転居先で冷房器具購入費は支給できない。

また、経年劣化による冷房器具の買い替えは支給対象とはならない。

2 設置費用について

冷房器具の購入に際して設置費用が別途必要な場合であって、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、特別基準の設定があったものとして、当該家具什器の設置に必要な最小限度の額を設定して差し支えない。

なお、購入するにあたって設置費が必要な場合のみ支給対象となり、設置費のみは支給対象とはならない。

3 冷暖房器具の支給する場合について

「冷房器具」の支給に当たっても、冷房機能に加えて、暖房機能を有する器具の購入を認めて差し支えない。

なお、冷房器具と暖房器具のいずれも所持していない「熱中症予防が特に必要とされる者」がいる世帯については、両方の機能を有するものを購入するよう勧奨されたい。

局長通知第7-2-(6)-ウ

局長通知第7-2-(6)-エ

課長問答第7の99

別冊問答集問7-43～44

平成30年7月18日付東京都保護課長事務連絡

(問6-37) 入院患者との連絡に要する移送費

被保護者のいずれかが入院した場合、入院患者との最小限度の連絡に要する移送費の支給が認められているが、支給する際の留意点について示されたい。

入院患者との連絡に要する移送費については、その必要性（病院からの要請、主治医の指示等）を確認して計上することを原則とするが、毎月1回の連絡のための移送費（生活扶助・臨時的一般生活費）は、通常、必要があるものと認め、計上することができる。

なお、計上した場合は、移送費を必要とした事実を確認する。

局長通知 第7-2-(7)-ア-(ク)

(問6-38) 精神科デイケア参加移送費

保健所等で行われるデイケア参加については、生活扶助の移送費を支給することとなっているが、診療報酬の対象となるデイケアに参加する場合は医療扶助による移送費を支給するものであるか。

保健所等において精神保健業務として行われる社会復帰相談指導事業等を活用する場合、局長通知第7-2-(7)-ア-(セ)により、移送費を支給できることとなっている。この場合の移送費は生活扶助費であるが、医療移送の対象となる病院等が行う場合は医療扶助運営要領第3-9-(2)-ア又はイにより医療扶助移送費として移送費を支給することになる。ただし、デイケア活動の一環として、ハイキングや見学会等、所（院）外での活動が行われる場合には、医療移送の対象となる病院等が実施する場合においても、生活扶助による移送費を支給することとなる。

なお、ハイキングや見学会等、所（院）外での活動に対する移送費として支給できる内容は交通費のみであり、参加費、見学科及び入園料等は対象とはならない。また、宿泊を伴う活動への移送費は認定できない。

医療移送の対象となる医療機関は、関東信越厚生局ホームページに掲載の保険医療機関・保険薬局の施設基準の届出受理状況「届出受理医療機関名簿」において、下記①～⑥のいずれかの届出が受理されている医療機関（令和2年11月現在）。

（括弧内は「届出受理医療機関名簿」受理番号欄における略称）

- ①精神科ショート・ケア「大規模なもの」(ショ大)
- ②精神科ショート・ケア「小規模なもの」(ショ小)
- ③精神科デイ・ケア「大規模なもの」(デ大)
- ④精神科デイ・ケア「小規模なもの」(デ小)
- ⑤精神科ナイト・ケア(ナ)
- ⑥精神科デイ・ナイト・ケア(デナ)

〈参考〉 関東信越厚生局ホームページURL

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/ki_jyun.html

(業務内容>調査課>保険医療機関・保険薬局の施設基準の届出受理状況及び保険外併用療養費医療機関一覧)

(問6-39) **依存症を有する者等の宿泊研修会への参加移送費**

依存症を有する者等の病状改善や社会復帰を目的とする宿泊研修会に参加する場合、移送費を認定することができるが、その要件について示されたい。

局長通知第7-2-(7)-(セ)による宿泊研修会参加のための移送費支給の要件は、参加する対象者の病状改善や社会復帰に効果が期待できると認められる場合であり、次のいずれをも満たすことが必要である。

- ① 居宅(施設入所も可)で生活していて、病状改善や社会復帰のための努力をしている者
- ② 宿泊研修の日程が2泊3日以内であること
- ③ 原則として、都内(近隣県についてはやむを得ないときに限り可)で実施されるものであること
- ④ 研修会であって、大会でないこと
- ⑤ 参加回数が、年間1回までであること

(注) 移送費として認定できる費目は、交通費、宿泊料及び飲食物費であり、これ以外の参加費については、認められない。

※なお、参加する対象者の病状改善や社会復帰に効果が期待できると認められるか否かの判断に当たっては、嘱託医や主治医からの意見を参考にするとともに、当該事業を実施している団体が活動する地域の自治体に協力を求め、活動状況等について聴取するなどにより実態を把握すること。(別冊問答集問7-58)

(問6-40) **家財保管料**

医療機関に入院している単身の被保護者が、家財を自家以外の場所に保管する必要があるときは、家財保管料を認定することができることとなっている。
家財保管料を認定する際の留意点について、示されたい。

1 家財保管料認定の対象者

医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設又は無料低額宿泊所（日常生活支援住居施設を含む。以下この問答において同じ。）等に入院入所している単身の被保護者で、やむを得ない事情により家財を自家以外の場所に保管してもらう必要があり、かつそのための経費を他からの援助等で賄うことのできない者。

また、住居を失ったばかりの者が当面の居所として無料低額宿泊所や簡易宿所等を利用する場合、生活用品等の家財はあるものの保管場所がないケースが見受けられる。今まで使用していた家財を失う可能性もあり、居宅設定後に生活用品を最初からそろえることにより自立を阻害する場合がある。直近までアパート生活を送っていた者であれば居宅生活が可能と判断される場合が極めて多いことから、次のように取り扱う。

アパート設定までの一時的居所として利用することを実施機関が認め、かつ短期間にアパート設定することを援助方針としている場合に限り、無料低額宿泊所や簡易宿所等（入居できる先がなくビジネスホテル等を利用した場合も含む）を利用する者についても家財保管料の支給を認める。その場合、保管するものとしては、当該被保護者が一時的居所として利用する場所に持ち込めない家具什器等とする。

2 認定額及び期間

入院入所（入院入所後被保護者となったときは、被保護者になったとき）後1年を限度として月額14,000円以内の額。

実施機関限りで特別基準の設定があったものとして認定することができる。

明らかに1年以上の入院入所が見込まれる者は除かれる。

3 住宅費が既に認定されている場合

家財保管料が認定できる期間は1年間であるため、入院入所後既に住宅費が認定されている場合は、12か月から当該住宅費を認定した月数を差し引いた月数の範囲内において認定する。

(例)



局長通知第7-2-(10)-エ

(問6-41) **家財処分料**

単身の被保護者が当初は6か月間以内の入院の見込みということで、引き続き家賃を計上していたが、その後、結果として退院の見込みが立たなくなり、家賃の計上ができなくなった。

この場合、家財処分料を計上することができるか。

家財処分料については、局長通知第7-2-(10)-オにおいて、以下のとおり規定されている。

「借家等に居住する単身の被保護者が医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校又は社会福祉施設等に入院又は入所し、又は有料老人ホーム若しくはサービス付き高齢者向け住宅に入居し、入院若しくは入所又は入居見込期間（入院又は入所後に被保護者となったときは、被保護者となった時から）が6か月を超えることにより真に家財の処分が必要な場合で、敷金の返還金、他からの援助等によりそのための経費を賄うことができないものについては、家財の処分に必要な最小限度の額を特別基準の設定があったものとして認定して差し支えない。」

家財処分料は、被保護者が入院した当初の時点においても、一定期間家賃を計上した後においても、あるいは、一定期間家財保管料を計上した後においても、家財の処分が必要となったときには計上することができる。

なお、家財保管料を必要とする場合、家財の一部は処分して、その残りを倉庫に預けることにするというように、家財処分料と家財保管料の両方を同時に計上することも可能である。（別冊問答集問7-73）

複数世帯員がいる場合についても、例えば、老夫婦のみの世帯において、時期を同じくして施設等に入所し、その後居宅に戻る見込みがない場合や、また、母子世帯において、母が婦人保護施設等、子が児童施設等にそれぞれ同時に入所するなどして、居宅を明渡す必要が生じ、家財を処分せざるを得ない場合（ただし家財保管料を計上を認める場合には、当該期間中を除く）などについても、同様に取扱うこととして差し支えない。（別冊問答集問7-73-2）

なお、単身の被保護者が死亡した場合の家財の処分費用については、死亡と同時に扶助を行う対象者が不在となることから、計上することができないものである。

（単身の被保護者が死亡した場合の家財の処分費用と遺留金品の取扱いについては、問6-89での説明を参照のこと。）

別冊問答集 問7-73

問7-73-2

（問6-41-2） **就労活動促進費の取扱いについて**

就労活動促進費の対象者、支給方法等具体的な取扱いを示されたい。

1 対象者

早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者（基本方針（※）の2に定める対象者のうち、現に就労している被保護者及び保護からの早期脱却が可能となる程度の就労が直ちに困難と見込まれる者を除いた者をいう。）（課長問答第7の92）

年齢、雇用形態は問わないものであるが、保護を脱却できる程度の就労を目指すことを前提としているため、健康状態、年齢にあった就労の場があるかどうか、一定期間以上継続して雇用される見込みがあるかなどを確認の上、個別に判断されたい。（別冊問答集問7-165）

なお、保護の脱却が見込まれないアルバイト等の短時間・低収入の就労を目指すものは対象とならないが、就労収入以外の収入（年金・手当等）があり、少額の就

労収入があれば保護の脱却が見込める場合には、短時間・低収入の就労についても対象として差し支えない。（別冊問答集問7-166）

また、多人数世帯の場合で、複数の世帯員が就労し、それらの就労収入を合わせると保護を脱却することが可能と見込まれるときは、それぞれの世帯員を対象として差し支えない。

（※）基本方針

「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成25年5月16日付社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知）

2 支給要件

局長通知第7-2-(9)-ア-(イ)に掲げる活動要件をいずれも満たすこと。

活動に当たっては、基本方針に定める自立活動確認書（以下「確認書」という。）の作成を要するものであるため、作成に係る留意事項等は、基本方針を参照のこと。

3 支給方法

毎月申請を受け、支給前1か月間の求職活動の実績を確認し、原則としてその活動実績が2の支給要件を満たす場合に限り、次の活動月に要する経費をあらかじめ支給するものとする。（局第7-2-(9)-カ）

支給対象期間は、原則6か月以内とする。ただし、実施機関が必要と認めた場合には、3か月以内の支給対象期間を2回まで（最長1年まで）延長できる。（局第7-2-(9)-ウ）

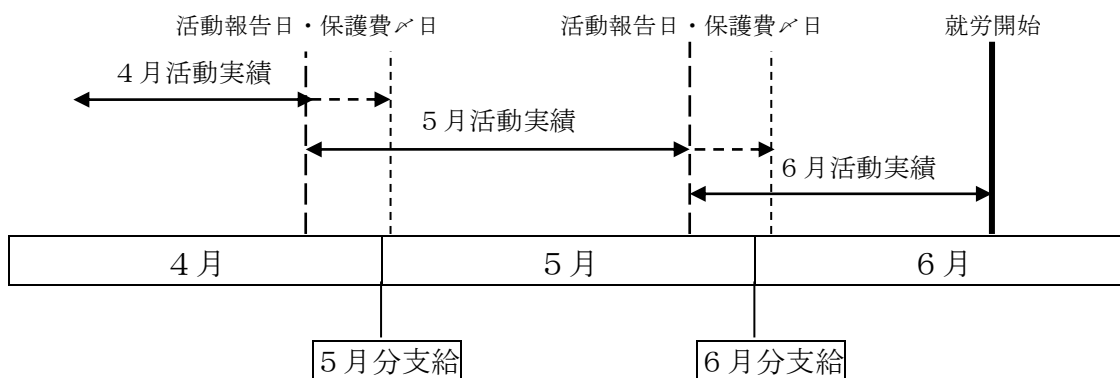
早期脱却を目指した一定の活動期間における就労活動を支援するものであることから、その連続した活動期間を支給対象とする。

この場合、支給要件を満たさずに支給されなかった期間を含めることとし、課長問答第7の97にいう傷病等のやむを得ない理由で求職活動を継続することが困難と保護の実施機関が判断し、支給対象外となった期間を除くものとする。

やむを得ない理由があり支給対象外となった期間については、活動期間及び支給対象期間が自動的に延長されるということではなく、期間の延長、確認書の見直し又は再度活動期間を設定するなどの対応を行うこととなる。

4 具体的な支給方法

<確認書の活動期間 4月1日～9月30日>



- (1) 開始月は、活動開始日から報告日までの実績を確認し、当該活動を1か月継続すれば支給要件を満たすことが見込まれる場合に支給要件を満たすものとして支給する。(課長問答第7の95)
- (2) 月途中から開始した場合であっても、活動開始日から報告日まで、少なくとも10日間以上の活動実績を確認すること。
- (3) 支給後に就労を開始しても当月分の戻入は要しない。

5 その他(別冊問答集問7-171)

就労活動促進費は、求職活動に必要な交通費や写真代等の経費をまかなうものであるため、原則として、求職活動に要する交通費として移送費を別に支給することは認められない。ただし、地域の実情等により、求職活動に必要な交通費等を就労活動促進費でまかなうことができない場合であって、実施機関が支給する必要があると認める場合は、就労活動促進費の額を超える費用分について、移送費の支給を行って差し支えない。

局長通知第7-2-(9)

課長問答第7の92～97

平成25年7月19日付厚生労働省社会・援護局保護課自立支援係長事務連絡

平成25年8月2日及び8月14日付都保護課保護係長事務連絡

別冊問答集 問7-165～172

(問 6 - 41 - 3) **入学準備金（制服等の買い替え）について**

小、中学校及び高等学校就学期間中の制服等の買い替えについて、その要件について示されたい。

1 支給要件

児童又は生徒が次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当した場合であって、就学期間中に買い換えが必要であると保護の実施機関が認めた場合は、必要な額を認定して差し支えない。

(ア) 制服等が成長に伴って使用に耐えない状態にあると認められる場合

(イ) 制服等が通常の使用による損耗により使用に耐えない状態にあると認められる場合

(ウ) 制服等が災害等により消失又は使用に耐えない状態にあると認められる場合

2 支給対象

学生服、ランドセル及び通学用かばんに限定。

3 支給時期等

買い換えの時期が異なる場合には、当該年度の4月から翌年3月までの間に、当該入学準備金の上限額の範囲内で、買い換えが必要となった時期に必要な最小限度の額を給付して差し支えない。

制服等の買い換えに必要な費用の支給に当たっては、1の支給要件に該当する場合に限り認めるものであり、個人の趣味嗜好を理由とした買い換えを認めるものではない。

局長通知第7 - 2 - (8) 別冊問答集 問7 - 60 - 2 ~ 60 - 3

4 教育費

(問6-42) 教育扶助の対象及び支給方法

教育扶助の対象と支給方法について、示されたい。
また、他法他施策との関連については、どのようになっているか。

教育扶助は、被保護世帯の子弟の義務教育就学について、経済的な側面から援助することによって、当該世帯における就学義務の履行及び最低生活保障を行うための制度である。

したがって、対象となる児童の有無及び計上すべき額について適確に把握したうえで、認定すること。

なお、義務教育課程の就学に係る援助の制度としては、学校教育法第25条および第40条にもとづき市区町村が行う就学援助、「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29.6.1法律第114号）」による特別支援学校への就学奨励などがある。

上記の就学援助については、適用関係上、生活保護の教育扶助と重複する部分については、教育扶助の基準計上を優先することとなる。なお、就学援助の内容は市区町村によって異なり、教育扶助の対象とならない費目（修学旅行費、体験学習費など）が就学援助で支給されることがある。それらが被保護者に支給された場合は、課長問答第8の40（2）－オー（イ）に該当するものについては収入認定除外とする。

特別支援学校への就学奨励については、生活保護法第4条第2項に規定する「他の法律に定める扶助」に該当することから、就学奨励費の支給を優先することになる。この場合は、基準額及び交通費については教育扶助の基準と比較して不足する部分について、学習支援費についてはその全額を認定することとなる（課長問答第7の24）（但し、生活扶助費の「入学準備金」については、就学奨励費の「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」よりも支給時期が早いことから、生活扶助費の方を優先させて適用している。）。

なお、生業扶助（高等学校等就学費）については、問6-74の問答での説明を参照のこと。

課長問答・第7の24

(問6-42-2) **学習支援費の対象及び支給方法**

学習支援費の対象と支給方法について、示されたい。

1 支給方法

生活保護における学習支援費については、毎月定額で金銭給付していたものを、平成30年10月からクラブ活動費用の実費支給による給付として見直された。

2 クラブ活動の範囲

クラブ活動とは、主に学校教育活動として実施される小学校におけるクラブ活動や、中学校・高等学校等における課外のクラブ活動である。また、学校で実施するクラブ活動だけに限定はせず、以下の要件①から③までのすべてを満たす活動についても支給対象として認める。

- ① 地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動又はボランティアの一環として行われる活動であること
- ② 当該活動に係る実費相当分のみを徴収する活動であること
- ③ 営利を目的として運営される活動ではないこと

3 支給手続

(1) 事前給付（あらかじめクラブ活動に要する費用が確認できる場合）

クラブ活動に要する費用が確認できる資料（※）によって事前給付を行い、交通費や部費など領収書・レシートの取得が比較的困難な場合は、給付後の用途の確認（領収書・レシートの提出）は不要として差し支えない。

※ 学校からのお知らせ（クラブ活動に必要な購入品目のリスト、チラシ）やカタログ・パンフレットの提示及び交通ルートの確認等

(2) 事後給付（事前に必要額の把握が困難である場合）

領収書・レシートによる事後給付とすることも認めるが、交通費や部費など領収書・レシートの取得が比較的困難な場合は、被保護者からの申請のみによって支給することとして差し支えない。

(3) クラブ活動の加入の確認

また、クラブ活動の加入の確認に当たっては、書面を求めることは不要とし、被保護者からの申し出のみで支給を認める。

4 特別基準の設定

合宿及び大会等への参加にかかる交通費及び宿泊費が必要となる場合は、年間上限額に1.3倍を乗じて得た額の特別基準の設定を認める。合宿及び大会等への参加にかかる交通費及び宿泊費の申請があり、真にやむを得ないと実施機関が認めた時点において、特別基準を設定して差し支えない。

なお、特別基準の設定に当たっては、宿泊費や日帰り遠征などによる比較的高額の交通費（飛行機代、新幹線代、貸し切りバス代等）が必要な場合（別冊問答集問7-80-2の(4)及び(5)に示す大会参加費用及び合宿費用を必要とする場合）

を想定しているため、大会等の参加であっても、近隣地域のため比較的低額の交通費が必要な場合（別冊問答集問7-80-2の(3)に示すクラブ活動に伴う交通費を必要とする場合）においては、特別基準の設定にはなじまない。

5 その他

学習支援費は、1学年につき、年間の上限額として設定している。当該上限額に達するまでは、当該年度の4月から翌年3月までの間に、回数及び時期を問わずに給付可能である。

当該年度の累積給付額をケース記録等へ記載する等により適切に管理するとともに、被保護者に対しても、当該年度における給付可能な残額を説明すること。

なお、申請がない世帯に対しては、需要がないか確認し、ケース記録等へ記載することが望ましい。

局長通知 第7-3-(7)

課長問答 第7の102

別冊問答集 問7-80-2～80-6

(問6-43) **一括交付した教育扶助費の返還**

被保護者が学用品等を購入するために一時に経費を必要とする時は、当該学期の月数分の範囲内で一括交付が認められているが、一括交付を行った後に保護が停廃止となった場合は、精算手続をしないものとして取り扱ってよいか。

一括交付の取扱いは、学用品、通学用品等の需要の実態に配慮したものである。したがって、一括交付された教育扶助費は保護受給中に消費済みであると考えられる。それゆえ、一括交付した後、交付に係る期間内に保護の停廃止の処分が行われたとしても、当該交付した扶助費については、原則として、返還の措置は要しないものである。

なお、他からの移管ケースについては、重複して教育扶助を適用することのないよう注意する必要がある。

課長問答・第7の23

(問6-44) **私立小・中学校での就学**

世帯員の中に私立小・中学校に就学している者のある世帯から保護申請があった。明らかに保護を適用すべき状況と認められたが、被保護世帯の世帯員が、私立小・中学校での就学を継続することは認められるか。また、教育扶助基準の認定はどうなるか。

義務教育については公立学校において修了することができるため、私立小・中学校での就学は、生活保護法の趣旨及び地域との均衡から、原則として、認められない。ただし、既に私立小・中学校に就学している者のある世帯から保護の申請があった場合で、当該児童・生徒が最終学年にある等、直ちに転校させることが適当でない認められるときには、その学年末又は学期末までの就学を認めることができる。また、特待生制度や経済的な理由による減免措置を講じている学校において、これらの制度を活用することにより授業料等が全額減免される場合であって、引き続き就学することが将来の自立に有効であると認められる場合には、制度の活用中は就学を認めることができる。

この場合、教育扶助は基準額（一般基準及び特別基準）を計上することとし、学校給食費及び教材代は、その者の居住する校区の公立学校の基準を限度として必要な額

を認定する。(別冊問答集問7-91)

また、通学のための交通費については、それが私立小・中学校に通学するために生じる需要である場合には、認められないものである。

なお、公立学校に転校させることが適当であると認められた場合は転校の助言を行うこととなる。但し、当然ながらその助言に従わないことをもって法第27条第1項に基づく文書指示をし、保護の停廃止を行うことはできない。その期間中の教育扶助の認定は、上記と同様の取扱いとする。

いずれの場合においても、被保護世帯員が私立小・中学校に通学する間は、その就学費用が何によって賄われることになるかについて、十分な把握を行うこと。

別冊問答集 問7-91

(問6-45) **居住する地域での学校選択制が認められている場合の取扱い**

保護受給中の世帯から、世帯員の就学にあたって、公立の小・中学校について居住する地域で複数の学校の中から就学先の選択が可能であるが、自宅から最も近い学校を必ず選択しなければならないか、離れた場所の学校を選択した場合には、通学交通費は扶助の対象とならないかという相談があった。

どのような取扱いを行うべきか、教育扶助費の計上方法と併せて、それぞれ、示されたい。

昨今、公立学校において地域での学校選択が行える自治体が増えつつある。義務教育に関する内容、程度及び範囲については、それぞれの法令によって定められているところによるものである。地域内のどの公立学校において義務教育課程を修了するかについて、就学通知等の際、予め選択することができることが明らかであれば、その選択についても教育の機会均等の実質的内容と理解されるものである。すなわち、被保護世帯の就学児童が選択の結果、就学する公立学校を決めたのであれば、その学校への就学が現実に認められる限り、当該公立学校に就学するために必要な最小限度の費用について、扶助の対象として取扱うべきである。

したがって、通学交通費が必要となる場合については、最も経済的かつ合理的な手段によって必要とされる実費を計上して差し支えない。

(問 6 - 46) **公立の中等教育学校での就学**

被保護世帯の世帯員から、公立の中等教育学校に就学したい旨の相談があった。選考の結果、入学が許可された場合には、就学時に必要な費用について教育扶助の対象としてよいか。

中等教育学校は、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して行う学校で前期課程 3 年が中学校相当、後期課程 3 年が高等学校相当に区分される 6 年制の学校である。

公立学校の中等教育学校においては、費用負担について私立中学校での就学の場合のように地域との均衡についての問題が生じにくいことから、就学を認めて差し支えない。

したがって、義務教育課程にあたる前期課程 3 年については、教育扶助の対象（別冊問答集問 7 - 9 1）として、後期課程 3 年については、生業扶助（高校等就学費）の支給の対象に含めて検討することになる。後期課程 3 年間については、授業料の減免や他法他施策で利用できる制度を活用したうえで、生業扶助（高校等就学費）の適用が認められる部分については、申請により認定された高校等就学費を支給することが可能である。

別冊問答 問 7 - 9 1

(問 6 - 47) **教育扶助の適用年齢**

教育扶助の適用年齢について示されたい。

教育扶助は、原則として、学校教育法により義務教育として課されている満 6 歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満 15 歳に達した日の属する学年の終わりまでの間の児童・生徒に適用するものである。

ただし、学校教育法第 18 条の規定により、就学義務の猶予又は免除を受けたため、満 15 歳に達した日の属する学年の終わりまでに義務教育が終了しておらず、引き続き中学校又は特別支援学校の中等部に在学する場合及び海外からの帰国子女が昼間の中学校に在学する場合は、その期間中教育扶助を適用することができる。

(問 6 - 48) **夜間中学等に在学する者の取扱い**

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第 14 条による夜間その他特別な時間において授業を行う学校（以下「夜間中学」という。）に在学する者に対する就学費用の取扱いについて示されたい。

被保護世帯に夜間中学に在学する者がある場合、その就学費用については次のとおり取り扱う。

1 収入を得ている者

高等学校に就学する者の例（次官通知第 8 の 3 の (3) のク）により、当該収入のうち夜間中学で就学するために要する費用について収入として認定しないものとして取り扱う。

2 収入のない者

夜間中学に就学することが自立助長に効果的であると認められる場合に限り、夜間 中学校で就学するための費用として教育扶助を認定することができる。

なお、都内の夜間中学校の入学については、国籍に関係なく、①学齢を超過していること、②義務教育が未修了であること、③都内に居住(又は在勤)していることの 3 点が要件となっている。

都ブロック会議・平成 7 年春

5 住宅費

(問 6 - 49) 公営住宅の共益費及び保証金の取扱い

公営住宅の共益費は住宅扶助の対象となるか。また、入居に際しての保証金の取扱いはどうなるか。

公営住宅の共益費は住宅扶助の対象とはならない。

しかし、都営住宅の場合、被保護世帯については共益費（昇降機保守維持費等）が免除されるので、保護受給証明書を交付して最寄りの東京都住宅供給公社管轄の窓口センターあて免除申請を行うよう指導する。月末の最終開庁日までに届いたものは、その翌月から共益費が免除される。ただし、入居世帯の一部が保護費の支給対象外（世帯分離）等の場合は、共益費の免除が受けられない。

入居に際しての保証金（2か月分）も、免除が受けられるので、上記と併せて指導する。なお、入居世帯の一部が保護費の支給対象外（世帯分離）等の理由で、保証金の免除が受けられない場合、敷金の範囲内で支給することができる。

(問 6 - 50) 都営住宅使用料制度

都営住宅使用料は応能・応益的使用料負担制度となっているが、住宅扶助の基準計上に当たっての留意点等を示されたい。

1 都営住宅使用料制度の概要

都営住宅の使用料は、平成7年1月から使用者の収入に対応し、かつ住宅の応益性を反映した「応能・応益的使用料負担制度」がとられている。平成10年4月から公営住宅法の改正により、さらに都営住宅の種類によって公営住宅系、住環境整備系2種類に分け異なる使用料の算定方法が用いられることになった。都営住宅の大半を占める公営住宅系住宅については、収入によって本来家賃の対象者、収入超過者、高額所得者に区分し、それぞれ異なる計算方法を適用する。また平成10年4月の改正では、高齢者・障害者世帯等の入居収入基準が緩和された。さらに、平成12年9月から収入月額65,000円以下の低所得世帯に対する減免制度が変更された。

2 公営住宅系住宅の使用料の決定方法

毎年7月7日まで

収入報告書の提出

* 全員提出が必要。未提出の場合は、近傍同種の住宅の家賃が適用されるので、被保護世帯の入居者が提出を忘れないよう注意する。

収入の認定

* 公営住宅法施行令に基づき収入月額を認定する。

使用料の決定

* 認定した収入月額に基づき、翌年4月から1年間の使用料を決定する。収入月額に応じ8区分に分類した上で、本来入居者、収入超過者、高額所得者に3分類し、それぞれの計算方法により決定する。（高齢者・障害者等世帯については、一般世帯より2区分高位の収入分位まで本来入居者の計算方法が適用される。）また計算には各住宅の応益性を反映させるための係数が使用される。

翌年2月下旬

認定通知書の発送

3 被保護世帯への適用

- (1) 8区分の内、最も低い区分の使用料が適用される。この計算に基づいて決定された使用料が、住宅扶助の特別基準を超える場合は、住宅扶助基準額が使用料とされる。
- (2) 新たに保護を開始する者で、上記の使用料への減額を必要とする者は東京都住宅供給公社管轄の窓口センターへ「収入再認定請求書」の提出が必要。保護を開始する世帯に対しては、開始の時点で保護受給証明書を発行し、これを添付した収入再認定請求申請を行うよう指導する。通常、申請した月の翌月から減額後の使用料が適用される。
- (3) 毎年6月に収入報告書を提出する場合は以下の点に注意する。
 - ① 収入報告書には、「生活保護受給証明書」の添付が必要。
 - ② 同一世帯内に世帯分離により保護を受けていない者がいる場合はさらにその者の住民税課税（非課税）証明書が必要となる。
 - ③ 都市整備局発行の収入報告書に記載されている世帯員と実際に保護を受けている者とが一致しない場合は、承継・同居・世帯員変更等の手続きが必要となる場合がある。
- (4) 被保護世帯には次の問6-51の場合を除いて、一般減免制度は適用されない。

ただし、保護廃止後に減免・減額申請を行うことは可能である（申請時に生活保護廃止証明書が必要）。

(問 6 - 51) 長期入院者の都営住宅使用料

単身の都営住宅入居者が長期入院し、住宅扶助の計上を停止する場合の扱いはどうなるか。

被保護世帯に対しては一般減免は適用されないが、単身又はこれに準ずる世帯の都営住宅入居者が長期入院し、住宅扶助の計上を停止する場合は、当該住宅扶助の支給停止が解除されるまでの期間、使用料が免除される。

申請する場合は、本人又は親族等が東京都住宅供給公社管轄の窓口センターに連絡し、申請用紙を取り寄せて手続きする。免除期間は原則1年間。期間終了前に次回の申請を行う（申請用紙については東京都住宅供給公社から送付される。）ことによって、免除を継続することができる。新規申請の場合は、住宅扶助が支給されなくなる月の前月の末日まで、現在免除を受けている場合は免除終了月の末日までに東京都住宅供給公社管轄の窓口センターへ送付する。

(問 6 - 52) 住宅扶助等の代理納付

住宅扶助等の代理納付を行いたい、どのような点に留意すればよいか示されたい。

住宅扶助費が本来の目的である住宅の確保のために使用されずに生活費に費消されている状態を放置することは、当該世帯の住宅確保が困難となり、生活の基盤を失ってしまうことにつながるため、被保護者に代わり福祉事務所が住宅扶助を代理して納付することが法上可能とされている。

しかし、代理納付は住宅扶助を家賃等に的確に充てるためのものであり、的確に納付を行っている者に対して代理納付を強制するなどの機械的な取扱いを行ってはならない。

以下に具体的な取扱いを示す。

1 代理納付の対象者

① 家賃滞納者

滞納期間及び滞納額、生活状況、金銭の消費状況等を把握の上、住宅扶助及び共益費について、原則、代理納付を適用。ただし、家主が希望しない場合や住宅扶助費が満額支給されない場合等は、代理納付を適用しない取扱いとして差し支えない。

② 公営住宅入居者

住宅扶助について、原則、代理納付を適用。ただし、口座振替により住宅扶助の目的が達せられる場合や住宅扶助費が満額支給されない場合等は、代理納付を適用しない取扱いとして差し支えない。

③ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条第5項に規定する登録住宅（以下「登録住宅」という。）入居者

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第21条第1項に規定する登録事業者が提供する登録住宅に新たに入居する被保護者の住宅扶助及び共益費については、原則、代理納付を適用。ただし、口座振替により住宅扶助の目的が達せられる場合や家主が希望しない場合、住宅扶助費が満額支給されない場合等は、代理納付を適用しない取扱いとして差し支えない。なお、現に登録住宅に被保護者が入居している場合や、現に被保護者が入居している住居が登録住宅となった場合、現に登録住宅に入居している者が被保護者になった場合については、家賃滞納及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第21条第1項に規定する通知等があった場合を除き、代理納付を適用しない取扱いとして差し支えない。また、要保護者が住居を確保するに際し、登録住宅においては住宅扶助及び共益費については上記の場合を除き代理納付であることを事前に説明するとともに、賃貸人とも適宜連携されたい。

④ 無料低額宿泊所入所者

無料低額宿泊所に入居する者の居室使用料及び共益費について、実施機関において個別に検討した上で、代理納付を適用して差し支えない。

⑤ その他福祉事務所長が必要と認める者

なお、収入の変動が著しい被保護者は、収入の変動により住宅扶助の充当額が異なる場合が多いため、家主等とのトラブルが発生するので対象としないことが望ましい。

2 代理納付の相手先

住居の賃貸借契約に基づく賃貸人(家主)に限定せず、賃貸人(家主)が家賃等の受領を委任した不動産会社等も相手先とする。

民間住宅については、賃貸人(家主)が不動産管理会社等に家屋の管理や家賃の受領を委託している場合があることから、家賃等の受領を受託した不動産管理会社等も相手先とする。

3 代理納付の範囲

代理納付の対象は住宅扶助費及び被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費等の経費となる。「共益費等」とは、居住者が共通に使用すると認められる部分の費用を居住者に応分に負担させる性格のものを指し、共益費、管理費等その名称にかかわらず対象となる。

また、過去の滞納家賃については対象とすることができない。

4 その他

① 被保護者の個人情報の取扱い

民間住宅の場合は、賃貸人(家主)等が守秘義務を負っていないため十分な配慮が必要である。

② 廃止等により返納金が生じた場合の取扱い

賃貸人が賃料の弁済を受ける法的根拠があるかにより返還請求先を判断する。

ア 賃貸借契約に基づく賃料債権あり

(ア) 廃止事由が死亡(相続人あり)

死亡した被保護者の相続人に対して停・廃止日以降の日割り家賃等の住宅扶助及び共益費等の生活扶助の返還を求めること。

(イ) (ア) 以外

被保護者又は被保護者であった者に対して停・廃止日以降の日割り家賃等の住宅扶助及び共益費等の生活扶助の返還を求めること。

イ 賃貸借契約に基づく賃料債権なし

賃貸人(家主)等に対して停・廃止日以降の日割り家賃等の住宅扶助及び共益費等の生活扶助の返還を求めること。なお、代理納付の開始時に、その取扱いを賃貸人(家主)等に対して十分説明すること。

※以上の取扱いは、一般的な返還義務者をまとめたものであり、民法上の不当利得返還義務については、個別の事例により判断が異なることも多いから、過誤払となった住宅扶助の返還を求めるにあたって、必要に応じて専門家等の意見を踏まえつつ判断されたい。

③ 代理納付により都営住宅入居中の単身被保護者が死亡した場合の日割り家賃の取扱い

都営住宅においても、月の途中で死亡した入居者の日割り分使用料を返還することになっている。この返還金は基本的には相続人に支払われるものであるが、相続すべき親族のいない被保護単身者の場合については、都市整備局から福祉事務所に対して返還されることとなる。この場合には、地方自治法施行令第159条により返還金を受け入れることとなる。

④ 代理納付の実施に当たって、被保護者の同意及び委任状等は要しない。

平成18年6月13日付18福保生保第291号生活福祉部保護課長通知

平成22年11月(後期)ブロック会議・連絡事項

(問6-53) **都営住宅使用料滞納世帯への対応**

都営住宅使用料を滞納している世帯に対して、どのように対応したらよいか。

住宅扶助費が本来の目的である住宅の確保のために使用されずに生活費に費消されている状態を放置することは、最低生活保障という法の目的から容認することができない。また、当該世帯の住宅確保が困難となり、生活の基盤を失ってしまうこととなるため、滞納が判明したときには、即座に適正な指導を行う。

1 使用料滞納世帯の把握

使用料の支払いについては、口座振替と納入通知書による納付の制度がある。納入通知書の場合は領収書により、口座振替の場合は預金通帳により納付を確認する。

- (1) 保護の開始時には、使用料の支払い状況を必ず確認する。
- (2) 継続ケースについては、1年に1回は支払い状況を確認する。
- (3) 個別の滞納者については、東京都住宅供給公社の都営滞納整理係、住宅政策本部指導管理課より、福祉事務所に納付指導の依頼がある。

2 使用料滞納世帯への対応

滞納が判明したときは納付指導を行い、その後の納付状況についての確認を行う。また、住宅扶助費については、満額支給されない場合等を除き、原則、代理納付を適用する。

納付書を紛失した場合の再発行依頼は東京都住宅供給公社管轄の窓口センターへ、また滞納金の支払いについての相談は東京都住宅供給公社の都営滞納整理係にするよう助言する。

3 住宅使用許可取消し世帯への対応

住宅使用料の滞納が続くと、建物明渡等請求訴訟や和解不履行の結果、強制的に退去させられることになる。住宅の使用許可を取り消されたり、建物明渡等請求訴訟を提起された場合の相談は、以下の問い合わせ先へする。

住宅政策本部問い合わせ先（都庁代表03-5321-1111）
都営住宅経営部指導管理課 収納計画担当 内線31-543

住宅使用料の滞納により、住宅政策本部より住宅の使用許可の取消し・明け渡し請求訴訟を提起された者については、次のとおり対応する。

- (1) 住宅扶助の計上について
住宅の使用許可の取消し・明け渡し請求訴訟を提起された者については、使用許可の取消し日以後は、原則として、住宅扶助の計上は停止する。
- (2) 和解した場合の取扱い
和解した場合は、住宅扶助を停止していた期間について、遡及可能な範囲（前々月1日まで）で住宅扶助を計上する。なお、和解後の分割金の支払い状況について、把握しておく。
- (3) その他
家賃滞納を理由に転居した世帯に対しては、転居後の住宅扶助の取扱いについて、十分注意を払う必要がある。

昭和60年4月26日付60福福保第138号福祉局福祉部長通知

平成18年3月31日付社援保発0331006号厚生労働省社会・援護局保護課長通知

(問6-54) **転居後に係る住宅費の取扱い**

被保護世帯が転居し実施機関の変更を伴う場合、転居後の住宅費は新旧いずれの実施機関が支給すべきか。

転居後の家賃・間代については、契約と同時に家主から家賃・間代の支払いを求められる実態を勘案して、転居前の実施機関が支給することとして差し支えない。

この場合、転居前の実施機関が支給できる家賃の範囲は、転居当月の旧家賃（1か月分以内）＋転居先当月日割り分家賃（1か月分以内）＋転居先翌月分家賃（1か月分）まで支給できる。

この場合、転居後の実施機関と連携をとり、重複支給のないよう留意する。住宅扶助費は本来、当該月分を他の扶助と併せて計上するものであるから、契約時に前家賃として、入居翌月分を敷金等と同時に支給した場合は、翌月1日付で住宅扶助基準を一旦削除し、翌々月1日に再計上することになる。

なお、この取扱いは、都内の実施機関相互においてのみ、適用するものである。

(例) 6月20日契約の場合

転居前実施機関：6／1 転居前家賃（1か月分以内）支給
6／20 敷金等と転居先家賃（6月日割り分）
＋（7月1か月分）支給

転居後実施機関：7／1 住宅扶助は計上を要しない。
8／1 住宅扶助計上支給

(問6-55) **特別基準額（1.3～1.8倍額）の適用**

障害者や高齢者等で特別な事情がある場合、又は、地域の住宅事情から特別基準額が認められることがあるが、この取扱いを行うに当たっての留意点を示されたい。

1 住宅扶助の特別基準

住宅扶助は、告示別表第3の2により、都道府県別に厚生労働大臣が世帯人員別の住宅扶助の限度額（以下「世帯人員別限度額」という。）を定めている。また、局長通知第7-4-(1)-オにより世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、世帯人員別限度額のうち世帯人員が1人の場合の限度額に1.3～1.8を乗じて得た額（以下「特別基準額」という。）を認定して差し支えないこととされている。

課長問答第7の56によれば、「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」が認められる場合の取扱いも示されている。

(1) 「**老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合**」とは

例としては、永年の生活環境を喪失することが本人に心理的・肉体的に回復しがたい打撃を与える等の理由から転居の指導が困難な者が挙げられる（単に転居後も利用可能な地域の支援（介護・障害福祉サービス等）を受けて生活しているとの理由のみの場合は除かれる。）。

老人等の中には、高齢者以外に身体障害者、知的障害者、精神障害者等も含まれるが、障害を理由とする場合には、「現在の住居が、障害を抱えることによつて生じる特別な事情に配慮されたものであり、転居することで従前と同等の生活環境の確保が困難な場合」に限ること。ただし、従前の住居からの転居が困難であったとしても、当該住宅に特別基準額を超える家賃を容認する趣旨ではないことに留意する。

(2) 「**車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする場合**」とは

車椅子使用のため、通常よりも広いスペースを必要とする場合やスロープ等の特別な設備の備わった住居を必要とする場合をいう。このほか、障害者用のベッドの設置や介護のための室内浴槽の搬入搬出等のために通常よりも広いスペースを必要とする場合も含まれるが、あくまでも室料としての家賃について特別基準額を認めるのであって、当該設備の設置や維持管理費用を含めた特別基準額の設定を容認するものではない。

なお、心身の状況から、公衆浴場等の利用が困難なため、室内に入浴設備を必要とする場合に地域の住宅事情から、特別基準額を認めることがやむを得ない場合についても、この区分による特別基準額の設定があったものとして取り扱って差し支えない。

- (3) 「地域の住宅事情から限度額の範囲内ではどうしても対応できない場合」とは地域において世帯人員別限度額の範囲内では賃貸物件を確保することが極めて困難である場合に限る。地域の住宅事情を理由として特別基準額の適用の可否を判断するのは、当該地域の実施機関である。この区分により、特別基準額の適用を行おうとする場合には、住宅扶助を必要とする被保護者の状況を個々に判断するのではなく、当該地域を管轄する実施機関が、地域の住宅事情を的確に把握して、管内の被保護世帯に対して、統一的な適用基準を用いることが必要である。この点が上記(2)のなお書の事例と異なるので十分留意すべきこと。(2)の場合には、住宅設備の程度(入浴設備等の有無)の必要性についての判断は被保護者の状況によって判定されるとともに、当該住宅設備を備える物件の確保にあたっての困難性については、地域の住宅事情によるものであるから、当該地域の実施機関の判断によって判定されることになる。)

2 特別基準額を認める場合の留意点

(1) 実施機関ごとに異なる適用基準が認められる場合と認められない場合

都内における住宅事情は各実施機関の管内ごとにそれぞれ異なっていることから、地域の住宅事情(1の(3)の場合)により特別基準額を認める場合は、当該地域内の実状を踏まえて、それぞれの実施機関の判断で定めることが可能である。

一方、高齢及び障害を理由とする特別な事情によって特別基準額の適用を認める際(1の(1)及び(2)の場合)には、当該事情のある世帯についての対応は、基本的にすべての実施機関において同一に適用されなければならない。

ただし、1の(2)の場合において、必要な住宅設備を備える物件の確保にあたっての困難性の評価は、当該住宅の存する地域を管轄する実施機関の判断によらざるを得ないため、ケース移管に際しては、次の点についても併せて留意すべきである。

(2) ケース移管に際しての注意

被保護世帯の転居にともないケース移管が必要となる場合には、住宅扶助の限度額の取扱い方針について、事前に転出先の実施機関と十分に連携を図りつつ、円滑な事務処理が行えるように留意すること。特別な事情のない世帯(1の(1)及び(2)の場合に当たらない世帯)の移管に際しては、移管先の実施機関における1の(3)(当該地域の住宅事情)による特別基準額の適用基準がない場合には、世帯人員別限度額を超える家賃の住宅への転居指導は行うべきではない(ここでいう転居指導とは、転居時に敷金等の一時扶助を積極給付して福祉事務所の指導により転居をさせることをいう。)

現在、都内の一部地域において、特別な事情のない世帯(1の(1)及び(2)に該当しない世帯)に対しても、特別基準額を適用している実施機関と、そうでない実施機関とがある。

それぞれの保護の実施機関は、管内の住宅事情の実態を的確に把握した上で、住宅扶助の基準の適用についての方針を定め、管内の被保護者に対して、住宅扶助基準の適用における公平性・統一性を保持する必要がある。

したがって、ケース移管に際しては、移管先の実施機関における1の(3)（当該地域の住宅事情）による特別基準額の適用基準を尊重しなければならない（当該「地域の住宅事情」を把握し、適用の基準を定めるのはあくまでも当該地域を管轄する実施機関であることに十分留意されたい。）。

また、1の(2)の場合において、必要な住宅設備を備える物件の確保に当たっての困難性を理由に特別基準額を適用する場合には、必要条件を満たす物件の確保に当たって特別基準額の設定がやむを得ない旨の判定は、当該住宅の存する地域を管轄する実施機関が実態を適確に把握した上で、公平に行うべきこと。

(3) 住居の確保に困難が伴う世帯の取扱い

住居の確保に困難が伴う世帯（1の(2)の必要な住宅設備を備える物件の確保に困難がある場合を除く。）の場合には、障害等により特別な住宅需要がある世帯の場合とはみなされないので、特別基準額を認めるのは、当該地域の一般的な物件の住宅事情による場合に限られる。

例えば、高齢のいる世帯、精神的疾患を持つ者のいる世帯などについて、特別基準額を認める場合の根拠は、あくまでも地域の家賃水準からして世帯人員別限度額の範囲内ではどうしても対応できない（見つからない）場合に限られる。

このような世帯員がいる場合の世帯が転居により管外に転出する場合には、転出元の実施機関は自身の判断のみで特別基準額を認定するのではなく、転出先の実施機関と十分に協議した上で、特別基準額の認定を行う必要がある。

また、1の(2)の必要な住宅設備を備える物件の確保に困難がある場合であっても、実際に必要な（入浴設備等の）住宅設備を備える物件の確保に関する地域の住宅事情を踏まえて、事前に転出先の実施機関と十分な協議の上、特別基準額の認定を行うことが求められるので、留意すること。

平成27年4月14日付社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知

(問6-56) **基準額を超える家賃の住宅に居住する世帯からの保護申請**

住宅扶助基準額を越える家賃の住宅に居住する世帯から保護の申請があった場合の取扱いについて示されたい。

1 取扱い

(1) 基準額を超える家賃の住宅に居住している世帯から保護の申請があった場合は、保護開始と同時に、履行期限を定めて転居指導を行うことになる。この場合の基準額は、その世帯に適用される住宅扶助の限度額となる。

(2) 要否判定は、その世帯に適用される住宅扶助の限度額により行う。なお、局長通知第7-4-(1)-オによる特別基準額の適用及び単身世帯において床面積別の住宅扶助の限度額により実家賃を下回る住宅扶助の適用を受ける場合においては限度額通知(※)1(2)ただし書に該当するか否かについても検討すること。

2 その他

保護の要件を満たす限り、実家賃が住宅扶助基準を超えることをもって、保護申請を却下することはできないものである。

(※) 限度額通知

「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の設定について」(平成27年4月14日付社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知)

(問6-57) **基準額を超える家賃の住宅に居住している世帯の転居指導**

住宅扶助基準額を超える家賃の住宅に居住している被保護世帯に対する転居指導について、具体的に示されたい。

基準額を超える家賃の住宅に居住している世帯は、原則として、転居指導の対象となることから、転居指導について検討を行い、検討の結果、転居指導を行うことになった場合には、速やかに行うことが望ましい。しかしながら、実際家賃が少額の基準超過に過ぎない場合については、転居指導を行うその他の合理的な理由を必要とする。すなわち転居費用の扶助額と比較考量した場合に著しく均衡を欠くような効果しか得られない場合には、転居指導そのものを当面の間、留保することも考えられる。

合理的な理由に基づく転居指導に従わないことをもって、保護を停廃止する場合には、①当該住宅が地域との均衡を著しく失していることによって、適正な水準の保護が実施できない客観的な根拠の明示を必要とし、さらに、②事前に適切な指導指示を十分に行っていること、③弁明の機会の提供等、適正な手続が行われていることが前提となる。

保護の停廃止によらず、住宅扶助のみを計上しないという、変更の不利益処分を行う場合には当該物件に居住を続けることにより、最低生活費を下回る生活を余儀なくされ、保護の目的が達成できない旨を被保護者に十分周知したうえで、なお再三の転居指導に従わない場合に所定の手続きを経て行うこととなる。

また、被保護者自らの努力で転居先の確保が困難である場合には、被保護者の求め

があれば、法27条の2に基づき相談に応じ必要な助言を行うことについても検討すべきであろう。

なお、一般に、保護の要件を満たす限り、単に実家賃が住宅扶助基準を超えることのみをもって、直ちに保護を停廃止することはできないものであるので、転居指導にあたっては十分留意すること。

(問6-58) **単身入院患者の退院時における住宅確保のための住宅費**

単身の入院患者が退院前に住宅を確保する必要がある場合の住宅扶助の取扱いについて、示されたい。

保護受給中の単身者が月の途中で退院する場合において、日割り計算による家賃・間代の額を超えて家賃・間代を必要とするときは、1か月分の家賃・間代の基準額の範囲内で必要な額を計上して差し支えないこととされている。

これは、退院時に居宅がない場合に、退院と同時に入居する住宅を確保しておく必要がある一方で、地域事情によっては、居宅の選定、賃貸借契約、電気・ガス・水道等の契約、居室内での生活準備に一定の時間を要することから、予め入居前に支払わざるを得ない日割り家賃等の需要に備えるために、特別に基準計上が認められるものである。

具体的には、退院する月において、当該月の前月分の家賃・間代を必要とするときは、退院する日以前1か月を限度として1か月分の家賃・間代の基準額の範囲内で必要な額を日割り計算により計上して差し支えない。なお、この場合には、以下の点に留意する。

- 1 「退院する日以前1か月」とは、実際の退院（予定）日から起算して1か月の範囲内である。
- 2 この住宅費に係る実施責任は、入院中の被保護者に対して保護の実施責任を負う実施機関である。
- 3 支給対象となる住宅費は、前月分の家賃・間代（日割り分）と当該月分（退院の月1か月分）までとし、決定調書上はそれぞれ別に計上する。

局長通知第7-4-(1)-エ-(イ)

(問 6 - 59) **敷金等の額**

東京都内で転居する場合に支給できる敷金等の限度額はいくらか。

東京都内で転居する場合で敷金等の支給要件に該当する場合には、都内の敷金等の料金の実態から厚生労働大臣が特別基準を別に定めており、住宅扶助基準の特別基準額の4倍額の範囲内において必要な額を支給することができる。

敷金等の支給限度額は、実際に契約する家賃月額に4を乗じて得た額ではなく、上記の限度額の範囲内で必要な額を支給することができる。

なお、都外に転居する場合は、転居先の福祉事務所に転居先地域における限度額を確認する必要がある。

局第7-4-(1)-カ

平成4年4月15日付4福福保第42号福祉局福祉部長通知

(問 6 - 59 - 2) **保護開始時の敷金支給**

ホームレス状態の者が、保護申請と同時にアパート生活を希望した場合の取扱いを示されたい。

保護開始時に、安定した住居のない要保護者がアパート生活を希望した場合は、住宅扶助の敷金等について申請書の提出を求める。

実施機関は、申請者の生活歴、職歴、病歴、居住歴及び現在の生活状況等を聞き取り、課長問答第7の78及び別冊問答集問7-107に示されている判断の視点等に基づいて居宅生活ができると判断した場合は、具体的な希望物件について不動産業者の作成した契約時に必要となる金額の見積書等の提出を受け、敷金等を支給する。このように、保護開始決定と同時に敷金等の支給が可能とされている。

なお、保護を開始する場合には、アパート等の住居を確保するまでの間に一時的な居所の確保が必要となるので、要保護者の状況に応じて適切な保護施設や無料低額宿泊所、安価な簡易宿所やビジネスホテル等を紹介する。

居宅生活が困難と判断した場合は、保護の開始申請とは別個に敷金等の申請に対する却下処分を行うが、却下通知書に居宅生活が困難と判断した理由を個別具体的に記載する。また、居宅生活が困難と判断した場合は、保護施設や無料低額宿泊所等において保護を行うが、要保護者の状況によっては、養護老人ホームや各種障害者福祉施

設等への入所を検討することが必要である。

なお、安定した住居のない要保護者とは、ホームレス状態の者に限らず、DV被害者等現在の住居から転居が必要な状態の者も含む。

局第7-4-(1)-キ、課長問答第7の78
別冊問答集問7-107

(問6-60) **契約更新料**

アパートに住んでいる被保護者が賃貸借契約の更新に際し、契約更新料を請求された。この契約更新料を認定する場合の留意点について示されたい。

住宅扶助の家賃・間代が認定されている被保護者が、借家・借間の賃貸借契約の更新に際し、契約更新料を必要とする場合は、住宅扶助基準の特別基準額の1.5倍額の範囲内において必要な額を支給する。

この契約更新料を認定する場合は、以下の点に留意する。

1 契約更新料の範囲

契約更新料に契約更新手数料、火災保険料及び保証料を加えた範囲までを対象とする。(課長問答第7の88)

火災保険料については、借家人賠償責任保険特約付家財保険料や同特約以外に個人賠償責任又は修理費用等、対外的な賠償責任又は費用負担を保障する旨の特約がついている家財保険料であって、契約等の際加入が義務付けられているものは、保険契約の本体部分(家財保険料)及び特約部分とも支給対象となる。一方、支給対象となる特約がない家財保険料、地震保険、安否確認等専ら保険加入者の生命・財産のみを保障する内容の特約部分については、支給対象とならない。なお、支給対象となる部分とならない部分とが一体となっており、内訳を算出することが困難な場合は、保険料全額を支給することもやむを得ない。

また、更新料そのものには消費税がかからないが、仲介業務の手数料には、消費税がかかる。従って、手数料がある場合は、消費税を含めて2の基準額の範囲内で支給することになる。

2 住宅扶助基準の特別基準額の1.5倍額

住宅扶助基準の特別基準額の1.5倍額とは、局長通知第7-4-(1)-オに定める額(以下「オに定める額」という。)の1.5倍額をいう。実施要領上はオに定める額となっているが、都内の実態から厚生労働大臣が1.5倍額を認めているも

のである。実家賃がオに定める額を下回っていても、契約更新料は、この限度額まで支給できる。

また、床面積別の住宅扶助の限度額を適用している世帯であっても、契約更新料等については世帯人員別の住宅扶助の限度額を適用している世帯と同様の取扱いとなる。

なお、平成27年7月1日からの住宅扶助基準の改正に伴い、経過措置を適用している世帯については、改正前の旧基準の契約更新料（※）を適用すること。

（※）旧基準の契約更新料

級地	1～6人世帯	7人世帯以上
1・2級地	104,700円以内	125,700円以内
3級地	79,800円以内	95,700円以内

3 住宅扶助の限度額と契約更新料の支給額との関係について

住宅扶助基準限度額を超えた家賃の住宅に居住している者から契約更新料の申請があった場合、原則として支給は認められないが、やむを得ず更新を認める場合は、以下のとおり算定すること。

- 契約更新料本体の額がオに定める額以下の場合、実額を計上する。（例1）
- 契約更新料本体の額がオに定める額を超える場合は、実家賃と当該契約更新料本体の額との比較により支給額を定める。（例2）
- 手数料、火災保険料、保証人料等は実額を計上する。

例1) 家賃80,000円のアパートに居住の単身世帯（1級地の1）。40,000円の契約更新料と10,800円の手数料、20,000円の火災保険料を請求された場合

→【契約更新料】請求額が69,800円以下のため、実額を計上する（40,000円）

【その他】手数料10,800円 火災保険料20,000円

【支給額】上記計70,800円を支給する。

例2) 家賃80,000円のアパートに居住の単身世帯（1級地の1）。100,000円の契約更新料と5,400円の手数料、10,000円の火災保険料を請求された場合

→【契約更新料】80,000円：100,000円＝69,800円：X X＝87,250円

【その他】手数料5,400円 火災保険料10,000円

【支給額】上記計102,650円を支給する。

4 支払いの確認

更新料の認定に当たっては、賃貸借契約書等で必要な更新料の額を確認するなどして、実際の需要額を把握した上で、慎重に審査し、その内容（実需要額及び扶助決定額）を記録すること。

支給後は、領収書（写）を徴する等して、支払いを確認する。

5 敷金等を支給後、契約更新までの間に保証料の支払いが必要となった場合

支給済の敷金等との合計額が局長通知第7-4-(1)-オの4倍額に達するまでは、敷金等として支給して差し支えない。

- 6 都住宅供給公社の賃貸住宅では、保証料が毎月発生する場合がある。この場合、供給公社の契約期間が1年間であることから、
- ① 当初の入居契約から1年間は支給済の敷金等との合計額が局長通知第7-4-(1)-オの4倍額に達するまでは、敷金等として毎月支給して差し支えない。
 - ② 以降、1年間の期間ごとの保証料の累計が局長通知第7-4-(1)-オの1.5倍額に達するまでは、契約更新料等として毎月支給して差し支えない。
- 7 借地借家法38条にもとづく定期賃貸借契約を締結しアパートに居住する場合の契約期間終了後の再契約料は、問2-11を参照のこと。

局長通知第7-4-(1)-ク

課長問答 第7の35

課長問答 第7の88

別冊問答集 問7-108

平成21年3月23日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課保護係長事務連絡

(問6-60-2) **障害者グループホーム利用者に対する住宅扶助の取扱い**

グループホーム利用の際の、国の補足給付制度（特定障害者特別給付費）と、都要領の施設借上費・家賃助成、及び住宅扶助の取扱いについて示されたい。

平成23年10月1日施行の国制度により、障害者グループホームの利用者に対して、国制度の特定障害者特別給付費（補足給付・月額10,000円）が支給されている。支払方法は、原則国保連を通して当該施設へ支払う方法により行われる（法定代理受領）。

住宅扶助として計上する額については、補足給付の額（10,000円）と合計して、生活保護法による保護基準別表第3の2に基づき厚生労働大臣が定める住宅扶助の限度額（以下「住宅扶助限度額」という。）の範囲内の額となる必要がある。

1 知的障害者、身体障害者又は難病患者等の場合

補足給付と都要領に定める家賃助成を合わせた額は、被保護者の場合、収入要件により月額24,000円になる。

(1) 家賃助成が施設に支給される場合

家賃の額から、補足給付と家賃助成を差し引いた額を、住宅扶助として計上する。

(例) 家賃40,000円－補足給付10,000円－家賃助成14,000円＝住宅扶助16,000円

(2) 家賃助成が本人に支給される場合

家賃から補足給付を控除した額を住宅扶助として計上し、家賃助成を収入として認定する。

(例) 家賃 40,000 円－補足給付 10,000 円＝住宅扶助 30,000 円
収入認定額 (家賃助成) = 14,000 円

(3) 家賃助成が対象外で支給されない場合

(区市要綱により、生活保護受給世帯は家賃助成の対象外とされている場合)
家賃から補足給付を控除した額を、住宅扶助として計上する。

(例) 家賃 40,000 円－補足給付 10,000 円＝住宅扶助 30,000 円

2 精神障害者の場合

都要領に定める施設借上費は、補足給付と合わせて利用者一人当たり月額 69,800 円を上限として施設に支給されるものである (被保護者の場合、家賃から住宅扶助限度額を控除した後に、自己負担額が生じる場合にその額が施設借上費となる)。

(1) 月額家賃が住宅扶助限度額の範囲内の額の場合 (施設借上費の支給なし)

家賃から補足給付を控除した額を住宅扶助として計上する。

① 1 級地で住宅扶助限度額 (単身) 53,700 円を適用する場合 (地域)

(例) 家賃 53,700 円－補足給付 10,000 円＝住宅扶助 43,700 円

② 1 級地で住宅扶助限度額 (単身) 69,800 円を適用する場合 (地域)

(例) 家賃 69,800 円－補足給付 10,000 円＝住宅扶助 59,800 円

(2) 月額家賃が住宅扶助限度額の範囲を超える額の場合 (施設借上費の支給あり)

家賃から補足給付を控除し、住宅扶助を計上した上で、家賃との差額が施設借上費として支給される。

① 1 級地で住宅扶助限度額 (単身) 53,700 円を適用する場合 (地域)

(例) 住宅扶助限度額 53,700 円－補足給付 10,000 円＝住宅扶助 43,700 円

家賃 69,800 円－補足給付 10,000 円－住宅扶助 43,700 円＝施設借上費 16,100 円

② 1 級地で住宅扶助限度額 (単身) 69,800 円を適用する場合 (地域)

(例) 住宅扶助限度額 69,800 円－補足給付 10,000 円＝住宅扶助 59,800 円

家賃 80,000 円－補足給付 10,000 円－住宅扶助 59,800 円＝施設借上費 10,200 円

3 留意事項

(1) 住宅扶助限度額の適用について、世帯人員別の限度額 (1.0 倍額) 又は特別基準額 (1.3 倍額) を適用する地域については、地域の住宅事情等から福祉事務所が判断するものである。

また、世帯人員別の限度額 (1.0 倍額) を適用している地域であっても、グループ

ホーム設置における事情により、特別基準額 (1.3 倍額) の適用が必要であるとグループホーム所在地を管轄する福祉事務所が判断する場合には、特別基準額を適用して差し支えない。

なお、管外のグループホームを利用する場合は、グループホーム所在地を管轄する福祉事務所へ住宅扶助限度額を確認すること。

- (2) 被保護者が利用するグループホームの家賃、補足給付、家賃助成（知的・身体障害、難病患者等の場合）、施設借上費（精神障害の場合）の状況については、障害福祉所管部署との連携及び施設設置事業者との連絡、障害福祉サービス受給者証にある補足給付の支給決定額等により確認すること。
- (3) グループホームの住宅扶助及び更新料に、共用部分の室料や更新料を含めて支給することはできない。
- (4) グループホーム入居者が、建物所有者とグループホームとの間の賃貸借契約の更新料の負担を求められることがある。この場合、入居者とグループホームとの間の利用契約において、当該更新料の負担について明記されていれば、利用契約期間の更新時期とは異なっても、更新料を支給して差し支えない。ただし、入居者の居室の更新料と重ねての支給はできない。
- (5) 都要領により、精神障害者グループホームについては、施設に対して月額69,800円まで施設借上費が支給される。施設が設定している家賃によっては入居者が支払うべき家賃が発生しない又は低廉となるため、障害年金等の収入がある被保護者がグループホームに入居する場合や障害年金等を新たに受給することになった場合等には、必ず要否判定を行うこと。

平成28年11月9日付28福保生保第533号生活福祉部保護課長通知

(問6-61) **住宅維持費の年額の認定方法**

住宅維持費の年額は、初めて住宅維持費を認定されたときから将来に向かつて1か年以内をいうものとされているが、その具体的認定方法を示されたい。

住宅維持費は、1年間にその限度額の範囲内で支給できるものであり、支給の回数に特段の制限はない。

1年間の起算点は、保護開始後、初めて住宅維持費を認定した月からであり、その月から数えて12か月までが1年間となる。

この1年間の期間経過後は、満了の月以後初めて認定した月から12か月となり、以後、その期間が経過するごとに順次同様に1年間の期間をとらえていく。

なお、当該1年間において、再度住宅維持費を認定する必要がある場合で、既に認定した住宅維持費の額を合算して一般基準の額を超えるときは、1.5倍の範囲内で特別基準の設定を行うことができる。

局長通知第7-4-(2)

別冊問答 問7-118

(問6-61-2) **住宅維持費と家具什器費との区分**

換気扇やガスコンロ等、住宅維持費と家具什器費との区分が微妙な経費の判断基準を示されたい。

1 考え方

(1) 住宅維持費

家屋本体又は家屋の従属物の修理、補修その他維持に要する経費で、住居としての機能を維持するのに不可欠の費用。

網戸設置費用(課長問答第7の62)は、居室内への昆虫等の侵入防止、ひいては住居としての機能の維持が目的なので、住宅維持費の支給対象となっている。同様に、換気扇も住居としての機能の維持につながるので、住宅維持費に分類される。

(2) 家具什器費

住居としての機能の維持とは直接の関係はないが、最低生活に直接必要で、生活の利便性を向上させる物品の購入経費。

ガスコンロ(ガステーブル)は、住居としての機能の維持が目的ではないが、生活の利便性向上につながる所以、家具什器費に分類される。

また、家具什器が破損した場合の修理費用は、住宅維持費の対象とならない。

2 例示

(1) 住宅維持費に分類されるもの

換気扇

風呂釜(風呂用給湯器含む)(課長問答第7の14)

給排水管設置の洗面台

*課長問答第7の38「便所の設置」の「便器」と同じ扱い。

(2) 家具什器費に分類されるもの

キッチン湯沸器、据付ガスヒーター、冷暖房機(エアコン)

課長問答 第7の14

(問6-62) **家屋補修と家主の修繕義務**

住宅維持費を認定するに当たって、家屋補修と家主の修繕義務について示されたい。

被保護者が賃貸住宅に住む場合、民法第606条第1項の規定により家主(貸主)が

当該住宅の維持・修繕義務を負っているため、原則として、住宅維持費の対象とはならない。（別冊問答集問7-117）

ただし、借家人がその義務を負う旨、賃貸借契約上で明示してある場合は、住宅維持費を支給して差し支えない。

また、老朽家屋や建具が古いため低額な家賃の住宅については、必ずしも家主に補修義務を課すことができない場合もあるので、このような場合は借家人が家主の同意を得て補修を行うものについては住宅維持費を支給して差し支えない。

母子生活支援施設、公立公営住宅等で老朽化により家屋補修が必要な場合は、原則的に公費で賄うべきである。ただし、入居者本人の責任により補修が必要になった場合は個人負担となるので、個々の事例により判断し支給する。

住宅維持費は、被保護者がその住宅に居住することを前提として支給されるものである。民間住宅、公立公営住宅を問わず、転居時の原状回復費用に敷金等を充当しても不足する場合に、不足分を住宅維持費で支給することは認められない。

ただし、契約時に敷金を支払っておらず又は支払った敷金が著しく低額であることにより、転居時に原状回復費用を請求された場合については、原状回復の特約がある場合等に限り、支給できる。（別冊問答集問7-117）

別冊問答 問7-117

（問6-62-2） 安否確認のため玄関や窓を破壊した場合の住宅維持費

近隣等からの通報により被保護者の生死の安否確認を行う必要があり、家主や不動産管理会社の同意なく、警察官立会いの上、玄関や窓を破壊した場合、住宅維持費の支給は可能か。

被保護者の不慮の事故、病気等により緊急に安否確認を行う必要があったと認められる場合は、家主(貸主)に補修義務を課すことができないと考えられるため、住宅維持費を支給して差し支えない。

なお、単身者で安否確認の結果死亡していた場合は、死者に対して行政処分を行うことができないので、住宅維持費の支給はできない。

問6-62

(問6-63) **住宅維持費と居宅介護住宅改修費の併給**

居宅介護のため、手摺りの取付け等住宅改修を行うにあたって、改修費が介護扶助の基準額20万円を超える場合、不足分を住宅扶助の住宅維持費で支給することは可能か。

住宅維持費は、本来住居が破損した場合の小破修理を対象としており、居住者の介護需要や障害に起因する需要に対応するための改造・改修は対象とならないので、不足分を住宅維持費で補うことはできない。これは障害者施策の住宅改修も同様である。

ただし、修繕部分と改修部分が区別できる場合は、同一施工業者が同一工期内に修繕及び改修を行うことに対し、それぞれの申請方法・支給方法に従って、別々に支給することは可能である。

(介護保険及び介護扶助による住宅改修費の取扱いについては、「介護扶助実施の手引」(令和2年7月)第十二章-IVを参照のこと。)

(問6-64) **水洗便所への改造工事**

水洗便所への改造工事が必要となった被保護世帯に対して、その費用を住宅維持費として支給することができるか。

水洗便所への改造工事の費用は、原則として、生活保護法による扶助の対象とはならない。

ただし、下水道法第11条の3により水洗便所への改造義務を負う被保護者が区市町村の助成又は扶養義務者等からの指定付き援助によってにより改造を行う場合は、これらの助成金等は収入として認定しない取扱いとする。

また、この改造に伴い、家屋の一部補修、雑排水部の改造、水道の改造等が必要となったときは、それぞれ住宅維持費、下水道設備費、水道設備費の対象として差し支えない。

課長問答 第7の8

(問6-64-2) **床面積の取扱いについて**

単身世帯の住宅扶助基準額は床面積によって上限額が決定される。この際の床面積の取扱いについて留意事項を示されたい。

1 床面積の考え方

より適切な住環境を備えた住宅へ誘導しつつ、住宅扶助の支給額を住宅の質に合ったものとなるよう適正化を図るため、単身世帯の基準額については、床面積に応じて住宅扶助限度額を減額する仕組みが導入されている。

ここでいう床面積は住居等の専有部分の面積であり、壁芯計算（1㎡未満は切り上げ）で算定される（建築基準法等にならい、ロフト・バルコニーは床面積に算入しない。また、壁芯面積の測定が困難な場合は、内法面積の1.15倍を壁芯面積として差し支えない。）。

2 台所・浴室・トイレの3設備が全てある場合の取扱い

被保護世帯の住居等に①台所（グループホーム等における利用者への食事提供のための給食設備を含む。）、②浴室（浴槽がある場合に限る。シャワー室のみの場合等浴槽がない場合は適用外。）及び③トイレの3設備（設備が専有か共有かを問わない。）が全てある場合は、居室以外の専有面積が8.5㎡あるものとみなし、8.5㎡に居室（※）の床面積（専有部分に限る。）を加えた面積を当該住居等の床面積として取り扱って差し支えない。

なお、3設備のうち、いずれかの設備が無い場合は、1のとおり床面積の専有部分のみで算定することとなる。

(※) 居室とは

居住するために継続的に使用する室をいい、居間、食堂、寝室、書斎その他の各個室を含み、玄関、廊下、階段、トイレ、洗面室、浴室、台所、収納設備等（押入れ、床の間、ロフトその他これらに類する設備をいう。）を含まない。

3 床面積の確認方法

床面積は、原則として賃貸借契約書その他の書面により確認する（ロフト・バルコニーは対象外）こととし、賃貸借契約書等に床面積の記載がない場合は、必要に応じて被保護者に対して、賃貸人に床面積の記載を求めるよう依頼する。

賃貸借契約書等の書面により床面積の確認ができない場合又は賃貸借契約書等に記載されている床面積に疑義がある場合は、実地調査により床面積（内法面積）を計測し、確認する。

なお、家庭訪問時の目視等で床面積が1.5㎡を超えることが明らかな場合は、床面積の確認は省略して差し支えない。（別冊問答集問7-96-2）

また、賃貸借契約書等の書面において、内法面積が記載され、壁芯面積が確認できない場合は、原則として実地調査により壁芯面積を計測することとするが、測定

が困難な場合は、内法面積の1.15倍を壁芯面積として差し支えない。(別冊問答集問7-96-3)

4 面積基準の特例

(1) 引き続き当該住居等に居住することがやむを得ないと認められる場合

次のいずれかに該当し、当該世帯の自立助長の観点から又は当該地域の住宅事情の状況から、引き続き当該住居等に居住することがやむを得ないと認められる場合は、床面積別の限度額が適用されないこととなる。(15㎡を超えた場合の額を適用。)

- ① 通院又は通所(以下「通院等」という。)をしており、引き続き当該医療機関や施設等へ通院等が必要であると認められる場合であって、転居によって通院等に支障を来すおそれがある場合
- ② 現に就労又は就学しており、転居によって通勤又は通学に支障を来すおそれがある場合
- ③ 高齢者、身体障害者等であって、日常生活において扶養義務者からの援助や地域の支援を受けて生活している場合など、転居によって自立を阻害するおそれがある場合

なお、上記①から③までは床面積別の限度額を適用しないことの判断基準であり、特別基準適用の判断基準ではない。①から③までのいずれかに該当し、床面積別の限度額が適用されない上で、なお家賃額が単身世帯の限度額(床面積による減額なし)を超えている場合は、あらためて、特別基準の適用の可否を判断することとなる。

ここでいう「引き続き」とは、生活保護の開始申請をする世帯が、申請時に居住する住居に引き続き居住することであり、平成27年6月30日において現に住宅扶助を受けている世帯については、別途、同様の理由により経過措置を適用するものである。

(2) 無料低額宿泊所等(その他賃貸借契約以外の契約で宿所を提供する施設)の場合

床面積別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の適用に当たって、本人の自立助長の観点から無料低額宿泊所等を利用することが真に必要と認められる場合には、次に掲げる期間までの間に限り、上記4(1)の「当該世帯の自立助長の観点から引き続き当該住居等に居住することが必要と認められる場合」又は「当該地域の住宅事情の状況により引き続き当該住居等に居住することがやむを得ないと認められる場合」に該当するものとして差し支えない。

ア 日常生活支援住居施設の認定を受けない無料低額宿泊所
令和3年9月まで

イ 緊急的な居所の確保等を目的とする施設等(無料低額宿泊所を除く。)であって、一時的な利用を前提として1日単位で利用料等を設定するもの

当分の間

なお、東京都（八王子市を除く。）内における無料低額宿泊所（日常生活支援住居施設を含む。）の居室については、届出所管部署である東京都福祉保健局生活福祉部保護課が、届出時に各居室の面積を算定し、実施機関へ情報提供を行うため、参照されたい。

(3) 無料低額宿泊所の「簡易個室」の居室面積別の減額率

無料低額宿泊所の居室のうち、間仕切壁が天井まで達していない、いわゆる「簡易個室」であるものについては、令和5年3月までに解消を図ることとされている。

早期の解消を促す観点から、次に掲げる期間におけるこれらの居室における住宅扶助の上限額は、(2)によらず、それぞれ住宅扶助の限度額（床面積別の住宅扶助が適用される場合を含む。）に下記の率を乗じて得た額（端数が生じた場合は千円未満を四捨五入し千円単位とする。）とする。

ア 令和3年4月から令和4年3月までの間

＜居室面積＞

7.43㎡以上…90% 4.95㎡以上7.43㎡未満…80% 4.95㎡未満…70%

イ 令和4年4月から令和5年3月までの間

＜居室面積＞

7.43㎡以上…80% 4.95㎡以上7.43㎡未満…70% 4.95㎡未満…60%

[例1] 無料低額宿泊所A（1級地）（令和3年4月から令和4年3月まで）

居室面積7㎡、台所・浴室・トイレの3設備有（床面積+8.5㎡）

⇒床面積15.5㎡ 住宅扶助限度額 53,700円

$53,700 \times 80\% = 42,960$

43,000円（千円未満四捨五入、千円単位）

[例2] 無料低額宿泊所B（1級地）（令和4年4月から令和5年3月まで）

居室面積6㎡、台所・浴室・トイレの3設備有（床面積+8.5㎡）

⇒床面積14.5㎡ 住宅扶助限度額 48,000円

$48,000 \times 70\% = 33,600$

34,000円（千円未満四捨五入、千円単位）

なお、東京都内の無料低額宿泊所の居室を生計の同一が認められない二人以上の者で共用している場合（多人数居室）の住宅扶助基準は、条例において居室の定員は一人とすると定めたことに伴い、基準の見直しを行い、令和2年度から4年度までの間、国が定める住宅扶助の限度額とこれまでの特別基準額とを比較し算定を行う経過措置期間を設けており、当該算定額を各保護の実施機関へ情報提供しているため、参照されたい。

その他賃貸借契約以外の契約で宿所を提供する施設（有料老人ホーム等）につ

いては居室定員に基づく住宅扶助基準上限額を定員数で除した範囲内の額となるので留意すること。

平成27年4月14日社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知
平成27年7月21日事務連絡厚生労働省社会・援護局保護課保護係長通知
令和2年8月24日付社援保発0824第1号
令和2年6月4日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課事務連絡
別冊問答集問7-96-2、問7-96-3

(問6-64-3) **床面積の単位として畳数が記載されている場合の取扱いについて**

賃貸借契約書等に床面積の記載がなく、畳数だけ記載されている場合の取り扱い方法について示されたい。

1 畳の種類が判明している場合

1畳を以下のとおり換算して差し支えない。(いずれも壁芯面積)

団地間 1.66㎡

江戸間 1.78㎡

中京間 1.9㎡

六一間 1.97㎡

京間・本間 2.1㎡

2 畳の種類が判明しない場合

公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会の不動産の表示に関する公正競争規約施行規則によると、住居の居室等の畳数表示について、「畳1枚当たりの広さは1.62平方メートル(各室の壁心面積を畳数で除した数値)以上の広さがある」という意味で用いること」となっているため1畳=1.62㎡(壁芯面積)として計算を行う。計算の結果、床面積が1.5㎡を超える場合は、1.5㎡を超えるものとして取り扱う。1.5㎡以下の場合は、実測すると1.5㎡を超える可能性があるため、畳の大きさを実測(内法面積)のうえ、その値に1.15を乗じた数字(畳1枚のみ実測した場合は、さらに畳数を乗じる)を用いて面積を算定すること。

平成27年6月2日付事務連絡生活福祉部保護課保護係長

6 出産費

(問 6 - 65) 出産扶助における入院に要する費用の額

病院、助産所等施設において分娩する場合は、入院（8日以内の実入院日数）に要する必要最少限度の額を基準額に加算することとなっているが、これについて具体的に示されたい。

入院に要する必要最小限度の額の範囲及び程度は、医療扶助において認められる、社会保険の診療報酬点数による入院料等について、8日以内の実入院日数に基づき算定した額の範囲内の必要最小限度の額とすることとなっている。（告示別表第6の2、課長問答第7の46）

通常の出産では、入院基本料と入院時食事療養費が算定される。

また、新生児が未熟児であったり障害等のある場合、あるいはリスクの高い妊娠と認められる場合は、特定入院料（新生児特定集中治療室管理料・総合周産期特定集中治療室管理料・新生児治療回復室入院医療管理料）と入院時食事療養費が算定される。

課長問答第7の46

(問 6 - 66) 入院助産と出産扶助

入院助産を受ける者については、出産扶助の適用はないものであるか。

被保護者が出産する場合で、児童福祉法第36条による入院助産の制度の利用が可能であるときは、他法他施策を優先させることから、入院助産を受けることとなる。

しかし、この場合であっても、出産扶助において認められている衛生材料費を支給して差し支えない。

(問 6 - 67) **妊娠・出産にあたっての取扱い**

要保護者が妊娠・出産するにあたって利用できる他法他施策及び生活保護法上の取扱いについて示されたい。

1 妊娠検査

妊娠検査は保険適用外なので、一般的には市販の検査薬を購入して検査するが、妊産婦加算の計上にあたり必要な場合、母子健康手帳交付の際に必要な場合等は検診命令を適用することも考えられる。

市販の検査薬を購入して検査・・・自己負担（生活扶助費から各自で支弁）
医療機関への受診・・・・・・・・・・検診命令書により検診料で対応できる

2 避妊

避妊具の装着・・・・・・・・・・医療行為ではないため、医療扶助の対象外
「母体保護法第3条の規定による不妊手術」・・・医療扶助（医療券備考欄にその旨表示）

3 妊娠中の検査費用等の取り扱い

(1) 妊婦検診（検査）

（区市町村担当窓口で手続）時期は任意

※一時扶助「妊婦定期検診料」（局長通知第7-2-(10)-カ）

公費の検診事業(妊娠中14回程度公費で受診可能)の利用ができず、医療機関において定期検診を受ける場合

(2) 妊婦精密健康検査

妊婦検診の結果、妊娠によって引き起こされた異常が見つかったとき、委託医療機関で公費負担でさらに詳しい診察が受けられる

（区市町村担当窓口で手続き）

(3) 切迫早産の危険性がある場合

切迫早産の恐れありと医療機関が判断した場合・・・医療扶助

(4) 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）等に係る医療費助成

自己負担額を助成する制度がある。（生活保護受給者は対象外）

(5) 妊婦保健指導

経済的理由により、保健指導を受けがたい妊婦に対して必要な保健指導を医療機関で受ける機会を提供（区市町村担当窓口で手続き）

(6) 移送費

妊婦健診（妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（平成27年3月31日厚生労働省告示第226号）に基づき公費負担の限度となっている回数に限る）のため病院又は助産所に通院又は通所する場合並びに出産のため入退院時に移送費を必要とする場合は、局長通知第7-2-(7)-ア-(シ)

に基づき生活移送費を支給することができる。

(7) 新生児衣料費

出産に際して新生児のための必要な物品を需要に応じて購入できるよう、新生児衣料費を職権変更により、出産予定日の属する月の前月に一括して認定して差し支えない。取扱いについては、問6-34-2を参照（局長通知第7-2-(5)-ア-エ）及び別冊問答集問7-41）

4 分娩（出産）

出産に当たっては、まず入院助産の活用を検討。入院助産施設が見つからない場合は、出産扶助を適用する。

(1) 入院助産（児童福祉法第36条に規定する助産施設を利用して出産）

被保護者においても、助産施設を利用する場合は、入院助産を受ける。異常分娩の場合でも対象となる。

助産施設（※）利用の場合でも、出産扶助で認められている衛生材料費の支給は可能である。

※ 助産施設（児童福祉法第36条）

助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設。

【対象者】

- ① 生活保護受給世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯
- ② 住民税非課税世帯
- ③ 当該年度（4月から6月までについては前年度）に支払った特別区民税又は市町村民税所得割の額が19,000円以下の世帯（ただし、健康保険等から給付を受けることのできる出産一時金等の額が40万4千円以上の場合を除く。）

【手続き】

福祉事務所（島嶼地域は各支庁）又は区、市役所の窓口へ申請

(2) 出産扶助（法第35条）

金銭給付によって行うものとする。但し、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達成するために必要があるときは、現物給付によって行うものとする。

出産扶助基準（告別表第6）

- 1 基準額（令和3年4月改定）
 - 施設分娩の場合 306,000円以内
 - 居宅分娩の場合 259,000円以内
 - 特別基準（345,000円の範囲内）の設定
 - （1）出産予定日の急変（局第7-7-(1)）
 - （2）双子出産（局第7-7-(2)）
- 2 病院、助産所等施設において分娩する場合は、入院（8日以内の実入院日数）に要する必要最小限度の額を基準額に加算する。
- 3 衛生材料費を必要とする場合は、6,000円の範囲内の額を基準額に加算する
- 4 産科医療補償制度による保険料が必要な場合、30,000円以内を加算（局第7-7-(3)）
 - * 必要最小限度の額（8日以内の実日数に基づき算定した額の範囲内）（課第7の46）
 - （参考）通常分娩費用
 - ・入院料 ・処置料 ・分娩介助料 ・食事療養費 ・胎盤処置料
 - ・新生児介補料 ・新生児用品貸与料 ・新生児室料
- 5 新生児聴覚検査料を必要とする場合、出産扶助の支給対象として認定（課長問答第7の103）
 - ただし、区市町村が実施する新生児聴覚検査費用の一部助成を受けた場合には、当該助成金額を除いた額となる。

5 人工妊娠中絶

「生活保護法による医療扶助と母体保護法の関係について」

（平成8年9月25日厚生省発児第186号厚生省社会・援護局長通知）

母体保護法第14条に基づく人工妊娠中絶・・・医療扶助

（医療券備考欄にその旨表示）

* 一部出産扶助の場合あり

上記に該当しない人工妊娠中絶・・・・・・医療扶助には該当しない

妊娠月数と発生する費用（母体保護法第14条に基づくもの）

妊娠月数	妊娠週	被保護者	
		手術費用	分娩費用
第2月以前	7週以前	流産手術で算定 医療扶助	発生 しない
第3月	8週～11週		
第4月	12週～15週		出産扶助の 範囲内で支給可
第5月	16週～19週		
第6月以降	20週		
	21週		
	22週以降	人工妊娠中絶 対象外	

6 産婦検診

母子保健法第13条に基づき、区市町村が必要に応じ健康診査を行っている場合がある。保健所に確認し受診（健診費用が公費負担となる場合がある）。

自己負担が生じる場合で、特に異常がない場合は検診命令書を発行し、検診料は医療扶助費として福祉事務所払い。異常がある場合は、医療要否意見書を発行し、レセプト請求となる。

7 乳幼児健康診査等

(1) 乳幼児健康診査

区市町村は、必要に応じて健康診査を行うことになっている。保健所に確認し受診。

(2) 1歳6か月児健康診査（1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児）

- ・検査の種類（一般健康診査・歯科健康診査・精密健康診査）
- ・診査費用 無料

(3) 3歳児健康診査

- ・一般健診（満3歳を超え満4歳に達しない幼児）
診査費用 無料
- ・精密健診（一般検診の結果、より一層精密に健康診査を行う必要のある幼児）
診査費用 有料

(4) その他

出生届提出に当たり、医療機関等から文書料を請求される場合は、以下のとおり取り扱うこととする。

○ 出産扶助による出産の場合

出産扶助基準額には文書料も見込まれているので、原則はここから賄う。出産費用の合計が基準額を超えた場合は、局長通知第11-4-(1)ークにより、検診命令により支出して差し支えない。なお、文書料の上限額は、局長通知第11-4-(5)により、4,720円となる。

○ 入院助産による出産の場合

文書料は入院助産の援護対象とならないので、検診命令により支出して差し支えない。

別冊問答集 問7-41

局長通知第7-2-(5)ーアー(エ)

7 生業費、技能修得費（高等学校等就学費を除く）及び就職支度費

(問6-68) 技能修得費の特別基準

技能修得費を認定するに当たって、「限度額を超えて費用を必要とする特別な事情」がある場合の取扱いを示されたい。

就労のために、専修学校又は各種学校で技能を修得する場合であって、当該世帯の自立助長に資することが確実に見込まれる場合等については、38万円を限度に技能修得費を支給できることとなっている。（局長通知第7-8-(2)-ア-(キ)）

以下の点に留意の上、支給されたい。

- 1 自動車免許の取得を行う場合は、採用内定通知書及び運転免許がなければ採用されない旨の雇用主の証明書の提出を求める。なお、事前に他施策（職業訓練等）の活用を検討する必要がある。

なお、高校等在学中に卒業後の就職先が内定した者が、内定先での就労に当たり自動車運転免許を必要とする場合も、技能修得費の支給が可能である。この場合、就労に当たって確実に自動車の運転を伴うことが確認できれば、必ずしも免許の取得が「雇用の条件」であることを要しない。（別冊問答集問7-155）

- 2 講座受講により当該世帯の自立助長に効果的と認められる公的資格が得られる場合は、雇用保険法第60条の2に規定する教育訓練給付金の対象となる教育訓練講座受講についても特別基準の計上ができる。教育訓練給付金が支給された場合は収入認定する。（局長通知第7-8-(2)-ア-(キ)）

- 3 費用を給付する場合は、必要に応じて分割給付する。

- 4 技能修得期間中は、常にその状況を把握し、技能修得の継続に支障の生じた場合等技能修得費の計上が適当でないと思われたものについては支給停止等の措置を講じる。

なお、上記の対象外あるいは特別基準額を超える技能修得については、厚生労働大臣への情報提供を検討する。

局長通知第7-8-(2)-ア-(キ)

別冊問答集 問7-155

生活と福祉 2010年5月号

(問6-68-2) **通勤用自転車の購入費用**

被保護者の就職が決まったが、通勤に自転車が必要な場合、初任給支給以前に自転車の購入費用を積極給付することは可能か。

通勤用自転車の購入費用は、本来は就労収入を得るための必要経費として、収入からの控除により賄われるべきところである(課長問答第8の23)。また、就労又は通勤に必要な自転車の保有のための必要経費としては、修理代、防犯登録料、駐輪場代、個人賠償責任保険料を認めて差し支えない。

しかしながら、勤務先までの公共交通機関の便が困難であったり、勤務時間帯が深夜早朝であるなどの理由から、就職後直ちに自転車での通勤を要すると認められる場合は、局長通知第7-8-(3)の「就職の確定した者が初任給が支給されるまでの通勤費」に準じて、就職支度費として支給して差し支えない。なお、この場合、特別基準の設定は行わず、他の洋服・履物類の購入費用と合わせて、基準額の範囲内で計上すること。

課長問答 第7の18-2、第8の23
別冊問答集 問8-101

(問6-69) **自立支援プログラムに基づく技能修得の場合の特別基準**

自立支援プログラムに基づく場合に設定することができる技能修得費の特別基準の計上方法について示されたい。

1 特別基準による技能修得費計上について

自立支援プログラムに基づく場合には、局長通知第7-8-(2)-ア-(ウ)の特別基準額(令和3年4月は年額139,000円)の範囲内まで、計上することができる。

さらに、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、その支給総額が局長通知第7-8-(2)-ア-(エ)の特別基準(令和3年4月は年額222,000円)までは、2回目以降であっても支給することが可能である。

複数回の技能修得費を認定する事例としては、例えば、被保護者が技能習得の講座を春期と秋期の2回に分けて受講しようとする場合で、当該技能習得の講座の受講が自立支援プログラムに基づくものとして福祉事務所からの助言指導を受けて行われるような場合である。この場合は、春期と秋期の講座が一連のものである場合、

別個のものである場合を問わないが、両方の受講が世帯の自立助長に繋がるものとして認められることが前提である。

また、同時期に複数の技能習得のメニュー（例えば、職業訓練的な講習と求職活動の準備講座の受講）を並行して選択する場合でも、両方の受講を同時に行うことが世帯の自立助長により効果的と認められるものであれば、特別基準の範囲内まで技能修得費を計上して差し支えない。

2 対象となる技能修得の費用について

技能修得費の対象となるのは、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費として認められるものであって、授業料（月謝）、教科書、教材費及び当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費である。（局長通知第7-8-(2)-ア-ア、同(ウ)）

なお、実施機関が自立支援プログラムに基づく場合などにより、特に必要と認められた場合については、パソコンの基本的機能の操作等就職に必要な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする場合にも、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差し支えない。（局長通知第7-8-(2)-ア-エ）

局長通知第7-8-(2)-ア-ア、同(ウ)、同(エ)

別冊問答集問7-138

(問6-70) ヘレンケラー学院委託生の技能修得費

ヘレンケラー学院委託生の技能修得費の計上は、どのように行うか。

東京都の委託生としてヘレンケラー学院（新宿区大久保3-14-20）で技能を修得する場合の技能修得費の計上は下記による。

1 技能修得費の適用範囲

- (1) 交通費の実費
- (2) 参考書代

各学年で必要とする参考書についてはヘレンケラー学院で証明書を交付するので、学院長の証明書を徴収した上で基準計上する。

2 その他

- (1) 点字器は障害者総合支援法の日常生活用具として交付されるものである。
- (2) 同学院の学生の負担するクラス会費及び学友会費は、本法上の扶助の対象とはならない。

- (3) 「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」による試験、免許（免許証交付申請、書換え交付、再交付を含む。）に要する手数料及び交通費を必要とする場合は、各々必要最小限の額を計上することができる。
- (4) 実習時に着用が必要な白衣等については、貸与等によることが困難で購入せざるを得ない場合には、当該実習時に全員が義務的に必要なものであれば技能修得費として認定して差し支えない。（別冊問答集 問7-134 参照）
- (5) 上記委託生としての取扱いは、あんまマッサージ指圧課程としての2年を限度として実施されているが、2年を超える期間1年につき特別基準の範囲内で必要な額を算定する。
- (6) なお、技能修得費として上記の特別基準を超えて必要とするときは、厚生労働大臣あて情報提供する。

局長通知第7-8-(2)-ア-(イ)

(問6-71) **精神障害者社会適応訓練事業による手当等の取扱い**

精神障害者社会適応訓練事業による手当て等の取扱いについて、示されたい。

都福祉保健局で実施している精神障害者社会適応訓練事業は、精神障害の回復途上者を一定期間協力事業所に通所させて生活指導及び社会適応訓練を行うもので、その窓口は保健所と精神保健福祉センターとなっている。

精神障害の回復途上者がこの制度の対象になり社会適応訓練を受けると、訓練手当として1,100円が支給されるが、取扱いは以下のとおりである。

1 訓練手当については、次のように取扱うこと。

訓練手当は、月々の受給額と同額を技能修得費として計上した上で収入認定し、収入充当順位にかかわらず技能修得費に充当する。この場合、受給額が一般基準を超えた場合でも、特別基準の設定があったものとして取り扱って差し支えない。

2 訓練手当とは別に事業主から報酬が支給されている場合は、一般の勤労収入と同様に収入として認定し、基礎控除を認定する。なお、新規就労控除及び未成年者控除については、認定できない。

3 事業所に通うために交通費を必要とする場合は、2の報酬が支給されているならば当該報酬から必要経費として控除する。また、2の報酬が支給されていない場合で、事業所に通うための交通費を必要とするときは、1の訓練手当によってまかなうことになる。

(問6-72) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による訓練手当の取扱い

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第18条第2号により支給される訓練手当の種類と実施要領上の取扱いについて、示されたい。

(1) 技能修得手当（受講手当、通所手当）

支給される手当額と同額を技能修得費として計上し、手当は収入として認定すること。この場合、収入充当順位に関係なく技能修得費に充当することとし、また、手当額が技能修得費の一般基準を超えた場合でも、特別基準の設定があったものとして差し支えない。（局長通知第7-8-(2)-(オ)）

(2) 基本手当及び寄宿手当

① 一括受給の場合

手当受給月の収入として認定する。この結果、通常は保護の停、廃止の措置が考慮されることになるので注意すること。

② 月々受給の場合

勤労収入の例により、収入認定する。この場合は、勤労控除を適用して差し支えない。（課長問答第8の50）

(3) 一括受給について

被保護者については、その自立助長の観点から手当ての一括受給が認められているので、この制度の活用を図られたい。

ア 一括受給が適当な場合

訓練終了後、就労等により世帯として自立が見込まれる場合一括受給が適当である。自立できない場合は、保護の停止等が想定されるが、一括受給の場合、勤労控除の対象とならないので月々受給と比べ本人に不利益となるので留意されたい。

イ 月々受給が適当な場合

訓練終了後就労したとしても、世帯全体として自立が見込まれない場合は月々受給が適当である。

(注1) 月々受給すると要否判定の結果保護が不要となる場合であっても、本人が希望する場合は一括受給を認めてもよい。ただし、訓練開始と同時に保護の申請があった場合は認められない。

(注2) 上記取扱いの適用に当たっては、被保護者に支給される各手当ての支給額、支給方法及び支給期間について、支払機関の証明により確認する。

訓練手当（職業転換給付金制度）

（根拠法令：労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第18条第2号）

（対象者：労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第2条による）

（平成28年度）

対 象 者	手当の種類及び金額	実施要領上の取扱い
<p>次のいずれかに該当する者であつて、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練又は職業適応訓練を受けているもの</p> <p>①中高年齢失業者等求職手帳所持者 ②広域職業紹介対象者 ③災害による離職者 ④災害による内定取消し未就職卒業者 ⑤へき地又は離島の居住者 ⑥45歳以上の求職者等 ⑦知的障害者 ⑧精神障害者 ⑨母子家庭の母、父子家庭の父 ⑩中国残留邦人等永住帰国者 ⑪北朝鮮帰国被害者等 ⑫沖縄失業者求職手帳所持者 ⑬漁業離職者求職手帳所持者 ⑭一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者 ⑮港湾運送事業離職者 ⑯離農転職者 ⑰沖縄若年求職者 ⑱駐留軍関係離職者</p>	<p>基本手当 （1日あたり） 1級地（4,310円） 2級地（3,930円） 3級地（3,530円）</p>	<p>原則として勤労収入の例により収入認定する。 ただし、訓練終了後一括受給の取扱いもある。</p>
	<p>技能修得手当 （1）受講手当（日額） 500円 （2）通所手当（月額） 42,500円以内</p>	<p>技能修得費に充当する。 局第7-8-(2)-ア-（オ）</p>
	<p>寄宿手当 （月額） 10,700円</p>	<p>基本手当の取扱いと同じ</p>

局長通知 第7-8-(2)-（オ）

課長問答 第8の50 別冊問答集 問7-136

(問6-73) **日本語修得と生活保護**

海外から帰国した引揚者や、保護の準用を受けている外国人等の日本語修得のための経費について、技能修得費を計上して差し支えないか。

1 技能修得費計上の考え方

技能修得費は生計の維持に役立つ生業につくために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対して、技能修得の期間が1年以内の場合に、1年を限度として算定し、世帯の自立更生に特に効果があると認められる技能修得については、その期間を2年以内として認められるものである。(告示別表第7の2)

また、この間、技能修得により、就労が出来ない場合は、稼働能力の活用を猶予してよいとされている。

2 日本語修得について

外国からの帰国者は、日本語ができないために日本での生活(日常生活及び就労等)が困難な実態にあることから、昭和52年、日本語修得について、技能修得費の計上を認められることとなったが、その適用に当たっては、上記1の取扱いを踏まえる必要がある。

つまり、本来の意味の技能修得を含めて、特別な事情がある場合に、最長2年間の技能修得費計上が認められるものである。したがって、原則として、日本語修得のみで2年間の技能修得を行うことについては、今後の自立の見通し等勘案する必要があり、慎重な取扱いを要するものである。

なお、特別な事情にある場合とは、高齢者等で日本語修得に期間を要する場合及び通訳等の専門的な日本語修得を行う場合をいう。

保護の準用を受ける外国人についても、日本語修得が世帯の自立更生に特に効果があると認められる場合には、技能習得費を計上して差し支えない。

3 日本語修得のための方法

(1) 技能修得費一般基準の範囲内での修学は各実施機関の判断による。

(2) 技能修得費特別基準の範囲以内での修学

修学が、特定の目的(就労が確定している場合、職業訓練校入校のため等)のためになされる場合は、特別基準の対象とする。

(3) 貸付金等により、各種学校で日本語修得を行う場合(局長通知第8-2-(3)-ア)

貸付金等により日本語修得する場合は、法による積極給付を行わないことから、今後の世帯の自立に効果的か、一般世帯との均衡を失しないか、等を勘案の上決定することになる。

4 日本語修得について、積極給付、貸付金の収入認定除外及び収入からの費用控除のいずれも認められない者

- (1) 既に就労し、自立している者が、あらたに就労を求めて日本語修得する場合
- (2) 既に日本語の修得を終了している者
- (3) 日本に帰国又は入国して相当期間経過している者

5 その他の留意事項

- (1) 日本語の修得期間は、おおむね6月から1年程度を標準とする。
- (2) 日本語修得終了後は、就労指導等を適切に行う必要がある。
- (3) 以上は原則的な考え方であり、個々の実情を配慮し、適切な保護の実施に留意する。

告示別表第7の2

局長通知第8-2-(3)-ア

7-2 技能修得費（高等学校等就学費用）

（問6-74） 高等学校等就学費用の給付対象の範囲について

高等学校等就学費用の扶助対象となる学校の範囲及び扶助対象となる就学年齢について示されたい。また、他の就学費用との優先関係についても示されたい。

1 生業扶助〔技能修得費（高等学校等就学費用）〕（以下「高等学校等就学費用」と言う。）の給付対象となる学校は、次のとおり。

- ① 高等学校（専攻科及び別科を除く）は全日制・定時制・通信制のいずれも対象となる。
- ② 中等教育学校の後期課程（中高一貫校の高校課程）も含まれる。
- ③ 高等専門学校（5年制）は、4年生と5年生も対象となる。
- ④ 特別支援学校の高等部（別科を除く）も対象となる。
- ⑤ 専修学校、各種学校については、修業年限が3年以上などの一定の対象基準がある。
- ⑥ 一定の対象基準を満たす高等学校等に準ずる外国人学校も含まれる。

なお、⑤、⑥については、修業年限が3年以上であり、かつ普通教育科目を含む授業時数がおおむね年800時間以上である教育課程に就学する場合に限られるが、年間授業時数が680時間以上800時間未満の各種学校については、3年以上の普通教育科目を含む課程であり、就学の効果が高等学校等と同等である場合には、扶助の対象として差し支えない。（別冊問答集問7-140）

専修学校及び各種学校の認可については、都道府県業務であるため、認可の有無等については、学校所在地の都道府県の各所管まで、必要に応じて確認すること。

※【東京都の所管】東京都生活文化局私学部私学行政課専修各種学校担当

2 扶助対象となる就学年齢等については、次のとおり。

- ① 中学校を卒業後、引続き高等学校等に進学する場合については、当該引続き就学に必要な最低年数を中学卒業年齢に加えた年齢までとする。（別冊問答集問7-152）
- ② 中学校を卒業後、一旦進学以外の進路選択をした後、高等学校等に進学する場合には、おおむね18歳までに入学した者に限り、当該就学に必要な最低年数を高校等入学年齢に加えた年齢までとする。（別冊問答集問7-154）
- ③ 高校等中退者が、再度入学した場合には、原則として扶助の対象としないが、当該就学が本人の自立助長に効果的であると認められる場合の再入学者については、修業年限（標準年数）から既に高等学校等就学費用を支給した年数を除く残りの年数に限り支給することも可能である。（別冊問答集問7-152）
- ④ 更に、退学がやむを得ない事情（本人の病気療養や家族の看護・介護など）によ

ると認められる場合は、再入学から修業年限に達するまで支給することも可能である。なお、この場合の「やむを得ない事情」には、就学する本人の怠業、学業不振に起因するものは含まれない。（別冊問答集問7-152）

⑤ その他、ひとり親世帯の親が高等学校等に就学する場合において、当該世帯の自立助長の観点から、高等学校等就学費を認定できる場合がある。認定に当たっては、単に就労を忌避するために、就学するといったことがないよう留意すること。

なお、ひとり親世帯の親が高等学校等に就学する場合の取扱いについては、別冊問答集問7-155-2を参照のこと。

3 就学に要する最低年数について

ここでいう「就学に要する最低年数」とは、全日制高校等は3年間、定時制及び通信高校においては4年間、高等専門学校は5年間とする（学年制、単位制問わず同様）。（別冊問答集問7-141）

※なお、留年及び休学等により、就学に要する最低年数を超えて在籍する場合については、以下のア～ウのいずれも該当する場合にのみ、扶助の対象として差し支えない。

ア 2②の取扱いで認められる対象年齢の限度を超えないこと

イ 同一学年において二度目の高等学校等就学費の給付は行わないこと

ウ 就学継続により卒業要件を満たし得ること

4 世帯内就学と稼働能力活用

高等学校等就学費の対象となる学校に就学し、世帯内就学が認められる場合の当該就学生徒の稼働能力活用については、次のとおり。

①全日制高校等の場合

積極的な稼働能力活用は求めず、稼働収入（アルバイト収入等）があれば、控除後の額について収入認定を行う。

②定時制（単位制）及び通信制高校等の場合

就学に必要な時間（スクーリング期間や自習時間等を含む）を十分確保したうえで、昼間の稼働能力の活用を求める。なお、昼間定時制については、就学時間を考慮したうえで、就学時間を除く昼間の稼働能力の活用を求める。

③全日制と定時制及び通信制との取扱いの違いは、平日の修学時間数、年間必修単位数及び修業年限の差を踏まえたものである。定時制等であっても、併修コース等を利用しながら、修学期間を短縮して就学しようとする者については、個別に判断すること。

5 高等学校等就学費とその他の就学費用の関係

世帯に就学費用に充てるべき収入（恵与金、奨学金、貸付金等）がある場合であっても、高等学校等就学費の適用が可能な場合には、申請により支給可能な必要額

を算定計上して差し支えないが、次の事項に留意すべきこと。

①学資保険の保有を容認されている場合には、当該学資保険の解約返戻金あるいは満期保険金のうち、開始時解約返戻金相当額については法第63条返還の対象となるが、就学等の費用に当てられる額の範囲内で、返還免除が可能である。この場合、高等学校等就学費の対象とならない就学経費及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費を超える費用に当てられるなら、高等学校等就学費は基準額どおり計上して差し支えない。それ以外の部分については、保護費のやり繰りによる預貯金と同様に取り扱い、開始時解約返戻金相当額と同様、高等学校等就学費の対象外であったり基準を超える就学費用に優先的に当てるものとする（課長問答第3の20、問6-81）。

②恵与金（給付の奨学金、自治体等から給付される就学費用、指定付援助など）を得ている場合には、当該恵与金を高等学校等就学費に優先して就学費用に充てること。但し、高等学校等就学費の支給対象とならない就学費用（高等学校等就学費の対象となる学校に就学するにあたって必要となる費用に限る）を賄うための必要最小限度の額については、高等学校等就学費の基準との調整を要することなく、当該対象外の費用に充てることとして差し支えない。（課長問答第8の60）

③償還を必要とする貸与の奨学金、貸付金等を得ている場合には、申請により高等学校等就学費の各扶助費を計上したとしても就学の総需要に不足を生じる部分に、当該貸付金等をまず充てることとして、高等学校等就学費の計上をすることができる。この場合には、就学の総需要を超えて貸付を受けることがないように必要な助言指導を行うこと。なお、貸付金等の額を調整できない場合には、就学期間内であれば一定期間（概ね1か年以内）保有を容認して適宜、就学費用の需要が生じた時に費消することを前提として、収入認定除外の取扱いをして差し支えない。一定期間内に需要がなかった場合には、繰上げ償還等の方法について検討し、それも困難な場合には、高等学校等就学費の扶助額を調整して対応すること。（課長問答第8の59）

④「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29.6.1法律第144号）」による就学奨励については、生活保護法第4条第2項に規定する「他の法律に定める扶助」に該当することから、就学奨励の支給を優先することとなる。この場合は、高等学校等就学費の基準と比較して不足する部分についてのみ、高等学校等就学費を計上することとなる。（ただし、「入学準備金」については、就学奨励費の「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」よりも支給時期が早いことから、生活保護の高等学校等就学費の方を優先させて適用する。）

課長問答 第8の59、第8の60

別冊問答集 問7-140、問7-141、問7-152、問7-155

(問6-75) **通学費の支給について**

高等学校等就学費のうち、通学費の支給方法及び支給範囲について、留意すべき点を示されたい。

通学費の支給方法については、通学に必要な最小限度の交通費の実費を支給することとし、交通手段及び交通経路の選択は、最も経済的かつ合理的な方法によること。

(課長問答第7の82)

通学のための通学定期券を購入する場合には、割引率や乗車期間(通学期間)を考慮して最適なものの購入実費を、基本的には前渡すべきこととし、購入実績を確認すること。(別冊問答集問7-149)

保護開始時に既に定期券を購入している場合には、当該定期券の残存使用期間について重ねて扶助費を計上することは認められないので注意すること。

通学費の支給後に通学を中断した場合には、中断した日以降の不要となった通学費の返還を求めることになるが、既に定期券購入等により消費されている場合には、払戻金等の有無を確認したうえで、返還可能なものについては返還させ、やむを得ない事由によって返還を求めることが適当でないとは判断される場合には、返還を免除すること。

なお、紛失等の場合の取扱いについては、課長問答(問第10の16)を参照のこと。

課長問答 問7の82

別冊問答集問7-149

(問6-76) **通学用自転車の購入費用について**

通学用の自転車の購入費用の取扱いについて示されたい。また、自転車通学に伴う必要経費の支給範囲、原動機付自転車(バイク)通学の取扱いについてはどのようにすべきか。

日常生活で使用する自転車は、一般的需要として毎月の一般生活費の中から購入すべきものである。しかしながら、通学用自転車の購入について、①専ら通学用として使用するために、②新規に購入し、③そのことによって、通学時の公共交通利用の必要がなくなるなどの経済的かつ合理的理由が認められる場合であって、④世帯の中で

購入費用を賄うことができないときに、必要最小限度の扶助を行うこととされたい。

購入価格については、地域の実勢価格で、就学期間（3年ないし5年間）を通じての使用に耐え得る、簡素かつ廉価な車両の平均的な価額を参考して購入の実費を扶助すること。（購入価格の一部のみを扶助して、別途高額な車両の購入を認めることは運用上適当でないので、留意すること。）

また、防犯登録料は、車体購入費と一体として考えて差し支えない（ただし盗難保険料などの損害保険料は支給対象外とする）。自転車通学に伴う必要経費については、通学経路の中で使用する駅前駐輪場等の使用料（実費分）、個人賠償責任保険料、自転車維持費用（パンク修理代等）についても支給対象とする。

なお、原動機付自転車（オートバイ）等については、通学用での新規購入費用・維持費用（燃料代等も含む）は「通学のための交通費」の対象外となっている。（別冊問答集問7－143）

課長問答 問7の82

別冊問答集 問7－143

(問6－77) 授業料、入学料、受験料の基準算定について

私立の高等学校等に就学する場合の授業料、入学料、受験料の扶助について、それぞれの基準算定方法について示されたい。

私立の高等学校等に就学する場合の授業料、入学料の各扶助の基準とすべき額は、当該私立高等学校等が所在する都道府県の条例で定める公立学校の授業料、入学料の額である。（告示別表第7の1）

定時制高校又は通信制高校の場合は、条例において定時制、通信制の区分ごとに設定されている額とする。

なお、私立校と公立校において、授業料の算定にあたっての方法が異なる場合には、公立学校の算定方法に換算して算出すること。（例えば、通信制学校のなどの授業料について、私立校が1単位当たりの算定、公立校の場合1科目当たりの算定であった場合には、私立学校の科目数を確認のうえ、公立校の1科目当たりの授業料単価を乗じて扶助額を算定することになる。）

通信制高校においてスクーリング会場と学校の所在地が異なる場合でも、扶助額の算定基準は、当該学校所在地の都道府県の条例で定める公立学校の額によること。

また、通信制高校に在学しながら、高等学校の教育課程における学習の補習や支援を提供するサポート校に通学する場合がある。その際には、通信制高校の授業料とは

別にサポート校の授業料が必要となるが、週3日以上サポート校へ通学していれば当該サポート校が所在する都道府県の条例で定める全日制公立学校の授業料の額を支給して差し支えない。さらに、サポート校に通学するにあたり交通費や学生服が必要な場合には、当該費用を支給できる。

受験料（入学考査料）については、原則として2回までとし、1校につき上限額の範囲内で必要な額を支給されたい。ただし、いずれの高校にも合格せず、さらに二次募集を受験する等のやむを得ない理由がある場合に限り、必要最小限の回数の給付を認めても差し支えない。

告示別表第7の1

別冊問答集 問7-145

(問6-77-2) 高等学校等就学支援金の給付を受けている生徒に対する私立高等学校授業料の算定について

私立高等学校に就学する場合の授業料の基準算定方法について示されたい。

平成22年度から始まった高等学校等就学支援金制度は、平成26年度入学生から制度が変更となった。平成26年3月以前から引き続き高等学校等に在学している生徒に適用される制度（以下「旧制度」と言う。）と平成26年4月以降に入学した生徒に適用される制度（以下「新制度」と言う。）とでは、所得制限の有無と支給金額に違いがあるほか、新制度では、毎年申請が必要なため、支給対象となる世帯に対しては申請手続の勧奨を行われたい。両制度とも支給対象となった生徒に対しては公立高等学校の授業料相当額が支援金として支給されるため、高等学校等就学費として授業料の支給は行わない。

なお、問6-74の高等学校等就学費の対象になる世帯であって支援金の支給対象とならない場合は、都立高等学校の授業料以内の額を支給して差し支えない。

(問6-78) 修学資金貸付と高等学校等就学費の関係について

就学に当たって修学資金の貸付を受けていた場合には、高等学校等就学費の申請は却下すべきか。また、高等学校等就学費を適用するとすれば、既に貸付を受けている修学資金の収入認定はどのようにすべきか。

高等学校等就学費は、被保護世帯の自立を支援する観点から、就学に必要な経費の一部を扶助費として積極給付するものである。

したがって、既に修学資金の貸付を受けている場合であっても、高等学校等就学費の申請は可能であるが、扶助費の支給決定にあたっては次の各項目について確認する必要がある。

- ① 就学に必要な経費の総需要
- ② ①のうち高等学校等就学費の対象となる費用
- ③ ①のうち高等学校等就学費の対象とならない費用

高等学校等就学費の基準額の範囲で就学に必要な経費が賄える場合については、貸付を停止させた上で、高等学校等就学費の支給を行う。

ただし、貸付金を高等学校等就学費の対象とならない就学必要経費に充てる場合には、高等学校等就学費と貸付金の額の合計が、就学に係る総需要額を超えない限り、当該貸付金の停止の手続きを求める必要はない。（課長問答第8の59）

なお、高等学校等就学費の対象とならない費用については、就労収入（就学する者の収入に限る）からの就学費用の控除も可能である（次官通知第8-3-(3)-ク-ア）が、就労収入からの就学費用控除を行う場合には、当該控除額分については、就学に必要な経費の総需要から差し引きしたうえで、上記の取扱いを行うこと。

既に貸付を受けている場合（今後貸付の予定があり、貸付金の受領が決まっている場合を含む）で、貸付内容の変更が困難な場合には、就学期間内の一定期間（概ね1か年以内）保有を容認して、高等学校等就学費の対象とならない就学必要経費の需要が生じた時に、適宜費消することを前提として、高等学校等就学費の支給を行って差し支えない。

ただし、一定期間内に需要がなかった場合には、貸付金の繰上げ償還等の方法について検討させること。それも困難な場合には、貸付金の余剰分を資力として認定したうえで、支給済みの高等学校等就学費の一部又は全部について、法63条返還を求めることになるが、修学資金貸付によって生じた収入で高等学校等就学費の返還を求めることは、制度の本来的な運用ではないので、この取扱いの際には十分留意すべきこと。

次官通知第8-3-(3)-ク-ア)

課長問答 問8の59

(問6-79) 私立高等学校等授業料軽減助成と高等学校等就学費の関係について

就学に当たって、私立高等学校授業料軽減助成の制度を利用する場合の取扱いと高等学校等就学費の適用についての関連について示されたい。

私立高等学校授業料軽減助成の制度は、（公財）東京都私学財団で行っている制度で、私立高等学校等に通う生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、授業料の一

部を助成するものである。（参考資料3「児童生徒の修学援護制度」参照のこと。）

東京都の制度では、平成30年度の場合、6月下旬から7月下旬に申請を受け付けし、12月下旬に交付・不交付の決定を通知、軽減額の振込みすることになっている。

生活保護の受給世帯の場合、軽減額の上限は、令和2年度は461,000円（全日制・定時制）又は247,000円（通信制）となっている。この授業料軽減額は、恵与金の一形態としてみなし、高等学校等就学費の対象とならない就学必要経費（高等学校等就学費基準を超える部分の授業料）に充当される限り、収入認定除外の取扱い（次官通知第8-3-(3)-エ）となり、また、高等学校等就学費を減額調整する必要はない。

なお、私立高等学校の授業料の負担軽減制度には、就学支援金（国制度）がある。当該支援金（平成25年度以前入学生の場合は加算分に限る。）は申請手続が必要のため、該当する世帯に対しては事前に情報提供されたい。

次官通知第8-3-(3)-エ

課長問答第8の60

(問6-80) 稼働能力活用と就労収入からの就学費用控除について

世帯内就学により、定時制、通信制学校に就学している者に稼働能力活用を求める場合の留意点及び就労収入からの就学費用控除の取扱いについて示されたい。

高等学校等就学者のうち、稼働能力活用が見込まれる者については、その能力活用を求めることになる。各就学課程ごとの稼働能力活用の程度については、問6-74「高等学校等就学費の給付対象の範囲について」の世帯内就学と稼働能力活用を参照のこと。

ただし、就学（就学課程修了）との両立が前提となるため、就学継続に支障のない範囲内で、必要な稼働能力活用を求めることに留意する。

就労収入からの就学経費控除にあたっての留意点は次のとおり。

就学に必要な経費のうち、高等学校等就学費、恵与金、学資保険の満期金等、貸付金、就学支援金等の授業料軽減制度、奨学のための給付金等で賄える部分は、それぞれ充当可能な費用にあてさせる。そのうえで、新たに貸付金の借入れ等によって就学費用を賄わなければ、就学に必要な総需要を満たすことができない場合には、①稼働能力活用を行っている当該就学者の就労収入から、②各種控除（就労経費控除、基礎控除、未成年者控除）を行った後に、なお残余がある場合は、③その残余（本来であれば就労収入認定すべき額）から就学費用（高等学校等就学費の対象とならない就学に必要な最小限度の経費のうち、他の就学費用収入で賄えない費用に限る）を控除して差し支えない。

なお、就労収入からの就学費用控除を行う場合には、当該控除額が充てられる就学

費用の内容及び額を予め確認すること。また、定期的に控除を行う場合には、就学経費の実需要の見通しについても予め就学計画書等を提出させる等により把握したうえで、控除額を判断すること。

※高校生のアルバイト収入から就労や早期の保護脱却に資する経費を収入認定しない取扱いについては、問7-32-3、4を参照のこと。

課長問答 問8の58

(問6-81) **学資保険の満期保険金と高等学校等就学費の適用について**

学資保険の保有が容認された場合の満期保険金の取扱いと高等学校等就学費との関係について示されたい。

世帯内に就学適齢期の児童・生徒がいる場合に学資保険の満期保険金（一時金、解約返戻金等を含む）の受領があったときは、開始時の解約返戻金相当額については法第63条返還を適用し、それ以外の部分については、預貯金と同様に収入認定の対象とはしない。当該収入認定除外額は原則的には、高等学校等就学費の支給対象とならない就学経費又は高等学校等就学費の支給基準額を超える部分の就学経費に優先的に充てられるものとする。（それでもなお学資保険の満期保険金等の受領額に余剰がある場合は、余剰を充てることでまかない得る部分については重複して高等学校等就学費の支給や就労収入からの就学経費控除は行なわない。）

満期保険金等を一度に受領する場合、すぐに需要がない場合であっても、現に世帯内に就学中の児童・生徒がいるのであれば、当該児童・生徒の就学期間内に就学経費として確実に費消される額については、一定期間の保有を容認したうえで収入認定の対象としない。

なお、開始時の解約返戻金相当額に法第63条返還を適用する場合であっても、当該法第63条適用額について、課長問答（第8の40）の（2）のオに定める就学等の費用に充てられる額の範囲内において、返還額の免除を行って差し支えない。

課長問答 問3の20

(問6-82) **世帯内就学者の留年、中退、課程の変更等の場合の取扱い**

世帯内就学を認められた者が、留年や中途退学した場合には、高等学校等就学費の取扱いはどのようにすべきか。中途退学の場合は、高等学校等就学費の返還を求めるべきか。

また、入学後に就学課程の変更や転校を希望する者について、高等学校等就学費の適用対象とすることはできるか。

高校等就学中の者が留年した場合は、留年中の期間（同じ学年での2年目以降）については、原則として高等学校等就学費の計上を行わない。これは、最低生活費の観点から重複して経費を扶助することを避けること、修業年限内の就学を積極的に援助することにより速やかな自立助長を行うこと、就学期間の長期化によって自立意欲が低下しないよう配慮すること、などから適用にあたっての原則としたものである。

したがって、やむを得ない事情（本人の病気療養や家族の看護及び介護など）から、留年した場合には、個別に事情を勘案したうえで留年期間中の支給の適否を判断すること。（なお、この場合の「やむを得ない事情」には、就学する本人の怠業、学業不振に起因するものは含まれないものであること。）

また、中途退学した者が新たに高校等に再入学した場合は、再入学が本人の自立助長に効果的であると認められる場合は、修業年限から既に高等学校等就学費を行った年数を除く残りの年数に限り支給することも可能である。更に、退学がやむを得ない事情によるものであれば、再入学から修業年限（標準年数）に達する年数まで支給することも可能である。再入学後の高等学校等就学費を支給するか、支給する場合いずれの範囲まで支給するかは、退学の理由や自立助長の観点などから総合的に判断されたい。

中途退学（休学の場合も同様）したことが事後にわかった場合、現実には就学していた期間を除いて、高等学校等就学費の返還を求める必要が生じるが、既に支給された保護費がやむを得ない事由（就学の目的に費消されている場合に限る）により消費されている場合には、返還を要しない。

なお、留年（休学を含む）者が次年度以降に進級した場合には、修業年限（標準年数）から既に高等学校等就学費を行った年数を除く残りの年数を上限として、引続き高等学校等就学費の対象とすることができる。

また、入学後に、就学課程の変更や転校を希望する者については、修業年限から既に高等学校等就学費を行った年数を除く残りの年数までの間、高等学校等就学費の対象として差し支えない。その場合、新たに教科書や制服、通学用カバン等を購入する必要がある場合には、教材代や入学準備金を支給して差し支えない（中退した者が再入学した場合についても同様である）。

8 葬祭費

(問6-83) 葬祭扶助と「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及行旅死亡人取扱法」との関係

葬祭を行う扶養義務者のない死者があった場合、生活保護法第18条第2項による葬祭扶助と「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及行旅死亡人取扱法」との適用関係を示されたい。

1 「墓地、埋葬法に関する法律」

身元判明の自殺者等で、死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、「墓地、埋葬等に関する法律」第9条第1項の規定により死亡地の区市町村長がこれを行う義務が課せられており、この場合の費用については、同法第9条第2項の規定により「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の規定が準用される。

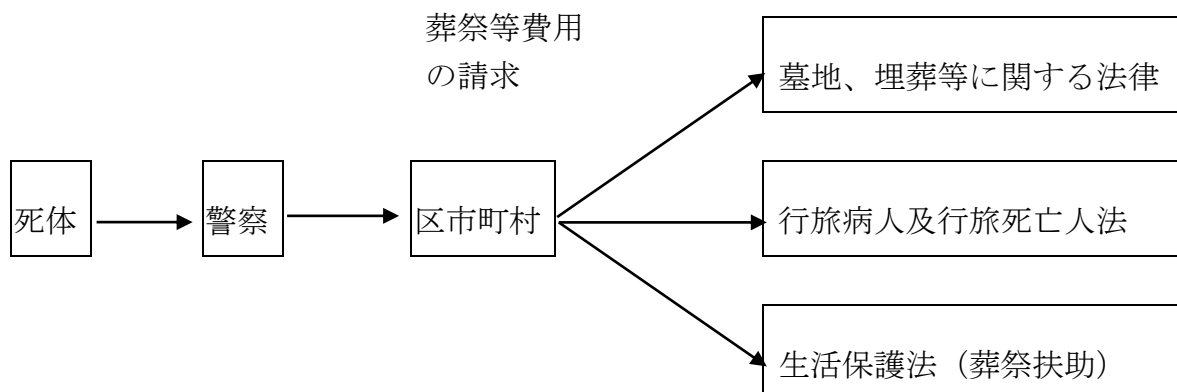
2 「行旅病人及死亡人取扱法」

行旅中又は住所不明で死亡し、葬祭を行う者がいないときは、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」により、死亡地の区市町村長が葬祭を行うことになる。

3 生活保護法による葬祭扶助

葬祭を行う扶養義務者のない死者が、身元不明であるなしにかかわらず、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して生活保護法による葬祭扶助を行うことができる。

また、被保護者が死亡した場合で、葬祭を行う扶養義務者がなく民生委員や施設長等が葬祭を行う場合は、その者に対して生活保護法による葬祭扶助を行うことができる。(課長問答第7の16)



生活保護法第18条第2項と「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及行旅死亡人取扱法」

の適用関係（参考図）

発見時の状況等		費用弁償の項目	関係法
人	○身元が特定できる可能性なし ・死後数十年経過 ・骨が部分的に発見された	葬祭	墓地埋葬法
		公告（告示）	
骨	○身元が特定できる可能性あり ・死後数年前後 ・衣服等形跡が残っているもの	葬祭・公告（告示）	行旅病人及行旅死亡人取扱法
死体	行旅中 住所・氏名 不詳	葬祭執行者 有	生活保護法
		公告（告示）	行旅病人及行旅死亡人取扱法
	葬祭執行者 無	葬祭・公告（告示）	生活保護法
	その他 住所・氏名 等が明らか	葬祭執行者 有	葬祭
葬祭執行者 無		葬祭	

課長問答 第7の16

（問6－84） 葬祭扶助と死体解剖保存法との関係

死体解剖保存法に基づいて、教育又は研究のために、大学の長に死体を交付したときは、葬祭扶助の適用はどうか。

引取人のない死体については、死体解剖保存法第12条の規定により、その所在地の区市町村長は、医学に関する大学の長から医学の教育又は研究のため交付の要求があったときはこれを交付することができる。

この場合には、死体の運搬、埋葬又は火葬、墓標等の諸費用は同法第21条の規定により学校長が負担することとなっているので、葬祭扶助の必要はないものである。

(問6-85) **葬祭扶助と実施責任等の取扱い(1) 18条1項適用**

A市で居宅保護を受けていた単身者甲が死亡したが、B市に居住する兄乙が葬祭を行うこととなった。

乙から葬祭扶助の申請があった場合、その実施責任及び保護の要否判定はどう取り扱うべきか。

葬祭扶助の申請者乙は甲の絶対的扶養義務者であるため、法第18条第2項の適用はなく、同条第1項の規定が適用される。

したがって、乙の世帯について、通常の保護の要否判定を行った上で葬祭扶助の決定を行うこととなる。

また、この場合の保護の実施責任については、通常の保護の場合と同様に、葬祭を行う者に対する保護の実施機関、つまり乙の居住地であるB市がその実施責任を負うこととなる。

設問の場合のように、死亡した被保護者とその者の葬祭を行う扶養義務者に対する保護の実施機関とが異なる場合が生じるときには、実施機関相互の連携を密にした対応が必要となる。

(問6-86) **葬祭扶助と実施責任等の取扱い(2) 18条2項1号適用**

A市で居宅保護を受けていた単身者甲が死亡したが、葬祭を行う扶養義務者がいないため、B市に居住している友人乙が葬祭を行うこととなった。

乙から葬祭扶助の申請があった場合、その実施責任及び保護の要否判定はどう取り扱うべきか。

葬祭扶助の申請者である乙は甲の扶養義務者でないため、設問の場合は、法第18条第2項第1号の規定が適用される。この場合、乙の資力の有無にかかわらず葬祭扶助の決定を行うこととなる。

また、この場合の保護の実施責任は、局長通知第2-11により、死亡した被保護者に対する従前の保護の実施機関、つまりA市がその実施責任を負うこととなる。

これは、法第18条第2項第1号の規定が実費弁償的な性格を有していること、及び、保護金品は葬祭扶助を行う者に対して支給されるものであるが、実質的には死亡した者に効果が帰属することとなることをも考慮し、これまでの保護の実施機関が実施責

任を負うこととしているものである。(別冊問答集問2-14)

局長通知 第7-9-(2) 参照

別冊問答集 問2-14

(問6-87) **葬祭扶助と実施責任等の取扱い(3) 18条2項2号適用**

A市居住の、保護を受けていなかった単身者甲が死亡した。葬祭を行う扶養義務者がいなかったため、B市に居住している知人乙が葬祭を行うこととなった。

乙から葬祭扶助の申請があった場合、その実施責任及び保護の要否判定はどう取り扱うべきか。

甲は生前に保護を受けていなかったこと、及び葬祭扶助の申請者乙は甲の扶養義務者ではないことから、法第18条第2項第2号の規定が適用される。この場合、乙の資力の有無にかかわらず、葬祭扶助の決定を行うこととなる。

また、この場合の保護の実施責任については、死亡した甲の住んでいた場所を所管する保護の実施機関がその実施責任を負うものである。

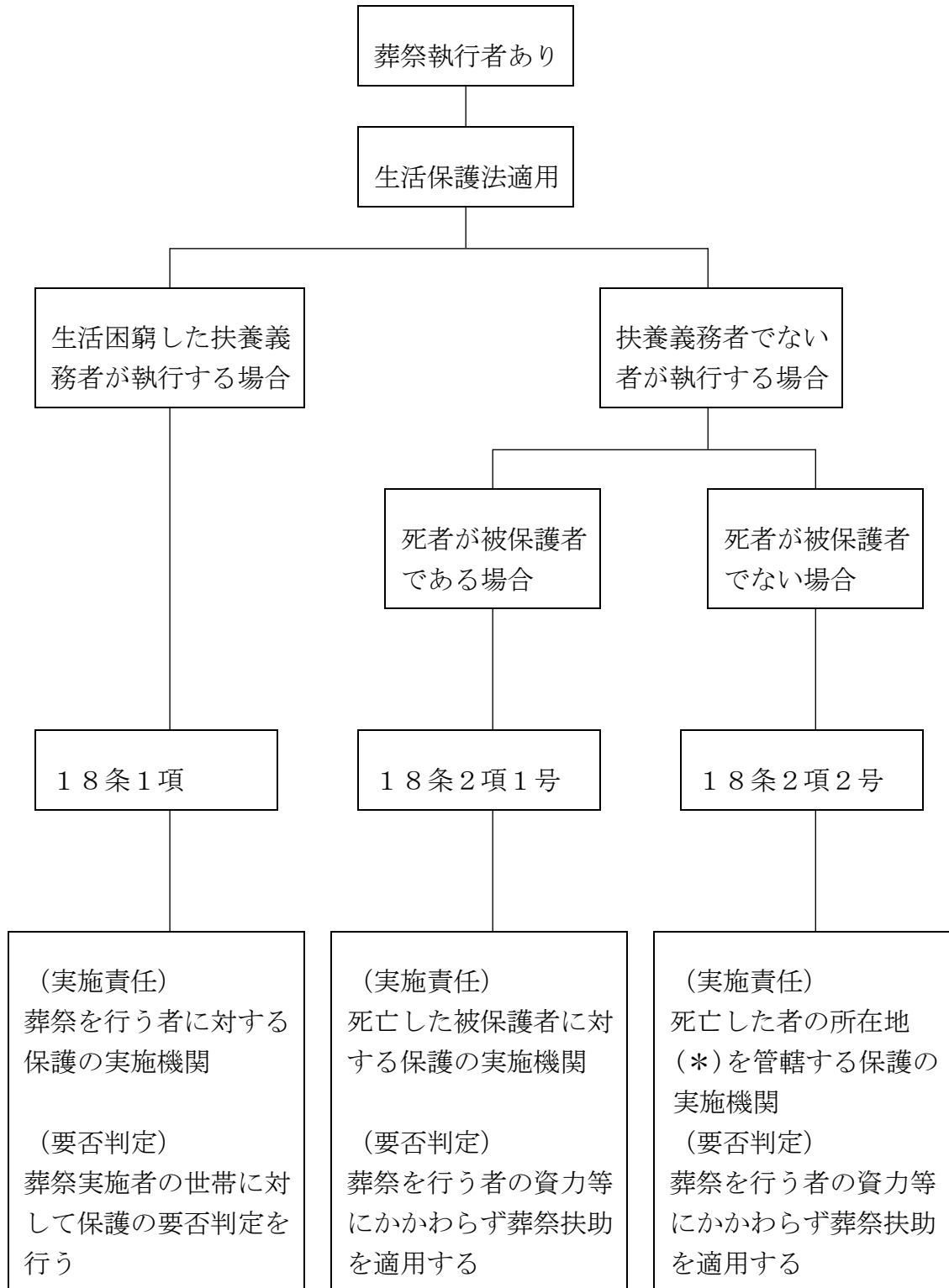
(問6-88) **葬祭扶助と実施責任等の取扱い(4) 18条2項2号適用**

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の入所者で生前に保護を受けていなかった者が死亡し、施設長等死亡者の扶養義務者以外の者が葬祭を行った場合、その実施責任及び保護の要否判定はどう取り扱うべきか。

特別養護老人ホームの入所者で生前に保護を受けていなかった者が死亡し、ホームの施設長等死亡者の扶養義務者以外の者が葬祭を行う場合は施設所在地の保護の実施機関がその実施責任を負う。

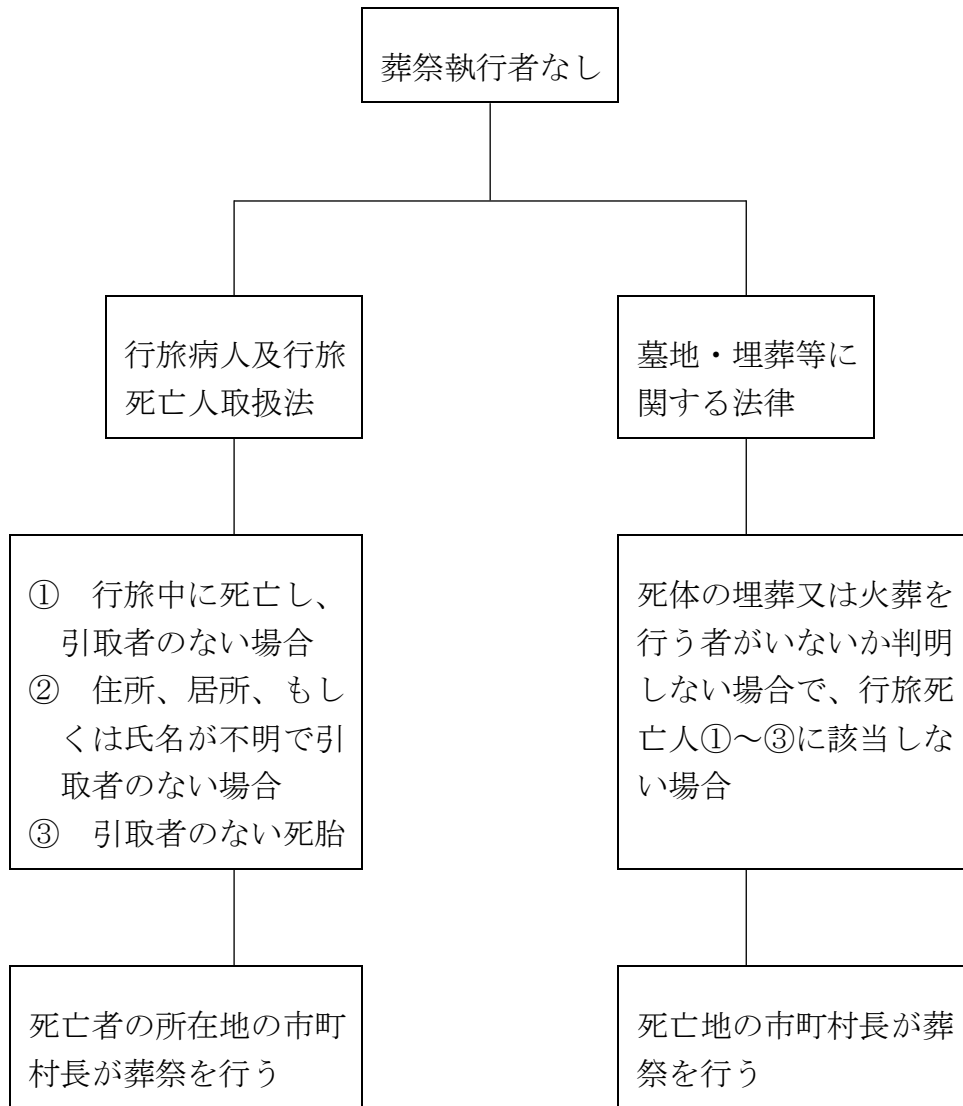
なお、区市町村が老人福祉法第11条第1項の規定に基づき養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所措置した者については、その者が死亡した場合において、当該入所措置を行なった区市町村が葬祭を行ない、または入所施設に葬祭を委託することができるため、生活保護法の葬祭扶助を適用する必要はないものである(老人福祉法第11条第2項参照)。

遺留金品のない単身者が死亡した場合の生活保護法の取扱い



(*) 「死亡した者の所在地」とは、死亡者の住んでいた場所（不明な場合は死亡地）を指す。

「行旅病人及行旅死亡人取扱法」 「墓地・埋葬等に関する法律」 の取扱い



(問6-89) **単身者に対する葬祭扶助の適用**

単身の被保護者が死亡し、遺留金品がある場合には、それを葬祭扶助に充当することとなっているが、なお残りがある場合はどのように処理すべきか。

被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がいないときは、他に葬祭を行う者があれば、その者に対して葬祭扶助を行うことができることとなっている。(法第18条第2項第1号)

また、上記の規定により葬祭扶助を行う場合、保護の実施機関は、その死者の遺留の金銭及び有価証券を保護費に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができる。(法第76条第1項)

したがって、単身の被保護者が死亡し、遺留金品がある場合の処理は、以下によること。

- 1 戸籍謄本、除籍謄本等により相続人のないこと又はあることが明らかでないことを確認する。
- 2 相続人以外の親族で、本人の葬祭を行う扶養義務者がいないことを明らかにすること。
- 3 上記2点を踏まえ、法第18条第2項第1号に該当する場合として葬祭を行う者に葬祭扶助を決定する。
- 4 葬祭扶助を決定するに際し、遺留金品がある場合は、保護の実施機関は遺留金品を処分し葬祭費に充当する。この場合、物品を売却するときは、競争入札によらなければならない。ただし、有価証券及び見積価格が一定額以下の物品(各自治体の規則等による。)並びに競争入札に付しても落札しなかったものは、随意契約により処分しても差し支えない。(法施行規則第22条1項)
なお、物品について、保護の実施機関の裁量により売却、充当を不相当と認められるときは、以上の取扱によらず処分して差し支えない。
- 5 遺留物品を売却して得られた代金及び遺留金が葬祭扶助基準額に満たないときは、その不足分について葬祭扶助を決定する。
- 6 遺留物品の処分に相当の日時を要するため、保護の実施機関が遺留物品の処分以前に葬祭扶助費を支出した場合であって、その後当該物品を処分して得られた代金及び遺留金の合計額が先に支出した葬祭扶助費に満たないときは、その金額を葬祭扶助費に戻入する。
- 7 上記の場合で、処分して得られた代金及び遺留金の合計額が葬祭扶助費の額を超えるときは、その葬祭扶助費の額に相当する金額に戻入する。(葬祭扶助の決定は、「取消し」となる。)
- 8 戻入した後の残額が相続財産管理人選任の手續に要する費用を超える場合には、福祉事務所長名で家庭裁判所に相続財産管理人選任の申し立てを行ない、管理人が選任されたら速やかに、福祉事務所は保管する遺留金品の引継ぎを行なう。

この手続きは、生活保護上の規定（法施行規則第22条2項）により行うもので、この場合には、改めて家事事件手続法第48条の規定による検察官に対して通知することは要しない。

9 7で戻入した後の残額が相続財産管理人の選任の申立てに必要な費用に満たない場合等、その処分を実施しがたいときは、民法第494条の規定に基づき弁済供託を行う。

10 8又は9の処理ができない場合は、当分の間、その残金を家財処分に要する費用、通夜の費用、死者の供養を行うための費用等、保護の実施機関が適当と判断する費用として、葬祭実行者（葬祭を業とする者を除く。）に処分させて差し支えない。

この場合、当該残金の清算については、報告書を徴する等事務処理の適正に十分配慮する。

なお、上記の取り扱いは、法第18条第2項第2号の規定による葬祭扶助の場合においても、同様である。

注：行旅死亡人取扱法による葬祭及び老人福祉法の措置による葬祭を行なった後の遺留金品については、所管する実施機関が民法952条に規定する「利害関係人」にあたるか否かの法上の明示がないため、家庭裁判所あての相続財産管理人選任の申し立てによることとせず、上記の家事事件手続法第48条「検察官に対する通知」の規定により、所轄検察庁の検察官あてに通知することが必要とされるので留意すること。

(問6-89-2) **単身者に対する葬祭扶助の適用（成年被後見人の場合）**

成年後見を受けていた単身の被保護者が死亡し、遺留金品がある場合には、後見人報酬と葬祭扶助のどちらが優先されるか。

成年後見人報酬は、被成年後見人の財産に係る共益の費用と見なされる。民法第329条第2項但書きにより、共益の費用は特別の先取特権も含む全ての債権に優先する旨が規定されている。遺留金品に対して生活保護法に根拠を置く葬祭扶助に係る特別の先取特権と成年後見人報酬が競合した場合は、成年後見人報酬の先取特権が優先される。

したがって、成年後見を受けていた被保護者が死亡した場合には、遺留金品から成年後見人報酬の支払がされた後に、葬祭扶助費用に充てることになる。

*民法第329条第2項「一般の先取特権と特別の先取特権とが競合する場合には、特別の先取特権は、一般の先取特権に優先する。ただし、共益の費用の先取特権は、その利益を

受けたすべての債権者に対して優先する効力を有する。」

(問6-90) **遺留金品の処理方法**

単身の被保護者が死亡した場合で、葬祭を行った後においても多額の遺留金品があるときの処理方法について示されたい。

生活保護法施行規則第22条2項の規定により、福祉事務所長は家庭裁判所長に相続財産管理人選任の申し立てをする。

申立て費用

1 申立人

相続人がいない被保護者が死亡した場合、保護を行なっていた実施機関は利害関係人として相続財産管理人選任の請求をすることができる。この場合、福祉事務所長名により、申立てを行なうことになる。

2 申立先

被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所

3 申立てに必要な費用（東京家庭裁判所の場合）（令和2年度現在）

申立書に添付する収入印紙代800円

連絡用切手100円×2枚、84円×8枚、10円×10枚、2円×10枚

官報公告料（4,230円）

以上は、相続財産の中から支払えない費用となるため、申立人（実施機関）が事務的経費として支払うこととなる。

4 申立てに必要な書類

①申立書1通（様式）

所長名（公印押印のこと）で作成し、申立てに至る経緯を簡潔に記載する。利害関係については、根拠法令を明示しておく。

②被相続人及び被相続人の両親の出生から死亡までの継続した戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本 1通

③被相続人の住民票の除票または戸籍の附票 1通

④（相続人全員が相続放棄した場合）相続人全員（被相続人より先に死亡した者の分も含む）の戸籍謄本 各1通

⑤（相続人全員が相続放棄した場合）相続人全員の相続放棄申述受理証明書

⑥利害関係を証する資料

（申立書の「申立ての事情」の欄に経緯と根拠法令の記載があればよい。）

⑦被相続人の身分関係図（被相続人を中心に親族関係と死亡又は相続放棄の日付を記入）

⑧財産目録 1通（ひな形様式あるが、任意の様式でも可）

⑨相続財産の存在を証する書面

ア 不動産・・・不動産登記簿謄本(未登記物件の場合、固定資産評価証明書)

イ 預金・・・残高証明書または通帳のコピー

ウ 株券・・・配当通知書のコピーまたは株券のコピー

エ 保険・・・契約書または保険証券のコピー

5 管理人選任に要する期間

申立ての書類が整っていれば選任の審判は書類審査で行なうため、審問等は特になし。

申立書受理から約1か月程度で決定される。（管理人の人选は家庭裁判所が行う。）

6 管理人選任後の手続

管理人が選任されたら、保護を行っていた実施機関（申立てを行なった福祉事務所）は保管する遺留金品を管理人に引継ぎする。

その後、相続財産管理人選任の公告、相続債権者・受遺者に対する請求申出の公告、相続人搜索の公告の計3回の公告を経て、相続人不存在の確定がされた場合は、国庫に引継ぎとなる。各々の公告期間その他をあわせると、最終的に国庫引継ぎに至るまでは、管理人選任請求から約1年6か月程度かかることになる。

※ 相続財産が不動産等の固定資産のみである場合、原則として100万円を裁判所により求められる。これを予納金といい、相続財産の管理費用や相続財産管理人の報酬など、手続きにかかる経費の担保となるものである。相続財産に預貯金等の流動資産が含まれ、相殺されるおそれが無く、相続財産から経費を賄えることが確実な場合は、予納金を求められることはない。経費は事案によって異なるが、通常は計30万円～40万円位が処理のために必要とされる。

・東京家庭裁判所HP

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_06_15/index.html

(問6-91) 外国人の遺留金品

外国人の被保護者が死亡した場合も、その遺留金品は葬祭費に充当されるが、充当してなお残余があるときはどうすべきか。

外国人が死亡した場合、相続は本国法に基づいて行われるとされている（法の適用に関する通則法第36条）。

ただし、出入国管理及び難民認定法による難民認定を受けると、本国法が適用され

なくなり、居住地である日本の法律が適用される(難民の地位に関する条約第12条)。

よって、認定難民以外の外国人が死亡した場合において、遺留金品を葬祭費用に充当してなお残余があるときは、本国法による相続人に引き渡さなければならない。

本国法による相続人が存在しない場合には、その遺留金品は我が国の民法第951条以下の規定に従い処理することになる。

なお、処理の具体的な手順は問6-90と同じである。

(問6-92) **手術で切断した手足の火葬料**

手術で切断された手足について、病院が葬祭業者に焼却を依頼するため、数万円の費用請求がある。葬祭扶助の適用はできるか。

生体から分離された肢体の一部の処理費用については、その処理方法も含めて、現行法上特別の規定はない。埋葬の義務はなく、一般の社会通念に反しないように処理することになっている。従って、手術に伴う処置は、医療機関の責任になり、一方保険点数上その費用についての規定はないので、診療報酬により請求することはできない。現行での対応は、医療機関の責任において処理すべき事項であり、患者が埋葬等を希望し、自己負担を了解している場合を除き、患者が費用負担をする必要はない。

現実には、患者が自己負担を求められる場合が多いが、葬祭扶助は死亡に際して支給するものであり、支給できない。生活扶助の一時扶助についても、現在のところは該当する項目がないため、本人が埋葬等を希望した場合は本人負担となる。

(問6-93) **火葬料基準額加算について**

都内の民間火葬場を利用した場合、基準額への加算はどのように行うか。

都内においては都営火葬場のほか一部区市町村(事務組合も含む)で公営火葬場が設置され、条例に基づいて火葬料が定められている。また、民間の火葬場も設置されている。民間の火葬場を利用した場合、区市町村営火葬場がある区域の民間火葬場の場合は、当該区市町村火葬場条例に定める費用の額を告示別表第8-2における「葬祭地の市町村条例に定める費用」として、「葬祭地の市町村条例に定める費用-

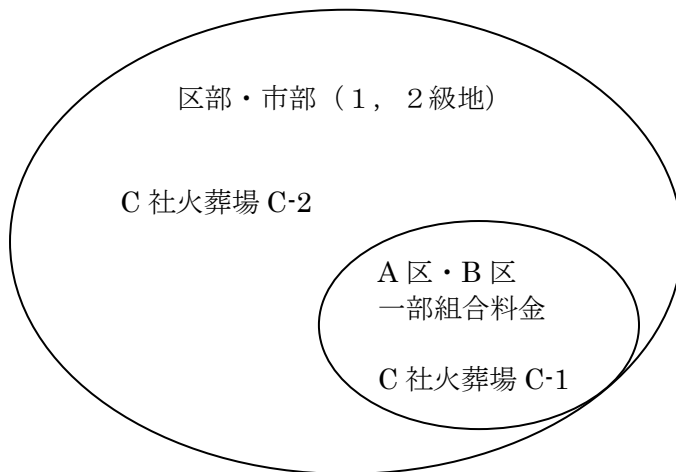
告示別表第8-2の額」を上限として当該金額を基準額に加算する。また、区市町村営の火葬場がない区域においては、都営火葬場の使用料が600円であることから、当該区域に存する民間火葬場を利用した場合であっても加算は行わない。

<参考>

告示別表第8-2

葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であって、葬祭地の市町村条例に定める費用の額が次に掲げる額を超えるときは、当該超える額を基準額に加算する。

級地別	大人	小人
1級地及び2級地	600円	500円
3級地	480円	400円



*A区・B区内にあるC-1火葬場のみ一部事務組合条例料金と600円の差額の範囲内で、加算ができる。

C-2火葬場は都条例に基づくため、加算ができない。

第7 収入の認定

第7章 収入の認定

この章で扱う事項

- 1 就労に伴う収入・・・問7-1～9-4
(就労収入の認定及び収入充当の方法、更生施設入所者の更生積立金についてほか)
- 2 就労に伴う収入以外の収入・・・問7-10～19-4
(保険給付金や扶養年金の取扱い、年金収入の認定と法63条の適用、退職金収入の取扱い、「その他公の給付」及び「その他臨時収入」の対象収入についてなど)
- 3 収入として認定しないものの取扱い・・・問7-20～34
(国もしくは地方公共団体により行われる貸付金の取扱い、移転料の取扱い、福祉的給付金の特例的取扱い、重度心身障害者手当・児童育成手当の取扱いなど)
- 4 就労に伴う必要経費、その他の必要経費・・・問7-35～42
(自営業収入の必要経費、特別控除にあたっての収入認定方法、その他の必要経費の取扱いなど)

キーワード

【収入の関する申告及び調査】

収入の認定は、最低生活費の認定とならんで保護の決定の基礎となるものであり、これらが適正に行われてはじめて最低生活保障の水準が一定に保たれる。このうち、最低生活費の認定は、保護基準に基づいて世帯構成などの客観的に把握しやすい事実関係から認定することになる。一方、収入の認定は、世帯員の稼働状況や年金・手当等の受給状況、世帯外からの仕送りの状況などをすべて把握したうえで認定を行う必要がある。

したがって、資産・収入状況を適確に捕捉するとともに適正な収入認定を行うことが求められる。

生活保護制度においては、被保護者は、収入状況に変動があった場合の届出を義務づけられており（法第61条）、実施機関は、保護の決定・実施等のために要保護者、被保護者であった者又は扶養義務者の資産及び収入の状況等について書類の閲覧、資料の提供又は報告を求めることができる（法第29条）ことになっている。

仮に、収入申告書に記載されている収入が過少であったならば、正当な扶助費よりも多くの費用を受給することになり、不正（不当）な公金の支出となるほか、当該世帯が最低生活を上回る生活を営むことになり、制度の適正な運用を妨げることになる。

反対に、稼働収入の低下など世帯の収入減少の事実を見過ごしてしまった場合には、収入を過大に認定した結果、正当な扶助費よりも少ない費用しか支給されず、当該世帯が最低生活を下回る生活を余儀なくされることになり、制度の適正な運用ができないことになる。

いずれの場合にも、最低生活保障の実質的平等の確保ができない事態になれば、重大な問題を生ずることになる。

このように、収入申告及び収入状況調査は保護の適正実施にあたって重要な意味を持つものであるため、被保護者及び実施機関ともに、正確な申告及び適正な収入認定を行うための努力が常に求められるものである。

第 7 収入の認定

1 就労に伴う収入

(問 7-1) 就労収入の 3 か月平均による認定方法

就労収入を前 3 か月の収入の平均月割り額を基礎として認定する場合の、原則及び実際の方法について示されたい。

1 収入額の認定の原則

収入がほぼ確実に推定できるときは、その額により、そうでないときは前 3 か月間程度における収入額を標準として定めた額により、認定する。(次官通知第 8-2)

収入の認定に当たっては、過去の収入の実績を認定のための資料として用いるが、これはあくまでも今後の収入予測のための資料である。

したがって、収入の認定は、基本的に将来に向かっての推定認定となる。

2 認定指針及び要領

- (1) 収入が変動しない定期収入については、その月額を基礎として算定する。(局長通知第 10-2-(7)-ア)
- (2) ある程度の変動はあっても、安定している継続的な収入については、前 3 か月の平均額をもって推定額を算出した上で認定する。(局長通知第 10-2-(7)-イ)
- (3) 保護継続中の者が新たに就労した場合であって、当該月の収入として計上することが不適当なときは、当月の収入を翌月の収入として計上する。(局長通知第 10-2-(7)-オ)

なお、保護継続中の新規就労開始以外の場合においても、当月の収入を翌月の収入として計上すべき事情がある場合には、当該収入を翌月の収入と見なして計上することとして差し支えない。

(4) 収入認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合

- ① 戻入となるときは、遡及変更することなく、返還額を翌月以降に充当して計上することができる。(局長通知第 10-2-(8))
- ② 追加支給を要するときは、翌月分での収入の減額調整は認められず、変更決定を行った上で、変更月当月に追給する。(課長問答第 10 の 11)

3 前 3 か月の平均収入による認定方法 (上記 2-(2))

実施要領によると、「収入額が月によりある程度の変動が予想されるが、一定期間について観察すれば安定した継続的収入が得られると認められる場合は、3 か月を越えない期間ごとに認定した収入の平均月割額を基礎として支給額の算定を行うこと。」とされている。

この場合に認定される前3か月の平均収入額は、あくまで推定認定の考え方に基づいている。つまり、これは、直近3か月の収入実績の平均額をもって次回の収入額を推定するものである。

したがって、「収入認定を変更すべき事由が、事後において明らかとなった場合」には、所要の事後調整が必要となってくる。すなわち、後になって確認される実際の収入額と当初に推定された認定額とがある程度の範囲を超えて異なる場合には、所要の事後調整を行わなければならない。

被保護世帯の月々の生活は、その月々において保障されなければならないものであり、次回に予定されている3か月平均額の認定変更によっていずれは調整されるものであっても、変動幅が大きい状態をそのままにしておくことは好ましくない。

したがって、前3か月平均による収入認定額の算定方法をとる場合には、以下の点に留意する。

(1) この算定方法が適当と認められるための条件

- ① 各月の収入額の変動が小幅であること。目安としては、当該3か月の平均額に対してそれぞれの月の収入額との差額が、当該3か月分の平均額に対応する基礎控除額の範囲内に収まっているかどうかで判断する。
- ② 一定期間について観察すれば安定した継続的収入が得られること。働いている者の就労条件その他が安定しているかどうかを十分検討する。

(2) 収入認定額を事後に変更すべきかどうかの判断

算定した平均収入額と、当該月の実収入との間にある程度の差が生じた場合は、当該月の認定額を変更する。この場合の目安も(1)の①と同様である。

(3) 収入認定額の変更

① 返還額が生じる場合

返納すべき額を返還させるか、若しくは、変更を行ったとしたら生じる返納額を翌月以降に充当する。

② 追加支給額が生じる場合

別途、追加支給する。

(4) その他の留意事項

- ① 収入認定額を変更する必要がないと判断した場合は、当初の前3か月平均による収入認定額（推定認定額）をもって当該月の収入認定額及び扶助額はそのまま確定する。

少額の差額は、この算定方法が続く期間中は、次回の認定額の変更決定によって順次調整されていくことになるが、その場合でも、この収入認定の方法は3か月ズレ認定の方法ということではない。言い換えれば、前3か月平均によって算出された額が、当該月の収入額として確定するものである。

- ② 月々の収入額が安定していない場合は、平均収入による認定の方法によらず、毎月、収入の認定変更を行う。

この場合、翌月分の収入変更の事務処理の締切り日前に当月分の収入認定が行われ、かつ当該収入を翌月分の収入と見なす取扱いを行っているときは、当初から確定額による収入の認定が可能となる。それ以外の場合は、その月の当

初に支給した扶助額（前月分の変更に基づく扶助額、又は合理的な根拠に基づく推定認定額により算定された扶助額）に対して、事後に確定額をもって収入認定変更を行い、所要額の追給又は戻入（又は翌月收入充当）の処理を行うこととなる。

事例1 保護受給中の就労開始（翌月認定の例）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
0	0	0	0	89,000	90,000	87,000	86,000	88,000

保護開始 3月5日

就労開始 5月1日

毎月の給料日 25日（5月25日が就労後最初の給料日）

3月分収入認定額 0円

4月分収入認定額 0円

5月分収入認定額 0円（翌月の収入として取り扱うこととした）

6月分収入認定額 89,000円（5月分の収入を認定。5/25の収入（確定額）をもって6/1付収入変更を行う）

7月分収入認定額 90,000円（6月分の収入を認定。6/25の収入（確定額）をもって7/1付収入変更を行う）

8月分収入認定額 87,000円（7月分の収入を認定。7/25の収入（確定額）をもって8/1付収入変更を行う）

9月分収入認定額 88,666円

⇒5月、6月、7月の収入実績に基づき、8月に得るであろう収入を推定して9/1付収入変更。以後平均収入による推定認定とする。

$$(89,000 + 90,000 + 87,000) \times 1/3 = 88,666 \text{円}$$

* 88,666円に対応する基礎控除額は22,400円であり、5月、6月、7月のいずれの月の収入額との差も基礎控除の範囲内に収まっている。

* 8/25の実際の収入額は、86,000円であったが、推定認定額との差は大きくない（22,400 > 2,666）ため、事後の調整は行わない。したがって、9月分扶助費は確定することになる。

10月分収入認定額 88,666円

* 9/25の実際の収入額は、88,000円であったが、推定認定額との差は大きくない（22,400 > 666）ため、事後の調整は行わない。したがって、10月分扶助費は確定することになる。

11月分収入認定額 88,666円

* 10/25の実際の収入額次第では、所要の事後調整を行う。

この取扱いは、推定額と認定額の差の大小が問題となる。これは、少なくとも基礎控除額を越えないという判断基準を示したものであり、あくまでも上限額であるので、この額を超えない場合でも、家計の弾力性等の状況に応じて変更する。

事例2 収入認定継続中の収入の変動（当月認定の例）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
86,000	84,000	85,000	88,000	50,000	88,000	30,000	0	0

前3か月平均による収入認定を行っていた。（保護継続中）

その月の収入を当月に認定。

3月以前分は、省略。

4月分の収入認定額（推定） 85,000円

1月、2月、3月の収入実績に基づき4月分の収入額を推定した上で、4/1付収入変更おこなう。

$(86,000 + 84,000 + 85,000) \times 1/3 = 85,000$ 円

実際収入が88,000円であり、変動が小さいため変更せず。4月分保護費は確定する。

5/1日付収入変更を行わず、4/1日付収入変更を継続する。

5月分の収入認定額（推定） 85,000円

実際収入が50,000円であったため、認定額を事後において変更する必要がある。5月1日付変更を50,000円の認定額で変更決定し、既支出額との差額分を追加支給する。また、翌月6月分の収入額の見通し次第では、6月分認定額を85,000円に戻すか、50,000円のままにするかを決めなければならない。

6月分の収入認定額（推定） a 85,000円

（5月分のみが低額であると判断される場合）

（推定） b 50,000円

（6月も5月分収入と同様の見込みと判断される場合）

実際には、6月分収入は88,000円であったため、aの場合は改めて変更せずに確定し、bの場合は6月1日付変更を改めて行い、差額を返納させる。（翌月収入充当しても差し支えない。）

7月分収入の推定に際しては、4月、5月、6月の単純平均は適当でない。

変動の可能性を調査の上、適正に認定する。

7月分の収入認定額（推定） 88,000円

（5月は特別な事情があったのでこれを除外し、4月分と6月分の2か月平均が妥当と判断される場合）

実際には、7月分収入は30,000円であったため、7月1日付変更を改めて行い、差額を追加支給する。

8月分以降の収入が得られないと推測される場合には、8月1日付の変更に
 おいて、収入認定を除くことになる。

8月分の収入認定額（推定） 0円

事例3 継続就労中の者の保護開始 (1) (開始日の後に給料日がある場合)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
86,000	84,000	85,000	88,000	89,000	90,000	87,000	86,000	88,000

毎月の給料日 25日

保護開始 4月10日

申請時所持金 50,000円

保護の基準 120,000円

(ここでは、基礎控除は無視することとする)

保護の要否判定

給料の推定残額 (3月給料が理論上いくら残っているかを推定する)

$$85,000 \times \left(1 - \frac{16}{30}\right) = 39,666 \quad \left(\frac{16}{30} = 3/25 \sim 4/9\right)$$

$$\text{申請時所持金} - \text{給料の推定残額} = 50,000 - 39,666 = 10,334$$

$$85,000 \text{ (前3か月平均)} + 10,334 = 95,334$$

$$95,334 < 120,000 \quad \dots\dots\dots \text{要保護}$$

程度の決定 (申請時所持金50,000円は、世帯の保護基準の1/2以下であるため、全額保有容認。就労継続中の者の保護開始の場合であるが、その月の収入を翌月に認定する方法をとる)

4月分

$$120,000 \times \frac{21}{30} = 84,000$$

5月分

$$120,000 - 85,000 = 35,000$$

6月分

$$120,000 - 85,000 = 35,000$$

7月、8月、9月分

$$120,000 - 89,000 = 31,000$$

(89,000円は、4月、5月、6月の3か月平均の額)

事例4 継続就労中の者の保護開始 (2) (開始月にその月の給料日がない場合)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
86,000	84,000	85,000	88,000	89,000	90,000	87,000	86,000	88,000

毎月の給料日 25日

保護開始 4月29日

申請時所持金 10,000円

保護の基準 120,000円

(ここでは、基礎控除は無視することとする)

保護の要否判定

給料の推定残額 (4月の給料が理論上いくら残っているかを推定する)

$$88,000 \times \left(1 - \frac{4}{30}\right) = 73,666$$

$$申請時の所持金 - 給料の推定残額 \cdot 10,000 - 73,666 = -63,666$$

申請時所持金のうち、要否判定に用いる収入はない

$$85,666 < 120,000 \dots\dots\dots \text{要保護}$$

(85,666円は2、3、4月分の平均月割り額)

程度の決定 (申請時所持金10,000円は、世帯の保護基準の1/2以下であるため、全額保有容認)

4月分

$$120,000 \times \frac{2}{30} = 8,000 \quad (4月は、収入認定なし)$$

5月分

$$120,000 - 0 = 120,000$$

(注) 給与の支給日が月の下旬となるため、5月分の推定収入を翌月認定する。

6月分～8月

$$120,000 - 85,666 = 34,334$$

(85,666円は、2月、3月、4月3か月分の平均月割り額)

9月分

120,000 - 88,666 = 31,334

(88,666円は、5月、6月、7月3か月分の平均月割り額)

次官通知第8-2

局長通知第10-2-(7)-ア、同イ、同オ

局長通知第10-2-(8)

課長問答第10の11

(問7-2) **翌月收入充当の方法**

扶助費支給額の遡及支給変更決定処分を行えば生ずることとなる返納額を、次回支給月以後の収入充当額として処理する場合の留意点について示されたい。

1 根拠

局長通知第10-2-(8)

2 経過

この規定は当初、最低生活費の過大認定の是正措置として設けられた。その後、昭和44年に、収入認定額を過少に設定した場合の是正措置として拡大された。

3 効果

実質的に相殺と同様の効果がある。

4 留意点

- (1) 充当可能な資力が現にあるか否かに留意し、本人の了解を得なければならない。
- (2) 機械的に実施して、最低生活費を大幅に割り込んだ生活を強いることのないよう注意する。

5 決定調書上の処理方法

(事例) 令和3年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	8月賞与
63,000	62,000	64,000	65,000	66,000	64,000	66,000	66,000	50,000

1月～3月の平均月収63,000円をもって4月1日付の収入変更を行っていた者から、4月～6月の収入申告(平均額65,000円、この額をもって、7月～9月の認定額とすることとなる)を受けた。

今回、7月1日付の収入変更を行うに当たり、この変更決定を行えば生ずることとなる返納額を次回支給月（8月）の収入充当額として処理する。

また、8月に5万円の賞与が出ている。

(1) 収入充当した月の基礎控除

$$\begin{aligned} \text{収入充当額} &= 7月に本来収入認定すべき額（収入額－基礎控除額）－ 既認定額 \\ &= (65,000 - 20,000) - 43,000 \\ &= 2,000 \end{aligned}$$

(2) 収入充当した月の基礎控除

- ① 当該月（8月）の勤労収入に対して基礎控除を適用する。
- ② 収入充当額は7月分の基礎控除をした後の返納額相当分であるので、この分は収入充当月（8月）の基礎控除の対象から除く。

8月分勤労収入65,000円（4月～6月の平均額）と50,000の賞与収入を合計した115,000円に対して25,200円の基礎控除を認定することとなる。2,000円の収入充当額は基礎控除の対象としない。

(問7-3) **過去に働いた賃金の一括受領**

会社の経営状態が悪化したため、被保護者の給料が遅配となった。福祉事務所では、その月の収入認定額を0円とする変更決定を行っていたところ、3か月後に、それまでの分の給料がまとめて支払われた。

この場合、収入認定をどうすべきか。

なお、本人の就労は継続していた。

給料を毎月受領していた場合は、就労に伴う収入として月々認定を行い、それぞれ勤労控除を適用するところである。本事例は、本来、毎月受領するはずの給料が会社の都合により、一括して支払われたものとされている。

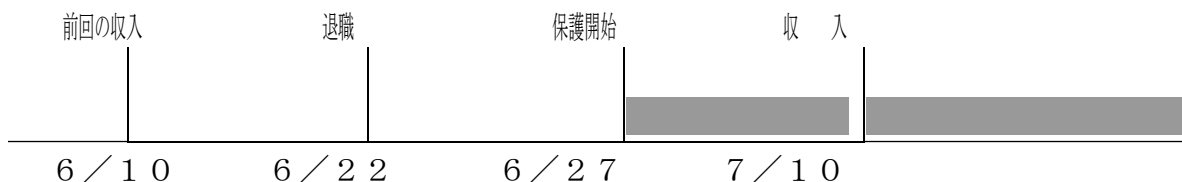
基礎控除は、勤労に伴って増加する生活需要を補填することとともに勤労意欲の助長を図るものとされている。

遅配となった給料が後になって支払われる場合、日時を要することが多いため、同月内での遅配以外は、法第63条による返還金として取り扱う。資力の発生日は、本来の各月の給料支給日となる。この場合、保護受給中の給料である限り、収入認定による処理の場合の考え方を踏まえて、それぞれの月の収入ごと基礎控除後の収入額を法第63条の対象収入とする。

(問 7 - 4) 退職後に就労収入があった場合の取扱い

退職した者が、保護開始後に退職前の就労収入を得た。
この就労収入について、収入認定上の取扱いはどうなるか。

1 事例



本事例の収入は、就労によって得られたものであるが、保護申請日現在就労していないので通常の就労収入とは見なさず、「保険金その他の臨時収入」（次官通知第 8 - 3 - (2) - エ - (イ)）として取り扱う。

これは、基礎控除適用の趣旨が勤労に伴って増加する経常的生活需要の補填と勤労意欲の助長とにあることからして、事例の場合は、そうした必要性が認められないことによるものである。また、資力の発生日は、勤労収入と同様、給料支給日となる。

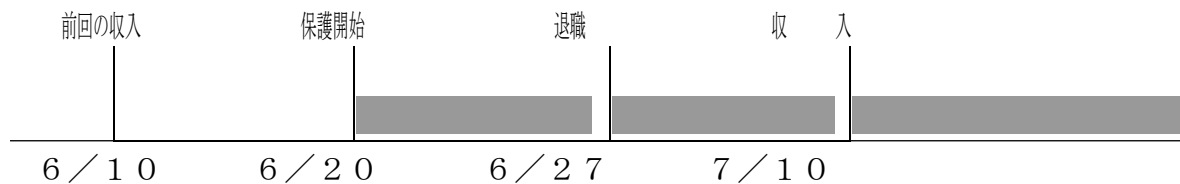
したがって、社会保険料等の必要経費の実費控除を行った後、8,000円を超える額を、支給月(7月)の収入として認定することとなる。

また、保護開始時の要否判定に際しても、定期的な収入のない世帯としてとらえるので、前3か月平均による給料月額を要否判定上の収入として用いないことから、申請時所持金から前回の給料の推定残額を算出する処理は必要なく、専ら申請時所持金により、要否の判定を行うことになる。直近に予定されている退職前の就労収入の見込み額については収入認定の対象となるが、仮に収入額が生活保護基準を上回ったとしても、分割収入認定を行なうことによって保護を継続することも差し支えない。

なお、収入認定の際、高齢及び不況等を理由とする失業であれば、現に就労のための活動をしている場合には、退職前の就労収入から基礎控除を適用することは、勤労意欲の助長の観点からも認められるものである。

一方、在職中の賃金に加えて退職金収入が確実に見込まれるような場合は、退職金については資力発生日が退職日となるので、法第63条により支給済保護費の返還を求め、なお資力に残余がある場合は将来に向けて収入認定を行う。

2 継続就労している者に対し保護を開始したところ、開始後間もなく退職した場合の収入認定の取扱いは、下記のとおりとなる。



この場合の収入は、勤労収入として、通常どおり基礎控除を適用して差し支えない。

また、保護開始時の要否判定に際しても、当初は定期的な収入のある世帯としてとらえているので、申請時所持金から給料の推定残額を算出し、通常どおりの処理を行うことが必要である。

(問 7 - 5) **高校生の就労収入**

高校生が、アルバイト等就労した場合の就労収入の取扱いはどうなるか。

高校生がアルバイト等の就労をした場合の収入については、収入認定の原則どおり基礎控除及び未成年者控除を適用して、収入認定額を算定し、収入認定することになる。

なお、就学費用の控除については、就学経費の総需要及び高等学校等就学費の支給状況、その他の就学費用収入の有無について把握したうえで、必要な最小限度の額を控除すること。具体的には、私立高校における授業料の不足分、修学旅行費、部活動費(学習支援費で賄えない部分)、卒業アルバム積立金等の経費、学習塾費等(高校就学のための予習や補習又は大学等進学を目的とした経費であり、入会金、授業料(家庭教師の月謝を含む。)、講習会費、学習塾等で使用される教材費、模擬試験代、学習塾への交通費)が控除の対象となる。

就労収入からの「就労や早期の保護脱却に資する経費」の認定については、問 7 - 3 2 - 2, 3 を参照のこと。

課長問答 問 8 の 5 8

問 6 - 80 参照

(問 7 - 6) **給料を差し押えられている場合の収入の認定**

裁判所の決定により、給料の一部が差し押えられている場合、その者の給料の収入認定上の取扱いはどうなるか。

裁判所は、債務者の生活状況等により、差し押えの範囲を変更したり、場合によっては差し押え命令自体を取り消したりすることができる。したがって、保護を開始される者の給料が差し押えを受けていたり、又は保護受給中の者が給料の差し押えを受けたりしたときは、福祉事務所としては被(要)保護者に、裁判所に対して生活

保護受給中である旨の申立てを行うよう指導する必要がある。

しかしながら、現実に給料が差押えを受けている間の収入認定上の取扱いについては、以下による。

差押え命令が発せられた結果、被保護者の給料等の一部が支給されなくなった場合に、当該収入の全額（差押え前の額）を認定することは、現実にはない収入を認定することとなるため、現実に支給される部分の給料の額を認定する。

具体的な処理としては、差押えを受けた部分を実費控除として取扱い、差押え前の額について基礎控除等を適用するものである。

こうした取扱いは、過去の負債の償還を認める結果となるが、正規の手続による差押え命令を強制力を持たない通常の負債の償還とは同一視することはできず、やむを得ないものである。

なお、保護金品に対する差押えについては、法第58条において、禁止されている。

民事執行法第152条、153条

(問7-7) 更生施設入所者の更生積立金について

更生施設に入所している者に稼働収入がある場合、退所時の需要に対応するために収入認定を保留し、積立を認める制度としての「更生積立金」とはどのようなものか。

1 概要

更生施設入所者のうち、退所後に自立廃止が見込める者の就労収入について、当該収入を退所後のアパート確保等の経費に当てさせるため、収入認定を一定期間猶予する取扱いを認める。就労収入については法第63条を適用して収入認定は猶予し、更生施設において管理する（管理する金銭を「更生積立金」という）。

更生積立金については、実施機関が必要と認定した退所後の需要分の返還を免除することとし、余剰分は返還させる。また、不足が生じた場合は一時扶助を適用する。

2 趣旨

更生施設入所者が、入所中の就労により就労収入を得ている場合、通常の保護の実施要領上の取扱いにおいては、次のとおり取り扱う。

(1) 実施機関は当該収入の収入認定を行い、入所者は基礎控除、必要経費を除いた収入を更生施設に支払う。

(2) 入所者が、自立が可能な程度の就労収入を得るようになり、保護から脱却することとなった場合、退所に当たって通常はアパート確保の費用、家具什器費、被服費（布団代）等の需要が生じるが、この経費については実施機関が一時扶助と

して支給する。しかし、更生施設入所者にあつては、以上のような通常の手配を行うことが本人の就労への意欲を削ぎ、自立を遅らせる結果となる場合がある。

すなわち、更生施設での保護においては、就労収入は本人が施設に支払うこととなり、収入を直接自らの生活費として消費することができないため、居宅での保護において収入を生活費の一部に当てることができるのと比較し、本人が就労による収入を得たことの実感や喜びを得にくい。このことが、就労の意欲を削ぐこととなり、自立に影響を及ぼすことが懸念されるのである。

そこで本取扱いにおいて、自立廃止が見込める者については就労収入の認定を一時猶予し、退所後の生活需要を自らの収入により賄わせる取り扱いを行う余地を認め、入所者の就労への意欲を高め、その自立を進めることとする。

3 本取扱いの対象となり得る者

実施機関及び更生施設の協議により就労による自立廃止が可能であると判断された者。

本取扱いは、自立が見込まれると判断した場合にのみ適用されるものである。したがって、当初自立が見込まれたが、その後実施機関が当該対象者について当面自立の見込みがないと判断することとなった場合においても、退所時に法第63条を適用することを前提に収入認定を留保し（既積立金は引き続き施設が保管する）、以降の就労収入についても更生積立金の扱いを継続することとして差し支えない。

なお、更生施設を退所する時点において、結果的に自立に至らなかった者についても、既に積み立てている金銭について法第63条を適用することとし、項目9に掲げる費目（ただし、(6)は除く。）について返還免除を行うこと。

4 本取扱いの実施の決定

本取扱いは、前項3に該当する者について、実施機関が必要と判断した場合に、実施機関の決定により行うことができるものである。

なお、決定に当たっては更生施設と十分協議を行い、協議が整った場合には文書により連絡する。

(注) 更生施設入所者の就労収入については、必ずこの取り扱いを行うということではないので注意する。

5 収入認定を猶予する対象収入

就労収入から基礎控除、必要経費（交通費等）を控除した、本来収入認定を行う収入額。

基礎控除分、必要経費については、本来入所者本人が管理・消費するものであるため本取扱いの対象から除く。

6 就労自立給付金の取扱い

収入認定を猶予している期間は、収入充当額が0円であるため、最低給付額を支給することとなる。ただし、更生積立の目標額を達成して収入認定を開始したときは、問13-3の実務に従って就労自立給付金の算定を行った上で支給する。この場合、収入認定猶予期間も、算定対象期間に含まれる。

7 実際の手続き

本取扱いを行うことを決定した場合は、次のとおり実施する。

- (1) 更生施設は対象者の収入額について、「収入申告書」をもって月々実施機関に報告する。
- (2) (1)の収入のうち、基礎控除、必要経費を除いた分について、実施機関は収入認定を猶予する。その決定内容については、被保護者本人に通知（法第63条による取扱いの通知を含む）すると共に、通知の写しを更生施設あて送付する。
- (3) 収入認定を猶予した分については、次の項目8に従い、更生施設がこれを管理する。
- (4) 対象者の自立による退所が決定した時は、実施機関は9に掲げる項目のうち当該対象者に必要と判断した項目の必要な実費相当額について、法第63条の適用に当たりその返還を免除し、必要な実費相当額を超える分について返還させる。
 (注1) 収入が必要な実費相当額に不足する場合、当該不足分について一時扶助を適用する。項目9の(6)（1月分の最低生活費）が必要と判断される場合は、更生積立金は(6)から充当すること。その上で(1)から(5)までの分の不足分について一時扶助を適用する。
 (注2) 入所中に積立額が9に掲げる全項目の合計額に達した場合には、実施機関はその時点以降、速やかに収入認定を行う。
 (注3) 入所してから、短期間で多額の就労収入を得て退所に至った場合、法第63条適用時の返還対象額（支給済み保護費）が、項目9に掲げる費用に達しないことが想定される。この場合、返還対象額を上回り、収入認定の対象となる額のうち、項目9に掲げる額に達するまで、収入認定除外の取扱い（次官通知第8-3-(3)-オ）として差し支えない。つまり、返還免除額と収入認定除外額を合わせて項目9の額を充たすこととなる。下記10の方法による。
- (5) 実施機関は、上記の手続き、経過、積立金額をケース記録に記載してこれを管理する。

8 更生施設における更生積立金の管理

更生施設において、更生積立金管理簿等を作成し、就労収入を管理する。

施設における積立金の管理は、実施機関における収入認定猶予の前提となるものなので、更生施設は対象者から預貯金通帳、キャッシュカードの全てを預かること。

基礎控除分・必要経費また加算の累積金等については、本来入所者本人が管理・消費するものであるため、更生施設がこれらを本人の委託により管理する場合も、更生積立金とは別に取り扱う。

9 返還免除を行う範囲

次の項目のうち、当該対象者について実施機関が必要と認めた項目の実費相当額
 上限

- (1) 敷金、礼金等 住宅扶助限度額の4倍以内の実費 3年度 279,200円
- (2) 退所当月の日割分及び前家賃（1月分）住宅扶助限度額以内の家賃額の実費
 3年度 69,800円及び日割額
- (3) 移送費（転居） 実費
- (4) 家具什器費（炊事用具、食器等）特別基準限度額以内の実費

- 3年度 47,800円
 (5) 被服費（布団代）基準額以内の必要な実費 3年度 20,400円
 (6) 1か月分の最低生活費（住宅費を除く。） 1類、2類、加算

(注1) (6)については実施機関が、退所日と次の給与支給日との関係で、当月の生活費について返還免除が必要と認定した場合に限る。

なお、以上のことを前提として、就労自立給付金が支給される対象者についても、自立後の税、社会保険料、医療費、社会生活を営む上での急な出費等に備え、不安定な生活を支えるという給付金の趣旨を踏まえ、この支給を受けたとしても、別に1か月分の最低生活費を免除できるものとする。

(注2) 返還免除する敷金等の限度額は(1)及び(2)のとおりであるが、自立するケースにおいては、新たに契約する家賃の額が必ずしも基準内でもなくとも構わない。ただし、今後の自立生活に支障をきたさないよう、助言することが必要である。

10 短期間で自立に要する費用を積み立てた場合の処理方法

7-4-(注3)の具体的な処理方法は以下のとおりである。

(具体例)

・更生積立額内訳

認定日	収入額	控除額	認定額
7月1日付認定	130,769円	26,400円	104,369円
8月1日付認定	208,900円	34,400円	174,500円
9月1日付認定	208,900円	34,400円	174,500円
合計			453,369円

・積立期間中支給保護費

7月から9月の3ヶ月分 67,790円×3月=203,370円

・返還免除対象額

敷金、礼金、前家賃、家具什器等 合計400,550円

(処理方法)

更生積立の趣旨から、収入認定を猶予していた金額について、法第63条及び収入認定処理に当たり自立更生に必要な金額を保障する。なおかつ残額がある場合は、翌月の収入認定額に加えて要否判定を行う。

- ① 積立額453,369円
- ② 支給済保護費（法第63条返還対象額、返還免除） 203,370円
- ③ 自立更生 400,550円
- ④ ①-②=249,999円（収入認定）
- ⑤ ③-②=197,180円（認定除外）
- ⑥ ④-⑤=52,819円 →10月の収入認定額に加えて要否判定

(問7-8) **自立生活援助事業（社会復帰促進事業）利用ケースの取扱い**

更生施設利用者等自立生活援助事業（社会復帰促進事業）を利用するケースは、「更生積立金」取扱いの対象とはならないか。

更生施設入所者の地域社会での自立生活を助長するために、特人厚が設置する宿所提供施設、宿泊所において日常生活訓練を目的に、概ね6か月を限度に利用させる自立生活援助事業（社会復帰促進事業）施設に入所を予定している者も対象としてよい。ただし、援助事業施設に入所中の者については、更生積立てが認められないので、就労している者については通常の入所認定を行うこととする。

更生施設で既に更生積立てを行っていた者が援助事業施設に入所した場合の金銭管理は、援助事業施設または福祉事務所で行い、退所時に精算することとなる。

援助事業施設に入所した後、入所中に保護廃止となる者に更生積立金がある場合は、廃止時ではなく援助事業施設を退所する時点で法第63条の処理をする。

この場合、更生積立金が「返還免除を行う範囲」を上回っていれば問題はないが、不足する場合に保護を廃止していると不足分の対応ができなくなることもあるため、必要に応じて停止処分を行い、一時扶助分が支給できるよう配慮する。

(問7-9) **自立支援システム利用ケースの取扱い**

自立支援センターを利用するケースは、「更生積立金」取扱いの対象とはならないか。

自立支援センター（自立支援住宅を含む。）の利用者については、入所期間中は医療扶助（医療移送費を含む）を除いて生活保護を適用することはない。したがって、「更生積立金」の取扱いの対象とならない。（医療扶助の適用方法と手続の流れは問8-22参照）

同センター利用者への医療扶助適用にあたっての要否判定及び保護（医療扶助）受給中の収入の取扱いは、「路上生活者対策事業による自立支援センター利用者に対する保護の適用について」（平成25年4月4日付24福保生保第1153号都保護課長通知）を参照されたい。

※この通知においては、入所者が医療扶助の適用を受けた場合に、同センター入

所者への保護（医療扶助）開始時の保有容認所持金額（20万円）を超える保護開始後の就労収入があった場合においても、当該就労収入を施設長に保管させるなどの方法によって一定額（退所時の居宅生活準備に要する額。問8-22参照）まで保有容認することを認めている。

なお、上記取扱いに当たっては、施設及び福祉事務所間において事前に所定の手続をとったうえで、医療扶助を適用した入所者に説明を行なって制度利用の意思確認をすること。

(問7-9-2) 東京都重度脳性麻痺者介護事業により支給される手当の取扱い

東京都重度脳性麻痺者介護事業により介護人に支払われる手当の収入認定の取扱いは、どうすべきか。

東京都重度脳性麻痺者介護事業は、重度の脳性麻痺者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行い、もって重度脳性麻痺者の福祉の増進を図ることを目的としている。事業の実施主体は区市町村で、介護の対象者は都内居住の20歳以上の重度脳性麻痺者で、障害程度が身体障害者手帳1級であり、単独での屋外活動が困難な者とされている。

本事業では、介護対象者の推薦により、家族の中から介護人を登録し、介護対象者の介護に当たることとなっている。区市町村長は介護対象者に対して月ごとに介護券を発行し、介護対象者は介護を受けた際、介護人に介護券を給付する。介護人は介護券を月単位にまとめ、区市町村長に対して手当を請求し、支払を受ける。

以上のことから、本事業により支払われる手当の性質は、いわゆる福祉的給付金ではなく、介護人が行った介護の対価というべきである。よって、次官通知第8-3-(1)-アの「勤労収入」として認定することとされたい。

(問7-9-3) 就労継続支援等の工賃の取扱い

障害者総合支援法による就労継続支援等の工賃に対する勤労控除及び移送費の支給はどうなるか

障害者総合支援法による就労継続支援等で、いわゆる福祉的就労をしている者の収

入認定の考え方は、一般の勤労収入と同様の取扱いとする。つまり、支給された工賃と通所費の合計額に対応する基礎控除を適用し、次に、就労先から通所費が支給されているとしないに関わらず通勤費の控除を行う。

その上で、通所費が控除で賄いきれないときは、不足分を局第7-2-(7)-ア-（オ）により移送費として支給する。

なお、これら作業所等に就労目的ではなく、単に通所して通所費が支給されている場合（工賃は0円）は、これを就労収入とは見なさない。この場合の支給された通所費の取扱いは、本来、収入認定をした上で、同額を局第7-2-(7)-ア-（オ）により計上することとなるが、事務省力化の観点から、支給の事実と計上すべきことをケース記録に記載するにとどめ、決定調書上の処理は行わなくてよいこととする。

【例】収入12,000円（うち交通費手当4,500円）

- ① 従来 12,000円－4,500円（交通費）－7,500円（基礎控除）＝充当0円
- ② 新 12,000円－9,030円（基礎控除）－2,970円（交通費）＝充当0円、1,530円支給

平成23年7月ブロック会議

(問7-9-4) **生命保険外交員の収入認定**

生命保険外交員の収入認定の取扱いを示されたい。

生命保険外交員の就労形態は、保険会社から雇用される場合、個人事業主として業務を委託される場合、両者の併用の場合と様々であり、収入認定の際に勤労収入か自営収入かの判別が困難である場合が多い。

所得税法上は、保険会社からの支払いの形態によって、給与所得と事業所得とに分けている。すなわち、従業員に対する給与として支払い、源泉徴収票を渡していれば、給与所得。個人事業主への報酬として支払い、本人に支払調書を渡していれば(本人が自分で確定申告をおこなうようになっていれば)、事業所得。固定給を給与、歩合給を報酬として支払う場合もあるようである。

この考え方を保護の収入認定に当てはめると、本来は給与所得は勤労収入、事業所得は自営収入と分類すべきところであろう。しかしながら、支払形態は会社によって様々であり、個別に源泉徴収票か支払調書かを調査するのは煩雑となるので、支払形態の如何にかかわらず、以下のように整理することとする。

(1) **固定給** = 勤労収入

* 従業員として加入する社会保険料、源泉徴収された所得税、通勤費等を控除

(2) **歩合給** = 事業収入

* 個人事業者として確定申告した所得税、契約を取るための必要最小限の手

- 土産代、営業活動のための交通費、計算用端末費用等を控除
- (3) 基礎控除の方法
固定給＋(歩合給－歩合給部分の必要経費)の算式により得られた金額について、基礎控除額を行う(課長問答第8の32)。
- (4) その他
固定給又は歩合給のいずれか一方のみが支給される場合は、経費の種類の如何に関わらず、控除は可能である。

問7－36

2 就労に伴う収入以外の収入

(問 7 - 1 0) 収入認定と法第 6 3 条 (1) 生命保険の入院給付金等の取扱い

生命保険の入院給付金など、支給の事由が生じてから、実際に受給するまでに日時を要する収入を被保護者が得た場合、法第63条による返還金として取り扱うのか、それとも、収入認定するのか。

生命保険の入院給付金の支給事由が生じたときは、法第 6 3 条にいう資力が発生しているため、その日以降は「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」に該当することとなる。そのため、入院給付金は、給付の対象となる日（入院給付金の支給対象となる日）以降に支給した保護費の範囲内で、本来、法第 6 3 条による返還金として取り扱うものである。

また、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時収入等の場合も、実際に収入として受け取るとき以前に、契約締結の時点、保険金の支給事由の発生時点等が通常、存在するものであり、このようなときには法第 6 3 条の資力が生じたものとして取り扱うべきである。

しかし、資力の発生から実際の収入の受領までの期間が短い場合には、「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」があったとしても、支給済み保護費はごくわずかな額となる。そして、この法第 6 3 条による返還対象額を収入総額が上回るときはその上回る部分が収入認定の対象となり、一つの収入について、法第 6 3 条による返還対象部分と収入認定の対象となる部分とが生じてくる。

このように、支給の事由が生じてから、実際に受給するまでに日時を要する収入があった場合、理論上は、上記のとおり一つの収入について法第 6 3 条による返還を求める部分と収入認定する部分に分けて処理する必要があるが、実務上は、「資力があるにもかかわらず保護を受けた」ことを考えずに全てを収入認定の対象とした方が適当な場合も起こってくる。

したがって、次の要件のいずれも満たしている場合は、一部又は全部が法第 6 3 条による返還金として取り扱うべき収入であっても、そのすべてを収入認定の対象として差し支えないこととする。この場合、当該収入は受領した月の収入として認定するものとする。

- 1 保護開始時点では資力が生じておらず、保護受給中に資力が生じていること。
- 2 資力の発生日が収入認定を行おうとする月又はその前月であること。
- 3 収入認定したとしても保護の適用が継続すること。

なお、上記の取扱いは実務を考慮した取扱いであることから、保護受給中に資力が生じた場合であってもそれが保護廃止後に収入となったとき、又は保護開始の時点で既に資力が生じている場合には、支給済み保護費の範囲内で法第 6 3 条による返還金として取り扱わなければならない。

(問 7 - 1 1) **年金担保貸付・恩給担保貸付制度による貸付金を消費し、保護申請した者の取扱い**

年金担保・恩給担保貸付制度による貸付を受けている者から保護の申請があった場合、保護開始の際の要否判定及び程度の決定等はどうなるか。

1 年金担保貸付制度の概要

(1) 独立行政法人福祉医療機構の貸付

平成26年12月1日より、以下のように年金担保融資制度の取扱いが変更となった。

独立行政法人福祉医療機構法第12条により、厚生年金、船員保険、国民年金(福祉年金を除く。)又は労災年金を担保として、年金額に0.8を乗じて得た額の範囲内(200万円を限度。生活必需品の購入は80万円を限度)の額を、1万円単位で貸し付ける。用途は従来の「臨時生活資金」から「生活必需品購入」に変更され、融資を受ける際には、用途に関わる見積書や請求書の添付が必要となった。

年金担保貸付の償還方法については、1回の年金支給額の範囲で1万円単位の指定額、かつ1回の年金支給額の1/3以下とし、下限は1万円となった。返還が完了するまでは、年金の全額支払いは受けられない。(※)

平成18年7月4日の貸付申込分から生活保護受給中の者は利用できなくなっているが、それに加え年金担保融資を利用中に生活保護を受給したことのある者で、平成23年12月1日以降に保護廃止となり5年を経過していない者についても利用できなくなった。

(2) 株式会社日本政策金融公庫の貸付

株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律により、恩給、共済年金、災害補償年金等を担保として、250万円以内(年金額の2.2年分以内(平成28年12月現在)。ただし、平成25年1月から令和4年1月まで毎年0.2年ずつ段階的に引下げ。また、使い道が生活資金の場合は100万円)の額を貸し付ける。

2 貸付金を消費し、保護申請した者の取扱い

(1) 過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがない者

実際の受給額により、要否判定及び程度の決定を行う。保護を開始する場合は、生活保護受給中の者が年金担保貸付を受けることができない旨、十分に説明を行うこと。

(2) 過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者(課長問答第10の17)

- ① 過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者で、その後再度借入をし、保護申請を行う場合は、資産活用の要件を満たさないものと解し、それを理由とし、原則として、生活保護を適用しないこととする。
- ② しかし、最低生活保障という法の趣旨から、困窮に陥った理由は問わないので、急迫状況が認められる限り、保護は開始せざるを得ない。したがって、申請者個々の状況により、以下の事項を勘案した上で、保護の適用を判断する。
 - ア 急迫状態にあるかどうか
 - イ 保護受給前に年金担保貸付を利用したことについて、社会通念上、真にやむを得ない状況にあったかどうか

3 その他（年金担保・恩給担保とも）

- (1) 保護受給中に借り受けた者については上記によらず、問7-12による取扱いとなる。
- (2) 上記の取扱いの結果保護を開始する場合は、完済時期を必ず確認し、年金の支給開始を把握する。
- (3) 問7-11-2及び3により東京都を経由して、厚生労働省に情報提供する。
- (4) 年金担保・恩給担保貸付を受けることにつき、他にも債務がある等の理由がある場合は、その問題解決に向けた支援（日本司法支援センター（法テラス）、無料法律相談等の活用による早期債務整理の相談助言等の支援）を行うよう努める。

別冊問答集 問8-24

課長問答 第10の17

（年金担保貸付）

平成18年3月30日付社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知

平成23年12月1日付社援保発1201第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知

（恩給担保貸付）

平成26年1月24日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡

平成26年2月7日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課保護係長事務連絡

（年金担保貸付に関する問合せ先）

独立行政法人 福祉医療機構年金貸付部年金貸付課

〒105-8486

港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル10階

電話 03-3438-0224

HP <https://www.wam.go.jp/hp/cat/nenkinrousaikasituke/>

（恩給担保貸付に関する問合せ先）

株式会社日本政策金融公庫・各支店

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/onkyuu.html>

(※) 平成22年2月から公的年金担保融資を利用する人にとって無理のない返済となるようにするため制度の取り扱いが以下のように変更された。

- ① 年金担保の返済方法のうち、満額返済については平成22年2月以降の受付から廃止し、定額返済のみの受付となった。
- ② 年金担保貸付の返済回数の上限が12回から15回に増加され、1回あたりの返済額を抑えることができるようになった。また、平成26年12月の制度改正で、返済額の上限が、年金月額額の1/3となった。
- ③ 条件変更制度の新設により、返済期間中にやむを得ない事情により生活困窮となった場合に、1回あたりの返済額について変更申請ができるようになった(すでに借入れされている人についても対象となる)。

この条件変更制度を利用し返済期間の延長により保護を要しない状況になることも考えられることから、保護の実施機関においては相談者・申請者に対して返済期間の延長手続きを助言するほか、被保護者に対しても必要に応じて同様に助言すること。なお、これは法第27条の2に基づく助言であり、保護の要件ではないので文書指示は行えない。

また、保護を却下した者に対しては、直ちに急迫した状況に陥ることのないよう、必ず返済期間の延長を助言する。

制度の詳細な内容は、上記の問合せ先に照会されたい。

(問7-11-2) **福祉医療機構が行う年金担保貸付利用者に係る情報提供**

年金担保貸付の審査に用いるための被保護者に関する情報の提供に係る取扱いについて示されたい。

平成18年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「年金担保貸付の審査に用いるための被保護者に関する情報の提供に係る取扱いについて」により、厚生労働省に情報の提供を行ってきたが、平成23年12月1日の事務連絡により下記のように取扱いが改正となった。

1 情報提供の対象者

- ① 年金担保貸付を利用中に生活保護を受給した者(過去に年金担保貸付を利用中に生活保護を受給したことがある者(ケース記録票等で確認できる場合に限る。))で再び生活保護を受給した者を含む。)で、かつ、生活保護を受給中の

者。

- ② 年金担保貸付を利用中に生活保護を受給した者で、かつ、生活保護廃止後（廃止日が平成23年12月1日以降の者に限る。）5年が経過していない者。
- ③ 平成23年11月30日以前に保護廃止となり、①の登録中の者は、削除の情報提供をする（廃止後5年は貸付けを受けられないものとはならないので、廃止登録ではない）。

2 実施機関から厚生労働省へ提供する被保護者等に関する情報内容

- ① 個々の被保護者について、基礎年金番号、カナ氏名、生年月日、保護開始年月日を登録。
- ② 被保護者が保護廃止となった場合については、基礎年金番号、保護廃止年月日を登録。

3 情報提供の締切

各月 10日

東京都で取りまとめた上で、厚生労働省に情報提供する。

平成23年12月1日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡

(問7-11-3) 日本政策金融公庫が行う恩給担保貸付利用者に係る情報提供

恩給担保貸付の審査に用いるための被保護者等に関する情報の提供に係る取扱いについて示されたい。

平成26年1月24日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「恩給担保貸付の審査に用いるための被保護者等に関する情報の提供に係る取扱いについて」により、株式会社日本政策金融公庫（沖縄にあっては沖縄振興開発金融公庫）が行う恩給担保融資に関する法律に基づいた恩給等担保貸付のうち、共済年金（組合期間に恩給公務員期間を含むものを除く。）を担保に行っている貸付けについても、厚生労働省に情報提供することとなった。

1 情報提供の対象者

- (1) 恩給担保貸付を利用中に生活保護を受給した者（過去に年金担保貸付を利用中に生活保護を受給したことがある者（ケース記録票等で確認できる場合に限る。）で再び生活保護を受給した者を含む。）で、かつ、生活保護を受給中の者。

- (2) 恩給担保貸付を利用中に生活保護を受給した者で、かつ、生活保護廃止後（廃止日が平成25年1月4日以降のものに限る。）5年が経過していない者。
- (3) 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和29年法律第91号）第2条第1項第4号に規定する共済年金を受給している者のうち、退職文官等の生活を保障する国家補償として支給される別表①から⑤に掲げる恩給を除く共済年金の受給者。
- (4) この取扱いは、共済年金を担保に貸付けを受けている者のみとなるので、共済組合に対して組合期間に別表①から⑤に掲げる年金期間を含むか否かの調査を行った上で、上記(3)に該当することを確認できた者についてのみ、情報提供する。

2 実施機関から厚生労働省へ提供する被保護者等に関する情報内容

- (1) 個々の被保護者について、カナ氏名、生年月日、共済組合名、年金番号（証書（年金）種別、記号、番号）、保護開始年月日を情報提供する。
- (2) 被保護者が保護廃止となった場合については、貸付審査用リストに保護廃止年月日を追記して情報提供する。

3 情報提供の締切

各月 10日

東京都で取りまとめた上で、厚生労働省に情報提供する。

【別表】(恩給期間が含まれている可能性がある共済年金)

- ① 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第72条第1項の規定に基づき支給される年金(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)附則第2条第5号の年金を含む。)の受給者であって、その者の受給する年金の基礎となる期間のうちに、恩給法(大正12年法律第48号)その他の法令に基づき支給される普通恩給(以下「普通恩給」という。)又は、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和33年法律第129号)第2条第1項第2号2に定める旧法等の規定に基づき支給される退職年金その他これに相当する給付を受給できる権利を有することとなる期間を含むものに支給される年金
- ② 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第3条の規定に基づき支給される年金
- ③ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第74条の規定に基づき支給される年金(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第108号)附則第2条第7号の年金を含む。)の受給者であって、その者の受給する年金の基礎となる期間のうちに、普通恩給又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号)第2条第1項第2号に定める退職年金条例に基づき支給される普通恩給に相当する給付若しくは同条同項第3号に定める共済法及び同条同項第37号に定める国の旧法等に基づき支給される退職年金その他これに相当する給付を受給できる権利を有することとなる期間を含むものに支給される年金
- ④ 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第3条第1項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき支給される年金。ただし、同法の施行日前に給付事由が生じた国家公務員共済組合法の規定による長期給付を除く
- ⑤ 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和25年法律256

号)第3条、第4条及び第7条の2の規定に基づき支給される年金

(問7-12) 保護受給中に、年金を担保として貸付を受けた場合の取扱い

被保護者が保護受給中に年金担保貸付を受けた場合、収入認定上の取扱いはどうなるか。

独立行政法人福祉医療機構が行う、厚生年金、船員保険、国民年金（福祉年金を除く。）又は労災年金を担保とした貸付けについては、平成18年7月4日の貸付申込分から生活保護受給中の者は利用できず、また年金担保融資を利用中に生活保護を受給したことのある者で、平成23年12月1日以降に保護廃止となり5年を経過していない者についても利用できないこととなった。

また、株式会社日本政策金融公庫が行う、共済年金（恩給期間が含まれるものを除く。）を担保とした貸付けについても、生活保護受給中の者は利用できず、また年金担保融資を利用中に生活保護を受給したことのある者で、平成25年1月4日以降に保護廃止となり5年を経過していない者についても利用できないこととなった。

しかし、株式会社日本政策金融公庫の貸付制度のうち、恩給又は共済年金を担保に、生活保護受給中に貸付を受けた場合は、以下のように取り扱う。

1 貸付金の性格

本制度による生活資金の貸付金は、貸付目的は問わないものであることから、次官通知第8の3の(3)のウにいう「他法、他施策による貸付金」とは認められない。したがって、これは収入認定の対象となる。

2 収入認定の方法

貸付金を年金の一括前渡支給ととらえ、一括して収入認定を行い、保護の停廃止をすることが原則である。

しかし、一括して収入認定をすることが適当でない場合は、例えば法第63条あるいは法第78条適用の際の分割返還の方法と同様、やりくりできる範囲内で適宜分割認定する。

この場合、6か月以上の分割認定となるが、やむを得ない措置として特例的取扱いとする。

なお、一括収入認定して保護を廃止した者が、貸付金を消費し、保護を申請した場合は、資産活用の要件を満たさないものと解し、それを理由とし、原則として生活保護を適用しないこととする。（問7-11参照）

具体例 最低生活費・月額16万円
 年金・月額10万円

借受額・60万円（返済額：月額3万円、返済期間：20か月）
 分割認定額・月額2万円（認定期間：30か月）

収入 認定 額	27年6月	29年2月(合計12万円収入認定)		29年12月
	年金受給額 10万円	(合計9万円収入認定) 年金受給額 7万円		年金受給額 10万円
		分割認定額 2万円（やりくりできる範囲内）		年金受給額 10万円
			分割認定額 2万円	
	担 保 借 受		返 済 完 了	分 割 終 了

(問7-13) **収入認定と法第63条(2) 年金等公的給付金の取扱い**

甲の世帯は、2年前から傷病のため保護を受給していたが、平成17年4月10日で満60歳になったので、老齢厚生年金受給の手続をとった。8月5日に、日本年金機構から年金支給について、次のとおり通知が届いた。

支給開始年月 平成17年5月 支払い年金額 120万円（月額10万円）

第1回支払日 平成17年8月15日、30万（5、6、7月分）

第2回支払日 平成17年10月15日、20万（8、9月分）

甲は、その日のうちに、福祉事務所の担当ワーカーに年金の支払い予定等について、報告した。

甲の保護決定状況は以下のとおり。

最低生活費18万円

収入認定額 0円

扶助額 18万円

年金受給開始による、収入認定等の処理はどうなるか。

甲が福祉事務所に年金支給についての届け出を行ったのは8月5日であるが、その時点で、5、6、7月の保護費は支給済みである。今回、8月15日に5、6、7月分の年金を受給することから、甲は、5、6、7月の期間中、資力があるにもかかわらず保護を受けたことになる。

しかし、これを法63条による返還扱いとし、また、10月15日に受給する予定の8、9月分の年金収入を同様に法第63条による返還扱いとしたのでは、保護受給中は2か月毎に法第63条により返還処理を行わなくてはならなくなる。

したがって、本来は、法第63条により返還処理は収入認定に優先して行われるものであるが、保護受給中に年金収入を受給開始した場合には、年金収入の認定要領に基づいて収入認定の取扱いを優先させることが必要となる（年金に限らず、児童手当等の公的な給付金の多くは、実際には支給月の前月分までの分が数ヶ月に1度まとめて支給される。こうした収入については、保護開始後に最初に入金された月以降は、受領した月から次に支給される月の前月まで分割認定することによって、実際には入金がない月も毎月の定期収入として収入認定することになる）。

したがって、設問の場合は以下のいずれかの処理を行うこととなる。

- (a) 8月に年金を受給開始しているので、それに対応する6月分の年金収入については収入認定の取扱いを行い、5月分についてのみ、法第63条による返還の取扱いを行う。
- (b) 直前3か月（5、6、7月）分の年金を8月に受給しているので、その総額を次回受給月の前月までに分割して収入認定する（8月、9月に分割して収入認定する）。

局長通知第8-1-(4)-ア

(問7-13-2) **収入認定と法第63条(3) 年金時効特例法の取扱い**

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成19年法律第111号。以下「年金時効特例法」という。）によって、年金記録の訂正等による年金の増額分が、時効により消滅した分を含めて、全期間分支払われることとなったため、その取扱いについて示されたい。

- 1 年金記録の訂正により新たに受給資格を得たことで、時効消滅分も含めて年金が支給された場合

資力の発生が5年以前であり、かつ、資力の具現化が5年以内である場合は、原則として運用事例集問11-8-2のとおり取り扱うが、年金時効特例法が平成19年7月に施行されたことから、その趣旨を鑑みて、年金記録の訂正により年金を受給することになった場合のみ、以下のように取扱うこととする。

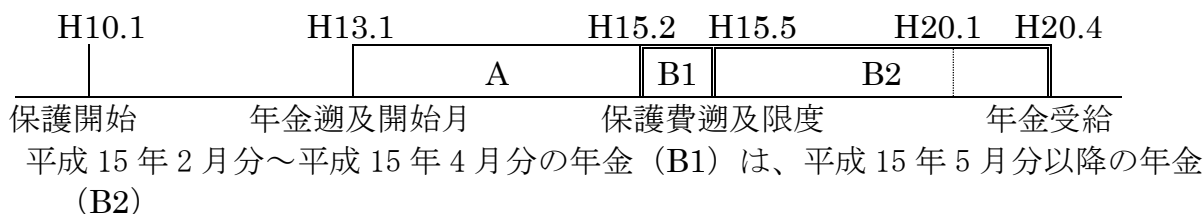
例：平成10年1月 保護開始

平成 20 年 1 月 年金の遡及受給が決定される

年金遡及受給開始月＝平成 13 年 1 月

うち、平成 13 年 1 月分～平成 15 年 1 月分は、本来、時効によって消滅するはずであるが、年金時効特例法の適用によって支給される。(以下「時効特例給付」という。)

平成 20 年 4 月 年金受給 同月、法第 63 条返還決定



とともに、平成 15 年 5 月以降の保護費と対比して、法第 63 条により返還を求める(世帯の自立助長の観点から必要と認められる費用を返還免除することも可)。年金額が保護費を上回った場合は、当該部分について収入認定する。平成 13 年 1 月分～平成 15 年 1 月分の年金 (A＝時効特例給付) については、平成 20 年 4 月付で収入認定する。

2 年金記録の訂正により新たに受給資格を得たことで、保護を適用されていない期間に該当する年金が遡及して支給される場合

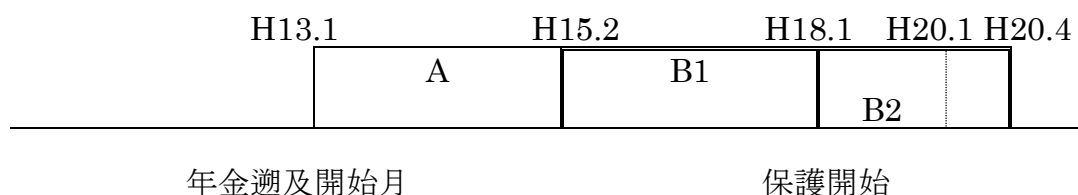
例：平成 18 年 1 月保護開始

平成 20 年 1 月 年金の遡及受給が決定される

年金遡及受給開始月＝平成 13 年 1 月

うち、平成 13 年 1 月分～平成 15 年 1 月分は時効特例給付

平成 20 年 4 月 年金受給 同月、法第 63 条返還決定



平成 15 年 2 月分～平成 17 年 12 月分の年金 (B1) は、保護開始時の資力となり、平成 18 年 1 月分以降の年金 (B2) とともに、平成 18 年 1 月以降の保護費と対比して、法第 63 条により返還を求める(世帯の自立助長の観点から必要と認められる費用を返還免除することも可)。年金額が保護費を上回った場合は、当該部分について収入認定する。

平成 13 年 1 月分～平成 15 年 1 月分の年金 (A＝時効特例給付) については、平成 20 年 4 月付で収入認定する。

3 その他

時効特例給付は、次官通知第 8－3(2)ア「恩給、年金等の収入」により収入認定する。

年金記録の訂正により年金額が増額した場合の取扱いについても上記1、2に基づき行うこと。

参照

平成20年1月23日付事務連絡

(問7-13-3) **年金支払遅延加算金法により支給された加算金の取扱いについて**

年金支払遅延加算金法が施行されたことに伴い、未払い年金を受け取った者に対して物価上昇分相当の加算金が支給された場合の収入認定の方法はどうか。

この加算金の取扱いについては、年金本体の法第63条の返還及び収入認定とは別に、次官通知第8-3-(2)-ア-(ア)に基づき支給月に全額を認定する取扱いとなる。物価上昇分相当の金額については、現在の生活需要に対応するための支給であるという性格による。

(問7-13-4) **恩給の収入認定**

恩給の収入認定方法について示されたい。

恩給は、7月、10月、12月及び4月の年4回支給される。支給間隔に不均一があるため、実際の受給額を次回受給月の前月までの各月に分割認定という原則を貫くと、時期によって収入認定額が大幅に変動することになり、年額を一定期間に分割して支給するという恩給制度の趣旨にそぐわないことに加え、福祉事務所でも内容の伴わない保護の変更決定を頻繁に強いられることとなる。

過去の実施要領(課長問答第6の51)においては、こうした問題を解消するため、恩給、年金等の公的給付については、支給間隔の不均一に関わりなく、平均月額をもって収入認定することと明記していた経緯がある。同問答は、平成2年度の年金制度改正により、年金支給月が現行の毎偶数月に統一されたのを受け、不要になった部分は削除された。

しかしながら、恩給については現在も支給間隔の不均一が続いている。平成31年4月の実施要領の改正により、局長通知第8-1-(4)-アになお書きが追加されたが、恩給については、基本的に本取扱い(年額を12で除した額(1円未満の端数がある場合は切捨て))により取り扱うこととして差し支えない。

なお、保護の要否判定は、原則どおり局長通知第8-1-(4)による。

(事例)

月	支給額	A(原則)	B(年額を12で除した額)
7月	100,000	33,333	33,333
8月		33,333	33,333
9月		33,333	33,333
10月	100,000	50,000	33,333
11月		50,000	33,333
12月	100,000	25,000	33,333
1月		25,000	33,333
2月		25,000	33,333
3月		25,000	33,333
4月	100,000	33,333	33,333
5月		33,333	33,333
6月		33,333	33,333

(参考) 「生活と福祉」1975年5月号

(問7-14) **特例児童扶養資金の収入認定上の取扱い**

母子父子寡婦福祉資金貸付金の**特例児童扶養資金**の貸付を受けた場合、収入認定上の取扱いはどうなるか。

特例児童扶養資金は、児童扶養手当の全部又は一部の支給制限を受け、かつ、前年の収入が一定額未満である配偶者のない女子に対して貸し付けられる。生活保護受給者が貸付の申請をした場合、保護受給中であるかどうかの確認が出来ないため、現に貸し付けられてしまうことがある。

この貸付金の性格は、扶養している児童の扶養全般に必要な資金であり、具体的な用途は特に定められていない。したがって、この資金の取扱いは以下のとおりである。

- 1 保護受給中に、児童扶養資金を借りた場合は、用途を限定していない手当の性格から、収入認定の対象となる（事前に相談があった場合には、貸付を受けないよう指導する）。
- 2 保護受給前に貸付を受けていた資金を保護受給中に償還する場合、資金の性格上、収入から控除することは認められない。

生活と福祉 昭和61年4月

(問7-15) **火災保険等（掛け捨て型）の戻り分の取扱い**

掛け捨て型の火災保険（共済保険等を含む）に加入している者に、支払った保険料の一部が保険会社から還付された。

この戻り分について、収入認定上の取扱いはどうなるか。

1 住宅扶助で火災保険料の支給を受けず、生活扶助のやり繰りで保険料を支払っていた場合

掛け捨て型の火災保険（共済保険等を含む）の戻り分（割戻金等）は、支払った保険料の還付の性格を有していることから、課長問答第3の20と同様、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない限り収入認定の除外対象として取り扱う。

ただし、保護開始直後に割戻金が入った場合など保護開始後に支払った保険料の額を超える割戻金が入った場合には、その超える額について次第8-3-(2)-エー(イ)により、8,000円を超える額を収入認定する。（別冊問答集問3-25）

2 保護開始前に支払った保険料の一部が還付された場合又は保護開始後に住宅扶助で火災保険料の支給を受けた場合

契約に基づき火災保険料が契約解除日以降に日割りで返還される場合は、次第8-3-(2)-エー(イ)により、その他臨時収入として取り扱い、8,000円を超える額が収入認定の対象となる。契約解除日が資力の発生日となるため、入金月が契約解除日の属する月の翌々月を超える場合は、生活保護法第63条に基づく返還対象となる。

都ブロック会議 平成21年11月

別冊問答集 問3-25 (2)

平成25年6月ブロック別事務打合せ会議資料 連絡事項

(問 7-16) **地方公共団体が年末等の時期に支給する見舞金の取扱い**

市町村において見舞金の支給を行う場合、収入認定上の取扱いはどうなるか。

地方公共団体が年末等の時期に支給する見舞金については、次官通知 8-3-(2)-エー(ア)及び(別冊問答集・問 8-30)により、取扱いが示されている。

収入として認定しない取扱いが認められるのは、以下の要件を満たす場合に限られるものである。

- 1 支給回数 一支給主体当たり、年 2 回以内
- 2 支給限度額 8,000 円(世帯合算。月額)

都ブロック会議 平成 10 年 11 月

(問 7-17) **退職金の取扱い**

被保護者が会社を退職して退職金を得た場合、収入認定上の取扱いはどうなるか。

基礎控除は、勤労に伴って増加する生活需要を補てんすることにより労働力の再生産を図るとともに勤労意欲の助長を図ろうとするものであり、経常的職業経費を対象とするものとされている。その趣旨から、退職金は、過去の就労に伴って得られる収入ではあるが、勤労控除を適用する対象とは見なされない。

それゆえ、退職金については、「その他の臨時収入」(次官通知第 8-3-(2)-エー(イ)に該当するものとして取り扱うものである。

したがって、必要経費等を控除した上で、8,000 円を超える額を収入として認定することとなる。

参照 **問 7-4**

(問 7-18) **所得税の還付金の取扱い**

就労中の者が、年末調整等により所得税が還付された場合取扱いはどうなるか。

所得税の還付金については、就労収入の認定に際し、必要経費として控除したものであり、その時点で還付金を含んだ収入額に対応する基礎控除を認定しているため、還付金を就労収入に加えて認定する取扱いをした場合、基礎控除を二重に対応させることとなる。

したがって、就労収入としてはなじみにくいものであり、次官通知第 8-3-(2)-ア- (ア) の「その他公の給付」に準じる収入として、全額収入認定する。

(問 7-19) **「その他公の給付」及び「その他の臨時的収入」の対象収入**

次官通知第 8-3-(2)-ア- (ア) にいう「その他公の給付」と、次官通知第 8-3-(2)-エ- (イ) にいう「その他の臨時的収入」の収入にはどのようなものがあるか。

「その他公の給付」も「その他の臨時的収入」も、実際に収入があるまで額が確定しない収入である。

- 1 次官通知第 8-3-(2)-ア- (ア) にいう「その他公の給付」(必要経費等を控除した額を収入として認定する。)
 - ・ 保護受給中に控除していた所得税等の還付金
 - ・ 保護受給中に控除していた年金掛金の還付金
 - ・ 保護受給前に支払った医療費の高額療養費支給額(保護開始時からの資力として法第 63 条の対象)
 - ・ 厚生年金脱退手当金
 - ・ 労災の休業補償金
 - ・ 保護受給中(移管も含む)に支給した介護保険料の還付金
 - ・ 保護受給後に年金から特別徴収されたため、収入認定控除を行った国民健康保険料の還付金。

- 2 次官通知第 8-3-(2)-エ- (イ) にいう「その他の臨時的収入」(必要経費等を控除した上で、8,000円を超える額を収入として認定する。なお、保護開始前

に還付額が確定している税の還付金など、資力が確定し、保護開始時から法第63条を設定されていたものについては、必要経費等を控除した上で8,000円を超える額を収入として法第63条の対象とするのではなく、必要経費等を控除した額を収入として、法第63条の対象とする。）

- ・保護受給前に納めた年金の掛金、健康保険料、所得税等の還付金
- ・保護受給前に納めた介護保険料の還付金
- ・生命保険等の入院給付金
- ・治験謝礼（6か月を超える治験を除く）
※6か月を超える服薬等の治験謝礼は臨時的収入とは言えず、実費控除を除いて全額収入認定すること。
- ・敷金の返還金

(注) 著作権使用料は、次官通知第8-3-(2)-ウの「財産収入」であり、8,000円控除は行わない。

課長問答（第7の31）参照

(問7-19-2) **株券、投資信託を保有する場合の取扱い**

要保護者が生活保護開始時に保有していた株式等を売却した場合及び被保護者が株式等を保有した場合の取扱いについて示されたい。

株式、国債証券、投資信託の受益証券など資産形成に資する有価証券（以下「株式等」という。）は、債券であるから、生活保護制度上一切の保有を認められない。

従って、生活保護の適用にあたって、売却指導を行うことになる。売却された場合、開始時時点における株式等の価格ではなく、実際に売却された額を、開始時の資力として法第63条返還又は収入認定する。（課長問答第3の8-2）

また、保護受給中に株式等を購入（投資信託は口座を開設した場合を含む。以下同じ。）した場合は、購入した時点を資力の発生日として、上記同様に実際に売却された額を法第63条返還又は収入認定を行う。現金又は預貯金はやり繰りによって生じたものである一方、株式等は資産であり、性格が異なることに注意する。

株式等を購入して売却したことを秘して虚偽の収入申告等を行った場合は、法第78条の検討も行う。

なお、売却前に配当金や分配金等が入金された場合については、配当金等が確定した日を資力の発生日とし、第63条返還又は収入認定する。

課長問答第3の8-2

(問 7—19—3) **F X、暗号資産等に係る収入認定の取扱い（新設）**

要保護者が F X、暗号資産等の資産から収入を得た場合の取扱いについて示されたい。

資産形成を目的とする F X、暗号資産、外貨預金等を保有したことによって利益が発生した場合は、その取引ごとの黒字額（マイナスは考慮しない。現金化できる全ての黒字額）を、次官通知第 8—3—(2)ーウにより、財産収入として全額収入認定する。必要経費については、当該黒字額をあげるために必要となった手数料等最小限度の額を認定する。

<事例>

約定日	取引	実現スワップ	実現損益	合計損益	手数料
4月1日	買			0	0
4月2日	売	200	15,000	※15,200	※100
4月3日	買			0	0
4月4日	売	300	20,000	※20,300	0
4月5日	買			0	0
4月6日	売	△100	△5,000	△5,100	100

上記事例の場合は、※印の黒字額の合計額(35,500円)を財産収入として認定し、必要経費は、※印の手数料(100円)となる。

(問 7—19—4) **求職者支援制度による職業訓練受講給付金**

求職者支援制度による職業訓練を受けている者に「職業訓練受講給付金」が支給されることになった。この収入の取扱いについて示されたい。

「求職者支援制度」により、雇用保険を受給できない者(特定求職者)が、ハローワークの指示により職業訓練を受講する場合、訓練期間中の生活保障として「職業訓練受講給付金」が支給される制度が創設された(平成23年10月1日施行)。

給付金を受けるには、職業訓練の指示を受けたハローワークに申請書類を提出することが必要であり、支給対象となった場合、職業訓練を受講している間、10万円が毎月支給される。

さらに、当該職業訓練を受講するために同居の配偶者などと別居して寄宿する必要があるとハローワークが認めた場合、職業訓練受講給付金に加え寄宿手当（原則月額10,700円）が支給される。

職業訓練給付金又は寄宿手当が支給された場合、生活保障のための給付金又は手当であることから、次官通知第8-3-(2)-アに基づき「その他公の給付」として取り扱い、その実際の受給額を認定する（ただし、受講にあたり託児所等を利用する場合、次官通知第8-3-(5)-イに基づき、託児費は必要経費として控除ができる。）。現在受講している職業訓練を行う上で必要となる経費（テキスト代等）、交通費については、需要が生じる時期に技能修得費を支給する。なお、求職者支援制度から通所手当（交通費の実費相当額）が支給される場合は、同額を技能修得費に計上した上で、当該通所手当を収入充当順位に関わらず技能修得費に充当する（局長通知第7-8-(2)-ア-オ）。

また、当該給付金に加えて希望する者に指定された金融機関における貸付（求職者支援資金融資）の申請が可能であるが（被扶養者のいる者は月額10万円、それ以外の者は月5万円）、貸付を受けた場合、次官通知第8-3-(2)-アに基づき、その実際の借入額を収入認定する。なお、本貸付制度の活用にあたっては被保護者に対し制度の説明及び理解の徹底等を図った上で、本人の意思を尊重することとされたい。

課長問答第8の48

別冊問答集問8-23-2

平成23年9月30日付厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡

「求職者支援制度における職業訓練受講給付金に係る収入認定の取扱いについて」

平成28年9月29日付厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡

「求職者支援制度における寄宿手当に係る収入認定の取扱いについて」

3 収入として認定しないものの取扱い

(問 7-20) 国もしくは地方公共団体により行われる貸付金の取扱い

他法他施策による貸付金のうち、自立更生に当てられる額は収入として認定せず、また、償還金の控除を行う取扱いになっているが、その場合の具体的な取扱い方法について示されたい。

1 生活福祉資金は、他法他施策による貸付金であり、他に女性福祉資金、母子父子寡婦福祉資金貸付金等がある。このうち自立更生のために充てられる額については次官通知第8-3-(3)のウにより、収入として認定しないものとして取り扱うことが示されている。その貸付金の具体的種類については、局長通知第8-2-(3)に、また、収入として認定しない貸付金の限度額については、課長問答・第8の40及び別冊問答集問8-4 1-2に示されている。

また、貸付金の償還に際しての取扱いについては、次官通知第8-3-(5)ーウ及び局長通知第8-4-(3)～(6)に示されている。

自立更生を目的とする貸付金の具体的取扱いについては、以下による。

- (1) 当該貸付金の用途を具体的に記載した自立計画書の提出を求める。
- (2) 自立計画書の内容が、その者の世帯の自立更生に有効であるか否かを判断し、真に相当と認められるものについては事前に承認を与えることとし、貸付金のうち当該自立計画書に基づいて使用される額は、これを収入として認定しない扱いとする。

なお、上記による場合の他は、貸付金を収入として認定することになる。(局長通知第8-2-(5))

- (3) 貸付金の償還に際し、まず免除又は猶予が得られるかどうかを確認する。
- (4) 免除又は猶予が得られなかった場合、当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還に際しては、償還が現実に行われていることを確認の上、全収入から控除して認定する。世帯のうち、どの(誰の)収入から控除するかは、以下のとおり貸付金の種類に応じて検討すること。

① 就学資金又は奨学資金(局第8-2-(3)ーイー(ウ)に該当するものを除く。)

・当該貸付を受けた者の収入

※ここでいう「当該貸付を受けた者」とは、借受人もしくは連帯借受人を指し、連帯保証人を除く。原則としては、就学者本人(本人に償還能力が無いことなどから、保護者が借受人となっている場合には、保護者)である。なお、保護者が借受人又は連帯借受人となった場合であって、当該保護者の収入からの償還金の控除を認める場合は、償還の控除が当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還について認められることから、就学者本人が被保護世帯に存する期間に限られるものとなる。

② 結婚資金

・当該貸付を受けた者又は当該貸付資金により結婚した者の収入

③ 医療費又は介護費貸付金、住宅資金、転宅資金、老人又は身体障害者等が機能

回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具を購入するための貸付資金、配電設備又は給排水設備のための貸付資金並びに国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付資金

・当該世帯の全収入

なお、保護開始前に貸付けを受けた場合であっても、当該貸付けが保護開始後において承認することが適当であると認められる貸付金については、同様に取り扱う。

- 2 母子父子寡婦福祉資金貸付金のうち、生活資金及び特例児童扶養資金（問7-14参照）は、被保護者であっても貸付の対象になる。この資金は、使途が生活費用の全般に充てることが可能なため、生活保護法上の扱いは、貸付金は収入認定となり、償還金は必要経費として控除することができないものである。したがって、貸付を受けるメリットがないため、貸付を受けないように周知する必要がある。

局長通知第8-2-(5)

平成23年7月19日付社援発0719第2号厚生労働省社会・援護局長通知

（問7-20-2） **緊急小口資金及び臨時特例つなぎ資金の取扱い**

保護の申請をした者のうち、手持金が少なく保護費支給までの間の生活費に困窮する場合、社会福祉協議会の緊急小口資金又は臨時特例つなぎ資金の貸付を利用することができる。収入認定、償還金控除の取扱いはどのように行うか。

保護の申請をしたが当面の生活資金がない者に対し、申請から決定までの間の生活保護費（10万円以内の必要額）の立替として貸付が行われる。

1 貸付の対象者

①緊急小口資金

福祉事務所管内に住民登録（居住地）があり、居住地での保護を申請したもので、当面の生活資金がない者。

*ただし、DV被害等により、住民票を異動できない場合等は要相談。

*現在の居住地とは別の場所に住民票をおいたままの場合は、居住地に異動した上で申請すること。

②臨時特例つなぎ資金

次のいずれにも該当すること

ア 住居がない離職者であり、生活保護を申請し、当面の生活資金がない者

イ 貸付けを受けようとする者の名義の金融機関の口座を有している者

2 社会福祉協議会への情報提供

貸付を必要とする者に対しては、保護申請書の写し（受領印を押したもの）、福

社事務所の意見書等を申請者に交付し、社会福祉協議会を紹介するとともに、社会福祉協議会に電話連絡する。

なお、生活福祉資金貸付事業は個人番号利用事務に該当しないため、保護申請書の写し等にマイナンバーが記載されている場合は、マスキング等を施し、社会福祉協議会へマイナンバーの情報提供を行わないよう留意する必要がある。

3 保護決定時の収入認定の考え方について

当該貸付金は申請日以降から保護支給日までの生活費の立替であることから、保護費支給日に一括して当該貸付金の償還指導を行う。

一括償還を速やかに行わない場合、未償還部分については、最低生活費を超えるものとして、全額収入認定する。

平成21年4月15日付 厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡

平成21年10月1日付 厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡

平成21年10月23日付21福保生保第627号生活福祉部保護課長通知

平成27年12月22日付27福保生保第681号生活福祉部保護課長通知

(問7-20-3) **生活福祉資金を借り入れて冷暖房設備（日常生活に必要な生活用品）を購入する場合の取扱い**

生活福祉資金を利用し冷暖房設備（日常生活において利用の必要性が高い生活用品）を購入することとなった。承認から償還までの具体的な手続を示されたい。

1 平成26年6月30日までに貸付金を借り受けて現在償還中の世帯

冷暖房設備購入のための貸付金を借り受けて現在償還中の世帯であって、当該貸付金の償還について、収入から控除して認定する取扱いを行っている場合は、当該償還に係る取扱いを継続すること。

2 平成26年7月1日以降に貸付金を借り受け償還を行う世帯（課長問答第8の61）

生活保護制度では、生活用品・家具・家電などの生活必需品等の購入は、経常的な生活費のやり繰りで賄うことを原則としているところであるが、予期しない破損等によって預貯金等で対応することができず、日常生活に著しい支障を来す場合も考えられる。このことから、日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入する必要がある場合に限って、貸付資金の利用を認め、収入として認定しないこととするとともに、当該貸付資金の償還を生活費のやり繰りによって賄うこととなっている。

[具体的な取扱い]（社会福祉協議会・生活福祉資金）

(1) 事前承認

課長問答第8の61答のいずれにも該当し、かつ経常的最低生活費のやり繰り

により当該貸付資金の償還が可能と認められる者について承認すること（局長通知第8-2-(3)-オ-(ウ)により、当該貸付資金を収入認定除外とすること。）。また、承認に当たっては、以下を参照のこと。

ア 購入予定品目 エアコン、冷蔵庫、その他福祉事務所長が認めるもの(*)

現在対象物品を持っていないか又は壊れて使用できない状態になっていることから、健康の保持や日常生活に著しい支障を来すおそれがある場合の物品（当該物品を修理する場合は対象とならない。）。例えば、ほうきなどを利用し掃除をしていたが、特段の理由なく、掃除機の購入を希望する場合など、生活を向上させる生活用品等を購入する場合は不可。

(*)福祉事務所長が認めるもの（例示）

- ・障害により、情報収集に必要なテレビ
- ・疾病や障害等により、立居に困難がある場合に必要なベッド など

イ 購入予定金額（限度額） 1万円以上10万円以内

生活福祉資金（福祉費）の上限額の目安は50万円だが、償還の負担を考慮し、限度額を設けることとし、なるべく安価なものを承認されたい。

また、福祉事務所長が認める特別な事情があり、上記限度額により難しい場合は、個別に区市町村社会福祉協議会（以下「区市町村社協」という。）へ相談の上、承認すること。

ウ 償還計画

領収書・レシートなど、家計状況や生活状況について可能な限り把握し、自立更生計画書に基づき、個別に判断されたい。また、償還金額は、月額1,000円を下回らないよう承認されたい。

エ 償還方法

① 福祉事務所からの代理納付

区市町村社協から送付される借受人ごとの払込書により払い込む（郵便振替）。償還方法に福祉事務所からの代理納付を行う場合は、担当者ごとではなく、福祉事務所として、実際の手続等について、必ず事前に東京都社会福祉協議会との調整を行うこと。また、借受人に対し説明を行うこと。

◎代理納付の活用に係る連絡先

東京都社会福祉協議会 福祉資金部 福祉資金償還担当

② 借受人銀行口座から引落し

福祉事務所からの代理納付が活用できないなどの場合は、借受人銀行口座からの引落としとなる。

(2) 区市町村社協へ相談（貸付申込）

借受人が貸付けを申し込むに当たっては、事前承認の内容の確認等を要するため、担当ケースワーカーの同行が基本となるが、業務の都合等により、同行が困難な場合は、事前に区市町村社協へ連絡を行うこと。

(3) 貸付申込に係る意見書を提出

貸付申込があったことにつき、区市町村社協から意見書の提出依頼があるため、事前承認を行ったものについて、当該借入申込に対する意見書を提出する。

なお、当該意見書の提出に当たっては、自立更生計画書（写）、代理納付に係

る同意書（作成している場合のみ）及び見積書（原則1社以上（リサイクルショップの場合を含む。））を添付する。

(4) 購入確認

東京都社会福祉協議会にて審査が行われ、貸付けが決定されると借用書の取交しが行われ、送金される。貸付けが決定され購入を行った生活用品は、領収書・レシートによる確認のほか、定期訪問等の機会に実地にて確認を行うこと。

(5) 償還

ア 借受金額等により、償還期間が長期化することが想定されるため、償還状況の確認、償還金の管理及び引継ぎの徹底並びに借受人（被保護者）に対する償還支援を行われたい。

イ 償還に代理納付を活用する場合は、償還計画額の変更を要する据置期間中の償還及び償還期間中の繰上げ償還はできない。

(6) その他

ア 代理納付を行っている場合であって収入増などの理由により生活扶助費からの償還ができなくなったとき及び生活保護が停止又は廃止となったときは、区市町村社協への情報提供が必要となるため、自治体の条例等に基づく個人情報取扱いにより、同意書の提出を受けるなどして対応されたい。

イ 多額な債務がある、債務整理中（予定中含む。）又は社会福祉協議会が債権者である貸付制度の連帯保証人になっているなど、生活福祉資金貸付事業の条件に合致しない場合は、貸付けを受けることができない。

ウ 事前承認を行う際の「自立更生計画書」及び借受申込に係る「意見書」については、平成26年6月27日付26福保生保第318号都保護課長通知に添付の様式を使用すること。

局長通知第8-2-(3)-オ-オ

課長問答第8の61

平成26年5月ブロック別事務打合せ会議（前期）資料

平成26年6月27日付26福保生保第318号都保護課長通知

令和元年5月31日付31福保生保第321号保護課長通知

(問7-21) **保育所等入所支度金の取扱い**

地方公共団体が被保護世帯に対し保育所等入所支度金を支給した場合、収入認定上の取扱いはどうなるか。

また、幼稚園入園児童の保護者に入園支度金が支給された場合の取扱いはどうなるか。

地方公共団体が条例又は予算措置により、被保護世帯に対し支給する保育所入所支度金については、一般的に、保育所に託児することにより世帯員の稼働の機会が増え、又は収入の増加が期待される等、被保護世帯の自立更生に役立つと認められる。

ゆえに、次官通知第8-3-(3)-エに該当するものであり、局長通知第8-2-(4)により、自立更生を目的とした恵与金として収入認定しない取り扱いをして差し支えない。

また、幼稚園入園児童の保護者に支給される入園支度金等の生活保護法上の取扱いは、当該金品が児童の幼稚園修学の費用に充当される限りにおいて、上記保育所入所支度金と同様に収入として認定しない取扱いとして差し支えない。

課長問答 第8の43

(問7-22) **養護老人ホーム入所者に支給される「おこづかい」の取扱い**

養護老人ホーム入所者に支給される「おこづかい」の収入認定上の取扱いはどうなるか。

従来、都単事業として、老人ホーム入所者のうち年金等の収入のない者に対して、月額14,000円が、また、年金等の収入があっても14,000円に満たない者に対しては14,000円との差額が支給されていた。

このいわゆる「おこづかい」制度が、平成11年度から廃止された。これに伴う激変緩和措置として、それまでの「おこづかい」の支給実績を踏まえて、事業費に含めて養護老人ホームに対して支弁している。その用途については特に制約がなく、都としては処遇のレベルダウンがないよう指示しているのみであり、各施設での状況は不明である。

仮に入所者に支給するという形で還元されていたとしても、金額が14,000円を超えることはあり得ず、その収入については、従来の「おこづかい」と違い、個人に支弁されるのではなく、施設長から処遇の一環として支給されるものであるため、収入として認定しない取扱いとなる。

昭和38年8月1日付社発第525号厚生省社会局長通知（通知）

(問 7-23) **住宅建て替えに伴う移転料（移転助成費）の取扱い**

住宅の建て替えに伴い転居する場合、移転料が支給されるが、これについての収入認定上の取扱いはどうなるか

公営住宅建て替えに伴う移転料（移転助成費）のうち自立更生のために当てられる額として、第一に住宅の確保等原状回復費用等については、次官通知第 8-3-(3)一オにより、収入認定しない取扱いとして差し支えない。

したがって、局長通知第 8-2-(4)（移転料は災害等に含めて考える）及び課長問答第 8 の 40 の（1）により、生活基盤の回復に要する経費として処理することとなる。

なお、この取扱いは公営住宅の場合に限らず、UR都市機構（独立行政法人都市再生機構）又は民間のアパート等の立て替えに伴い転居する場合に支給される協力金又は立ち退き料についても同様である。

都ブロック会議 昭和49年秋
別冊問答集 問 8-48

(問 7-24) **敷金返還金の取扱い**

被保護者が転居した後に、家主から敷金等が返還された。この取扱いについて示されたい。

敷金の返還金については、当該月以降の収入として認定すべきものであるが、実施機関の指導又は指示により転居した場合においては、当該返還金を転居に際して必要とされる敷金等に当てさせて差し支えないこととされている。

したがって、保護受給中に敷金等が返還される場合は、その敷金等の原資が何であれ、全て上記の取扱いを行うべきこととなる。

- 1 新住居分の敷金等の支払い時期の前に敷金等が返還された場合は、当該返還金を新住居分の敷金等に当てさせる。（課長問答第 7 の 31）
- 2 新住居分の敷金等を一時扶助として認定・支給した後に敷金等が返還された場合は、当該返還金を当該月以降の収入として認定する。
- 3 この場合の収入の種類は、次官通知第 8-3-(2)一エに該当いう「保険金その他の臨時的収入」として整理するため、8,000円（月額）を超える金額を収入認定することとなる。

保護費として敷金を支給したのは、その契約時に需要があったため支給したものである。つまり、需要の測定が誤ったわけではなく、また、退去に当たって生じるであろう需要を生活保護で立て替えるものでもなく、正当に支給されたものである。従って、法第63条により処理すべき性格のものではない。たまたまアパート退去に当たり、家主と入居者の関係において返還されたものと考えるのが妥当である。また、居室の原状回復に敷金が追いつかなかったとしても、それについては入居者たる被保護者が負担すべきものであり、生活保護費により支給することはない。

そのようにして入金される金員である以上、返還されるまで収入があるのかないのか不明であり、また、金額も返還されてはじめて確定することから、臨時的収入と見るのが妥当である。

4 火災保険料解約返戻金がある場合の取扱いについては、問7-15を参照のこと。

課長問答 問7の31

「生活保護通信」No.1（2003年1月27日発行）

(問7-25) 福祉的給付金の特例的取扱い

心身障害児（者）、老人等社会生活を営む上で特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち、支給対象者1人につき8,000円以内の額（月額）については、収入として認定しない取扱いが認められている。また、特別な事由があり、都知事が特別な取扱いを必要とすると認められる場合は、厚生労働大臣に情報提供することとなっている。

これにより、特例的取扱いを受けている福祉的給付金にはどのようなものがあるか。

また、福祉的給付金の収入認定上の取扱いにおける留意点は何か。

都においては、以下の福祉的給付金について、月額17,000円までは収入として認定しない特例的取扱いの承認を受けている。また、これらのうち、老人福祉手当及び重度心身障害者手当については、17,000円の他に、介護需要を考慮した認定除外の取扱いが認められている。

- ・ 老人福祉手当
- ・ 重度心身障害者手当
- ・ 心身障害者福祉手当
- ・ 児童育成手当（育成手当・障害手当）

福祉的給付金について、収入認定上の取扱いにおける留意点は以下のとおりである。

- 1 収入認定除外額は、支給対象者1人につき定められているものであり、それぞれの手当ごとに認定除外額が認められるものではない。
- 2 上記の手当の認定除外額17,000円の中には、次官通知第8の3の(3)のケ

にいう8,000円の額が含まれているので、上記手当の他に福祉的給付金をうける場合には、別に8,000円以内の額が認定除外となるものではない。

- 3 老人福祉手当及び心身障害者福祉手当については、区・市により、都基準に加えて区市町村の単独事業分（支給対象範囲及び基準の拡大並びに支給金額の増）の手当てが支給されている。これらの単独事業分も含めてそれぞれの手当を一体のものとして、月額17,000円まで収入認定除外の取扱いを行う。

なお、老人福祉手当については、東京都では廃止されているので、各区市で実施していて、厚生労働省に協議しているものに限られる措置である。

平成7年7月10日付7福生保第440号福祉局生活福祉部長通知
局長通知第8-2-(6)-ア及びイ

(問7-26) **東京都心身障害者扶養年金制度及び心身障害者扶養共済制度の取扱い**

東京都心身障害者扶養年金制度及び心身障害者扶養共済制度から支給される年金及び一時金（弔慰金又は葬祭料）の収入認定上の取扱いについて示されたい。

1 東京都心身障害者扶養年金制度について

東京都心身障害者扶養年金制度は、心身障害者を扶養する保護者が死亡した後の心身障害者の生活を安定させるために、毎月一定の年金を終身支給するものである。

この制度は、平成19年3月1日をもって廃止された。平成19年2月28日時点で年金受給中であつた者には、それまで同様の年金給付が継続される。これは生活保障的な性格を持つものではなく、心身障害者の介護等の特別な需要に充てられるものであり、社会通念上収入として認定することは適当でないと考えられるものとして、次官通知第8-3-(3)-コにより、収入として認定しない取扱いを行うものである。

また、葬祭料（年金受給中に心身障害者が死亡した場合、一時金として支給される。）も、社会通念上収入として認定することが適当でないものとして、次官通知第8-3-(3)-イにより、収入として認定しない取扱いを行うものである。

平成19年3月1日時点での未受給者には、清算金が支払われることとなるが、収入認定上の取扱いは以下のとおりである。

① 清算金を分割受領した場合

年額36万円（基本・特約とも加入の場合48万円）以内は、次第8-3-(3)-コにより収入として認定しない。これをこえる金額については、自立更生にあてられる額を除き、次第8-3-(2)-エ-イ「その他臨時的収入」として8,000円をこえる額を認定する。

② 清算金を一括受領した場合

自立更生にあてられる額を除き、次第8-3-(2)-エ-イ「その他臨時的

収入」として8,000円をこえる額を認定する。

※①②で清算金を2の共済掛金に充てる場合は、自立更生にあてられる額に含む。

2 心身障害者扶養共済制度について (https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/shougai/shougai_shisaku/fuyokyosai/fuyokyosai.html)

心身障害者扶養共済制度は、各都道府県、政令指定都市が実施主体となり、全国的に統一された仕組みで運営されている制度であり、制度の目的は上記1と同様である。東京都では、平成20年4月1日より東京都心身障害者扶養共済制度を実施している。(なお、被保護世帯員が本制度に加入する場合、1口目の掛金の1/2が減額される。)

この制度により、年金が支給された場合、次官通知第8-3-(3)-コにより、収入として認定しない取扱いとする。

また、弔慰金(年金を受領することなく心身障害者が死亡した場合、一時金として支給される)が支給された場合、社会通念上収入として認定することが適当でないものとして、次官通知第8-3-(3)-イにより、収入として認定しない取扱いを行う。

当年金を脱退した場合、加入期間に応じて脱退一時金が支給されるが、当該年金を収入認定除外の取扱いとしている趣旨をふまえ、当該一時金の使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合については収入認定の除外対象とする(ただし、当該一時金をもってまかない得る特別の需要については、重複する形で保護費が支給されることのないように調整する)。

(問 7 - 27) **老人福祉手当の取扱い**

老人福祉手当の収入認定上の取扱いにおける留意点について示されたい。

老人福祉手当については、介護需要に応じて以下のとおり収入認定額を算定する。
なお、都の老人福祉手当は平成 15 年度以降は廃止されている。以下の取扱いは、区市町村で実施している老人福祉手当で、福祉的給付金の特例的取扱いの対象として、国へ協議済みのものが該当となる。

1 それぞれの場合の認定額

- (1) 手当を介護人（介護を要する者の家族に限る。）を得るための費用に充てている居宅の老人の場合。

17,000円に介護人を得るための費用（告示別表第1第2章-2-(5)に掲げる額を限度とする。）を加えた額まで収入認定しない。

なお、この場合、既に他人介護料が計上されている者については、介護人を得るための費用として認定除外した額を、他人介護料の認定に際し減額調整する。

- (2) 手当を介護人を得るための費用に充てていない居宅の老人の場合

17,000円に家族介護加算の額（告示別表第1第2章-2-(4)に掲げる額）を加えた額まで収入として認定しない。

なお、手当額が認定除外可能額を下回るので、家族介護加算の差額を計上する。

ただし、独居老人の場合は17,000円と家族介護加算の範囲内で認定除外する。加算の差額は計上しない。

- (3) 入院中の老人

月額17,000円まで収入として認定しない。

2 認定額が変更となる場合の取扱い

- (1) 1の(1)及び(2)の場合の受給者が月の途中で入院した場合

1か月以上入院する者については、翌月初日から1の(3)の取扱いにより、認定額を変更する。（入院月の認定額の変更を要しない。また、短期入院のため、基準生活費の変更を要しないときは手当の認定額の変更も要しない。）

- (2) 1の(3)の場合の受給者が月の途中で退院した場合

退院した日の属する月から、1の(1)及び(2)の取扱いにより認定する（日割り計算を要しない。）。

- (3) 手当受給者が月の途中で死亡した場合

ア 死亡月は、認定額の変更を行わない

イ 翌月分以降、手当が家族の収入となる場合の認定除外額は、17,000円とする。（死亡日の翌日付で当該施設に対して加算を含めた基準生活費の認定変更を行うものであるが、手当の認定額の変更は、翌月初日付で行う。）

- (4) 家族が月の途中で入院し、1の(2)の場合の受給者が一人で居宅に残った場合
家族が1か月以上入院する場合、当該家族の基準生活費の変更は翌月初日から

行うこととなるが、居宅に残った老人の手当の認定額の変更は家族が入院した月から1の(1)の取扱いにより認定額を変更する。

なお、家族が退院した場合は、2の(2)と同様に取り扱う。

収入認定除外額（令和3年4月）※都制度は平成15年度以降なし。

手当額 (月額・参考)	収入認定除外額		収入認定額	加算の取扱い
27,500円	居	手当を介護人を得るための費用に充てている場合 17,000円+介護人を得るための費用 合計27,500円以内	介護人を得るための費用に応じて定まる	他人介護料を認定する場合、介護人を得るための費用として認定除外した額を減額調整する
		手当を介護人を得るための費用に充てていない場合 17,000円+家族介護加算の額のうち、10,500円 合計27,500円	0円	家族介護加算は差額の1,970円計上する
	独居老人の場合 27,500円	0円	家族介護加算は計上しない	
	入院	17,000円	10,500円	—————

注 「手当を介護人を得るための費用に充てている場合」

- (1) 近隣等の介護を受けている単身居宅の老人の場合、手当を介護人を得るための費用に充てていることを確認の上、収入認定除外額を算定する。
- (2) 手当を介護人を得るための費用に充てているが、その額が家族介護加算の額に満たない場合でも、家族介護加算相当額を介護人を得るための費用として認定する。
- (3) 単身居宅の老人であっても、介護需要がないか又は介護需要があっても公的な介護を費用負担なしで受けているため、手当を介護人を得るための費用に充てていない場合は、「手当を介護人を得るための費用に充てていない場合」に該当する。

(問 7-28) **重度心身障害者手当の取扱い**

重度心身障害者手当の収入認定上の取扱いにおける留意点について示されたい。

1 手当を介護人（介護を要する者の家族以外の者に限る。）を得るための費用に充てている場合

17,000円に他人介護に要する費用を加えた額（月額）まで収入として認定しない。ただし、上記により他人介護に要する費用として収入認定除外された額を他人介護料（告示別表第1第2章の2の（5））の認定に際し減額調整する。

（例） 実際の介護料が10万円で、重度心身障害者手当（60,000円）と心身障害者福祉手当（15,500円）を受給している場合。

他人介護料（R3年度70,360円）

①手当総額

75,500円

②収入認定除外限度額

$17,000 + 100,000 = 117,000$ 円

③実際の収入認定除外額

75,500円（ $< 117,000$ 円）

④他人介護に要する費用として収入認定除外された額（減額調整を要する額）

$75,500 - 17,000 = 58,500$ 円

⑤算定される他人介護料

$100,000 - 58,500 = 41,500$ 円（ $< 70,360$ ）

なお、上記（例）において、東京都重度心身障害者手当条例第11条及び同要領第7により代行受領方式をとった場合は、上記加算調整の必要はないものである。

2 手当を介護人を得るための費用に充てていない場合

対象者1人につき、17,000円に重度障害者加算の額（告示別表第1第2章-2-(3)に掲げる額）及び家族介護加算の額（告示別表第1第2章-2-(4)に掲げる額）を加えた額（月額）まで収入として認定しない。

なお、収入認定除外額では賄いきれない特別な需要がある者については、収入認定部 分を預託することにより、認定除外の取扱いができるものであること。

3 認定額が変更となる場合の取扱い

老人福祉手当の取扱いに準じる。

重度心身障害者手当の取扱い

手当月額（令和3年度）

60,000円

収入認定除外額（令和3年4月）

手当額（月額）	収入認定除外額	収入認定額	加算の取扱い
60,000円	<p>手当を介護人を得るための費用に当てる場合（家族以外の介護）</p> <p>17,000円＋介護人を得るための費用</p>	<p>介護人を得るための費用に応じて定まる</p>	<p>・他人介護料を認定する場合、介護人を得るための費用として認定除外した額を減額調整する</p> <p>・重度障害者加算は全額計上</p>
	<p>手当を介護人を得るための費用に充てていない場合</p> <p>17,000円＋重度障害者加算＋家族介護加算の額 合計44,350円</p>	<p>15,650円</p>	<p>重度障害者加算及び家族介護加算は算定できない</p>

注

1 重度心身障害者手当と心身障害者福祉手当との併給の場合

上記の表の手当額に心身障害者福祉手当の額を加えた額に対して、収入認定除外額を算定する。

児童育成手当と他の福祉的給付金を併給している場合の取扱いは問7-30参照

2 代行受領について

手当を介護人を得るための費用に充てている場合（家族以外の介護）で、本手当を介護人が委任を受け、介護労働の対価として受領した場合は、その全額を収入認定除外する。

3 預託について

重度心身障害者手当及びこれと併給される福祉的給付金の収入認定対象部分について、その者の障害に伴って臨時的に生ずる福祉的需要（その用途が、手当制度の趣旨に沿うものであり、かつ、最低生活の内容として容認しうる範囲の需要）に充てるため、適当な者に預託する場合は、収入認定除外の取扱いができる。

(問 7 - 29) 重度心身障害者手当の預託

重度心身障害者手当及びこれと併給される福祉的給付金を預託する場合の取扱いについて示されたい。

1 目的

東京都重度心身障害者手当及びこれと併給される福祉的給付金の、収入認定対象部分について、その者の障害等に伴って臨時的に生ずる福祉的需要（その用途が、手当制度の趣旨に沿うものであり、かつ、最低生活の内容として容認し得る範囲の需要）に充てるため適当な者に預託することにより、収入認定しないこととし、もって、障害者の福祉の向上を図る。

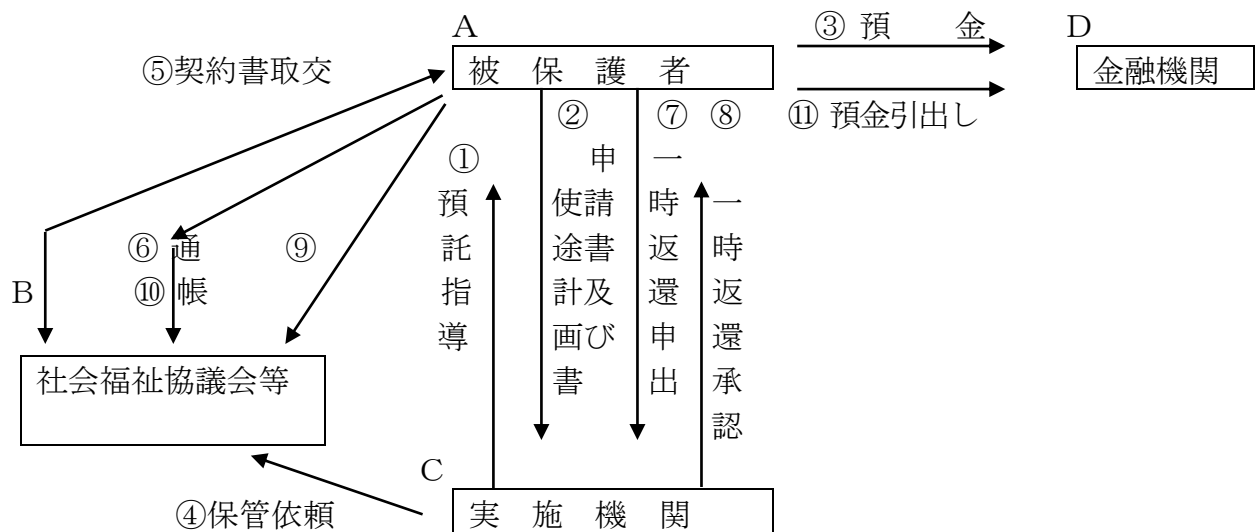
2 預託先

社会福祉協議会又は社会福祉法人等

3 預託期間

預託目的が消滅するまでの間。原則として1年更新とする。

4 預託の流れ



(事務の流れ)

- ① Cは預託の趣旨をAに十分説明して了解を得る。
- ② CはAから申請書、使途計画書を受理する。
- ③ Aは第1回目預託分をDに本人名義で預金し、預金通帳を取得する。
- ④ CはDに預託制度の趣旨、目的等を説明しBにA名義の預金通帳の保管を依頼する。
- ⑤ AとBは、契約書を取り交わす。
- ⑥ Aは預金通帳をBに預託する。
- ⑦ Aは使途計画書に基づき、通帳の一時返還をCに申し出る。

- ⑧ Cは「一時返還承認書」をAに発行する。
- ⑨ Aは契約に基づきBに対し「一時返還承認書」を添えて一時返還を求める
- ⑩ BはAに預金通帳を返還し、受領書を徴する。
- ⑪ AはDより預金を引き出し、使途計画に基づき購入する。
- ⑫ 更新については、②以降が繰り返されるわけであるが、次の部分は変更となる。
 - ア ②の申請書を更新申請書とする。
 - イ ③、④は不要となる。

課長問答 第8の34

別冊問答集 問8-50

昭和54年5月23日付54民福保第201号民生局福祉部長通知

昭和51年9月24日付54民福保第1131号民生局福祉部長通知

(問7-30) **児童育成手当の取扱い**

児童育成手当の収入認定上の取扱いにおける留意点について、示されたい。

児童育成手当については、月額17,000円まで収入認定除外とする取扱いが認められている。

この手当の支給対象者は、支給要件に該当する児童を扶養している人となっている。このため、児童を扶養している人1人につき月額17,000円まで収入認定除外が認められるものと解することもできるが、福祉的給付金の収入認定除外の趣旨から、当該児童1人につき月額17,000円まで収入認定除外とする取扱いを行う。

本手当の中には、育成手当と障害手当の2種類の手当がある。このため、児童が2種類の手当を受給する場合は、手当総額から17,000円を超える部分が収入認定の対象となる。

なお、当該児童を対象として他の福祉的給付金（区市町村が行う重度心身障害者手当等の給付）を支給されている場合は、当該児童が受給するものとみなした児童育成手当と合算して月額17,000円まで収入認定除外する。17,000円を超える額は収入認定する。

次官通知第8-3-(3)-ケ

局長通知第8-2-(6)-ア及びイ

(問 7-30-2) **原爆被爆者見舞金の取扱い**

各区市町村で独自に支給している原爆被爆者見舞金(名称は自治体によって異なる。)の収入認定は、どのように取り扱うべきか。

支給の根拠となる条例や要綱を確認する必要があるが、概ね被爆者の福祉増進を目的として、年1回支給される。これらと同様の趣旨・支給形態であれば、以下のとおり取り扱うこととされたい。

1 収入の種類

次官通知第8-3-(2)-ア-ア「その他公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭)」

2 認定方法

次官通知第8-3-(3)-ケ「福祉的給付金」に当てはめ、月額8,000円以内の額を収入認定除外とする。具体的には、年1回の福祉的給付金なので、別冊問答集問8-60により、年額を12等分した額が月額となり、8,000円まで収入認定を除外する。原爆見舞金以外の福祉的給付金を併給している場合は、それらを合わせた額に対して8,000円の認定除外を行う。17,000円の特例的取扱いの対象となる福祉的給付金を併給している場合は、その中に8,000円の認定除外枠が含まれているので(問7-25)、原爆見舞金について別個に認定除外を行うことはできない。

原爆見舞金についても収入認定除外の特例的取扱いを要すると認められる場合は、局長通知第8-2-(6)-イにより、都保護課経由で厚生労働大臣宛情報提供を行われたい(問12-15参照)。

(問 7-31) **各種制度により支給される介護料の取扱い**

被爆者特別措置法第8条による介護手当等について収入認定上の取扱いはどうなるか。

1 対象となる手当等

- (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第31条による介護手当
- (2) 公害健康被害の補償に関する法律第26条による障害補償費のうち介護加算額
- (3) 労働者災害補償保険法第24条による介護料
- (4) 独立行政法人自動車事故対策機構法による介護料
- (5) スモン訴訟の和解に伴う介護費用
- (6) 東京都原子爆弾被爆者介護手当

(7) 石綿による健康被害の救済に関する法律による療養手当

2 収入認定上の取扱い

- (1) 現に介護を受けている場合には、他人介護料（告示別表第1第2章-2-(5)）に掲げる額まで収入として認定せず、現に介護を受けていない場合には収入として認定する。なお、前記1(7)の手当については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される健康管理手当相当額まで収入認定を除外し、残りの額について本取扱いにより処理する。
- (2) 介護に要する費用として収入認定しない取扱いをした場合は、家族介護料（告示別表第1第2章-2-(4)）又は他人介護料（告示別表第1第2章-4-(5)）に規定する費用の算出は行わない。
- (3) 他人介護料（告示別表第1第2章-2-(5)）の額を超えて介護人を付けるための費用を支出している場合は、当該支出する額まで収入として認定しない取扱いが認められている。

昭和54年5月23日付54民福保第 201号福祉部長通知

昭和57年3月29日付56民福保第1340号福祉部長通知

昭和57年3月29日付56福福保第1341号福祉部長通知

平成18年4月11日付18福保生保第19号福祉保健局長通知

(問7-32) 高校就学に伴う貸付金等の取扱い

就学者等が貸付金、恵与金、奨学金等を受けている場合の高等学校等就学費の取扱いを示されたい。また、就学者が就労している場合にその収入を就学費用にあてる際の取扱いについても説明されたい。

- 1 高校就学に伴い、就学者等が就学資金として貸付金、恵与金、奨学金等を受けることになった場合、この就学費用収入の取扱いは、恵与金については、次官通知第8-3の(3)-エにより自立更生に当てられる額は収入認定しない取扱いとなる。

また、貸付金、奨学金については、局長通知第8-2-(3)-イにより就学のために必要な最小限度の額を収入認定しない取扱いとなる。

なお、併せて高等学校等就学費の支給申請があった場合には、計上にあたっていくつか調整が必要になる場合があるので、留意すること。

就学経費は、高等学校等就学費により給付できる金額（基本額、学級費等、教材代、授業料、入学料、入学準備金、入学考査料、通学のための交通費、学習支援費）と、支給対象となるものの支給額を超えて必要となる経費及びその他の経費（修学旅行積立金等）がある。

具体的な取扱いは、保護開始時において貸付金等を受けている場合には、貸付金

等を高等学校等就学費の支給対象とならないその他の経費及び高等学校等就学費の基準額ではまかない得ない対象経費にあてさせることとし、当該年度の全ての就学経費を上回る余剰の借受金額が生じる場合には、貸付内容の変更を行って償還させるか、次年度以降の高等学校等就学費の対象とならない部分の就学経費にあてて確認した上で必要な高等学校等就学費を支給する。なお、①当該年度の全ての就学経費を上回る余剰の借受金額が生じていて②貸付金等について変更や償還ができず③次年度以降の需要も見込まれない場合であっても、貸付金を高等学校等就学費の対象となる部分にあてることによって費消できる場合には、高等学校等就学費を支給しないことによって調整が可能となる部分は、収入認定除外とすることができる。

高等学校等就学費の対象となる経費については、なるべく扶助費（高等学校等就学費）でまかなわせることとしたうえで、就学を目的とした貸付金等は、扶助対象外の就学経費にあてさせ、仮に余剰額が生じても、高等学校等就学費の調整を行なうことで就学費用にあてさせることとし、本来の貸付目的に反して生活費にあてることのないように指導すべきものである。（課長問答第8の59）

- 2 次に就学者が勤労収入を得ている場合の取扱いは、原則として就労控除（基礎控除、特別控除、未成年者控除）後の収入は収入認定を行なうこととし、高等学校等就学費の対象となる額の就学経費については、申請により支給可能な必要額を算定計上して支給する。その上で、高等学校等就学費の対象とならない分の就学経費について、就学のために必要な最小限度の額を控除した額を収入認定する。（課長問答第8の58）

※定時制課程の給食費は、高等学校等就学費の対象とならない。学校が徴収する給食費の額は勤労収入から就学のための必要経費として収入認定除外の取扱いをして差し支えない。（次官通知第8-3-(3)-クー(ア)）

（参考） 修学資金の各種貸付については「参考資料3」参照。

課長問答 第8の58

課長問答 第8の59

（問7-32-2） 高校就学中の就労収入から「就労や早期の保護脱却に資する経費」を認定する場合の取扱い

高等学校等就学者がアルバイト収入を得ている場合、大学へ進学する経費等を収入認定除外とする際の具体的な取扱いについて示されたい。

高等学校等卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から学業に支障がないなど、特に自立助長に効果的であると認められる場合に、次官通知第8-3-(3)-クー(イ)に基づき、次の経費等（複数項目可）を高等学校等就学者のアルバイト等の就労収入から収入認定除外とす

るものである。（課長問答第8の58-2）

- 自動車運転免許等の就労に資する技能を修得する経費（技能修得費の給付対象となるものを除く。）
- 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な入学料等に限る。）
- 就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用
- 国若しくは地方公共団体により行われる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金の償還金
- 就職活動に必要な費用
- 海外留学に必要な費用（課長問答第10の19に該当する場合に限る。）

1 事前承認について

具体的な自立更生計画書の提出を受け、ケース診断会議の活用又は基準を設けるなどして、収入認定除外とする経費の承認を行うこと。

- (1) 専修学校等の就学に事前に必要な入学料等とは、入学金、入学検定料（受験料）及び受験する際に必要となる交通費（宿泊代含む。）が対象となる。進学のための予備校代及び塾代については、問7-5を参照のこと。
- (2) 転居に要する費用とは、敷金等のほか、移送費、転居後の生活を始めるに当たり必要な最小限度の家具什器費及び被服（布団）費等を含めて差し支えない。この場合において、生活保護基準の範囲によらず、就学・就労後の収入や必要となる経費等を勘案し、生活に支障のない範囲内の家賃等を考慮の上承認すること。
- (3) 貸付資金の償還金とは、当該被保護者（高等学校等就学者）に係る私立高校の入学金や授業料などの貸付資金であって、卒業後に償還が開始されるものが想定される。
- (4) 課長問答第10の19に該当する海外留学について、海外留学が世帯の自立助長に効果的であると認められるが、留学期間が長期にわたる場合は、厚生労働大臣宛てに情報提供の上判断していく。（別冊問答集問10-25）

2 収入認定除外の具体的な方法

就労収入総額について基礎控除を適用し、必要経費等の控除を行った後の収入充当額のうち、事前承認を行った金額の範囲内で収入認定除外を行う。なお、原則、収入認定除外とした金額は、別口座による管理とし、収入認定に係る遡及期間を考慮し、定期的な確認を行うこと。

3 その他

高等学校等卒業後、専修学校、各種学校又は大学に就学するための必要な経費に充てるためのやり繰りによる預貯金等の取扱いについては、課長問答第3の18-2、別冊問答集問3-25-2、3を参照のこと。

次官通知第8-3-(3)-ク-(イ)

課長問答第8の58-2

(問 7-32-3) **既に収入認定除外を行った「就労や早期の保護脱却に資する経費」を目的外に使用した場合等の取扱い**

大学等に就学するために必要な経費として収入認定除外の取扱いを行ってきたが、目的外に使用した事実が発覚した。費用返還の方法について示されたい。

- 1 貯めた金額(本取扱い(収入認定除外)により貯められた貯金をいう。以下同じ。)の一部を目的外に使用した場合
使用目的が生活保護の趣旨目的に反するため、次官通知第8-3-(2)-ウ「財産収入」として、目的外に使用した全額について収入認定又は法第63条に基づく返還額決定を行う。
資力の発生日は、目的外に使用した日(当該日の確認が困難な場合は、目的外に使用するために口座から引き出した日)となる。
- 2 貯めた金額を使用目的の範囲内で使用したが、残余が出た場合
使用目的の範囲内と認められる使用用途が他にないかを確認した上で、なお残余がある場合には、活用し得る資産として認定した上で、生活最低基準をまかなう費用として活用を求めることとなる。
資力の発生日は、残余の額が確定した日とし、上記1同様、次官通知第8-3-(2)-ウ「財産収入」として全額収入認定又は法第63条に基づく返還額決定を行う。
なお、大学等へ進学後に転居するなど、貯めた金額を世帯分離又は保護廃止後に活用することが予定されている場合においては、残余の額が確定していないため、世帯分離又は保護廃止前に収入認定を行うことはできない。
- 3 貯めた金額の目的外使用に係る法第63条に基づく返還額決定に当たり自立更生免除の申出があった場合
貯めた金額は、卒業後の就労等に充てるものとして認められたものであり、目的外に使用した金額を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすることは、当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合とは言い難いため、自立更生免除の考慮の幅は狭いと考えることが妥当である。
- 4 その他
事前承認した自立更生計画書の内容と異なり、留年等当初の計画期間を超える場合については、自立更生計画書の再提出を受け、留年等による変更内容を承認するか否かについてケース診断会議に諮るなどして、その後の取扱いを検討すること。

平成26年5月ブロック別事務打合せ会議(前期)資料

(問 7-33) **離婚に伴う養育費、慰謝料の収入認定**

被保護者が離婚したことに伴って、養育費、慰謝料等を受領した。この取扱いはどうなるか。

被保護者の離婚に伴う、養育費、慰謝料の取扱いは、養育費については、生活費として渡されることから、収入を得るための必要経費を除き、仕送り、贈与等の収入として全額収入認定する。(次官通知第8-3-(2)-イ)

慰謝料については、「保険金、その他の臨時的収入」として8,000円(月額)を超える額のうち、自立更生に当てられる額を除いて収入認定する。(次官通知第8-3-(2)-エ-イ)

自立更生に当てられる額は、原則として直ちに自立更生のための用途に供されるものに限られる。ただし、将来の自立更生にあてられることを目的として適当な者に預託されている場合には、その間は収入認定しない取扱いもできる。

なお、自立更生のための用途に供される額の認定基準(対象範囲及び額)については、課長問答 問第8の40を参照されたい。

次官通知第8-3-(2)-イ

次官通知第8-3-(2)-エ-イ

局長通知第8-3-(4)

(問 7-34) **交通事故被害に伴う補償金等の収入認定**

被保護者が交通事故の被害者となった場合に受領した補償金の取扱いは、どのようにすべきか。

被保護者が交通事故にあい、補償金を受領した場合の取扱いは、「保険金、その他の臨時的収入」として8,000円(月額)を超える額のうち、自立更生に当てられる額(対象範囲及び額は、課長問答・問第8の40参照)を除いて収入認定する。(次官通知第8-3-(2)-エ-イ、次官通知第8-3-(3)-オ)

自立更生に当てられる額が、将来の自立更生にあてられることを目的として適当な者に預託されている場合には、その間は収入認定しない取扱いができる。(前述の問7-33と同様)(次官通知第8-2-(4))

なお、交通事故の補償金は事故にあったことによる被害を補償する金銭という性格から、原状回復のための経費については、より積極的に自立更生にあてられる額とすべきである。補償金等の支払いは示談成立等の時期よりも後に行なわれる事例が多いため、法第63条返還を適用する場合も生じる。返還額決定の際の免除額を考慮するにあたっては、同様に原状回復に費消せざるを得ない額について、免除を考慮すべ

きものとして差し支えない。

次官通知第8-3-(2)-エ-(イ)

次官通知第8-3-(3)-オ

局長通知第8-2-(4)

4 就労に伴う必要経費、その他の必要経費

(問 7-35) 個人タクシーの必要経費

個人タクシーを営業する者の収入の認定に当たって、必要経費をどう算定するか。

一般に、個人タクシーを営業するに際して、標準的な経費は以下のとおりである。

- 1 各地域タクシー協会及び上部タクシー協会加盟費
- 2 自動車損害賠償責任保険（強制保険）
- 3 車検費用、修理費用
- 4 燃料費用
- 5 駐車場費用
- 6 日個連自動車共済、日個連一般共済、日個連車両共済（任意保険）
- 7 所得保障保険、共済保険
- 8 個人営業会計委託事務費
- 9 労災保険（労災特例加入制度による任意のもの）

なお、必要経費の算定に当たっては、客観的な資料によって確認する必要がある。

(問 7-36) 生命保険の外交員の必要経費

生命保険の外交員の必要経費はどこまで認められるか。

生命保険の外交員について、収入を得るための必要経費を認める場合の基本的な考え方は、別冊問答集（問 8-18）に示されているとおりである。

収入の増加をもたらすために必要とされる「手みやげ」は、ほとんどすべての外交員が営業上配る少額の物品（例：会社名入りの菓子）については、必要経費として認められる。また、契約成立時のおおむね2,000円程度の小品（例：靴下セット、ハンカチセット）の贈答についても、大多数の外交員が行っており認められる。

この他、生命保険会社が外交員に営業用に貸与する生命保険料等の計算用端末費用及び営業活動に伴う交通費も含むものである。

(問 7-39) シルバー人材センター及び小規模作業所の会費

シルバー人材センター等の会員になって就労収入を得ている場合、会費を収入から控除することは認められるか。

シルバー人材センターの会員資格を得るために必要な会費については、収入を得るための必要経費として、当該収入から控除して差し支えない。精神障害者等の小規模作業所における「作業所会費(会員資格を得るための会費)」も同様の取扱いとする。

ただし、会員の親睦を図るための費用等については、認められないものである。

(問 7-40) 傷病手当金からの社会保険料の控除の取扱い

健康保険の被保険者である者が病気休職して、給料が支給されなくなった。毎月、傷病手当金が支給されているが、傷病手当金から社会保険料の控除はできるか。

傷病手当金は、被保険者が業務外の傷病により療養のため就労不能となり、給料を支給されないとき、又は支給されても傷病手当金の額より少額であるときに支給されるものである。休職4日目から以下によって計算された額が支給され、支給期間は1年6か月である。

- ・被保険者期間1年以上の被保険者

被保険者が給付を受ける月以前12か月間の各月の標準報酬月額平均額の $\frac{1}{30}$ の $\frac{2}{3}$

- ・被保険者期間が1年未満の被保険者

①被保険者期間における各月の標準報酬月額平均額の $\frac{1}{30}$

②支給開始日の属する年度の前年度の9月30日における全被保険者の標準報酬月額平均額の $\frac{1}{30}$

①か②のいずれか少ない額の $\frac{2}{3}$ 相当額

このように、傷病手当金が毎月の給料に代わって支給されるものであるという性格を持つことから、支給された傷病手当金から社会保険料を控除する取扱いを行って差し支えないものである。

なお、傷病手当金の収入認定上の取扱いは、次官通知第8-3-(2)-ア(恩給、年金、失業保険金その他の公の給付)により、実際の受給額を認定することとなる。

(問 7-41) **就労に伴う託児費用の取扱い**

保育所入所や学童クラブに要する費用は、就労に伴う子の託児費用であるが、必要経費として控除できるか。

就労に伴う子の託児費には、保育所入所支度に要する費用及び区市町村が実施する学童クラブに要する費用を含むものである。都内の学童クラブの実情から、区市町村が実施するもの又は公的助成のもとに運営されているものについては、その費用を「その他の必要経費」として収入から控除して差し支えない。控除することができる費目は、児童の保育料、おやつ代などの託児に要する費用である。(課長問答第8の48)

なお、就労に伴う託児費用を「その他の必要経費」として収入から控除する場合、控除の対象となる収入には、就労収入のほか、児童扶養手当、児童手当あるいは年金等の収入(収入認定の対象となる世帯の収入)も含まれる。したがって、就労開始時当初における託児費用を例えば、児童扶養手当の収入認定額から控除することも可能である。ただし、収入認定すべき就労収入が得られる状態に達した後については、当該就労収入から控除すべきものであること。

課長問答 第8の48

(7-42) **インターネット等を用いた収入の取扱いについて**

被保護者がインターネットや携帯電話のネットサービスにより収入を得た場合の取扱いはどうか。

インターネット利用コストの低下に伴い、被保護者がネットを利用し、様々なサービスを利用する機会が増加してきた。これに伴いネットオークションやアフィリエイト収入等、様々な形で被保護者が収入を得る機会も生じている。こうした収入については収入の種類に様々な様態が存在するため、実施機関において詳細な調査を行い、下記の例も参考にして認定されることとされたい。

1 ネットオークションによる収入

保有否認されていた家財であれば全額を保護開始時からの法第63条適用となる。保有容認されていた家財を処分した場合は**次**第8-3-(2)-エー(イ)により8,000円をこえる額について、認定を行う。

2 アフィリエイト(成果保証型広告)による収入について

被保護者がブログサイト等を開設し、アフィリエイト広告等により収入を得た場合、勤労収入とみなすか、その他の収入としてみなすかにより取扱いが異なる。その者が広告収入を得るためになんらかの労働をしていると認められる場合は勤労

収入とすべきであるが、単にサイトまたはブログに設置してあるだけの広告から得られる収入まで同様に扱うべきではない。調査のうえ、事務所において判断されたい。

(1) 調査の結果、勤労収入として扱うこととした場合

局第8-1-(3)により農業以外の事業(自営)収入として扱う。

(2) 調査の結果、その他の収入として扱うこととした場合

次第8-3-(2)-エ-(イ)により8,000円をこえる額について、認定を行う。

3 ネットゲーム利用に伴うポイント還付による収入について

携帯ゲームサイトのゲーム利用をする(広告を見る)ことによってポイントが発生し、それを換金するサイトが存在する。被保護者がこのサイトを利用し、ポイント還元により収入を得た場合、利用者はなんらかの勤労の対価として報酬を得たのではなく、サイト閲覧により収入を得たに過ぎないため「その他臨時的収入(次第8-3-(2)-エ-(イ))」とするのが妥当である。

上記いずれの場合であっても、ネット接続料金や最低限の通信料については経費としてみなす余地があるので留意する。

第 8 保護の決定

第8章 保護の決定

この章で扱う事項

保護開始時の要否判定について

- ・保護開始時の要否判定・・・問8-1～8
- ・他法他施策の自己負担金の減免を受けられる場合・・・問8-9、10、10-2
- ・境界層該当証明について・・・問8-11、11-2

入院入所者の保護費の取扱いについて

- ・保護施設入所事務等について・・・問8-14～18
- ・施設入所者に対する保護の適用・・・問8-23～26
- ・その他施設入所者に対する保護の適用・・・問8-27、30

保護の停廃止時の取扱いについて

- ・累積金の取扱い・・・問8-33、34
- ・保護停止中の取扱い・・・問8-35
- ・海外渡航者の取扱い・・・問8-36
- ・保護廃止時の要否判定・・・問8-37～40
- ・所在不明による保護廃止・・・問8-41、44
- ・拘留された者等について・・・問8-28、29

その他保護の決定に関することについて

- ・移管ケースの取扱い・・・問8-12、13
- ・路上生活者の取扱い・・・問8-19～22
- ・誤って受けた申請の取扱い・・・問8-32
- ・辞退届の取扱い・・・問8-46
- ・自己退院（退所）の場合・・・問8-42、43
- ・単身被保護者死亡時の場合・・・問8-45
- ・扶助費の再支給額の算定・・・問8-31
- ・急迫した要保護者を発見した場合・・・問8-47

キーワード

【保護の要否及び程度の決定】

保護の実施にあたっては、まず、保護を要するか否かを判定し（要否の判定）、保護を要するとされた場合には、保護の方法、種類、程度等が決定される（程度の決定）。

要否の判定は、保護の支給要件を満たしているか否かの判断であり、単に生活に困窮していることのみによってではなく、資産、能力の活用その他法に定める義務の履行も要件となるものである。しかしながら、通常は、生活困窮度の測定に基づく保護の要否判定を意味するものである。一方、程度の決定は、月々どの程度の保護を要するかを具体的に決定すること、すなわち支給すべき保護費の程度決定を意味する。

要否の判定及び程度の決定は、ともに最低生活費と収入充当額との対比によって決定される。収入充当額（収入認定の対象となる収入から収入控除額を除いた最低生活費に充てるべき額）が最低生活費に満たない場合に保護要と判定され、不足する費用が扶助されるのである。

保護開始時の要否判定については、臨時的需要及び自立助長を目的とする費用は認定されない（一部の移送費及び被服費、医療及び介護費、出産及び葬祭費は認定される）。

保護廃止時の要否判定については、基本的にすべての最低生活費が認定の対象となる（転居費用が保護廃止後に必要となる場合など、廃止時に需要がない場合には対象外）。

程度の決定にあたっては、収入のうち、年金や手当など複数月分がまとめて支給される場合には、次回支給月までの月数で分割して認定するなど、家計の消費の実態に適合した認定方法を用いることで、月々の最低生活の生計維持を考慮した程度の決定が可能になっている。

第 8 保護の決定

(問 8 - 1) 保護開始時の要否判定に用いる費目

保護開始時の要否判定の際、最低生活費の算出に用いる費目について示された
い。

保護開始時の要否判定においては、最低生活費と収入充当額をそれぞれ算出し、そ
れを対比する必要がある。以下のように、最低生活費が収入充当額を上回った場合に
保護開始となる。

$$\text{最低生活費} > \text{収入充当額}$$

1 開始時の最低生活費の算出に際し用いる費目内訳 (課長問答・第 10 の 4 及び 5)

【生活扶助】	基準生活費 (第 1 類 + 第 2 類 + (地区別冬季加算)) 入院患者日用品費 介護施設入所者基本生活費 加算 被服費 (おむつ代) (局長通知第 7 - 2 - (5) - ア - (カ)) 移送費 (局長通知第 7 - 2 - (7) - ア - (ア) 及び (イ))
【住宅扶助】	家賃、間代、地代
【教育扶助】	教育扶助基準、教材費、給食費、交通費、学級費
【介護扶助】	介護費 (住宅改修費を除く)、移送費
【医療扶助】	医療費、短期医療費 (特例)、移送費 (問 8 - 7 参照)
【出産扶助】	出産費
【葬祭扶助】	葬祭費

上記に加え、国民健康保険料等の健康保険料 (減免等が利用できる場合、利用した
上でその者に賦課される、最低限の額) を実費で計上する。

[具体例]

33歳夫、29歳妻、4歳子の居宅3人世帯

(R3.4現在、1級地-1)

【生活扶助】1類・2類 146,800円

児童養育加算 10,190円

【住宅扶助】家賃 69,800円 (※例示)

【医療扶助】外来実費 実費

【その他】健康保険料 実費

最低生活費計 226,790円 + 医療費実費 + 健康保険料
(要否判定に用いる最低生活費)

2 要否判定の際、1の費目の中で該当となる部分の扶助費を足しあげたものが、その世帯の最低生活費となる。ただし、要否判定には用いない扶助基準もあるので、以下に示すこととする。

《開始時の要否判定には用いない扶助基準》

【生活扶助】	期末一時扶助費 家具什器費 入学準備金 就労活動促進費 配電・水道・井戸・下水道設備費等 被服費（局長通知第7-2-(5)-ア-（カ）を除く） 移送費（局長通知第7-2-(7)-ア-（ア）及び（イ）を除く）等
【住宅扶助】	敷金、契約更新料、住宅維持費
【介護扶助】	住宅改修費
【教育扶助】	学習支援費
【出産扶助】	産科医療補償制度による保険料
【生業扶助】	生業費、技能修得費、高等学校等就学費、就職支度金

(問 8 - 2) **保護開始時の要否判定時の収入充当に用いる費目**

保護開始時の要否判定の際、収入充当額の算出に用いる費目について示されたい。

要否判定の際に用いる収入充当額は、定期的な収入金額（月額）と開始時に現に所持している手持ち金の合計額である。以下に、定期的な収入金額を算出する際の費目及び考え方を示すこととする。

1 開始時の収入充当額算出に際し用いる費目（課長問答第 10 の 5）

各種勤労控除及び必要経費控除等	要否判定に用いる基礎控除額 必要経費の実費（社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等） 出稼ぎ等の実費 託児費 公租公課
-----------------	--

収入の中で主なものは稼働収入であるが、稼働収入を得るためには就労先までの交通費が必要であったり、所得税をはじめ健康保険料などの公租公課が給料から予め天引きされる場合がある。その場合には、必要経費の実費（実費控除）を稼働収入から差し引く必要がある。また、事業を営んでいる場合の事業収入の場合においては、原材料費、仕入れ代、事業で使う機械器具の修理費等が必要経費の実費となる。

(a) 勤労収入

勤労収入においては、支給総額から勤労に伴う必要経費として局長通知第10の2の(1)に定める別表2に定める額（以下「要否判定控除額」という。）を差し引いてから必要経費の実費を差し引いた額が要否判定の際に用いる定期的な収入金額の月額となる。

(b) 事業収入

事業収入においては、事業収入総額からまず必要経費の実費を差し引き、その後の額から要否判定控除額を差し引いた額が要否判定に用いる定期的な収入金額の月額となる。

(c) その他の収入（年金等） 《その他の収入（年金、恩給）－実費控除》

その他の収入は、主に年金、恩給であるが、平均月割額から必要経費の実費を差し引いた額が要否判定の際に用いる定期的な収入金額の月額となる。

(d) 申請時所持金 《手持ち金から定期的な収入の推定残額を除いた金額》

開始時の要否判定時には、所持金（手持ち金）は定期的な収入の推定残額を

除く全額が収入充当の対象となる。

当該世帯の最低生活費（医療・介護費を除く）の5割までの所持金については、あくまでも、開始後の程度の決定時に保有容認することができるのであって、開始時の要否判定時にあらかじめ差し引くものではないことに留意する。

（要否判定で所持金から差し引くべき金額は「定期的な収入の推定残額」である。）

[具体例] 注：手持ち金の取扱いは「問8-3」を併せて参照のこと
（ここでは説明を簡略にするため、推定残額を含まない手持ち金として例示している。）

勤 労 収 入 額（名目）	80,000円
要否判定控除額	14,510円
必要経費（実費控除）	10,000円
手持ち金（勤労収入以外）	（実額）

勤労収入額（名目）－要否判定控除額－実費控除＝定期的な勤労収入金額
(80,000) － (14,510) － (10,000) = 55,490円

要否判定に用いる収入充当額＝定期的な勤労収入金額＋手持ち金（勤労収入以外）
＝55,490＋手持ち金（勤労収入以外）の実額

以下に、収入充当額の算出に際し用いない費目を列挙する。

《開始時の収入充当額算出に際し用いない費目》

各種勤労控除及び必要経費控除等	新規就労控除、未成年者控除、 不安定収入控除 現物500円控除 貸付金の償還金
-----------------	--

課長問答 第10の5

(問 8 - 2 - 2) **年金から特別徴収されている国保料の取扱い**

満 65 歳以上の国民健康保険被保険者で、老齢年金から国保料が特別徴収されている者から、申請があった場合の取扱いについて示されたい。

開始時及び廃止時の要否判定の際に用いる国民健康保険料及び後期高齢者医療制度保険料の額は、減免等を利用した上でその者の収入に応じて賦課される最低限の額を用いることを原則とする。申請時においても実際に賦課されている保険料は用いず、計算上の最低限の額を用いる。

保護要となり程度の決定を行なう際は、国民健康保険証、後期高齢者医療証は返還するので、実需が生じないことから、保険料相当額について考慮する必要はない。ただし、老齢年金等から特別徴収されている場合、特別徴収を停止する期日に間に合わないと、次回年金支給の際も特別徴収が行なわれる。保護開始後の年金から特別徴収されている保険料については、収入認定の際、年金から控除して差し支えない。

保護開始後保険料が再計算され、過払いとなった保険料が保険者から還付された場合は、その他公の給付として収入認定する（問 7 - 19 参照）。

(問 8 - 3) **保護開始時に申請者の所持する金銭の取扱い**

保護開始時の要否の判定及び程度の決定に際して、申請者の所持する金銭はどのように取り扱えばよいか。

1 保護開始時の所持金の考え方

保護の要否の判定および程度の決定は、最低生活費と収入充当額との対比によって決定される。

その際に評価する収入は、定期的な収入金額（月額）と現に所持している金額の合計額である。

ただし、現に所持している金銭のなかには、定期的な収入の残額が含まれており、これを手持ち現金として評価すると、定期的収入を二重に評価することとなる。これを避けるため、所持金額から定期的収入の推定残額を除く必要がある。つまり、定期的収入のある世帯においては、定期的な収入がない世帯と違い、現に所持している金額をそのままその世帯の収入充当額にできないので注意が必要である。

（推定残額の算出方法は問 8 - 5）

2 要否の判定

給料・年金等の定期的な収入のある世帯に対する保護開始時の要否の判定に際し

ては、申請時に所持している金銭（手持ち金）のうち定期的な収入の推定残額を除いた金額と、その世帯の定期的な収入の月額とを加えた額を要否判定の際の収入として扱う。

定期的な収入のない世帯に対する開始時の要否の判定に際しては、申請時に所持している金銭のすべてをその世帯の要否判定の際の収入として扱う。（問8-5、事例1参照）

[具体例]

現に所持している金額	10万円
定期的な収入（年金）	8万円（月4万）

仮に定期的収入の推定残額が6万円であったとすると、現に所持している金額10万円の中に定期的収入の推定残額6万円が含まれていることになり、純粋な手持ち金は4万円となる（10万円－6万円）。よって、要否判定に際し評価する収入は定期的収入である年金月額の4万円と、所持金額から定期的収入の推定残額を除いた純粋な手持ち金4万円を加えた、計8万円となり、現に所持している10万円がそのまま要否判定に際し評価する収入とならない。

《要否判定に用いる収入》

(1) 定期的な収入のある世帯

$$\boxed{\text{給料・年金等の月額}} + \boxed{\text{申請時所持金} - \text{給料・年金等の推定残額}}$$

(給料・年金等以外の所持金)

(2) 定期的な収入のない世帯

$$\boxed{\text{申請時所持金}}$$

3 程度の決定

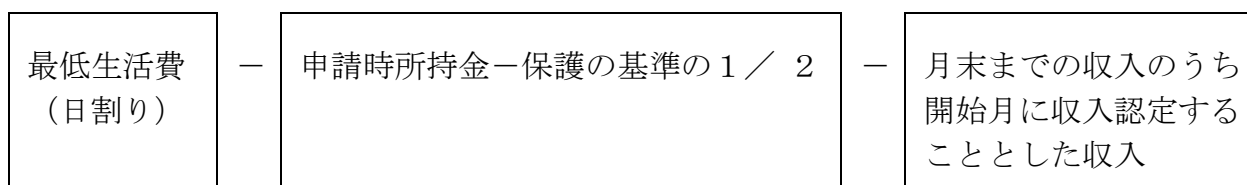
保護要とされた世帯に対する開始月の程度の決定に際しては、定期的な収入の有る無しにかかわらず、申請時に所持している金銭のうち当該世帯の保護の基準（医療扶助及び介護扶助を除く）の2分の1までの金額を収入認定の対象としない。

これは、一般世帯の場合でも月々一定額の繰越金をもって家計が円滑に維持されていることから、被保護世帯においても家計上の繰越金を認めることが自立のために必要である、という考えに基づいている。

開始月の扶助費は、その月の最低生活費（月の途中開始の場合は日割り計算によって得られる額）から、その月に収入認定すべき金額を差し引いて算出する。

その月に収入認定すべき金額とは、申請時に所持している金銭のうちその世帯の保護の基準の2分の1を超える金額と、申請日以降月末までに得られる収入のうち開始月に収入認定することとした収入認定額とを合計した額である。

《程度の決定》（定期的な収入のある世帯及び定期的な収入のない世帯）



※「月末までの収入のうち開始月に収入認定することとした収入」とは、次のとおり。

(1) 給料について

保護開始後月末までに給料収入がある場合、開始日から給料日までの日数、開始月の扶助額、給料日、開始時の手持ち金等を勘案し、今後の給料収入の認定方法（当月認定にするか、翌月認定にするか）を定める。

上記により、給料を当月認定することと決定した場合は、その全額について収入認定要領に基づき認定した額が「月末までの収入のうち開始月に収入認定することとした収入」となる。

保護開始後月末までに給料収入がない場合は、「月末までの収入のうち開始月に収入認定することとした収入」はないこととなる。（問 8-5、事例 6、7 参照）

(2) 年金について

保護開始後月末までに年金支払日がある場合、年金月額的全額が「月末までの収入のうち開始月に収入認定することとした収入」となる。（問 8-5、事例 4 参照）

ただし、これにより算定した結果、開始月の扶助額が開始日から年金支払日までの最低生活費（日割り）を割り込むこととなる場合で、開始時の手持ち金をもってしてもなお最低生活が保障されないときには、開始月に認定すべき年金月額を開始月から翌月以降に適宜分割認定することとして差し支えない。（問 8-5、事例 5 参照）

保護開始後月末までに年金支払日がない場合は、「月末までの収入のうち開始月に収入認定することとした収入」はないこととなる。（問 8-5、事例 2、3 参照）

(3) 臨時収入について

保護開始後月末までに臨時収入が予定される場合、(2)の保護開始後月末までに年金支払日がある場合と同様に取り扱う。

(問 8 - 3 - 2) **世帯員が増えた場合の要否判定・程度の決定**

被保護世帯に、新たに保護を受けていなかった者が転入してきた場合の要否判定・程度の決定（手持ち金の取扱い）について示されたい。

1 要否の判定

転入者を含めた世帯全員の最低生活費（保護廃止の際の要否判定に用いる基準）と、世帯全員の定期的な収入及び転入者の手持金（転入者に定期的収入がある場合は、手持金から定期的な収入の推定残額を除く＝保護開始時と同じ取扱いとなる）との対比による。

生命保険等の資産の取扱いは保護開始時と同様とする。したがって、転入者が生命保険に加入している場合は、転入先の世帯が元々保有していた生命保険の解約返戻金と転入者分の解約返戻金を合算して、30万円または転入者を含めた世帯全員の最低生活費の概ね3ヶ月分までを保有容認限度の目安にして判断する。

2 程度の決定

保護要とされた世帯に対する程度の決定に際しての転入者の手持金の取扱いは、転入前の世帯人数による1か月分の最低生活費と転入後の世帯人数による1か月分の最低生活費の差額の2分の1までの金額を収入認定せず、差額の2分の1を超える額を転入月の収入として認定する。なお、転入月で認定し切れなかった場合は、翌月以降に分割して認定できることは保護開始時と同様である。

(問 8 - 4) **給料・年金等の推定残額の算出方法**

定期的な収入のある世帯から保護の申請があったときは、要否の判定を行うに当たって、給料・年金等の推定残額を算出しなければならないが、その具体的な方法を示されたい。

給料・年金等の支給日から保護申請日までの経過日数を計算し、給料・年金等がその間に均等に消費されたと仮定して、残っているべき金額（推定残額）を計算する。

$$\text{推定残額} = \text{支給額} \times \left(1 - \frac{\text{支給日から申請日までの経過日数}}{30 \times \text{月数}} \right)$$

支給額：実際に支給された手取りの額

支給日から申請日までの経過日数：支給日から申請日の前日までの日数

30：通常月は30を使うが、2月のみ実日数を使う。

月数：毎月支給されるものは1となり、2か月分が支給されるものは2となる

なお、保護申請前にやむを得ない事情で給料・年金等を費消してしまい申請時所持金の額が推定残額に満たない場合は、推定残額を超える部分はないことから、月々の収入額をもって要否の判定を行うこととなる。

[具体例] うるう年の場合

前回年金受給日	保護申請日
2月15日	3月1日

年金月額・・・	40,000円
前回受給額・・・	80,000円
申請時所持金・・・	30,000円

$$\text{年金の推定残額} = 80,000 \times \left(1 - \frac{15}{29 + 30} \right) = 59,661$$

$$\text{申請時所持金} - \text{推定残額} = 30,000 - 59,661 = -29,661$$

申請時所持金の中に年金以外の純粋な手持ち金は無いと考えられ、月々の収入額である年金月額の4万円を要否判定に用いることとなる。

課長問答 第10の10

(問 8 - 5) 申請時所持金がある場合の要否判定及び程度の決定の具体例

保護申請時に所持する金銭がある世帯に対する要否の判定と、開始月の程度の決定の方法を具体的に示されたい。

1 定期的な収入がない場合

保護申請日

5月25日

最低生活費 …………… 107,040円

申請時所持金 …………… 80,000円

保護の要否

$$80,000 < 107,040$$

保護は要となる

程度の決定

$$\text{世帯の保護基準の2分の1の額} 107,040 \times \frac{1}{2} = 53,520$$

申請時所持金のうちで収入認定の対象となる額

$$80,000 - 53,520 = 26,480$$

5月分扶助費

$$107,040 \times \frac{31-24}{30} - 26,480 \times \frac{31-24}{30} = 18,797$$

6月分扶助費

$$107,040 - 26,480 \times \frac{23}{30} = 86,739$$

7月分扶助費

107,040円

5月に26,480円の全額を認定すると、5月分扶助費がマイナスとなるため、7対23の比率で5月と6月とに分割して収入認定している。申請者の手持ち金の状況により、3の事例と同様に7対30の比率で5月と6月とに分割して収入認定しても差し支えない。

2 年金収入がある場合 (a) 月末までに年金収入がない場合で、通常の認定で支障がない場合

前回年金受給日	保護申請日	次回年金受給日
4月15日	5月20日	6月15日

最低生活費	125,470円
年金月額	50,000円
前回受給額	100,000円
申請時所持金	85,000円

$$\text{年金の推定残額} = 100,000 \times \left(1 - \frac{35}{30 \times 2}\right) = 41,666$$

$$\text{申請時所持金} - \text{推定残額} = 85,000 - 41,666 = 43,334$$

保護の要否

$50,000 + 43,334 = 93,334 < 125,470$
 保護は要となる。

程度の決定

$$\text{世帯の保護の基準の2分の1の額} = 125,470 \times \frac{1}{2} = 62,735$$

$$\begin{aligned} &\text{申請時所持金のうちで収入認定の対象となる額} \\ &85,000 - 62,735 = 22,265 \end{aligned}$$

5月分扶助費

$$125,470 \times \frac{31-19}{30} - 22,265 = 27,923$$

6月分扶助費

$$125,470 - 50,000 = 75,470$$

- 3 年金収入がある場合 (b) 月末までに年金収入がない場合で、通常の認定方法では支障が生じる場合の一例

前回年金受給日	保護申請日	次回年金受給日
6月15日	6月19日	8月15日

最低生活費	……………	125,470円
年金月額	……………	50,000円
前回受給額	……………	100,000円
申請時所持金	……………	160,000円

$$\text{年金の推定残額} = 100,000 \times \left(1 - \frac{4}{30 \times 2}\right) = 93,333$$

$$\text{申請時所持金} - \text{推定残額} = 160,000 - 93,333 = 66,667$$

7

保護の要否

$$50,000 + 66,667 = 116,667 < 125,470$$

保護は要となる。

程度の決定

$$\text{世帯の保護基準の2分の1の額} = 125,470 \times \frac{1}{2} = 62,735$$

申請時所持金のうちで収入認定の対象となる額

$$160,000 - 62,735 = 97,265$$

97,265円については、6月と7月の2か月に適宜分割して認定する。

6月分扶助費

$$125,470 \times \frac{30-18}{30} - 27,143 = 23,045$$

7月分扶助費

$$125,470 - 70,122 = 55,348$$

ここでは、6月と7月の認定額をそれぞれ27,143円と70,122円(97,265円を12対31で分割した額)とした。

※申請者の手持ち金の状況により、1の事例と同様に97,265円を12対18で分割した額としても差し支えない。

8月分扶助費

$125,470 - 50,000 = 75,470$
 4 年金収入がある場合 (c) 月末までに年金収入があり、通常の認定方法で支障がない場合

前回年金受給日	保護申請日	次回年金受給日
4月15日	6月3日	6月15日

最低生活費	……………	125,470円
年金月額	……………	50,000円
前回受給額	……………	100,000円
申請時所持金	……………	60,000円

$$\text{年金の推定残額} = 100,000 \times \left(1 - \frac{49}{30 \times 2}\right) = 18,333$$

$$\text{申請時所持金} - \text{推定残額} = 60,000 - 18,333 = 41,667$$

保護の要否

$50,000 + 41,667 = 91,667 < 125,470$
 保護は要となる。

程度の決定

$$\text{世帯の保護基準の2分の1の額} = 125,470 \times \frac{1}{2} = 62,735$$

申請時所持金のうちで収入認定の対象となる額

$$60,000 - 62,735 = -2,735 \Rightarrow \text{なし}$$

6月分扶助費

$$125,470 \times \frac{30 - 2}{30} - 50,000 = 67,105$$

7月分扶助費

$$125,470 - 50,000 = 75,470$$

5 年金収入がある場合 (d) 月末までに年金収入があるが、通常の認定方法では支障が生じる場合の処理の一例

前回年金受給日	保護申請日	次回年金受給日
4月15日	6月3日	6月15日

最低生活費	……………	125,470円
年金月額	……………	100,000円
前回受給額	……………	200,000円
申請時所持金	……………	10,000円

$$\text{年金の推定残額} = 200,000 \times \left(1 - \frac{49}{30 \times 2} \right) = 36,666$$

$$\text{申請時所持金} - \text{推定残額} = 10,000 - 36,666 = -26,666$$

6

⇒ なし

保護の要否

100,000 < 125,470
保護は要となる。

程度の決定

$$\text{世帯の保護基準の2分の1の額} = 125,470 \times \frac{1}{2} = 62,735$$

申請時所持金のうちで収入認定の対象となる額

$$10,000 - 62,735 = -52,735 \Rightarrow \text{なし}$$

6月分扶助費

$$\left\langle 125,470 \times \frac{30-2}{30} - 100,000 = 17,105 \right\rangle$$

年金収入10万円を認定すると6月分扶助費は17,105円となるが、これでは手持ち金を併せても年金支払日までの最低生活に支障をきたすこととなるので、10万円を開始月から翌月にかけて分割認定することとする。

6/3から6/15までに必要な扶助費を別途計算する。

$$\left\langle 125,470 \times \frac{15-2}{30} - 10,000 = 44,370 \right\rangle$$

開始月の最低生活費（日割り）から、44,370円を控除した額を、開始月に認定する年金収入の額とする。こうして分割認定される年金額の残余については、翌月以降に認定する。

6月に認定する年金収入の額

$$125,470 \times \frac{30-2}{30} - 44,370 = 72,735$$

7月以降に認定する年金収入の額（月々の分である10万円を除いた分）

$$100,000 - 72,735 = 27,265$$

27,265円は通常月の扶助額を上回っているため、1/2ずつ2か月に分けて認定する。

6月分扶助費

$$125,470 \times \frac{30-2}{30} - 72,735 = 44,370$$

7月分扶助費

$$125,470 - (100,000 + 13,633) = 11,837$$

8月分扶助費

$$125,470 - (100,000 + 13,632) = 11,838$$

6月の72,735円、7月の13,633円、8月の13,632円を合計すれば、6/15の年金月額である10万円となる。

9月分扶助費

$$125,470 - 100,000 = 25,470$$

6 就労収入がある場合 給料日が月末であるため、その月の収入を翌月の収入として取り扱った事例

前回給料日	保護申請日	次回給料日
10月25日	11月21日	11月25日

最低生活費	……………	200,150円
給料月額	……………	120,000円
(要否判定控除後の額)	………	102,740円
(程度決定基礎控除後の額)	…	94,400円
申請時所持金	……………	85,000円

$$\text{給料の推定残額} = 120,000 \times \left(1 - \frac{27}{30}\right) = 12,000$$

$$\text{申請時所持金} - \text{推定残額} = 85,000 - 12,000 = 73,000$$

保護の要否

$$102,740 + 73,000 = 175,740 < 200,150$$

保護は要となる

程度の決定

$$\text{世帯の保護基準の2分の1の額} = 200,150 \times \frac{1}{2} = 100,075$$

申請時所持金のうちで収入認定の対象となる額

$$85,000 - 100,075 = -15,075 \Rightarrow \text{なし}$$

11月分給料を12月に認定し、以後同様に、当月の給料を翌月の収入として取り扱う。

11月分扶助費

$$200,150 \times \frac{30 - 20}{30} = 66,716$$

12月分扶助費

$$200,150 - 94,400 = 105,750$$

7 就労収入と手当がある場合

前回手当受給日	前回給料日	保護申請日	次回給料日	次回手当支給日
4月10日	5月25日	6月15日	6月25日	8月10日

最低生活費	186,010円
手当月額	35,100円
給料月額	80,000円
(要否判定控除後の額)	65,490円
(程度決定基礎控除後の額)	58,400円
手当前回受給額	140,400円
申請時所持金	70,000円

$$\text{給料の推定残額} = 80,000 \times \left(1 - \frac{21}{30}\right) = 24,000$$

$$\text{手当の推定残額} = 140,400 \times \left(1 - \frac{66}{30 \times 4}\right) = 63,180$$

$$\text{推定残額合計} = 24,000 + 63,180 = 87,180$$

申請時所持金のうちで、要否判定の際の収入対象となる額

$$70,000 - 87,180 = -17,180 \Rightarrow \text{なし}$$

保護の要否

$$65,490 + 35,100 = 100,590 < 186,010$$

保護要となる

程度の決定

$$\text{世帯の保護基準の2分の1の額} = 186,010 \times \frac{1}{2} = 93,005$$

申請時所持金のうちで収入認定の対象となる額

$$70,000 - 93,005 = -23,005 \Rightarrow \text{なし}$$

6月分扶助費 (6/25の給料を7月の収入として取り扱う。翌月認定。)

$$186,010 \times \frac{30-14}{30} = 99,205$$

7月分扶助費

$$186,010 - 58,400 = 127,610$$

8月分扶助費

$$186,010 - (58,400 + 35,100) = 92,510$$

(問 8 - 6) **福祉的給付金と保護の要否判定及び程度の決定**

福祉的給付金を受給している入院中の夫と、居宅生活をしている妻の2人世帯から保護の申請があった。保護開始時の要否判定及び程度の決定を行う場合の収入額は、どのように算定するか。

なお、この世帯には、福祉的給付金の他に収入はない。

福祉的給付金については、手当額のうち17,000円までは収入として認定しない取扱いが認められている。(問7-25参照)

したがって、手当受給額から17,000円を除いた額が、保護の要否判定及び程度の決定に際しての、当該世帯の定期的収入となる。

定期的な収入のある世帯の要否判定に際しては、申請時に所持している金銭(手持ち金)から当該手当の推定残額を除いた額を算出し、その得られた額と収入認定すべき手当月額との合計額をもって、要否判定上の収入とすることが必要となる。

推定残額の算出は、保護申請時点における、前回受給額(保護開始前に受給)の理論上の残額を計算するものであるから、この段階では17,000円の収入認定除外額を考慮せずに手当月額の総額について、計算を行う。

次に、申請時の所持金から、上記により得られた推定残額を控除した金額を、要否判定上の手持ち金として取り扱う。

[具体例]

前回手当受給日	保護申請日	次回手当受給日
4月10日	7月30日	8月10日

最低生活費 144,150円

手当月額 53,000円

手当の認定額 36,000円

前回受給額 212,000円

申請時所持金 30,000円

$$\text{手当の推定残額} = 212,000 \times \left(1 - \frac{111}{30 \times 4}\right) = 15,900$$

$$\text{申請時所持金} - \text{手当の推定残額} = 30,000 - 15,900 = 14,100$$

保護の要否

$$36,000 + 14,100 = 50,100 < 144,150$$

保護は要となる。

程度の決定

5 世帯の保護の基準の2分の1の額 = $144,150 \times \frac{1}{2} = 72,075$

申請時所持金のうちで収入認定の対象となる額

$$30,000 - 72,075 = -42,075 \rightarrow \text{なし}$$

7月分扶助費

$$144,150 \times \frac{31 - 29}{30} = 9,610$$

8月分扶助費

$$144,150 - 36,000 = 108,150$$

1人で複数の手当を受給している場合では合算額で考え、考え方は同様である。

(問 8 - 7) **保護開始時の要否判定に用いる医療費**

保護開始時の要否判定に用いる医療費について、具体的に示されたい。

要否判定に用いる医療費は、高額療養費制度における低所得世帯に適用される自己負担限度額を上限とした額である。(令和3年3月時点の額。最新の額は以下のHP等で確認を行う。)

1 高額療養費制度における医療費の負担限度のしくみ (概要)

①高額療養費の自己負担限度額

70歳未満の者の健康保険被保険者(被扶養者)の高額療養費の自己負担限度額は、年収約370万円超約770万円の場合は、80,100円に療養に要した額の267,000円を超える部分に100分の1を乗じて得た額を加えた額、年収約370万円までの場合は57,600円である。(「区市町村民税が課せられない者」及び「要保護者」については、**35,400円**。)

また、70歳以上の者の自己負担金限度額は、一般の入院の場合は、57,600円(低所得者Ⅱの場合は**24,600円**、低所得者Ⅰの場合は**15,000円**)であり、外来通院の場合は、一般は18,000円(低所得者は**8,000円**)である。

②特定疾病にかかる高額療養費

人工腎臓を実施している慢性腎不全、血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害及び抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIV感染を含み、厚生労働大臣が定める者に係るものに限る。)に係る療養について保険者の認定を受けた場合に関しては、高額療養費の自己負担限度額はレセプトごとに**10,000円(70歳未満の方の人工腎臓を実施している慢性腎不全の療養について、所得(基礎控除後)が600万円を超える世帯の方は20,000円)**である。

③高額療養費の世帯合算

同一の月に世帯で自己負担金を合算した額が1①に掲げる額を超える場合、高額療養費制度の対象となり、自己負担限度額は1①の額となる。ただし、70歳未満の者は、レセプト単位で21,000円以上の自己負担額のみ合算される。

なお、70歳以上で外来通院のみの場合は個人単位で合算し、低所得者の場合は、自己負担額が**8,000円**を超える場合、高額療養費制度の対象となる。

④高額療養費の多数該当

療養のあった月以前の12月以内に既に3回以上高額療養費（保険加入の被保護者、特殊疾病等にかかる高額療養費をのぞく。）が支給されている場合の当該療養に係る算定 基準額は、70歳未満の年収約370万円超約770万円までについては44,400円、住民税非課税者については**24,600円**、年収約770万円超については93,000円又は140,100円となる。

2 食事療養標準負担額

① 70歳未満の者

70歳未満の者の食事療養標準負担額は、住民税非課税世帯以外が1食当たり460円、低所得者については、過去1年間の入院期間が90日以下の者が1食当たり**210円**、過去1年間の入院期間が90日を超える者が1食当たり**160円**である。

② 70歳以上の者

70歳以上の者の食事療養標準負担額は、現役並所得者及び一般が1食当たり460円、低所得者Ⅱが1食当たり**210円**（過去1年間の入院日数が90日を超える者は1食当たり**160円**）、低所得者Ⅰが1食当たり**100円**である。

3 生活療養標準負担額

生活療養費（問8-10-2参照）の対象者に求められる生活療養標準負担額は以下のとおり。

① 70歳未満の者

70歳未満の者の生活療養標準負担額は、一般が食費（1食当たり、以下同）460円又は420円、居住費（1日当たり、以下同）（医療区分Ⅰ、医療区分Ⅱ、医療区分Ⅲ）370円、（難病患者）0円。低所得者が食費**210円**、居住費（医療区分Ⅰ、医療区分Ⅱ、医療区分Ⅲ）**370円**、居住費（難病患者）**0円**である。境界層該当者が食費**100円**、居住費（医療区分Ⅰ、医療区分Ⅱ、医療区分Ⅲ、難病患者）**0円**である。

② 70歳以上の者

70歳以上の者の生活療養標準負担額は、現役並所得者及び一般が食費（1食当たり、以下同）460円又は420円、居住費（1日当たり、以下同）（医療区分Ⅰ、医療区分Ⅱ、医療区分Ⅲ）370円、（難病患者）0円。低所得者Ⅱが食費**210円**、居住費（医療区分Ⅰ、医療区分Ⅱ、医療区分Ⅲ）**370円**、居住費（難病患者）**0円**である。低所得者Ⅰが食費**130円又は100円**、居住費（医療区分Ⅰ、医療区分Ⅱ、医療区分Ⅲ）**370円**、居住費（難病患者）**0円**である。境界層該当者が食費**100円**、居住費（医療区分Ⅰ、医療区分Ⅱ、医療区分Ⅲ、難病患者）**0円**である。

4 要否判定に用いる金額

保護の申請を行った者について要否判定を行う際、最低生活費のうち医療費所要額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を含む。）の算定については、上記1～3に掲げるものを上限として用いるが、いずれも低所得者の特例（**ゴシックの金額**）の適用があったものとして行い、これにより算定した医療費所要額に収入充当額が満たない場合、要保護となる。

注1 上記はあくまでも要否判定に用いる金額である。実際に保護が要となり、医療扶助が開始された場合の自己負担の限度額については、1③の世帯合算は適用されず、世帯員ごとに35,400円となり、1④も35,400円となる。また、70歳以上の者はレセプト単位で、外来8,000円、入院15,000円となる。

注2 療養病棟に長期入院する患者からの保護申請時の要否判定については、入院期間が180日を超え、入院基本料が保険外併用療養費化されている場合、当該入院基本料相当額は、保護開始時の要否判定には用いないので、注意を要する。

平成29年10月5日付社援保発第1005号第1号

「高額療養費等の生活保護法における取扱いについて」

平成14年3月27日付社援保発第0327028号

「療養病棟等に180日を越えて入院している患者の取扱いについて」

東京都福祉保健局HP

・ 高額療養費

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kokuho/aramashi/kyuufu/kyuufu03.html>

・ 入院時食事療養費・入院時生活療養費

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kokuho/aramashi/kyuufu/kyuufu04.html>

東京都後期高齢者医療広域連合HP

・ 高額療養費

<http://www.tokyo-ikiiki.net/easynavi/kyufu/1000525.html>

・ 入院時食事療養費・入院時生活療養費

<http://www.tokyo-ikiiki.net/easynavi/kyufu/1000519.html>

(問 8 - 8) 入院時のおむつ代と保護の要否判定

保護開始時の要否判定を行う場合に、入院時のおむつ代はどのように取り扱うか。

入院中に保護の申請があった患者が常時失禁状態にあることから紙おむつ等を必要とする場合は、開始時の要否判定の際に当該おむつ代のうち、21,200円（令和3年4月局第7-2-(5)-ア-（カ）参照）以内で必要とする額を最低生活費に含めて計上して差しつかえない。（課長問答第10の4）

なお、必要なおむつ代の額は入院先の医療機関に確認することとし、上記の限度額を超える場合であっても、当該限度額を用いて算定すること。

課長問答 第10の4

(問 8 - 9) 低所得者の特例措置の取扱い

保護開始時の要否判定を行う場合に、低所得者に対する医療費自己負担額等の特例措置が適用可能な場合には、どのように取り扱うか。

保護の申請を行った者が、他法他施策による低所得者に対する特例措置により、医療・介護・障害者支援等のサービス給付の自己負担額の減免等を受けられる場合には、当該他法他施策の特例措置を行ったうえで、これにより算定した所要額（最低生活費の合計）に収入充当額が満たない場合に要保護となる。

具体的には、問8-7、問8-10の高額療養費及び食事療養費標準負担額の低所得者の特例、問8-11の介護保険給付の高額介護（介護予防）サービス費利用者負担上限額及び食費・居住費（滞在費）、介護保険料の各減額措置、問8-10-2の生活療養費標準負担額の特例、さらに、問8-11-2の障害者総合支援法による障害福祉サービスの定率負担及び食費等の実費負担軽減、自立支援医療の定率負担及び食費等の実費負担軽減、指定難病の患者に係る特定医療費及び食費等の実費負担減免並びに小児慢性特定疾病医療費及び食事療養に係る負担額の減免などの生活保護移行防止策（生保減免）に該当する者については、それぞれ要否判定時に特例措置の適用の可否を必ず確認すること。

なお、特例措置の適用にあたって、高額療養費及び食事療養費標準負担額の低所得者の特例適用対象者（国民健康保険等）、境界層該当者（介護保険）、境界層対象者

(障害者総合支援)等であることの証明を必要とする者に対しては、それぞれの適用順位に従って、必要となる証明書の交付を行うことになる。(特例措置により保護を必要としない者は、申請を却下することになる。)

局長通知 第10-2-(4)

局長通知 第10-2-(5)

(参照)

「障害者総合支援法施行規則第27条等の規定が適用される要保護者(境界層該当者)に対する保護の実施機関における取扱いについて」

(平成18年3月31日付社援保発第0331007号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

(最終改正 平成25年4月1日付社援保発0401第1号)

「難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第1条等の規定が適用される要保護者(境界層該当者)に対する保護の実施機関における取扱いについて」

(平成26年12月12日付社援保発第1212第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

「児童福祉法施行令の一部を改正する政令による改正後の児童福祉法施行令第22条等の規定が適用される要保護者(境界層該当者)に対する保護の実施機関における取扱いについて」

(平成26年12月12日付社援保発第1212第3号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

(問 8-10) **医療費及び食事療養標準負担額の特例措置の取扱い**

高額療養費及び食事療養標準負担額の特例措置の取扱いの対象となる者及びその手続きについて示されたい。

要保護者ではあるが、高額療養費及び食事療養標準負担額の低所得者の特例が適用されることで保護を必要としない状態に至る者については、特例措置の申請手続きを前提に保護の申請の却下又は保護を廃止する。

この場合、保護の申請却下通知書又は保護廃止決定通知書の決定理由欄に、減額措置の区分を記載する。減額措置の申請は、加入する医療保険の保険者あて、上記決定通知書又はその写に福祉事務所長が原本証明したものを添付して行うので、対象者にその旨を教示する。

特例措置適用の具体例

65歳単身の国保加入者で、世帯の収入が老齢厚生年金（介護保険料控除後）月額150,000円のみである場合

（家賃月額45,000円、入院後1か月经過、おむつ使用ありの事例）

医療費自己負担限度額：80,100円 食事療養標準負担額：1食 460円

（過去1年間の入院期間が90日以下の場合）

老齢厚生年金（介護保険料控除後）月額150,000円

国民健康保険料 月額1,000円（例示）

要否判定（令和3年4月基準）

特例措置を適用しなかった場合

特例措置適用前の最低生活費211,810円 > 収入認定額150,000円 **保護要**

入院患者日用品費	一時扶助（被服費）	医療費自己負担額	食事療養標準負担額	住宅費	国保料
23,110	21,200	80,100	41,400	45,000	1,000

「国保特例高額療養費該当」及び「国保特例標準負担額減額該当」を適用した場合

特例措置適用後の最低生活費144,610円 < 収入認定額150,000円 **保護否**

入院患者日用品費	一時扶助（被服費）	医療費自己負担限度額	食事療養標準負担額	住宅費	国保料
23,110	21,200	35,400	18,900	45,000	1,000

福祉事務所における手続

保護の申請を却下し、保護申請却下通知書の決定理由欄に「国保特例高額療養費・標準負担額減額該当」と記載し、本人に交付の上、保険者に対して減額措置の申請を行うよう教示する。

【高齢者の取扱いについて】

70歳以上の者に係る高額療養費の算定に用いる世帯負担限度額については、その者の状態に応じ、2段階の減額措置が設けられているので、注意を要する。

以下は単身世帯の事例（一時扶助（被服費・おむつ代基準限度額）を含む場合）
なお、詳細は各区市町村の所管窓口で確認のこと。

※医療自己負担限度区分が低所得者Ⅱ（市町村民税非課税）の場合
（過去1年間の入院期間が90日以下の場合）

入院患者日用品費	一時扶助（被服費）	医療費自己負担額	食事療養標準負担額	国保料
23,110	21,200	24,600（注1）	18,900（注1）	1,000

最低生活費 88,810円（住宅扶助費を除く）

（注1）「限度額適用・標準負担額減額認定該当（Ⅱ）」による減額を受ける場合

※医療費自己負担限度区分が低所得者Ⅰ（市町村民税非課税）の場合

入院患者日用品費	一時扶助（被服費）	医療費自己負担額	食事療養標準負担額	国保料
23,110	21,200	15,000（注2）	9,000（注2）	1,000

最低生活費69,310円（住宅扶助費を除く）

（注2）「限度額適用・標準負担額減額認定該当（Ⅰ）」による減額を受ける場合

（注）低所得者Ⅰ・Ⅱの区分は、収入額によるので別途確認のこと。

（参照）平成29年10月5日付社援保発第1005号第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知

(問 8-10-2) **入院時生活療養費の特例措置の取扱い**

入院時生活療養費の特例措置の取扱いの対象となる者及びその手続きについて示されたい。

「健康保険法等の一部を改正する法律」等が、平成18年10月1日から一部施行されたことにより、医療保険が適用される療養病床に入院する70歳以上の者(平成20年4月以降は65歳以上の者)のうち、難病等の入院医療の必要性が高い患者以外の者について「入院時生活療養費(介護保険と同水準の食費及び居住費)」が支給され、本人負担額として生活療養標準負担額が設定された。

これに伴い、生活保護法にいう要保護者ではあるが、高額療養費及び生活療養標準負担額の低所得者の特例が適用されることで保護を必要としない状態に至る者については、特例措置の申請手続きを前提に保護申請の却下又は保護を廃止することになる。

特例措置の具体例 1

72歳単身の国保加入者で、世帯の収入が老齢基礎年金(介護保険料控除後)月額85,000円のみである場合
(アパート等家賃無し、入院後1ヶ月経過、おむつ使用有りの事例)

要否判定 (令和3年度4月基準)

医療費自己負担限度区分が低所得者Ⅱ・医療区分Ⅰの場合

特例措置適用前の最低生活費 99,910円 > 収入認定額 85,000円 保護要

入院患者日用品費	一時扶助(被服費)	国民健康保険料	医療費自己負担額	生活療養標準負担額
23,110	21,200	1,000(例示)	24,600	30,000

医療費自己負担限度区分が低所得者Ⅰ・医療区分Ⅰの場合

特例措置適用後の最低生活費 83,110円 < 収入認定額 85,000円 保護否

入院患者日用品費	一時扶助(被服費)	国民健康保険料	医療費自己負担額	生活療養標準負担額
23,110	21,200	1,000(例示)	15,000(注1)	22,800(注1)

(注1) 「限度額適用・標準負担額減額認定該当(Ⅰ)」による減額を受ける場合

※ 低所得者Ⅰ・Ⅱの区分は、収入額によるので別途確認のこと。

特例措置の具体例 2

72歳単身の国保加入者で、世帯の収入が老齢基礎年金（介護保険料控除後）月額75,000円のみである場合

（アパート等家賃無し、入院後1ヶ月経過、おむつ使用有りの事例）

要否判定（令和3年度4月基準）

医療費自己負担限度区分が低所得者Ⅰ・医療区分Ⅰの場合

特例措置適用後の最低生活費 90,310円 < 収入認定額 75,000円 保護要

入院患者日用品費	一時扶助（被服費）	国民健康保険料	医療費自己負担額	生活療養標準負担額
23,110	21,200	1,000（例示）	15,000	30,000

医療費自己負担限度区分が低所得者Ⅰ・医療区分Ⅰの場合（境界層該当者）

特例措置適用後の最低生活費 69,310円 < 収入認定額 75,000円 保護否

入院患者日用品費	一時扶助（被服費）	国民健康保険料	医療費自己負担額	生活療養標準負担額
23,110	21,200	1,000（例示）	15,000（注）	9,000（注）

（注）「限度額適用・標準負担額減額認定該当（境）」による減額を受ける場合

福祉事務所における手続

保護の申請を却下し、保護申請却下通知書の決定理由欄に、区分に従い「限度額適用・標準負担額減額認定該当（Ⅱ）」又は「限度額適用・標準負担額減額認定該当（Ⅰ）」又は「限度額適用・標準負担額減額認定該当（境）」と記載し、本人に交付の上、要保護者の加入する医療保険の保険者に対して減額措置の申請を行うよう教示する。

平成29年10月5日付社援保発第1005号第1号

「高額療養費等の生活保護法における取扱いについて」

(問 8-11) **介護老人福祉施設入所者の要否判定と境界層該当証明**

介護老人福祉施設入所者から申請があった場合の要否判定と境界層該当証明の方法について、具体的に示されたい。

介護保険制度において、給付減額措置の解除、食費・居住費（滞在費）、高額介護（介護予防）サービス費及び介護保険料について、**低所得者基準を適用すれば生活保護を必要としない者**（境界層該当者）に対しては、当該低い額を順次に適用する。

福祉事務所長は、保護の申請却下又は廃止に当たって境界層該当者に対し、境界層該当証明書及び添付書類を交付し、保険者に対する境界層該当措置の申請の際に当該証明書等を添えるよう教示する。

境界層措置は「給付減額等の措置解除」→「居住費（滞在費）負担限度額の減額」→「食費負担限度額の減額」→「利用者負担上限額の減額」→「介護保険料の減額」の順に行われる。

境界層該当証明は保護申請、廃止時点での収入と実需要（利用サービス、入所居室等）に基づくため、特に有効期間についての定めはないが、収入やサービス利用状況が変われば無効となり、新たな申請により再度証明を行う必要がある。

境界層措置による減額は、保護の却下に係る申請が行われた月又は保護の廃止日の月の初日から適用が開始され、介護保険料の減額はその年度の3月末まで、高額介護（介護予防）サービス費に係る利用者負担上限額はその年度の翌年度7月末まで継続される。食費・居住費（滞在費）の負担限度額はその適用開始月から翌年度の7月末までとなる。翌年度以降の境界層適用者への変更手続きの勧奨及び時期については、保険者と連絡をとっておく必要がある。

〔具体例〕 70歳単身 介護老人福祉施設入所者（多床室）からの保護申請

老齢基礎年金（介護保険料控除前）	月額	67,000円
（介護保険料）	月額	3,500円*
国民健康保険料	月額	980円*

*額は区市町村により異なる

なる

手持ち金無し、介護報酬の給付減額等無し

（多額の手持ち金があり実需要額に基づく要否判定上、否になる場合は境界層措置の対象外）

要否判定（令和3年度基準）* 介護施設入所者については、おむつ代は介護保険の報酬に含まれているため、被服費の一時扶助の対象外であり、要否判定に用いないこと。

*境界層該当証明での医療費は、実需要から高額療養費自己負担限度額まで

介護施設入所者基本生活費 9,880円

介護施設入所者加算	9, 880円
介護保険料加算	2, 000円・・・生活保護での基準 第1段階
居住費負担限度額	0円・・・生活保護での自己負担限度額
食費負担限度額	9, 000円・・・生活保護での自己負担限度額
施設介護費利用者負担	15, 000円・・・生活保護での自己負担限度額
国民健康保険料	980円
外来医療費	8, 000円・・・高額療養費自己負担限度額
計	54, 740円<67, 000円・・・保護否

実需要額（本来適用となる利用者負担）に基づく要否判定

介護施設入所者基本生活費	9, 880円
介護施設入所者加算	9, 880円
居住費負担限度額	11, 100円（370円×30日）※1
食費負担限度額	19, 500円（650円×30日）※2
施設介護費利用者負担	24, 600円高額介護サービス費利用者負担上限額※3
介護保険料	3, 500円
国民健康保険料	980円
外来医療費	8, 000円・・・高額療養費自己負担限度額
計	87, 440円>67, 000円・・・保護要

※1, 2, 3に示した額は住民税非課税（第3段階）の場合の額（境界層該当による減額前）

境界層該当証明

- ・ 87, 440円－67, 000円＝20, 440円
「境界層該当証明書」の「保護を要しない理由」欄は、
「境界層該当措置による20, 440円以上の減額を受けることにより、保護を要しないため。」と記載する。
- ・ 減額される自己負担額

居住費負担限度額	11, 100円－0円＝11, 100円 (0円 第1段階へ減額適用)
食費負担限度額	19, 500円－9, 000円＝10, 500円 (300円×30日 第1段階へ減額適用)

「境界層該当証明書」の「添付書類」表中(2)の「減額される自己負担(月額)」欄に
「11, 100円・多床室・第1段階」及び(3)の欄に「10, 500円・第1段階」と記載する。
「減額される自己負担(月額)の合計額」に「21, 600円」と記載する。

平成17年9月21日付社援保発第0921001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知
(改正 令和元年5月27日付社援保発0527第1号)

「境界層該当者の取扱いについて」

※境界層該当証明の詳細については、「介護扶助実施の手引」(令和2年7月)第二章－Ⅱ「境界層該当証明」を参照のこと。

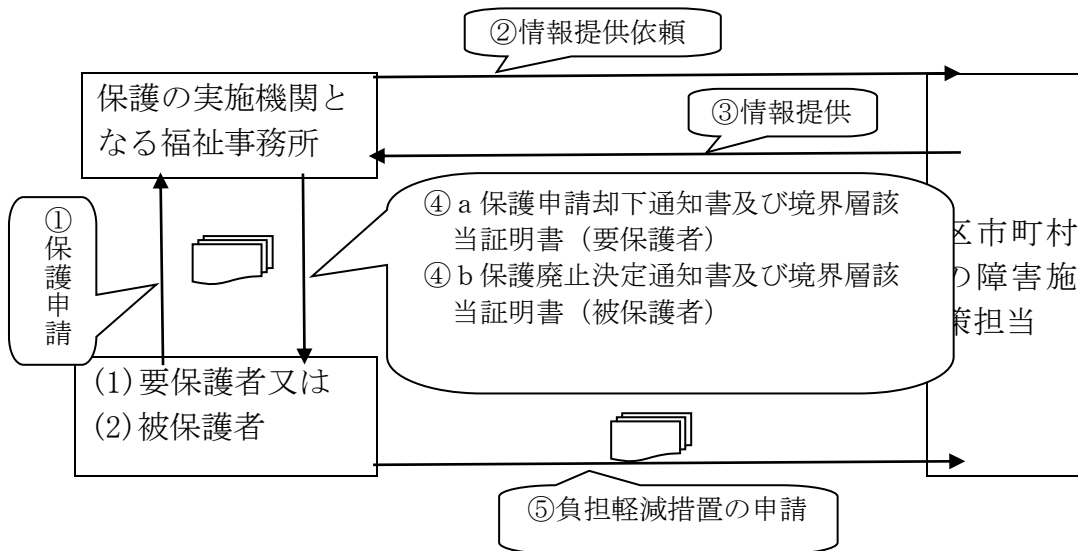
(問 8 - 11-2) **障害者施設入所者の要否判定と境界層該当証明**

障害者施設入所者から申請があった場合等の要否判定と境界層該当証明の方法について、具体的に示されたい。

1 要否判定及び境界層該当証明の手順

境界層対象者に対する負担軽減措置を受けようとする障害福祉サービス利用者、自立支援医療利用者、補装具利用者から生活保護の申請があった場合等において、福祉事務所は市区町村又は都道府県の障害部局に対し、①障害福祉サービス利用者に係る負担上限月額、②入所施設利用者に係る食費等実費負担額、③自立支援医療利用者に係る概算医療費額及び④補装具利用者に係る負担上限月額についての情報提供を求める。

障害者総合支援法において、上記①から④について低所得者基準を適用すれば生活保護を必要としない者（境界層該当者）に対しては、当該低い額を順次に適用する。



境界層措置は

① 「障害福祉サービス利用者負担額の減額」



② 「入所施設利用者食費等実費負担額の減額」



③ 「医療保険等負担額の減額」



④ 「自立支援医療負担額の減額」



⑤ 「補装具負担額の減額」

の順に行われる。

保護を要さないために必要となる減免額が0円以下になるまで、表1にある順番で

負担上限月額及び食費等の実費負担額を減額する。ただし、医療型障害児入所施設利用者については、表2又は表3にある順番で負担上限月額及び食費等の実費負担額を減額することに留意する。

福祉事務所長は、保護の申請却下又は廃止に当たって境界層対象者に対し、境界層対象者証明書を交付し、区市町村の障害施策担当に対する負担軽減措置の申請の際に当該証明書を添えるよう教示する。

表1 境界層措置の適用順位

①	障害福祉サービス利用者に係る負担額の減額	0円
②	入所施設利用者に係る食費等実費負担額の減額	保護を要しなくなるまで減額
	(20歳以上の場合)	0円
	(18～19歳の場合)	10,000円、(18歳未満の場合) 1,000円
③	医療保険等に係る自己負担額の減額	35,400円
④	自立支援医療に係る負担額の減額	5,000円 ⇒2,500円 ⇒0円
⑤	自立支援医療に係る食費実費負担額の減額	0円
⑥	補装具に係る負担額の減額	0円

表2 境界層措置の適用順位（医療型障害児入所施設利用者の場合：20歳以上の場合）

①	医療保険等に係る負担額の減額	35,400円
②	自立支援医療に係る負担額の減額	5,000円 ⇒2,500円 ⇒0円
③	自立支援医療に係る食費実費負担額の減額	0円
④	障害児施設支援に係る医療部分負担額の減額	24,600円 ⇒15,000円 ⇒0円
⑤	障害児施設支援に係る福祉部分負担額の減額	0円
⑥	食費の実費負担額の減額	0円
⑦	補装具負担額の減額	0円

表3 境界層措置の適用順位（医療型障害児入所施設利用者の場合：20歳未満の場合）

①	医療保険等に係る負担額の減額	35,400円
②	自立支援医療に係る負担額の減額	5,000円 ⇒2,500円 ⇒0円
③	自立支援医療に係る食費実費負担額の減額	0円
④	食費の実費負担額の減額	0円
⑤	障害児施設支援に係る医療部分負担額の減額	(18～19歳の場合) 24,600円 ⇒15,000円 ⇒10,000円 (18歳未満の場合) 24,600円 ⇒15,000円 ⇒1,000円
⑥	障害児施設支援に係る福祉部分負担額の減額	0円
⑦	補装具負担額の減額	0円

3 要否判定の具体例（令和3年度基準）

- (1) 35歳単身 障害者支援施設入所者からの保護申請
 障害基礎年金2級 月額65,141円（令和3年3月時点）
 手持ち金なし

実需要額（市町村民税非課税世帯の利用者負担）に基づく要否判定

入院患者日用品費	23,110円	
障害者加算	14,870円	
障害福祉サービス利用者負担	0円	
食費等の実費負担額	41,008円	
国民健康保険料	1,000円(例示)	
外来医療費	0円	*心身障害者医療費助成対象の場合(例示)
計	79,988円	>65,141円

…………… 保護要

保護を要さないために必要となる減免額が0円以下になるまで、食費等の実費負担額を減額する。

要否判定

入院患者日用品費	23,110円	
障害者加算	14,870円	
障害福祉サービス利用者負担	0円	
食費等の実費負担額	26,161円	(保護否になるまで減額)
国民健康保険料	1,000円	(例示)
外来医療費	0円	*心身障害者医療費助成対象の場合
(例示)		
計	65,141円	≤ 65,141円
		…………… 保護否

境界層該当証明

- ・ 「境界層該当証明書」の「保護を要しない理由」欄は、
「障害福祉サービスの定率負担減額相当」であるため、負担上限月額を0円にする
とともに「補足給付特例対象」であるので、食費等の実費負担額を**26,161円**
に軽減することによって、保護を要しないため。**(軽減額を記載)**
なお、当該世帯に係る収入認定額は65,141円、最低生活費は65,141
円である。」

- (2) 20歳単身 医療型障害児入所施設入所者からの保護申請
障害基礎年金2級 月額65,141円
手持ち金なし

実需要額 (市町村民税非課税世帯の利用者負担) に基づく要否判定

入院患者日用品費	23,110円	
障害者加算	14,870円	
障害児施設支援医療部分負担額	11,120円	
障害児施設支援福祉部分負担額	15,000円	
食費等の実費負担額	14,880円	
国民健康保険料	1,000円	(例示)
外来医療費	0円	*心身障害者医療費助成対象の場合
(例示)		
計	79,980円	> 65,141円
		…………… 保護要

保護を要さないために必要となる減免額が0円以下になるまで、障害児施設支援医療部分負担額及び障害児施設支援福祉部分負担額を減額する。

要否判定

入院患者日用品費	23,110円	
障害者加算	14,870円	
障害児施設支援医療部分負担額	0円	
障害児施設支援福祉部分負担額	0円	
食費等の実費負担額	14,880円	
国民健康保険料	1,000円(例示)	
外来医療費	0円	*心身障害者医療費助成対象の場合
(例示)		
計	53,860円<65,141円	………… 保護否

境界層該当証明

- 「境界層該当証明書」の「保護を要しない理由」欄は、「障害児施設支援定率負担（医療及び福祉）減額相当」又は「療養介護定率負担（医療及び福祉）減額相当」であるため、医療に係る負担上限月額を0円にするとともに、福祉に係る負担上限月額を0円に減額することにより、保護を要しないため。

平成18年3月31日付社援保発第0331007号厚生省社会・援護局保護課長通知「障害者総合支援法施行規則第27条等の規定が適用される要保護者（境界層該当者）に対する保護の実施機関における取扱いについて」（平成25年4月1日最終改正）

(問8-12) 移管ケースの取扱い

被保護者が所管区域外に転出することになり、転出後も引き続き要保護状態にあると認められるときは、保護の実施機関はどのような処理を行うべきか。

被保護者の居住地が移転し、引き続き要保護状態にあると認められる場合は、保護の空白が生じないように、実施機関相互の連絡を的確に行う必要がある。これは、転居費用を一時扶助するか否かにかかわらず、住居の移転後に保護を必要とする状態か否かで判断する。

その際、新たな保護の実施機関は、援助方針や独自の基準等を理由として移管を受けないというようなことがあってはならない。

なお、従前の保護の実施機関が保護を廃止した日と、新たな保護の実施機関に対して保護を申請した日との間に空白を生じた場合は、その空白が実施機関の責に帰すべき事由によるものであり、かつ、空白の期間中要保護状態が続いていたと認められるときは、新たな保護の実施機関は、当該期間の始期から保護を開始しなくてはならない。

従前の保護の実施機関は、以下の処理を行う。

- 1 あらかじめ、被保護者に対し、新たな保護の実施機関あて保護を申請すべき旨の指導を行う。
- 2 新たな保護の実施機関に連絡し、その者に対する保護の空白が生じないことを確認した上、保護を廃止する。
この場合、十分な時間的余裕をもって移管先の実施機関に連絡を行うよう留意する。また、被保護世帯の手持ち金の状況にも注意を払い、移管後の保護費の支給までの生活に支障がないよう配慮する。
- 3 保護廃止決定についての通知書の写し、その他の関係書類を添えて、新たな保護の実施機関あて移管通知を行う。なお、被保護者転出通知書には、保護の決定実施上必要な世帯台帳、保護決定調書、ケース記録の写しを添付する。

【移管時における実施機関相互の連絡事項】

- ①従前の実施機関は、被保護者の転居先が決定した段階で、速やかに新たな実施機関に連絡する。なお、連絡を受けた新たな実施機関は、従前の実施機関の援助方針を理由に移管の適否の判断を行わないこと
*住宅扶助費の地域事情等の関係から、単身世帯に1.3倍額の適用を行う場合、転居先の実施機関に適用の有無の確認が必要なときは、契約前に確認を行うこと
- ②転居時期及び保護廃止日の確認
- ③保護費の算定及び所持金の取扱いに関する調整
- ④転居確認及び一時扶助（転宅費用）の精算事務に関する調整
- ⑤その他一時扶助（家具什器費、布団代等）支給の有無の確認
- ⑥返還金及び継続指導を要する事項についての連絡
- ⑦他法他施策利用にあたっての事務手続きの確認
- ⑧被保護者転出通知書等の送付

なお、東京都女性相談センター等を退所した者については、特例的な取扱いをおこなうこととなっているので留意する。（問8-25参照）

【「移管」についての留意事項】

生活保護法（以下「法」という。）における保護の実施責任の消滅による保護の廃止については、法において特に規定するところがない。この意味での廃止は、法第19条第1項又は同条第2項の規定に基づいておのずから行われるべきものであって、法第26条に基づく通常の廃止とは異なり、要保護状態の消滅を前提としない廃止である。すなわち、これは、保護の実体的な廃止でなく、いわば手続的な廃止であって、この廃止は、居住関係の変動について事実確認に基づくとともに、新たな保護の実施機関への連絡等の措置を伴うものとされている。

したがって、被保護者が保護の実施機関の所管区域外に転出し、かつ、転出後においても引き続き要保護状態にあるものと認められる場合には、従前の保護の実施機関は、あらかじめ被保護者に対し新たな保護の実施機関に申請すべき旨の指導を行うとともに、新たな保護の実施機関に連絡を行って、その者に対する保護に空白が生じないことを確認したうえ、保護を廃止し、当該決定についての通知書の写その他の関係書類を添えて、新たな保護の実施機関に移管を通知する必要がある。

(問 8 - 13) **移管ケースの手持ち金**

被保護者が所管区域内に転入してきたため、保護申請書等必要な書類の提出を求めたところ、資産申告書の現金及び預貯金の欄には、当該世帯の保護の基準を上回る金額が記載されていた。

このため、保護適用の必要がないものとして、当面、保護の開始をしないこととしてよいか。

被保護者が住居の移転等により移管された場合、新たに実施責任を負う実施機関では、新規開始ケースと同様に申請書による申請を受理することとなる。

しかしながら、移管ケースは、本来の新規開始ケースとは異なり、要保護状態が継続している中での実施機関の変更に過ぎないため、保護の適用上は継続ケースとして位置づけられるものである。

したがって、移管による新たな実施機関における保護開始の時点で、当該世帯が現金及び預貯金を保有している場合でも、継続ケースが保有している現金及び預貯金の取扱いと同等の観点（判断基準）から、これに対処すべきである。（別冊問答集問 10 - 15）

つまり、当該預貯金の目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合は、要否判定及び程度の決定の際、収入認定を行わない。

ただし、移管を受けた実施機関は、その時点で当該世帯の保護の受給要件をあらためて確認・把握しなければならないことは言うまでもない。（課長問答第 10 の 9）

(参照)

課長問答第 10 の 9 「他管内からの被保護者の転入」

別冊問答集 問 10 - 15

運用事例集

問 3 - 9 「保護受給中の預貯金の取扱い」

問 8 - 34 「累積金の取り扱い」

問 11 - 8 「法第 63 条による返還対象額の算定 (7)

・ (二つの実施機関にまたがる返還金) 」

問 11 - 13 「ケース移管と法第 80 条免除」

(問 8 -14) **保護施設入所事務の取扱い**

被保護者を保護施設（救護施設・更生施設・宿所提供施設）に入所させる場合の事務処理の方法について、示されたい。

保護の実施機関が、被保護者を生活保護法による保護施設（法第38条に規定する保護施設）に入所させて保護を行なう場合は、次に示すところによる（医療保護施設を除く。）。

1 特別区人事・厚生事務組合が設置する施設（更生施設及び宿所提供施設）

(1) 更生施設の利用について

- ① 特別区人事・厚生事務組合厚生部の設置するバックアップセンターに各区ごとに更生施設利用申込書を交換便により送付する。
- ② バックアップセンターは更生施設利用者登録名簿を作成し、所管更生施設の空き状況等に応じて利用可能施設を各福祉事務所に通知する。
- ③ 所管更生施設への入所日は、福祉事務所が当該施設と日程を調整して行う。
- ④ 入所に当たっては、当該施設長あて入所依頼書に検診書（下記3の（6））を添付して入所依頼し、地区担当員が同行して入所させる。

(2) 宿所提供施設の利用について

- ① バックアップセンターに宿所提供施設の空き状況等利用の可否について照会し、回答を得る。
- ② バックアップセンターが利用の可否を決定し、可の場合、入所日等を調整する。
- ③ 宿所提供施設に入所依頼書・利用者調査票及び検診書（下記3の（6））を送付する。
- ④ 入所決定後、宿所提供施設は入所決定通知書を福祉事務所に送付する。

2 特別区人事・厚生事務組合が設置する施設以外の施設

保護の実施機関は、必ず、事前に各施設に電話等で連絡をとり入所手続きについて確認すること。また、入所面接及び入・退所の際には、原則として地区担当員が被保護者に同行すること。

(1) 救護施設（「救世軍自省館」を除く。）に入所させる場合

- ① 入所申込時には、入所調査票、保護決定通知書（写）、検診書及び病院長の意見書等（施設の指定する書類）を提出すること。
※医療機関から入所となる場合を除き、病状について参考となる書類として医療要否意見書（写）等と検診書が必要となる。
- ② 入所時には、入所依頼書を提出すると共に、実施機関は対象者の生活歴・病歴・心身の状況等に関する正確な情報を施設に伝えるよう努めること。

(2) 組合（特人厚）が設置する以外の更生施設及び宿所提供施設に入所させる場合

- (1) に準じて行う。

3 その他

- (1) 各施設間で措置替（入所施設の変更）を行う場合も、1及び2に準じた処理を行う。
- (2) 他の実施機関の管内に所在する宿所提供施設に被保護者を入所させた場合は、保護の実施機関は、施設所在地の福祉事務所に移るので、直ちに被保護者の転出について新たな保護の実施機関への連絡等の措置（移管手続）をとること。
ただし、緊急一時保護対象者の場合は扱いが異なるので(問2-22)を参照のこと。
- (3) 救護施設・更生施設の入所者については、入所後も入所依頼を行った福祉事務所が実施機関となる。（法第19条第3項）
- (4) 保護の実施機関は、入所による保護を行っている被保護者について保護の変更を行った場合には、保護変更決定通知書（写）を添付して、当該入所保護施設長あてに通知する。
- (5) 救護施設入所者は介護保険の適用除外者として、市町村の介護保険担当部局への情報提供が必要となる。（平成12年3月28日付社援保第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）
- (6) 施設入所の際の検診については、原則として、「保護施設等新規入所者に対する感染症予防について」（平成14年12月25日付14福生保第986号東京都福祉局長通知）の規定によること。

通知の要旨

新たに要保護者（ただし、病院等から直接施設に入所する者及び施設相互間の措置換えをする者を除く。）を保護施設（救護施設及び更生施設）に入所させるときには、生活保護法第28条に基づく検診命令により、医療機関等において以下の検査を実施する。

また、社会福祉法第2種社会福祉事業の宿泊所を利用する要保護者についても、原則として1の結核検診を入所時（入所前若しくは入所後1週間以内）に検診命令により実施する。

1 結核について

胸部レントゲン検査（10cm×10cm）を対象者全員に対して実施する。

痰に血液が混じるなど結核感染が疑われる場合は、喀痰検査を行う。

なお、胸部レントゲン検査撮影については「直接撮影」が望ましい。

2 感染性下痢症について

下痢症状がある場合は医療機関を受診させ、医師が必要と判断した場合には、便培養により検査（一般細菌及び腸管出血性大腸菌（O157等））を行い、必要な治療を行った後に入所させる。

4 特別区人事・厚生事務組合の設置する宿泊所（第2種社会福祉事業）の利用について

特別区人事・厚生事務組合の設置する保護施設と同様に、福祉事務所の長を経由して、バックアップセンターに申し込む。

(問 8 - 14 - 2) **日常生活支援住居施設における入所事務の取扱いについて (新設)**

被保護者を日常生活支援住居施設に入所させる場合の事務処理の方法について、示されたい。

保護の実施機関が、被保護者を日常生活支援住居施設に入所させて、日常生活上の支援を委託する場合の事務処理等の方法は、次に示すところによる。

1 日常生活支援住居施設における保護の適用

(1) 本人の状態像の把握

面接相談等の場において、可能な範囲で本人の状態について状況把握を行うほか、本人の希望の有無等を確認すること。

なお、国通知(※1)別添2において本人の状態像の例が示されているため、選定に際して参考とされたい。

(2) 日常生活支援住居施設への事前入所手続

上記(1)を踏まえて、日常生活支援住居施設に入所する場合は、施設運営者等に入所にかかる連絡調整等を行うこと。

また、実施機関は、連絡調整等と併せて、次のとおり日常生活支援の委託手続を行うこと。

① 実施機関の長は、要保護者が入所を希望する日常生活支援住居施設に日常生活上の支援を委託するときは、その施設の管理者に対して、文書により依頼する。この際、国通知(※1)様式1を参考とされたい。

② ①により依頼を受けた施設の管理者は、保護の実施機関の長に対して、文書により当該委託依頼に関する受託の可否について返信を行う。この際、国通知(※1)様式2を参考とされたい。

なお、当該委託依頼について日常生活支援住居施設は、保護の実施機関から入所の委託の依頼を受けたときは、正当な理由がなく、これを拒んではならないもの(※2)であり、「正当な理由」としては、施設の定員や職員体制から入所申込に应じきれない場合、介護や病気の治療等の委託申込者の状態から当該施設では適切な支援が困難である場合等である。(※3第4の1)

(3) 日常生活支援住居施設への入所

入所者と日常生活支援住居施設は、速やかに施設入所にかかる契約を締結すること。

なお、日常生活支援委託事務費の支払いについて東京都国民健康保険団体連合会と契約を締結している場合は、入所者の情報について、異動情報通知(変更通知書)として東京都国民健康保険団体連合会に送付するものである(問6-4参照)。

(4) 入所後

日常生活支援住居施設は、被保護者が入所後、個別支援計画の策定を行い、当該計画に基づく専門的・個別的支援を行うこととなる。

この際、手順等は国通知(※3)第4の3に定められているため参照された

い。

なお、個別支援計画は、事業者が作成をすることになっており、6か月に1回以上見直すこととなっている（※4）。

また、入所して初回の個別支援計画を作成する場合に限り、入所日が属する月の翌月末までは個別支援計画の作成期間と見なして差し支えない（※5）。

【参考国通知類】

- ※1 「無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における生活保護の適用について」（令和2年3月27日付社援保発0327第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知
- ※2 「日常生活住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」（令和2年厚生労働省令第44号）第13条
- ※3 「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について」（令和2年3月27日付社援発0324第3号厚生労働省社会・援護局長通知）
- ※4 「日常生活住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」第15条第10項
- ※5 「無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設に関するQ&A（R2年9月版）について」（令和2年9月30日付厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室事務連絡）Q12

(問 8 -15) 救護施設「救世軍自省館」への入所事務の取扱い

アルコール依存症の被保護者を、救護施設「救世軍自省館」に入所させる場合の事務処理について、示されたい。

1 施設の性格及び目的

「救世軍自省館」は、アルコール依存症者に生活の場を提供し、その全人的疾病からの回復援助を行うとともに、個別支援計画に基づく自立支援・生活支援を行っている。

2 入所対象者

地域生活が困難なアルコール依存症者で、合併する精神疾患等があっても施設生活が可能なる者。

3 入所の手続

(1) 施設に連絡をして、「入所面接資料（施設指定様式）」等の入所関係資料の送付を依頼する。

(2) 「入所面接資料」に必要事項を記入して施設に送付する。

(3) 入所面接の順番が近づくと施設から連絡が入るので、入所面接日までに「医師紹介状（施設指定様式）」、「精神疾患入院要否意見書（写）」、「検診書」を施設に送付する。

「検診書」の送付対象者及び検査項目は、(問 8 -14)と同じなので参照のこと。

(4) 入所面接に際して、入所の適否については十分に、また 4 (1) については可能な限り施設と協議する。

(5) 入所が可能になると施設から連絡があるので、入所時には「入所依頼書」と「保護決定(変更)通知書」を持参する。

※入所面接及び入・退所時には、必ず地区担当員が被保護者に同行すること。

4 その他

(1) 被保護者の入所期間は、個別支援計画に基づいて設定される。したがって、入所依頼は、施設の個別支援計画に対して必要な情報提供を行うと共に、退所後の措置又は援助方針等について、あらかじめ十分検討し、施設と相談した上で行うこと。

(2) 被保護者が施設における保護の目的を達成したため、退所の措置をとるときは、施設と十分協議の上、退所後の援助等について適切な措置をとること。

(3) 被保護者が任意に施設を退所したときは、施設等と協力して、その所在の確認に努め適切な措置をとること。単に、任意退所した事実をもって、安易に保護の廃止等の措置をとることのないように厳に注意すること。

(問 8 - 16) **保護施設事務費及び日常生活支援委託事務費等の収入充当順位**

保護施設又は日常生活支援住居施設に入所している被保護者に収入がある場合、その収入充当順位はどうなるか。

保護施設事務費又は日常生活支援委託事務費（以下「保護施設事務費等」という。）の収入充当順位は、原則として、次官通知第 10 の各種扶助費の後順位である。

しかし、最低生活費を超える収入があるため、本人支払額がある被保護者について、医療扶助、生業扶助及びその他の一時扶助が必要となった場合は、当面、保護施設事務費等の額に達するまで保護施設事務費等本人払いとし、なお、残余がある場合に医療扶助、生業扶助及びその他の一時扶助の本人支払額として差し支えない。

[具体例]（救護施設の場合）

収入充当額	150,000円（収入認定額・例示）
入所保護施設基準	64,140円（R3年度基準額）
障害者加算	22,310円（R3年度基準額）
保護施設事務費	60,000円（例示額）
医療扶助額	30,000円（例示額）
移送費	850円（例示額）

収入充当順位と保護費額		収入充当・本人支払額	保護費支給額
最低生活費 (入所保護施設基準+各種加算)	86,450	86,450	
保護施設事務費	60,000	60,000	
医療扶助	30,000	3,550	26,450
生業扶助			
その他の一時扶助	850		850
合計	177,300	150,000	25,680

(問 8 - 17) **月の中途での保護施設入退所の場合の保護費等の取扱い**

被保護者が月の中途で保護施設に入退所した場合の、保護費等の取扱いについて示されたい。

- 1 居宅又は入院により保護を受けていた者が、月の中途で保護施設に入所した場合、入所分の保護費は、入所前のその月分の保護費全額が既に支払われているか否かにかかわらず、日割り計算により算定した入所保護費（入所日から月末までの分）について、東京都国民健康保険団体連合会を通じて施設の長に交付する。
なお、この結果、被保護者に当月分の保護費について過払いが生じた場合は、地方自治法施行令第 159 条による戻入措置をとるか、それが困難な場合には、事情に応じて法第 80 条による免除措置について検討する。
- 2 月の中途入所者であって、入所月において収入充当額が最低生活費を超える者については、当該月の保護を停止することを原則的な取扱いとする。
- 3 月の中途退所者であって、最低生活費（入所基準生活費と居宅基準生活費について、それぞれ日割り計算して得た額の合計額）を超える収入がある者については、当月分の保護施設事務費の範囲内で本人支払額を生じるものである。（局長通知第 10 - 2 - (6) - カ）
- 4 月の中途退所と同時に保護が廃止となる場合は、入所期間に応じて最低生活費（入所基準生活費）と収入認定額を日割り計算する。3 とは異なり、収入は退所後の生活にも充てられるので日割り計算を要する。

局長通知第 10 - 2 - (6) - カ

(問 8 - 18) **保護施設等の入所者が短期入院した場合の保護施設事務費**

保護施設に入所中の者が入院した場合、保護施設事務費はどのように認定すればよいか。

保護施設の入所者が入院した場合において、次の各号の全てに該当する時は、入院期間中であっても、3 か月以内に限り保護施設事務費を支出して差し支えない。

1 対象

- (1) 入院直前まで生活扶助を受けていた者であって、現に法による医療扶助を受けて入院している者

(2) 入院見込み期間が3か月以内であり、疾病の治癒した場合、入院前に入所していた保護施設に再び入所する以外まったく他の道がない者

2 入院見込み期間の判断

入院後3か月以内に確実に退院できる見込みがある旨の医師の意見（医療要否意見書でも可）により判断する。

3 保護施設事務費上の入院期間の算定

入院日の属する月の翌月から起算して3か月以内とし、月を単位として算定する。

4 入院に伴う保護の変更決定の取扱い

(1) 収入充当額が最低生活費を超える場合、その超える額を保護施設事務費本人支払額として、当該被保護者が施設に直接支払うものとする。

(2) 収入充当額が最低生活費以下の場合又は収入がまったくない場合には、その差額又は最低生活費を扶助支給額として決定し、実施機関が当該被保護者に直接交付するものである。

5 計算方法の具体例（救護施設の場合）

入所保護施設基準	64,140円（R2年度基準額）
障害者加算	22,310円（同上）
入院患者日用品費	23,110円（同上）
収入充当額	81,427円（R2年度障害基礎年金1級相当額）
保護施設事務費	194,783円（R2年度都内救護施設事務費支弁基準額の平均額）

※ 救護施設入所中は、重度障害者加算が計上されない（告示別表第1第2章—2—(3)）が、入院（法令命令入院を除く）の期間は、入院日用品費の計上と併せて、重度障害者加算の対象者に日割計上できる。

以下の事例は、重度障害加算の対象とならない者の場合の事例として示している。

例1 入院が10月10日、退院が10月25日（施設17日、入院16日）の場合

10月分

入所基準+入院基準	
$64,140 \times 17 + 23,110 \times 16$	
<hr/>	
	+ 22,310 = 70,981…
収入充当額	81,427
保護施設事務費本人支払額	
	$81,427 - 70,981 = 10,446$
保護施設事務費	
	$194,783 - 10,446 = 184,337$

例2 入院が8月10日、退院が10月5日の場合

8月分 (施設10日、入院22日)

入所基準+入院基準

$$\frac{64,140 \times 10 + 23,110 \times 22}{30} + 22,310 = 60,637 \dots$$

収入充当額 81,427

保護施設事務費本人支払額

$$81,427 - 60,637 = 20,790$$

保護施設事務費

$$194,783 - 20,790 = 173,993$$

9月分 (入院30日)

入院基準

$$23,110 + 22,310 = 45,420$$

収入充当額 81,427

保護施設事務費本人支払額

$$81,427 - 45,420 = 36,007$$

保護施設事務費

$$194,783 - 36,007 = 158,776$$

10月分 (施設27日、入院5日)

入所基準+入院基準

$$7 \dots \frac{64,140 \times 27}{30} + 23,110 \times \frac{5}{30} + 22,310 = 83,887 \dots$$

収入充当額 81,427

保護施設事務費本人支払額

$$83,887 - 81,427 = 2,460 \text{ (入院日用品費として本人へ支給)}$$

保護施設事務費

$$194,783$$

なお、障害者加算の施設分（東京都国民健康保険団体連合会経由で支給）と入院分（本人に支給）の振り分けは、問6-3を参照。

局長通知第7-2-(1)-エ

局長通知第7-2-(3)-オ

(問 8 - 18 - 2) **日常生活支援住居施設等の入所者が短期入院した場合の日常生活支援委託事務費（新設）**

日常生活支援住居施設に入所中の者が入院した場合、日常生活支援委託事務費はどのように認定すればよいか。

日常生活支援住居施設の入所者が入院した場合において、次の各号の全てに該当する時は、入院期間中であっても、3か月以内に限り日常生活支援委託事務費を支出して差し支えない。

1 対象

- (1) 入院直前まで生活扶助を受けていた者であって、現に法による医療扶助を受けて入院している者
- (2) 入院後3か月以内に退院することが明らかに認められる場合
- (3) 退院後再び当該日常生活支援住居施設で円滑に生活することができる体制を確保している場合（居室の確保等）

2 入院見込期間の判断

入院後3か月以内に確実に退院できる見込みがある旨の医師の意見（医療要否意見書でも可）により判断する。

3 日常生活支援委託事務費上の入院期間の算定

ひと月に6日を限度に日常生活支援委託事務費（各種加算を含む。）を算定できる。

4 入院に伴う保護の変更決定の取扱い

- (1) 収入充当額が最低生活費を超える場合、その超える額を日常生活支援委託事務費本人支払額として、当該被保護者が施設に直接支払うものとする。
- (2) 収入充当額が最低生活費以下の場合又は収入がまったくない場合には、その差額又は最低生活費を扶助支給額として決定し、実施機関が当該被保護者に直接交付するものである。

5 計算方法の具体例

日常生活支援住居施設（日常生活支援委託事務費（日額）：2,440円（一般事務費960円＋支援体制加算1,140円＋宿直体制加算340円の場合）（令和2年度基準額）

例1 入院期間が、3月1日から3月10日（10日間）の場合

3月1日 入院当日	委託事務費算定可	2,440円
3月2日から3月7日（6日間）	委託事務費算定可	2,440円×6日間=14,640円
3月8日から3月9日	委託事務費算定不可	0円
3月10日 退院当日	委託事務費算定可	2,440円
3月11日から3月31日（21日間）	委託事務費算定可	2,440円×21日間=51,240円

3月分日常生活支援委託事務費

2,440円+14,640円+2,440円+51,240円=70,760円

例2 1回の入院期間が月をまたがる場合（3月25日から4月15日）の場合

3月1日から3月24日（24日間）	委託事務費算定可	2,440円×24日間=58,560円
3月25日 入院当日	委託事務費算定可	2,440円
3月26日から3月31日（6日間）	委託事務費算定可	2,440円×6日間=14,640円

3月分日常生活支援委託事務費

58,560円+2,440円+14,640円=75,640円

4月1日から4月6日（6日間）	委託事務費算定可	2,440円×6日間=14,640円
4月7日から4月14日（8日間）	委託事務費算定不可	0円
4月15日 退院当日	委託事務費算定可	2,440円
4月16日から4月30日（15日間）	委託事務費算定可	2,440円15日間=36,600円

4月分日常生活支援委託事務費

14,640円+2,440円+36,600円=53,680円

(問 8 - 19) 路上生活者に対する保護の適用

公園に寝泊まりしている、居住地のない者から保護の相談があった。

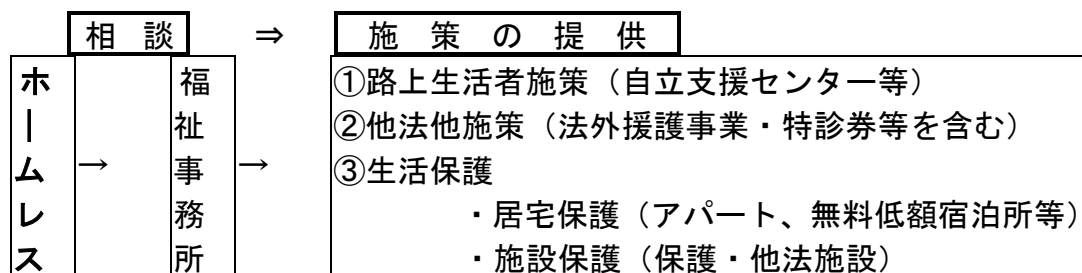
面接の結果、資産・収入のないことが明らかで、保護を適用すべき状態にあると判断された。

この者に対して、どのように保護を適用すべきか。

【保護の適用にあたっての基本的な考え方】

ホームレス状態にある者から相談を受ける時には、相談者の個別の状態に即して適切に対応することが求められる。つまり、面接相談時に聴取した相談内容を通じて、相談者の抱える問題・状況を十分に把握したうえで、利用できる施策（路上生活者施策、他法他施策、生活保護）について説明し、本人の意思を尊重しながら、最も適切な施策を選択して支援を行うことが大切である。

ホームレス状態にある者に対する生活保護の適用については、一般の要保護者と同様、保護を必要とする状態にある場合は、状況に即して保護を適用し、当該要保護者の個々の状況を踏まえた自立に向けた支援を行う必要がある。



生活保護を適用する場合には、日常生活を営む能力の程度と自立に向けた指導援助の必要性の程度をふまえ、本人の生活状況と利用できる社会資源の有無などを総合的に勘案し、実際に居宅生活が可能かどうかを判断する。路上生活をしてきたことのみをもって、居宅生活が不可能と判断するのは誤りである。その結果、居宅生活に移行することが可能と判断された場合には、必要とする福祉サービスの利用にも配慮しながら居宅化を進める。（開始時において敷金等を必要とする場合は、局第7-4-（1）-キにより支給）。（課長問答第7の78）

また、直ちに居宅生活を送ることが困難である場合は、保護施設又は日常生活支援住居施設において保護委託を行うことになるが、即時に保護施設等の利用が困難な場合は、保護施設等入所に至るまでの間、無料低額宿泊所や簡易宿所等（以下「簡易宿所等」という。）の利用可能な臨時的宿泊施設を用いて起居する場の確保をしなければならない。

所管区域内に簡易宿所等がない実施機関にあつては、他管内にある簡易宿所（通称ドヤ）等を利用することになるが、この場合、当該待機期間中の保護の実施責任は宿泊手配をした保護の実施機関が実施責任を持つ（所在地保護の例による）。他管内の

簡易宿所等を利用しての保護はあくまで臨時的な措置であり、長期間の利用は行わない。なお、簡易宿所利用に当たっては、簡易宿所所在地の福祉事務所に、被保護者の氏名、保護の開始月日、簡易宿所の名称・所在地を連絡する。

また、簡易宿所等の利用も不可能な場合には、現実問題として、保護の方法に困難が伴うが、居住地がないこと自体は保護申請の却下理由にはならない。したがって、可能な限り他の方法を講じることが必要である（例えば、サウナやカプセルホテル、旅館等を利用している場合であっても、そのことをもって保護の対象とならない理由にはあたらない）。例えば要保護者が単身者でなく家族の場合には、宿所提供施設での緊急一時保護事業も利用可能な施策の一つである。

いずれにしても、要保護状態にある者から保護の適用を求められた実施機関は、現実の諸条件の中で可能なあらゆる方策を講じて、保護適用の責任を果たすことが求められる。そのためにも、日常から、路上生活者等が相談来所した場合の対応に関して、あらかじめ入所できる施設を確保しておく等の検討と準備を組織的に行っておくことが重要である。

課長問答 第7の78

問8-19-2

(問8-19-2) **簡易宿所等の利用について**

路上生活者に対する保護の適用にあたり、簡易宿所等を利用した場合の留意点について示されたい。

1 対象となる簡易宿所等

要保護者が利用する都内及び都外において旅館業法に基づく営業許可を受けているホテル、旅館及び簡易宿所（カプセルホテル、インターネットカフェ、サウナ等の居室を共用する構造となっているものを除く。以下「簡易宿所等」という。）

2 簡易宿所等を利用するに当たっての留意点等

(1) 基本的な考え方

ア 簡易宿所等については、居室の環境から一時的な居所として位置付けられるものであり、また、自立に向けた援助が人的・物理的に困難になることが想定されるため、原則、短期的な利用にとどめること。

イ 援助方針及び訪問計画に基づき、適切に簡易宿所等への訪問を行うとともに、利用開始後6か月以内の地域生活移行（アパート転宅等）に向けた支援を行うこと。

ウ 開口部以外が硬質の壁で区切られていること等プライバシーに配慮された居室であって、1世帯で使用するものを利用すること

(2) やむを得ず6か月を超えて簡易宿所等を利用する場合の留意事項

簡易宿所等の利用については、一時的な利用とし、利用開始後6か月以内の地域生活移行（アパート転宅等）に向けた支援を行うことを原則とするが、局長通知第7-4-(1)-キの「居宅生活ができると認められる者」に該当しない場合は、6か月以上の利用として差し支えない。

ただし、少なくとも年に1回以上、居宅移行可否の検討及び判断並びに本人への居宅移行についての意向確認を行い、記録に残すこと。

平成27年6月24日付27福保生保第257号福祉保健局生活福祉部長通知

(問8-20) **簡易宿所からの居宅移行について**

簡易宿所を利用して保護を受けている者から、居宅生活の希望があった。所内での検討の結果、居宅における日常生活能力について、特に問題点はなく、また、実施機関からの指導指示に関しても、理解・応答のできる者であることが判った。

この者に対する転居指導をどのようにすべきか。

前述（問8-19及び問8-19-2）のとおり、生活保護の適用にあたっては、居宅移行時に必要な条件の整備にも配慮しながら、居宅生活が可能かどうかを判断のうえ、居宅生活に移行することが可能と判断された場合には居宅化を進めることになる。

簡易宿所の利用者についても、直ちに居宅生活を送ることが困難である場合は、保護施設（救護施設、更生施設、宿所提供施設）又は日常生活支援住居施設に委託するなどの方法により、保護を行うこととなるが、居宅生活が可能な者については、当該世帯の自立助長を十分考慮したうえで、適当な居宅を選定させて、居宅による保護（居住地保護）を行う。この場合、保護の実施機関は被保護者の居住地を限定する権限を持たないことから、被保護者の援助方針に留意し、被保護者の転居希望先を尊重し決定すること。但し、簡易宿所所在地に集中しないよう留意する。

転居後の実施責任は居住地保護の例によるため、転居にともない移管が必要となる場合もあるが、その場合には、移管先の実施機関に事前に連絡したうえで、速やかに移管手続きを行うこととする。

なお、居宅移行により簡易宿所の利用が終了する際には、簡易宿所所在地の福祉事務所に被保護者の氏名、保護の開始及び廃止年月日、簡易宿所の名称・所在地を連絡すること。

(問 8 - 20-2) **無料低額宿泊所からの居宅移行について**

居住地のない者から保護の申請があり、直ちにアパート等を確保することが難しいため、無料低額宿泊所を利用して保護を開始し約1ヶ月が経過した。無料低額宿泊所は居宅生活へ移行するための一時的な場所であるため、この者に対する転居指導をどのようにすべきか。

1 安定した居宅生活への移行

無料低額宿泊所（日常生活支援住居施設を含む。以下この問答において同じ。）の利用に際しては、居宅基準により1類、2類等を計上しているが、一般的な居宅形態とは異なる。無料低額宿泊所は本来の居宅生活へ移行するための一時的な場所であり、アパート等への居宅化が自立助長の観点から望ましいため、無料低額宿泊所利用者については、アパート等への転居を促進する。

(1) 居宅生活移行の判断基準について

アパート等での生活を希望する者については、アパート等への転居を原則として進める。路上生活に至ったことのみをもって、居宅生活への移行が困難と判断せず、これまでの生活歴等を勘案の上、現在の金銭管理能力、生活維持能力などと併せて総合判断する。（課長問答第7の78）

また、障害・疾病・高齢化等の理由から本人一人の力では居宅生活が困難な場合も、在宅福祉施策等を利用して居宅生活が可能となる場合もあるので、社会資源の活用について必要な相談・援助を行う。

(2) 退所先の確保等

民間アパート等の退所先は被保護者本人が探す。なお、地域について保護の実施機関の管内とする等の限定条件は存在しない。

民間アパートの入居契約にあたっては保証人を求められることが一般的であり、保証人の確保が困難な場合は民間の保証制度の利用も検討の上、助言する。

都営住宅の利用を希望する者については、一般の空家募集のほか、「宿泊所等在寮者向割り当て制度」の活用を積極的に助言する。この制度は、年に2回施設を通じて募集がある。

(3) 一時扶助の支給

無料低額宿泊所からの退所に当たっては、課長問答・第7の30の6により敷金等を支給する。

無料低額宿泊所においては、施設内の備品の家具什器を使用することが一般的であるので、被服等身の回りの品以外所持していない場合は、一般居宅へ入居するに当たっては、家具什器費及び被服費（布団類）を支給し、生活に必要な家具等を揃える。

2 適切な施設への移行

無料低額宿泊所入所者について、無料低額宿泊所、一般居宅においては適切な処遇が図れない場合は、本人の状況、意思に適合した施設（保護施設、介護施設、養護老人ホーム等他法福祉施設）への利用、入所転換を図る。

(問8-21) 入院して保護を適用していた路上生活者が退院する場合の留意点

路上生活者が救急搬送され、入院したことを契機に生活保護を開始したが、疾病の治癒により退院することになった。退院後の処遇をどのようにしたらよいか。

退院後の処遇を検討する際には、入院に至るまでの状況や生活実態、病後の身体状況等を考慮する必要がある。引き続き保護が必要な状態であれば、必要な保護を行うことになる。また、保護を受けた者が再び路上生活に戻ることをしないよう配慮しなければならない。

退院後、引き続き通院の必要があるか、居宅生活は可能かなどを総合的に検討し、更生施設への入所や入所待機中の間についての宿泊所等の利用、あるいはアパートへの入居等、個々の状況に即した自立援助を行うべきである。実施機関・地区担当員が変わる場合は、退院前後の援助を円滑に行うための配慮が求められる。入院中の実施責任を持つ実施機関は、退院前から移管先の実施機関と十分に連絡をとり、移管先の地区担当員との引き継ぎ等を丁寧に行う。

(問8-22) 路上生活者対策事業を利用している場合の保護の適用

自立支援センターを利用している者から、医療扶助の申請があった。この場合の保護の適用について取扱いを示されたい。

自立支援センター（以下「センター」という。）は、一時的な保護や就労による自立のための援助が必要な路上生活者及び路上生活者となるおそれのある者を一定期間、福祉事務所長の承諾に基づいて入所させるものである。支援の流れは、自立支援センターでの宿泊による緊急一時保護（原則2週間以内）と就労支援及び自立支援住宅での自立生活訓練を行う自立支援事業（原則、緊急一時保護を含めて最長6か月間）となっている。入所期間中の入所者については、都及び23区が共同で負担して必要な援護を行なうため、医療扶助（医療移送費を含む）を除いて生活保護を適用することはない。

相談から退所までの、福祉事務所の関わり方及び生活保護適用の考え方は以下のとおり。

1 利用の手続き

自区内に起居する路上生活者あるいは路上生活者となるおそれのある者からセンター利用の相談があった場合、福祉事務所長は現況確認を行い、利用対象者として適当であると判断した場合には利用承諾を決定して、施設長に利用を連絡し、センターへ移送する。なお、その移送費は生活保護による支給はできない。

この相談及び助言は、生活保護法第27条の2において、要保護者に対して相談及び助言を行うことが、法的に位置付けられていることから、基本的には福祉事務所の面接相談員及び地区担当員が行うこととなる。

2 生活保護の適用について

(1) センター利用者に対して、居室、食事、衣類、日用品費等が提供される。したがって、センター利用中は、医療扶助を除き原則として生活保護の適用は必要としない。

(2) センター利用中の医療費については、利用承諾した福祉事務所長が実施責任を負い、必ず要否判定を行った上で医療扶助を適用する。また、医療扶助により通院するに際して交通費が必要な場合は、医療移送費を支給する。その場合、センターが一時立て替えた後、利用者からの申請書を取りまとめ福祉事務所長に請求する。

(3) 入院の取り扱い

緊急一時保護事業の場合

①センター利用のうち緊急一時保護事業期間中に入院した場合は、原則として利用の承諾を解除することになる。しかし、検査入院等入院期間が短期（数日程度）であった場合は、福祉事務所長は施設長と協議し、利用承諾の解除をしないことができる。この場合、医療扶助の要否を検討した上、開始決定を行うとともに、入院の日から退院の日まで日用品費を支給する。

②福祉事務所長は、上記①により、利用承諾を解除した者について、生活保護の適用を引き続き行う等適切に処遇する。

なお、福祉事務所長は、利用承諾を解除した者が退院した場合、施設長と協議の上、直ちに、利用の承諾をすることができる。

自立支援事業の場合

①センター利用のうち自立支援事業期間中（自立支援住宅利用期間含む）に入院した場合、医療扶助の要否を検討した上、開始決定を行うとともに、入院の日から退院の日まで日用品費を支給する。

②入院期間が2週間を超えた場合又は短期（2週間以内）であっても退院後就労が見込めない場合には、福祉事務所長は利用承諾を解除することになるが、利用承諾を解除した福祉事務所長が生活保護の適用を引き続き行う等適切に処遇する。

(4) 退所後の保護の適用について

緊急一時保護事業の場合

①要保護状態のままセンターを退所した場合あるいは退所直後に生活保護の相談を受ける場合は、退所当日は利用承諾した福祉事務所が保護の実施責任を負う。

②福祉事務所長は、センターのアセスメント報告書に基づいて、センター退所後

の利用者の援助方針について検討し、退所時まで決定しておく。（「実施細目3アセスメント」参照）

退所後も引き続き保護が必要な者については、宿泊所、アパート、保護施設、老人ホーム等への入所先の確保など十分に配慮する。

自立支援事業の場合

退所後まもなく保護の必要が生じる者及びセンターの利用承諾を解除された者については、保護の適用を含め、適切に対応しなければならない。

なお、要保護状態のままセンターを退所した場合あるいは退所後に生活保護相談を受ける場合、退所当日は利用承諾をした福祉事務所が実施責任を負う。

【福祉事務所が利用承諾を解除する場合】

センター利用承諾の解除に関しては、緊急一時保護事業にあつては「路上生活者緊急一時保護事業実施要綱」の第9、自立支援事業にあつては「路上生活者自立支援事業実施要綱」の第11において、それぞれ規定されている。（路上生活者対策事業については各要綱の規定及び各実施細目（特別区福祉事務所長会）の規定に基づく。なお、詳細は別途確認されたい。）

(5) 退所後の住所設定について

退所後あるいは中途退所後、直ちに生活保護を適用しアパートを設定する場合には、センター所在区管内に設定（センター設置区の利用者を除く。）しないよう助言する。

なお、退所時にアパートを設定し、次回又は次次回給料支給時まで短期間の保護となることが予定される場合は、アパート所在地に実施責任を移さず、退所後最長2か月まで従前の保護の実施機関が実施責任を負う（東京都内の場合）。

3 要否判定の方法

センターの利用対象者である路上生活者あるいは路上生活者となるおそれのある者は、住居という最低生活の最も重要な生活基盤を喪失している生活困窮者であり、利用中は宿所・食事の提供を受けるが、センター退所後に向けて、自ら住居及び当面の生活費を用意する必要がある。

したがって、センター利用中に生活保護（医療単給）を適用する場合に限って、手持ち金等の取り扱いを以下のとおりとする。

(1) 基準及び収入

①要否判定に用いる基準

施設基準の加算（障害者加算等）＋医療費（35,400円）低所得者の自己負担限度額＋国保料

②要否判定に用いる収入

センター利用前から所持していた手持ち金から、20万円を除外した額
通常の要否判定とは異なり、年金、手当等の定期収入は判定に用いず、手持金額のみで判定する。なお、認定除外した額は退所後の自立のために充てるものであり、施設長に保管させるなど、利用中に使用しないよう留意する。

(2) 程度の決定

(1) の取り扱いにより保護要となった者に対しては、医療扶助を適用する。医療扶助単給（医療移送費も含む）であるので、生活扶助費の支給は要しない。

開始時の程度の決定にあたっては、加算がない場合、上記20万円を超える

額が医療費の一部自己負担となる。また、基準に加算を用いた場合、20万円に加算を加えた額を超える額が、医療費の一部自己負担となる。

(3) 保護受給中の収入の取扱い

保護を開始した者について、収入の増加又は就労等の開始により収入が生じ、手持ち金の額が20万円を超えた場合、収入認定すべき額(20万円を超えた額)から退所時に充てる敷金・前家賃・礼金等、家具什器費及び被服費等の額を認定除外し、なお残余が生じた額について上記(1)により要否判定を行う。

なお、敷金・前家賃・礼金等、家具什器費及び被服費等の額の目安については、「更生施設入所者の積立金について(問7-7)」と同様である。ただし、1か月分の最低生活費相当額については、既に20万円の手持金の保有を容認しているため、認定除外を行わない。

(4) センター退所後保護が継続する場合の取扱い

退所後、引き続き生活保護を適用する場合(医療扶助単給から併給への切替えの際)は、通常のとおり要否判定と同様に定期収入を認定するのに加え、利用中に認定除外していた額を全額手持ち金(定期収入の推定残額を除く)として改めて要否判定を行う。

なお、退所時にアパート等の敷金・前家賃・礼金等、家具什器費及び被服費等の需要がある場合、手持ち金(定期収入の推定残額を除く)を先にそれぞれの需要に充てさせた後に、その残額を用いて要否判定を行う。

程度の決定においては、基準の二分の一まで手持ち金(定期収入の推定残額を含む)の保有を容認する。

(5) 医療扶助の適用及び通院移送費の支給方法

「路上生活者対策事業による自立支援センター利用者に対する保護の適用について」(平成25年4月4日付24福保生保第1153号都保護課長通知の別添資料)を参照のこと。

「路上生活者対策事業による自立支援センター利用者に対する保護の適用について」
(平成25年4月4日付24福保生保第1153号都保護課長通知)

(問8-23) **養護老人ホーム入所者に対する保護の適用**

養護老人ホーム入所者から、医療扶助の申請があった。この場合の保護の適用について、取扱いを示されたい。

老人福祉法の規定により養護老人ホームに入所し、又は養護受託者にその養護を委託されている者(以下「入所者等」という。)に対する生活保護法の適用については、次のとおり。

1 基本原則

入所者等については、老人福祉法による援護が行われるため、医療扶助が必要な

場合を除き原則として保護の適用の必要はない。なお、医療扶助の適用に際しては、真に施設において措置できないと認められる場合に限られるものである。

2 保護の要否及び本人支払額の決定

(1) 入所者等が外来する場合

保護の要否及び本人支払額を決定する場合、障害者加算の認定要件を満たす者については、一般の場合と同様に最低生活費としてこれを認定するが、その他の最低生活費は認定しない。

また、その者の収入が加算額に満たない場合でも、入所者については、老人福祉法により必要な援護が行われるので、その不足分を生活扶助費として支給するものではない。したがって、養護老人ホーム入所者に対する保護は、医療単給となる。（別冊問答集問7-5）

(2) 入所者等が短期入院した場合

保護の要否及び本人支払額を決定する場合、一般の場合と同様に、障害者加算の他、入院患者日用品費等の最低生活費を認定する。

ただし、その者の収入が日用品費及び加算額に満たない場合でも、その不足分を生活扶助費として支給する必要はないため、医療単給とする。（別冊問答集問7-6）

(3) 入所者等から医療扶助のための申請があったときは、局長通知第10-2-(3)に定める短期傷病等に関する要否判定の特例についても留意すること。（別冊問答集問10-10）

3 収入の認定

(1) 養護老人ホームにある者に対し保護の要否判定を行う場合は、金銭収入はまず保護法による最低生活費に充当するものである。したがって、養護老人ホーム入所者に対しては老人福祉法による費用徴収が行われているが、費用徴収を受ける前の収入について、最低生活費と対比させることとなる。

(2) 入所者等の収入は、老人日用品費※を含め、すべて収入として認定する。ただし、施設長が処遇の一環として給与する金銭（問7-22参照。老人福祉法による加算として施設長が給与するものを除く。）は、収入として認定しない。

※老人日用品費

① 措置の実施者である都道府県又は市町村は、入院中の被措置者（養護老人ホームへの入所又は養護受給者への委託の措置を受けた者をいう。）については、措置の廃止までの間、老人保護措置費のほか、生活費のうち、生活保護における日用品費相当額を支弁して差し支えない。

② 上記取扱いにより老人日用品費が支弁されている入院中の被措置者について、生活保護法による保護の要否及び程度の決定を行う場合には、これを収入として認定するものである。

4 入院継続中に老人福祉法による措置が解除された場合

保護の要否及び程度の決定を行う上での、最低生活費及び収入の認定は、老人福祉法による援護はなくなることから、通常の入院患者として、一般の場合と同様に行うこととなる。

ただし、保護の実施責任及び費用負担については、この場合においても特別な定めがあるため、注意を要する。（問2-17）参照

5 養護老人ホーム入所者の国民健康保険加入について

「老人福祉法による老人ホームに収容されている者に対する国民健康保険の適用について」（昭和47年12月15日付社保第 121号）を参照。

6 介護保険について

(1) 介護保険料

養護老人ホーム入所者のうち、費用徴収基準が第1階層区分に属する者に係る介護保険料は、老人福祉法措置費で支弁される。第2階層区分以上に属する入所者については、対象収入から介護保険料を控除する取扱いが行われる。要否判定には、第1階層区分の介護保険料を用いる。

(2) 介護サービス

養護老人ホーム入所者による介護保険サービスの利用があった場合、当該者が支払うべき利用者負担額については、費用徴収階層に応じて老人福祉法措置費から支弁される。

7 要否判定に用いる費目

(基準)	① 加算	(収入)	① 年金等
	② 日用品費(入院の場合)		② 老人日用品費(入院の場合)
	③ 介護保険料(第1階層区分)		③ 介護保険料(第1階層区分)
	④ 医療費自己負担額(限度額まで)		
	⑤ 食事療養費(入院の場合)		
	⑥ おむつ代(限度額まで)		
	⑦ 国民健康保険料		

(注)①⑥及び⑦は、要否判定には用いるが、保護要となった場合は、実際に支給される訳ではない。

8 被保護者が養護老人ホームへ入所する際の移送費について

入院患者が退院後直ぐに入所する場合にのみ生活保護からの支給が可能である。

別冊問答集 問7-5、問7-6、問10-10

(問8-25) **東京都女性相談センター(一時保護所)入所者に対する保護の適用**

東京都女性相談センター(一時保護所)入所者に対して、保護を適用する場合の取扱いについて、示されたい。

東京都女性相談センターの一時保護は、緊急保護、又は自立のための援助が必要な単身女性及び母子を一定期間(原則として2週間)保護するものである。入所者については、都負担により必要な援護が行われるので、原則として、医療扶助(医療移送費等を含む。)を除き法による保護の適用の余地はない。

しかしながら、センター退所後の生活に際して、生活保護の適用が必要となる場合が多いという実態を踏まえて、以下のとおりの取扱いとする。

1 世帯の認定

入所者に配偶者がいる場合であっても、入所者の置かれた状況を勘案し、適切な世帯の認定を行うこと。すなわち、必要に応じて、法第63条又は法第77条の適用を考慮に入れた、配偶者を除く暫定的な世帯認定を行う。

2 保護の決定（要否及び適用）

(1) 入所前にセンターまでの移送費を必要とする場合

① 保護申請時の所持金と当該移送に要する経費とを対比して、必要額を支給する。

② 入所後、医療扶助の適用の要がない者については、保護停止としておく。

(2) 入所中に医療扶助を必要とする場合

① 退所後に予定される世帯の基準額をもとに、最低生活費の認定を行う。

② 最低生活費として認定する費用は「課長問答（第10の4）」のとおりとする。

③ 入所者に手持ち金や定期収入がある場合は、上記①及び②により認定した最低生活費と対比した上で、要否判定を行う。

（上記①・②・③については、下記の（3）退所後の生活に際して保護の適用が必要となる場合の取扱いと同様である。）

④ ③により保護が必要となった場合、申請時所持金のうち①で認定した最低生活費の2分の1の額まで、収入認定の対象としない。収入認定額が①で認定した最低生活費を上回る場合は、その上回る額が医療費の本人支払額となる。

⑤ 入所者については、一時保護の予算により必要な保護が行われるので、たとえその者の収入が最低生活費の額に満たない場合であっても、その不足分を生活扶助として支給するものではない。

(3) 退所後の生活に際して保護の適用が必要となる場合

① 退所後に予定される世帯の基準をもとに、最低生活費の認定を行う。

② 最低生活費として認定する費目は「課長問答、問（第10の4）」のとおりとする。

③ 入所者に収入がある場合は、上記①及び②により認定した最低生活費と対比した上で、要否の判定を行う。

④ 退所後の住居を確保するための費用を必要とする場合は、局長通知第7-4-1(1)-キにより、敷金等を支給する。

敷金等、家具什器、被服費及び転居に伴う移送費を入所中に支給すべき事情があるときには、入所中に保護開始し、必要な時期に当該扶助費を支給することとして差し支えない。（(1)の②により保護を停止していた者については、停止を解除することとなる。また、入所中に医療扶助を適用していた者については、改めて保護を開始する必要は生じない。なお、被保護者への敷金等の支給は、課長問答第7の30の答中5に基づくものである。）

なお、この場合に支給する扶助費は、入所中の生活需要に対応するものではなく、退所時点の需要に伴う一時扶助に限られるものである。

また、月の途中で退所し、保護を適用する場合の加算の取扱いは、問6-17を参照のこと。

3 保護受給中の者に対する取扱い

被保護者が入所した場合は、1か月以上の入所でない限り、保護の変更決定を要

しない。1か月以上入所する者については、入所日の属する月の翌月の初日から基準の変更を行う。

(問8-26) **高齢者虐待防止法による居室確保の措置を受けた者への保護の適用**

高齢者虐待防止法による居室確保の措置により入居（入所）した高齢者に対して保護を適用する場合について、示されたい。

高齢者虐待は、心身に対する暴力に限らず、例えば親族が高齢者の年金を不当に使用する場合も含まれる。福祉事務所職員は、高齢者世帯への訪問調査に当たっては、虐待防止の観点からも、生活実態を把握する必要がある。また、訪問調査等を通じて虐待が疑われる事案を発見した場合は、速やかに庁内の高齢者虐待防止法所管課や地域包括支援センターに情報提供し、連携した対応を行っていく必要がある。

設問については、措置を受けた高齢者が養護者とともに被保護世帯であった場合あるいは措置を受けてから医療費等の生活需要により困窮状況が生じた場合など、いくつかの事例が考えられるが、居室確保と同時に老人福祉法の措置が行われるのであれば、生活扶助に相当する部分は他法他施策が優先される。したがって、問8-23の設問を参照のこと。

なお、被保護世帯の高齢者が高齢者虐待防止法による居室確保の措置により入居（入所）した場合に、出身世帯と当該高齢者の状況によっては、世帯認定及び保護費の基準算定上の変更や調整を行う必要が生じることが予想される。しかしながら、世帯認定をどのように取り扱うべきかは、個々の事例について慎重に判断する必要がある。

「高齢者虐待の例」（参考）「家庭内における高齢者虐待に関する調査」（平成15年度）財団法人医療経済研究機構

区分	内容と具体例
i 身体的虐待	<p>暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする／等
ii 介護・世話の放棄・放任	<p>意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をを行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない

	・同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること／等
iii 心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・侮辱を込めて、子供のように扱う ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する／等
iv 性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。 【具体的な例】 ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、セックスを強要する／等
v 経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること。 【具体的な例】 ・日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する／等

参照 問2-21

(問8-27) **ダルク入寮者に対する保護の適用**

薬物依存症の被保護者がダルクに入寮した場合の保護の取扱いについて、示されたい。

ダルク入寮者に対しては、次のとおり取り扱う。

- 1 一般生活費については、施設所在地の級地を適用し、1類、2類及び住宅費（寮費等の名目で徴収される住宅費の実費を施設所在地の住宅扶助基準限度額の範囲内）を認定する。加算については、在宅者にかかる加算を認定する。
- 2 単身の者が従前の住居について、入寮中も従来どおり住宅費を支出しなければならない生活実態にある場合は、ダルクの住居費と従前の住宅費とを合算した額について、住宅扶助基準限度額の範囲内において認定することとして差し支えない。この場合の住宅扶助基準限度額は施設所在地の基準ではなく、従前の住居に適用される住宅扶助の基準とする。
この扱いは、入院患者に対する住宅基準の計上と同様、原則として入所予定期間が6か月未満の場合に適用できる。（局長通知第7-4-(1)-エ-(ア)）
- 3 出身世帯のある者が入寮した場合においては、入寮期間中は当該入寮者のみの基準を別途認定する。
- 4 入寮期間中に施設外のNA等の活動に参加する場合は、別途移送費を計上できる。（局第7-2-(7)-ア-(セ)）なお、施設所有のバス等で移動する場合の取扱いは、別冊問答集問7-58を参照。

局長通知 第7-4-(1)-エ-(ア)

(問 8 - 28) **警察官署等に拘束された者に対する保護の適用**

警察官署等に拘束された者に対して、医療扶助を適用する場合があるとすれば、どのような場合か。

警察官署、行刑機関等に拘束されている者が発病した場合、これに対する医療は、原則として、刑事行政の一環として措置すべきであって、生活保護法の関与する余地はない。

しかし、法定の事由（刑事訴訟法第87条勾留の取消、同法第89条必要的保釈、同法第91条不当に長い拘禁と勾留の取消、同法第95条勾留の執行停止等）に基づき本人が釈放されたことが確認された場合は、本法の適用について検討する。

なお、その者の身柄が直接・間接に警察官等の監視下におかれている場合であっても、それが法定上の釈放であれば前記の手続によって医療扶助を適用して差し支えない。

少年（満20歳未満）事件において家庭裁判所の審判に付され、刑務所や少年院への送致となった場合等、身柄を拘束された少年の場合も同様に扱う。

ただし、家庭裁判所は、14歳未満の非行少年については、児童相談所長から送致されたときだけ審判の対象にすることができる等児童福祉法を優先的に適用することとなっており、成人事件とは異なった取扱いが行われることに留意する。

例えば、児童自立支援施設に送致された場合は、児童福祉法によって施設入所中の生活需要等が賄われるため、医療費も含めて基準の計上を行う必要はないが、一時帰宅（外泊）の際の移送費等の計上も考えられることから、世帯員としておく必要がある。また、保護観察等、特に身柄拘束のない場合には、必要な基準額を計上することになる。

【参考】

家庭裁判所は、犯罪少年（満14歳以上で罪を犯した少年）のうち、死刑、懲役または禁固に当たる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、検察官送致決定をする。また、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件で、罪を犯したとき満16歳以上の少年については、原則検察官送致決定しなければならない。その他の犯罪少年、触法少年（満14歳未満で罪を犯した少年）、ぐ犯少年については、知事・児童相談所長送致（18歳未満に限る）、保護処分（保護観察、児童自立支援施設送致、少年院送致）の処分を受ける場合がある。

検察庁HP http://www.kensatsu.go.jp/gyoumu/shonen_jiken.htm

昭和38年10月7日付社保第73号厚生省保護課長通知

別冊問答集 問7-15

参照（問1-1）

(問 8 - 29) **被保護者が警察官署に留置された場合の保護の取扱い**

被保護者が警察官署に留置された場合は、最低生活費の計上は必要ないとされているが、このようなとき、保護の取扱いはどうなるか。
また、単身者の住宅扶助はどうなるか。

被保護者が被疑者等として警察署に勾留、拘束された場合は刑事行政の一環として措置されるべきものであることから、最低生活費の計上は必要ないとされている。

(別冊問答集問 7 - 15)

したがって、当該被保護者が警察署に留置、拘束されている間の最低生活費については、日割り計算を行って削除(減額)することとなる。

単身の被保護者が警察官署に留置された事実が確認されたときには、住宅費について、以下のとおり取り扱う。

- 1 留置の日の翌日付で、すべての最低生活費の計上を停止する(保護の停止)。通常、月の当初にその月分の扶助費は支給済みであることから、返還金が生じることになるが、返還金についての具体的な事務処理は保留しておく。
- 2 その後に、公訴の提起が確認された場合は、保護廃止の取扱いをする。保護の廃止に伴って生じた過渡し金については、一般の場合と同様に、戻入あるいは法第80条免除の取扱いを行う。
- 3 公訴の提起がなく釈放された場合には、釈放の日をもって、最低生活費の計上停止を解除する。
 - (1) 留置の日と釈放の日とが同一の月に属する場合は、停止に伴って生じた住宅費の過渡金については、法第80条免除の取扱いを行う。なお、生活費についても、住宅費と同様の取扱いを行うべき事情があると判断される場合には、法第80条免除の取扱いを行って差し支えない。
 - (2) 釈放の日が留置の日の翌月であるときには、留置の日の属する月分の住宅費の過渡金については、法第80条免除の取扱いを行うとともに、釈放の日の属する月分の住宅費を1か月分全額を計上する(生活費については、日割り計算による計上となる)。これらの措置は、被保護者が居宅にいなくなる実態からとるものであるもので、留置や公訴の提起による勾留がない限り、停止又は廃止をする必要はないものである。
- (3) 釈放の日が留置の日の翌々月以降である場合は、留置の日又は釈放の日のいずれにも属さない月(月初から月末まで留置されていた月)については、住宅費を計上することができない。

また、被疑者の身柄を拘束しないままで手続きを進める「在宅事件(書類送検)」においては、公訴の提起(在宅起訴)があったとしても、拘留がない限り停止や廃止をする必要はない。

なお、罰金刑や科料を科された場合は基本的に身柄を拘束されることはない

が、完納することが困難なため労役に服する場合（過料を科せられた場合は労役に服することはない）には、保護を廃止することとなる（短期間（6か月以内）の場合は停止）。（課長問答第10の12）

また、東京都と警視庁の取り決めにより被保護者の勾留情報の提供について情報提供を受けられることとなっている。各警察署には警視庁より「刑事指導旬報1361号」という形で協力依頼が発出されている。具体的な情報提供の内容については生活保護の停止等に必要な最低限の情報（拘留の有無・期間・処分）について口頭により回答がされる。（罪名については回答不可）

公判請求の有無については基本的に検察庁へ問い合わせることとなる。

局長通知 第7-4-(1)-イ

課長問答 第10の12

別冊問答集 問7-15

平成22年10月22日付22福保生保第632号

(参考)
(別紙)

〇〇第 号
年 月 日

〇〇警察署長殿

〇〇福祉事務所長

勾留事実に関する情報提供の依頼について

当福祉事務所において生活保護を受給している（又は、申請中の）者について、現在勾留中であるか否か、及びその期間、処分内容について保護費の正確な計上のため確認する必要があります。氏名等は下記のとおりですので、生活保護法第29条により電話にて情報の提供をお願いします。

記

1 被保護者の状況

- (1) 氏名及びフリガナ
- (2) 生年月日
- (3) 住所及び本籍
- (4) 性別
- (5) 勾留されていると思われる理由
(例えば、家族・親族よりの通報、近隣・被害者よりの情報提供、訪問時不在、連絡不通等、具体的に記入すること。)
- (6) 保護申請日又は開始日
- (7) その他特記事項

2 回答いただきたい事項

- (1) 勾留事実の有無
- (2) 勾留期間
- (3) 処分内容

【回答先】

(問 8 - 30) **更生保護事業による保護を受けている者の取扱い**

更生保護施設に入所している者に対して、保護を適用する場合の留意点について示されたい。

更生緊急保護又は保護観察者に対する補導援護の委託により、更生保護施設等(自立準備ホームを含む)に入所している者は、更生保護事業法に規定する更生保護事業の対象となり、入所後原則 6 月までは更生保護法により必要な生活需要が満たされているため、医療扶助を除き、基準生活費を計上する必要はない。同法による給付がされなくなった場合は、通常の家賃基準(1 類及び 2 類)を計上することとなる。

なお、更生保護事業の対象者は、更生保護事業法第 2 条第 2 項による。主な対象者は次のとおり。

- ・ 保護観察中の者
- ・ 懲役、禁固又は拘留につき刑の執行を終わった者
- ・ 執行の免除を得た者又は執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者
- ・ 罰金、科料の言渡しを受けた者
- ・ 労役場を出場、仮出場した者
- ・ 少年院を退院、仮退院期間満了となった者

別冊問答集 問 2 - 2 0

参照 問 2 - 31

(問 8 - 31) **扶助費の再支給額の算定方法**

扶助費の再支給額の算定方法を具体的に示されたい。

局長通知第 1 0 の 4 にいう「失った日以後の当該月の日数に応じて算定された額の範囲内において、その世帯に必要な額」の認定は、次により行う。

1 再支給必要額の算定

(1) 前渡された保護費を失った旨、福祉事務所又は警察官署に届け出た日(即ち盗難等の事実が確認された日)以降、その月の末日までの間における当該世帯の最低生活費を、下記により日割り計算によって算出する。

- ① 教育扶助基準額については、日割り計算を行わず、全額を計上する。
- ② 教育扶助のうち教材代、学校給食費、通学交通費については、当該月の分を届出日までに既に支払い済みの場合は、計上しない。未払いの場合は、全額を計上する。
- ③ 住宅扶助については、②の教材代等と同様に処理する。
- ④ 生活扶助については、通常の例により日割り計算を行う。

- ⑤ 12月は、期末一時扶助を計上する（日割り計算を行わない。）。
- (2) (1)によって得られた最低生活費の額から下記の金額を控除する。
- ① 届出日現在における、すべての手持ち金及び預貯金（通帳等により確認する）
 - ② 扶養義務者等からの援助金
 - ③ 届出日以降月末までに得られる予定の収入（ただし、当該収入の予定される日がその月の終り頃で、これを控除するとその月の生活に支障があるときは、控除せずに翌月の認定として差し支えない。また、収入認定の対象とならない収入は控除しない。）
- (3) (2)によって得られた額の範囲において、実際に失った金額を限度として再支給額を認定する。
- (4) 認定された再支給額は、(1)で算定された最低生活費に対して、教育扶助、住宅扶助、生活扶助の順に、振り分けて整理する。
- 2 保護費支給日に支給された保護費の全額を失い（保護費の口座払いを行っている場合で、支給日にほぼ全額を引き出し、そのまま失った場合も含む）、かつ、同日（やむを得ない事情があるときは翌日）中に福祉事務所又は警察官署に届け出があった場合は、盗難等の事実が確認された日以降の日割り計算によらず、当該月分の保護費の全額を認定の対象とすることができる。
- 3 給料等を翌月の収入として取り扱っていた場合で、当該給料等のみを失ったときは、失ったことが確実に立証される限り、再支給としての処理を行うことなく、翌月分の収入認定の変更（収入認定を除くための変更）を行えば足りるものである。

平成12年3月 福祉事務所長会
課長問答 第10の16

(問 8 - 32) **誤って受けた保護申請の取扱い**

病院に入院している者から、医療ケースワーカーを通じて、病院所在地の福祉事務所に保護申請書が出された。福祉事務所で調査したところ、当該要保護者には他に居住地があることが判明した。

この場合、保護申請書の取扱いをどうすべきか。

保護申請を受けた福祉事務所に保護の実施責任がなく、他の福祉事務所において処理すべきことが明らかな場合は、受付日及び経過等を当該福祉事務所に事前に連絡した上で、保護申請書（原本）を直ちに回付する。この場合、保護の申請者に対しても、必要な連絡と説明を行うこと。この場合申請のあった日は当初の保護の実施機関が申請を受理した日となる。

また、保護申請書の写しと共に、経過を記録して残しておく。

なお、保護の実施責任の取扱いが明らかでなく、関係機関において協議が必要な場合は、初めに保護申請を受けた保護の実施機関において結論が出るまでの間保管しておく。実施責任について実施機関の協議の結果、結論が得られなかった場合は、都保護課にすみやかに協議する。

《誤って保護申請を受けてしまった場合の事務処理の流れ（上記例）》

① A福祉事務所に管内の病院から保護申請書が送付される。（申請受理日）

↓

② 調査の結果、B福祉事務所に居住地があることが判明。

↓

③ これまでの経過の詳細をB福祉事務所に事前に連絡する。

↓

④ 保護申請書（原本）の写しをとり、原本はB福祉事務所に送付する。

↓

⑤ 保護申請者に対して経緯を説明しておく。

↓

⑥ 保護申請書（写）と経過記録を保存しておく。

※ 実施責任の所在に不明な点があり、福祉事務所間で協議が必要な場合は、最初に保護申請を受けた福祉事務所において結論が出るまで保管しておく。

局第 10 - 3

別問 2 - 4 3

(問 8 - 33) **日用品費の累積金の取扱い**

医療機関、介護施設及び社会福祉施設に入院入所中の被保護者で、合理的な目的のない手持ち金の累積金を生ずる場合には、入院患者日用品費等の計上を減額又は停止することとされている。

この取扱いを行うにあたっての留意事項及び具体的な方法について、示されたい。

1 入院患者日用品費等の消費状況からの基準の調整

(1) 日用品費の85パーセント計上（局長通知第7-2-(3)-ク）

入院患者日用品費は、基準額の全額を計上することを原則とするが、精神活動の減退等により日用品の需要の実態からその全額を必要としないもので、その状態が相当期間持続すると認められるものについては、基準額の85パーセントを標準として必要な額を計上することとされている。

この取扱いの基準は、以下のとおりとするが、実際の運用に当たっては、個々の実態に即して、十分な検討の上で行うこと。

(注) 過去6か月程度の消費実態が日用品費の50パーセントを下回り、かつ、将来も引き続き1年以上その状態が継続すると推定される場合、85パーセント計上とする。

(2) 加算の重複調整等（告示別表第1第2章の9、重複調整等）

相当期間にわたり加算額の全額を必要としないものと認められる場合には、当該加算額の範囲内において必要な額を算定することとされている。

この取扱いの基準は、以下のとおりとするが、実際の運用に当たっては、個々の実態に即して、十分な検討の上で行うこと。

(注) 日用品費等の他に加算が計上されている者について、過去6か月程度の消費状態が日用品費等の85パーセントを下回り、かつ、将来も引き続き1年以上その状態が継続すると推定される場合、加算を削除する。

2 入院患者日用品費等が累積したことによる基準の調整

医療機関又は社会福祉施設に入院入所中の被保護者で、入院患者日用品費等の全額計上では合理的な目的のない手持ち金の累積を生ずる場合には、上記1に基づき消費実態に見合った額を計上するのが本来である。

しかし、こうしたことが事務的な理由等から困難な場合であって、被保護者本人以外の者が手持ち金を管理しているときは、その累積額に着目し、次のように入院患者日用品費等の計上を行う。

(1) 取扱いの原則

本来、入院患者日用品費等の消費については、療養指導・生活指導の一環として、適切な指導が行われるべきである。

したがって、入院患者日用品費等の累積額の多寡のみをもって、機械的に判断することなく、その者の過去における消費の実態、累積の経緯、現在の病状、今

後の見込み等を十分考慮の上、主治医等関係者の意見も踏まえ、当該被保護者の個別の実態に応じて判断するものである。

(2) 取扱いの対象者

単身の入院患者等（出身世帯があっても、長期間交流がない者を含む。）であって、日用品費等の管理能力がないため、病院長や施設長等（扶養親族及び成年後見人等は除く。）に金銭の管理を委ねている者。

したがって、病院長等に金銭の管理を委ねている者であっても、金銭管理能力を有する者は、この取扱いの対象とはならない。

金銭管理能力を有しない者とは、「預金通帳や現金などの所持金の支出入の把握、管理、金額の計算・金融機関での出金や入金等の手続き等の一連の行為」の全てを自分で行えない、又は「一連の行為」の目的や内容を理解しておらず、全面的に支援（見守りや声かけ等の支援を除く）が必要な者をいうものである。重度の寝たきり状態で、金融機関からの現金の出し入れや買い物等は他者に頼んでいるが、所持金の支出入について把握し、自分で管理している場合には、金銭管理能力(全部又は一部)を有するものである。

(3) 調整方法

ア 救護施設又は更生施設入所中の者

① 当分の間、30万円を超えた場合に調整する。

なお、15万円以下に累積額が減じたときは、再度計上する。

② 調整は、加算額の計上を停止する。加算の計上を停止している間は、おむつ代を始め、一時扶助（期末一時扶助は除く）の計上も行わない。

③ 再度計上する場合には、加算を計上する。

※ 調整を行う際、**救護施設等基準生活費（冬季加算、期末一時扶助を含む。）**については**調整対象外**なので、全額、計上を行うように注意すること。

イ ア以外の入院入所者

① 当分の間、30万円を超えた場合に調整する。

なお、15万円以下に累積額が減じたときは、再度計上する。

② 調整は、加算があるときは、まず加算額の計上を停止し、更に累積が進行する場合には日用品費又は介護施設入所者基本生活費（冬季加算を含む。）の計上も停止する。加算の計上を停止している間は、期末一時扶助やおむつ代を始め、一時扶助の計上も行わない。

③ 再度計上する場合には、まず日用品費を計上し、更に必要がある場合には、加算も計上する。

④ 入院患者及び介護施設入所者で累積による加算等の調整をする場合、介護保険料加算は調整の対象とせず、従来どおり計上する。（東京都の取扱い）

(4) 調整による保護の停止又は廃止等

① 日用品費等を計上しないことにより、要否判定の結果、医療費本人支払額が限度額を超えるために保護を要しなくなる場合でも、直ちに保護を廃止せず、とりあえず保護の停止を行う。

② ただし、累積額が多額であるため、保護を廃止しても最低生活が維持でき、特

段の事情の変化がなければ相当長期にわたって保護を要しないと判断される者については、次により、保護の廃止を検討すること。

- ③ 累積額が50万円を超えている場合は、調整後の基準額(医療扶助及び介護扶助を含む。)と収入額とを対比して、廃止の要否判定を行う。

※ 入院入所先が変わる場合には、移動時の所持金額の確認を行い、移動後、上記2(1)の判断を再度行うこと。

- (5) 多額の累積金がある場合の取扱い(収入認定による保護の廃止)

手持金の累積は、本来は入院・入所先への定期訪問の都度、累積状況を確認し、必要に応じて(3)の調整を行っていけば、調整対象の基準となる金額(30万円)を大幅に超えることはあり得ない。しかしながら、現実には目的のない累積金在这些の金額を大幅に超えていたことが事後に判明する場合がある。

このような場合は、(4)で示した調整後の基準額と(年金等の)収入額との比較による要否判定とは異なり、居宅の者で保護費のやり繰りによって多額の預金の保有が判明した場合と同様、累積金の収入認定による保護の廃止の要否判定を行う。具体的には、入院・入所先種別に応じて、次のとおり取り扱う。

- ① 医療機関、介護施設及び保護施設以外の社会福祉施設へ入院入所中の者
累積金が100万円を超えていけば、収入認定の上、保護を廃止する。

- ② 保護施設へ入所中の者

累積金が調整前の基準額及び施設事務費と(年金等の)収入額との差額の6か月分を超えていけば、収入認定の上、保護を廃止する。

(事例) 最低生活費(調整前) 8万円 - A

施設事務費 25万円 - B(入所施設の事務費の確認が必要)

年金収入額 9万円 - C(収入充当額の確認が必要)

$(A + B - C) \times 6 = 144$ 万円 ⇒この事例では累積金が144万円を超えていれば、廃止。

なお、この累積金の収入認定による廃止の取扱いは、課長問答第3の18に基づくものであり、(2)に掲げる加算等調整の対象者に限らず、手持金を自己管理している場合を含め、目的のない累積金が生じた者に対して行うものであるが、単に累積金額の多寡のみをもって機械的に判断するのではなく、まずは助言により生活基盤回復や自立更生といった生活保護の趣旨目的に沿った使途に当てさせた上で適用すべきである。

※ (3)～(5)共通 累積金を把握する際、毎月の収入・支出状況に基づき、毎月の累積金の増加状況を配慮すること。各種年金・手当・保護費の入金直後の手持金額の多寡をもって判断することがないように留意すること。

- (6) 保護の再申請があった場合の実施責任

上記の取扱いによる調整を行った基準での要否判定又は累積金の収入認定による要否判定の結果、保護廃止となった世帯から、保護の再申請があった場合(引き続き同一の病院や施設等に入院・入所している場合に限る)は、廃止後3年以内のものについては、保護を廃止した実施機関が実施責任を負うこととする。

なお、この取扱いのうち(3)の①及び(5)の累積額は東京都内の実施機関が措置

している場合に適用し、(6)の実施責任については東京都内の医療機関等に限られる措置である。

(7) 医療機関、介護施設、社会福祉施設及び本人への取扱いの説明

本取扱いを行うに当たっては、事前に医療機関、介護施設、社会福祉施設及び本人に十分取扱いの趣旨を説明し、理解を得る必要がある。

累積額の確認については、定期訪問の際に、手持金等（手持金、管理者に委ねているお金、金融機関等に預けているお金）の資産の状況・支出の状況について、資産申告書・収入申告書を被保護者本人に提出を求めること又は保管を委ねられている管理者に確認することによること。累積金が30万円以上ある場合には、「使用目的がない又は生活保護の趣旨目的に反する場合には、収入認定を行い変更・停止・廃止の対象となることがあること」を、本人及び管理者に伝え協力を求めること。それでも、手持金の状況等が確認できない場合には、本人又は管理者に生活保護制度について説明を行った上で、被保護者に対しては法第28条により報告を求めること、施設等管理者には法第29条第1項により報告を求めることになることを伝え、協力を求める必要がある。

「入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱指針」（昭和58年3月31日付厚生省社会局保護課長通知）

「救護施設入所者に対する保護費の適正な支給について」（平成27年3月31日 厚生労働省社会・援護局保護課長通知(社援保発0331第3号)

(問8-34) **被保護者の累積金について**

被保護者が相当額の預金を保持していることが判明した。保護開始後、扶助費以外の世帯収入はなく、保護費が累積した結果と確認された。

この場合、当該被保護者の累積金についてどのように取り扱うべきか。

保護費は、世帯単位に計算されて世帯主又はこれに準ずる者に支給されるものである。

このようにして給付される毎月の保護費を被保護者の需要に完全に合致させることには、困難が伴う。月々のやり繰りを認めなければ、家計の弾力性を損なうおそれもあり、被保護者の生計管理の能力を制限することになりかねない。保護費の具体個別の消費については、被保護世帯の世帯主等にその家計の合理的な運営を委ねているものと解釈することが自然である。

そうであるとすると、被保護者が保護費によって生活していく中で、節約の努力等によって貯蓄できる部分が生じたとしても、法が保護費を一定の期間内に使い切ることを求めているとすれば、各月毎に被保護者が保有する全ての資産等を最低限度の

生活のために使い切らない限り保護が継続できないとすることは適当でないといえる。

したがって、法の趣旨目的にかなったものであれば、保護費を原資として貯蓄された金銭は直ちに収入認定等の対象とすべきものにはあたらない。つまり、被保護者が保護受給中に預貯金をしている場合、その目的が生活保護の趣旨目的に反しないと判断されるときは、法第4条にいう「利用し得る資産」の形成には該当しない。

保護の目的から、単に将来の出費に備えるための蓄財一般を全て認めるには至らないが、生活保護の趣旨目的に沿った具体的な目的を持った蓄えについては、それらが預貯金という形で残されていても「利用し得る資産」として収入認定されることにはならない。

以上をふまえて、一定額を超える預貯金等の保有が判明した場合には、次のとおり処理されたい。

1 預貯金の目的等の確認

保護の趣旨目的に沿って、以後の自立（就労自立、日常生活自立、社会生活自立等）のために充てられるものであるか確認する。法の趣旨目的に沿ったものであれば、収入認定等を行わない。

保護受給中に保有を容認できない資産性のあるものの購入（自家用自動車、高額の貴金属類、株・有価証券など）や一般低所得者との均衡を失するような消費（観光その他の海外旅行、最低生活維持と関わりのない高額サービスの利用など）に充てる目的であれば、法の趣旨を説明し目的を変更するよう指導助言する。指導に応じない場合には、2の取り扱いと同様とすることも併せて説明を行なう。

2 特に目的等がなく単に累積したものである場合

保護費を原資とする累積金（基礎控除額及び認定除外の手当等の累積金も同様）は、最低限度の生活維持のために活用を求めることとなる。しかしながら、直ちにこれを収入認定することは適当でない。保護費を繰越しして一定額を超える預貯金を保有するに至った経緯には、単に節約を図っただけでなく、食事や衣料品等の生活必需品を極度に切り詰めた生活をしてきた結果、当該被保護世帯はどこかに最低限度の生活に欠けるところが生じている可能性が推測される。「一定額を超えた額」については、まず、最低限度の生活に欠ける部分を補い、生活基盤を回復させるために使うよう指導助言する。

必要に応じては、自立更生計画書等の作成を通じて累積金の費消目的を定めながら、より安定した自立の助長を促すことが望ましい。

当該世帯の最低限度の生活に欠ける部分を補ってもなお相当額の残余がある場合には、活用し得る資産として認定したうえで、生活最低基準をまかなう費用として活用を求めることとなる。（資力として認定した額については、収入認定を行なうことになる。）この際、①停廃止を行なう場合、②分割して収入認定する場合の2通りの処理が想定されるが、資力として認定する額は世帯の生計収支状況を勘案したうえで決定し、停廃止の期間及び分割収入認定をする場合の各月の収入認定額を合理的に設定する必要がある。

当然、累積金の収入認定による保護変更処分の際にも、書面による決定内容の通知と不服申立等の教示が必要となるものである。

3 本問答にいう「一定額」の基準（目安）

一律に定めることは困難である。世帯の状況を把握したうえで、慎重に見極める

必要がある。目安としては、累積金のすべてが目的のない状態であった場合、保護の廃止の期間の考え方をうければ、当該世帯の最低生活費の概ね6か月分相当の額に達した場合と考えられる。（課長問答 第10の12）

課長問答 問3の18

課長問答 第10の12

（問8-35） 保護停止中の者の収入の取扱いと停止の解除

1 就労による収入が一定程度まで安定し一時的に保護を要しなくなったが、その状態が継続する見込みが確実性を欠くことから、世帯の生活状況を見守るため、停止期間を定めて保護の停止を行っていた。停止期間中の収入申告書によれば、停止後2か月間は保護の基準を上回る収入があったが、停止後3か月目の今月の収入は保護基準を下回っている。

このような場合、直ちに停止の解除を決定すべきか。

2 臨時収入により3か月間最低生活をまかなえらるゝとして、期間を定めて保護を停止したところ、その間に臨時的な需要が生じ、予定より短期間でその収入を消費してしまつた。この場合、停止を解除すべきか。

1 収入状況の安定的継続が確実には見込めないことから保護を停止していた場合には、原則として、収入が保護の基準を下回つた時点で、停止の解除を決定すべきである（保護の停止又は停止の解除の収入充当額は、勤労に伴う必要経費として定める額（要否判定控除額・局長通知第10-2-(1)別表2）を認定するほか、従来どおり、新規就労控除及び未成年者控除等を用いて判定されたい。また、停止時における停止期間の算出に当たつても同様の取扱いとする。）。

ただし、停止中に得た収入のうち月々の保護基準を超える収入額の累計額と当月の保護基準を下回る額との対比及び今後の収入状況の見通し等を勘案した結果、停止の解除が不要であると判断される場合は、直ちに停止の解除を決定する必要はない。保護停止中の生活費は、原則として最低生活基準額でまかない、余剰の金銭は、翌月以降の生活にあてることになるからである。つまり、このような場合には、保護の停止を維持して差し支えない。なお、判断にあたっては、当月の被保護者の生活が急迫した状況にないことを必ず確認すべきである。

また、上記の取扱いにより停止を維持した場合で、翌月が保護の基準を下回る収入（繰越額含む）となつた場合には、直ちに停止の解除の決定を行なうことになる。

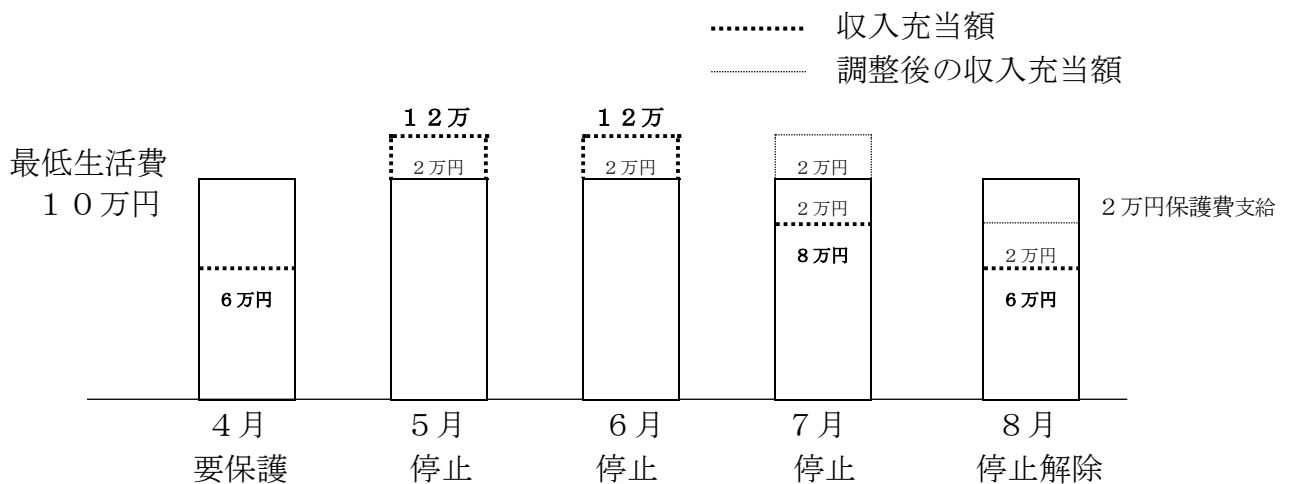
2 設問のように、臨時収入を得たことから期間を定めて保護を停止した場合は、あくまで停止の時点で見込まれる将来の需要、つまり、最低生活費、国民健康保険料、医療費・介護費自己負担金額等を想定して当該停止期間を定めたにすぎないものである。

その間に、最低生活上不可欠となる臨時的需要（一時扶助の対象となるような支出、もしくは扶助費の支給対象とならなくとも、必要経費控除が認められるような支出）が生じたとすれば、当然それらを勘案したうえで停止期間を短縮することになる。また、想定外の出費を重ねた結果、予定よりも早期に再び困窮したとしても、急迫状態の程度

によっては、停止を解除すべき事態として保護を再開することもあり得るものである。

以上のように、被保護者は保護停止中も最低生活基準(医療費・介護費自己負担額及び国保料含む)によって生活することになるが、停止決定にあたっては、停止期間中も節約を図り、計画的に生計を営むことを指導するとともに、生活上不可欠な臨時的需要が生じたときには、収入を当該需要に充てられることについても説明し、もって停止期間中の最低生活の維持を保障すべきである。

停止中の収入充当例



5月 = 2万円残

6月 = 2万円残 + 前月残2万円 = 4万円残

7月 = 2万円不足 + 前月残4万円 = 2万円残

8月 = 4万円不足 + 前月残2万円 = 2万円保護費支給

この事例は、最低生活基準のほかは、臨時的需要がなかったものとして計算しているので、この間に当該需要があれば、その分を含めて残額を減じていかなければならない。

以上のように、停止中の収入充当額が保護基準を上回っていれば、上回った分を翌月に充当することになる。

保護停止中における収入の補足は、停止中の最低生活の保障とその継続の要否を検討するために必要となる。

なお、1及び2のいずれの場合においても、保護の停止をする際に、活用すべき資産には当たらないものとして認められた預貯金等を保有していた場合、当該預貯金等を保護停止中に保有することは認められるものである。保護再開時に当たっては、自立更生計画等により、当該預貯金等の使用目的及び金額が保護停止前と変更ないもの

かどうか、変更されている場合はその事情等を確認すること。（課長問答 問3の18-3）

課長問答 問3の18-3

（問8-36）**海外渡航者の海外滞在期間中の保護の取扱い**

被保護者が海外渡航することになった。この海外渡航期間中の保護の実施はどのように考えたらよいか。

1 基本的な考え方

従前、海外は社会保障制度の適用範囲を超えるという理由から、海外渡航する被保護者については渡航中の保護を一旦停止することとしていた。しかし、平成20年3月の最高裁判所の判決を受け、厚生労働省より保護の取扱いについて通知があり、単に海外渡航したことのみをもって保護の停廃止をすることはできなくなった。

原則として、被保護者が一時的かつ短期に海外へ渡航した場合であって、引き続き国内に生活の本拠を有していれば、保護を継続する。しかし、海外渡航した被保護者は渡航費用を支出できるだけの額の、本来その最低生活の維持のために活用すべき金銭を有していたことになるので、当該渡航費用のための金銭を収入認定すべきであるという問題が生じる。（課長問答 第10の19）

2 収入認定について

（1）上記のとおり、渡航費用については収入認定をすることとなるが、以下の目的で概ね2週間以内の期間で海外へ渡航する場合には、その用途が必ずしも生活保護の趣旨目的に反するものとは認められないため、渡航費用の全額を収入認定しないものとして差し支えない。（課長問答 第10の19）

- ・親族の冠婚葬祭、危篤の場合及び墓参
- ・修学旅行
- ・公的機関が主催する文化・スポーツ等の国際的な大会への参加（選抜又は招待された場合に限る。）
- ・福祉的就労をしている者の職場旅行（都内実施機関における取扱い）
- ・高等学校等で就学しながら保護を受けることができる者とされた者の海外留学であって世帯の自立助長に効果的であると認められる場合
- ・その他、社会通念上やむを得ないと実施機関が判断した場合

この場合、保護費のやりくりによる預貯金等で渡航費用を賄う場合には課長問答3の18により、他からの援助等で賄う場合には次官通知第8-3-(3)-エに該当するものとして認定を行わないものである。

（2）上記以外の目的で海外渡航をした場合（例：観光旅行、職場の親善旅行、治療

目的の海外渡航等)には、その使途が生活保護の趣旨目的に反することとなるため、渡航費用の範囲内で収入認定を行う。

収入認定額は、当該渡航費用(宿泊費及び交通費)が世帯の最低生活費(医療扶助・介護扶助を除く)の概ね3ヶ月分を超えているか否かを一つの目安として判断する。つまり、渡航費用が著しく高額であり社会通念上認め難いと考えられる場合はその全額を、そうでない場合は当該渡航期間中(出国日の翌日から帰国日の前日)の生活扶助相当額(基準生活費及び加算)についてのみ認定を行う。

(都内実施機関における取扱い)

なお、この場合の取扱いは保護費のやりくりによる預貯金等で渡航費用を賄う場合に限られる。他からの援助等で渡航費用を賄う場合には次官通知第8-3-(3)-エに該当しないものとして、援助等の全額を収入認定する。外国人が母国へ渡航する場合等、宿泊費を要しないため、援助された渡航費用が渡航期間中の生活扶助相当額を下回ることがあるが、この場合も援助された渡航費用を収入認定する。

3 医療扶助の取り扱いについて

海外での医療費については支給しない。ただし、2(1)にあてはまる場合であって、事情により「海外旅行保険」に加入できなかった場合等やむを得ない場合は、国民健康保険における海外療養費の取扱いに準じて支給して差し支えない。

4 移送費について

渡航者の生活移送費は、海外渡航の理由が局長通知第7-2-(7)の支給事由に該当する場合(海外在住の親族が危篤状態でありそのもとに行くなどの場合)には、出航地(成田空港など)までの交通費は支給対象となるが、そこから先の航空運賃については支給できない。

5 保護の停廃止について

「1 基本的な考え方」で示したとおり、単に海外渡航したことのみをもって保護の停廃止をすることはできなくなった。しかし、このことはあくまでも海外渡航が「一時的かつ短期」の場合であり、渡航期間が概ね2ヶ月を超えた場合、渡航の目的や帰来可能性を十分に考慮したうえで、保護の停廃止を行うことは可能である。このことは、たとえ日本国内にアパート等の居住地が残されていたとしても同様であり、保護の停廃止の理由は「国内における居住実態がないため」等とする。(別冊問答集問10-24)

6 その他

(1) 渡航に先立ち、渡航先(宿泊先)、渡航目的及び日程並びに費用及びその捻出方法等について記載した書面を提出させること。その内容により渡航費用について収入認定を行うと判断し、かつ本人が実際に渡航した場合は、渡航費用に係る領収書等の挙証資料を帰国後に提出するよう指導する。また、保護費が口座払いになっている場合には、本人が帰国したことを確認するまでの間は保護費の支給を窓口払いに変更する。

なお、事前の届出がなかったとしても上記の取扱いを行うとともに、今後必ず事前の届出を行うよう指導する。

(2) 海外留学が世帯の自立助長に効果的であると認められるが、留学期間が概ね2週間を超える場合については、厚生労働大臣あてに情報提供の上判断することとなる。

(参照) 問3-9 問8-34

課長問答 第3の18

課長問答 第10の19

別冊問答集 問10-22~2425

被保護者が海外に渡航した場合の取扱いについて（平成20年4月1日社援保発第0401006号）

参考資料 1 1

被保護者が海外に渡航した場合の取扱いについて 事例集・通知集
（平成21年11月 東京都保護課発行）

(第8-37) 保護廃止の際の要否判定に用いる基準及び収入

保護廃止の際の要否判定は、保護開始時とは異なり、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額との対比によって行うものとされている。

この「現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額」について説明されたい。

保護開始時の要否判定に際しては、最低生活費の認定及び収入認定に係る控除の適用に当たり、臨時的需要に対応するもの及び主として自立助長を目的とするものは対象外とする取扱いになっている。臨時的需要や自立助長目的部分を適用対象としないのは、保護開始時の要否判定が、その世帯が生活に困窮しているかどうかの判断であるからである。（なお、停止解除による再開時の要否判定の際は、臨時的需要を含めて判定する。）

一方、保護廃止時の要否判定は、保護受給中に保障されているところの最低生活基準を上回る状態が継続するか否かの判断であり、保護開始時の要否判定とは異なる側面をもつ。つまり、現に保護受給中の世帯については、「保護の実施要領の定めるところに従い当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額との対比によって判定するもの」である。

したがって、廃止の要否判定を行う時点で、当該世帯の現実の需要に臨時的需要や自立助長目的費用が認められるとすれば、要否判定の際の基準に含めなければならない。

具体的には、開始時の要否判定の対象としない生活扶助（移送費、被服費、家具什器費、配電設備費）住宅扶助（敷金、住宅維持費）等も、現に需要がある限り、世帯の最低生活費として認定して、廃止時の要否判定を行う。生業扶助〔技能修得費（高等学校等就学費）〕についても、当該時点で実際に計上すべき額は認定したうえで、

最低生活費に加えること。

また、収入認定に係る控除の適用の際には、勤労に伴う必要経費として定める額（局長通知第10-2-(1)別表2。以下「要否判定控除」という。）を適用し、未成年者控除等も実施要領の規定に基づいて認定する。

結局、廃止時の要否判定の際には、保護受給中の世帯に対する場合と同様の最低生活費の認定及び収入認定に係る控除の適用を行ったうえで、判断することになる。

なお、世帯分離の見直しを行う場合で、世帯全体における要保護性の判断を必要とするときも、保護受給中の世帯に対する要否判定であることから、廃止時の要否判定の考えに基づいて行うこととなる。

基準	1類・加算 介護保険料 一時扶助	2類 冬季加算 期末一時	家賃・間代 敷金・住宅維持費 契約更新料 外	教育扶助 高等学校等 就学費	介護保険自己負担限度 医療費高額療養費 医療費（3割）国保料
----	------------------------	--------------------	------------------------------	----------------------	--------------------------------------

収入 認定	要否判定控除 新規就労控除 未成年者控除	不安定就労控除 必要経費実費
----------	----------------------------	-------------------

課長問答 第10の6

(問8-38) **保護廃止の際の要否判定と扶助費の計算及び廃止の時期**

以下の事例の場合、保護の廃止日および廃止月の扶助費の算定はどうか。

- 1 収入増による廃止の場合
- 2 保護受給中の世帯から世帯員が1名、月の途中で転出した場合

- 1 保護受給中に就労を開始し、収入認定額が保護の基準を上回るようになった場合
保護廃止の要否判定を行う時期は、その世帯が保護を要しなくなる時期は何時かによって判断する。事例の場合、当該新規就労による収入を受領した日に初めて保護を要さなくなるのであるから、給与受領日当日に要否判定を行い、保護否であれば給与受領日付で廃止とする。保護継続中に月々の収入認定を1日付で行い、程度の決定を行う収入認定とは異なり、給与受領月の1日に遡って廃止することは認められない。なお、月の下旬に収入があり、その収入を翌月の生活費に当てる場合は、翌月1日付で収入認定、廃止とする処理も可能である。

保護廃止の際は、世帯が就労収入により安定した生活を送れるよう、自立助長の観点から検討、決定することが求められる。

また、就労を継続している者が増収したことにより、保護を要しなくなるときも同様である。この場合、廃止月に1日付で認定していた就労収入は変更しない。年金受給開始による廃止の場合も、遡及支給分に対する法第63条の適用処理の他は、この事例と同様に考え、年金支給日を廃止日とする。

6月5日に就労後最初の収入があった場合

世帯の最低生活費 …………… 130,000円

収入認定額 …………… 140,000円

要否判定及び廃止日

130,000円 < 140,000円

6月5日付廃止

要返還額

$130,000円 - (130,000円 \times 4 / 30) = 112,667円$

2 保護受給中の世帯から世帯員が1名、月の途中で転出したため、当該世帯の収入が保護の基準を上回るようになった場合

6月3日に世帯員1名が転出し、転出者以外の者が収入を得ており、転出後は保護基準を上回る収入がある世帯に変わった場合

3人世帯の場合の最低生活費 …………… 200,000円

2人世帯の場合の最低生活費 …………… 130,000円

収入認定額 …………… 140,000円

要否判定及び廃止日

130,000円 < 140,000円

6月4日付廃止

扶助費の計算

6月正当扶助分

$(200,000円 - 140,000円) \times 3 / 30 = 6,000円$

6月分既支給扶助額 200,000円 - 140,000円 = 60,000円

要返還額 60,000円 - 6,000円 = 54,000円

(問 8 - 39) 定期的な収入のある者の月の途中廃止

年金収入のある単身居宅の高齢者が養護老人ホームへ月の途中で入所したため、保護が廃止となった。

廃止の月の扶助費を決定する際、この者の年金収入をどのように認定するか。

ホーム入所の日	6月8日
居宅の保護基準	120,000円
年金月額	90,000円
6月分当初扶助額	30,000円

年金収入のうちDについては、ホーム入所後の生活のために使うべき部分であり、そのように考えるからこそ保護廃止が可能となったものである。また、廃止に伴う返還金については、当初支給していた扶助費のうちBの部分だけを返還させることになる。

	5月	6月	7月
12万円 (基準)			
扶助費	A	B	
9万円 (収入)			
年金	C	D	
	6 / 1	6 / 8 ホーム入所	7 / 1

老人ホームへの入所が6月8日であることから、入所の日から保護を要しなくなったと考え、保護廃止日を6月8日とすると、1日から7日までが保護を要する状態にある期間である。(老人福祉法と本法の適用との整合性を考えれば、6月8日付保護廃止となる。ただし、ホーム入所日に医療扶助による通院治療を行う場合等も考えられるため、ホーム入所日の翌日付廃止の取扱いも認められる。)

この世帯の6月分の最低生活費の額

$$120,000 \times \frac{7}{30} = 28,000 \text{円 (A+C)}$$

保護適用期間中に認定すべき収入

$$90,000 \times \frac{7}{30} = 21,000 \text{円 (C)}$$

したがって、6月分扶助額は、次のとおりとなる。

$$(120,000 - 90,000) \times \frac{7}{30} = 7,000 \text{円 (A)}$$

要返還額：23,000円 (B)

(問 8 - 40) **医療費自己負担金のある者の月の途中廃止**

- 1 医療費自己負担金のある単身者が、月の途中で死亡廃止となった場合。
- 2 医療費自己負担金のある単身者が、月の途中で死亡以外で廃止になった場合。
(親族の引取等)
この場合、自己負担金の計算はどうか。

1 自己負担金の日割り計算による変更は行わず、単に、死亡日の翌日をもって廃止の決定を行うのみである。

自己負担金(本人支払額)は、当該月に予定される医療扶助の総額に対して自己負担すべき金額であり、月の当初においてあらかじめ確定されているものである。つまり、医療単給世帯の医療費を除く最低生活費は当該世帯の収入によって当初から確保されているわけで、医療費の需要とそれに対する支払い能力との関係で医療単給による保護を受けていたに過ぎない。

したがって、当該月の医療扶助の適用期間が結果として短縮したとしても、単身者の死亡廃止の場合は、あらためて自己負担金を再計算する必要はなく、廃止日以降の医療扶助の適用を中止するのみでよい。(死亡により最低生活費が減少したもものとして、本人支払額を増額するための保護の変更決定等を考慮する必要はなく、また、医療扶助の適用期間がひと月に満たなくなったとして、本人支払額を日割り計算し減額変更のうえ金銭給付による調整を行う必要もない。)

なお、その月に受けた医療の総費用が結果として本人支払額を下回っているときには、医療機関が本人から医療費を過大に支払を受けたのであるから、医療機関においてその差額を本人(相続人)に返還すれば足りるものである。

2 最低生活費及び収入認定額を保護受給期間に応じて日割り計算し、本人支払い額を減額変更する。死亡の場合とは異なり、収入は廃止後の生活に充てられるものであるから、変更を要するものである。(問 8 - 39参照)

(問 8 - 41) **保護費未受領での、所在不明による保護廃止**

- 1 事務所払いにより保護費を支給していた単身の被保護者が、支給日を過ぎても保護費を受け取りに来なかったので、家庭訪問したところ、アパートは既に引き払われていることが分かった。その月分の保護費の取扱いはどうなるか。
- 2 保護費を振込払いにより支給している世帯が、前月中にアパートを引き払っていることが判明した。転居先不明で当該世帯の被保護者との連絡もつかず、所在の確認が全くできない場合、既に支給日を経過して振り込まれた当月分の保護費はどのようにすべきか。

生活保護法第61条において、被保護者は生計状況の収支報告のみならず、「居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない」ものとされている。したがって、被保護者の長期不在や転居の際には事前に福祉事務所に必要な届出を行なう旨の周知徹底が求められる。

しかしながら、被保護者が突然転居等により、所在不明になってしまった場合には、(保護の要件及び必要性の有無を明らかにするために) 転居先や所在確認のための努力を実施機関としても行なうべきである。それでもなお、実態が把握できない場合には、職権による保護の廃止について検討すべきことになる。

- 1 月の途中で無届けのまま転居した場合の取扱いは、転居事実の確認時点及び経過等によって異なる。具体的な処理方法は個々の事例ごとに判断する必要があるものの、当該月については一旦停止の処理を行ないつつ事態の把握に努め、翌月初日をもって保護廃止の決定を行うことが考えられる。

設問の場合は、保護費が事務所払いであったことから、当該月分の保護費が被保護者に支給されていない状態のままである。被保護者自身が保護費を受領に来なかったということから、当該月における保護の適用を要さなかったものと解すると、その後の連絡がない場合には、当月初日をもって保護廃止とする決定を行うこととなる。

したがって、その月分の保護費については、支払の必要がない。

- 2 前月中にアパートが引き払われ、音信不通でまったく連絡がとれない等、保護の受給要件が確認できない場合には、速やかに保護の廃止決定を行うこととなる。

受給要件を失ったことによる廃止決定を当月初日付で行なうとするならば、当月分の保護費については、受給する根拠なく振り込まれたものになるため、民法上の不当利得となり、保護を受けていた者からの返還を求めることになる(なお、前月分については、支給日時点で要保護状態であったと認められるならば、不当利得となり得ず、事情によっては法80条免除の対象とすることができる)。

保護費の返還手続については、問11-12を参照のこと。

(問 8 - 42) 自己都合による退院ケースの取扱い

入院中の被保護者が入院先の医療機関から自己都合退院した場合の取扱いについて示されたい。

入院中の被保護者が入院先の医療機関から自己都合退院した場合、概ね2つのケースが想定される。1つは退院後の帰来先が確保されている場合で、退院後に入院前の居宅や出身世帯の住居に戻って、日常生活そのものは継続される場合である。もう1つは退院後の帰来先がなく、退院と同時にホームレス状態になってしまう場合である。

被保護者の医療機関への入院は、福祉事務所の助言及び指導のもとに、指定医療機関への委託によって行なわれる。指定医療機関は「懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない（法第50条第1項）」ものであると同時に、「被保護者の医療について、都道府県知事の行なう指導に従わなければならない（同条第2項）」ものとされている。

一方、被保護者もまた、保護の実施機関が行なう「保護の目的達成に必要な指導又は指示（法第27条）」に従うことが求められる。被保護者が実際に療養を中断して退院した場合には、自己都合による退院に至る経緯を十分考慮する必要があるものの、実施機関は療養継続及び治療専念すべき旨の指導を行なうとともに、必要な指示を行なうべきである。

帰来先のある被保護者については、在宅（通院）治療の可否及び転院指導等の余地の有無を検討したうえで、具体的な療養指導についての指導及び指示を行なうことが望ましい。

また、帰来先のない被保護者については、居所の確保について相談があった場合には、必要な援助を行なうとともに、療養の継続についても具体的な指導及び指示をされたい。

いずれの場合であっても、自己都合による退院（無断退院を含む）の事実のみをもって、直ちに保護の要件を欠くことにはならないものであって、退院によって現実に生じている困窮状況をあらためて調査把握したうえで、被保護者自身がどのような対処をすべきかについて、必要な相談及び助言を行なうことが基本的な対応である。

療養指導に従わないことを理由に不利益処分を行う場合には、所定の手続きをとったうえで、書面による通知を行うことが求められる。

(問 8 - 43) **自己都合による退所ケースの取扱い**

居住地を失った状態で保護を開始された者が、第 2 種社会福祉事業による無料低額宿泊所（通称宿泊所）、旅館業法に定める簡易宿所（通称ドヤ）などから、無断で退所した場合の保護取扱いにあたっての留意点を示されたい。

また、保護施設入所の場合との取扱い上の違いについても示されたい。

宿泊所及び簡易宿所等を利用して保護するのは、現に居所を持たない者のために、主に居所確保を目的とした便宜的方策として入所させていることから、退所したこと自体を理由に保護を廃止することは適切でない。また、この場合に法第 6 2 条 3 項に基づく保護廃止（停止）はできない。退所によって現に生じている困窮状況について、あらためて調査把握したうえで、どのように対処すべきか必要な相談及び助言を行う必要がある。

一方、保護の目的を達成するために更生施設等の保護施設に入所させていた被保護者が、管理規程違反により退所させられた場合や自己都合退所した場合は、法第 6 2 条第 2 項の管理規程遵守義務違反となる。このような場合には、事前に法第 2 7 条第 1 項により管理規程遵守の文書指示を行っていれば、法第 6 2 条 3 項に基づく保護廃止（停止）を行うことができる。

なお、被保護者に対しては、入所前に、各入所施設の保護適用上における取扱いとその位置付けについて、事前に十分説明を行なうことが望ましい。

保護を受けて入所した施設を無断退所した者が、退所後まもなく福祉事務所に来所した場合、「失踪」・「行方不明」等を理由とした廃止処分をすることはできない（廃止理由が事実を反映していないことが明らかな場合には、廃止処分決定は無効と解される）。

(問 8 - 44) **長期不在ケースの取扱い**

- 1 6 月 2 5 日に訪問調査を行ったところ、5 月 1 5 日にアパートの荷物が搬出され、契約も解除したことが家主の説明から判明した。なお、転出先は不明である。保護費は 6 月分まで口座に振り込まれており、すでに引き出されていた。
- 2 3 か月連続して訪問調査をおこなったが、いずれも不在であった。家主の話では、家賃は支払われているが、ここ 4 か月姿を見かけていないということであった。なお、保護費は口座払いとなっており、銀行口座から毎月引き出されている。

- 1 この事例のように、転出が明らかであり、所在が不明となった場合には、転出が確認された 5 月 1 6 日付で保護の廃止を行い、5 月分保護費の日割りを行った上、

5月過払い分は戻入あるいは法第80条により返還免除を行う。また6月分については、不当利得として地方自治法施行令第159条により戻入処理を行う。(問8-41 2)

この場合、廃止理由は「住居を引き払い、管内に居住地を有しなくなったため。」とする。

- 2 この事例のような場合に、所在不明となった被保護者を直ちに保護廃止とすることは適切でない。福祉事務所に対して届け出をしなかったという瑕疵が当該被保護者にあり、事実長期間不在にしていたとしても、生活の本拠が失われているとは言えず、それだけを理由に廃止処分はできない。

保護費が口座払いであった場合には、事務所払に変更して連絡を待ち、おおむね2か月間連絡がない場合は、前々月1日に遡って保護の停止処理を行なう。停止後6か月を経過しても連絡がない場合は保護廃止とする。

この場合、停廃止理由は「居所不明で管内に居住地又は現在地を有すると認められないため。」とする。

(注) 上記の場合の停廃止通知は、保護を実施する住所地宛てに配達証明で郵送し、「受取人なし」で返送された通知を封書ごと保管しておくことが望ましい。

なお、行政処分の効果は、処分の相手方に送達しないと効力が生じないことから、効力を生じさせるために、簡易裁判所に対し意思表示の公示送達の手立を行うことができる。

(問8-45) 単身者の被保護者が死亡した場合の保護費の取扱い

- 1 月の途中で死亡し、当月の死亡日以降分の保護費が口座に残っている場合
 - 2 月末に死亡し、既に振り込まれた翌月分の保護費が口座に残っている場合
 - 3 前月に死亡していたことが後日判明し、前月の死亡推定日以降分とその翌月分(当月分)の保護費が口座に残っている場合
- 以上の保護費の取扱いについて示されたい。

1から3の場合における保護費の取扱いについては、それぞれ次のとおりである。

- 1 単身の被保護者が死亡した場合、死亡者に対して地方自治法施行令第159条による返還および法第80条による返還免除の決定を行うことはできない。死亡の翌日付けで保護を廃止するのみであり、残余の保護費は、すべて遺留金として処理することとなる。

2 通常月（※）の月末に単身の被保護者が死亡した場合、その時点で口座の残額は相続されて相続人のものとなるが、その中に翌月分の保護費が含まれている場合には、民法上の不当利得となり、相続人に対して返還を求めることとなる。

※ここでいう「通常月」とは、当月分保護費を月初に支給する月のことをさす。

3 前月分保護費は上記1により、その翌月分（当月分）保護費は2により、それぞれ処理することとなる。

(問8-46) 辞退届の取扱い

被保護者から、「就職が決まったので、生活保護を辞退したい」との申し出があり、辞退届が提出された。こうした場合、直ちに保護を廃止すべきか。

保護の廃止とは、基本的に、要否判定の結果否となる収入が継続する場合や、法第27条による指導指示に従わず、弁明の機会を付与しても合理的な弁明がなされなかった場合等、被保護者が保護の受給要件を満たさなくなったときに職権をもって行うものである。

設問の例のように、就労先が決まり、仮にその給与収入によって保護が否となる場合であっても、実際に給与が入金されるまでは要保護状態が継続するものであるし、給与収入の増によっても当該世帯の最低生活費に達しない場合には、引き続き保護の受給要件を満たしていることになる。また、被保護者の中には生活保護制度について十分な知識をもっていない者も少なくない。したがって、保護の受給要件を満たしている被保護者から保護辞退の申し出があったからといって、それをもって直ちに保護を廃止することはできない。

辞退届の提出を受けた実施機関は、被保護者に直接面接するなどして、少なくとも以下の点について調査検討しなければならない。

- ・ 被保護者が保護の受給要件や廃止事由等を正しく理解しているか
- ・ 保護受給が継続できることを認識した上で任意かつ真摯に辞退を申し出ているか
- ・ 保護廃止によって被保護者が急迫した状況に陥るおそれがないか

なお、保護の受給要件を満たしている被保護者に対して実施機関の側から辞退を勧めることは、法で保障された保護受給権の侵害につながり、許されない。

課長問答第10の12-3

(問8-47) **急迫した要保護者を発見した場合**

本人が申請の意思を示してはいないが、急迫した状況にあると思われる要保護者を発見した場合の取り扱いを示されたい。

法第25条第1項は、要保護者が急迫した状況にあるときは、実施機関は本人の申請を待たずに（本人の意思にかかわらず）すみやかに職権を発動して保護を適用することを義務づけている（法第4条第3項の規定から、その者が保護の要件を欠いている可能性がある場合も同様である）。したがって、社会通念上放置し難いと認められる状況にある者を発見した場合は、たとえ本人が生活保護を受けることを拒否する意思を表明したとしても、職権をもって保護を適用しなければならない。

- 1 保護申請を行った者が社会通念上放置し難いと認められる状況に陥った場合は、資産調査等が未済でまだ保護の要件が確認できていなくても、すみやかに開始決定を行う必要がある。この際、その後の調査の結果、保護の要件を欠いていることが分かった場合には、法第63条を適用して保護費の返還を求めることとなるが、医療扶助の返還に際しては、医療費の全額（10割）が返還決定の対象となることについて、十分に要保護者に説明し事前に理解を得ておくことが適当である。（別冊問答集問11-4）認知症等により判断能力が不十分であるため、本人に理解を得ることが困難な場合は、本人の扶養義務者等が判明していれば、当該扶養義務者等に対しても説明を行われたい。
- 2 本人の預貯金口座が判明しているが、本人の判断能力が不十分なためその資力を活用することが出来ない場合、当該預貯金口座のある金融機関が本人の扶養義務者等による引き出しに対応しているか確認し、対応している場合は当該扶養義務者等に対し協力を求める必要がある。
- 3 認知症等により判断能力が不十分なことにより成年後見の申立てが必要であるが、申立てを行う扶養義務者等もない場合は、主管する部署等と連携しながら、必要に応じて成年後見市区町村長申立てを行う等必要な支援を図る必要がある。
- 4 面接相談等において、相談者が保護の受給要件を満たしていると思料される場合は、急迫した状況にあるか否かを問わず、実施機関の側から進んで申請を行うよう助言する必要がある。

昭和25年5月20日発社第46号厚生事務次官通達「生活保護法の施行に関する件」
令和2年10月2日付厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡「認知症等により判断能力が不十分な方に生活保護法第63条の適用を前提に保護を開始する場合の取扱いについて」

別冊問答集 問11-4

第 9 保護決定上の指導指示 及び検診命令

第9章 保護決定上の指導及び検診命令

この章で扱う事項

保護の申請時の助言指導及び開始時の指導指示について

- ・保護申請時の助言指導・・・問9-1
- ・保護申請書の様式及び口頭申請・・・問9-1-2
- ・マイナンバーの取扱い・・・問9-1-3
- ・保護開始時の稼働能力活動の指導指示ほか・・・問9-10

保護施設入所者への指導指示について

- ・保護施設入所時における指導指示・・・問9-7
- ・保護施設利用者への指導指示ほか・・・問9-8、11

法第27条に基づく指導指示について

- ・法第27条に基づく指導・指示・・・問9-2～6、12

法第27条の2に基づく相談助言について

- ・法第27条の2に基づく相談・助言・・・問9-9、12
- ・自立支援プログラムによる自立助長の促進・・・問9-15

自立更生計画書の取扱いについて

- ・自立更生計画書の作成及び取扱いについて・・・問9-13、14

検診命令の取扱いについて

- ・検診命令の取扱い、検診費用について・・・問9-16～18

キーワード

【保護決定実施上の指導指示】

生活保護の決定実施は、要保護者の自立更生の意欲を尊重しつつ、支援を行う担当職員との相互信頼関係に基づいた要保護者自らの積極的協力を得ることにより、法の目的とする最低生活保障及び自立助長を実現することができるものである。

したがって、法令上の権限を用いる以前の段階において、相談や助言、具体的な援助方法の提案などを通じた相互の話し合いによって、要保護者が自発的に生活保護制度に対する理解を深め、一層の自立更生に向けて努力を積み重ねていくことが望ましい。

しかしながら、要保護者の任意の協力を常に得られるとは限らない。必要な協力が得られない場合であっても、法の適正な執行ができなければ、公平公正な制度といえない。

そこで、法は、実施機関に対して、要保護者の資産状況、健康状態等を調査するため立入調査及び検診命令の権限を与え、要保護者がそれに従わない場合は、保護の申請を却下し、保護の変更、廃止を行うことを認めている（法第28条）。他方、被保護者に対しては、生活上の義務（法第60条）、届出の義務（法第61条）、入所又は入所委託の決定に対する受忍義務（法第62条第1項）、管理規定遵守義務（法第62条第2項）を課している。実施機関は、被保護者がこれらの義務を果たしていない場合その他保護の目的達成上必要があると認められる場合には、必要な指導・指示をすることができ、被保護者には、この指導・指示に対する受忍義務が課されている（法第27条、法第62条第1項）。

なお、文書で行った指導・指示に被保護者が従わない場合には、弁明の機会を与えたうえで、保護の変更、停止又は廃止をすることができる（法第62条第3項、第4項、法施行規則第19条）。また、これらの規定とは別に、実施機関は、要保護者からの求めに応じ、自立を助長するために相談及び助言をすることができる（法第27条の2）。

第9 保護決定上の指導指示及び検診命令

(問9-1) 保護の申請受理の時期

- 1 生活に困窮しているとして相談に来所した者が、すぐに保護申請書を提出したいと申し出た。この場合、直ちに保護申請書を渡して保護の申請を受理しなければならないか。
- 2 上記1の事例において、相談に応じている中で、生活保護の適用を検討する必要が生じてきた。しかし、相談者は、資産、収入等を明らかにできる書類を何一つ持ってきてはおらず、要保護性の確認が不十分と判断されたため、日を改めて必要な書類を再度持ってくるように指導しようとしたところ、「保護の申請だけは今日のうちにしておきたい。」との申し出があった。
このような場合には、即日、申請書を受理すべきであるか。

1 生活保護の申請は、国民の権利である。したがって、相談者の保護申請の意思を確認したときは、保護申請書(書式)を交付し、申請を受け付けなければならない。ただし、相談を受ける時は、生活保護制度の仕組みを説明し、要保護者の理解を得ることが重要である。つまり、保護申請後には、資産・収入状況等受給要件の調査把握とその確認が行われること、また、生活保護を受けることになった場合の被保護者の権利及び義務等について、相談及び申請の段階で周知しておく必要がある。開始時調査を円滑に進め、また制度の説明不足から生じるトラブルを避けるために、相談及び申請段階での十分な説明が欠かせない。「福祉事務所に生活保護の適用を求めて相談に行ったが、なかなか申請書を渡してくれなかった。」というような誤解を相談者に与えないように配慮した上で、制度の説明を行う必要がある。

また、相談者が実施機関の担当者の説明や助言指導に対して納得せず、これと異なる見解を主張したとしても、これを理由として生活保護申請書を交付せず、保護の申請を受理しないことは、保護申請時の助言指導として許容される範囲を逸脱するものである。

特に、扶養援助については、要保護世帯の収入資産調査と異なり、保護受給するにあたっての前提要件ではない。保護が開始された後に、被保護世帯の理解を得ながら実際に扶養の期待可能性がある親族への扶養調査を検討することとしても、扶養についての要件確認は十分可能である。(課長問答第9の2)

生活保護の相談・申請のために福祉事務所を訪れる人は、経済的な困窮に加えて、さまざまな精神的な悩み、生活上の問題を抱えていることが多く、こうした相談者の置かれている状況を理解し、懇切丁寧な対応が望まれるところである。

なお、保護の相談段階では、申請者は被保護者ではないため、福祉事務所は法第27条による指導・指示はできない。また、法第28条による検診命令や扶養義務調査を

行うことはできず、法第27条の2による助言・援助を行うのみである。この助言・援助は行政手続法にいう「行政指導」には当たらないものとして整理されている。

2 本設問は、相談者が資産、収入等を明らかにできる書類を何一つ持って来ていないため、明確な申請意思がありながらも、保護決定に伴う調査に必要な書類を直ちに添付することができない場合である。

保護申請は申請書の提出によって成立し、添付書類の同時提出は申請の必須要件ではない。添付書類が整わないことを以って、申請書を受理しない行為は申請権の侵害にあたる。

事例の場合、福祉事務所としては、提出された保護申請書は即日受け付けすると同時に、申請者に対して、速やかに必要な書類を提出するよう求めるという対応が望まれる。

その場合、必要な書類の提出に日時を要することも考えられ、結果的に開始又は却下の決定通知が法定期間（14日間）を経過してしまうという事態も想定されるが、その場合には、その間の事情を保護開始（却下）決定通知書の法定期間経過理由として明記する必要がある。

（注）生活保護法第2条は、すべての国民に対し、保護を請求する権利（保護請求権）を無差別平等に保障している。

行政手続法第7条では、行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、と定められている。

局長通知 第9－1
課長問答 第9の2

（問9－1－2） **保護申請書の書式及び口頭による保護申請について**

保護申請は定められた書式でなければならないのか。また、必ず書面により行わなければならないのか。

保護申請は、法の規定やその趣旨から、必ず定められた方法により行わなければならないというような要式行為（一定の方式を必要とする法律行為。又、法律が書面の作成を勧奨しているだけのものは要式行為でない。）ではない。このことから、便箋等による保護申請も有効である。したがって、保護申請にあたって提出された書類に必要な事項（法第24条第1項に規定する氏名、住所、生年月日等）さえ記載されていれば、たとえそれが定められた申請書によって行われたものでなくても、

申請として受理するべきものとなるので留意すること。また、申請書の提出自体も申請の成立要件ではない。このため、申請は必ずしも書面により行わなければならないとするものではなく、申請書を作成することができない特別の事情があるときは、口頭による保護申請も認められる。なお、口頭で保護申請を受けた場合、実施機関としては書面で提出することを求めたり、申請者の状況から書面での申請が困難な場合等には、実施機関側で必要事項を聞き取り書面に記載したうえで、その内容を本人に説明し記名を求めるなど、申請行為があったことを明らかにするための対応を行う必要がある。

(注)行政手続法第7条によれば、行政庁は、申請書の記載事項に不備がある場合など、形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない、とされている。

別冊問答集 問9-1

相談室（生活と福祉 2005年1月）参照

【電話での保護申請及び郵送による保護申請について】（参考）

電話での保護申請の際に問題となるのは、電話で申請している者が誰なのか、その者が本人であるのかについて確認が必要な点である。この点が明白であれば、申請者本人は保護の申請意思があるからこそ、電話連絡をしてきたのであり、現実には電話による応答で申請の意思表示を行っているならば、有効な保護申請と考えられる。

郵送による保護申請も、郵送の差出人（申請者）が管内に居住しており、本人の意思によって書かれたものであることが確認できるならば、同様に有効な申請と考えられる。

いずれの場合も、申請者に来所による申請書の提出ができない事情があるならば、保護の実施機関は、その理由を確認し、必要に応じて訪問面接を行う等の方法により、改めて本人の申請意思及び困窮状況等を確認する必要がある。

(問9-1-3) 保護申請時におけるマイナンバーの取扱いについて

保護申請時におけるマイナンバーの取扱いについて示されたい。

- 1 番号法におけるマイナンバーは、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「生活保護法」という。）第24条第1項第5号及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第1条第3項第2号に規定される事項として位置づけられるものであるため、申請書を受領する際には、所定の欄にマイナンバーを記載するよう申請者に求めることとなる。（申請者が外国籍である場合は、条例によりマイナンバー

の利用が可能な場合のみ求める。)

- 2 マイナンバーにより必要な調査を全て行うことができるわけではないこと等から、マイナンバーの提供は保護の要件とはならないが、番号法第14条第2項に基づき、住基端末を利用して地方公共団体情報システム機構からマイナンバーを含む機構保存本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所、マイナンバー等）の提供を受けることが可能である。
- 3 住民登録のない者についてはマイナンバーが付番されないため、福祉事務所は住民票作成手続に必要な支援を行う。
- 4 生活保護法第24条第10項の規定による、町村長を経由した保護の開始又は変更の申請において、町村長は単なる経由機関に過ぎず、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うことはできない。
- 5 マイナンバーを取扱うにあたっては、必要な安全管理措置を講ずるといったセキュリティ対策を適切に行う必要がある。

平成27年9月16日社援保発0916第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知

(問9-2) **法第27条に基づく口頭による指導の内容を書面で交付した場合**

病状把握の結果に基づいて、被保護者に対して就労指導を口頭で行ったところ、被保護者から、その内容を文書にしてほしいとの申し出があった。

このような場合、ケースワーカーは、文書を交付すべきか。

また、交付した場合に、この文書は、「法第27条に基づく文書による指導」としての性格を持つことになるのか。

法第27条に規定する指導指示を行おうとする場合には、通常、まず口頭による指導指示が行われることとなるが、これは行政指導と位置づけられるものである。

したがって、病状把握の結果に基づいて、被保護者に対して就労指導を口頭で行い、その指示について書面の交付を求められた場合は、これに応じる必要がある。

次に、当該交付文書の性格だが、そこに記載された指導指示に被保護者が従わない場合でも、不利益処分に至らないという意味でそれ自体が処分性を有しないものである。これに対して、法第27条に基づく文書による指導は、その違反を理由として、法第62条第3項の規定による保護の変更又は停廃止の処分をおこなうことが可能となるものである。

したがって、当該交付文書は、法第27条に基づく文書による指導とはその性格を異にするものである。

【指導・指示文書（書面）の性格】

被保護者に対する27条に規定する指導・指示の文書	被保護者に対する口頭による指導・指示を書面化したもの	要・被保護者からの相談に応じ、必要な助言を行うこと
27条の規定に基づく	27条の規定に基づく	27条の2の規定に基づく
従わない場合には、不利益処分につながる	たとえ従わない場合にも、不利益処分にはつながらない	たとえ従わない場合にも、不利益処分にはつながらない
指導・指示の適法性や当不当が問われることも想定して、指導・指示に至った経緯、その必要性、理由、根拠等についてケース記録に明記しておく必要あり	指導・指示の正当性を確認しておくという点では左と同じ	本人の発意に基づいて行われるものであり、保護の決定・実施に関わらない
法定受託事務	法定受託事務	自治事務

(問 9 - 3) **法第27条に基づく文書指示**

法第27条に基づく文書指示を行うに当たって、留意すべき点等について、示されたい。

法第27条に基づく文書指示は、法第27条による指導指示を口頭で行っても、なお目的を達せられなかったとき（又は目的を達せられないと認められるとき）及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行う。

さらに、当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経た上で、保護の変更、停止又は廃止を行うことになる。

(局長通知第11-2-(4))

法第27条に基づく文書指示は、これに従わない場合には、保護の変更、停止又は廃止という不利益処分を伴うという意味で強制力を持つものであり、その取扱いについては十分な注意が必要である。

1 文書をもって指導指示をなしえる事項

文書をもって指導指示をなしえる事項については、局長通知第11-2-(1)に示されているところである。ここで留意すべき点は、指導指示違反による不利益処分が有効に成立するためには、指導指示の内容が合理的であり、これに従わないことによって保護の目的達成、保護の適正な実施が維持できなくなるという事情が認められなければならないことである。

2 指導指示の内容

指導指示はその事項を具体的に明示し、その履行すべき期日を指定し、又は期限を付すことが適当である。期限については、指導指示の内容に応じて適切に設定する必要がある。例えば、求職活動や就労についての指導指示を行う場合、一週間程度の期限では合理性があるとは言えない。

また、指示内容について、例えば「現在の就労を継続すること」など本人の努力以外の要素を含んだものは文書指示になじまないので留意する必要がある。

なお、指示に従わない場合には不利益処分（保護の変更、停止又は廃止）を行うことがある旨教示する必要がある。

3 指導指示に応じない場合の対応

当該被保護者が指導指示に従わなかったときは、不利益処分を課することができるが、原則として直ちに不利益処分の手続に移行するのではなく、例えば本人の不注意により指導指示期限を経過したなど、再度指示すれば容易に達成できるような場合は、改めて文書による指導指示を行うことが適当である。指導指示に従わない

ことが明らかに意識的なものである場合や、再度指導指示しても従わないときは、不利益処分を課すべきである。

4 弁明の機会の供与

不利益処分を課するためには、必ず弁明の機会を与えなければならない（法第62条第4項）。弁明の機会の供与がない不利益処分は、手続的な要件を欠くものとして取り消しの対象となる。弁明の機会の供与については、不利益処分をしようとしている理由、弁明をすべき日時、場所等について文書によりあらかじめ通知しておく必要がある。弁明の内容は書面に記録し、さらに弁明の聴取は、地区担当員単独ではなく、査察指導員を含めた複数で行うようにすべきである。

なお、期日の設定については、相手方に十分な弁明の機会を確保する観点から、当日あるいは翌日等の直近日は好ましくない。被保護者の状況にもよるが、1週間ないし10日程度の範囲が望ましい。

5 不利益処分の時期

弁明日以降であれば、不利益処分を決定することが可能である。不利益処分の適用は、当該処分を行うことを実際に決定した日からとするのが原則であるが、あらかじめ履行の期限を定めて指導指示を行った場合には、その指定期日の翌日まで遡って適用することも可能である。（課長問答第11の1）

6 不利益処分の基準

指示違反を理由とした不利益処分を行う際の基準は、当該指示の内容が比較的軽微な場合は保護の変更、変更によることが適当でない場合は保護の停止を行うこととされている。

このうち、保護の変更は、複数世帯で稼働能力を活用しない世帯員を分離する場合（局長通知第1-2-(1)による分離）が主に想定される。

保護の停止を行った場合は、改めて文書指示を出す。この結果、指示に従った場合は停止を解除する。従わない場合は、弁明機会設定の上、保護の廃止を行う。つまり、通常は指示違反を理由として直ちに保護を廃止することはできない。

直ちに保護廃止を行う際の基準は、次のとおりである。

- (1) 最近1年間において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。
- (2) 法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- (3) 保護の停止を行うことによって当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。

(根拠) 課長問答第11の1

7 理由付記の程度

処分の決定通知書の理由付記の程度は、単に根拠規定を示すのみでは不十分であ

り、どのような事実に基づいてどのような法的理由(処分の要件)により当該処分がおこなわれたのか相手方において十分認識し得る程度に示すことが必要である。

現在、都内の全福祉事務所では決定通知書の発行が電算処理されており、処分理由はあらかじめ類型化されたものの中から選択するものと思われるが、形式的な理由付記にならないよう、注意する必要がある。

指示違反を理由とした不利益処分の場合、理由の付記が「指示違反による」や「生活保護法第62条による」等では不十分であり、瑕疵ある行政処分としてそれだけで取消しを免れない。付記の程度において求められる「認定事実」及び「処分の要件」を十分に付記する必要がある。付記の一例としては、次のようなものが考えられる。

「生活保護法第27条により〇年〇月〇日に行った〇〇〇〇の文書指示を履行せず、同法第62条第1項の指示等に従う義務に違反したので、同法第62条第3項の規定に基づき、保護を停止します。」

局長通知第11-2-(4)

課長問答 第11の1

別冊問答集問10-14

ブロック会議資料 平成28年6月

(問9-4) 就労指導のための文書指示

就労阻害要因が無く、これまで口頭により就労指導を行ってきたが、再三の指導にもかかわらず求職活動をしない被保護者に対して文書指示を行いたいが、指示書の具体的文面を作成する上での留意点を教示されたい。

文書をもって指導指示を行うには、就労指導に係る文書指示も又他の内容に係る文書指示と同様に合理的であり、これに従わないことによって保護の目的達成、保護の適正な実施が維持できなくなるという事情が認められなければならない。

また、具体的内容を明示し、履行すべき期日を指定することも同様であり、以下のように留意する必要がある。

1 合理的内容であること

①被保護者の職歴、年齢、社会適応能力及び病状把握に基づく就労の程度等を勘案し実現可能な範囲の職種等であること。

②事前に公共職業安定所等で把握した具体的な求人がある業種等であること。

2 具体的内容の明示

1に基づき具体的に実現可能な業種等を明示するか、被保護者の状況によっては業種を選ばずに求職活動を行うよう記載する。「就労を開始すること」自体を求めることは、本人の努力のみで達成できることではないので、指示内容として適切ではない。一例を挙げれば、次のような内容が考えられる。

「ハローワーク等を活用して、職種を選ばずに求職活動を行い、その結果を報告して、稼働能力を活用すること。」

3 期日の指定

求職活動の指示の履行状況を検証するには、一定の日時を要するため1週間等の短期間の期限設定は好ましくない。指導指示に違反したときに弁明の機会を供与することになるが、1週間等では求職活動期間として不十分であったと弁明された場合、社会通念上その弁明が不合理とは言い難いと考えられる。

概ね1カ月程度の期間の設定が望ましい。なお、6カ月等の長期間の期限設定も好ましくない。1に基づき把握した状態が変化する場合も考えられ、文書指示した当初の内容が合理性を欠く場合も起こり得る。

4 その他

被保護者が自己の職歴あるいは希望に固執している場合にも、1に基づき判断し2及び3の内容を記載して具体的な文書指示を行うことになる。

別冊問答集 問11-8

(問9-5) 来所を求める文書指示

被保護者の状況を訪問又は所内面接により把握したいが、訪問しても不在であり、不在連絡票に来所の指示をしても応答がない。文書による来所の指示をしたいが、どのような内容で行えばよいか留意点を示されたい。

文書をもって指導指示をなし得る事項については、局長通知第11-2-(1)に示されている。法第27条に基づく文書指示は、これに従わない場合には、保護の変更、停止又は廃止という不利益処分を伴い強制力を持つものである。したがって、保護の目的達成、保護の適正な実施が維持できなくなる場合においてのみ文書指示が可能である。

来所を求めることは、保護の実施に必要な事柄が不在等により確認できないため来所させた上で、必要な事柄を聴取するために実施することであり、単に面接できない

という理由だけで文書指示は行えない。訪問調査等では不在等のため保護の目的達成、保護の適正な実施が維持できなくなる場合において、状況を聴取する必要があるときは、具体的な聴取内容を明示の上で、文書での来所指示を行うことになる。

具体的には、何らかの収入があったと思われる被保護者に収入申告書の提出を促すため再三訪問等により面接を試みたが不在で応答がなく、申告書等の提出がなされない場合、あるいは被保護者から連絡等がなく居住事実が判明しない場合等である。

文書による指示書は相手方に到達させなければならないが、必ずしも手交する必要はない。特別な理由がない限り文書による指示書が郵便受け等に投函された段階で到達したと考えることができる。ただし、その文書が明らかに福祉事務所等から送付されたものであることを知らせる必要があるので、区・市役所あるいは福祉事務所名の記載された封筒を使用する必要がある。

なお、期日の設定については、当日あるいは翌日等の直近日は好ましくない。被保護者の状況にもよるが、1週間ないし10日程度の範囲が望ましい。

(問9-6) 申告書類の提出を求める文書指示

被保護者の収入状況を給与明細書等により確認したいが、収入申告書の提出及び挙証資料の提出を促してもなかなか応じようとしない。文書による申告書類の提出を指示したいが、どのような内容で行えばよいか留意点を示されたい。

文書をもって指導指示をなし得る事項については、問9-3で述べたとおりであるが、収入申告書等保護の要件及び程度の決定上、必要不可欠となる書類等の提出をしない場合には、文書指示を行う対象となり得る。これは、法第27条に基づく文書指示によって行うものである。したがって、これに従わない場合には、所定の手続を経たうえで、保護の変更、停止又は廃止という不利益処分を行うことができる。

ただし、単に、資産・収入の把握を必要とするのであれば、法第29条による調査を実施したうえで官公署に嘱託調査を依頼し、あるいは金融機関、雇用主からの報告を求めることができるので、これらの調査照会を別途行うことも併せて検討すべきである。もちろん、調査にあたって本人から同意書を徴することが必要となるのであれば、事前に同意書の提出を求めることになる。

調査にあたっての同意書の提出、収入申告書等の必要書類の提出のいずれも応じないのであれば、法第27条に基づく文書指示を行う。

文書による指示書は相手方に到達させなければならないこと、期日の設定についてなどについては、前述の問9-5を参照のこと。

なお、法第28条第1項の規定による立入調査の拒絶又は妨害若しくは忌避による不利益処分（同条第4項）は、単に申告書類の提出に応じないことそのこと自体をもつ

て、適用することはできないと解されている。このため、法第27条に基づく文書指示を行ってもなお、申告書類の提出等の指示に応じない場合には、弁明の機会を供与したうえで、再度指示事項の周知徹底を図り、それでも指示事項の内容が実現されない場合には、法第62条第3項の規定により保護の変更、停止又は廃止を行なうことになる。

別冊問答集 問11-12-2

参照 課長問答 問11の1

(問9-7) **保護施設入所時における指導・指示**

被保護者を更生施設に入所させようとしたところ、アパートでの居宅保護を強く希望し入所を拒否している。この場合、実施機関としては本人の希望をどこまで尊重する必要があるか。

また、あくまで入所を拒否するのであれば、保護の変更や停廃止を検討すべきと考えるが、その場合の手続き上の留意点について示されたい。

1 実施機関が保護施設への入所を行う場合に、被保護者の意に反して無理やり入所させることはできないという点について、留意する必要がある。これは、法第30条第2項にも明確に規定されているところであり、強制力をもって入所指導すれば違法不当な指導指示として無効と解される。法の趣旨からすれば、保護施設への入所はあくまでも本人の意思に任されており、その決定を直接強制することまでは規定していない。その意味においては本人の選択を奪うものではなく、その決定を拒否した場合には、保護の変更、停廃止をすることにより入所決定そのものが消滅することになるものである。

2 保護の方法を検討する際に、例えば、現に住居を有していないという理由だけで居宅保護を行う余地がないと判断することは誤りである。しかしながら、被保護者が居宅保護を希望した場合であっても、金銭管理や服薬等の健康管理等の日常生活上の課題を自己管理できない、または具体的な支援体制が整わないなどの理由によって居宅生活が困難であると認められる状態のままで、居宅における保護の実施を行うことは適当でない。(課長問答第7の78)

実施機関は、被(要)保護者の状況、能力、活用できる社会資源の利用などを総合的に判断しながら、保護の方法を決定しなければならない。実施機関が、施設における保護によってはじめて保護の目的を達成できるものと判断した場合には、その理由を当該被(要)保護者に説明し、本人の同意を確認したうえで、必要な入所手続を行うことになる。

3 法第62条は、実施機関及び保護施設が保護の目的を達成させるため、これに協力する被保護者の義務を規定している。上記のような検討をふまえて入所決定したにもかかわらず、本人が入所を拒否している場合には、法第27条の文書指示により、入所を指示する必要がある(法施行規則第19条)。併せて、保護の実施にあたって被保護者が遵守すべき義務を十分説明し、その履行を促すべきと考えられる。

それでもなお、義務の履行がなされない場合には、あらかじめ本人に、変更(または廃止)処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所について、書面で通知したうえで、弁明の機会を提供し、その結果をふまえたうえで、必要な不利益処分を行うことになる。

(参照) 平成14年3月佐藤訴訟大阪地裁判決

(問9-8) 保護施設利用者の管理規程遵守についての指導・指示

保護施設に入所中の者が施設の管理規程に従わないため、保護の実施機関として廃止を検討したい。手続き上の留意点について示されたい。

救護施設や更生施設等に入所している被保護者が、施設利用上守るべき規律等を定めた管理規程に従わない場合、実施機関は保護の変更、停止又は廃止を行うには、法第27条の文書指示が必要となる(法第62条第2項及び3項、法施行規則第19条)。管理規程違反のおそれがある者に対しては、入所時に文書指示を行っておく必要がある。

この場合の管理規程は、「施設を利用する者が守るべき規律」等、保護施設の設置者が法第46条に基づいて定めたものである。(ここでいう管理規程には、無料低額宿泊所の入居規約等は対象とならないことに留意する。)

また、法第47条には「保護施設の義務」について、法第48条には保護施設の長の義務や権限についても、それぞれ規定されている。

なお、被保護者に対して弁明の機会を与えずに法第62条第3項による変更(又は廃止)の処分を行った場合には、当該処分そのものが無効と解されるので、注意すること。

参照 問8-43「自己都合による退所ケースの取扱い」

(問 9 - 9) **法第 27 条の 2 に基づく相談及び助言**

法第 27 条の規定による指導及び指示との相違点は、どのようなことか。
また、相談及び助言を行う際の留意点について示されたい。

生活保護法第 27 条の 2 は、相談及び助言に係る自治事務として、「要保護者から求めがあったときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる」と規定している。この場合の相談及び助言は、「本人の発意」があったときに行われるものであり、保護の決定及び実施に関わらない事務である。

一方、法第 27 条に基づく「実施機関側の発意により行われる指導及び指示」は、「保護の決定及び実施に係る事務」であり、法定受託事務となることから、事務の性格が異なるものである。

なお、相談及び助言に係る自治事務の対象は「要保護者」である。要保護者については法第 6 条に規定しているとおおり、「保護を必要とする状態にある者」であるから、ただ単に、相談窓口に来所して一般的な相談や助言だけを必要とする者は含まれない。

保護の相談段階では、相談者は被保護者ではないため、法第 27 条による指導及び指示をすることはできない。すなわち、たとえ要保護者であっても、申請前の相談者に対しては基準内家賃の住宅への転宅を指導したり、居住用資産について保有の可否判断なしに売却指導をするなど、保護開始決定後の指導指示はできないことに留意する必要がある。

また、申請受理前に法第 28 条による検診命令や法第 29 条による資産及び収入等の調査を行うこともできない。申請書を受理する前の相談段階においては、生活保護の申請手続や他法他施策の活用等について法第 27 条の 2 に基づく助言等を行うのみである。

(問 9 - 10) **保護開始時における稼働能力活用と保護の適用**

保護申請を行った者について、稼働能力調査のため、検診命令により医療機関での検診を行ったところ、健康上、特に稼働能力活用上の問題はない旨の検診書が提出された。

この者に対する保護の適用は必要ないものとして、申請を却下すべきか。

稼働能力の活用は、保護の適用にあたって要件となるものであるが、稼働能力の活

用を行ってもなお、困窮状態の解消が見込めない場合には、最低生活基準を満たすことができない部分につき、必要とする程度において扶助を行うことになる。

稼働能力を活用しているか否かは、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断することとされている(局長通知第4-1)。

したがって、稼働能力の有ることのみをもって、直ちに却下すべきではなく、前記①から③までの判断基準に照らして、判断すべきものである。

当該申請者が前記①の稼働能力を有しており、かつ、管内ハローワークにおける求人状況の調査等から③の就労の場を得られるにも関わらず、②の稼働能力活用の意思がないと認められる場合は、法第4条第1項に定める保護の要件について十分に説明の上、ハローワーク等を活用して真摯に求職活動を行うよう、助言指導を行う。申請者がこれに従わないときは、能力活用を怠り又は忌避していることとなるので、保護の要件を欠くものとして、申請を却下することができる。(局長通知第11-1-1-(2))

退院後まもなく静養が必要な場合や引続き通院の必要がある場合には、稼働能力が限定されるため、就労したとしても、最低生活費を賄うことができないことも予想される。また、所持金を持たない状態で雇用先が確保されたとしても、現実に賃金を得られるまでの生活が事実上できないこともあり得る。これらの場合は、現に有している稼働能力を最低限度の生活維持のために活用しており、保護の要件を満たしていることになる。

なお、特別区の実施機関については、稼働能力を有する路上生活者から相談があった場合、事例によっては、別途、都区共同による自立支援事業(自立支援システム)の利用も可能であるので、本人の意思確認のうえ、併せて検討すること。(対象者については、「路上生活者緊急一時保護事業実施要綱」及び「路上生活者自立支援事業実施要綱」を参照のこと。)

局長通知 第11-1-1-(2)

別冊問答集 問11-3

(問9-11) **保護施設入所者の自己負担分の納入**

保護施設(救護・更生)に入所している者に自己負担が生じる場合、保護施設の長は入所者に対して当該収入認定額の納入を求めることとなるが、入所者が納入を怠るときはどうすべきか。

保護施設(救護・更生)における被保護者の自己負担分については、保護の実施機

関ではなく、保護施設の長にこれを納入すべきものであるが、この場合、現行法上別段の定めがないため、施設の長はこれを強制徴収し得るものと解することはできない。

したがって、被保護者が納入を怠った場合には、実施機関の責任において入所措置をとっているので、実施機関は法第27条及び第62条に規定するところに従い、入所者に納入を指導すべきである。

局長通知第11-2-(1)-サ
別冊問答集問11-16

(問9-12) **就労斡旋依頼の取扱い**

被(要)保護者の就労斡旋を公共職業安定所長に依頼する場合の方法及び留意事項等について、示されたい。

就労可能な者について、求職のため公共職業安定所を活用させる場合は、「福祉から就労」支援事業及び就労支援員との連携によることが望ましい。しかし、そのいずれとも連携が出来ない場合は、被保護者については法第27条に基づき、被保護者の就労斡旋を公共職業安定所長に依頼する方法もある。(局長通知第11-2-(2))

なお、この取扱いについては、東京労働局を通じて各公共職業安定所長にも連絡されているものである。

1 就労斡旋依頼の方法

(1) 様式

様式 (別添)

なお、特記事項欄には、被保護者の現況、指示経過、健康状態、就労意欲及び能力の程度、現在の環境等、就労斡旋業務の参考となる事項を詳記する。

(2) 手続

原則として、被保護者に(1)により作成した就労斡旋依頼書(必ず封をする)を持参させ、当該公共職業安定所長に就労斡旋を依頼するものとする。

なお、被保護者の就労について、特に希望がある場合には、あらかじめ電話連絡によりその旨を説明するとともに、特に必要があると認められるときは、地区担当員が公共職業安定所に被保護者と同行することを検討する。

2 就労斡旋結果の回答

(1) 回答文書の取扱い先

各公共職業安定所の、生活保護受給者就労支援担当。

(2) 手続

回答文書は、依頼した福祉事務所(支庁)長あてに郵送される。

3 留意事項

(1) 就労斡旋の依頼に際し、福祉事務所から公共職業安定所及び公共職業安定所から福祉事務所へ個人情報を提供することについて、被保護者から同意書を徴し依頼に添付する必要がある。

(2) 公共職業安定所との連携強化

「福祉から就労」支援事業の実施及び就労支援員の配置により、公共職業安定所との連携強化が図られているが、管内の一般求人状況の把握及び被保護者の就労斡旋等について、随時、公共職業安定所と事務打ち合せを行う等、なお一層の連携強化に努める。

(3) 身元保証制度

遺児等で就労に際して身元保証人がいない者については、「遺児等の身元保証に関する条例（昭和30年東京都条例第48号）」により身元保証される制度がある。

(4) 要保護者に対する就労斡旋依頼

福祉事務所に来所した要保護者が、生活相談の中で強く求職を希望した場合、被保護者に対する就労斡旋依頼と同様に公共職業安定所長に就労斡旋を依頼することができるものとする。

なお、この場合は法第27条の2に基づくものであり、要保護者が希望しない時は就労斡旋依頼はできない。

昭和43年2月7日付43民保護発第81号東京都民生局長通知

様 式

第 年 月 日
号

公共職業安定所長殿

福祉（地方）事務所長

氏名

印

要保護者の就労斡旋について（依頼）

下記の者に対して、生活保護法第27条の規定等に基づき、求職のため貴所に出頭するよう指示しましたので、就労斡旋方よろしくお願いします。
なお、斡旋の結果について折り返しご回答願います。

記

1 住所

区
郡 町 丁目 番地 方
市 村

2 氏名

年 月 日生 満 才 男
女

3 特記事項（要保護者の現況、指示経過、健康状態等）

様 式

第 年 月 日 号

福祉（地方）事務所長殿

公共職業安定所長

氏名

印

要保護者の就労斡旋について（回答）

平成 年 月 日付 第 号をもって依頼のあった要保
護者 に対する就労斡旋の結果は下記のとおりです。

記

1 求職受理

- (1) 月 日次により求職を受理した。
ア 一般紹介 イ パートタイム紹介 ウ 日雇労働紹介
(2) 月 日求職を受理できなかった。

2 職業紹介

(1) 次のとおり紹介した。

紹介月日	紹介先		職種	賃金（予定）	採否
	事業所名	所在地			
/					
/					

(2) 紹介しなかった。

- ア 適当な紹介先がないので、開拓に努力中
イ その他

(3) 特記事項（不採用理由等）

(問 9 - 13) **自立更生計画書の作成**

生業扶助の申請や法第 6 3 条を適用する際に返還免除を認める場合、自立更生計画書を作成させることになっているが、どのような点に留意すればよいか。

被保護者の自立に向けて生業扶助の支給、あるいは自立更生費用について法第63条返還の免除を行う場合があるが、被保護者自身の意見を尊重した上で、被保護者に対して今後どのような支援を行うか援助方針等と照らしながら十分検討する必要がある。したがって、福祉事務所は被保護者に自立に向けての計画や方向性を自立更生計画書として提出させることが望ましい。提出された自立更生計画書を基に援助方針等に沿ったものであるか吟味し、支給及び免除の検討をすることになる。

自立更生計画書は、次の 1 ～ 3 の点をふまえた実現可能性が認められるものであれば、特に書式や体裁等にとらわれることはない。

1 自立更生計画書の内容

支給又は免除を求める理由及び必要性（自立更生のための費用を要する事柄の具体的内容及びその効果、費用の目的、必要とする時期など）を記入させる。

また、金額等は、できるだけ具体的な費用の内訳を明示させること。

2 作成方法

原則として、本人自筆により作成させ、署名を求めること。自筆が出来ない場合は、地区担当員等が代筆し、読み聞かせた上で署名を求める。また、写しを本人に交付する。

3 援助方法

自立更生計画書に基づき、その履行状況を確認していく。必要に応じて、自立更生計画の見直しを行うことも可能である。ただし、当初の目的（目標）を変更する場合には、慎重に検討すべきであること。（ケース検討会議等において、計画見直しの可否を検証 することが望ましい。）

(問 9 - 14) **援助が困難と予想される事例の自立更生計画書作成**

援助が困難と思われる事例について、自立更生計画書を作成させた上で援助にあたりたいが、どのような点に留意すればよいか。

援助が困難と思われる事例について、自立に向けた努力を強く促し、保護の目的達成、保護の適正な実施を維持するために被（要）保護者に自立更生計画書を作成させることがある。

このような場合には、以下の点に留意されたい。

1 自立更生計画書の内容

法上規定された被保護者の義務についての遵守、また、自立に向けて努力することの確約等をなるべく詳細に記入を求める。

2 作成方法

原則として、本人自筆により作成させ、署名を求めること。自筆が出来ない場合は、地区担当員等が代筆し、読み聞かした上で署名を求める。また、写しを本人に交付し、その遵守を確認する。

3 援助方法

自立更生計画書に基づき援助していくことになるが、常にその履行状況を確認し、違背があれば直ちにその履行を指導すること。指導に従わない場合は、文書による指示を検討すること。

4 その他

自立更生計画書を履行しない場合は、直ちに保護を廃止されても異存はないとの文面を求めることがあるが、当然のことながら、廃止処分を行うには文書による指示、弁明の機会の供与等の手続きが必要である。（参照 **問9-3**）

(問9-15) 自立支援プログラムによる自立助長の促進

自立支援プログラムを策定し、被保護者の自立に向けて支援をしていくことになるが、どのような点に留意すればよいか示されたい。

社会保障審議会に設置された「生活保護制度のあり方に関する専門委員会」において生活保護制度の自立概念を「経済的自立」だけでなく、「日常生活における自立」及び「社会生活における自立」の三つの概念に再構築し、被保護者の自立を支援する方向が示された。また、支援の方法も効率的で一貫した組織的取組を推進するためにシステムの対応が求められ、自立支援プログラム制度が導入された。

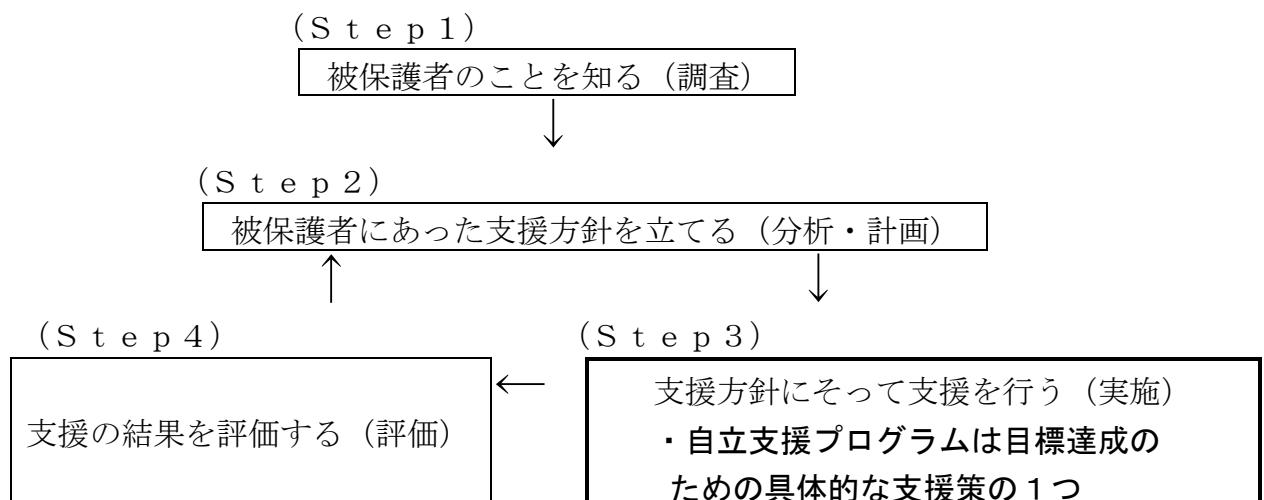
したがって、福祉事務所は被保護者の抱える課題を整理し、被保護者の自立支援に向けてプログラムを策定することになるが、その際、被保護者を類型化しその類型に応じた多様なメニューを可能な限り準備する必要がある。例えば、就労支援プログラムや精神保健福祉支援プログラムは群としてその中に幾つかのプログラムを有していることが望ましい。

また、プログラム策定後の具体的な実施過程については、概ね以下のとおりである。

I 自立支援プログラムの実施過程（具体的手順及び流れ）

- 1 被保護者の状況（自立阻害要因等）を把握する。
- 2 状況に応じた個別支援プログラムへの参加を想定する。
- 3 想定された個別支援プログラムの対象となるか能力調査等を用いて分類・類型化する。
- 4 類型化に基づき対象プログラムを選定する。
- 5 被保護者に対してプログラムへの参加を指導・助言する。
（プログラムの選定については本人同意が必要となる。）
- 6 被保護者の参加・実施
- 7 プログラムの進捗状況及び被保護者の取組状況の評価
（評価の時期等はあらかじめ定めておくこと。）
- 8 進捗状況及び被保護者の取組（成果）が十分でないと判断された場合は、再度、「3」に戻って分類・類型化の適否を検討する。
- 9 「3」が適切であった場合には、「4」のプログラム選定の適否を検討する。
- 10 3から9を繰り返すことによって適切な支援が実施されていることを確認する。

II 自立支援プログラムの基本的な考え方（参考図）



※ プログラム内容は、就労活動支援だけでなく健康管理、意欲向上支援、社会貢献活動、職業訓練等による技能修得等を含む。

Ⅲ 福祉事務所における「実施方針」の策定方法の改善

PDSシステムの導入（①目標を立て、②実施し、③評価する）により、その達成状況を当該実施機関の実施水準として捉える。

Ⅳ 自立支援プログラムを導入することにより期待されるもの

- ① 「状況や能力に応じた多様な支援」「早期の自立支援」「組織的な支援」を図ること。
- ② 同じ種類（程度）の課題を抱える者に、同じレベルで支援できる体制を整えること。
- ③ 自立阻害要因の分析及び生活課題の把握を定期的に行い、対応の検討を行なうこと。
- ④ 被保護者自らによる課題認識と解決能力向上及び自立意欲の維持改善を促進すること。

(問 9-16) **検診命令の取扱い**

検診命令を行う場合の、事務処理方法及び留意点について、示されたい。

1 事務処理方法

- (1) 局長通知第 1 1-4 により検診命令を行う場合は、医療扶助台帳、一時扶助欄を活用して決裁手続を行う。

なお、この際、記事欄に検診命令を行う目的を記入するほか、同時にケース記録に検診命令を行う理由について記録しておく。

- (2) 福祉事務所の嘱託医を指定して検診を実施した場合の検診料は、初診料を除き検査料などについて支払って差し支えないこととなっている。

2 保護施設入所時の検診命令

新たに要保護者（ただし、病院等から直接施設に入所する者及び施設相互間の移動を除く。）を保護施設に入所させるときには、局長通知第 1 1-4 に基づく検診命令により感染症予防措置を実施することとし、その際の検査内容としては、胸部レントゲン検査（10 cm×10 cm）が標準となるものである。下痢症状等がある場合は、医療機関に受診させたいうえ、別途医師の判断により必要な検査（細菌検査（O157 等）など）を行う。

なお、医療機関については、管内の保健所を利用することとして差し支えないが、必要に応じ他の機関を利用して差し支えない。

*施設入所時の検診については、(問 8-14) 「保護施設入所事務の取扱い」を参照

3 検診を命ずべき場合

検診を命ずべき場合については、局長通知第 1 1-4-（1）に示されているところであるが、次のような場合にも検診命令により処理できる。

- (1) 年金、手当の受給申請、精神障害者保健福祉手帳等の申請・更新に伴う検診料及び文書料（障害年金の裁定に係る診断書については、診断書の他に受診状況等証明書が必要な場合は、別途文書料（4,720円（令和 3 年 4 月））を認定して差し支えない。）（別冊問答集問 1 1-2 2）

なお、障害認定に係る文書料として6,090円（令和 3 年 4 月）を認定できるものは、障害基礎年金等、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当に係るものなどが考えられる（一定の障害の程度が認定の要件であり、その判断のための診断書となるものかで判断する。）。

- (2) 社会福祉施設への入所等に係る健康診断については、他法で賄えない部分の検診料及び文書料

- (3) 妊婦かどうかの判定については、局長通知第 1 1-4-（1）-イで対応する。（妊婦加算の認定に関して検診を行なう必要性ありと考える。）また、それ以降、

通常の経過をたどる場合、基本的には妊婦の健康診査事業等の活用を指導すべきだが、同事業を利用することができないときは、生活扶助の一時扶助（局第7-2-(10)-カ）により必要な額が認定できる。なお、医師が医学的観点から妊婦の健康診断を必要と認める場合には、福祉事務所長の判断により、検診命令で対応しても差し支えない。

- (4) 就職時の健康診断（別冊問答集問11-23）、学校長が求める診断書等、局長通知第11-4-(1)-ア～クの項目に該当するかどうか判断し検討する。
- (5) 成年後見制度の利用申立て、障害者の補装具給付又は保育園入所に要する文書料（※これらの文書料は、障害認定に係るものには含まれない。）等、他法他施策の活用に必要な文書料は、自立助長の観点から必要性を検討し、局長通知第11-4-(1)-キにより、検診命令で対応することも可能
- (6) 文書料本体以外に諸費用（手数料、コピー代及び映像代等）が発生した場合は、文書作成に要する費用として、文書料本体と合わせて上限額の範囲内までは認定して差し支えない（映像代については、診療報酬として請求できるものであれば、検診料として処理されたい。）。

昭和44年4月3日付44民保護発第320号民生局長通知
都ブロック会議・平成10年6月

4 その他

要保護者が検診命令に従わないときは、保護の実施機関は、保護の開始若しくは変更申請の却下、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる（法第28条第5項）。この場合、法第62条第3項の指示等に従う義務違反の場合と異なり、弁明の機会の設定は不要である。具体的な処理基準については、課長問答第11の2を参照されたい。

別冊問答集 問11-22、問11-23

(問9-17) 別様式の検診書を用いる検診命令

検診結果を施行細則準則に定める様式以外の書面により作成する必要がある場合その方法及び留意事項について、示されたい。

局長通知第11-4-(5)のただし書きにより、検診結果を施行細則準則（様式第20号）に定める様式以外の書面により作成する必要があると認められる場合の取扱いは次により処理する。

1 検診命令の方法

施行細則準則に定める検診命令書及び検査料請求書を用い、これに原則として別に定めた検診書（次頁参照）を添付して行うこと。

また、その際、施行細則準則に定める検診書については、斜線をもって抹消する。

なお、施行規則準則に定めた検診書の様式によりがたい場合に、指示しようとする医師又は歯科医師の了解を得た上、必要とする様式により取り扱って差し支えない。この場合、文書料を除き（文書料は4,720円（税込・令和3年4月）の範囲内。ただし、障害認定に係るものは6,090円（税込・令和3年4月））検診料等については、必要とする実費（健康保険法の例により算定した点数に10を乗じた額）を計上することとなる。

2 検診料等の支払

局長通知に定めるところにより行い、医療扶助をもって計上する。

3 留意事項

- (1) 検診命令は医師等の医学的診断を必要とする場合に行うものである。したがって、入院患者の入院中の生活態度などの単なる事実関係についての確認は、保護の実施機関において、直接地区担当員が訪問調査する等の方法により行うべきものである。

なお、保護の決定実施上不可欠な証明事項であって、専ら医師等に直接確認する他に方法がない事実に関する証明（例えば他法による入院患者の入退院の事実に関する証明等）については、口頭又は文書により、医療機関に対して検診命令とは別に求めることができる。

- (2) 検診書中の照会事項欄には、検診を行う医師等が理解しやすいように、できる限り簡潔な表現を用いて検診の趣旨を記載する。
- (3) 照会事項には、それぞれの事項で援用している法律等の別表等を検診書に添付すること。

(参 考)

検 診 書

年 月 日

福祉事務所（支庁）長

医療機関の所在地

名称 電話（ ）

担当医師

検診結果は下記のとおりです。

* 検診を受ける者の 居住地及び氏名等	居 住 地	
	氏 名	男・女 歳
* 検診事項	1 稼働能力の有無について 2 障害者加算その他の認定について 3 その他	(照会事項)
医師意見		
* 嘱託医意見		
(注意) 1 * 欄は福祉事務所で記入します。 2 この検診書は検診料等請求書とともに福祉事務所に直接送付してください。		

(参考1)

法第28条の規定に基づく検診のための原則的費用

1	検診料※ (初診料)	病院 2, 880円以内 診療所 2, 880円以内	乳幼児加算(6歳未満) 750円以内
2	文書料※	4, 720円以内 障害認定に係るもの 6, 090円以内	施行細則準則に定める検診書以外の書面により作成した場合
3	検査料	健康保険法の診療報酬の算定方法の例により算定した点数に10を乗じた額	
4	往診料	同上 及び往診に要した車賃又はガソリン等の費用	

※検診料(初診料)は、原則として法による診療方針及び診療報酬の例による。

(局第11-4-(5))

※文書料は、税額を含む文書料の額(上限)を示したものである。

※自立支援医療費(精神通院)支給認定申請を行う場合、当該申請に要する診断書作成及び手続協力のための費用は、3,000円以内の額(非課税対象とされている。)を医療機関の請求に基づき、福祉事務所払いの医療扶助費として支払って差し支えない。(医療扶助運営要領第7精神医療取扱要領2-(2)参照)

※自立支援医療費(精神通院)支給認定申請と精神障害者保健福祉手帳との同時申請の際には、「診断書(精神障害者保健福祉手帳用)」のみで差し支えない。自立支援医療の診断書が不要のため、6,090円の範囲内(障害認定に係る検診命令)で対応する。

(参考2)

介護保険法による要介護認定に係る文書料の金額

(平成27年1月16日付26福保高介第1326号東京都介護保険課長通知)

	在 宅	施 設
新規申請者	5, 000円	4, 000円
継続申請者	4, 000円	3, 000円

(消費税別)

※(介護扶助運営要領第4-2-(1)-ウ、第4-2-(2)-ウ参照)

(問 9 - 18) **保護開始に至らなかった場合の検診費用の支払い**

保護の必要性を判定するため、保護の申請をした者に対して検診命令を発し、検診を受けさせたが、保護開始には至らなかった。

このような場合、検診のための費用をどのように支払えばよいか。
事務処理の方法について、示されたい。

保護の必要性を判定するため、保護の申請をした者に対して検診命令を発し、検診を受けさせたが、保護開始に至らないという例が生じることがある。このような場合の検診の費用は本来行政事務費たる性格のものであるが、当面は医療扶助として扱って経理することとされている。

具体的には医療扶助台帳を作成して、表面に「却下ケース、検診費用のみ」と朱書きした上、検診費用を支払い、その後一件書類とともに保管することとなる。

しかし、これはあくまでも経理上の処理であって、当然のことながら、このことによって保護申請者が被保護者たる身分を取得するものでない。

第 1 0 訪問調査等

第10章 訪問調査等

この章で扱う事項

訪問調査について

- ・ 開始時及び定期訪問 …… 問10-1
- ・ 援助方針の目的実現のための訪問 …… 問10-2
- ・ 入院入所ケースの訪問 …… 問10-3

関係機関調査について

- ・ 預貯金の状況についての調査 …… 問10-4
- ・ 生命保険会社等に対する調査 …… 問10-5
- ・ 29条調査の意義と方法 …… 問10-6
- ・ 就労状況及び収入の調査 …… 問10-7

キーワード

【訪問調査】

生活保護法による保護の実施要領において、実施機関は、要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、援助方針に基づき自立の助長を促すための助言指導を行うことを目的に、世帯の状況に応じた訪問活動を行うこととしている。訪問の実施にあたっては、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえた年間訪問計画を策定することとしている。また、世帯の状況に変化があると認められる場合には、必要に応じ随時に訪問を行うとともに、訪問計画についても被保護者の状況に応じて見直すことを求めている。

保護の実施にあたっては、世帯の現実の困窮状況をふまえ、事実に基づいた認定事項を保護の基準に当てはめながら、当該世帯への具体的な扶助の内容及び程度を正確に算定する必要があるため、常に世帯の状況を適確に把握しておかなければならない。同時に、保護を行った結果が、被保護世帯の困窮状況の改善及び最低生活の維持という形で効果的に反映されているかを検証するとともに、その後の援助方針を検討するための根拠となる調査が訪問調査であるといえる。

当然のことながら、世帯の日常生活の場に立ち会うことから、事前に来訪予定及び目的を告げ、調査に必要な最小限の時間を調整のうえ、できるだけ簡潔に用件を済ませる等の礼儀作法を心得ておくことが大切である。

【関係機関調査】

保護の実施機関は、保護の決定実施上必要があるとき、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、関係機関（年金事務所、税務署、都税事務所、金融機関、雇主等）に必要事項の調査（報告）を求めることができる。これは、法第29条において要保護者、被保護者であった者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況等につき、官公署への書類の閲覧、資料提供の求め及び金融機関、雇主等への報告の請求ができることが規定されていることによる。

関係機関調査にあたっては、必ずしも要保護者の同意を前提としているものではなく、実施機関の職権による調査等も可能であるが、調査（報告）を行う関係機関においては、守秘義務並びに個人情報保護法令等を遵守する必要があるため、回答が義務付けられている場合を除き、事前に本人の同意を書面で確認しなければ、応じられないとする事例が大半である。生活保護法上は、調査（報告）に応諾義務はないので、極力、事前の本人同意を得ることが望ましいといえる。

第 1 0 訪問調査等

1 訪問調査

(問 1 0 - 1) 開始時の訪問調査及び定期訪問の時期と方法

保護開始決定時の訪問調査の実施時期と方法及び留意点を示されたい。また、定期訪問の実施時期と方法及び留意点についても、示されたい。

1 申請時の訪問

保護の開始の申請があった場合は、申請書等を受理した日以降、できるだけ速やかに調査を行う。少なくとも実施要領で定めた期間内（1週間以内）には、所員による訪問により、実地に調査を行うこと。（局長通知第12-1-(1)）

(1) 訪問調査の前に行うこと

地区担当員は、査察指導員から保護申請書及び関係書類を受領したときは、その内容について十分検討を行い、調査の方法についても法定期限内に処理できるよう計画を立てる。

調査内容及び方法等については、面接記録票を充分吟味し、場合によっては、面接担当者から面接時の様子等を確認する。また、査察指導員から申請者の困窮の急迫度等についての助言を受ける。

(2) 訪問調査に際して

立入調査票を携帯し、申請者から求めがあった場合は、提示すること。

生計中心者のみならず可能な限り全世帯員に面接し、下記調査の範囲に基づいて事実の確認と資料の収集に努めること。稼働状況、収入状況及び資産等の状況については、申請時に資産申告書及び収入申告書の提出がなされていた場合は、それらの内容を確認すること。保護の要否及び程度を決定するためには、稼働状況、収入状況及び資産状況が十分把握されなければならないので、特に留意すること。

また、生活保護制度についても十分説明を行うこと。

< 調査の範囲 >

- ・申請に至る経緯
- ・生活歴
- ・世帯員の状況
- ・健康状態
- ・稼働及び収入状況
- ・住居の状況
- ・扶養義務者の状況

・資産等の状況

2 定期訪問（局長通知第12-1-(2)-ア）

世帯の状況に応じて必要な回数を訪問することとし、少なくとも1年に2回以上家庭内面接を実施すること。

ただし、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等を利用しており、施設管理者等により、日常的に生活全般において必要な支援が行われており、施設等から福祉事務所に対して定期的にその状況が報告されている等の世帯については、入院入所者と同様に1年に1回以上訪問することとして差し支えない。

また、被保護者本人からの個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との連絡により必要な状況確認ができる場合には、その報告や連絡を3回目以上の家庭訪問とみなすこととして差し支えない。

さらに、この個別支援プログラムを活用する場合にあって、次の要件をすべて満たす高齢者世帯については、その報告や連絡を2回目以上の家庭訪問とみなすこととして差し支えない。

（ア） 自己の能力によって家計管理や服薬等の健康管理等が行われており、日常生活に支障がない。

（イ） 配食サービス等を活用した見守り支援や安否確認が定期的に行われており、緊急時に関係者との連絡調整が可能な体制が整っている。

（1）訪問計画の策定

地区担当員は、査察指導員の助言・指導の下に世帯の状況等を勘案したうえで、訪問計画を策定すること。

被保護世帯が抱える自立を阻む要因を把握するために年間どの程度の訪問が必要か、また、阻害要因の解消に向けて年間どの程度の訪問が必要か、について検討し、その目的達成のための総合的な判断をしたうえで訪問格付けを行うこと。

（2）訪問調査に際して

自立助長に資するため及び保護の要否及び程度の決定を確実なものとするために、訪問調査を実施することから、訪問目的を明確にして実施すること。場合によっては、事前に査察指導員から助言・指導を受けて、訪問目的を再確認すること。

3 臨時訪問

保護の実施上、臨時に訪問を行い調査確認及びその他指導を行う事項が生じた場合には、臨時訪問を行うこと。（援助方針の目的実現のための訪問は問10-2参照のこと）

なお、緊急を要する事案において、真にやむをえない事情から、訪問による調査等を速やかに実施できない場合には、所員による訪問以外の方法により世帯の状況等の把握を行うことも検討すること。

【所員による訪問以外の方法】

①民生委員による訪問、②医療ケースワーカーや施設職員等からの状況把握（入院・入所の場合）、③関係機関職員（保健師、児童福祉司等）による訪問、④他の福祉事務所職員の協力による訪問（要保護者の所在地が他管内の場合）

※上記はいずれも、あくまで緊急を要する場合の困窮状況等の把握を目的とした臨時的な手段であり、所員の訪問調査に代替するものではない。（なお、所員以外の者は生活保護法上の調査権限を有していないことに注意する。）

【2にいう「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等」の範囲】（課長問答第12の3）

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及び共同生活援助（障害者のグループホーム）であって、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）と同程度の支援体制が整っている施設。この判断に当たっては、次のすべての事項を満たしていることに留意されたい。毎年度体制状況の確認を行うこと。

1. 夜勤職員が常駐している等、昼夜の時間帯を通じて支援体制が整っている。
2. 当該施設の監督庁に意見を聴取し、当該施設が法令を遵守していることが確認できる。

局長通知 第12-1-(1)

局長通知 第12-1-(2)-ア

課長問答 第12の3

別冊問答集 問12-3

(問10-2) 援助方針の目的実現のための訪問の方法

援助方針の目的実現のための訪問は、どのように行われるべきかについて、示されたい。

地区担当員は、査察指導員の助言・指導の下に世帯の状況等を勘案したうえで、訪問格付けを行い、訪問計画を策定し、定期的に訪問調査を実施する必要がある。

その際、援助方針に沿った指導・援助がなされるために、訪問目的を確認したうえで、訪問調査を実施することになる。

また、援助方針に沿った援助がどの程度進行しているのか、訪問により把握していくことになる。

格付けに基づく定期訪問で、これらのことを実施していくことになるが、定期訪問では、世帯の状況から見て、実態把握が十分でない場合や世帯に新たな課題が発生した時、また、定期訪問では十分な指導が出来ない時は、臨時訪問を行うこととなる。

＜臨時訪問の目安＞（局長通知第12-1-(3)）

- ・世帯に変動があった場合
- ・申請により保護の変更を行う場合
- ・保護が停止されている場合
- ・指導、調査上必要な場合
- ・助言を必要とする場合
- ・援助方針から見て必要と考えられる場合
- ・家屋補修等に要する経費を認定した場合等
- ・生業扶助により就労助成を行った場合

局長通知第12-1-(3)

(問10-3) 入院入所ケースの訪問の時期と方法

入院入所ケースの訪問の時期と方法及び留意点について示されたい。

1 入院患者等

原則として、少なくとも1年に1回以上訪問し、被保護者及び主治医等に面接し、その病状等を確認すること。（局長通知第12-1-(2)-イ）

(1) 訪問計画の策定

地区担当員は、査察指導員の助言・指導の下に病状及び状況等を勘案したうえで、訪問計画を策定すること。

病院等の所在地が遠方の場合は、福祉事務所の状況等を考慮し、福祉事務所全体の訪問計画の中で調整することは可能である。

金銭管理能力がないため医療機関等の長又はこれらに準ずる者に金銭の管理を委ねている被保護者で累積金等の調査が必要なケースについては、遠方等の理由で1年に1回以上の訪問の実施が困難な場合、文書による照会をどの時期に実施するか検討すること。

(2) 訪問調査に際して

訪問前に、医療要否意見書等の内容等を確認し、必要であれば嘱託医の意見を参考にしたうえで、主治医等の面接に臨むのが効果的である。

特に、転退院を病院等から求められている場合については、事前に福祉事務所内で今後の援助方針及び活用できる他法他施策を検討しておくことが肝要である。

なお、金銭管理能力がないため医療機関等の長又はこれらに準ずる者に金銭の管理を委ねている被保護者の累積金等は確実に把握すること。

2 保護施設若しくは介護保険施設の入所者及び保護施設通所事業を利用している者 原則として、1年に1回以上訪問すること。（局長通知第12-1-(2)-イ）

(1) 訪問計画の策定

地区担当員は、査察指導員の助言・指導の下に施設からの情報及び入所時の状況等を勘案したうえで、訪問計画を策定すること。

施設等の所在地が遠方の場合、福祉事務所の状況等を考慮し、福祉事務所全体の訪問計画の中で調整することは可能である。

金銭管理能力がないため施設の長等又はこれらに準ずる者に金銭の管理を委ねている被保護者で累積金等の調査が必要なケースについては、遠方等の理由で1年に1回以上の訪問の実施が困難な場合は、文書による照会をどの時期に実施するか検討すること。

なお、保護施設若しくは保護施設通所事業を利用している者については、可能な限り地域生活に移行できるよう支援を行うため、施設等と訪問の時期を調整することが望ましい。

(2) 訪問調査に際して

保護施設若しくは保護施設通所事業を利用している者については、地域生活移行が、どの程度可能か、施設長又は直接処遇職員等と面接を行うこと。

なお、金銭管理能力がないため施設の長又はこれらに準ずる者に金銭の管理を委ねている被保護者の累積金等は確実に把握すること。

局長通知 第12-1-(2)-イ

2 関係機関調査

(問10-4) 預貯金の状況についての調査

保護開始時等の預貯金の状況について、調査を行う上での留意点を示されたい。

- 1 新規申請があった場合は、申請書、収入申告書及び資産申告書（預貯金等について記載したもの）を徴し、可能な範囲で当該記入内容を証明するための資料の提出を求める。提出された資料や訪問時等の聴取によっても不明な点が残る場合に同意書を徴し関係先調査を行なう。預貯金については、下記2による確認を行い、不明な点が残る場合に行なうこととなる。もっとも、子等の同居する家族名での積立や複数の口座を設ける場合、口座自体を失念している場合もあることから、下記2による確認ができたことにより直ちに関係先調査が不要であるとのことではない。

なお、申請時に申請書以外の書類や資料が提出されなくとも、申請は受理する必要がある。協力を得られず未提出等により調査ができないため、保護の要件が確認できない場合は、法第28条第5項により申請を却下することとなる。

- 2 新規申請時の預貯金の把握については、資産申告書に基づいて、対象者からその状況を聞き取るとともに、預金通帳等の提示を求める。

公共料金等の振替（電気、ガス、水道、電話、新聞やクレジットカードの支払い等口座からの振替が考えられるもの）、年金・手当等の受給者についてはそれらが振り込まれている通帳や給与の振込等がされている通帳も提示を求め、残高を確認するとともに、過去1年間程度の入出金の状況を確認する（通帳については後日、持参してもらうなどして、できる限り写しをとって確認する）。

入出金の状況には、一般的にその世帯の暮らしぶりが顕著に現れることから、その状況を注意深く検討する必要がある。高額の金銭の出入りについてはその理由を明らかにするように求めること。（預金を秘匿していないことを確認する。）

通帳に公共料金等の振替記録が無いときは、支払い方法を聞いて領収書を確認する。確認できないときは他に預金口座がある可能性も考えられるので、金融機関に調査照会する。

- 3 保護受給中に金融機関調査が必要となる場合は、通帳を紛失して入金時期が確認できない場合等や、収入や資産を秘匿している疑いがある場合等である。

金融機関調査には、同意書（写）の添付は必要ないが、金融機関より同意書（写）の送付を求められた場合は速やかに提供するため、福祉事務所においては、照会しようとする者が個々に調査に同意していることがわかるものを予め提出させ、常に保管しておくこと。

収入や資産を秘匿している場合は同意書の提出を拒み、事実上調査不能となる場

合もある。調査を拒む場合は、法第27条による口頭及び文書指示を行なった上、弁明機会の付与等所要の手続きを経て保護の変更・廃止を検討する。

4 金融機関本店等に対する一括照会

平成24年12月から、厚生労働省と銀行協会との協議により本店等に対する一括照会が可能となった。所定の様式により照会すれば、その金融機関の国内の全店舗について口座の有無等が確認できるものである。照会対象は新規申請時と不正受給が疑われる場合で、回答がある事項は口座の有無、支店名及び調査時点での残高であり、保護開始時の残高ではないので注意が必要である。また、調査対象者個々が同意していることが分かる同意書（写）の添付は必要ないが、金融機関より同意書（写）の送付を求められた場合は速やかに提供するため、福祉事務所においては、照会しようとする者が個々に調査に同意していることがわかるものを予め提出させ、常に保管しておくこと。

なお、ゆうちょ銀行、農業協同組合等は本店等一括照会の対象となっていない。

5 取引店への照会

本店等一括照会の結果、未申告の口座があった場合は、通帳等の提示を求め保護開始時の残高を確認する。紛失等で確認できない場合は、口座のある支店宛に照会する。様式は任意であるが、本店等一括照会の様式は使用できない。

また、不正受給の疑いがある場合等、本店等一括照会で回答を得られない事項を照会する場合も、各支店への照会となる。口座のある支店が不明の場合は、予め本店等一括照会により取引のある支店を特定させた上で照会を行なう。

6 照会対象とする金融機関の範囲

照会の範囲は、対象者の生活圏に存する銀行、信用金庫、農業・漁業協同組合などである。なお、対象者が管外から転居してきて新規に申請に及んだ場合は、それまで居住していた地域の金融機関等に対して調査を行う。

本店等一括照会についても、従来と同様な範囲で、対象とする支店のある本店等へ照会することとなる。なお、従来の調査範囲を拡大する場合は、当分の間、情報提供が必要とされている。

また、照会の時期は申請受理後できるだけ早い時期に行うことが望ましい。

7 その他

金融機関本店等に対する一括照会の取扱いでは、切手を貼付した返信用の封筒を同封して調査依頼することになっているが、金融機関によってはこの外に手数料等を求められる場合がある。

手数料等は保護費で支弁することはできず、特段の補助もないことから予算化されておらず、無料での調査協力を依頼するのが一般的である。

法第29条は福祉事務所長が調査を行なうことができる根拠であり、調査先に応諾義務を課したものではないので、手数料等を払わない等の理由で回答を拒んだ場

合、その金融機関への調査はそこで終了せざるを得ない。

「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」（平成24年9月14日社援保発0914第1号）

平成24年11月7日付24福保生保第664号福祉保健局生活福祉部長通知「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」

(問10-5) **生命保険等の調査**

- 1 保護開始時の生命保険等の状況について、調査を行う上での留意点を示されたい。
- 2 生命保険等の「等」にはどのようなものが考えられるか。

1 近年は生命保険への加入が一般化しており、加入している世帯も多い。被保護世帯であっても、家族がいる場合、会社勤めをしていた場合、保険の外交員をしていた場合などは保険に加入していることが多いと推測されるため、以下に留意して調査を行う。

まず、対象者からの資産申告書をもとに生命保険の加入状況について聞き取り調査を行うことを原則とする。

生命保険に加入している者については保険証書の提示を求め、内容（保険の種類・会社名・保険契約者・被保険者・受取人・保険金額・特約の有無・契約年月日・満期日・記号番号・解約返戻金額等）を確認する。（この際、できるだけ写しをとる。）その上で保有容認の可否等を検討する。

預金通帳に生命保険料の振替が記録されている場合は必ずその内容を確認する。自営業や給与所得者の場合、確定申告書や給与明細書に生命保険料が控除されていることが多いが、その場合も内容を明らかにしておく。

なお、次のような場合には、保険会社に調査照会を行う。同意書（写）の添付は必要ないが、生命保険会社より同意書（写）の送付を求められた場合は速やかに提供する必要があるため、福祉事務所においては、照会しようとする者が個々に調査に同意していることがわかるものを予め提出させ、常に保管しておくこと。

上記の聞き取り調査等により生命保険の加入が判明したが証書の提示がなくその内容が明らかにならない場合。証書だけでは解約返戻金の額等が明らかでない場合。生活歴、職歴（特に保険外交員）から、生命保険加入の可能性が高いと判断されるのに申告がされない場合。

調査については、効率的、効果的に実施することを目的に照会様式が統一化されているので留意すること。

調査の範囲及び時期については、金融機関調査に準じて行う。

以上により調査・検討した結果、解約返戻金が少額なために加入の継続を認めた場合は、開始時の解約返戻金相当額について法第63条による返還義務を対象者に十分説明しておくとともに、文書により通知しておくことが望ましい。

2 生命保険以外でも資力性のあるもの（たとえば損害保険、共済保険等）については、開始時又は開始後に加入状況を確認したうえで、約款により給付内容を確認しておく。同時に、給付があった場合の申告義務とその取扱いについて説明しておく。

平成27年2月13日付社援保発0213第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知

「生命保険会社に対する調査の実施について」

(問10-6) **29条調査の意義と実施方法**

29条調査を行うことの意義と、具体的な実施方法を示されたい。

1 29条調査の意義

法第29条第1項による調査は、保護の申請があった者に対する要件調査、被保護者の保護の程度の決定及び法第77条又は法第78条の規定の施行のために必要がある場合等に、職権により行われるものである。それは福祉事務所長が調査を行うことができる根拠として規定されているものであり、調査の相手方に対する回答の義務規定ではないとされている。

その調査の内容は法第29条第1項各号に定められているところであり、調査先については、「官公署、日本年金機構若しくは国民年金法に規定する共済組合等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、雇主その他の関係人に報告を求めることができる。」とされている。

資産及び収入等の調査は、基本的には申請者及び被保護者から申告させることにより行われるべきものであり、この方法を省略していきなり29条調査を行うものではない。つまり、保護の申請者等が資産及び収入等について挙証できない状況にあるとき、補完的に行うものと言える。

厚生労働省が示した通知（昭和56年11月17日付 社保第123号「生活保護の適正実施の推進について」平成26年4月25日付 最終改正）においても、収入及び資産について申請者等から申告を行わせるとともに挙証資料の提出を求め、関係先調査照会に同意する旨を記入させることや訪問調査等により事実の的確な把握に努める、とされていることに留意しなければならない。これは、被保護者の収入や資産の取得状況を調査する際も同様である。

法第29条第2項による調査は、同項別表第1に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等に対し、同表に掲げる情報につき、回答義務が定められているところであるが、同条第1項による調査と同様に、保護の決定実施等に必要があると認められる場合に行うこととなる。また、「生活保護法別表第1に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令」（平成26年6月30日付厚生労働省令第72号）により、調査の対象は要保護者又は被保護者であった者に限られ（一部要保護者のみ）、扶養義務者（被保護者であった者の扶養義務者を含む。）は対象外とされている。

2 実施方法

(1) 保護の申請時

保護の申請者からは、その要件を確認するために資産に関する申告書（資産申告書）、就労及び年金等の収入申告書を提出させ、併せてその内容を挙証する資料の提出を求める。つまり、預金通帳、生命保険証書、土地家屋の登記簿謄本、自動車の車検証、年金証書、給与明細書等である。この資料の提出ができないとき及び提出がなく資産等の保有が推定されるときに29条調査を行うこととなる。また、他法他施策活用の観点から、年金等の受給権を確認するために日本年金機構に対して29条調査を行う。

(2) 保護受給中

被保護者の就労・非稼働収入及び資産の取得に関わる調査も、本人からの申告により行うことが基本である。特に、臨時的な収入については、福祉事務所は把握しにくく被保護者は申告を失念がちなので、申告義務について周知しておく必要がある。

資産及び収入があるにもかかわらず申告をしない場合、法第27条による指導指示を行うこととなるが、福祉事務所による職権調査を以て容易に把握しうる事項については、いたずらに文書指示の対象とすべきではない。職権調査によっても明らかにならず、被保護者も申告を行わない場合、指導指示を行う。

(3) 同意書について

29条調査の前提として、要（被）保護者（保護の申請者を含む）からそれぞれ同意書を徴することになるが、この同意書の性格は、要（被）保護者が福祉事務所が行う29条調査に同意するか否かというよりは、むしろ、金融機関等が実施機関からの当該調査に応じることに對し、預金者等である個々の被（要）保護者が同意をしている旨を明らかにするために添付する必要があるものということができる。したがって、保護申請時に一律に徴するものではなく、調査を必要とするときに徴すれば足りる。また、同意書の提出は、世帯単位ではなく世帯の構成員が個々に記載し提出するものである。（昭和59年5月26日付59福保第220号福祉局福祉部保護課長通知「生活保護法施行規則の一部改正の運用について」参照）

なお、法第29条第2項による調査には、同意書の添付は不要である。また、法第29条1項による金融機関又は生命保険会社への調査においても、同意書

(写)の添付は必要ないが、金融機関又は生命保険会社から同意書(写)の送付を求められた場合は速やかに提供する必要があるため、福祉事務所においては、照会しようとする者が個々に調査に同意していることがわかるものを予め提出させ、常に保管しておくこと。

(問10-7) **就労状況及び収入に関する調査**

就労収入調査の具体的方法と留意点を示されたい。

就労収入及び非稼働収入の調査把握は、保護継続の検討、程度の決定に欠かせないものである。これらの収入は、被保護者から収入申告書を徴することを基本とし、就労収入については給与明細書、日計表(日雇い収入)等を、年金や公の給付金収入については給付決定通知や振込み通知、援助金については年1回程度扶養届を併せて提出させ、内容を精査した上で収入認定事務を行う。

就労収入については、最近では収入申告書と給与明細書を提出させることが一般的である。かつては細則様式に定める給与証明書(収入申告書併用)を提出させることが一般的であった。このような変化の理由は、雇用主にみだりに生保受給者であることを明らかにすることにより被保護者の雇用上の立場を悪化させることがないようにとの配慮が浸透してきたことと、給与明細書もかつてのように市販のものを使用せず、電算処理によるものが一般的になってきており、改めて雇用主に確認するまでもなく収入額が確認できるようになったことからである。

ただし、申告された内容に疑義があるときは、雇用主に対して29条調査を行い(この場合には本人から同意書を提出させることになる)、就労先の給与台帳の写し等を求めることとなる。

そのほか、過去の収入認定の妥当性を検討するため、課税調査を行うことも必要である。

第 1 1 保護費の返還・徴収

第 11 章 保護費の返還、徴収

この章で扱う事項

法第 63 条について

- ・法第 63 条による返還対象額の算定 …… 問 11-1～8-4、10、14、15、19
- ・法第 63 条に係る免除の考え方ほか …… 問 11-9
- ・返還請求権の時効に関する事 …… 問 11-16、17
- ・未支給年金と法第 63 条返還 …… 問 11-20

法第 78 条について

- ・法第 78 条による返還対象額の算定 …… 問 11-11～11-3
- ・法第 78 条の 2 に基づく取扱い …… 問 11-21、22

法第 80 条について

- ・ケース移管と法第 80 条免除 …… 問 11-13

その他

- ・過誤により支給した保護費の返納 …… 問 11-12
- ・廃止後の収入充当予定額の取扱い …… 問 11-18

キーワード

【法第 63 条返還と法第 78 条返還】

法第 63 条は本来、被保護者が資力がありながら保護を受けたときに、その資力に応じて、支給した保護費用を上限として、当該保護費用の返還を求めることができることを規定したものである。いいかえれば、実施機関が、受給者に資力があることを認識しながら扶助費を支給した場合の事後調整についての規定であるといえる。

しかしながら、受給者の作為又は不作為により実施機関が錯誤に陥ったため、扶助費が不当に支給された場合にも、同様に、資力があつたとすれば、受給する必要のなかった扶助費について、事後に返還を求める必要が生じる。このときにも法第 63 条（もしくは法第 78 条）によって返還を求めることになる。

一方、法第 78 条は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者（他人に受けさせた者も同様）があつたときに、その者からの保護費用の徴収ができることを規定したものである。

法第 63 条と法第 78 条の適用区分は概ね次のような観点からとらえて判断される。

① 法第 63 条によることが妥当な場合

- i 受給者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で届出又は申告をすみやかにしなかつたことについてのやむを得ない理由が認められるとき。
- ii 実施機関及び受給者が予想しなかつたような収入があつたことが事後になって判明したとき（但し、判明した時点で正しく申告がなされていれば、むしろ不当受給とは解されず、資力が生じた時点に戻って、その時点以降に支給された保護費用の調整・返還の処理を行うことになる。つまり本来の法第 63 条の適用に近い。）。

② 法第 78 条によることが妥当な場合

- i 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかつたとき。
- ii 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。
- iii 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。

第 1 1 保護費の返還、徴収

(問 1 1 - 1) 法第 6 3 条に係る資力の発生時について

法第 6 3 条は、本来生活に充てられるべき資力があるものの、直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合に、とりあえず保護を行い、当該資力が換金されるなどして最低生活に充当できるようになった段階で、既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。

そのため、「資力があると判断される時点がいつなのか」が重要となるのであれば、具体的に例示をされたい。

1 考え方の基本

- (1) 生活に充てることができる形（現金あるいは現物）に具体化しない資力（資産）を保有している場合には、保護費用が生活の糧として当該資力（資産）を代替する期間（保護受給期間）の支給済保護費用に相当する額が法第 6 3 条返還金の対象となる。
- (2) 給付事由（請求事由）が発生したことにより当然に受領できる保険金、年金、補償金、及び相続資産等については、当該事由の発生時から資力があるものとみなす。
- (3) 事由が発生したことに伴い、訴訟、調停、和解等により確定しなければならないもの（係争の結果を待たなければ資力を得るかどうか判らないもの）については、確定した時点で資力が発生したものとする。

2 通知の意味

法第 6 3 条の費用返還については、あらかじめ法第 6 3 条の返還義務を文書により通知しておくことが望ましい。通知をしていなくても返還義務が消滅するわけではないが、後日費用の返還を求める際のトラブルを避けるために、事前に被保護者に対して十分な説明を行っておくことが重要である。

3 資力の発生時点

(1) 土地・自動車

- ① 保護開始時から保有を認められないもの・・・保護開始日
- ② 保護受給中に保有を認められなくなったもの・・・保有を認めないとした日
- ③ 保有を認められているものを売却した場合・・・売買契約成立日

(2) 年金

- ① 障害年金・・・支給事由が発生した日
- ② 特別障害給付金・・・支給の対象となる最初の月の初日
- ③ その他の年金・・・支給事由が発生した日

＊国民年金死亡一時金、未支給年金は、被保険者の死亡日

(3) 生命保険

- ① 開始時の解約返戻金・・・保護開始日

- ② 入院給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 給付の対象となる日以降
- ③ 死亡給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 給付事由が発生した日
- (4) 交通事故の補償金
 - ① 自動車損害賠償法（強制保険）による保険金(慰謝料を含む)
 - 傷害による損害・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 事故発生日
 - 後遺障害による損害・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 障害等級認定日
 - 死亡による損害・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 死亡日
 - ② 任意保険・・・・・・・・・・ 示談成立日
 - ③ 慰謝料・・・・・・・・・・ 確実に支払われると判断された時点（示談成立日）

(注) 第三者行為を原因とする負傷等に対して医療扶助等の給付があった場合には、生活保護法第76条の2の規定に基づき、当該給付に係る費用の限度において生活保護受給者が有する損害賠償請求権を代位取得することとなり、被保護者に対して生活保護法第63条の規定に基づき返還請求を行うのではなく、その加害者等が加入する損害保険会社等に対し求償を行う。
- (5) 災害補償金
 - ① 被災による補償金、保険金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 被災日
 - ② 被災による損害賠償金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 判決確定日または和解が成立した日

(注) 判決の確定とは、判決が通常の上訴申立て方法(上訴等)によっては争うことのできなくなった状態をいう。判決の確定時期は、通常は上訴期間(控訴、上告、上告受理の申立て)等満了時である。上訴期間満了前でも、上訴権のある当事者が上訴権を放棄したときは、放棄時に確定する。また、上告審(最高裁)判決は、元々上訴等を行えないので、言渡しと同時に確定する。

 - ③ 労働者災害補償保険法による保険給付・・・労災の支給決定がなされた日

(注) 労災保険給付のうち、療養給付(医療費)については、福祉事務所が医療扶助として立て替えていた場合は、災害日を資力発生日とする。
- (6) 離婚に伴う慰謝料等
 - ① 慰謝料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 調停、審判、訴訟等により慰謝料等が確定した日
- (7) 相続
 - ① 遺産（法定相続・遺言による相続など）・・・・・・・・・・ 被相続者の死亡日
 - ② 遺産（特別縁故者への分与）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 請求を行った日
- (8) 雇用保険
 - ① 失業給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 支給対象期間の始期以降
 - ② 高年齢求職者給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 公共職業安定所の指定する認定日
- (9) 傷病手当金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 支給対象期間の始期以降
- (10) 健康保険
 - ① 出産一時金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 出産日
 - ② 埋葬費・葬祭費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 死亡日
- (11) 過払利息返還金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 返還決定通知日

(問11-2) 法第63条による返還対象額の算定 (1)

資力がありながら保護を受け、法第63条返還金と収入認定とが生じる場合

平成17年7月27日に保護を開始した単身者が、保護開始前に障害基礎年金の裁定請求を行っており、この度、年金を受給することとなった。

年金の支給開始月 平成17年 6月

年金額(2級)※ 780,900円(月額65,075円)

10月15日に 260,300円(6、7、8、9月分)を受領

支給済み保護費(収入認定額ゼロであったため、保護基準額を扶助費として支給)

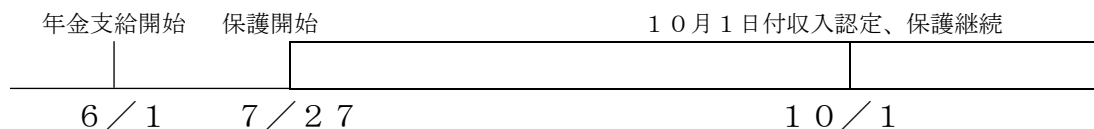
7月分 22,205円(5日間分の保護費日割額:例示額)

8月分 133,230円(1類費+2類費+住宅扶助費:例示額)

9月分 133,230円(" : ")

10月分 133,230円(" : ")

この場合、法第63条による返還対象額の算定はどうか。



年金を10月から受給開始したため、10月1日付で年金収入(8月分の年金)を認定開始する。したがって、6月分及び7月分の年金について、法第63条による返還を求めることとなる。

	資力の額	支給済保護費	繰越額	返還対象額
7/27	130,150 (6.7月分年金)	22,205	107,945	22,205
8/1	107,945 (繰越額)	133,230	0	107,945
9/1	0	133,230	0	0
合計	—	288,665	—	130,150

したがって、法第63条による返還対象額は、130,150円となる。

※年金額は改定があるため、あくまでも本設問上の例示額であること。

(注) 本設問では、医療費及び介護費の給付はなかったものとして例示している。
医療扶助費及び介護扶助費の支給（現物給付及び金銭給付）がある場合には、
当然、それらも含めて返還額を検討する必要があるので留意すること。

(問11-3) **法第63条による返還対象額の算定 (2)**

資力がありながら保護を受け、資力が現実化したことにより保護廃止となる場合

甲の世帯は、2年前から傷病のため保護を受けていたが、令和2年4月10日で満65歳になったので、老齢厚生年金受給の手続をとった。

8月5日に、日本年金機構から年金支給について、次のとおりの通知が届いた。

支給開始年月 令和2年5月

支払い年金額 240万円（月額20万円）

第1回支払日 令和2年 8月15日、60万円（5、6、7月分）

第2回支払日 令和2年10月15日、40万円（8、9月分）

甲は、その日のうちに、福祉事務所の地区担当員に、年金の支払い予定等について、報告した。

甲の保護の決定状況（年金受給前）は以下のとおり。

最低生活費 16万円

収入認定額 0円

扶助額 16万円

年金受給開始による、保護廃止と返還金の事務処理はどうなるか。

1 保護の廃止

8月15日に年金を受給開始しているため、6月分の年金収入を8月15日付で認定する。最低生活費16万円であり、年金収入は月額20万円である。

年金収入は、局第8-1-(4)アにより、受給月から次回受給月までの各月に分割して収入認定することになるため、受給開始日に収入認定及び要否判定を行った結果、収入認定額が最低生活費を上回るため、8月15日付の保護廃止となる。

2 廃止に伴って生じる過渡金の処理

8月分支給済み保護費（8/15以降分）を、地方自治法施行令159条により、返還させる。（戻入）

3 法第63条による費用返還

6月分の年金収入（6、7月分は8月に支給）については、8月15日付で認定しているため、残りの5月分の年金収入20万円について、法第63条による費用返還の取扱いを行う。（当該資力20万円と5月、6月、7月分及び8月1～14日分の支給済み保護費（16万円×3ヶ月分+16万円×14/30=554,6

66.6…円)とを対比すると20万円分の保護費が「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」ことにあたるため、法63条返還の対象となる。)

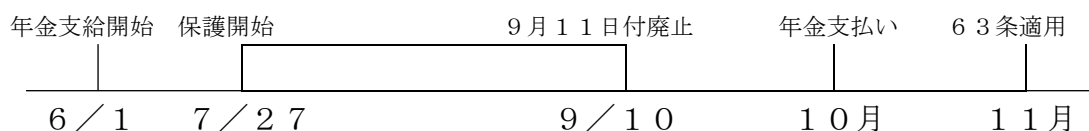
(問11-4) **法第63条による返還対象額の算定 (3)**

資力がありながら保護を受け、廃止後に資力が現実化した場合

平成17年7月27日に保護を開始した単身者が、身内の引き取りによって平成17年9月11日付けで保護廃止となった。保護開始前に障害基礎年金の裁定請求を行っており、廃止後の10月に年金受給を開始したことが11月に判明した。

年金の支給開始月 平成17年6月
 年金額(2級) 780,900円(月額65,075円)
 10月に 260,300円(6、7、8、9月分)を受領
 支給済み保護費
 7月分 22,205円
 8月分 133,230円
 9月分 44,410円 合計 199,845円

この場合、法第63条による返還対象額の算定はどうか。



法第63条は、資力があるにもかかわらず保護を受けた者があるときは、支給した保護費の範囲内でその費用を返還させる規定である。

返還対象額については、保護廃止後に受給した年金収入のうち、返還対象となる資力の額と支給済み保護費とを対比した上で算定することとなる。

	資力の額	支給済み保護費	繰越額	返還対象額
7/27	130,150(6.7月分年金)	22,205	107,945	22,205
8/1	65,075(8月分年金)+107,945 = 173,020	133,230	39,790	133,230
9/1	65,075(9月分年金)+ 39,790 = 104,865	44,410	60,455	44,410
合計	—————	199,845	—————	199,845

したがって、法第63条による返還対象額は、199,845円となる。

なお、この事例は身内の引き取りによって保護廃止となった後に年金を受給しており、年金収入を収入として認定する契機がないまま法第63条によって返還させる場合であるため、上記のとおりの算定となる。

(仮に引き取りによる扶養がなかったとして、年金収入額が最低生活費を上回って保護廃止となる場合、あるいは年金収入が最低生活費を下回っていて収入認定開始してもなお保護継続となる場合、それぞれについての法第63条返還対象額の算出は、上記の事例とは算定方法が異なるので注意する。)

(問11-5) **法第63条による返還対象額の算定 (4)**

保護受給中に認定しなかった収入があり、扶助費が過大支給となった場合

平成28年7月27日に保護を開始した単身者が、身内の引き取りによって、平成28年9月11日付で保護廃止となった。保護開始前から障害基礎年金を受給しており、その旨の申告も行っていたが、担当者の不注意で当該収入についての認定が漏れていたことが、廃止後の同年10月になって判明した。

年金の支給開始月 平成28年 4月

年金額 (1級) 976,100円 (月額81,341円)

6月、162,682円 (4、5月分) を受給

8月、162,682円 (6、7月分) を受給

10月、162,682円 (8、9月分) を受給

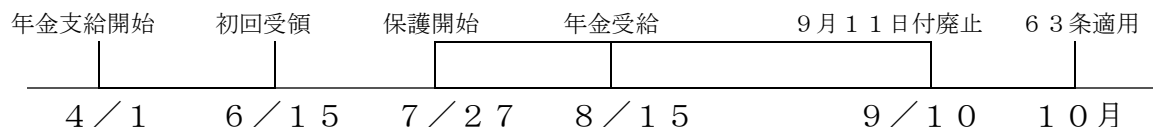
保護開始の7月27日には、申請時所持金はゼロであった。

7月分支給額 26,680円 (例示額：日割)

保護基準160,080円 8月分支給額 160,080円 (例示額：月額)

9月分支給額 53,360円 (例示額：日割)

この場合、法第63条による返還対象額の算定はどうなるか。



事例は、保護受給中に実際に収入があり、その収入が認定されなかったことによつて、結果として、保護費の過大な支給が行われたものである。

このような事態に対しては、過去の「決定」を遡及変更するとすれば、正しい扶助額が算定されることになる。

しかし、収入の増減が事後になって明らかとなっても、何らかの調整を考えるべき範囲は3か月程度と解すべきこととされていることから、返納すべき額は、設問のと

おり、法第63条により処理することとなる。（別冊問答集問13-2）

返還対象額の算定にあたっては、当該年金収入について、実施要領の定めるところの収入認定の原則及び指針に基づいて改めて正当扶助費を算出し、これと既支給額との差額をもって返還対象額を定めることとなる。

正当扶助費

7月分 26,680円（開始時に年金の残額はなかったため、ゼロ認定）
 8月分 160,080 - 81,341 = 78,739円
 9月分 (160,080 - 81,341) × $\frac{10}{30}$ = 26,246円
 計 131,665円

(注) 8月分の収入認定額は6月分の年金収入の額であり、9月分の収入認定額は7月分の年金収入の額である。6月に受給している4月分及び5月分の年金収入は、認定しない。（4月分の年金は6月に認定されるものであるが、6月は保護開始以前である。また、5月分の年金は保護開始の7月27日には申請時所持金がゼロであったため、認定すべき額はない。）

本設問は、保護受給中に既に年金収入を得ていたにもかかわらず、それを認定していなかったために扶助費の過大支給があった場合である。この場合には、実施要領の定めるところの収入認定の原則及び指針に基づいて改めて正当扶助費を算出することが必要であり、具体的には年金収入の場合、支給月から次回支給月までの分割認定となるため、6、7月分の年金を8、9月で認定するものである。

ところが、(問11-4)の例では、保護費の返還対象期間中は年金収入を実際には得ておらず、その後当該資力が現実化した場合である。この場合には、その月分の年金収入の額がそのまま当該月の支給済み保護費と対比されることになる。

	支給済み保護費	正当扶助費	返還対象額
7月分	26,680	26,680	0
8月分	160,080	78,739	81,341
9月分	53,360	26,246	27,114
合計	240,120	131,665	108,455

別冊問答集 問13-2

(問 1 1 - 6) **法第 6 3 条による返還対象額の算定 (5)**

基準額 (冬季加算) の変更をしなかったため、扶助費が過大支給となった場合

令和 3 年 3 月から保護を開始した夫婦世帯の生活扶助費の冬季加算を担当者が確認を怠ったことにより、通年計上したままであったことが、令和 3 年 1 1 月になってから判明した。当該世帯は、本来支給されない冬季加算分が含まれた扶助費を 4 月から 1 0 月の間に受給していたこととなり、当該過支給額の返還を求める必要が生じている。

保護開始月	令和 3 年 3 月
冬季加算の額	3, 7 3 0 円 令和 2 年 1 0 月 (1 級地 - 1) 2 人世帯・月額
過支給月	令和 3 年 4 月から令和 3 年 1 0 月 (7 か月)
過支給額	2 6, 1 1 0 円 (3, 7 3 0 円 × 7 か月)

この場合、法第 6 3 条による返還対象額の算定はどうか。

事例は、保護受給中に基準額の変更がありながら、正しい扶助費の計算が行なわれていなかったことから、結果として、保護費の過大な支給が行われたものである。

このような場合には、過去の「決定」を遡及変更するとすれば、正しい扶助額が算定されることになるが、決定処分がなされた後に、何らかの調整を考えるべき範囲は 3 か月程度までとされている。(別冊問答集問 1 3 - 2)

事例においては、令和 3 年 9 月及び 1 0 月分の調整 (扶助費の再計算) のみが可能となる。残る 5 か月分の過支給額については、当該被保護世帯に最低生活費と比較した場合の余剰が生じていることになるため、法第 6 3 条を適用して返還を求めることとなるが、次のような考え方によって処理を行なうことになる。

令和 3 年 4 月から同年 1 0 月までの各月において、過支給された 3, 7 3 0 円は、それぞれ翌月には資力として認定することが可能になるものとして考えられる。すると、翌月には、本来の基準額よりも 3, 7 3 0 円少ない額の扶助費を支給することで最低生活基準が満たされることになっていたことになる。1 か月、2 か月、3 か月と過支給が繰返された結果、7 か月間で合計 2 6, 1 1 0 円の資力が生じていたことになると認定される。ところで、9 月及び 1 0 月分の扶助費は決定処分を正しく変更することによって、本来額の支給が可能である (支給済の過支給分は返戻処理となる) から、法第 6 3 条による返還対象額は、3, 7 3 0 円 × 5 か月分となる。

なお、過支給分が世帯内において預貯金などによって繰り越されている場合には、全額の一括返還を求めるべきであるが、そうでない場合には、具体的な返還方法については、分割納付を検討するなどの配慮は必要である。

(問 1 1 - 7) 法第 6 3 条による返還対象額の算定 (6)

医療費の計算と扶助費の日割り計算

6月25日に保護開始した夫婦二世帯のうち、夫が7月14日に死亡した。夫は生命保険に加入しており、死亡保険金が8月26日に妻に入ったため、8月26日付で保護廃止とした。死亡保険金の受領額は500万円であった。なお、生命保険は、開始時には解約返戻金が生じてなく、保有が容認されていた。

世帯の保護の適用状況

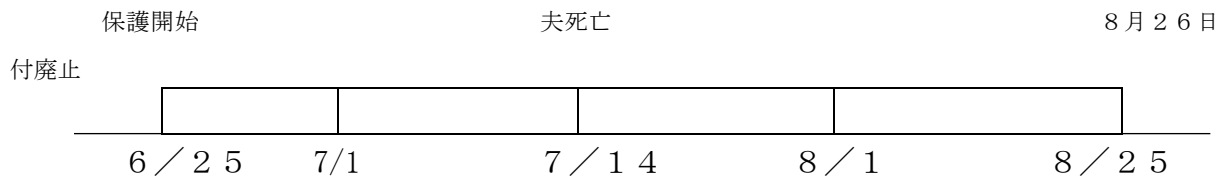
二世帯のときの基準、170,270円(例示額:月額)

一世帯のときの基準、129,530円(例示額:月額)

二人とも収入なし

6月	扶助費	34,054円	医療費	なし
7月	扶助費	147,184円	医療費	夫分30万円、妻分なし
8月	扶助費	107,941円	医療費	妻分3万円

※扶助費は夫の死亡後の基準変更を行なった後の額を算出して示している。この場合、法第63条による返還対象額の算定はどうなるか。



死亡保険金は、死亡後において初めて資力となるのであるから、夫が死亡した日から保護を廃止した日の前日までの間、この世帯は資力がありながら保護を受けていたことになる。したがって、設問の場合、7月14日から8月25日までの間に支給した保護費が返還の対象となるが、具体的な算定に当たっては、以下の点が問題となってくる。

- (1) 対象期間に夫の死亡日である7月14日を含んでいることから、7月の夫分の医療費30万円について、1日から13日までの分と14日の分とをどのように分けて算定するのか。(夫の死亡日には死亡保険金の資力が発生しているので、返還対象に夫の死亡日の夫婦世帯に対して支給された全ての保護費が加えられるため。)
- (2) 7月14日から7月31日までの扶助費の算出は、どうするのか。

(1) については、福祉事務所に戻されてくるレセプトから確認できる範囲で、1日から13日までの分と14日の分とを分けて計算する。

(2) については、支給済の7月分扶助費(A)から、1日から13日までの日割額(B)

を減じた額をもって、返還対象となる14日から31日までの扶助費とする。つまり、月途中での収入増による廃止に当たり、支給済扶助費から正当扶助費を減じた額をもって戻入額を算出するのと同様の考え方である。

返還を求める7月分扶助費の日割り計算

支給済扶助費	147,184円(A)
1日から13日までの日割額	
$170,270 \times 13 / 30 = 73,783.6 \dots$ 円(B)	
7月分 ((A) - (B))	73,400.3 \dots 円
8月分 (25日分)	107,941円
合計	181,341円

返還対象額は、上記に、夫の7月分医療費のうち14日の1日分の額（レセプトで確認）及び妻の8月分医療費（3万円）が加わる。

(問11-8) **法第63条による返還対象額の算定 (7)**

二つの実施機関にまたがる返還金

A福祉事務所で保護を受けていた甲の世帯は、生命保険に加入していたが、解約返戻金が少額（15万円）であったため、法第63条の適用を条件として継続加入を認められていた。甲は、保護受給中にも保険料の支払いを続けており、解約返戻金が増加していった。

A福祉事務所で保護を受け始めてから約3年後に、アパートが取り壊されることとなり、転居によって、甲の世帯はB福祉事務所に移管となった。

移管時点での生命保険の解約返戻金は25万円になっていた。

(A福祉事務所が63条設定した、15万円を含む。)

(1) この場合、B福祉事務所が甲の保有する生命保険の継続加入を認めるとしたなら、法第63条の設定通知に記載する返還対象額はどうか。

(2) B福祉事務所での保護受給中に、当該生命保険が満期を迎え満期給付金として50万円受領した場合、法第63条返還について、A、Bそれぞれの福祉事務所はどのように処理すべきか。

(1) については、B福祉事務所において、15万円を法第63条返還対象資力として取り扱う。

甲の世帯は転居によってB福祉事務所にそのまま移管となったのであるから、保

護の適用において、継続ケースとして取り扱う。

甲の世帯は、A福祉事務所で保護を受け始めたとき、15万円の解約返戻金相当額が開始時の資力として認定されていた。この解約返戻金が保護受給中に増加していったのであるから、増加した分は、法第63条の返還対象資力とはならない。

このように整理した上で、B福祉事務所においても資力がありながら保護を受けることとなる以上、当該資力（15万円）について法第63条の設定通知を出しておく必要がある。当然ながら、A福祉事務所の法第63条返還は、B福祉事務所の法第63条返還と重複して行なわれることはない。（通常、移管の場合には、B福祉事務所がA福祉事務所から、法第63条設定について引継ぐものとして捉えるので、A福祉事務所がB福祉事務所に先行して法第63条返還を求めることはなく、重複することはないと考えられる。）

(2)については、B福祉事務所が返還金の処理を優先的に行うこととする。

本来、A、B両方の福祉事務所が法第63条による返還対象額についての返還を求め得るものであるが、甲の世帯が現にB福祉事務所で保護を受けていることから、実務の便宜上、新しい方の福祉事務所が優先的に返還を求める取扱いとする。（図1参照）

(図1)

保護開始 (A事務所保護開始)	移管 (B事務所保護開始)	保険金給付
解約返戻金 15万円	解約返戻金 25万円	満期給付金 50万円

なお、本件事例の場合は移管の前後を通して共通する保護開始時当初の解約返戻金であるので、同じ開始時の解約返戻金をA及びB福祉事務所で二重に評価することはできないが、年金の遡及受給等によって生じた法第63条返還の場合などは、新しい方の福祉事務所の保護費を全て返還してもなお返還対象額に残余が生じるときには、当然、古い方の福祉事務所が返還を求めるべき保護費についても返還を求めることとなるので、注意が必要である。

また、解約返戻金の場合であっても(a) B福祉事務所で支給した保護費が、63条設定額より少なかった場合、(b) 大きかった場合それぞれにおいて、次のような対応をとる必要が考えられるので留意すること。

(a) の場合は、移管してすぐに満期を迎えた場合があてはまる。B福祉事務所で支給した保護費が10万円であったとすると、63条設定金額は15万円であるが、支給した保護費の範囲内で返還してもらうので、10万円をB福祉事務所に返還してもらい、63条設定金額の残りの5万円をA福祉事務所に返還してもらう。そして、保険満期金の残りの35万円は、保護費のやり繰りによって生じた預貯金と同様に取り扱う。

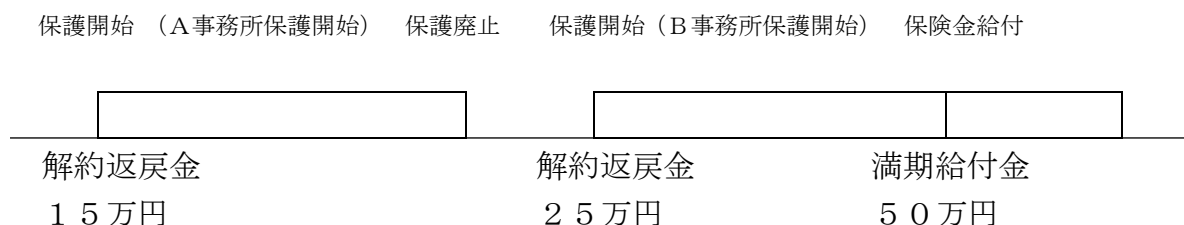
(b) の場合、B福祉事務所で支給した保護費が30万円であったとすると、B

福祉事務所は、63条設定金額である15万円を返還してもらうことになり、A福祉事務所に返還する残余金はなくなる。（資力化した63条設定の対象物が保護費の返還に充てられたことから、A福祉事務所への返還分はなくなる。）そして、(a)の場合と同様に残りの35万円については、保護費のやり繰りによって生じた預貯金と同様に取り扱う。

前述の(a)及び(b)の場合には、同じ解約返戻金を二重に評価しているわけではないので、問題は生じないものである。

なお、設問の場合とは異なって、甲の世帯が転居と同時に一定期間保護を受けずに生活し、その後にB福祉事務所に保護申請を出すに至ったときは、通常の新規ケースとして取り扱うこととなるので、つぎのような対応となる。（図2参照）

(図2)



この場合には、B福祉事務所において、解約返戻金の額25万円が法第63条の返還対象資力となるが、返還金についての優先関係はつぎのとおりである。

仮に、50万円の保険給付金を受け取り、B福祉事務所で支給済みの保護費が20万円であった場合、B福祉事務所は、63条対象返還金25万円のうち支給した保護費の範囲内(20万円)を返還してもらう。A福祉事務所では、法63条返還の対象となる15万円の解約返戻金のうち、すでにB福祉事務所に返還されている20万円を除く残りの5万円を返還してもらうことになる(これはB福祉事務所が設定した25万円の解約返戻金の中にA福祉事務所が設定した15万円分も含まれていることから、その範囲において、A福祉事務所も返還を求めることができることによる)。なお、満期給付金の残り25万円は保護費のやり繰りによって生じた預貯金と同様に取り扱う。

いずれの場合であっても、新旧の福祉事務所の間で連絡を取りながら確認したうえで、返還金の内訳について、十分な説明を行なうように努めなければならない。

(問 1 1 - 8 - 2) **法第 6 3 条による返還請求と消滅時効 (1)**

資力の発生が 5 年以前であり、かつ、資力の具現化が 5 年以内である場合

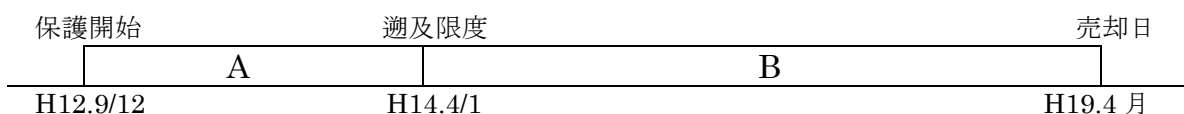
平成 1 2 年 9 月 1 2 日に保護を開始した者がおり、この者は保護開始時より保有が認められない不動産 (土地) を有していた。

この者が土地を売却し、平成 1 9 年 4 月 1 日に現金 3 0 0 万円が手元に入った場合如何に法第 6 3 条を適用すべきか。

返還請求権の消滅時効

63 条適

用



生活保護法第 6 3 条による支給済み保護費の返還請求は、運用事例集問 1 1 - 16 に示されているとおり、5 年を限度として遡及して行うことができる。(別冊問答集問 1 3 - 1 8) これは、「過去 5 年間に支給した保護費が返還対象となる」という意味であり、5 年以前に資力の発生時点がある場合に、支給済み保護費の返還を求めることができないと解してはならない。

本事例の場合、支給済み保護費 A については、消滅時効が成立しているため、被保護者に対して返還を求めることはできない。よって、平成 1 4 年 4 月 1 日を返還対象期間の始期として、支給済み保護費 B について法第 6 3 条による返還を求めることになる。

また、資力について、発生時点は平成 1 2 年 9 月であるが、平成 1 4 年 4 月を始期として 3 0 0 万円と支給済み保護費の比較を行う。その上で、資力が支給済み保護費の額 (B の部分) を上回れば、当該部分については収入認定を行うこととなる。

※ 本事例は、平成 1 9 年 4 月 1 日に納入通知が相手方に届くと仮定しているが、実際は入金日から 6 3 条処理を行うまで、一定の日数を要することが想定される。

※ 資力の具現化が 5 年以前の場合は、本事例と法第 6 3 条適用時の扱いが異なるため、別途問 1 1 - 8 - 3 を参照のこと。

別冊問答集問 1 3 - 1 8

(問 1 1 - 8 - 3) 法第 6 3 条による返還請求と消滅時効 (2)

資力の発生が 5 年以前であり、かつ、資力の具現化も 5 年以前である場合

平成 1 1 年 7 月 2 6 日に保護を開始した単身者が、保護開始時から保有を認められない不動産(土地)を所有していた。その不動産の処分を指導し、平成 1 2 年 9 月に当該不動産が売却され、1 0 月 1 日に売却金 2 0 0 万円が被保護者のもとに入り、福祉事務所への申告もされていた。しかし、担当者の不注意で当該収入について何の処理もされていなかったことが、平成 1 8 年 1 0 月になって判明した。

保護基準 平成 1 1 年度 1 3 0, 2 8 0 円 (例示額: 月額)
平成 1 2 年度~1 4 年度 1 3 0, 4 1 0 円 (例示額: 月額)
平成 1 5 年度 1 2 9, 6 9 0 円 (例示額: 月額)
平成 1 6 年度~1 8 年度 1 2 9, 5 3 0 円 (例示額: 月額)

この場合、法第 6 3 条による返還対象額の算定はどうなるか。

返還請求権の消滅時効

保護開始	不動産売却	売却金受領	遡及限度	6 3 条適用
H11. 7/26	H12. 9 月	H12. 10/1	H13. 11 月	H18. 10 月

事例は、開始時から保有を否認していた不動産の売却収入が、平成 1 2 年 1 0 月にあったが、その収入についての処理がされなかったことによって、結果として、保護費の過大な支給が行われたものである。

このような事態に対しては、過去の「決定」を遡及変更するとすれば、正しい扶助額が算定されることになる。しかし、収入の増減が事後になって明らかとなっても、何らかの調整を考えるべき範囲は 3 か月程度(発見月及びその前々月分まで)と解すべきこととされていることから、返納すべき額は、設問のとおり、法第 6 3 条により処理することとなる。(別冊問答集問 1 3 - 2)

また、(問 1 1 - 16) に示されているとおり、「保護を受けたとき」の翌日から 5 年間経過したときにおいては、当該保護費の返還請求権は時効により消滅する。(別冊問答集問 1 3 - 1 8)

本事例のように、本来の資力の発生日と資力が具現化した日の両方が、保護費の返還請求権が時効により消滅している期間にある場合は、資力が具現化した日を資力の発生日として考えて、支給済み保護費と対比させる。その上で、返還請求が可能となる日以降に支給した保護費についてのみ返還を求める。

具体的には、平成 1 8 年 1 0 月中に法第 6 3 条の処理をし、当月中に納入の通知が相手方に到達したとすれば、翌 1 1 月 1 日の 5 年前の応答日(平成 1 3 年 1 1 月 1 日)以降の保護費が返還対象となる。本事例の本来の資力の発生日は平成 1 1 年 7 月 2 6

日で、資力が具現化した日が平成12年10月1日であるが、両日とも消滅時効の発生日より前なので、資力が具現化した平成12年10月1日を資力の発生日として、それ以降に支給した保護費と収入を対比させた上、消滅時効発生日の平成13年11月以降の保護費についてのみ返還を求める。

なお、保護開始時から法第63条が設定されていた資力については、資力が具現化した日が保護費の返還請求が可能な期間にある場合は、(問11-8-2)に示されているとおり、具現化した金額全額(必要経費は除く)を収入として、返還請求が可能となる日以降に支給した保護費と対比させるが、資力が具現化した日が保護費の返還請求権が時効により消滅している期間にある場合は、資力が具現化した日に発生した資力と考え、次官通知第8-3-(2)-エに該当する収入については、世帯合算8,000円を超える額を収入として、支給済み保護費と対比させる。

	支給済み保護費	資力の額	正当扶助費	繰越額	返還対象額
H12. 10月分	130,410	1,992,000	0	1,861,590	0(時効)
H12. 11月分	130,410	1,861,590	0	1,731,180	0(時効)
H12. 12月分	130,410	1,731,180	0	1,600,770	0(時効)
H13. 1月分	130,410	1,600,770	0	1,470,360	0(時効)
H13. 2月分	130,410	1,470,360	0	1,339,950	0(時効)
H13. 3月分	130,410	1,339,950	0	1,209,540	0(時効)
H13. 4月分	130,410	1,209,540	0	1,079,130	0(時効)
H13. 5月分	130,410	1,079,130	0	948,720	0(時効)
H13. 6月分	130,410	948,720	0	818,310	0(時効)
H13. 7月分	130,410	818,310	0	687,900	0(時効)
H13. 8月分	130,410	687,900	0	557,490	0(時効)
H13. 9月分	130,410	557,490	0	427,080	0(時効)
H13. 10月分	130,410	427,080	0	296,670	0(時効)
H13. 11月分	130,410	296,670	0	166,260	130,410
H13. 12月分	130,410	166,260	0	35,850	130,410
H14. 1月分	130,410	35,850	94,560	0	35,850
合計	2,086,560	—	—	—	296,670

したがって、法第63条による返還対象額は、296,670円となる。

別冊問答集 問13-2、問13-18

(問 1 1 - 8 - 4) 法第 6 3 条による返還請求と消滅時効 (3)

保護受給中に認定しなかった収入があり、扶助費が過大支給となった場合

平成 1 1 年 7 月 2 6 日に保護を開始した単身者が、保護開始後に勤労収入を得ており、その旨の申告も行っていたが、担当者の不注意で平成 1 3 年 1 0 月以前の当該収入についての認定が漏れていたことが、平成 1 8 年 1 0 月になって判明した。当該世帯は、本来支給されない扶助費を平成 1 3 年 7 月から平成 1 3 年 1 0 月の間に受給していたこととなり、当該過支給額の返還を求める必要が生じている。

勤労収入の受給開始月 平成 1 3 年 7 月

7 月 1 5 0, 0 0 0 円 (例示額: 勤労控除後の額)

8 月 1 0 0, 0 0 0 円 (")

9 月 1 0 0, 0 0 0 円 (")

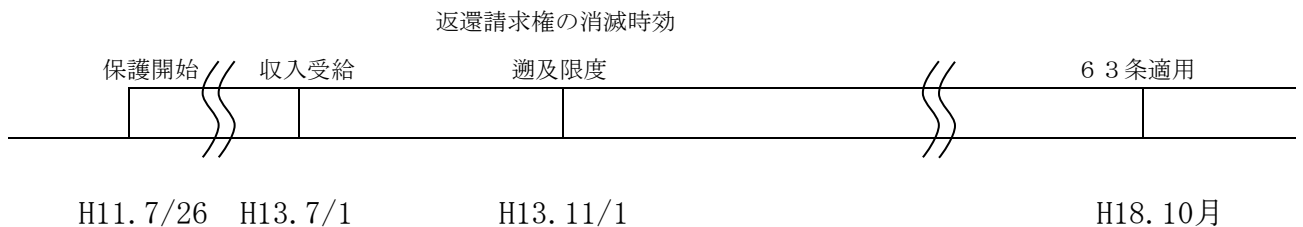
1 0 月 1 8 0, 0 0 0 円 (")

1 1 月 1 0 0, 0 0 0 円 (")

1 2 月 1 0 0, 0 0 0 円 (")

保護基準 1 3 3, 2 3 0 円 7 月分以降の支給額 1 3 3, 2 3 0 円 (例示額: 月額)

この場合、法第 6 3 条による返還対象額の算定はどうか。



事例は、保護受給中に実際に収入があり、その収入が認定されなかったことによつて、結果として、保護費の過大な支給が行われたものである。

このような事態に対しては、過去の「決定」を遡及変更するとすれば、正しい扶助額が算定されることになる。しかし、収入の増減が事後になって明らかとなっても、何らかの調整を考えるべき範囲は 3 か月程度と解すべきこととされていることから、返納すべき額は、設問のとおり、法第 6 3 条により処理することとなる。(別冊問答集問 1 3 - 2)

事例において、過支給額は当該被保護世帯に最低生活費と比較した場合の余剰が生じていることになるため、法第 6 3 条を適用して返還を求めることとなるが、次のような考え方によって処理を行なうことになる。

また、(問 1 1 - 16) に示されているとおり、「保護を受けたとき」の翌日から 5 年間経過したときにおいては、当該保護費の返還請求権は時効により消滅する。(別冊問答集問 1 3 - 1 8)

実際の処理としては、1 0 月 5 日に納入通知が相手方に到達したとすれば、翌月 1

日の5年前の応答日となる平成13年11月1日以降に支給した保護費が返還対象となる。

資力の発生日は平成13年7月以降の毎月であり、平成13年7月から平成13年10月までの各月に発生した資力のうち、7月及び10月に発生した資力は同期間中の各月の支給済保護費の額を上回っている。このため、この上回る資力は、それぞれ翌月以降に繰り越され、資力として認定することが可能になるものとして考えられる。

	資力の額	支給済み保護費	繰越額	返還対象額
7月分	150,000	133,230	16,770	0 (時効)
8月分	100,000+16,770=116,770	133,230	0	0 (時効)
9月分	100,000	133,230	0	0 (時効)
10月分	180,000	133,230	46,770	0 (時効)
11月分	46,770	33,230	13,540	33,230
12月分	13,540	33,230	0	13,540
合計				46,770

したがって、法第63条による返還対象額は、46,770円となる。

別冊問答集 問13-2、問13-18

(問11-9) **法第63条返還に係る免除の考え方**

法第63条に基づく返還額の決定にあたって、返還対象となる額から当該世帯の自立を助長するために必要と認められる額を減じて返還額を決定する際の取扱いについて示されたい。

法第63条は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合に、まず保護を行い、資力が具体化され最低生活に充当できるようになった時に、既に支給した保護費の範囲内で保護の実施機関の定める額を返還してもらうものである。原則として、被保護者が受領する当該資力を限度として、支給した保護費の全額を法第63条の返還額とすべきである。また、医療扶助の返還に際しては、高額療養費の自己負担限度額を超える額についても、生活保護を適用した場合には医療費の全額(10割)が返還額決定の対象となることから、十分に要保護者に説明されたい。

法第63条に基づく返還額は、まず実収入額(資力として認定された額)から必要経費等を控除し、保護費との比較を算定表により行い、返還対象額を決める。さらに返還対象額からその一部または全額を、各実施機関の判断で免除し、返還額を決定する。

不動産又は動産の処分による収入、保険金その他臨時的収入は、次官通知第8-3-（2）-エ-（イ）により、8,000円を控除し収入認定の処理を行うが、この性格を持った収入を第63条で処理する場合についても、実収入額から8,000円を控除し、返還対象額を決定する。（開始時に保有していた資力を除く。（別冊問答集問13-23））

返還対象額＝臨時的収入の額－（交通費等の必要経費＋8,000円）

（注）返還対象期間の支給済保護費の額が上限となる。

返還決定額＝返還対象額－（別冊問答集問13-5の（2）のアからオの額）

返還額を決定する際の免除の範囲及び額の認定については、課長問答第8の40及び別冊問答集問13-5に示されている。例えば交通事故の保険金等についても、返還額決定の際には、損害補てん（原状回復）に要した費用及び世帯の自立助長の観点から必要と認められる費用を返還免除の対象として検討する必要がある。

なお、法第63条においては、返還額の決定が被保護世帯の状況に応じた実施機関の合理的な裁量に委ねられており、同条適用時における自立更生免除は、局長通知第8-2-（3）及び（4）にあるような収入の種類への制限はない。法第63条を適用することにより、収入の種類を問わず自立更生免除は可能である。そのため、法第63条の適用に当たっては、被保護世帯の生活実態を基に自立更生免除について検討を行い、さらに、実施機関として判断したことを明確にするため、免除を行わない場合であっても、検討した経過を記録に残すこと。

ただし、法第63条には大きく分けて以下の3種類があり、①については、その資産を活用すれば保護を受けなくて済む可能性があった場合もあり、自立更生免除については十分に考慮する必要があるが、②は本来支給すべきでなかったもので返還を求めるべきであり、考慮の幅は狭いと考えることが妥当であるし、③に至っては、単なる立て替えであり、自立更生免除はないと言える。

- ①保有を否認されていた不動産等の資産を売却した場合など、法第63条の条文「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」という本来の意味での適用
- ②誤って加算を計上した場合等、保護の遡及変更可能期間（当月及び前月）を超えた期間についての適用
- ③介護保険の住宅改修費支給の際など、制度利用のためにその費用をいったん立て替えたものを返還させる場合の適用

なお、年金を遡及して受給した場合は、定期的に支給される年金受給額の全額が収入認定されることとの公平性から、自立更生免除についてはより慎重に検討する必要がある。遡及年金に係る返還額の決定に当たっては、真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないものであることを被保護世帯に説明しておくこと。

平成24年9月12日付24福保生保第499号通知

平成24年9月12日付都保護係長名事務連絡

平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知
別冊問答集 問13-23

(問11-10) **保護施設又は日常生活支援住居施設入所者に係る法第63条に基づく返還決定**

保護施設又は日常生活支援住居施設入所者に係る法第63条に基づく返還金額を決定するに当たり基準生活費と併せて保護施設事務費又は委託事務費も返還対象に含めるべきか。

法第63条にいう保護に要する費用には、保護施設事務費及び委託事務費は含まれないと解されるので、当該事務費を返還対象に含めることはできない。それらの事務費は、被保護者自身に直接給付されたものではなく、保護のために間接に使用された行政経費であるという趣旨からである。

(問11-11) **法第78条による徴収対象額の算定**

被保護者が意図的に就労事実を隠して、就労収入の届出を行わなかったことが発見され、法第78条により費用の徴収を行う必要が生じた。

1月 支給済み保護費 11万円 収入額 12万円

2月 支給済み保護費 11万円 収入額 3万円

3月 支給済み保護費 11万円 収入額 23万円

12月以前は、まったく就労してなく、また、この世帯は4月1日付で保護廃止となった。

この場合、法第78条による費用の徴収対象額の算定はどうなるか。

法第78条による費用の徴収を行うにあたり、意図的に就労の事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護費を受給した者に対しては、勤労控除（基礎控除）を認定することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て収入額としてとらえれば足りるものであり、その徴収額の決定にあたり、相手方の資力（徴収に応じる能

力) が考慮されるものではない。このように、法第78条による費用の徴収額は、不正受給額を全額決定するものであり、法第63条のように本来の要返還額から返還免除の検討を行い、返還額を決定する取扱いはないものである。(別冊問答集問13-23)

法第78条による徴収対象額は、申告されなかった収入を正しく認定したとして得られる扶助額(正当扶助費)と支給済み保護費との差額を月々計算した上で、これらの額を合計して算定する。

ある月の支給済み保護費(医療費も含む。)に対してその月の収入額が上回る場合は、当該上回る額を翌月繰越額として、翌月の収入に加算して計算する。これは、実施要領に定めるところの翌月収入充当の方法に基づいたものである。

このように、徴収対象額の算定は、月々行うことを要し、不正受給期間の総支給済み保護費と総収入額とを対比させて行うものではない。

したがって、設問の場合は、以下の算定となる

	支給済み保護費	収入額	正当支給額	翌月繰越額	不正支給額
1月	11万円	12万円	0円	1万円	11万円
2月	11万円	3万円	7万円	0円	4万円
3月	11万円	23万円	0円	12万円	11万円

3月の正当支給額を計算した後に翌月繰越額が12万円生じているが、4月1日付で保護が廃止となっている以上、この分は不正受給の対象収入とはならない。

結局、この世帯の不正受給額は26万円であり、これについて返還を求めることとなる。

なお、こうした法第78条徴収額の算定方法は、法第63条返還額の算定方法のうちの(問11-5)の場合と同様の考え方に基づいている。つまり、両方とも、過去において実際に収入がありながら、それが正しく認定されていなかったために、事後的に正当扶助費を計算し、その結果得られた過大支給額をもって、徴収対象額あるいは返還対象額とするものである。

これに対して、法第63条返還額の算定方法のうちの(問11-4)の場合は、過去にあったのは単なる資力であり、その資力が一定期間経過後に収入となったため、資力がありながら保護を受けた期間の保護費を算定して、返還させるものである。

別冊問答集 問13-23

定しない取扱いとなっているものは、生活費に充てるためではなく、慰謝激励等の目的で支給されるものである。(別冊問答集第8-3「収入として認定しないものの取扱い」の説明文参照)

よって、これらの収入を秘匿したことにより法第78条を適用する際には、収入として認定しない取扱いとなっている部分を、対象としないこととする。(例えば、特例的取扱いを受けている福祉的給付金を秘匿していた場合には、17,000円(月額)をこえる額が秘匿した収入額となる。)

別冊問答集 問13-21、問13-23

(問11-11-3) **偽名を使って保護受給した場合の取扱い**

偽名を使って保護を受けたことが事後に発覚した。発覚までの保護費の取扱いは、どうすべきか。受給期間中が要保護状態であった場合は、どうか。

氏名を偽って保護を受けた以上、法第78条の「不実の申請(中略)により保護を受け」の事由に該当することは疑いの余地がない。よって、当該期間中の要保護状態の如何に関わらず、同条に基き当該期間中の支給済み保護費の費用徴収を行う。

なお、複数世帯の一部の世帯員が偽名で保護を受けていた場合は、当該世帯員の分の支給済保護費(世帯への支給済保護費の総額-当該世帯員を除いた場合の保護費の額)を上限とした額が不正受給額となる。また、既に認定した当該世帯員の収入がある場合、認定額の削除は行わない。

(事例1) 偽名世帯員を除いた最低生活費 \geq 偽名世帯員の収入 の場合

世帯の最低生活費	200,000円	(A)
偽名世帯員を除いた最低生活費	150,000円	(B)
偽名世帯員の収入(認定済)	100,000円	(C)
世帯への支給済保護費(A-C)	100,000円	(D)
偽名世帯員を除いた保護費(B-C)	50,000円	(E)
不正受給額(D-E)	50,000円	

(事例2) 偽名世帯員を除いた最低生活費 $<$ 偽名世帯員の収入 の場合

世帯の最低生活費	200,000円	(A)
偽名世帯員を除いた最低生活費	150,000円	(B)
偽名世帯員の収入(認定済)	170,000円	(C)
世帯への支給済保護費(A-C)	30,000円	(D)
偽名世帯員を除いた保護費(B-C)	Δ 20,000 \Rightarrow 0円	(E)
不正受給額(D-E)	30,000円	

(問 1 1 -12) **誤って支払った保護費の返納**

手持ち金のまったくない世帯を保護開始したため、初回の保護費を緊急に窓口払いによって支払ったところ、経理事務上の誤りのために、1万円多く支給してしまった。経理の係がその月の終わりになって誤りを発見し、ケースワーカーが被保護者に対しその分が返還となる旨を伝えたところ、既に保護費は消費済みであるため返すことができないという

申し出があった。この1万円について、法第80条に基づいて返還を免除することができるか。

出納事務又は経理事務上の誤りにより支給してしまった保護費は、法律上の原因を欠いて支払われたものであるから、民法上の不当利得となるものである。これについては、民法703条及び地方自治法施行令第159条により返納の処理がなされなくてはならない。

法第63条（決定処分をそのままにしておいて、後に保護に要した費用の返還を求める場合に適用）や、法第80条（支給の根拠となっていた決定処分が後日変更されたために過渡分が生じた場合に適用）の適用はないものであるから注意されたい。

(問 1 1 -13) **ケース移管時の法第80条免除について**

A福祉事務所管内で保護を受けていた世帯が管外の都営住宅への入居にともない、月の途中でB福祉事務所に移管となった。A福祉事務所では保護廃止に伴う過渡金（廃止日以降の扶助費）の返還を求めようとしたが、月末に近いため、既に当月分の保護費を費消しており、A福祉事務所は、法第80条の適用をして、当月分の扶助費のうち廃止日以降の扶助費について、返還免除とする取扱いをした。

この場合、B福祉事務所は、移管後の保護を開始するにあたって、移管による保護開始日以降月末までの保護費の取扱いをどのようにすべきか。

B福祉事務所での保護を開始するにあたって、当月分の保護費（月末までの日割り分）を支給して差し支えない。

A福祉事務所において、保護廃止に伴う過渡金（廃止日以降の扶助費）を法第80条の適用により返還免除したということは、その月の末日まで保護を適用したことを意味しない。保護廃止に伴う過渡金を法第80条適用により返還免除した場合、あるいは返還を命じた場合、どちらの場合であっても保護廃止の事務処理としては完結している。

したがって、B福祉事務所が保護を開始するに当たっては、A福祉事務所の法第80条返還免除の決定の有無にかかわらず、当月分の保護費（月末までの日割り分）を計上して支給することは可能である（この場合、いわゆる「二重給付」にはあたらない）。

しかしながら、次のような事例には留意する点がある。

都内の実施機関間において、移管前の福祉事務所が過渡金について法第80条返還免除の処理を行い、移管後の福祉事務所が移管日から保護開始の取扱いをするものの、保護費の計上は移管日の属する月の翌月初日からとすることについて、事前に移管の前後の福祉事務所間で協議したうえで調整する場合である。この場合には、設問とは事情が異なり、移管後の福祉事務所において、あらためて再度当月月末までの日割り分保護費を支給する問題はそもそも起こらない。

なお、こうした取扱いは、都内の福祉事務所における運用上の取扱いとして認められるが、被保護世帯の生活状況を十分に把握し、このような取扱いを行っても支障がないことを確認した上で実施することが必要である。したがって、移管の前後の福祉事務所及び被保護世帯の三者において、十分な連絡調整と事前の合意を得ることが不可欠となる。

この取扱いは、移管前の福祉事務所の過渡金をもって移管当月中の生活需要が満たされることから、移管後の福祉事務所が事実上扶助費の一部を非計上としたことに過ぎない。したがって、保護の実施責任は、移管日をもって変更されるため、移管日以降の医療扶助や介護扶助、臨時的需要に基づく一時扶助については、移管後の福祉事務所が対応すべきものであるので留意されたい。

また、上記取扱いについては、他道府県市との間の移管時には原則として適用できないので、都外からの移管及び都外への移管の際は、予め福祉事務所間での扶助費及び返納金等の取扱いについて、十分確認されたい。

(問 1 1 -14) **保護開始直後の生命保険の解約返戻金**

保護申請時に生活保護制度の説明を受けた要保護者が、生命保険を解約することにし、手続きをとっていたところ、保護開始の2週間後に解約返戻金が入金された。

この解約返戻金を保護申請時の手持ち金とみなして、世帯の保護の基準の2分の1まで保有を認めることができるか。

保護申請の前に生命保険を解約し、その解約返戻金を所持したまま申請に及んだ場合には、解約返戻金は申請時所持金となることとの均衡から、都内実施機関においては、保護申請時に制度の説明を受けた要保護者が、生命保険を解約し、保護開始直後に解約返戻金を得た場合には、この解約返戻金を保護申請時の手持ち金とみなす取扱

いを行って差し支えない。

ただし、保護の要否判定は既に行われているため、無条件で認めることはできず、当該解約返戻金をもって保護の要否判定を再度行ったとしても結果が変わらず保護要となる場合にのみ、この取扱いが可能である。

また、開始時の程度の決定は既に行われているため、世帯の保護の基準の2分の1まで保有容認した額が既にある場合には、それに加えて再計算してなお認められる額のみが保有容認される。この場合、保有容認される額を上回る分については、法第63条による返還あるいは収入認定の対象である。

ちなみに、解約返戻金を保護申請時の手持ち金とみなした場合に保護否となるときは、法第63条による返還処理を行わなければならない、支給済保護費の額が解約返戻金の額を下回るために残余が生じた場合は、その分が収入認定の対象となる。

なお、保護申請時に、解約返戻金の額と解約の手續とが確認できている場合は、当初の保護の要否判定及び程度の決定において、当該解約返戻金を申請時の所持金とみなして、処理することとして差し支えない。

(問 1 1 -15) 開始時の金融機関調査によって判明した預貯金

資産申告書及び預貯金通帳の検討等によっても、なお資産・収入状況に不明の点があったため、金融機関調査を行ったところ、そのうちの金融機関の一つから3万円の残高ありとの回答が戻ってきた。

この3万円について、どう取り扱うべきか。

開始時の金融機関調査によって判明した預貯金(3万円)については、原則として、法第63条により返還を求めることとなる。

ただし、当該預貯金の残高を保護申請時の所持金と見なすべき特別な事情があると判断される場合には、開始時の手持ち金としての取扱いを行って差し支えない。

つまり、金融機関調査によって判明した時期が、保護を開始した月、その翌月又は翌々月であり、その金額が少額で、開始時の手持ち金とみて、要否判定に影響がなければ、手持ち金の範囲内に含める。開始時所持金とみなして要否判定に影響がある(保護否となる)場合は、原則どおり判明した預貯金全額に相当する支給済保護費について法第63条返還を求める。

判明した預貯金を開始時所持金とみて要否判定に影響がなく、かつ、程度の決定にも影響がなければ(既に認定した所持金に加えてもなお最低生活費の2分の1以下であれば)返還を求める必要はない。程度の決定に影響があれば(最低生活費の2分の1を超えれば)、当該影響する額(2分の1を超える額)に相当する支給済保護費について、法第63条により返還を求めることとなる。

例としては、残高が少額であったため、長期間、通帳を放置しており、保護者自身が通帳の存在を忘れてしまっていた場合等が考えられる。なお、明らかに預貯金を隠し不正に保護を受給しようとしていたと判断される場合には、法第63条による返還の取扱いではなく、法第78条を適用して返還を求めなければならない。

別冊問答集 問10-6-2

(問11-16) **法第63条返還金の時効**

法第63条返還金の消滅時効について、示されたい。

法第63条の規定による費用返還義務は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に発生することとなっている。そして、こうした事実があったときは、その時以後、法律上返還請求権を行使することができることとなる。一方、消滅時効は、権利を行使することができる時から進行するものとされている。

それゆえ、法第63条の返還請求権の消滅時効の開始の時期は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」となる。つまり、「保護を受けたとき」の翌日から5年間経過したときにおいては、当該保護費の返還請求権は時効により消滅する。(別冊問答集問13-18)

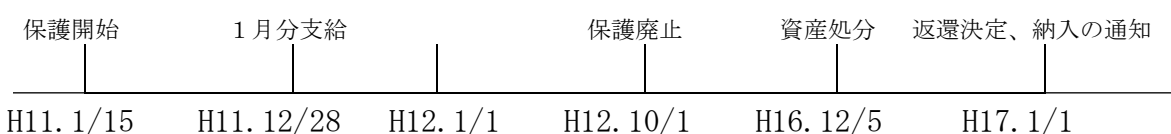
したがって、法第63条の返還決定を行う場合、納入の通知が相手方に到達する日から遡って5年の期間内に支給した保護費を返還対象額として算定することが必要である。具体的には、10月5日に納入通知が相手方に到達したとすれば、5年前の10月5日以降の保護費が返還請求の対象となる。実際の処理としては、消滅時効は日々進行するものであるため、納入の通知が相手方に到達する日の属する月の翌月1日の5年前の応答日(10月5日到達の場合は、5年前の11月1日)以降に支給した保護費を返還請求の対象として返還額を決定し、速やかに納入の通知を行う取扱いとするものである。

ところで、返還請求額決定通知を行なった債権の消滅時効は納入の通知又は督促(2回目以降の督促の場合を除く。2回目以降の督促は、民法上の催告と同じであり、裁判上の手続きをとらない限り時効は中断しない。)等によって更新するものとされている。

納入の通知によって時効が更新された場合は、改めてその時点から時効が進行するため、当該納入通知の期限の翌日から再び5年間は保護費の返還請求権が効力を有することとなる。

(問11-17) **法第63条による費用返還の請求時期と消滅時効の開始時期**

資産を保有するが、現実的にこれを換金できないために保有を否認した上で保護を行った後、資産処分前に保護を廃止した場合、法第63条の規定による費用の返還請求権の消滅時効の開始時期はいつか。



法第63条の規定による費用返還義務は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に発生することとなっている。そして、こうした事実があったときは、その時以後、法律上返還請求権を行使することができることとなる。一方、消滅時効は、権利を行使することができる時から進行するものとされている。

それゆえ、法第63条の返還請求権の消滅時効の開始の時期は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」となる。つまり、「保護を受けたとき」の翌日から5年間経過したときにおいては、当該保護費の返還請求権は時効により消滅する。(別冊問答集問13-18)

具体的には、平成12年1月分の保護費の返還請求権は、当月1日(1月1日)から5年間経過した日である平成17年1月1日に時効により消滅する。(日々時効の起算日が生じるという考えもあり得るが、実務上、当月1日を起算日とする。)

したがって、設問の場合、納入の通知が相手方に平成17年1月1日に到達したとすれば、平成12年1月1日以降分の保護費について、返還請求を行うことができるものであり、平成11年12月31日以前の保護費についての返還請求権の消滅時効は完成していることとなる。

(問 1 1 -18) **翌月以降にも分割認定を予定していた世帯の保護廃止**

臨時的収入のあった世帯に対し、その収入を翌月以降にも分割して認定する予定でいたところ、当該世帯が急きょ管外に転出することとなった。

この場合、予定していた分割認定分について、収入認定の取扱いをとり止め、別途、返納の処理を行わなければならないか。

予定していた分割認定分について、当初の収入認定の方針を維持することとして差し支えない。したがって、当該世帯が急きょ管外に転出することとなり、保護が廃止される場合には、当該分割認定対象収入について、別途返納の処理を行う必要はない。

また、局長通知第10-2-(8)により、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生じることとなる返納額（確認月及びその前月までの分に限る。）を次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこととされている。

この場合においても、収入充当を予定していた額について改めて返納の処理を行わずに、単に保護廃止の処理を行うこととして差し支えない。最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった時点において、遡及変更決定処分を行わずに翌月以降に収入充当することを決定している以上、その決定を事後に変更する必要はない。

なお、移管による管外転出の場合は、当該世帯は保護受給中の世帯として取り扱われることから、新しい保護の実施機関が当該収入充当額を引き継ぐこととなる。

(問 1 1 -19) **児童扶養手当受給者が年金遡及支払いを受けた場合の取扱い**

児童扶養手当を受けていた者が年金の遡及支払いを受け、児童扶養手当の返還を求められる場合、法第63条による返還額対象額の算定はどうか。

児童扶養手当は、平成26年12月1日施行の児童扶養手当法の改正前まで、公的年金給付を受けることができる場合には支給しない取扱いとなっていた（改正前児童扶養手当法第4条第3項）。また、同法改正後、年金額が児童扶養手当額より低い場合に、その差額分の児童扶養手当を受給できることとなった。したがって、公的年金の受給資格が遡及して認定された場合には、同時に児童扶養手当の全額又は一部の返還が求められることがある。この場合、児童扶養手当の収入認定を前々月に遡って取り消し、年金の遡及支払い分全額を資力と認定し法第63条を適用したのでは、被保護者においては本来正当に処分がなされた場合に比べて不利益を被ることになってし

まう。

児童扶養手当と年金の併給が法律上排除されていた趣旨を鑑みると、両給付が念頭に置いている対象は同様のものと考えられる。すなわち、現時点から過去を客観的に見たとき、児童扶養手当の分の資力はなかったものであり、すでに収入認定してしまっている当該手当分の資力は、現時点においては年金による資力であったとみなすことが合理的である。

この考えに基づくと、法第63条にいう資力は年金の遡及支払い額から児童扶養手当の収入認定分を控除した金額とみなし返還額を決定する。

相談室（生活と福祉 1991年3月）参照

(問11-20) 未支給年金と法第63条返還

夫婦2人世帯で、世帯主(夫)、妻とも年金を受給している。主が6月10日に死亡し、主の6月分の未支給年金が10月に妻に対して支払われた。この場合、どのように処理したらよいか。

未支給年金は、国民年金法第19条第1項により、年金支給者の死亡当時、その者と生計を同じくしていた配偶者、子等の遺族の請求に基づいて支払われる。未支給年金の受給権は、これら遺族の固有の権利として死亡時点で発生するものであり、相続財産とはされていない。

よって、本事例では、未支給年金は妻の資力であり、資力発生日を主の死亡日の6月10日として法第63条返還を行うこととなる。

なお、年金を受給していた被保護者が死亡し、世帯外の遺族が未支給年金を受給した場合は、被保護者の資力ではないので、返還を求めることはできない。

(問11-21) 法第78条の2に基づく申出書

法第78条の2に規定する申出書は、必ず徴取すべきか。

1 法第77条の2に基づく徴収金の場合

被保護者による保護金品の一部（金銭給付によって行われるものに限る。）又は就労自立給付金の全部又は一部（以下「保護金品等」という。）を法第77条の2

第1項に基づく徴収金の納入に充てる旨の申出については、同項の規定に基づく徴収金が決定期間内などに当該申出の趣旨及び取扱いについて説明し、必要事項を記載させた書面の提出を求めること。

2 法第78条第1項に基づく徴収金の場合

被保護者による保護金品等を法第78条第1項に基づく徴収金の納入に充てる旨の申出については、保護の開始を行う者については保護開始決定時などの時点で、あらかじめ当該申出の趣旨及び取扱いについて説明し、必要事項を記載させた書面の提出を求めること、現に保護を受けている者に対しては、適宜提出を求めることとされているが、以下の取扱いを確実にしている場合には、申出書の提出を求めない取扱いとして差し支えないものとする。

ただし、過去に法第78条による徴収決定を受けたことのある場合（廃止世帯で再開する場合及び他の実施機関において法第78条による徴収決定を受けたことが判明している場合を含む。）には、原則、開始時又は適宜、申出書の提出を求める取扱いとする。

(1) 届出が必要な資産及び収入の種類を具体的に列挙した「福祉事務所長名の通知」又は「保護のしおり」を活用し、届出義務の内容について十分に説明を行っていること。

○対象者：世帯主及び世帯員（原則、被保護世帯員全員）

○実施時期：保護開始世帯には開始時、継続世帯には少なくとも年に1回以上

(2) (1)の説明実施後に、重要事項の説明確認書（※）に署名・捺印を求め、被保護者と福祉事務所との両方で当該確認書を保管していること。

（※）「保護開始時等の重要事項説明・確認書の徴取等について」（平成24年11月ブロック別事務打合せ会議（後期）資料）の様式を参照のこと（様式は参考様式）。

なお、申出後に被保護者から当該申出の取消しについて意思表示がなされた場合は、その旨を記載した書面等の提出を求めた上で、申出の取消しを認めること。

また、申出書の提出は任意の意思に基づくものであり、提出を強制するものではないことに十分留意し、提出を拒む場合であっても、法第27条に基づく提出を求める旨の指示書を出すことはできない。

生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号

平成26年5月ブロック別事務打合せ会議（前期）資料

(問 1 1 - 2 2) **法第 7 8 条の 2 に基づく徴収金額決定**

申出書の提出があった者について、保護費からの調整（徴収）を行う場合の金額の決定方法等について示されたい。

法第 7 8 条の 2 に基づく徴収額決定に当たっては、申出書の提出を受け、当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めた場合に、当該申出に係る徴収金を保護金品の交付又は就労自立給付金の支給をする際に控除して徴収することができるものである。

1 「生活の維持に支障がない」考え方

具体的に保護金品と調整する金額については、単身世帯であれば5,000円程度、複数世帯であれば10,000円程度を上限の目安とし、加算（障害者加算における他人介護料及び介護保険料加算は除く。）の計上されている世帯の加算額相当分、就労収入のある世帯の就労収入に係る控除額（必要経費を除く。）相当分を、上限額の目安に加えて差し支えない。期末一時扶助についても、これらに準じたものとして調整額に加えて差し支えないが、通常月と同様に生活の維持に支障がないかを確認するほか、期末一時扶助の目的である越年費用の工面が可能か否かの確認を要する。

また、領収書・レシートなど家計状況や生活状況について可能な限り把握するとともに、被保護者の同意を得た上で、当該被保護世帯の自立の助長についても十分配慮し保護の実施機関にて個別に判断すること。

2 徴収金額決定

法第 7 8 条の 2 に基づき行う申出に係る徴収金の徴収は、保護の実施機関又は支給機関が行う行政処分となるため、別途徴収（調整）額に係る決定通知書が必要となる。また、被保護者から申出の取消しについて意思表示がなされ、当該申出の取消しを認める際は、徴収額（調整額）に係る決定の取消決定通知書が必要となる。

3 その他

- (1) 計上された保護金品等から、申出に基づき徴収金額決定を行った金額について徴収を行う。この場合において、徴収した金額は、徴収されたときに、当該被保護者に対して交付又は支給があったものとみなす。
- (2) 被保護者に収入がある場合であって、最低生活費に収入を充当した結果、住宅扶助、教育扶助のみが現金給付される場合であっても、調整の対象とすることができる。
- (3) 納付書等により徴収金の徴収を行う場合は、1 の上限額にかかわらず、徴収金額の決定を行うことができる。
- (4) 法第 7 8 条第 1 項に基づく徴収金の納入に当てる旨の申出については、申出書を提出する段階では、徴収金が発生しておらず、発生後にはじめて当該被保護者

及び実施機関において、月々の保護費支給額、徴収金等を考慮した上で保護金品等から具体的に調整する徴収金額の検討が可能となる場合もあることから、法第78条に基づく徴収決定の後、保護金品等から調整が可能な額の申出（既に受領済みの申出書への追記等）を受け、当該金額が生活の維持に支障がないかを判断することとなる。

また、法第77条の2に基づく徴収金についても徴収金が決定した時点で、保護金品と調整する額の上限額などについて保護の実施機関から説明し、上記同様に判断する。

- (5) 法第63条による返還金については、平成30年10月から法第77条の2に基づき法第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部について費用徴収決定した上で、被保護者が保護金品等を法第77条の2による徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合（保護金品に関しては、申出に加えて、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めた場合）に、当該被保護者に対して保護金品の交付又は就労自立給付金の支給をする際に当該申出に係る徴収金を徴収することができることとしている。

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号）

第 1 2 その他

第 12 章 その他

この章で扱う事項

外国人に対する保護の準用について

- ・外国人に対する保護の準用 . . . 問 12-1～5
- ・中国からの帰国者に対する保護の適用 . . . 問 12-6
- ・マイナンバーの取扱い . . . 問 12-6-2

不服申立て制度等について

- ・不服申立て制度 . . . 問 12-8～10、11-2
- ・行政訴訟 . . . 問 12-11、11-3

その他の事項について

- ・暴力団に対する保護の適用 . . . 問 12-7
- ・援助方針の作成について . . . 問 12-12
- ・保護費の時効、遡及支給について . . . 問 12-13、14
- ・特別基準設定申請、承認申請等 . . . 問 12-15
- ・受領されなかった保護費の取扱い . . . 問 12-16

キーワード

【援助方針】

生活保護制度の目的は、法第 1 条に掲げられているように、「困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する」とともに、「その自立を助長する」ことにある。そのためには、保護の適用にあたって、実施機関の担当職員が、個々の要保護者が必要としている援助の内容及び程度を十分把握する必要がある。同時に、それぞれの要保護者が活用し得る能力（将来において確保し得る能力も含まれる）をより効果的に具現化するために用いることのできる社会資源等の利用方法等について提示するなどの手法により、自立に向けた具体的な課題の解決に協力していくことが求められる。

援助を行う職員が、要保護者に対してどのような援助を行い、あるいは自助努力を求めていくかについて、実施機関の中で検討をした内容が「援助方針」であるといえる。

「援助方針」の策定にあたって、実施機関は、当該要保護者との十分な話し合いや調査等の結果を通じて、援助が現実的かつ効果的なものとなるよう、努めなければならない。

【自立支援プログラム】

平成 17 年度から導入された保護の実施手段の 1 つであり、生活保護制度を経済的な給付に加え、組織的に被保護世帯の自立を支援する制度に転換していくための具体的な取組として位置づけられている。

自立支援プログラムとは、実施機関が管内の被保護世帯全体の状況を把握した上で、被保護者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的な内容及び実施手順を定め、これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施するものとされている。

自立支援プログラムにおいては、就労による経済的自立（就労自立）のみならず、身体や精神の健康を回復・維持し、自ら健康及び生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること（日常生活自立）、社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること（社会生活自立）を目指すプログラムを幅広く用意し、被保護者の抱える多様な課題に対応できるようにすることが必要とされている。

第 1 2 その他

(問 1 2 - 1) 外国人に対する保護の準用 (1)

保護の申請を受けたところ、その者は日本国籍を有していないことが判明した。
この場合、保護を適用することが可能であるか。

また、保護することとなった場合、実施責任はどこが負うか。

1 保護の準用とその範囲 (別冊問答集問 1 3 - 3 2)

生活保護法は、本来、その適用対象として日本国民を想定しており (法第 1 条)、日本国籍を有しない者 (以下「外国人」という。) に対しては、生活保護法を適用することはできないとされている。このことから、外国人に対して行う保護は、法定受託事務ではなく自治事務と位置づけられている。つまり、日本で生活している外国人であって、保護を要する状態にある者に対しては、自治事務として生活保護法を準用して保護を行うものとされている。なお、保護の内容については、日本国民に対して行う場合と全く同様である。

この点について、厚生労働省は、外国人に対して生活保護法を準用するに当たっては、生活保護制度の目指す自立の助長を図るに当たって、就労活動等に法律上何らの制限がない者であることが必要であるとの理由 (下記 (3) の難民については本国で必要な援護が受けられないという理由) から、保護の準用の対象となる外国人は原則として次の (1) から (3) のいずれかの要件を満たすものに限るとの技術的助言を示している。

- (1) 「永住者」・「定住者」・「永住者の配偶者等」・「日本人の配偶者等」のいずれかの在留資格 (出入国管理及び難民認定法別表第 2 の在留資格) を有する者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者 (在日韓国・朝鮮人、在日中国・台湾人)
- (3) 出入国管理及び難民認定法による難民認定を受けた者 (在留資格は問わない)

なお、入管法別表第 1 の 5 の特定活動の在留資格を有する者のうち、日本国内での活動に制限を受けないもの等の、上記 (1) ~ (3) 以外の者についても保護の準用を行うことができる可能性があるため、疑義がある場合には東京都保護課を通して厚生労働省に照会する。

2 保護の準用を行う場合における実施責任

外国人に対する保護の準用に当たっては、在留カード又は特別永住者証明書に記載されている住居地を所管する実施機関が、保護の実施責任を負う。(別冊問答集問 1 3 - 3 2)

出入国管理及び難民認定法や日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法により、住居地を定めた日から14日以内に区市町村長を経由して法務大臣に届け出ること（住民登録で代替できる。）になっているが、何らかの事情によりこれが実態と合致していない外国人から保護の申請を受けた場合（当該外国人が入院している場合を含む。）は、変更されるまでの間、在留カード又は特別永住者証明書に記載されている住居地を所管する実施機関が保護の実施責任を負う。ただし、保護開始の時点で既に住居地が変更登録される見込みがたっている者については、当初から変更登録後の住居地を所管する実施機関が実施責任を負うこととして差し支えない。（別冊問答集問13-33）

なお、日本人と外国人の双方を含む世帯の実施責任については（問12-2）の回答3を参照。

- 3 入国後まもなく（概ね1年以内）に保護申請する者については、身元保証書等の提出を求め、審査を厳格化することとなった。（平成23年8月17日付け社援保発0817第1号）

昭和29年5月8日付社発第382号

別冊問答集 問13-32、問13-33

【参考】 出入国管理及び難民認定法別表第2の在留資格

在 留 資 格	本邦において有する身分又は地位	在 留 期 間
永住者	法務大臣が永住を認める者	無期限
日本人の 配偶者等	① 日本人の配偶者若しくは民法第817条の2の規定による特別養子 ② 日本人の子として出生した者	・ 5年、3年、1年又は6カ月
永住者の 配偶者等	① 永住者の在留資格をもって在留する者若しくは平和条約国籍離脱者等入管法特例法に定める特別永住者の配偶者 ② 永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	・ 5年、3年、1年又は6カ月

定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	・ 5年、3年、1年、6カ月又は5年以内で法務大臣が定めた期間
-----	-----------------------------------	---------------------------------

(問12-2) 外国人に対する保護の準用(2)

外国人である世帯主(在留資格は「日本人の配偶者等」と、日本人である子供2人の3人世帯を保護してきたが、世帯主の日本人の配偶者としての在留資格が更新されないこととなった。

この場合、世帯主に対する保護の準用はどうか。また、世帯に対する保護の適用はどうか

1 外国人本人に対する保護の準用

保護の準用の要件は、問12-1に示したとおりであり、本設問中の世帯主が問12-1の回答1の(1)から(3)までのいずれの要件にも該当しないこととなった場合には、それ以降保護の準用は行うことができないことから、「日本人の配偶者等」の在留期間の末日の翌日をもって、世帯主についてのみ保護を廃止することとなる。

なお、「日本人の配偶者」等の資格が更新されていない場合においても、新たに(1)から(3)までの他の要件に該当することになったときは、保護の準用を継続することができる。

ただし、次の場合は保護の準用ができることがあるので注意が必要である。

従前別表2の「日本人の配偶者等」の在留資格を有していた外国人が、日本人と離・死別し、在留資格の更新が困難となったため「定住者」への在留資格変更許可申請(出入国管理及び難民認定法第20条)を行っているが、保護の準用時点ではまだ変更許可申請に対する決定が下りていないため在留資格を有していないような場合、当該外国人が日本人との間に生まれた子供の養育権を取得して実際にこれを養育しているときには、「定住者」の資格を取得する可能性が高く、また、変更許可申請に対する許可決定が下りれば、「日本人の配偶者等」の在留期間が満了する日の翌日に遡って「定住者」の在留資格を取得することから、次の要件を満たせば許可決定が下りる前であっても厚生労働省に照会することによって保護の準用が可能な場合がある。

- (1) 当該外国人が未成年かつ未婚の日本人の実子を、養育権を持って養育・監護している。

なお、実子とは嫡出、非嫡出、日本国籍の有無を問わず、子の出生時点で父又は母が日本国籍を取得しており、日本国籍を有している者から認知されている者をいう。

- (2) 「日本人の配偶者等」の在留資格を適法に有している期間内に、同じ別表第2の「定住者」の在留資格への在留資格変更許可申請を行っている。

※出入国管理及び難民認定法第20条第6項及び同法第21条第4項により、在留資格の変更または更新の申請があった場合（三十日以下の在留期間を決定されている者から申請があった場合を除く。）において、その申請の時に当該外国人が有する在留資格に伴う在留期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、当該外国人は、その在留期間の満了後も、当該処分がされる時又は従前の在留期間の満了の日から2月を経過する日が終了する時のいずれか早い時までの間は、引き続き当該在留資格をもつて本邦に在留することができるとされている。

2 外国人を含む世帯のうち、外国人を除く世帯員に対する保護の適用

- (1) 世帯員全員を保護していた世帯のうち、外国人について保護を廃止する場合

外国人を含む世帯員全員について保護の適用（外国人については準用）を行っていた世帯のうち、保護準用の要件に該当しなくなった外国人のみ1により保護の廃止を行うこととなった場合、当該外国人を除く世帯の保護の適用については、次のとおり取り扱う。

① 要否判定

外国人を除く世帯の基準（設問の場合、子供2人の基準）で、改めて要否の判定を行う。この際、保護を廃止する外国人の収入については、これを当該世帯の収入とはみなさない。

② 程度の決定

保護を廃止する外国人を除く世帯の基準を当該世帯の基準とし、同じく外国人を除く世帯員の収入を世帯の収入とみなす。

- (2) 保護の準用ができない外国人を含む世帯から、新規に保護の申請があった場合
世帯のうち、保護準用の要件に該当していない外国人を含む世帯から、新規に保護の申請があった場合における当該外国人を除く世帯の保護の適用については、次のとおり取り扱う。

① 要否判定

次の要否判定を行い、ア、イいずれの要否判定においても保護が「要」となった場合のみ保護の適用を行う。

ア 外国人を除く世帯の基準で保護の要否の判定を行う。この際、外国人の収入については、これを世帯の収入とはみなさない。

イ 外国人を含む世帯の基準で、保護の要否の判定を行う。この際、世帯の収入については、外国人の収入を含む収入を当該世帯の収入とする。

② 程度の決定

外国人を除く世帯の基準を当該世帯の基準とし、外国人を除く世帯員の収入を、当該世帯の収入とする。

3 日本人と保護の準用が可能な外国人の双方を含む世帯の保護に係る実施責任

通常は、日本人と外国人とで構成される同一世帯において、日本人と外国人の保護の実施機関は一致しているはずである。

しかしながら、在留カード又は特別永住者証明書の住居地と世帯の実際の居住地が合致していない場合は、2つの実施機関が想定される余地がある。すなわち、世帯構成員のうち日本人への法の適用に係る実施責任は、世帯の実際の居住地を所管する実施機関が負い、外国人への法の準用に係る実施責任については、在留カード又は特別永住者証明書の住居地を所管する実施機関が負うこととなることが考えられるが、同一世帯の世帯員について異なる実施機関が実施責任を負うのは好ましくない。したがって、世帯に一人でも日本人が含まれていれば、実施責任については日本人のみで構成されている世帯と同様に取り扱う。このルールは、都内だけではなく関東地区全体（但し、千葉市、船橋市、柏市以外の千葉県の市町村については除く。）においても適用する。（「平成21年度関東地区都県市生活保護担当係長等連絡会議」による取り決め事項）

なお、外国人の在留カード又は特別永住者証明書の住居地が居住実態と合致していないことについては 運用事例集・問12-1の回答2のとおり取り扱う。

(問12-2-2) 外国人に対する保護の準用(3)

外国人に対する保護の準用の申請・決定時に留意すべき事項を示されたい。

1 申請時の留意事項

外国人に対する保護の準用は、生活保護法上の権利に基づくものではなく、法を準用し予算措置として一定の在留資格を有する外国人に拡大して実施するものである。

外国人から保護の申請意思が示されたときは、実施機関は当該外国人相談者に対し、生活保護法上の権利がなく、法に基づく申請は却下となる旨、懇切に説明する必要がある。その上で、極力準用保護の「措置申請書」の提出を求める。措置申請書の様式は、保護の準用が自治事務であることから、実施機関で使用している既存の生活保護法上の申請書を適宜加工の上作成して差し支えない。

外国人相談者が、実施機関の説明にも関わらず、生活保護法に基づく申請を求めた場合は、法上の「保護申請書」の提出を求める。

申請にあたり、番号法におけるマイナンバーの提供は求めない（条例にマイナンバーの独自利用に関する規定が存在する場合を除く。）。

2 決定時の留意事項

前記「1」において、外国人相談者が「措置申請書」を提出した場合は、実施機関は、保護の準用の要件を審査の上、準用保護の対象となる場合は「措置支給決定通知書」を、対象とならない場合は「措置却下決定通知書」を交付する。保護の準

用又は却下の決定は、法令の規定に基づく行政処分ではないので、いずれの通知書にも、不服申立ての教示文は付記しない。

前記「1」において、外国人相談者が生活保護法上の「保護申請書」を提出した場合は、実施機関は、外国人に法上の権利が認められないことを理由として、法上の「保護申請却下通知書」を交付する。この場合の却下決定は、生活保護法に基づく処分であるため、通知書には不服申立ての教示文を付記する。（別冊問答集問13-35）

なお、併せて、「措置申請書」に基づく申請と同様に、保護の準用の要件を審査するとともに、「措置支給決定通知書」又は「措置却下決定通知書」を交付する。

3 世帯内に日本人がいる場合の留意事項

保護相談者の世帯内に外国人と日本人とがいる場合は、日本人の生活保護法上の保護を受ける権利を保障するため、世帯主が日本人であると外国人であることを問わず、法上の「保護申請書」の提出を求める。世帯主が外国人である場合、実施機関は相談者に対し、外国人に生活保護法上の権利がないことを懇切に説明の上、可能であれば日本人世帯員名での「保護申請書」の提出を促す。

実施機関において保護の要件審査の結果、要保護性がある場合は法上の「保護決定通知書」を、要保護性がない場合は法上の「保護申請却下通知書」を交付する。通知書の名宛人は、世帯主が日本人であると外国人であることを問わず、いずれの場合も日本人の世帯主又は世帯員とし、不服申立ての教示文を付記する。なお、外国人の世帯主又は世帯員については、保護の準用を行う旨付記する。

4 その他

(1) 前記1から3までの留意事項は、生活保護法第24条に基づく申請保護（準用を含む）の場合に全て該当する。したがって、保護の開始申請のみならず、一時扶助支給等の変更申請の場合も、同様に取り扱う必要がある。

また、法第24条の申請に基づかず、法第25条（職権保護）、第26条（保護の停廃止）、第28条5項（調査等拒否への却下、変更、停止、廃止）、第62条3項（指示違反等への変更、停止、廃止）、第63条（費用返還）等に基づく処分（準用を含む）を行う際も、決定通知書は前記2及び3の留意事項に沿って作成する必要がある。

(2) 保護の準用を受ける外国人は、国民年金法第89条第1項第2号の規定に基づく法定免除の対象とならないため、同法第90条に基づく国民年金保険料の免除の申請を行うよう勧奨すること。

別冊問答集問13-35

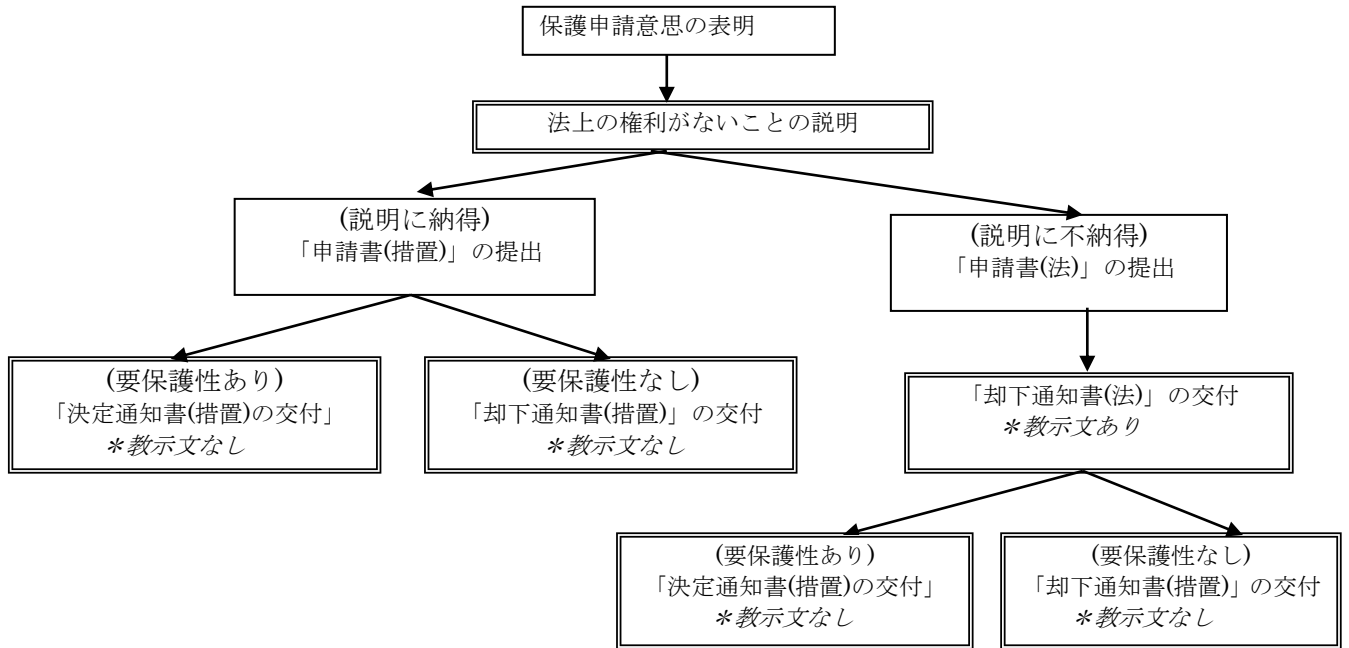
平成22年11月22日付22福保生保第747号福祉保健局長通知

平成23年2月25日付22福保生保第1073号福祉保健局長通知

平成25年4月22日付厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡

外国人からの保護申請等に係る手続きの流れ

1 外国人のみの世帯の場合



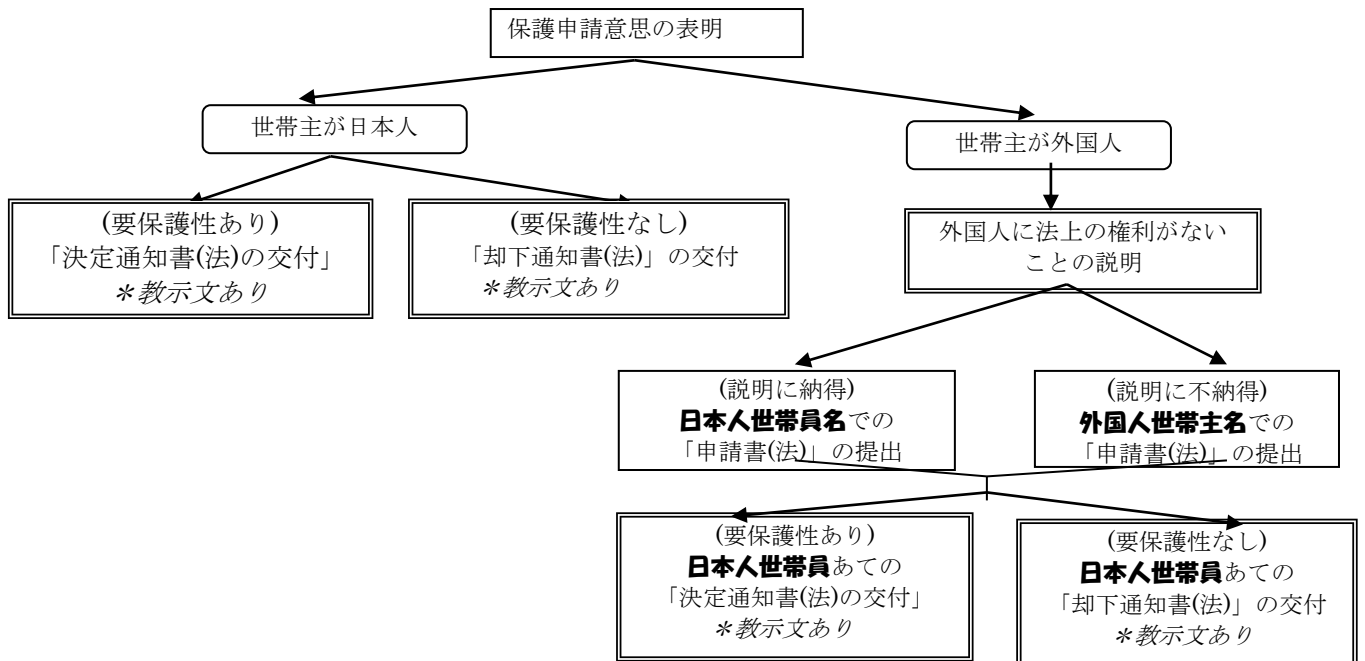
(法)：生活保護法

(措置)：「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく生活保護の措置

□：申請者が行う手続き

□：福祉事務所が行う手続き

2 日本人を含む世帯の場合



(注)「決定通知書(法)」には、外国人の世帯主又は世帯員について、準用保護の措置である旨付記する。

□：申請者が行う手続き

□：福祉事務所が行う手続き

(問 1 2 - 3) **在留資格の変更等の可能性**

外国人であって当初日本人と婚姻関係にあり、「日本人の配偶者等」の在留資格を有していたが、離婚等により在留資格が更新されない見込みとなった者等について、出入国管理及び難民認定法別表第2の別の資格を取得する余地はないか。

法務省入国管理局の平成8年7月30日付通達「日本人の実子を扶養する外国人親の取扱について」では、日本人の未成年かつ未婚の実子（日本人親から認知されていれば、子の国籍は問わない）を扶養するために本邦在留を希望する外国人親が在留資格変更許可申請（出入国管理及び難民認定法第20条）を行った場合、その親子関係、当該外国人が当該実子の親権者であること、現に当該実子を養育、監護していることが確認できれば、原則として「定住者」への在留資格の変更を許可するとされている。

在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請（出入国管理及び難民認定法第21条）に対する決定前に在留期間を徒過した場合、許可決定が下りれば、在留期間の満了日の翌日に遡って在留資格を取得する。

また、出入国管理及び難民認定法第20条第6項及び同法第21条第4項により、在留資格の変更または更新の申請があった場合（三十日以下の在留期間を決定されている者から申請があった場合を除く。）において、その申請の時に当該外国人が有する在留資格に伴う在留期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、当該外国人は、その在留期間の満了後も、当該処分がされる時又は従前の在留期間の満了の日から2月を経過する日が終了する時のいずれか早い時までの間は、引き続き当該在留資格をもって本邦に在留することができるとされている。

なお、在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請は在留資格を有している間にしか行えないため、許可申請を行う前に在留期間を徒過してしまった者が、引き続き本邦在留を希望する場合は、入国管理局に出頭して在留特別許可（出入国管理及び難民認定法第50条）を希望することを申し出る必要がある。在留特別許可が認められた場合において、どの在留資格が付与されるかはその外国人の状況によって異なる。

*変更許可申請や更新許可申請に対して不許可処分を受けた場合や、在留特別許可が認められず退去強制令書発付処分を受けた場合は、行政不服審査法による不服申立てを行うことはできないが、行政事件訴訟法による取消訴訟を提起することができる。

(問 1 2 - 4) **外国人の保護に係る要件の確認方法**

外国人に対する保護の準用の要件について、その確認事項及び方法を示されたい。

1 確認事項

外国人に保護の準用を行うに当たっては、通常の事項の他に、次の事項について確認する必要がある。

(1) 在留の資格等 (別冊問答集問 1 3 - 3 2)

次のいずれかに該当しているか確認する (運用事例集・問 1 2 - 1 参照)。

- ① 「出入国管理及び難民認定法」 (以下「入管法」という。) 別表第 2 の在留資格を有している。
- ② 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「法定特別永住者」の資格を有している。
- ③ 入管法上の認定難民 (「難民条約」第 1 条の規定又は「難民の地位に関する議定書」の規定により、難民条約の適用を受ける「難民」と認定されている。)

(2) 在留期限

在留期限をと過していないか確認する。ただし、「法定特別永住者」及び「難民」については在留期限の定めはない。

(3) 居住地 (別冊問答集問 1 3 - 3 2)

在留カード又は特別永住者証明書の住居地及び実際の居住地を確認する。

2 確認方法

- ① 「出入国管理及び難民認定法」別表第 2 に該当する者 (永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)

「在留カード」

- ② 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「法定特別永住者」

「特別永住者証明書」

- ③ 「難民認定証明書」による確認

「難民条約」第 1 条の規定又は「難民の地位に関する議定書」規定により、難民条約の適用を受ける「難民」と認定された者については、出入国管理及び難民認定法第 6 1 条の 2 に基づき「難民認定証明書」が交付されているので、これにより確認を行う。なお、在留期間により、在留カード又は在留資格証明書が交付されている。

別冊問答集問 1 3 - 3 2

(問 1 2 - 5) **難民等に対する保護の準用**

難民等に対する保護の取扱いについて示されたい。

1 難民にかかる取扱い

問 1 2 - 1 に示したとおり、出入国管理及び難民認定法による難民認定を受けた者については、保護の準用を行うことができる。なお、難民認定を受けていれば、在留資格の種類は問わないものである。

2 出入国管理及び難民認定法第18条の2第1項の規定に基づき一時庇護のための上陸の許可を受けている者に係る取扱い

「難民」の認定を受けてはいないが、出入国管理及び難民認定法第18条の2第1項の規定に基づき一時庇護のため上陸の許可を受けている者で、難民認定申請（出入国管理及び難民認定法第61条の2）を行っている者のうち、外務省が生活困窮者と認めた者に対しては、アジア福祉教育財団難民事業本部から必要な援護が行われることがある。

3 定住手当の取扱い

アジア福祉教育財団難民事業本部RHQ支援センターでは、難民認定者に対して、定住支援プログラムを実施している。同プログラム利用者には、通学が困難な場合は宿泊施設が無料で提供され、施設入所期間中は生活費も支給される。

プログラム修了時には一時金として定住手当（15歳まで78,450円、16歳以上156,900円）が支給されるが、これについては、中国等からの引揚者に対して支給される自立支度金と同様に、8,000円控除適用の上、次官通知第8-3-(3)-オ（災害等の補償金のうち自立更生に当てられる額）を除き、収入認定を行う。

別冊問答集 問 8 - 5 8

運用事例集 問 1 2 - 6

「難民等に対する生活保護の措置について」（昭和57年1月4日付社保第2号）

（公財）アジア福祉教育財団難民事業本部HP（<https://www.rhq.gr.jp/support-program/>）

(問 1 2 - 6) **中国からの帰国者に対する保護の適用**

中国からの帰国者等に対する保護の適用について、留意すべき点を示されたい。

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」により、支援給付制度が施行されている。これにより、特定中国残留邦人等及びその者の特定配偶者は生活保護制度ではなく支援給付制度が適用されることになる。以下は、中国からの帰国者等で支援給付制度に該当しない者に対し、生活保護を適用する場合の取扱いを示したものである。(なお、中国帰国者 1 世ではあるが、永住帰国した日から引き続き 1 年を経過しておらず、特定中国残留邦人等の認定を受けていない者についても生活保護の対象に含まれる。)

1 保護の適用又は準用

中国からの帰国者等のうち、日本国籍を有している者については、通常の保護の適用を行う。また、日本国籍を有している者の配偶者又は子供等で、日本国籍を有していない者については、問 1 2 - 1 回答 1 のとおり取り扱われたい。

2 実施責任

同一世帯に、日本人と外国人の世帯員がある場合には、問 1 2 - 2 の回答 4 のとおり実施機関を決定することとなる。

3 自立支度金 (別冊問答集問 8 - 5 8)

帰国後に支給される自立支度金については、自立支度金の性格が外地残留による永年の労苦を慰謝する見舞金的なものであることから、次官通知第 8 の 3 の (3) のオにより、当該保護世帯の自立更生のために充てられる額については収入として認定しない取扱いを行う。

また、自立支度金を消費せずに保護申請を行った場合についても、課長問答第 8 の 53 (保護開始前に臨時的に受けた補償金等の取扱い) に準じて取り扱うこととなる。

4 自立指導員制度等

中国帰国者等に対する保護の円滑・適正な実施を図るため、区市町村が実施する自立指導員制度を利用することができる。派遣期間は区市町村の定めによる。さらに、これを補完するために、東京都の生活相談員制度を利用できる。

5 地域生活支援プログラム

生活保護を受給している中国帰国者等で、中国帰国者 1 世と国費により同伴帰国した者を対象とし、区市町村又は東京都の実施機関と自立指導員、支援・相談員、福祉事務所職員が連携して、社会的・経済的自立助長のためにニーズに応じたきめ細かな支援を行う。福祉事務所職員は、自立指導員又は支援・相談員に同行して家庭訪問を行い、支援内容について助言を行い、必要な支援へとつなげる。本プログラムは自立支援プログラムの一つとして位置づけられるものである。

なお、生活保護制度上の取扱いは以下のとおりである。

- ① 中国帰国者1世が親族訪問や墓参等のために中国へ渡航する場合(中国帰国者1世と同一世帯員が単独で中国へ渡航する場合も含む)に、1～2か月程度の期間(期間中にやむを得ない事情が生じたときは、これを超える期間を認めても可)については、渡航日数に応じた生活扶助費の減額を行わない。
- ② 中国帰国者が、親族訪問や墓参等のために中国へ渡航するための費用を以下の金銭等から賄う場合、次官通知第8の3の(3)のエにより収入として認定しない。
 - ア 財団法人中国残留孤児援護基金より支給される里帰り費用(往復交通費、滞在中の宿泊費及び食費等)
 - イ 扶養義務者からの援助金
 - ウ 上記以外の他の者から恵与される金銭また、保護費のやり繰りによる預貯金を充てる場合も、その使途が生活保護の趣旨
目的に反しないものと捉え、保有を容認する。
- ③ 援護施策として、中国帰国者支援・交流センター等の実施する日本語教室や交流事業等へ参加する際の交通費や教材費の支給、中国帰国者2世・3世に対する日本語検定等の資格取得に要する費用の支給が行われた場合、当該世帯の自立更生のために当てられる額として、次官通知第8の3の(3)のエにより収入として認定しない。

別冊問答集問8－58

「中国帰国者等に対する生活保護制度上の取扱いについて」(平成19年3月30日付社援保発第0330002号)

「生活保護受給中の中国帰国者等への地域生活支援プログラムについて」(平成19年3月30日社援発第0330007号)

(問12-6-2) 外国人のマイナンバーの取扱いについて

外国人に対する保護の準用を行うにあたり、番号法におけるマイナンバーの取扱いについて留意点を示されたい。

一部の外国人住民(中長期在留者、特別永住者、一時庇護者及び仮滞在許可者、経過滞在者)もマイナンバーの付番の対象となっている。

一方で、生活保護事務については、番号法別表第一において、都道府県知事等が行う、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支

給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものが、マイナンバーを利用することができる範囲とされており、外国人保護に関する事務は、厚生労働省社会局長通知に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されているため、独自利用条例による規定が存在する場合を除き、マイナンバーの利用範囲の対象外となる。

よって、外国人の生活保護事務におけるマイナンバーの取扱いについて、下記のような対応が必要となる。

1 外国人の生活保護事務においてマイナンバーを利用しない場合

① 申請者が日本国籍の場合

ア 住民基本台帳等で申請者が日本国籍であることを確認した後、マイナンバーの提供を求める。

イ マイナンバーを用いた情報提供ネットワークシステムによって、申請者の収入等の調査を実施する。

② 申請者が外国籍の場合

ア 外国人については原則として、申請時に在留カード又は特別永住者証明書を提示することになっているため、当該書類により申請者が外国籍であることが確認された場合はマイナンバーの提供を求めない。また、申請時に国籍を証する書類を所持していない場合は、住民基本台帳等で国籍を確認する、申請時に国籍を確認できない場合には、その場でマイナンバーの提供を求めないようにするといった対応が必要となる。さらに、日本国籍の者と外国籍の者が混在した世帯の場合は、同一のシステムにおいて「個人情報」と「特定個人情報」が混在することにより、外国籍の者の情報の取扱いについても、各地方公共団体が定める個人情報保護条例ではなく番号法が適用されることとなり、安全管理措置や罰則についても番号法の規定が適用されることに留意する。

イ マイナンバーを使用せず、従前の方法により申請者の収入等の調査を実施する。

なお、①、②いずれの場合においても、外国人保護に関する情報にマイナンバーが紐付かないように、適切なアクセス制御を行うといったシステム改修が必要となる。

2 外国人の生活保護事務においてマイナンバーを利用する場合

番号法第9条第2項に基づき、各地方公共団体においてマイナンバーの独自利用のための条例を定めることでマイナンバーを利用することが可能となるが、他地方公共団体の機関とのマイナンバーを利用した情報連携については、別途、番号法第19条第1416号に基づき、特定個人情報保護委員会規則により当該情報連携が規定されることが必要である。

また、特定個人情報保護委員会規則により当該情報連携が可能となった場合においても、外国人保護に関する情報については番号法別表に規定されていないため、当該情報を提供することはできないので注意する。

さらに、町村長を経由した保護の開始又は変更の申請を行う場合には、条例においてその旨規定する必要があることに留意する。

平成27年9月16日社援保発0916第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知

(問12-7) **暴力団員に対する保護の適用**

暴力団員から保護の相談・申請があった場合、又は保護受給世帯に暴力団員が含まれていることが判明した場合の取扱いについて示されたい。

1 基本方針

生活保護法は、法律の定める要件を満たす全ての国民を適用対象としている。

その要件としては、生活に困窮する者が、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することである。

ところで、保護の申請があった場合には、保護の要否を判定するための稼働能力調査や資産状況調査が必要となる。しかしながら、

- ① 反社会的行為を現に行っている者については、本来正當に就労できる能力を有すると認められるため、稼働能力を活用しているとは言えない。
- ② 暴力団員に関する資産や収入状況を調査することは、暴力的不法行為等による収入を明らかにすることであり、事実上困難な場合が多い。

したがって、保護の要件が満たされないことから、暴力団員からの申請は、却下することとする。(却下理由は、上記に示した保護の補足性の原理に基づくものであり、現役暴力団員であることのみを却下理由とすることは適切ではない。) また、被保護者が暴力団員であることが判明した場合にも、同様の考えに基づき、所要の手続きを経た上で保護の廃止を行う。

ただし、急病で医療行為を必要とする等、急迫(生存が危うい場合その他社会通念上放置しがたいと認められる程度に状況が切迫している場合)の状況にある場合はこの限りでない。

2 具体的な取扱い方法

(1) 警察への暴力団員該当性の情報提供依頼

暴力団員に対する保護の適用の際には、その者が暴力団員であるか否か、その該当性についての情報提供を警察から受けることが必要不可欠となる。よって、要保護者及び被保護者の居住する住所地を管轄する警察署長宛に、文書により暴力団員該当性について情報提供を依頼する。(情報提供内容は、その者が現在、暴力団員であるかどうかに限る。以下「該当性照会」と言う。) その結果は、所轄の警察から、口頭により福祉事務所宛に通知される。

要保護者及び被保護者が暴力団員に該当する場合、その者に対する申請の却下

又は保護の廃止等の処分結果を口頭により所轄の警察に通知する。(併せて都保護課にも情報提供を行う。)

なお、当該要保護者及び被保護者に対して、暴力団員該当性についての情報の入手先が警察である旨を明らかにすることは可能である。

(2) 処分方法及びその根拠について

所轄の警察から暴力団員に該当するとの回答を得た場合、本人に通告し、保護の申請については却下する。

被保護者については、本人に通告し、脱退するよう法第27条に基づく文書指示を行なう(該当性を否認した場合も同じ)。また、脱会した旨の申し出については、警察に相談するよう助言する。

離脱したとの表明があったとき又は履行期限を過ぎたときは、再度、該当性照会を行う(該当性照会の文書の特記事項に、この間の経緯や本人の申立て等を記入する)。その結果が暴力団員とされた場合は、弁明の機会を設けた上で、保護を廃止する。

なお、離脱したとの表明があった場合は、脱会届及び離脱を確認できる書類・誓約書、自立更生計画書を提出させる。

また、暴力団から離脱したことが確認でき、保護を継続する場合は、誓約書の提出にあわせ、保護受給中に自立更生計画等に反して暴力団活動を行なった場合は直ちに保護を廃止する旨の法第27条に基づく文書指示を行なう。保護受給中は、資産、収入、生活実態(病状、稼働能力活用等)の把握について留意し、不審な行為があるなど必要があれば、該当性照会を行なうこと。(保護開始前に暴力団員であった者も同じ。)

処分を行う場合の根拠は、次のように整理する。

① 単身者からの申請及び単身の被保護者

ア 疾病を有しない場合→上記1の①を根拠に申請の却下又は保護の廃止

イ 疾病等を理由とする場合→上記1の②を根拠に申請の却下又は保護の廃止

② 複数世帯員からの申請及び複数世帯員がいる被保護世帯

ア 世帯員に疾病を理由としない暴力団員が含まれている場合

上記1の①を根拠に世帯全体の申請の却下又は保護の廃止を行う。世帯員が急迫の状況にある場合は、局1-2-(1)により本人の申請の却下又は保護の廃止を行い、残余の世帯員については保護を開始又は継続する。

イ 世帯員に疾病を理由とする暴力団員が含まれている場合

上記1の②を根拠に世帯全体の申請を却下又は保護の廃止を行う。世帯員が急迫の状況にある場合は、上記1の②により本人のみ別世帯扱いとして申請の却下又は保護の廃止を行い、残余の世帯員については保護を開始又は継続する。

3 その他

(1) 管内の保護の動向や暴力団情勢について所轄の警察と情報交換を日頃から行うなど、緊密な連携に配慮すること。また、暴力団員による職員への暴力

行為や脅迫的言動がなされる可能性がある場合には、あらかじめ所轄の警察に連絡を取り、対応方法について助言を求めるほか、有事の際に迅速な対応が可能ないように事前に協力を求めるなど、必要な支援を得られるように依頼しておくことが望ましい。

- (2) 被保護者等について、所轄外の警察等から、暴力団員との情報があった場合は、速やかに該当性照会を行なうこと。

参考：平成18年3月30日付社援保発第0330002号 暴力団員に対する生活保護の適用について

(問12-8) **不服申立て制度**

生活保護に関する不服申立て制度について説明されたい。

1 不服申立て制度の概要

不服申立ては、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為について、これを違法又は不当であるとする者が、その取消し又は変更等を求めるために審査を求める行為であり、行政庁自らが審査を行う点において、訴訟等による争訟とは異なるものである。

(1) 不服申立ての対象

不服申立ての対象となるのは、次の2つの権力的行為である。

① 「行政処分」

行政庁が権利を設定し、義務を命じその法律上の効果を発生させる行為

② 「行政庁の不作為」

行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにかかわらずこれをしないこと

(2) 不服申立ての種類

また、不服申立てには、以下の2種類がある。

① 審査請求 …… 行政庁の処分又は不作為に対して行うもの。

①処分庁等に上級行政庁がある場合は上級行政庁が、②処分庁等に上級行政庁がない場合は当該処分庁等が、③法律に特別の定めがある場合はその定められた行政庁が、審査請求先となる。

不作為については、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過し

たにもかかわらず、当該申請に対する何らの処分もされない場合に審査請求をすることができる（行政不服審査法（以下「審査法」という。）第2条、第3条、第4条）。

- ② 再審査請求 …… 審査請求の裁決を経た後、法律又は条例で定める行政庁に対して更に行うもの

（3）不服申立ての受付

審査請求は、処分庁を経由してすることもできる（審査法第21条1項）ため、審査請求書の提出を受けた処分庁は直ちに、審査請求書の正本を審査庁に送付しなければならない。

なお、審査請求は他の法律に口頭であることができる旨の定めがある場合を除き、書面を提出しなければならない（審査法第19条1項）こととされているため、生活保護法に基づく処分等については口頭による審査請求は認められない。

※「処分庁」とは、処分をした行政庁をいい、「不作為庁」とは不作為に係る行政庁をいう。

なお、ここで言う「処分」とは、いわゆる「行政処分」のことであって、利益処分及び不利益処分の双方が含まれ、必ずしも加罰的内容を意味しないので留意すること。

不服申立てについては、審査法において、その基本的一般的な事項が定められており、生活保護法の執行に伴う行政処分に対する不服申立についても、生活保護法に定める特則規定（生活保護法第64条から69条まで）の適用を除き、審査法の規定の適用を受けることとなる。

不服申立てが行われると、審査庁は、処分庁の処分又は不作為庁の不作為に係る適法性及び妥当性について審査を行う。審査後、審査庁は、当該審査請求に対する裁決を行うが、裁決は関係行政庁を拘束することとなる（審査法第52条）。

2 生活保護法執行に係る不服申立ての対象

生活保護法の執行に当たって、不服申立ての対象となるのが想定されるのは次の処分等である。

- (1) 保護開始決定処分
- (2) 保護申請却下処分
- (3) 保護変更決定処分
- (4) 保護停廃止決定処分
- (5) 法第63条に基づく保護費の返還額決定処分
- (6) 法第77条に基づく費用徴収額決定処分
- (7) 法第77条の2に基づく費用徴収額決定処分
- (8) 法第78条に基づく費用徴収額決定処分
- (9) 法第78条の2に基づく費用徴収額決定処分
- (10) 法第80条に基づく保護費の返還免除処分

(11) 法第55条の4に基づく就労自立給付金の支給決定処分

(12) 法第55条の4に基づく進学準備給付金の支給決定処分

(13) 不作為（申請に対して相当の期間内に何らかの処分等をしないこと。）

（注）保護の開始申請及び変更申請については、申請が行われてから30日以内に保護の要否、種類、程度及び方法について通知しない場合は、申請者は保護の実施機関が申請を却下したものと見なすことができる（生活保護法第24条7項）。

このため、この却下処分に対して審査請求をすることができる。

(14) 法第63条、法第77条の2及び法78条等に基づく返還又は徴収に係る督促処分

3 不服申立てを行うことのできる者

(1) 処分を受けた者（処分がされた場合）又は受けるべき者（不作為の場合）

(2) (1)の代理人

4 不服申立て期間

(1) 審査請求 …… 処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内

(2) 再審査請求 …… 審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して1月以内

※審査請求については、処分（決定）があった日の翌日から起算して1年を経過したときはすることができない。

再審査請求についても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときはすることができない。

なお、ともに、期日の経過したことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

5 不服申立ての相手方

(1) 前項2 (1)から(12)までの処分

ア 福祉事務所を管理する行政庁が都知事である場合（郡島部）

都知事は、生活保護法施行細則準則に基づく生活保護法施行細則により福祉事務所長に事務の委任を行っているので、福祉事務所長の最上級行政庁である都知事に対する審査請求を行う。

イ 福祉事務所を管理する行政庁が区・市長である場合（区・市部）

① 区・市長が、法第19条第4項の規定により福祉事務所長に事務の委任を行っている場合

法第64条の規定により、都知事あてに審査請求を行う。

② 区・市長が、福祉事務所長に事務の委任を行っていない場合

地方自治法第255条の2の区分に基づき、都知事あて審査請求を行う。

なお、前項2 (6)法第77条、(7)の法第77条の2及び(8)の法第78条に基づく費用徴収処分については、生活保護法第19条第4項の規定による「保護の決定及び実施に関する事務」にあたらなるとされることから、福祉事務所長への委任は地方自治法第153条第2項に基づくものと解されており、処分庁が、当該委任を受けた福祉事務所長であった場合には、審査請求が提起されたときの審査庁は最上級行政庁であるところの当該委任を行

った市町村長となる。

(委任せずに、市町村長が自ら処分を行った場合には、審査庁は都知事となる。)

(2) 前項 2 (14) の処分

ア 法第77条の2及び第78条に規定する徴収金に係る督促事務（以下「徴収金督促事務」という。）に関する処分

徴収金督促事務は、生活保護法第64条に規定する「保護の決定及び実施に関する事務」ではないことから、同条の適用はなく、法定受託事務として、区・市長が徴収金督促事務に関する処分を行った場合は、地方自治法第255条の2第1項第2号の規定に基づき、都知事宛てに審査請求を行うこととなっている（法第77条の2第2項（法第78条第4項において準用する場合を含む。）に基づく徴収金の徴収に係る督促事務は国税徴収の例により行われるものであり、第1号法定受託事務と位置付けられる。）。

① 区・市長が福祉事務所長に事務の委任を行っている場合

地方自治法第255条の2第1項第2号の適用はないため、審査請求が提起されたときの審査庁は、審査法第4条第1項第4号の規定により、最上級行政庁であるところの当該委任を行った区・市長となる。

② 区・市長が、福祉事務所長に事務の委任を行っていない場合

地方自治法第255条の2第1項第2号の規定に基づき、都知事宛てに審査請求を行う。

イ 法第63条に基づく返還金等に係る督促事務に関する処分

上記アのとおり、地方自治法第255条の2第1項第2号の適用となるのは、区・市長が行う徴収金督促事務に関する処分のみとなるため、法第63条に基づく返還金等に係る督促処分は、地方自治法第231条の3第1項に基づき行うこととなり、審査請求が提起されたときの審査庁は以下のとおりとなる。

① 区・市長が福祉事務所長に事務の委任を行っている場合

審査法第4条第1項第4号の規定により、最上級行政庁であるところの当該委任を行った区・市長

② 区・市長が、福祉事務所長に事務の委任を行っていない場合

審査法第4条第1項第1号の規定により、当該処分庁であるところの区・市長

6 不服申立ての教示

処分庁（福祉事務所長、区・市長）は、前項 2 (1)から (12)まで及び(14)の処分を行うに当たり、処分（決定）通知に審査請求を行うことができる旨の教示を行うこと。教示は、処分を口頭で行なう場合を除いて書面で教示しなければならない（審査法第82条1項）。行政不服審査に関する教示の内容の例示は、次のとおりである。

「この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に〇〇〇に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があ

ったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。」

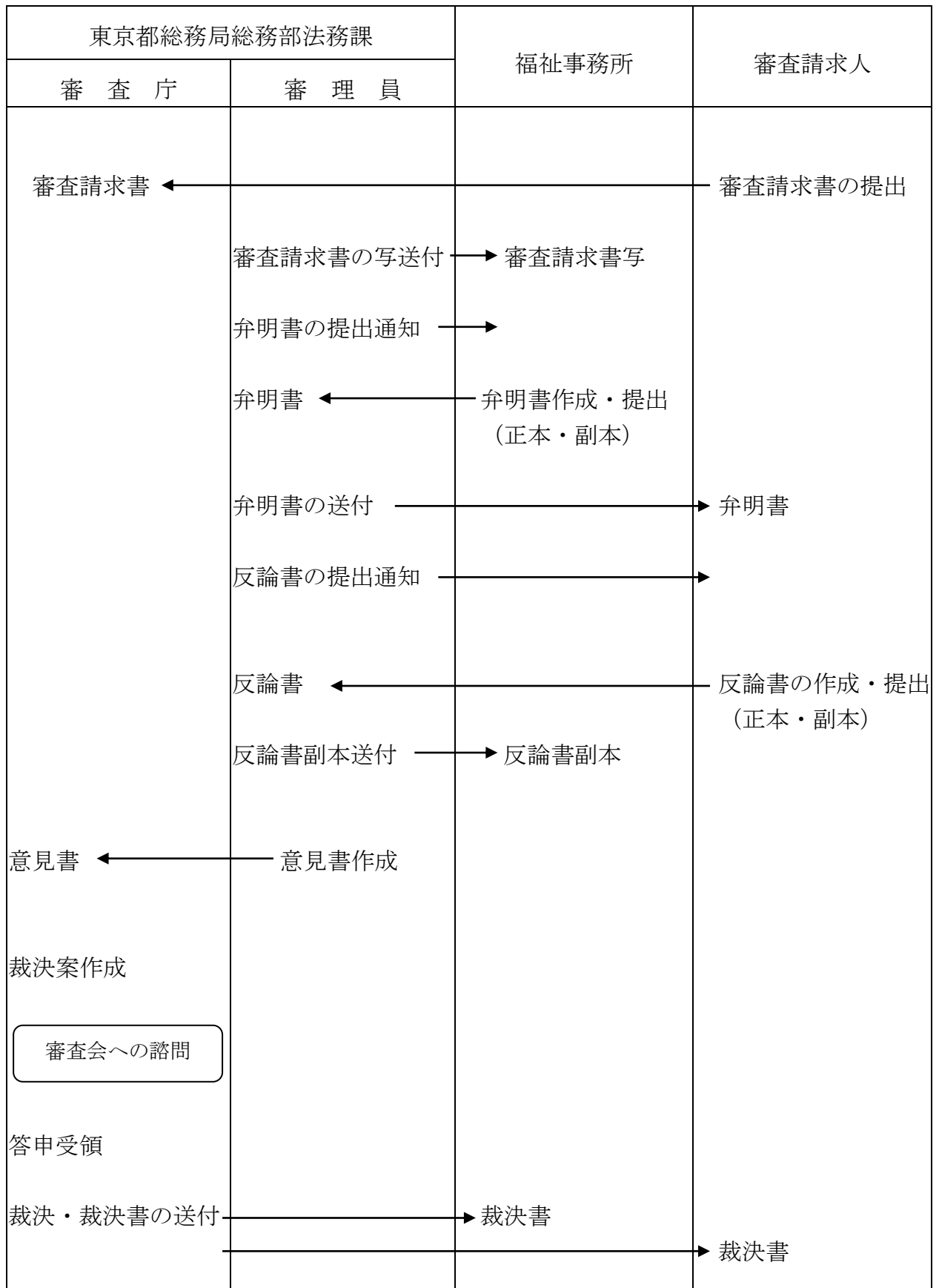
また、併せて行政事件訴訟法に基づく教示を行なう必要がある場合は、問12-11を参照されたい。

なお、誤った教示した場合の取扱いについては、行政不服審査法第22条を参照のこと。

(参照) 問12-11「行政事件訴訟法に基づく教示について」

※ 不服申立ての処理手続については、次ページの「7 不服申立ての処理手続の流れ」を参照のこと。

7 不服申立ての処理手続の流れ（例：都知事に対する審査請求）



※審査請求人から申出があった場合、口頭意見陳述の場が設けられる。福祉事務所も出席をすることとなる。

(問 12 - 9) **弁明書の作成方法**

都知事あて審査請求が提起された場合における弁明書の作成方法を示されたい。

1 弁明書の提出

- (1) 弁明書は、審査請求人（以下「請求人」という。）の主張に対して、処分庁が処分の原因内容を明らかにし、当該処分についての事実上及び法律上の適法性、正当性について主張を述べるものである。また、弁明書は、審査庁の審査の資料となるものであり、同時に請求人の反論の対象となるものである。したがって、提起された審査請求の趣旨及び理由をふまえ、要点をおさえながら、処分庁の主張について詳細を明確かつ簡潔に記述する。
- (2) 弁明書は、同一のものを3通作成し、正副各1通（ともに公印を押す）を審査庁に提出し、控えの1通は処分庁において保管する。
なお、審査庁への提出は別紙（書式1）及び（書式2）の方法によって行う。
- (3) 弁明書は、正本1通は審査庁用として審査庁が保管し、副本1通は審査庁から請求人あて送付するものである。なお、弁明書の送付を受けた請求人は、一定の期間内に審査庁あてに反論書を提出することができる。

2 弁明書（様式参照）の作成

- (1) 様式1「事件の表示」について
処分に係る審査請求事件名を特定できるよう明記するものである。

【記載例】

審査請求人が 年 月 日付で提起した〇〇処分についての審査
請求（総総法審第 号）

（注）記号・番号は弁明書の提出依頼（通知文）に付されたもの

- (2) 様式中2「弁明の趣旨」について

これは、処分庁の行う弁明の簡潔な結論となるものである。すなわち、審査請求の趣旨（例えば「……処分の取消を求める。」または「……処分の変更を求める。」）に対応するものである。

【記載例】

- ・「本件審査請求を却下する。」との裁決を求める。
- ・「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。
- ・「本件審査請求のうち……（の部分）については却下し、……（の部分）については棄却する。」との裁決を求める。

(注) 「却下」とは、審査請求が不適法である場合の裁決で、「棄却」とは審査請求人の主張に理由がない場合の裁決をいう。

(3) 様式中3「本件処分内容及び理由」

根拠となる法令の条項・その内容を明示した上で、当該処分要件に該当するその原因となる事実を明示するものである。

【記載例】

- ① ○○において○○という事実があった。
- ② そのため、生活保護法○条並びに……の規定により○○を行う処分を決定したものである。

(4) 様式中4「本件処分に至るまでの経緯」について

これは、本件処分の原因となった事実の発生から、調査・資料収集等を経て本件処分を行うに至るまでの具体的経緯を時系列順に記載するものである。

【記載例】

- ① 年 月 日、……によって、……があった（……のあったことを知った。）。
- ② 年 月 日に至り……となった。
- ③ 年 月 日付（記号・番号）をもって本件処分をした。

(5) 様式中5「審査請求書記載事実の認否」及び様式中6「処分庁の意見」について

① 審査請求書記載事実の認否

審査請求書には、「事実についての主張」と「法律的主張ないし意見」とが

含まれているが、ここでいう審査請求書記載事実とは、「事実についての主張」を指す。

そして、この「本件処分に至るまでの事実」の中には、「本件処分と直接関係のあるもの」と「本件処分と直接関係のないもの」とがある。「本件処分と直接関係のあるもの」については、請求人の主張している個々の事実について、それぞれこれを「認める」、「否認する」または「知らない」のいずれかの方法によってその真否を明らかにするとともに、「否認」する場合は、その理由を付記する。

また、「本件処分と直接関係のないもの」については、「本件処分と直接関係がない」と記載する。

なお、「法律的主張ないし意見」については②で述べるものである。

【記載例】

- ・ 「 」については認める。
- ・ 「 」および「 」については、否認する。その理由は……である。
- ・ 「 」のうち「 」については認め、その余については否認する。その理由は、……である。
- ・ 「 」については、本件処分と直接関係がない。
- ・ 「 」については、知らない。

② 本件審査請求に対する意見

ア 却下の裁決を求める場合

その理由を記載する。

【記載例】

- ・ 本件審査請求は審査請求人が本件処分を知った日の翌日から起算して○日を経過しているから、期間を徒過している。
- ・ 本件処分は……であるから、行政不服審査法第1条にいう「処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当しない。

イ 棄却の裁決を求める場合

請求人の主張する法律上、事実上の争点に関して、本件処分の適法性・正当性を明らかにするものである。審査請求書の中には、請求人の主張が十分に整理されていないものが散見されるが、その場合には、審査請求書から読みとった争点を一旦整理したうえで、具体的に法令その他の資料に基づいて記述する。

【記載例】

本審査請求の事実上（法律上の）の争点は、……の点にあるが、次の理由によって本件処分は適法（正当）である。

- (1) ……
- (2) ……

(6) 様式中7「添付書類」について

弁明書の中で「別紙」、「別添」等として引用したもの又は弁明書の中で直接引用されてはいないが、弁明書の理解を助けると思われる参考資料を「添付資料」という。弁明書と一体のものであるから、それぞれ弁明書に添付する。

【記載例】

- ① ……の謄本
- ② ……の写
- ③ ……

3 「関係書類」について

弁明書の中で利用したもの以外の資料で請求人に対しては送付する必要はないが、審査庁の審査の参考になると思われるものについて関係書類として提出する。

この場合は、「審査庁用」と表示して1通のみ提出すればよい。

(問12-10) **審査請求が提起されている処分の執行停止**

審査請求が提起されている処分について、審査庁が「処分の執行停止」を決定した場合、当該処分についてどのように取り扱えばよいか。

また、行政事件訴訟法上の訴訟が提起されている処分についてはどうか。

1 執行不停止の原則

福祉事務所で行った処分に関し、審査請求が提起された場合における当該処分の効力について、行政不服審査法は、「審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。」（第25条）と定め、行政処分の執行不停止の原則を明らかにしている。

したがって、例えば、福祉事務所が行った法第63条に基づく保護費の返還命令処分について、被保護者から審査請求が提起された場合であっても、処分はその時点では無効とはならず、請求が認容され、裁決により当該処分が取り消された時点で初めて処分の効力が否定されることとなる。

2 審査庁による執行の停止

しかしながら、審査庁が処分庁の上級行政庁の場合は、審査請求人の申立て又は職権により、審査庁が処分庁の上級行政庁以外の場合は、審査請求人の申立により、処分庁の意見を聴取したうえで、審査庁が執行停止をすることができる。

また、審査請求人の申立てがあった場合において、執行の不停止により生じる重大な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、審査庁は執行停止をしなければならないこととされている。

これは、執行停止によって行政権の作用に及ぼす影響を考慮しても、なお、個人の受ける損害が大きいと判断される場合に、執行の不停止により、審査請求人に重大な損害が発生し、救済の目的が達成されない結果となるのを、審査庁の判断により回避することを目的としている。

なお、重大な損害が生じるか否かの判断に当たっては、損害の回復の困難の程度のみならず、損害の性質や程度、処分の内容や性質も併せて考慮される。

審査庁による執行停止が認められた場合には、当該執行停止が取り消され又は裁決が確定するまでの間、当初の処分の効力、執行及び続行を行わないこととなる。当初の処分の効力、執行及び続行を行わないということは、例えば1で掲げた事例においては、被保護者に保護費の返還を求めないということである。

3 行政事件訴訟が提起された処分に係る執行停止

行政事件訴訟が提起された処分についても、処分の執行不停止が原則であるが、（行政事件訴訟法第25条）、執行の不停止により生じる重大な損害を避けるために緊急の必要があるときは、裁判所が執行停止を認めることがある（同条2項）。

この場合の執行停止は、原告（審査請求人）側からの申立があり、かつ、執行停止の必要性が認められた場合、裁判所が決定する。決定された場合は、当該決定は当事者及び関係行政庁を拘束することとなる。

(問 1 2 - 11) 行政事件訴訟法に基づく教示について

行政事件訴訟法第 4 6 条に基づき教示を行う処分の種類と教示すべき内容についての取扱いはどのようにすべきか。

1 行政事件訴訟法による教示が求められる処分と行政庁の教示義務

生活保護に関連する処分について、行政事件訴訟法第 4 6 条に基づき取消訴訟等の提起に関する事項を教示しなければならないとされる主な事例は、取消訴訟を提起できる処分又は裁決をする場合（行政事件訴訟法第 4 6 条第 1 項）で、以下の 3 つの処分がある。

- ①生活保護法（以下「法」という。）に基づく申請却下及び保護の開始、変更、停止、廃止並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給決定などの処分
- ②実施機関等が行った法の規定に基づく処分以外の処分（出納事務又は経理事務上の誤りによって支給した保護費の返還請求など）
- ③法による処分について提起された審査請求に対する裁決

などがこれに当たる。保護の実施機関（福祉事務所）が行う処分としては、主に上記の①にあたる事例が考えられる。

2 教示の方法及び教示すべき内容

教示の方法は、いずれの場合も、書面で教示しなければならない。なお、書面による教示は、必ずしも処分の通知書と一体となる同一の書面である必要はなく、処分の通知書とは別に、教示すべき事項を記載した書面を交付することによっても可能である。

教示すべき内容は、前述 1 の①から③の場合、処分の場合は当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者と出訴期間、裁決の場合は当該裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者と出訴期間である。

なお、①の法に基づく処分のうち、保護の決定及び実施並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する処分については、生活保護法第 6 9 条により、審査請求の前置が求められているので、その旨も併せて教示する必要がある。（以下「4」の（1）の例を参照のこと。）

3 行政不服審査法による教示を併記する場合の留意点

生活保護に関連する処分について、行政事件訴訟法第 4 6 条に基づく取消訴訟ができる旨の教示と併せて、行政不服審査法第 8 2 条 1 項に基づく行政不服申立てに当たっての審査庁等の教示を行う際には、以下の事項に留意すべきである。（平成 1 6 年の行政事件訴訟法の改正にともなって、行政不服審査法の規定が改められ、審査請求等ができる処分については審査庁等の書面による教示も義務づけられた。）

なお、行政不服申立て制度については、問 1 2 - 8 を参照のこと。

（留意点）

- ① 保護の実施機関又は支給機関（福祉事務所）が行った処分が、法第 1 9 条第 4

項、第55条の4第2項及び第55条の5第2項の規定により区市の長が保護の決定及び実施等に関する事務を福祉事務所に委任している場合の当該事務に関する処分である場合は、審査請求を提起する場合(都内の実施機関の処分の場合)、都知事に対して提起するものとされる(法第64条参照)。

- ② 法第77条、第77条の2及び第78条に基づく費用徴収額決定処分については、法第19条第4項の規定による「保護の決定及び実施に関する事務」にあたらぬとされることから、法第64条は適用されず、審査請求についての規定は行政不服審査法第2条及び第4条が適用されることになる。このため、当該事務を地方自治法第153条第2項に基づき福祉事務所に委任している場合は、審査請求を提起する場合、審査庁は級最上級行政庁であるところの当該委任を行った区市町村長となる(区市の長が福祉事務所に事務の委任を行っていない場合は、地方自治法第255条の2第1項第2号に基づき、審査庁は都知事となる。)
- ③ 法第63条、第77条の2及び第78条等に基づく返還又は徴収に係る督促処分については、以下参考及び問12-8の5(2)を参照のこと。

<参考>

(*)審査法…行政不服審査法

処分内容	処分庁	審査庁	審査請求前置	教示例
保護の決定及び実施並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する処分 (保護開始(変更・停止・廃止)決定処分、法第63条返還額決定処分等)	都設置福祉事務所長	都知事 審査法(*)第4条第1項第4号	審査請求前置 法第69条	4(1)
	区市福祉事務所長	都知事 審査法第4条第1項本文 法第64条	審査請求前置 法第69条	4(1)
法第77条及び、第77条の2及び第78条に基づく費用徴収額決定処分 (「保護の決定及び実施に関する事務」にあたらぬもの)	都設置福祉事務所長	都知事 審査法第4条第1項第4号	—	4(2)
	区市長	都知事 審査法第4条第1項本文 地方自治法第255条の2第1項第2号	—	4(2)
	区市福祉事務所長	区市長 審査法第4条第1項第4号	—	4(2)

処分内容	処分庁	審査庁	審査請求前置	教示例
法第77条の2及び第78条に基づく費用徴収額決定処分に係る督促処分 ※この督促処分は、法第77条の2第2項（法第78条第4項において準用する場合を含む。）の規定による	都設置福祉事務所長	都知事 審査法第4条第1項第4号	審査請求前置 国税通則法第115条第1項	4(3)ア
	区市長	都知事 審査法第4条第1項本文 地方自治法第255条の2第1項第2号	審査請求前置 国税通則法第115条第1項	4(3)ア
	区市福祉事務所長	区市長 審査法第4条第1項第4号	審査請求前置 国税通則法第115条第1項	4(3)ア
法第63条に基づく返還額決定処分等に係る督促処分 ※この督促処分は、地方自治法第231条の3第1項の規定による	都設置福祉事務所長	都知事 審査法第4条第1項第4号	審査請求前置 地方自治法第231条の3第10項	4(3)イ
	区市長	区市長 審査法第4条第1項第1号	審査請求前置 地方自治法第231条の3第10項	4(3)イ
	区市福祉事務所長	区市長 審査法第4条第1項第4号	審査請求前置 地方自治法第231条の3第10項	4(3)イ

4 教示の実際例（行政不服審査法及び行政事件訴訟法に規定される各教示内容の例示）

※処分庁、審査庁、被告（代表者）については事例ごとに確認すること。

(1) 法律に処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがある場合（生活保護法第69条の適用を受ける処分）

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇〇〇〇に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇〇を被告として（訴訟において〇〇〇を代表する者は〇〇〇〇〇となります。）、処分の取消

しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。以下この様式において同じ。）の翌日から起算して50日（当該審査請求をした日の翌日から起算して50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日。）を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

※処分決定通知の各様式は、各自治体における生活保護法施行細則によって規定されるものであるため、具体的な教示文の文面（文言）については、各自治体規則を参照のこと。

(2) 処分に対して不服申立て及び取消訴訟の提起の双方が認められている場合
(参 考)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇〇〇〇に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇〇を被告として（訴訟において〇〇〇を代表する者は〇〇〇〇〇〇〇となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、前述のとおり、法第19条第4項、第55条の4第2項又は第55条の5第2項で事務を委任した場合とそれ以外の場合（地方自治法第153条第2項に基づいて委任した場合など）、生活保護法の規定に基づく処分であるか否か、によって、それぞれ教示すべき内容が異なる場合があるので、留意すること。

生活保護法第78条に基づく費用徴収額決定処分における教示例
(処分庁が市(区)長の場合)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇市(区)を被告として(訴訟において〇〇市(区)を代表する者は〇〇市(区)長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(参考) 処分庁が市(区)福祉事務所長の場合(地方自治法第153条第2項に基づいて委任した場合など)は、審査請求先が市(区)長、決定の取消しの訴え先が市(区)(代表者市(区)長)となります。

(3) 法律に処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがある場合(督促事務に関する処分に係るもの)

ア 生活保護法第77条の2及び第78条に規定する徴収金に係る督促事務に関する処分における教示例(処分庁が市(区)長の場合)

- 1 この督促に不服がある場合は、この督促があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対し書面をもって審査請求をすることができます(なお、この督促があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この督促の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇市(区)を被告と

して（訴訟において〇〇市（区）を代表する者は〇〇市（区）長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（参考）処分庁が市（区）福祉事務所長の場合（地方自治法第153条第2項に基づいて委任した場合など）は、審査請求先が市（区）長、決定の取消しの訴え先が市（区）（代表者市（区）長）となります。

イ 生活保護法第63条に規定する返還金に係る督促事務に関する処分における教示例（処分庁が市（区）福祉事務所長の場合）

- 1 この督促に不服がある場合は、この督促があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇市（区）長に対し書面をもって審査請求をすることができます（なお、この督促があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この督促の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇市（区）を被告として（訴訟において〇〇市（区）を代表する者は〇〇市（区）長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（参考）処分庁が市（区）長の場合も審査請求先が市（区）長、決定の取消しの訴え先が市（区）（代表者市（区）長）となります。

(問 1 2 - 11 - 2) **生活保護に係る外国人からの審査請求**

生活保護に係る外国籍の被保護者からの審査請求の取扱いについて示されたい。

行政不服審査法に規定する処分とは、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいい、公権力の行使に当たる事実行為で継続的性質を有するものを含むものとされている。

これを外国人の場合についてみると、生活保護法第 1 条では、法による保護の対象を「生活に困窮するすべての国民」と規定し、外国人は保護の要件を満たさず対象外としている。したがって、外国人が不服申立てを提起し得る生活保護法の処分は、法上の保護申請に対する却下処分のみである。この場合の却下決定通知書には、審査請求ができる旨の教示文を付記する必要がある。

一方、保護の準用については、日本国民に限定されている生活保護の対象を、予算措置により一定の在留資格を有する外国人に拡大しているものであり、法令に基づく処分ではないので、不服申立ての対象とはなり得ない。よって、準用保護の決定通知書には、審査請求に関する教示文は付記しない。

問 1 2 - 2 - 2

生活と福祉「相談室」2010年12月号
別冊問答集問 1 3 - 3 5

(問 1 2 - 11 - 3) **保護の処分等に関する訴訟の取扱い**

生活保護の処分等に関する訴訟が提起された場合の取扱いについて示されたい。

1 地方公共団体の法務大臣に対する報告

生活保護の変更決定処分は、第 1 号法定受託事務であることから、当該処分に関する訴訟が提起された場合には、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和 2 2 年法律第 1 9 4 号、以下「権限法」という。）第 6 条の 2 第 1 項により、被告自治体から法務大臣へ報告しなければならないこととされている。

地方公共団体は、法務大臣への報告を、次の事項を記載した書面に訴状の写しを添付して、当該地方公共団体の所在地を管轄区域とする法務局・地方法務局に対し報告を行うとともに、訴訟の進め方について相談する。東京都内においては、東京法務局に対して行うこととなる。

- ① 訴訟が提起された旨
- ② 訴訟を実施する担当職員及びその所属部局名、電話連絡先など

2 厚生労働省に対する情報提供

東京法務局へ報告した後、速やかに厚生労働省に対して同内容について報告する。訴訟の内容によっては、準備書面の作成、口頭弁論の傍聴、打合せへの参加等、関与することになる。

また、訴訟の報告については、訴状が提起された時点だけでなく、期日が行われる毎に提出された書面とともに、期日でのやりとりを記録したものを提出し、さらに、判決及び判決確定まで随時報告が必要となるので、遅滞なく情報提供を行うよう留意すること。なお、国家賠償法に基づく国家賠償請求訴訟についても同様に報告が必要となる。

平成7年3月29日付社援保第784号厚生省社会・援護局保護課長通知

3 地方公共団体の事務に関する訴訟の実施請求（権限法第7条第1項）

地方公共団体を当事者とする訴訟の中には、その結果により国の財政に負担を生じるものや国の行政目的の遂行に支障を及ぼすものなど、国の利害に関係するものがある。これらの訴訟について、法務大臣に対し、法務局訟務部・地方法務局訟務部門の職員に訴訟活動を行わせることを請求することができる（明らかに生活保護法や保護の実施要領等の解釈及び運用に影響を及ぼさないと考えられる場合は除く。）。法務省が実施請求を受託した場合には、法務局部付検事、訟務官等が被告代理人として、訴訟の進行、裁判所及び原告との窓口を担当することとなる。

生活保護関係全国係長会議資料（令和2年3月5日）第11-2

4 総務大臣に対する通知（権限法第7条第2項）

地方公共団体を当事者とする訴訟事務を法務大臣に依頼した場合には、次の書類を添付のうえ、その旨を総務大臣に対して通知する。（法務大臣が所部の職員でその指定するものに訴訟を行わせるためには総務大臣の意見を求めることとなっており、この意見がないと訴訟に参加できないこととなる。）

- ① 法務大臣宛実施請求通知の写し
- ② 訴状の写し など

通知先：総務省大臣官房総務課審査第2係

5 訴訟が提起された場合に備えて

裁判所からの釈明処分（処分理由を明らかにする資料の提出の求め）に速やかに応じられるよう、日頃から処分に関係する資料を整理しておくことが必要である。万一、争いが生じた場合であっても、裁判所の求めにいつでも明確にこたえることができるように資料を作成し、適切に保管しておくことが必要である。

特に行政不服審査の審査請求等の対象となった事案については、審査庁の裁決後に訴訟を提起されることが予想されるので、答弁書の作成・提出にあたっては、弁明が訴訟に耐えられる内容かどうかについても留意することが必要である。

平成7年3月29日付社援保第784号厚生省社会・援護局保護課長通知
生活保護関係全国係長会議資料（令和2年3月5日）第11-2

（問12-12） 援助方針（支援方針）の作成

新規開始ケースを担当することになったが、援助方針の策定に際し留意点を示されたい。

援助方針（支援方針）は、単に、個々の被保護者に対して地区担当員がどのように対応すべきかについてだけの方針ではない。その世帯にとって当面解決しなくてはならない課題についての方針（短期的な視点）に加え、自立へ向けて、被保護者の社会的機能を高め、「経済的自立」「日常生活自立」及び「社会的自立」三つの自立概念のいずれか、あるいは複数の自立概念に沿って掲げた目標に向かってどのような過程をたどっていくか（中長期的な視点）の手法を示すものである。

したがって、福祉事務所として、個々の被保護者が目指すべき自立とそれに向けて現段階でどう援助するかを具体的に策定・記載する必要がある。そのため、援助方針（支援方針）の策定に際しては、被保護者の状況等を十分に分析しなければならない。被保護者の生育歴、職歴、家族関係及び希望等を聴取し、どの自立概念に沿って方針を立てることが適当なのかを検討することになる。

上記を踏まえたうえで、具体的に援助方針（支援方針）を策定するにあたり、以下の点に留意する必要がある。

- 1 二人以上の世帯員がいる場合は、それぞれについて援助方針（支援方針）を樹立すること。
- 2 策定にあたっては、実行可能なものにすること。
- 3 新規開始ケースについては、当初の段階で把握できた状況により、当面の援助

方針（支援方針）を樹立すること。

- 4 当初の分析・検討の段階と比較して状況の変化があった場合は、援助方針（支援方針）を見直すこと。
- 5 基本的には、被保護者に対して援助方針（支援方針）を示し、福祉事務所と被保護者が何をめざすかについて共有すること。（被保護者の状況によっては、特に改めて援助方針（支援方針）を示す必要がない場合もあり得る。）
- 6 多様な問題を抱えた世帯については、ケースワーカーだけで抱え込むのではなく、ケース診断会議等を活用して組織的な検討を行うよう留意すること。
- 7 なお、年1回程度は、被保護者にとって適切なものになっているか援助方針（支援方針）を見直すこと。

局長通知 第12-4

別冊問答集 問12-1

(問12-13) **保護費の時効**

生活保護費の支給又は支払等の時効の起算日及び時効完成のための満了期間について、示されたい。

生活保護費の支給又は支払（被保護者、医療機関、介護機関等の福祉事務所に対する債権）及び法第63条等返還請求の時効の起算日及び時効完成のための満了期間は、次のとおりである。

支払金の種類	起算日		満了期間	根拠
被保護者への保護金品	給付対象月の当月1日、開始月は開始日。 *現物給付による返還請求については、厳密には受けた時だが、実務上は当月1日として取り扱う。		5年	地方自治法第236条 (別冊問答集問13-18)
現物給付による診療報酬及び介護報酬	ア 医療機関	現物給付を行った診療月の翌月1日	5年	民法第166条
	イ 介護機関	現物給付を行った介護サービス提供月の翌々月1日	5年	地方自治法第236条

現物で生産者等の契約業者から直接購入して給付した補装具、治療材料、衣料寝具等	当該契約に基づく給付の完了の確認のあった日（検収日）の翌日	5年	民法 第166条
--	-------------------------------	----	-------------

別冊問答集 問13-18

（参照）平成16年5月17日付厚生労働省社会・援護局保護課介護係長事務連絡
「介護扶助に係る介護報酬の請求の消滅時効について」

医療扶助運営要領に関する疑義 問（14）

（問12-14） **扶助費の遡及支給**

基準改定を行おうとしたところ、半年前から保護を開始した母子世帯（死別母子）について、開始時から母子加算が認定されていなかったことが分かった。この世帯に対して、開始時に遡って母子加算を認定し、遡及支給することが可能であるか。

最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月及びその前々月分まで）と考えるべきである、とされている。これは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り、3か月を越えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは妥当でないという考え方に基づいているものであり、また、不服申立ての可能な期間が3か月とされていることから支持されるものである。

ただし、最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、原則としてケース診断会議等を活用し組織的な検討を行い、発見月（令和2年4月1日以降に限る。）から前5年間を限度として追加支給して差しつかえない。その場合、真にやむを得ない事情から追加支給を行うことを踏まえ、追加支給された扶助費が被保護世帯の自立更生のためにあてるよう助言指導すること。なお、被保護世帯の自立更生のためにあてられる費用であれば、直ちに自立更生のための用途に供されるものに限るものではないので留意されたい。

一方で、使用目的が保有の認められない物品の購入や贈与等により当該世帯以外のためにあてるなど、自立更生のためにあてられない場合については、収入認定することとなるが、収入認定を行うに当たっては、機械的に収入認定を行って保護を停廃止するのではなく、状況に応じて収入認定額の一部を翌月以降に分割して認定して差し

つかえない。

また、扶助費の遡及支給は、原則として、本来支給すべきであった各月の最低生活費の認定変更により行うこと（過少支給となっていた扶助費相当額を別途一時扶助として支給する取扱いは認められない。）。

この保護変更決定処分に当たっては、保護変更年月日（複数ある場合は、該当するもの（期間）を全て記載）、保護変更（遡及支給）理由、種類・程度（該当月ごとの遡及支給額及びその合計額）の内容がわかるよう記載することで、決定通知書を1枚にまとめる形として差し支えない。

なお、令和2年4月1日より前に発見されたものであって、受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がないものに係る遡及支給を行う場合は、「生活保護法施行上の疑義について」（昭和58年5月30日社保第68号）に基づき、厚生労働省保護課宛てに個別の協議が必要となるため、東京都保護課を通して協議を行う。

「扶助費の再支給」については、局長通知第10の4「扶助費の再支給」及び課長問答・第10の16を参照されたい。

別冊問答集問13-2

「生活保護法施行上の疑義について」（昭和58年5月30日社保第68号）

(問12-15) **特別基準設定に係る情報提供の事務処理要領**

特別基準設定に係る情報提供の事務処理方法について、示されたい。

1 実施機関限りで設定できる特別基準

実施機関限りで設定できる特別基準の種類及び特別基準額については、生活保護手帳の資料の「関連事項一覧表」の「5実施機関限りで設定できる特別基準一覧表」に示されているところである。

実施機関は、当該被保護世帯の援助方針に基づき、当該被保護世帯について、必要不可欠な特別な需要があると認められる場合に限り、特別基準による費用を認定でき、特別需要額の認定については、必要最小限度の額を認定することとされている。（局第7-10-(2)）

2 厚生労働大臣に対する特別基準の情報提供を行う場合

厚生労働省が示した通知（平成12年7月7日社援保第43号「生活保護法における特別基準の設定にかかる情報提供について」）により、保護の実施機関が、厚生労働大臣に対する特別基準設定の情報提供を行う場合は、厚生労働大臣の特別基準の

設定が必要と思慮される旨及び各実施要領及び運営要領等の根拠を明記した情報提供文書に、次に掲げる必要書類（各2部）を添付し、東京都福祉保健局生活福祉部保護課を經由し厚生労働大臣あて提出する。

なお、福祉事務所長が認定する特別基準を設定してもなお不足が生じる場合に、厚生労働大臣の特別基準の対象となる旨、厚生労働大臣に対する特別基準の情報提供を行う場合は、先に福祉事務所長が認定する特別基準の計上決定を行う必要がある。

(1) 保護の実施要領中

種 類	必 要 書 類 等	内 容 等
<p>1 技能習得費のうち 局第7-8-(2) -ア-(オ)-b (職業能力開発促進法 にいう公共職業能力開 発施設に準ずる施設に おいて職業訓練をうけ る者が地方公共団体又 はその長から支給され るa(雇用対策法等に 基づき支給される技能 習得手当)に準ずる技 能習得手当)に該当す る場合</p>	<p>(1)実施機関の意見書 (2)保護申請書(写) (3)世帯台帳(写) (4)保護決定調書(写) (5)技能修得計画書 (6)経費見積書(写) (7)その他</p>	<p>ア 生活の現況 イ 今後の自立更生等援助方針 ウ 技能修得後の収入見込み エ 必要品目及び経費の適切性 オ 技能修得計画の適切性 カ 他法他施策の活用可否 キ 経費の減免の有無 ク 扶養義務者その他からの援助の有無 ケ その他</p> <p>直近の状況が反映されたもの</p> <p>生業計画書の様式を使用する 技能修得先から徴する</p>
<p>2 各費目に関する告 示及び規定による基 準によりがたい特別 の事情がある場合</p>	<p>(1)実施機関の意見書 (2)世帯台帳(写) (3)保護決定調書(写) (4)その他</p>	

(例) 上記2各費目に関する告示及び規定による基準によりがたい特別の事情がある場合
 障害者加算他人介護料について、厚生労働大臣特別基準の設定が必要な場合

必要書類等	内容等
1 情報提供書 2 実施機関の意見書	実施機関から厚生労働大臣あて 1 世帯歴及び保護の現況 2 援助方針 3 特別基準設定申請に到る経緯 4 障害名、障害等級及び障害の状況 5 他法他施策の活用状況 6 扶養義務者の状況及び援助の有無 7 特別基準設定に対する実施機関の見解
3 介護費用の積算根拠に係る書類	必要額を算定するための計算式等を記載したもの (2の実施機関の意見書中の1項目として特別基準額全額の必要性を述べることで代えても差し支えない)
4 1週間の介護ローテーション表	週間ローテーション・1日スケジュール (介護内容、時間、介護者及び他法他施策を充てる部分を明記)
5 介護契約書(写)	
6 世帯台帳(写)	直近のもの
7 保護決定調書	4月1日の基準改訂分を含む直近1年間分
8 ケース記録(写)	直近1年間分
9 特別基準申請書(写)	対象者から実施機関あて
10 障害者加算他人介護料等の状況	区市町村で実施している他施策があれば利用して
11 障害者施策における「サービス等利用計画」・介護保険の「ケアプラン」の写し	いない場合も記入し、その理由を具体的に記入する
12 障害者施策における支給決定基準が分かる資料	
13 他人介護料認定診断書(写)	
14 介護費用領収証(写)	
15 身体障害者手帳(写)	
16 介護給付費支給変更決定通知書(写)	

(2) 医療扶助運営要領中

種 類	必 要 書 類 等	内 容 等
<p>1 局第2-2-(7) 国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療保険の診療における取扱い等により難しい場合</p>	<p>(1)世帯台帳(写) (2)保護決定調書(写) (3)実施機関の意見書 (4)特別基準の申請額及びこれが最低限度の額であることを証する書類 (5)関係専門医等の意見書 (6)その他</p>	<p>直近の状況が反映されたもの ア 生活の現況 イ 今後の援助方針 ウ 特別基準設定の必要性 エ 計画及び費用の妥当性 オ 他法他施策の活用可否 カ 扶養義務者その他からの援助の有無 キ その他 特別基準を必要とする理由に関連して参考となる資料</p>
<p>2 局第3-6-(3)-ア-(ウ)-b 局第3-6-(3)-ア-(ア)に掲げる以外の治療材料が2万5千円を超える場合</p>	<p>(1)保護申請書(写) (2)世帯台帳(写) (3)保護決定調書(写) (4)実施機関の意見書 (5)医師の診断書 (6)医師の意見書 (7)経費見積書</p>	<p>直近の状況が反映されたもの ア 生活の現況 イ 今後の援助方針 ウ 特別基準設定の必要性 エ 計画及び費用の妥当性 オ 他法他施策の活用可否 カ 扶養義務者その他からの援助の有無 キ その他</p>

(3) 介護扶助運営要領中

種 類	必 要 書 類 等	内 容 等
<p>1 局第2-2-(6) 介護保険の介護の方針及び介護の報酬により難しい場合</p>	<p>(1)保護申請書(写) (2)世帯台帳(写) (3)保護決定調書(写) (4)実施機関の意見書 (5)特別基準の申請額及びこれが最低限度の額であることを証する書類 (6)関係専門医等の意見書 (7)その他</p>	<p>直近の状況が反映されたもの ア 生活の現況 イ 今後の援助方針 ウ 特別基準設定の必要性 エ 計画及び費用の妥当性 オ 他法他施策の活用可否 カ 扶養義務者その他からの援助の有無 キ その他 特別基準を必要とする理由に関連して参考となる資料</p>
<p>2 局第5-3-(3) 福祉用具の給付に当たり、限度額を超えて給付が必要と認められる場合</p>	<p>(1)保護申請書(写) (2)世帯台帳(写) (3)保護決定調書(写) (4)実施機関の意見書 (5)経費見積書 (6)その他</p>	<p>直近の状況が反映されたもの ア 生活の現況 イ 今後の援助方針 ウ 特別基準設定の必要性 エ 計画及び費用の妥当性 オ 他法他施策の活用可否 カ 扶養義務者その他からの援助の有無 キ その他</p>

<p>3 局第5-4-</p> <p>(2)</p> <p>住宅の改修に当たり、限度額を超えて給付が必要と認められる場合</p>	<p>(1)保護申請書(写)</p> <p>(2)世帯台帳(写)</p> <p>(3)保護決定調書(写)</p> <p>(4)実施機関の意見書</p> <p>(5)経費見積書</p> <p>(6)その他</p>	<p>直近の状況が反映されたもの</p> <p>ア 生活の現況</p> <p>イ 今後の援助方針</p> <p>ウ 特別基準設定の必要性</p> <p>エ 計画及び費用の妥当性</p> <p>オ 他法他施策の活用可否</p> <p>カ 扶養義務者その他からの援助の有無</p> <p>キ その他</p>
--	--	--

(4) 保護の実施要領の取扱い中、障害者（児）が通院、通所、通学のために自動車を必要とする場合で、課長問答・第3の12の答の（1）から（5）のいずれかの要件に該当しない場合であっても、その保有を認めることが真に必要であるとする特段の事情があるとき

必要書類等	内容等
<p>1 世帯台帳</p> <p>2 保護決定調書</p> <p>3 車検証</p> <p>4 保険証書</p> <p>5 実施機関の意見書</p> <p>6 障害名、障害等級、障害の状況が確認できる書面</p> <p>7 その他参考になる資料</p>	<p>(1) 世帯歴及び保護の現況</p> <p>(2) 今後の援助方針</p> <p>(3) 保有容認を必要とする理由</p> <p>ア 自動車の活用状況</p> <p>イ 自動車を必要とする状況（身体状況、代替交通機関の状況）</p> <p>ウ 地域の状況</p> <p>エ 自動車の種類（品名、排気量、年式、改造状況、処分価値）</p> <p>オ 維持費（経費の内訳、捻出方法）</p> <p>カ 運転者</p> <p>キ 他法他施策の活用状況</p> <p>ク 扶養義務者の状況</p> <p>ケ その他</p>

3 恵与金等の取扱いに関する情報提供

恵与金等（次官通知第8-3-(3)のウ〜キに該当するもの）を収入として認定しない取扱いをすることについて、厚生労働大臣に情報提供する必要がある場合は、実施機関は情報提供文書に、次に示す必要書類（各2部）を添付して、東京都福祉保健局生活福祉部保護課あてに提出する。

種 類	必 要 書 類 等	内 容 等
1 列挙用途以外の用途にあてる場合又は列挙用途の限度額を超える越える経費を要する場合（課長通知問第8の40）	(1)保護決定調書（写） (2)世帯台帳（写） (3)実施機関の意見書 (4)使途計画書 (5)恵与金等の金額を証する書類（写） (6)経費見積書（写） (7)その他	直近の状況が反映されたもの ア 世帯歴及び保護の現況 イ 自立更生のための指導方針 ウ 恵与金等を受けた経過 エ 恵与金等の性格及び金額 オ 特例を必要とする理由 （自立更生指導方針との関連性、使途計画の適切性） カ その他参考となる事項 被保護者に使途計画の具体的内容、費目別金額を詳細に記載させたもの 証明書を取り難い場合は実施機関の確認書 使途別に業者からとったもの

4 福祉的給付金の特例的取扱いに関する情報提供

保護の実施機関が局長通知第8-2-(6)ーイにより、福祉的給付金を収入として認定しない取扱いをすることについて厚生労働大臣あて情報提供を行う場合、実施機関の情報提供文書に次に示す必要書類（各2部）を添付して東京都福祉保健局生活福祉部保護課あてに提出する。

必 要 書 類 等	内 容 等
1 実施機関の意見書	(1) 情報提供の対象となる金銭給付制度の名称、趣旨及び制度の内容 (2) 収入認定に関する取扱方針（収入認定しないものとする限度額を明示する。） (3) 特例的取扱いを行うべき理由 (4) その他
2 当該制度の根拠となる条例等（写）	条例、規則、要綱等及びこれに伴う実施細目（実施準備中の場合は、これらの案）
3 支給対象人員等調べ	被保護者数及び所要予算額を明らかにする文書
4 社会福祉施策の実施状況を説明する文書	当該地方公共団体における社会福祉施策の実施状況、社会福祉関係予算額及び総予算額を明らかにする文書

(問 1 2 - 1 6) **受領されなかった保護費の取扱い**

転出による保護廃止後、決定済みであるが未支給であった医療扶助移送費を支給しようとした。しかしながら、本人と連絡が取れず、現金書留で郵送すると返戻され、訪問しても不在が続いている。支給すべき保護費を渡せず宙に浮いた状態で苦慮しているが、どのように取り扱えばよいか。公証人への供託は可能か。

当該保護費については、歳出戻入の手続きを取り、時効（5年間）成立までは、本人の請求があった場合、いつでも支給できるようにしておかれない。供託は、民法第494条の規定により、これを行うことで弁済者は債務を免れることができるとされており、保護費に関する債権債務関係が存続する以上、適用するのは不適切である。

なお、上記取扱いは東京都知事の設置する福祉事務所における処理方法であり、最終的には各自治体の会計処理に関する条例等に従って処理することとなる。

第 1 3 就労自立給付金

第 1 3 就労自立給付金

(問 1 3 - 1) 就労自立給付金の支給要件

就労自立給付金の支給要件について示されたい。

被保護者であって、次の 1 から 4 までのいずれかの事由に該当することにより、保護を必要としなくなったと支給機関が認めた場合に、就労自立給付金の支給を行う。

- 1 世帯員が、安定した職業（おおむね 6 月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められるものをいう。以下同じ。）に就いたこと。
- 2 世帯員が事業を開始し、おおむね 6 月以上当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められること。
- 3 就労による収入を得ている被保護世帯において、就労収入が増加することにより、おおむね 6 月以上当該世帯が最低限度の生活を維持することができると認められること。
- 4 就労による収入を得ておらず、それ以外の収入を得ている被保護世帯において、当該世帯に属する世帯員が職業（安定した職業を除く。）に就き、就労収入を得ることにより、おおむね 6 月以上当該世帯が最低限度の生活を維持することができると認められること。

なお、就労自立給付金の支給要件において、就業の形態は問わないものであるとされているところであり、上記の事由に該当すると認められる場合は、日雇いの形態であっても対象となる。また、以下の場合には対象とならないため、留意すること。

- 世帯員の転出等による基準額の変更（減額）のみで廃止決定を行う場合
- 既に就労している者が年金収入を得ることのみで廃止決定を行う場合
- 高等学校等卒業者が就職して世帯から独立する場合（出身世帯は保護を継続）
- 辞退の申出による廃止決定を行う場合

その他「実際に給付金の支給を行った日」から起算して 3 年を経過しない被保護者については、支給（再支給）することができない。ただし、被保護者が給付金の支給を受けた際に就労していた会社等の倒産などやむを得ない事由（疾病等自己都合による場合を除く。）があると認めるときは、この限りでない。

平成 26 年 4 月 25 日付社援発 0 4 2 5 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知

平成 26 年 4 月 25 日付社援発 0 4 2 5 第 7 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知

(問 1 3 - 2) 就労自立給付金の支給決定

就労自立給付金の申請を受けてから決定までの間に留意すべき事項等について示されたい。

1 申請から決定までの対応

就労自立給付金（以下この問において「給付金」という。）は、安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなったと認められる被保護者に対して支給するものであることから、申請は被保護者が保護の廃止直前に行うものとし、その支給は保護の廃止決定時又は廃止後速やかに行うものとする。ただし、支給対象者が業務の都合等で事前に申請手続がとれない場合、事後において明らかとなった収入を認定したために遡って保護の廃止決定をする場合等、やむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

また、支給決定の通知は、速やかに行うものとし、申請のあった日から起算して 14 日以内に行うこと。ただし、就労収入の状況調査に時間を要する等特別な事由がある場合には、30 日以内に行うこととし、決定通知書にはその理由を明示すること。

生活保護の準用を行う外国人に対しても支給要件に該当する場合には、給付金の支給を行うこととし、この場合には、法令の規定に基づく行政処分ではないため、保護の決定通知書と同様に、準用である旨を記載し、不服申立ての教示文は付記しない取扱いとなる。

2 支給決定後に変更を要する場合の対応

給付金の支給決定後、算定額の誤りのほか、収入の未申告等により、法第 63 条若しくは法第 78 条により保護費の返還等を求める事由が発覚した場合又は認定済みの収入充当額が多く給付金の過支給が発覚した場合は、既に決定済みの給付金について、返還の求め又は追給を行うこととなる。この場合において、事後に返還金等が生じる場合は、民法第 703 条に基づく不当利得返還請求を行うこととなる。

3 給付金の時効

給付金の支給を受ける権利は、2 年を経過したときは、時効によって消滅する。なお、給付金の時効の起算点は、給付金の支給が可能となった時、すなわち保護の廃止日となる。

平成 26 年 4 月 25 日付社援発 0425 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知

平成 26 年 4 月 25 日付社援発 0425 第 7 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知

平成 30 年 9 月 4 日付社援発 0904 第 6 号厚生労働省社会・援護局長通知

(問 1 3 - 3) 就労自立給付金の算定

就労自立給付金の具体的な算定方法について示されたい。

1 算定手順

(1) 算定対象期間を確定

保護を必要としなくなったと認めた日が属する月（当該日が月の初日である場合、その前月）から起算して前6月（当該期間中に法第26条の規定に基づき月の初日から末日までの期間にわたって保護を停止した場合は、当該期間を含まない6月）を算定対象期間とする。ただし、法第27条第1項の指導若しくは指示に従わず又は法第28条第1項の報告をしないなどにより保護を停止した期間については、算定対象期間に含むこと。

また、算定対象期間に休業期間（入院等による自己都合、会社都合問わず）がある場合は、未就労期間とはならないので、算定対象期間に含むものとする。

(2) 算定対象期間における各月の就労収入に係る収入充当額を確認

次官通知第8によって収入として認定した就労による収入額（基礎控除及び必要経費等控除後の収入充当額をいう。以下「収入充当額」という。）を算定に用いる。また、収入の未申告等により、収入充当額が異なることがわかった場合は、当該月の正規の金額で計算すること。なお、法第78条に基づく費用徴収の対象となる不正就労が発覚した場合において、就労自立給付金（以下この間において「給付金」という。）の算定を行う場合には、当該月の正規の収入充当額（当該不正就労収入について基礎控除等を実施）を算定上用いること。

(3) 算定対象期間の各月に応じた算定率を確認

算定率は、保護の廃止に至った就労の収入認定開始月を起算点とし、一律10%とする。

なお、転職（再就労）した者については、算定対象期間内に転職前の仕事による収入充当額を含むか否かにより収入認定開始月を決定することとなる。

○算定対象期間内に転職前の仕事に係る収入充当額を含む場合

→転職前の収入認定開始月が起点

○算定対象期間内に転職前の仕事に係る収入充当額を含まない場合

→転職（再就労）後の収入認定開始月が起点

また、移管前保護受給時から就労収入の認定を行っており、移管後に当該就労が継続し収入増により保護廃止となる場合は、移管前の就労の収入認定開始月を起算点とし、移管後も通算して算定率を乗じること。

(4) 算定額と上限額とを比較し支給額を確定

算定対象期間における各月の収入充当額に対し、10%の算定率を乗じて算定した額（1円未満の端数を切り捨て。以下同じ。）に最低給付額として単身世帯は2万円、複数世帯は3万円を加えた額と上限額（(3)とのいずれか低い額とな

る。算定額に係る端数処理は、各月における収入充当額に算定率を乗じて得た額を合算した額に対して行う（1円未満の端数を切捨て）。複数世帯の場合は、世帯員それぞれに算定した額を端数処理した上で合算した金額と上限額とのいずれか低い額が支給額となる。

2 具体的な算定（(7)以外は単身世帯の場合）

(1) 4月からA社での就労に係る収入認定を開始した場合（体調不良による休業期間有）

保護廃止日：平成30年11月1日（10月25日に収入があり翌月1日付けの廃止を想定）

算定対象期間：平成30年5月から同年10月まで

収入認定開始月（起算点）：平成30年4月

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
算定期間	対象外	対象					
収入充当額	50,000	50,000	50,000	(休業) 0	50,000	50,000	50,000
算定率	—	10%	10%	10%	10%	10%	10%
算定額	—	5,000	5,000	(休業) 0	5,000	5,000	5,000
勤務先	A社	A社	A社	A社	A社	A社	A社

支給額：45,000円

(算定額：25,000円＋最低給付額：20,000円 < 上限額：100,000円)

(2) 4月までA社、5月からB社での就労に係る収入認定を行っていた場合

保護廃止日：平成30年11月1日（10月25日に収入があり翌月1日付けの廃止を想定）

算定対象期間：平成30年5月から同年10月まで

収入認定開始月（起算点）：平成30年5月

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
算定期間	対象外	対象					
収入充当額	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
算定率	—	10%	10%	10%	10%	10%	10%
算定額	—	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
勤務先	A社	B社	B社	B社	B社	B社	B社

支給額：50,000円

(算定額：30,000円＋最低給付額：20,000円 < 上限額：100,000円)

※算定対象期間内に転職前の仕事に係る収入充当額（A社分）を含まないため、転

職後（B社）の収入認定開始月を算定率の起点とする。

- (3) 4月から6月までA社、7月からB社での就労に係る収入認定を行っていた場合

保護廃止日：平成30年10月10日（10月10日に収入があり同日付けの廃止を想定）

算定対象期間：平成30年5月から同年10月まで

収入認定開始月（起算点）：平成30年4月

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
算定期間	対象外	対象					
収入充当額	33,333	33,333	33,333	50,000	50,000	50,000	50,000
算定率	—	10%	10%	10%	10%	10%	10%
算定額	—	3,333. 3	3,333. 3	5,000	5,000	5,000	5,000
勤務先	A社	A社	A社	B社	B社	B社	B社

支給額：46,666円

（算定額：26,666円（26,666.6円）＋最低給付額：20,000円＜上限額：100,000円）

※算定対象期間内に転職前の仕事に係る収入充当額（A社分）を含むため、転職前（A社）の収入認定開始月を算定率の起点とする。

- (4) 4月からA社での就労に係る収入認定を行っていたが、5月1日から同月31日までの間、法第26条に基づく停止を行った場合

保護廃止日：平成30年11月1日（10月25日に収入があり翌月1日付けの廃止を想定）

算定対象期間：平成30年4月から同年10月まで（5月を除く。）

収入認定開始月（起算点）：平成30年4月

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
算定期間	対象	不参加	対象				
収入充当額	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
算定率	10%		10%	10%	10%	10%	10%
算定額	5,000	—	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
勤務先	A社	A社	A社	A社	A社	A社	A社

支給額：50,000円

（算定額：30,000円＋最低給付額：20,000円 ＜ 上限額：100,000円）

※法第26条の規定に基づき月の初日から末日までの期間にわたって保護を停止した場合は、当該期間を含まない。

- (5) 4月からA社での就労を開始し、5月の初任給が基準額を超えたため収入認定を行わず保護の停止を行ったが、その後8月に廃止決定を行った場合

支給額：20,000円

(算定額：0円＋最低給付額：20,000円 < 上限額：100,000円)

※収入認定を行わず廃止した場合は、収入充当額0円となり、最低給付額が支給額となる。

- (6) 4月から9月までA社、7月から追加でB社での就労に係る収入認定を行っていた場合

保護廃止日：平成30年11月1日(10月25日に収入があり翌月1日付けの廃止を想定)

算定対象期間：平成30年5月から同年10月まで

収入認定開始月(起算点)：平成30年4月

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
算定期間	対象外	対象					
収入充当額	50,000	50,000	50,000	80,000	80,000	80,000	80,000
算定率	—	10%	10%	10%	10%	10%	10%
算定額	—	5,000	5,000	8,000	8,000	8,000	8,000
勤務先	A社	A社	A社	A、B社	A、B社	A、B社	B社

支給額：62,000円

(算定額：42,000円＋最低給付額：20,000円 > 上限額：100,000円)

※A社での就労に加えB社における就労収入を得ることとなった場合は、2つ以上の収入を得ることになった月以降は収入充当額を合算した上で、A社の収入認定開始月を算定率の起点とする。

- (7) 4月から9月までA社で妻の就労、7月からB社で主の就労に係る収入認定を行っていた場合(主の収入増により廃止)

保護廃止日：平成30年11月1日(10月25日に収入があり翌月1日付けの廃止を想定)

<主>算定対象期間：平成30年5月から同年10月まで

収入認定開始月(起算点)：平成30年7月

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
算定期間	無収入	無収入	無収入	対象			
収入充当額	—	—	—	80,000	80,000	80,000	80,000
算定率	—	—	—	10%	10%	10%	10%
算定額	—	—	—	8,000	8,000	8,000	8,000
勤務先	—	—	—	B社	B社	B社	B社

<妻>算定対象期間に含めない。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
算定期間	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	無収入
収入充当額	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	—
算定率	—	—	—	—	—	—	—
算定額	—	—	—	—	—	—	—
勤務先	A社	A社	A社	A社	A社	A社	—

支給額：62,000円

(算定額：32,000円＋最低給付額：30,000円 > 上限額：150,000円)

※算定率は「保護の廃止に至った就労」の収入認定開始月を起点とするものであり、妻は離職済みで妻の就労により保護の廃止に至ったものではないため、妻の就労収入（収入充当額）は対象とならない。

3 その他

- (1) 就労開始後初回の就労収入の額が少額で、収入充当額が0円となる場合であっても、就労収入の認定は開始しているため、当該初回の収入認定開始月が算定率の起点となる。
- (2) 給与が増額となり廃止を行う場合、収入認定（変更）を行っていない当該増額となった給与の額ではなく、既に認定済みの収入充当額により算定を行う。

<例>

保護廃止日：平成30年10月10日（同日に200,000円の収入有）

算定対象期間：平成30年5月から同年10月まで

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
収入充当額	100,000	120,000	110,000	112,000	125,000	115,000	115,000
	0	0	0	0	0	0	0

10月分の収入充当額について、9月分給与から推定で115,000円を収入認定している場合は、当該額（115,000円）が算定対象となる。

(3) 更生施設に入所している者が更生積立金を積み立てている場合の取扱いについては、問7-7を参照のこと。なお、収入認定を行わず廃止となった場合は、収入充当額0円となり、最低給付額を支給することとなる。

平成26年4月25日付社援発0425第3号厚生労働省社会・援護局長通知

平成26年4月25日付社援発0425第7号厚生労働省社会・援護局保護課長通知

参 考 资 料

参考資料1 東京都内登記所（不動産登記管轄）

庁名	所在地	電話	管轄区域	供託
東京法務局	〒102-8225 千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎	5213-1234	千代田区、中央区 文京区、島嶼部	○
港出張所	〒106-8654 港区東麻布2-11-11	3586-2181	港区	
新宿出張所	〒169-0074 新宿区北新宿1-8-22	3363-7385	新宿区	
台東出張所	〒110-8561 台東区台東1-26-2	3831-0625	台東区	
墨田出張所	〒130-0024 墨田区菊川1-17-13	3631-1408	墨田区、江東区	
品川出張所	〒140-8717 品川区広町2-1-36 品川区総合庁舎	3774-3446	品川区	
城南出張所	〒146-8554 大田区鵜の木2-9-15	3750-6651	大田区	
世田谷出張所	〒154-8531 世田谷区若林4-22-13 世田谷合同庁舎2階	5481-7519	世田谷区	
渋谷出張所	〒150-8301 渋谷区宇田川町1-10 渋谷地方合同庁舎	3463-7671	渋谷区、目黒区	
中野出張所	〒165-8588 中野区野方1-34-1	3389-3379	中野区	

庁 名	所 在 地	電 話	管 轄 区 域	供託
杉 並 出 張 所	〒167-0035 杉並区今川2-1-3	3395-0255	杉並区	
豊 島 出 張 所	〒171-8507 豊島区池袋4-30-20 豊島地方合同庁舎	3971-1616	豊島区	
北 出 張 所	〒114-8531 北区王子6-2-66	3912-2608	北区、荒川区	
板 橋 出 張 所	〒173-0004 板橋区板橋1-44-6	3964-5385	板橋区	
練 馬 出 張 所	〒179-8501 練馬区春日町5-35-33	5971-3681	練馬区	
城 北 出 張 所	〒124-8502 葛飾区小菅4-20-24	3603-4305	足立区、葛飾区	
江 戸 川 出 張 所	〒132-8585 江戸川区中央1-16-2	3654-4156	江戸川区	
八 王 子 支 局	〒192-0364 八王子市南大沢2-27 フレスコ南大沢10・11階	042-670- 6240	八王子市	○
立 川 出 張 所	〒190-8524 立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎6階	042-524- 2716	立川市、昭島市 東大和市、武蔵村山市 日野市、国分寺市 国立市	
西 多 摩 支 局	〒197-0004 福生市南田園3-61-3	042-551- 0360	青梅市、西多摩郡、福生市、 羽村市、あきる野市	○
府 中 支 局	〒183-0052 府中市新町2-44	042-335- 4753	府中市、調布市、武蔵野市、 小金井市、狛江市、三鷹市、 多摩市、稲城市	○

庁 名	所 在 地	電 話	管 轄 区 域	供託
町 田 出 張 所	〒194-0022 町田市森野2-28-14 町田地方合同庁舎	042-722- 2414	町田市	
田 無 出 張 所	〒188-0011 西東京市田無町4-16-24	042-461- 1130	小平市、東村山市、 西東京市、清瀬市、 東久留米市	

供託については、東京法務局と3支局の取扱いとなる

参考資料 2 被保護世帯に対する援護施策

	援 護 施 策	対 象 及 び 根 拠 規 定	申 請 先	必 要 書 類
地 方 税	都民税・特別区民税 ・市長村民税の非課税	生活扶助受給者 (地方税法 § 2405、§ 295)	・区市町村税務 担当課	・保護受給証明書
	固定資産税の減免	貧困により生活のため公 私の援助を受ける者 (地方税法 § 367 等)	・都税事務所 ・市町村税務担 当課	・保護受給証明書
	軽自動車税の減免	貧困により生活のため公私 の援助を受ける者 (地方税法 § 454 等)	・区市町村税務 担当課	・保護受給証明書
	法定外普通税の非課税	保護金品 (地方税法 § 262, § 672)	・都税事務所 ・市町村税務担 当課	・保護受給証明書
年 金 等	国民年金保険料の免除	生活扶助及びそれ以外の扶 助を受ける者 (国民年金法 § 89、§ 90)	・区市町村年金 担当課	・保護開始(変更)決定通知 書
	心身障害者扶養共済制 度の減額	被保護者 (東京都心身障害者扶養共済条例施行規則 § 8)	・区市町村福祉 担当課	・掛金減額申請書 ・保護受給証明書
教 育	都立高校等の授業料の 免除 ★奨学制度は参考資料 3 参照のこと	被保護者 (平成26年3月以前 の入学者) (東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則改正附則)	・高等学校、 高等専門学校等	・授業料減免申請書 ・保護受給証明書
	都立高校等の入学料の 免除	被保護者 (東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則 § 6)	・高等学校、 高等専門学校等	・入学料減免申請書 ・保護受給証明書
放 送	NHK放送受信料の免 除	被保護者 (日本放送協会放送受信料免除基準)	・NHK東京営 業局	・放送受信料免除申請書

	援 護 施 策	対 象 及 び 根 拠 規 定	申 請 先	必 要 書 類
都 営 住 宅	都営住宅入居保証金の 免除	住宅扶助を受けている者 (東京都営住宅条例施行規則 §19)	・住宅供給公社募 集センター都営募集課	・保護受給証明書
	都営住宅使用料の減額	住宅扶助を受けている者 (東京都営住宅条例施行規則 §17)	・所管の住宅供 給公社窓口センター	・住宅使用料減額申請書 ・住民票・保護受給証明書
	都営住宅共益費（昇降 機保守維持費）の免除	住宅扶助を受けている者 (東京都住宅局要綱)	・所管の住宅供 給公社窓口センター	・保護受給証明書
衛 生 等	保健所使用料の免除 (施設入所時検診等)	知事が認める者 (東京都保健所使用条例 §3)	・保健所	・使用料、手数料免除減額 申請書
	公衆浴場入浴券の交付	被保護者 (東京都生活文化局要綱、23区の要綱)	・区担当課 ・市町村は生活文化局消費生活部	・入浴券配付申請書
交 通	都営バス・都営地下鉄 の無料乗車券の交付	被保護者 (東京都電車条例 §5、東京都乗合自動車条例 §5)	・福祉事務所	・無料乗車券発行申請書
	J R 通勤定期乗車券の 割引	被保護者 (特定者用定期乗車券発売 規則)	・ J R 各駅	・特定者資格証明書 ・特定者用定期乗車券購入 証明書 ・特定者資格証明書交付申請書
上 下 水 道	水道基本料金の免除 (1ヵ月で10立方mまでの免除を含む)	生活扶助・住宅扶助・教育 扶助・医療扶助又は介護扶助 を受ける者 (東京都給水条例 §30、東 京都下水道条例 §20等)	・水道局営業所	・免除申請書 ・保護開始(変更) 決定通知書
	下水道料金 (1ヵ月で8立方mまでの免除)			
	水洗便所改造助成金の 交付	23区内に居住の被保護者 (東京都下水道局水洗便所 助成規程 §3)	・下水道局管理 事務所	・水洗便所助成金申請書、 ・排水設備計画書届出書、 ・家屋所有者であることを 証する書類、・住民票、 ・保護受給証明書
	住民票の発行手数料の 免除	被保護者	・区市町村窓口	・保護受給証明書

参考資料3 児童生徒の修学援護制度（育英奨学、就学援助、就学奨励制度）

1 育英奨学制度（平成28年度現在）

（注）表中、高等学校は「高」、高等専門学校は「高専」、専修学校は「専修」と表している。

実施の主体	(公財) 東京都私学財団			(公財) 東京都私学財団
名 称	東 京 都 育 英 資 金			私立高等学校入学支度金
所 管 課	東京都生活文化局私学部私学振興課 TEL 5388-3183 (公財) 東京都私学財団 TEL 03-5206-7929			東京都生活文化局私学部私学振興課 TEL 5388-3181 (公財) 東京都私学財団 TEL 03-5206-7926
資 格	①高校、高等専門学校、専修学校（高等課程、専門課程）の在学生（ただし、高等専門学校、専修学校専門課程は都内校に限る）。 ②本人と保護者が都内居住 ③勉学意欲があり経済的理由により修学困難な者			都内に居住し、都内の私立高校、私立高等専門学校、私立中等教育学校後期過程、私立特別支援学校の高等部及び私立専修学校高等課程三年制に入学する生徒の保護者
支給・貸付	貸 付			貸 付
学種及び 支給額 (月額)	(月額)	国・公立	私 立	生徒1人あたり 200,000円
	高・高専	18,000	35,000	
	高専(高等)	18,000	35,000	
	専修(専門)	45,000	53,000	
採用人員	—			—
募集時期	4月から各学校が定める期間(1か月程度) 高校、専修学校高等課程は予約制度有り			入学手続き時に学校に申し込み
返還	期間	貸付期間終了から半年経過後所定の期間内		在 学 期 間 中
	方法	年 賦 ・ 半 年 賦		月 賦 ・ 半 月 賦 等

そ の 他	無利子だが、償還を怠った場合は違約金	
-------	--------------------	--

実施の主体	(社福) 東京都社会福祉協議会		東京都		
名称	生活福祉資金(教育支援資金)貸付制度		東京都母子福祉資金 東京都父子福祉資金		
所管課	東京都福祉保健局生活福祉部生活支援課 TEL 5320-4572		東京都福祉保健局少子社会対策部 育成支援課 TEL 5320-4126		
資格	低所得世帯 (生活保護受給者を含む)		都内に6か月以上在住している母子家庭の母 又は父子家庭の父等で、20歳未満の児童を扶養している		
支給・貸付	貸付		貸付		
学種及び 支給額 (月額)		国公立・私立		国・公立	私立
	高・専修 (高等課程)	35,000円以内	高・専修	27,000	45,000
	高専	60,000円以内	高専	31,500	48,000
	専修(専門 課程)・短大	60,000円以内	専修 短大	67,500	79,500
	大学	65,000円以内	大学	67,500	81,000
採用人員	_____		_____		
募集時期	随時		随時		
返還	期間	卒業後6か月以内の据置期間経過後14年以内	卒業後6か月以内の据置期間経過後20年以内		
	方法	月賦・半年賦・年賦	月賦・半年賦・年賦		
その他	就学支度費 (就学課程による区分なし) 500,000円以内		※表中の金額は平成28年度入学生の額 専修(一般)は月額48,000円 就学支度金(金額は高校入学時の場合) 国・公立 160,000円		

上記月額は自宅通学の額

実施の主体	東京都			(公財)交通遺児育英会	
名称	東京都女性福祉資金			奨学金	
所管課	東京都福祉保健局少子社会対策部 育成支援課 Tel 5320-4126			財団法人 交通遺児育英会奨学課 Tel 3556-0773	
資格	配偶者がいないか、配偶者がいてもその扶養を受けられない女性で都内に6か月以上在住しており、扶養家族、所得等の条件を満たす者。			保護者が道路における事故によって死亡もしくは負傷し、重い後遺障害によって働けず経済的に困っている家庭の子女で、高校以上の学校に在籍する者。	
支給・貸付	貸付			貸付	
学種及び 支給額 (月額)		国・公立	私立		国・公立・私立
	高校 専修	18,000 (27,000)	30,000 (45,000)	高校 高専	2万、3万、4万から選択
	高専	21,000 (31,500)	32,000 (48,000)	短大 専修 大学	4万、5万、6万から選択
	専修 短大	45,000 (67,500)	53,000 (79,500)	大学院	5万、8万、10万から選択
	大学	45,000 (67,500)	54,000 (81,000)		
採用人員	_____			_____	
募集時期	随 時			随 時	
返還	期間	卒業後6カ月の据置期間経過後20年以内			卒業後半年経過後20年以内
	方法	月賦・半年賦・年賦			月賦・半年賦・年賦

そ の 他	※表中の金額は平成27年度入学生の額 専修（一般）は月額32,000（48,000）円 就学支度金（金額は高校入学時の場合） 国・公立 160,000円	入学一時貸付金・高校・高専 高校・高専 20万円、40万円、60万円 短大・大学等 40万円、60万円、80万円 から選択
-------	---	--

上記月額は自宅通学の額

（ ）内の金額は、特別分限度額

実施の主体	（公財）東京都私学財団	東京都
名 称	私立高等学校等授業料軽減助成金	高等学校等就学支援金（私立）
所 管 課	東京都生活文化局私学部私学振興課 TEL 03-5388-3181 （公財）東京都私学財団 TEL 03-5206-7925	東京都生活文化局私学部私学振興課 TEL 03-5388-3181 （公財）東京都私学財団 TEL 03-5206-7814
資 格	①申請年の5月1日以前から申請時まで引き続き都内在住 ②私立高等学校（全日制、定時制）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、私立中等教育学校後期過程、私立特別支援学校の高等部に在学する生徒を扶養している者 ③一定の所得基準に該当する者	① 私立の高等学校（全日制、定時制、通信制）、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（1～3学年）、専修学校（高等課程）、専修学校の一般課程や各種学校のうち国家資格者養成課程に指定されている学校、各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校（告示で指定）に在籍する生徒
支給・貸付	支 給	支 給（学校による代理受領）

実施の主体	東京都	
名 称	高等学校等就学支援金（都立）	
所 管 課	東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課 Tel 03-5320-7862 東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課 Tel 03-5320-6754	
資 格	<p>① 都立の高等学校（全日制、定時制、通信制）、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（1～3学年）、専修学校（高等課程）、専修学校の一般課程や各種学校のうち国家資格者養成課程に指定されている学校、各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校（告示で指定）に在籍する生徒</p> <p>② 区(市町村)民税所得割額が30万4,200円未満の世帯</p>	
支給・貸付	支 給（学校による代理受領）	
支 給 額 （年額）	<p>①全日制課程（単位制を含む。） 月額 9,900円、年額 118,800円</p> <p>②定時制課程（単位制による課程以外の課程） 月額 2,700円、年額 32,400円</p> <p>③ 定時制課程（単位制） 月額（1単位当たり）145円×履修単位数 年額 1,740円×履修単位数</p> <p>④通信制課程 月額（1単位当たり）28円×履修単位数 年額 336円×履修単位数</p> <p>⑤特別支援学校高等部（本科） 月額 100円、年額 1,200円</p>	
採用人員	_____	
募集時期	6月から7月 ※新入生は3月から4月にも併せて手続きが必要	
返還	期間	_____
	方法	_____
そ の 他	<p>平成26年4月以降の入学者が対象 平成25年度以前の入学者には旧制度が適用 <以下の者は対象外></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校等を既に卒業した生徒や3年（定時制・通信制は4年）を超えて在学している生徒 ・専攻科、別科の生徒や、科目履修生、聴講生 	

2 就学援助制度

(1)義務教育就学援助（「社会保障の手引」参照）

① 概 要

小学校及び中学校（中等教育学校の前期過程を含む）における義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由によって就学困難な児童及び生徒に学用品等を支給する制度。

② 対象世帯

児童・生徒の保護者が生活保護法上の要保護者又はそれに準ずる程度に困窮している者

③ 援助内容

学用品費、通学費、修学旅行費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費等について現金か現品で支給する。

（注）生活保護法による教育扶助を受給している保護者には、修学旅行費のみ支給される。

3 特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学奨励制度（「社会保障の手引」参照）

① 概 要

教育の機会均等の趣旨及び特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の特殊事情により、国及び地方公共団体がこれらの学校へ就学する児童又は生徒に必要な援助を行う制度。

② 対象世帯

特別支援学校並びに小中学校の特別支援学級等に就学する児童又は生徒の保護者等

③ 援助内容

教科用図書購入費、学校給食費、交通費、学校附設の寄宿舍居住に伴う経費、修学旅行費、通学用品等購入費等のうち、その全部又は一部を支給する。

（注）生活保護受給者については、本制度における基準額と、教育扶助の基準額との差額を計上することとなる（厚生労働省社会・援護局保護課長通知 問第7の24参照）。

参考資料4 生活保護世帯に対する健全育成事業

1 目的

生活保護法により保護を受けている学童・生徒（以下「対象者」という。）に対して、各種経費を支給することにより、本人の健全育成及びその者の属する世帯の自立助長を図ることを目的とする。

2 実施方法

市部：包括補助事業、郡島部：予算配布、区部は都区財政調整に算入

3 事業内容

地域の実情に合わせて、次のいずれかの事業を実施する。

- ア 春期、夏期及び冬期休業中の野外活動等への参加費用を支給する事業
- イ 「こどもの日」の行事の一環として被服等の費用を支給する事業
- ウ 中学校等卒業後、就職する者に対し、就職のための費用を支給する事業
- エ 小学生等又は中学生等に対し、修学旅行に参加する際に必要な参加支度経費を支給する事業
- オ 上記事業のほか、学童・生徒に各種経費を支給することにより、目的が達成される事業

4 事業対象者

この事業の対象となる「対象者」とは、満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの間の小学生等、中学生等をいう。

ただし、満15歳を超えて引き続き在学する場合は対象とすることができる。

なお、3のウの事業については、この限りでない。また、次の児童福祉施設等の入所者は除く。

- ア 福祉型障害児入所施設
- イ 医療型障害児入所施設
- ウ 児童自立支援施設
- エ 児童養護施設
- オ 特別支援学校（寄宿舎）

5 事業根拠（参考：市部）

生活保護世帯に対する健全育成事業実施要綱

平成 年度生活保護世帯に対する健全育成事業に要する経費補助金交付の取扱要領

6 生活保護実施要領上の取扱い

次官通知第8の3の(3)のエ

自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護者の自立更生に当てられる額は、これを収入として認定しない取扱いとなっている。

(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)

参考資料5 生活保護主要通知

(注)「局」は局長通知、「部」は部長通知、「課」は課長通知「係」は係長事務連絡、「課代」は課長代理事務連絡を表す。

S 37.	1.	5	局	生活保護法による保護費の定例支給日について
37.	11.	29	部	簡易旅館に宿泊する単身者の居住地の認定について
38.	1.	28	局	生活保護法による要援護世帯に対する緊急保護について
39.	6.	2	局	生活保護制度運営上の留意事項について
39.	7.	13	局	生活保護法による被保護者に対する福祉措置と生活保護法の取扱いについて
40.	7.	13	局	生活保護法第73条及び老人福祉法第4条による保護費等負担対象ケースの取扱いについて
40.	10.	6	部	生活保護法による保護費の日割り計算の取扱いについて
40.	11.	15	局	生活保護法による保護費の定例支給日について
41.	1.	24	局	外国人保護の取扱いについて(在日韓国人)
41.	1.	28	局	保護施設以外の授産施設に係る施設事務費の取扱いについて
41.	6.	8	局	生活保護法による保護の決定における納税証明書の利用について
41.	12.	27	局	生活保護法による保護の実施要領等の取扱いに係る疑義について(老人ホーム実施責任、63条、78条の返還取扱い、自治法改正)
42.	4.	8	局	生活保護法による保護の実施要領に基づく検診命令の取扱いについて
42.	5.	17	局	簡易宿泊所等に宿泊するよう保護者の取扱いについて
42.	6.	22	局	朝日訴訟に係る最高裁判所判決について
42.	7.	3	局	社会事業授産施設に係る施設事務費の取扱いについて
42.	8.	1	局	生活保護法による保護費の再支給について
42.	12.	25	局	生活保護法第73条関係事務処理に関する留意事項について
43.	3.	1	局	郵便振替貯金簡易払いの方法による送金払い事務手続きの一部改正について
43.	5.	30	局	労働争議中の労働者に対する生活保護法の適用について
43.	10.	1	局	生活保護法による保護の基準の一部改正及び保護の実施要領の一部改正について(放射線加算の創設)
44.	4.	3	局	保護施設等新規入所者に対する伝染病予防措置について
44.	4.	8	局	生活保護法による被保護学童に対する学童服の支給について
44.	5.	7	局	地方公共団体が実施する福祉的給付金制度の生活保護法上の取扱いについて
44.	8.	13	部	生活保護法による被保護者の死亡後の費用返還請求について
44.	8.	20	局	生活保護法による生活扶助以外の扶助を受ける者の所有する固定資産に対する固定資産税等の減免について
45.	3.	30	部	生活保護法による保護の実施要領の一部改正について(公害)
46.	6.	29	局	保険医総辞退に対する生活保護法上の取扱いについて
46.	12.	2	局	生活保護法施行規則の一部改正について(78条費用徴収権限委任)
46.	10.	20	部	国立光明寮収容者の基準計上
47.	12.	5	部	特別区人事厚生事務組合生活更生相談室事務取扱要綱の改正について
48.	2.	1	部	老人医療費公費負担制度と生活保護法との関係について
48.	2.	15	部	藤木イキ訴訟事件に係る東京地方裁判所判決について
48.	7.	27	部	地方公共団体が実施する原子爆弾被爆者介護手当の収入認定に係る生活保護法上の特例的取扱いについて(全額収入認定除外)
49.	4.	2	部	生活保護法による液化石油ガス設備設置費の取扱いについて
49.	5.	7	部	中国からの一時帰国者に対する生活保護法上の取扱いについて
49.	6.	17	部	労災援護措置の生活保護法生活保護法上の取扱いについて
49.	6.	27	部	自動車事故対策センターが行う生活資金の貸付の生活保護法上の取扱いについて

50.	2.	10	局	住所不定者に対する生活保護法による保護の適用について
50.	2.	10	課	生活保護法による各種加算の取扱い
50.	3.	18	課	小学校4年進級時の児童に対する被服費の支給に係る生活保護法による保護の実施要領の一部改正について
50.	6.	9	部	福祉事務所における要保護者との対応について
51.	4.	20	部	単身入院患者に係る在宅費の取扱いについて
51.	8.	11	部	生活保護に関する行政観察結果に基づく勧告について
51.	9.	24	部	地方公共団体が実施する福祉的給付金に係る生活保護法による保護の実施要領上の特例的取扱いについて
51.	9.	24	課	地方公共団体が実施する福祉的給付金に係る生活保護法による保護の実施要領上の特例的取扱いについて（代行受領）
51.	9.	24	部	福祉的給付金の預託について
52.	1.	7	課	母子加算の対象児童の拡大に伴う運用上の疑義について
52.	4.	12	課	予防接種法及び結核予防法の一部改正に伴う生活保護法上の収入認定の取扱いについて
53.	2.	3	部	生活保護法による保護施設収容事務の取扱いについて
53.	4.	27	部	単身入院患者に係る住宅費の特例について
54.	5.	15	部	生活保護法による液化石油ガス設備設置費の取扱いについて
54.	5.	23	部	地方公共団体が実施する福祉的給付金に係る生活保護法による保護の実施要領上の特例的取扱いについて（基本）
54.	11.	26	部	自動車事故対策センターが行う重度後遺障害者介護料の生活保護法上の取扱いについて
55.	4.	11	部	生活保護法により特別基準が設定されたものとして取扱う費用の認定手続きについて
55.	5.	20	課	社会保険庁調査について
55.	7.	9	部	生活保護法による被保護者の自立援助のための連絡会議等の開催について
56.	2.	27	課	年金の法63条による返還の取扱いについて
56.	4.	18	部	生活保護法による特別基準が設定されたものとして取扱う費用の認定手続きについての一部改正について
56.	7.	18	課	失業対策自立援助金の取扱いについて
57.	2.	3	部	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
57.	2.	3	部	難民等に対する生活保護の措置について
57.	3.	29	部	各種加算制度による介護手当等に係る収入の認定等について
57.	3.	29	部	スモン訴訟の和解に伴う収入の認定等について
57.	11.	10	部	障害に関する用語の整理に関する社会局関係法令の施行等について
58.	4.	20	部	生活保護法により特別基準が設定されたものとして取扱う費用の認定に係る承認手続きの一部改正について（断酒会）
58.	6.	24	部	生活保護法の疑義について
58.	9.	26	部	生活保護法29条に基づく公共職業安定所長に対する調査の委託について（雇用保険調査）
58.	12.	27	部	生活扶助基準及び加算のあり方についての中央社会福祉審議会の意見具申について
59.	4.	1	部	高齢加算の認定について（68～69）
59.	5.	26	部	生活保護の適正実施の推進について（123号通知）
59.	5.	26	部	生活保護法施行細則準則の一部改正及び生活保護法施行細則準則の一部改正について
59.	5.	26	部	生活保護法施行細則準則の一部改正の運用について
59.	5.	26	課	生活保護法施行細則の一部改正の運用について
59.	10.	12	課	自動車事故被害者援護財団について
59.	12.	24	部	入院患者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱いについて
60.	4.	26	部	生活保護法による住宅扶助の認定について（家賃滞納指導）
60.	5.	15	部	国民健康保険等における高額医療費貸付制度及び世帯更生資金緊急貸付制度について
61.	2.	24	部	生活保護法による保護費の支払いについて

6 1.	5.	1 5	課	生活保護関係連絡協議会の開催について
6 1.	7.	4	部	地代家賃統制令の失効について
6 1.	7.	2 4	課	年金制度の改正について
6 1.	7.	2 5	課	生活保護に関する行政監察結果に基づく勧告等の送付について
6 1.	7.	2 5	課	失業対策自立引退者特例給付金の取扱い
6 1.	7.	2 8	部	年金改正等に伴い保護が停廃止された場合の国民健康保険への移行手続きについて
6 1.	9.	2 2	係	住宅使用料滞納世帯への指導について
6 1.	1 1.	2 1	係	ハイヤー使用について
6 1.	1 2.	2 6		老人福祉手当に係る生活保護法上の収入認定の特例的取扱いについて
6 2.	1.	1 0	課	行政監察の勧告に対する厚生省の回答
6 2.	6.	6	課	生活保護法施行細則の一部改正の運用について
6 2.	8.	6	部	生活保護法第 7 7 条に基づく家庭裁判所に対する審判の申立について
6 3.	1 1.	3 0	部	生活保護法による保護の実施要領等の一部改正及び老人保健施設療養費の支給に関する部分の施行に伴う生活保護運営上の留意事項について
H 1.	9.	2 7	局	生活保護法施行細則の一部改正について
2.	5.	1	部	被保護者が保有する居住用資産（土地・家屋）に係る資産調査票の整備について
3.	5.	2 9	部	生活保護の実施に係る「住み替え家賃助成事業」の取扱いについて
4.	4.	3	部	生活保護法による住宅扶助の特別基準（契約更新料）の設定について
4.	6.	1 5	局	行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づく行旅病人の取扱いについて
4.	6.	1 5	部	行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づく行旅病人の救護及び費用弁償手続きについて
5.	1 2.	2	課	被保護世帯へのごみ収納袋の無償譲渡事業について
6.	2.	1 4	部	路上生活者等臨時宿泊施設入所者に対する生活保護の適用について
6.	2.	2 8	課	保護の実施要領等の疑義について
6.	3.	7	課	更正施設入所者の回転の促進について
6.	3.	2 9	課	生活保護法施行細則等の一部改正について（A判化等）
6.	8.	5	課	生活保護法関係訴訟事件について
6.	8.	1 5	課	地方公共団体が実施する福祉的給付金に係る生活保護法による保護の実施要領上の取扱いについて
6.	1 0.	3 1	課	都営住宅使用料負担制度（応能・応益的使用料負担制度）の実施に伴う住宅扶助の適用について
6.	1 2.	1 4	部	平成 6 年度路上生活者等冬期臨時宿泊施設入所者に対する生活保護の適用について
7.	1 0.	6	課	精神障害者福祉手帳による障害者加算の取扱いについて
8.	4.	1	部	居住用資産保有ケースに係る処遇検討委員会の設置運営について
9.	1.	2 0	課	被保護者に対する一時金の支給等について
9.	2.	1 7	部	平成 9 年 2 月における生活保護法による保護の基準の特例について
1 0.	1.	1 6	課	被保護者に対する一時金の支給等について
1 0.	3.	2 7	課	都営住宅に入居している生活保護受給者の収入報告書の提出指導について
1 0.	3.	3 1	課	ハンセン病療養所退所者に対する社会復帰支援について
1 0.	7.	2 2	部	平成 1 0 年 8 月における生活保護法による保護の基準の特例について
1 0.	9.	2 4	課	東京都心身障害者扶養年金制度の改定に伴う掛金の取扱いについて
1 0.	1 2.	2 5	部	地域振興券交付事業実施に伴う生活保護上の取扱いについて
1 1.	9.	1 7	課	介護保険の被保険者以外の者に係る要介護状態等の審査判定について（高齢者施策推進室介護保険対策室推進担当課長連名）
1 1.	1 0.	5	部	介護保険被保険者である被保護者の介護保険料の代理納付について
1 1.	1 2.	1 5	部	生活保護法施行細則準則の一部改正について
1 2.	2.	2 4	課	救護施設入所者に係る要介護認定について（高齢者施策推進室介護保険対策室推進担当課長連名）
1 2.	2.	2 8	課	介護保険法施行法第 1 3 条第 1 項に規定する旧措置入所者の範囲について（高齢者施策推進室介護保険対策室推進担当課長連名）

1 2.	4.	3	部	介護保険適用除外者に係る情報提供について
1 2.	6.	1	部	行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく行旅病人の救護及び費用弁償手続きについて
1 2.	6.	8	部	「生活保護法の適正実施の推進について」の一部改正について
1 2.	6.	1 9	局	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律による生活保護法の一部改正等について
1 2.	7.	1 9	部	生活保護法における特別基準の設定にかかる情報提供について
1 2.	7.	1 9	部	境界層該当者の取り扱いについて
1 2.	9.	1 4	部	介護保険料加算の認定及び代理納付の実施等について
1 2.	1 0.	3 1	課	路上生活者自立支援事業による自立支援センター利用者に対する生活保護適用の考え方について
1 3.	4.	6	局	「生活保護法による保護の実施要領について」の取扱いについて（処理基準）
1 3.	4.	6	局	「生活保護法の適正実施の推進について」の取扱いについて
1 2.	5.	1 0	部	「平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律」に基づく弔慰金等の取扱いについて
1 3.	5.	1 5	部	要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化について
1 3.	6.	1 4	局	「生活保護法施行細則準則について」の一部改正について
1 3.	6.	1 4	部	「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」及び「入院患者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱いについて」の一部改正について
1 3.	6.	1 4	係	累積により日用品費又は介護施設入所者基本生活費停止中の者の介護保険料加算の取扱いについて
1 3.	9.	2 7	部	「平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律」に基づく弔慰金等の取扱いについて」の一部改正について
1 3.	1 1.	2 2	課	路上生活者緊急一時保護事業による緊急一時保護センター利用者に対する保護適用の考え方について
1 3.	1 1.	2 2	課	生活保護に係る外国人からの不服申し立ての取扱いについて
1 3.	1 2.	1 3	課	平成 1 3 年度路上生活者等冬期臨時宿泊施設入所者に対する生活保護の適用について
1 3.	1 2.	2 7	課	緊急一時保護センター及び自立支援センター利用者に対する生活保護適用の際の要否判定について
1 4.	3.	2 6	係	要保護者の把握のための関係部局・機関等〔東京ガス（株）〕との連絡・連携体制の強化について
1 4.	4.	1 8	係	外来慢性透析患者に係る食事実費相当額の支給について
1 4.	5.	1 5	課	公営住宅に入居する被保護者の保証人及び家賃の取扱いについて
1 4.	5.	1 6	局	保護施設通所事業の実施について
1 4.	5.	2 9	課	家具什器費の支給対象品目について
1 4.	6.	4	課	要保護者の把握のための貴社と福祉事務所との連絡・連携体制の強化について（福祉局生活福祉部指導援護課長連名通知）
1 4.	6.	5	部	三宅島避難島民に対する災害保護（生活保護）の適用について
1 4.	9.	1 7	係	路上生活者対策事業施設利用者への生活保護適用に係る照会について
1 4.	9.	2 7	課	ホームレスに対する生活保護の適用について
1 4.	8.	1 5	係	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及び関係通知等の送付について
1 4.	1 0.	2 4	係	厚生労働省通知「療養病棟等に 1 8 0 日を超えて入院する患者の取扱いについて」による住宅扶助基準 1. 3 倍額適用について
1 4.	1 1.	2 2	局	就労可能な被保護者の就労及び求職状況の把握について
1 4.	1 2.	2 5	局	保護施設等新規入居者に対する感染症予防措置について
1 5.	3.	2 5	部	宿泊所利用者に対する生活保護適用について
1 5.	3.	2 5	課	返還すべき保護費の取扱いについて
1 5.	2.	1 7	課	長期生活支援資金貸付けの生活保護制度上の取扱いについて

15.	4.	10	局	「保護施設通所事業の実施について」の一部改正について
15.	5.	15	課	都営住宅のスーパーリフォームに伴う保護の取扱いについて
15.	6.	23	課	「生活保護制度における福祉事務所と民生委員等の関係機関との連携の在り方について」に対する都の取扱いについて
15.	7.	24	係	「心身障害者扶養年金の収入認定上の取扱い」外1件について
15.	8.	11	局	「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正等について ホームレスに対する生活保護の適用について 生活保護法による住宅扶助の認定について 社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の整備及び運営について 別冊問答〔居宅生活ができるかと認められる場合の判断の視点〕 住宅扶助費認定基準について
16.	1.	5		
16.	6.	8	課	福岡市学資保険訴訟最高裁判所判決について
16.	7.	15	係	児童手当法の一部改正に伴う取扱いについて
16.	12.	28	課	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」の施行等に伴う生活保護制度における留意事項について
16.	12.	28	係	平成17年度予算案における生活保護受給者に対する就労支援事業について
17.	1.	25	係	生活保護受給者等就労支援事業（仮称）の実施及び母子家庭の母等に対する職業訓練機会の拡大について
17.	1.	28	課	児童扶養手当資格喪失処分取消訴訟の最高裁判所判決を踏まえた対応に伴う生活保護実施上の取扱いについて（
17.	2.	21	係	生活保護行政に関する処分における行政事件訴訟の出訴期間等の教示の方法について
17.	3.	17	課	平成17年度生活保護基準改正に伴う高校等就学費用等の扶助費支給対象の範囲及び運用上の取扱いについて
17.	4.	13	局	「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正等について ・「生活保護法施行細則準則について」の一部改正について ・保護の実施機関における生活保護業務の実施方針の策定について ・生活保護業務の実施方針の策定に関するQ&Aの送付について ・「就労可能な被保護者の就労及び求職状況の把握について」の一部改正について ・「就労可能な被保護者の就労及び求職状況の把握について」の一部改正に伴う留意事項等について ・平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について
17.	4.	22	係	「保護開始時点で既に就学資金の貸付を受けていた場合の高等学校等就学費の取扱いに関する留意事項について」の取扱いについて
17.	5.	12	部	生活保護法による住宅扶助（無料低額宿泊所の利用者にかかる住宅扶助）の特別基準の設定について
17.	11.	9	局	被保護世帯に対する空調機器の電気料金の助成事業等について
18.	1.	20		障害者自立支援法における境界層対象者に対する負担軽減措置の取扱いについて
18.	3.	6		生活保護法による保護の基準の改定に係る児童養育加算の取扱いについて
18.	4.	11	局	「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正等について ・平成18年度生活保護関係通知等の発出 ・高齢加算の認定について ・生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について ・生活保護行政を適正に運営するための手引について ・暴力団員に対する生活保護の適用について ・生活保護法第29条に基づく年金の支給状況等に関する社会保険事務所への調査委託の実施について ・年金担保貸付の審査に用いるための被保護者に関する情報の提供に係る

			取扱いについて
			<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法施行規則第27条等の規定が適用される要保護者（境界層該当者）に対する保護の実施機関における取扱いについて ・石綿による健康被害の救済に関する法律による各種手当等に係る生活保護上の取扱いについて ・生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について
18.	4.	28	課 障害者自立支援法の施行に伴う自立支援医療と生活保護法（医療扶助）の
			取扱いについて
18.	5.	15	課 生活保護の適正な運営のための金融機関の協力について他6件の周知について
			<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の適正な運営のための金融機関の協力について ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインの一部改正等について ・「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインに関するQ&A」 ・生活保護受給者等就労支援事業について ・「生活保護受給者等就労支援事業について」職業安定局長通知の新旧対象表 ・生活保護受給者等就労支援事業実施状況報告について ・生活保護受給者等就労支援事業に係る留意事項について
18.	5.	15	年金担保貸付の審査に用いるための被保護者に関する情報の提供に係る取扱いについて
18.	5.	16	局 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正等について（平成18年3月31日付社援発第0331009号）における改正内容の訂正等について 他1件の周知について
			<ul style="list-style-type: none"> ・「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（平成18年3月31日付社援発第0331009号）における改正内容の訂正等について ・住宅扶助の代理納付に関する疑義への回答について
18.	5.	16	部 生活保護法による生活扶助（障害者加算他人介護料）の特別基準について
18.	6.	1	課 警察に対する暴力団該当性の情報提供依頼に係る取扱いについて
18.	6.	13	課 住宅扶助の代理納付（生活保護法第37条の2に規定する保護の特例）に係る取扱いについて
18.	6.	14	課 障害者自立支援法の施行に伴う自立支援医療と生活保護法（医療扶助）の取扱いの一部変更等について
18.	6.	23	年金担保貸付の審査に用いるための被保護者に関する情報の提供に係る取扱いについて
18.	8.	14	住宅扶助の代理納付において返納金が生じた場合の取扱いについて
18.	8.	21	課 「警察に対する暴力団該当性の情報提供依頼に係る取扱い」の留意点について
18.	9.	4	課 平成18年度東京都盲・ろう・養護学校就学奨励事業に係る学用品購入費及び通学用品費の支給額等について
18.	9.	13	課 障害者自立支援法の施行（平成18年10月分）に伴う生活保護法による保護の実施要領等の改正について
18.	10.	6	課 生活保護関係通知等の発出について
			<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による保護の基準の一部改正について
18.	10.	12	課 「保護の実施要領等の改正に係る留意事項について」他5件の発出について
			<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者自立支援法施行規則第27条等の規定が適用される要保護者（境界層該当者）に対する保護の実施機関における取扱いについて」の一部改正について

19.	1.	25		生活保護受給者に係る人工透析の自立支援医療への移行手続等について
19.	2.	5		平成19年度における母子加算の見直し(案)について
19.	2.	15		「ひとり親世帯就労促進費」について
19.	2.	22		弁護士法第23条の2に基づく弁護士会からの被保護者情報の照会があった際の対応方法について
19.	4.	10	局	「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について 外17件
19.	5.	10	課	「東京都心身障害者扶養年金制度の廃止に伴う年金及び精算金に係る取扱いについて」
19.	8.	20	課	「東京大気汚染訴訟の和解に伴う収入の認定等について」
19.	10.	30	課	「生活保護制度における代理納付等の適切な活用について」
20.	1.	23	係	「生活保護受給者の「年金記録問題」への対応について」
20.	1.	24	係	「他行政機関税務所管署への法第29条調査について」
20.	3.	24	課	「住居喪失不安定就労者サポート事業利用者の保護の実施責任について」
20.	4.	21	係	「被保護者が海外に渡航した場合の取扱いについて」
20.	4.	15	課	「平成20年度東京都特別支援学校就学奨励事業に係る学用品購入費及び通学用品費の支給額等について」
20.	4.	22	厚	「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について 外17件
20.	4.	21	係	「被保護者が海外に渡航した場合の取扱いについて」
20.	5.	30	課	「被保護者が「若者自立塾」に参加する際の生活保護の取扱い等について」
20.	8.	6	係	「改正戸籍法の施行に伴う戸籍謄本の交付請求の方法等について」
20.	8.	6	係	「中国残留邦人等に対する新たな支援策問答集の一部改正について」
20.	9.	8	係	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療特別手当を遡及受給した場合の取扱いについて」
20.	10.	21	課	「課税調査の徹底及び早期実施について」
21.	1.	8	課	「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について
21.	1.	12	課	「派遣村」に係る生活保護の対応について」
21.	1.	19	課	「住宅型有料老人ホーム等の利用について」(高齢社会対策部施設支援課長・在宅支援課長 連名通知)
21.	3.	6	部	「生活保護法による住宅扶助(契約更新料)の特例的取扱いについて」(契約更新料1.5倍額の承認)
21.	4.	14	局	「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について 外13件
21.	4.	30	係	「平成21年度東京都及び近県の公立授業料等について」
21.	7.	23	局	「学習支援費の創設及び子どもの健全育成支援事業の実施について」
21.	7.	23	係	「被保護者が裁判員として刑事裁判に参加した場合に支給される旅費、日当及び宿泊料に係る収入の認定の取扱いについて」
21.	10.	23	課	「生活福祉資金の制度改正に伴う生活保護申請者向け緊急小口資金及び臨時特例つなぎ資金の貸付開始について」
21.	11.	9	局	「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について 外3件 (「母子加算」の復活及び「ひとり親世帯就労促進費」の廃止等)
21.	11.	17	課	「無料低額宿泊所を利用している被保護者への支援について」
21.	12.	28	課	「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について (母子加算対象施設の変更)
22.	3.	24	係	「住宅手当受給者が生活保護を申請した場合について」
22.	3.	30	係	「臨海部広域斎場組合の使用料の減額・免除の適用範囲の改定に伴う総裁扶助の適用について」
22.	4.	12	局	「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について 外12件
22.	4.	12	係	「公立高等学校の授業料無償化等に伴う高等学校就学費の取扱いについて」
22.	5.	31	局	「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について 外

			3件
2 2 .	9 .	2 1	部 「要保護者の把握のためのライフライン各社と福祉事務所との連絡・連携体制の強化について（協力依頼）」
2 2 .	1 0 .	1 4	課 「生活保護国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理についての周知について」
2 2 .	1 0 .	2 2	課 「生活保護受給者の勾留事実等に関する警察への照会について」
2 3 .	2 .	2 5	局 「外国人からの保護申請に係る取扱いについて」
2 3 .	3 .	1 8	課 「東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取扱いについて」
2 3 .	3 .	2 2	係 「自国に緊急帰国する外国人の保護の取扱いについて」（震災関連）
2 3 .	3 .	3 0	係 「震災等による避難住民が都営住宅に入居した場合の生活保護の取扱い」
2 3 .	4 .	5	課 「東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取扱いについて（その2）」
2 3 .	4 .	1 8	局 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について 外18件
2 3 .	5 .	6	課 「自立援助ホームに入所している者の実施責任及び生活扶助について」
2 3 .	7 .	2 8	局 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（冷暖房設備のための貸付金の収入認定除外）
2 3 .	8 .	2 4	課 「年金担保貸付の利用中に生活保護を申請したことがある者に対する生活保護廃止後5年間の年金担保貸付の借入制限の実施について」
2 3 .	8 .	2 5	課 「外国人からの生活保護の申請に関する取扱いについて」
2 3 .	8 .	3 0	課 「保護施設一時入所利用の取扱いについて」
2 3 .	9 .	1 6	局 「生活保護法による保護の基準」の一部改正について」（児童養育加算）
2 3 .	9 .	1 6	係 「平成23年10月1日以降の児童養育加算に係る疑義について」
2 3 .	9 .	1 6	課 「特定障害者特別給付費の対象拡大に伴う生活保護制度上の取扱いについて」
2 3 .	1 0 .	4	係 「求職者支援制度における職業訓練受講給付金に係る収入認定の取扱いについて」
2 3 .	1 0 .	4	係 「水俣病特別措置法に基づく一時金の生活保護の取扱いについて」
2 3 .	1 1 .	2 4	課 「生活保護受給者等に対する生活福祉資金貸付制度の活用について」
2 3 .	1 2 .	2 6	課 「生活保護行政を適正に運営するための手引きについての一部改正について」
2 4 .	3 .	2 3	課 「生活保護受給者の国民年金の任意加入を含む年金制度の活用時における生活福祉資金貸付制度の利用について」
2 4 .	4 .	1 1	局 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について 外12件 ・犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく犯罪被害者等給付金に係る生活保護における取扱いについて
2 4 .	4 .	2 5	課 「無料低額宿泊所入所者の取扱いについて」
2 4 .	7 .	2 6	局 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」の一部改正等について」
2 4 .	9 .	1 2	課 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」
2 4 .	9 .	2 4	係 「国民年金保険料の遡及納付期間の延長に伴う生活保護の取扱いについて」
2 4 .	1 1 .	7	部 「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」
2 4 .	1 1 .	1 2	部 「保護開始時等の重要事項説明・確認書の徴取等について」
2 4 .	1 2 .	1 8	課 「ホームレスの保護に係る受入体制について（依頼）」
2 5 .	1 .	1 5	課 「自立援助ホームに入所している者の実施責任及び基準計上について」
2 5 .	1 .	1 6	課 「住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYO チャレンジネット）利用者の保護の実施責任について」
2 5 .	3 .	6	係 「介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充に伴う生活保護制度における取扱いに関する留意事項について」
2 5 .	4 .	1	課 「路上生活者対策事業による自立支援センター利用者に対する保護の適用について」
2 5 .	4 .	1 5	局 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について 外

			5 件
2 5 .	4 .	3 0	局 「生活保護費等の国庫負担について」(通知)の周知について」
2 5 .	4 .	3 0	係 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(通知)に 基づく保護を受けている外国人の国民年金保険料免除の申請の取扱 いについて(その2)」
2 5 .	4 .	3 0	課 「平成 25 年度における生活保護基準の見直しにかかるシステム改修等 について」
2 5 .	5 .	2 3	局 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について 外 6 件
2 5 .	6 .	2 7	係 「生活保護基準の見直しに伴う他制度における経過措置等の円滑な実施 に係る留意事項について」
2 5 .	6 .	2 7	係 「建築基準法違反の疑いのある建築物に関する対策について(情報提供)」
2 5 .	6 .	2 7	係 「生活保護基準等の見直しに伴う生活保護受給者への周知について」
2 5 .	7 .	1 1	課 「カネミ油症患者に対する健康調査支援金等の生活保護上の取扱いにつ いて」
2 5 .	7 .	1 7	局 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について 外 3 件
2 5 .	7 .	2 4	係 「就労活動促進費及び自立活動確認書に関する Q&A の発出について」
2 5 .	8 .	1	課 「生活扶助基準の見直しに伴う他制度における経過措置等の円滑な実施 に係る留意事項について」
2 5 .	9 .	6	係 「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」
2 5 .	1 0 .	2	局 「生活保護法による保護の基準」の一部改正について
2 5 .	1 0 .	2 9	係 「法定免除該当等に関する生活保護情報の提供等の事務の取扱いにつ いて」
2 5 .	1 0 .	3 1	係 「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止対策の徹底について」
2 5 .	1 1 .	1 2	係 「生活保護第 4 条第 2 項の扶養義務者の不要の可否を確認するために使 用する扶養照会書等について」
2 5 .	1 1 .	1 5	係 「生活保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議について」
2 5 .	1 2 .	2 5	局 「生活保護法の一部を改正する法律の公布について(通知)の周知につ いて」
2 5 .	1 2 .	2 5	課 「年末・年始における生活保護の申請等について」
2 6 .	2 .	7	係 「恩給・共済年金担保融資の審査に用いるための被保護者等に関する情 報の提供に係る取扱いについて」
2 6 .	3 .	7	係 「国際的なこの奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に 基づく対応について(依頼)」
2 6 .	3 .	1 0	係 「生活保護基準改定に伴う入学準備金の差額の取扱いについて」
2 6 .	3 .	2 5	係 「消費税引き上げに伴う鉄道運賃等の改定に係る取扱いについて」
2 6 .	3 .	2 5	係 「高等学校等就学支援金」受給のための申請手続きの周知徹底について
2 6 .	4 .	1 1	局 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について 外 7 件
2 6 .	4 .	2 2	係 「生活扶助基準の見直しに伴う他制度に生じる影響について」
2 6 .	4 .	2 5	係 「生活保護法の一部を改正する法律等の施行について 外 2 件」
2 6 .	5 .	1 6	局 「生活保護法施行細則準則について」の一部改正について 外 2 0 件
2 6 .	6 .	5	係 「身元不明者の資力が保護開始後に判明した場合の費用返還について(留 意事項)」
2 6 .	6 .	2 5	係 「生活保護法の一部を改正する法律により創設される生活保護法第 7 8 条の 2 の取扱いについて」
2 6 .	6 .	2 7	課 「日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入するた めの貸付資金に係る取扱いについて」
2 6 .	7 .	8	係 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」の一部改正 について」
2 6 .	7 .	8	係 「生活保護法の一部改正による生活保護法第 2 9 条第 2 項の創設に伴 う同条第 1 項に規定する関係先への調査実施に関する留意事項につ いて」外 2 件

26.	7.	25	係	「奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）」に係る収入認定の取扱いについて」
26.	10.	7	係	「生活扶助基準の見直しに伴う他制度に生じる影響について」
26.	12.	17	課	「年末・年始における生活保護の申請等について」
27.	1.	6	係	「児童扶養手当と公的年金給付等との併給調整における申請手続の周知について」
27.	2.	19	課	「生活保護法の一部を改正する法律等の施行について」の周知について」
27.	2.	24	部	「生命保険会社に対する調査の実施について」
27.	3.	24	係	「地域住民生活等緊急支援のための交付金（地域消費喚起・生活支援型）による支援金等の生活保護法上の取扱いについて」
27.	3.	30	係	「ひかり協会が「自立奨励金」の見直しにより創設した「健康管理手当」の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて」
27.	4.	10	局	「平成27年度生活保護の実施要領関係通知等の周知について」
27.	4.	13	課	「東京都婦人保護施設短期支援を利用する者の実施責任について」
27.	4.	14	係	「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」
27.	4.	22	部	「平成27年7月1日適用の生活保護関係通知等の周知について」
27.	4.	27	課	「平成27年度臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の生活保護上の取扱いについて」
27.	5.	20	部	「生活保護法による保護の基準」の一部改正について」
27.	5.	20	部	「平成27年10月1日適用の生活保護関係通知等の周知について」
27.	6.	9	課	「無料低額宿泊所を利用している生活保護受給者に対する住宅扶助費の認定について」
27.	6.	22	課	「生活保護受給者の住まいの確保のための福祉部局と住宅部局等の連携について」
27.	6.	24	部	「簡易宿所等における住宅扶助の適用について」
27.	7.	1	課	「所管区域外における民間賃貸住宅等への転居の取扱いについて」
27.	7.	10	課	「住宅情報提供システムの利用における生活保護受給者の取扱いについて」
27.	7.	21	係	「生活保護分野における番号制度の導入について」
27.	7.	29	課	「被保護世帯の居所等の確認について」
27.	8.	12	課	「生活保護における不適切な受診誘導の防止等について」
27.	8.	13	部	「平成27年10月1日適用の生活保護関係通知等の周知について」
27.	9.	2	係	「実費徴収に係る補足給付事業」に係る周知徹底等について」
27.	9.	18	課	「生活保護事務におけるマイナンバー導入に関する留意事項について」
27.	10.	13	係	「冬季加算等に関する留意事項について」
27.	11.	17	係	「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」
27.	12.	2	係	「ひかり協会が「自立奨励金」の見直しにより創設した「健康管理手当」の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて」の一部改正について」
27.	12.	18	部	「生活保護法施行細則準則について」の一部改正について」
27.	12.	21	課	「生活保護事務における番号法施行に係る留意事項について」
27.	12.	22	課	「51生活福祉資金（生活保護申請者向け緊急小口資金）及び生活保護申請者向け臨時特例つなぎ資金の借入申込時必要書類「生活保護申請書（写）」への個人番号（マイナンバー）のマスキングについて」
27.	12.	24	係	「施設等における特定個人情報の取扱いについて」
28.	2.	23	課	「金融機関本店等一括照会登録事項の変更について」
28.	4.	8	課	「年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成28年度臨時福祉給付金の生活保護法上の取扱いについて」
28.	4.	8	課	「平成28年4月施行に係る生活保護関係通知等」
28.	6.	7	部	「平成28年7月1日適用の生活保護関係通知等の周知について」
28.	6.	20	課	「訪問調査活動における対応及び留意事項について」
28.	6.	28	課代	「特定障害者特別給付費の対象拡大に伴う生活保護制度上の取扱いについて（補足）」
28.	10.	6	課代	「求職者支援制度における寄宿手当に係る収入認定の取扱いについて」

28. 11. 9	課	「特定障害者特別給付費の対象拡大に伴う生活保護制度上の取扱いにつ
いて」		
29. 1. 31	課	「臨時福祉給付金（経済対策分）の生活保護制度上の取扱いについて」
29. 2. 6	課代	「年金受給資格期間短縮に伴う生活保護制度の対応について」

1 基準関係

事 件 名	判決・裁決	判 決 ・ 裁 決 内 容
朝日訴訟	S35. 10. 19 東京地裁 S38. 11. 4 東京高裁 S42. 5. 24 最高裁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 憲法第25条第1項は、国民が健康で文化的な最低限度の生活を営みうるように国政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまり、直接個々の国民に対して具体的権利を付与したのは生活保護法である。 ・ 保護基準設定は羈則裁量行為であり、憲法及び生活保護法の趣旨・目的を逸脱しないかぎり、違法の問題は生じない。 ・ 生活保護を受ける権利は相続対象とはならない。
保護変更却下処分 取消請求控訴事件	S46. 12. 21 東京高裁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定する等保護基準に憲法及び生活保護法の趣旨目的を逸脱した違法がないかぎり、生活保護は、上記基準に基づいてなされれば足りる。
宇和島（大本）事 件	S46. 9. 9 高松高裁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第19次改訂による保護基準は、憲法第25条に違反しない。
足立（森本）事件	S49. 12. 3 東京高裁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護基準が一応の合理的な算定方法によって設定されているかぎり、憲法及び生活保護法の趣旨・目的に反するということとはできない。
所得税基礎控除額 違憲訴訟	S61. 11. 27 東京地裁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税の基礎控除額の規定は憲法第25条第1項に違反しない。
東京老齢加算訴訟	H20. 6. 26 東京地裁 H22. 5. 27 東京高裁 H24. 2. 28 最高裁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢加算を段階的に減額・廃止した厚生労働大臣の基準改定は、裁量権の範囲の逸脱濫用に当たらない。

2 保護の適用関係

事 件 名	判決・裁決	判 決 ・ 裁 決 内 容
外国人に対する適用	S53. 3. 31 東京地裁	・外国人は生活保護法の適用対象とはならない。
民法第 877条の適用	S40. 11. 12 東京高裁	・民法第 877条の適用にあたっての要扶養状態の判断について生活保護の給付を受けていることを考慮することは禁止されていない。
損害賠償請求事件	S42. 8. 17 東京高裁 S46. 6. 29 最高裁	・交通事故に基づく損害賠償請求権は、利用しうる資力に当たるので、当該資力が現実に活用し得るときは、生活保護法第63条の規定により費用返還義務を負うこととなるので、加害者に対して扶助相当額についても損害賠償請求をなし得る。
損害賠償事件	S58. 5. 19 高松高裁	・生活保護の生活扶助は、休業損害額、口頭弁論終結時までの遺失利益の損害額から控除すべきである
交通事故損害賠償事件	S59. 4. 25 東京高裁	・交通事故の被害者が直ちに損害賠償を受けることが出来ないために受けた生活保護の給付は、損害賠償額から控除すべきでない。
交通事故損害賠償事件	S45. 12. 23 名古屋地裁	・交通事故に伴う傷病による治療のため医療扶助を受けた者が加害者から損害賠償金を受領した時は、生活保護法第63条により保護費を返還すべきである。
交通事故損害賠償事件	S60. 5. 24 大阪地裁	・生活保護法の医療扶助相当額は、交通事故に基づく損害賠償額に含まれる。
神奈川裁決	S34. 11 神奈川県知事裁決	・収入の一部しか家計に入れていない長女について同一世帯と認定し、収入の全てを認定すべきでない。
行政処分取消請求事件	S38. 4. 26 東京地裁	・相互の間で法律上の扶養義務がない場合でも、同一の住居で生計を一にしていれば同一世帯とみる。
富岡事件	S43. 7. 20 埼玉県知事裁決	・親が離婚し親権者が精神病院に入院した子を祖母が叔父に預けた場合は、叔父と同一世帯とみない。
第一次藤木訴訟生活保護却下処分取消請求事件	S47. 12. 25 東京地裁	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地とは、現に日常の起居をし、将来にわたって起居を継続することが社会通念上期待できる場所をいうが、現に起居してはいないが一定後に復帰し起居を継続する場合も含まれる。 ・婚姻関係が破綻し、世帯に復帰することが期待できない長期入院患者は現在地保護とする。 ・申請却下処分の取消訴訟は、再申請後保護開始となり、過去の保護給付を求めるために提起することができる。

事 件 名	判決・裁決	判 決 ・ 裁 決 内 容
居住地移転廃止事件	S46. 6. 2 東京地裁	・福祉事務所長は、被保護者が居住地をその所管区域外に移転した場合、保護廃止決定をすることができる。
不作為の違法確認請求事件	S45. 6. 25 東京地裁	・開始申請に対する決定の通知について、この受領を拒否している者への口頭での通知が適法とされた。
外国人の収入申告指示違反事件	S53. 3. 31 東京地裁	・外国人に対して法に基づかない処分となされていた保護を収入申告義務支持違反を理由にして廃止したことは違法とはいえない。法第27条による指示は停止中の者に対してもできる。
施設収容変更決定事件	S63. 2. 25 大阪地裁	・病院と保護施設との入院入所を繰り返し長期療養を受けてきた場合、法第30条により居宅保護を更生施設の収容に変更した決定は、裁量権の濫用ではなく適法なものである。
医療費等請求控訴事件	S45. 3. 18 岡山地裁	・医療扶助を受けた被保護者が医療機関に支払う医療費一部負担金は、私法上の債務である。
医療機関の指定取消事件	S32. 9. 20 金沢地裁	・医療機関の指定の取消しが違法でないとされた。
京都柳園訴訟	H5. 10. 25 京都地裁	・実施機関の行った廃止処分が違法であるとして原告が行った国家賠償請求を認容。「決定通知書に付記された理由が実体と異なる場合は廃止処分は違法」「居住実態が不明であること自体は要保護性を消滅させるものではなく、調査を尽くせば容易に把握しうる居住先を把握しなかったことは法25条2項の職権調査義務違反に当たる」
秋田加藤訴訟	H5. 4. 23 秋田地裁	・保護費を原資とした預貯金の一部を収入認定した処分が違法とされた。
福岡増永訴訟	H10. 5. 26 福岡地裁	・自動車の借用についての「指示違反」廃止処分について、「裁量権の逸脱」として処分を取り消した。
外国人に対する保護の適用（中野宋訴訟）	H8. 5. 29 東京地裁 H9. 4. 24 東京高裁 H13. 9. 25 最高裁	・都内に住む中国人男性が収入がなく、生活保護の申請をしたところ、不法滞在外国人（オーバーステイ）には生活保護は適用されないとして、保護申請を却下した処分に対し処分の取り消しを請求。 ・第1審原告敗訴、第2審控訴棄却 ・最高裁判決「生活保護法が不法残留者を保護の対象とするものではないことは、その規定及び趣旨に照らし明か。」「不法残留者を保護の対象に含めるかどうかは立法府の裁量の範囲に属することは明らか」として上告を棄却。

事 件 名	判決・裁決	判 決 ・ 裁 決 内 容
名古屋市林訴訟	H8. 10. 30 名古屋地裁 H9. 8. 8 名古屋高裁 H13. 2. 13 最高裁	<ul style="list-style-type: none"> ・住居のない日雇労働者「林氏」が「足が痛くて働けない」として行った保護申請に対し、1日のみの医療扶助単給を行い、廃止した処分に対し処分の取り消しと損害賠償を請求。 ・ 第1 審行政側敗訴、第2 審行政側逆転勝訴。 ・ 1、2 審とも「法4条1項の補足性の要件は、申請者が稼働能力を有する場合であっても、その具体的な稼働能力を前提とした上、申請者にその稼働能力を活用する意思があるかどうか、申請者の具体的な生活環境の中で実際にその稼働能力を活用できる場があるかどうかにより判断すべきであり、申請者がその稼働能力を活用する意思を有していても、実際に活用できる場がなければ、『利用し得る能力を活用していない』とはいえない」と判示したが、原告が実際に稼働能力を活用できる場があったか否かの事実認定についての判断が分かれた。 ・最高裁判決：処分取り消しについては原告死亡により終了。慰謝料については第2 審支持し、棄却。
高訴訟	H11. 6. 11 金沢地裁 H12. 9. 11 名古屋高裁 H15. 7. 17 最高裁	<ul style="list-style-type: none"> ・石川県心身障害者扶養共済制度に基づく年金の目的は、生活保障よりも福祉増進、自立助長の面が強く、生活保護法第4条にいうところの資産に該当しない。 ・同年金を収入認定し、保護費を減額処分したことは違法とされた。
福岡市学資保険訴訟（中嶋訴訟）	H7. 3. 14 福岡地裁 H10. 10. 9 福岡高裁 H16. 3. 16 最高裁	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護を受けながら積み立てた学資保険の満期保険金の一部を収入として認定され、金銭給付を減額する内容の保護変更処分に対し同処分の取消しを請求。 ・最高裁判決「生活保護法の趣旨目的にかなった目的と態様で保護金品等を原資としてされた貯蓄等は、収入認定の対象とすべきではない。本件は法の趣旨目的に反する使い方をしたなどの事情が伺われず、収入認定をし保護の額を減じた本件処分は法の解釈を誤ったものというべき。」
山科訴訟	H17. 4. 28 京都地裁	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所が退院後も引き続き保護受給できることを説明せず、退院と同時に保護を廃止した処分を違法として、被処分者の相続人が提起した国家賠償請求が認容された。
東広島石崎訴訟	H17. 3. 23 広島地裁 H18. 9. 27 広島高裁	<ul style="list-style-type: none"> ・ケースワーカーの指示によって提出された辞退届を理由に行われた廃止処分を取消すとともに、保護受給権を侵害したことに対する慰謝料の支払いを命じた。

事 件 名	判決・裁決	判 決 ・ 裁 決 内 容
法63条返還額決定処分取消請求事件	H11.7.12 石川県知事裁決	<ul style="list-style-type: none"> ・遡及支給された年金について、ケースワーカーが一度も訪問することなく全額返還決定処分を行ったことについて、被保護者の生活実態や自立更正に必要な費用を全く検討することなく全額返還を決定することは妥当性を欠き適法でないとして処分を取消した。
辞退廃止処分取消請求事件	H15.3.18 大阪府知事裁決	<ul style="list-style-type: none"> ・ケースワーカーの言動によって、必ず保護が廃止されると誤信したことによって提出された辞退届は無効であるとして廃止処分を取消した。
佐藤訴訟	H14.3.22 大阪地裁 H15.10.23 大阪高裁	<ul style="list-style-type: none"> ・現に住居を有していないとの一事をもって居宅保護によることができないと解すべきではないとして收容保護決定処分を取消した。
岩田訴訟	H8.7.31 東京地裁 H9.5.29 東京高裁 H10.4.30 最高裁	<ul style="list-style-type: none"> ・扶養義務者と居宅で同居している場合であっても、扶養義務者が単に通常の日常生活に支障があるに止まらず、相応の工夫と努力をしても被介護者の介護をすることができない状況にあり、親族その他の者の好意による介護又は経済的援助も期待できないときは、障害者加算他人介護料の支給対象になる。
神戸ゴドウィン訴訟	H7.6.19 神戸地裁 H8.7.12 大阪高裁 H9.6.13 最高裁	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市が要保護状態にあるスリランカ人留学生に保護費を支給したところ、厚生省が国庫負担の対象外としたため、住民が市に代位して国に国庫負担金を請求。 ・第1審 住民訴訟では国庫負担金を請求できないとして訴えを却下した上で、「憲法並びに経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約等の趣旨に鑑み、さらに、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が人の生存に直接関係することを併せ考えると、法律をもって、外国人の生存権に関する何らかの措置を講ずることが望ましい。特に重大な傷病への緊急医療は、生命そのものに対する救済措置であるから、国籍や在留資格にかかわらず、このことが強く妥当する」と判示した。 ・第2審控訴棄却、最高裁上告棄却
浜松事件	H13.10.16 静岡県知事裁決	<ul style="list-style-type: none"> ・決定通知書に理由が付記されていない廃止処分は違法であり取消を免れない。
大阪申請権訴訟	H13.3.29 大阪地裁 H13.10.19 大阪高裁 H14.6.13 最高裁	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の提出は保護申請の要件ではなく、一般論としては口頭申請が認められる余地があるが、申請が有効とされるには、特にこれを口頭で行う旨明示して申請するなど、申請意思が客観的に明確にされる必要がある。

事 件 名	判決・裁決	判 決 ・ 裁 決 内 容
大阪海外渡航訴訟	H16. 2. 26 大阪地裁 H16. 11. 5 大阪高裁 H20. 2. 28 最高裁	<ul style="list-style-type: none"> ・国外に現在している被保護者であっても、国内に居住地を有している者は、保護を受けることができる。 ・海外渡航費用の支出については、最低限度の生活を超えるものであり、当該費用を限度とした収入認定は適法。

3 不正受給事件

事 件 名	判決・裁決	判 決 ・ 裁 決 内 容
宇和島（大本）事件	S43. 6. 12 松山地裁有罪 S46. 9. 9 高松高裁控訴棄却	・妻の収入を過少に申告した被保護者が、福祉事務所長に告発された。保護基準が低劣であり、犯罪成立を欠くと主張した。
十勝（得地）事件	S41. 3. 30 釧路地裁有罪 S42. 9. 28 札幌高裁有罪 S43. 9. 19 最高裁上告棄却	・預金25万円を申告せず5か月間にわたり保護を受けていた。
十勝（酒井）事件	S41. 3. 30 釧路地裁有罪	・生活費を家計に入れない同居の次男を、別居していると申告し、2か月の間保護を受けたことについて欺罔の意思がなかったと主張した。
十勝（木幡）事件	S43. 3. 21 釧路地裁有罪	・預金2万円余とトラックの所有を申請せず9か月の間保護費を騙取したとして起訴された。
千歳（小久保）事件	S43. 3. 28 札幌地裁有罪	・就労収入の未申告に対し、福祉事務所長が事前に行政指導を行わずに告発し、返還命令を行うとともに起訴した事例。被告は基準の低さ、悪質性の欠如、自立更生妨害の危険性から違法性なしと主張。
直轄地区（林田・鎌田）事件	S47. 8. 9 福岡地裁無罪	・専従の労組員が組合から受領した闘争資金、活動費を申告しなかったことについて、詐欺として起訴した事例。
直轄地区（吉村・徳光）事件	S47. 8. 9 福岡地裁有罪	・偽名で就職し、収入について申告せず、17か月にわたり保護費を騙取したとして起訴された。被告は、低い保護基準は違憲違法であり、その範囲内の金額は、不正受給にあたらぬと主張。
中津（杉本）事件	S46. 7. 7 大分地裁有罪	・4名が生活保護法違反で逮捕。2名が詐欺罪で起訴。人夫としての就労収入を申告せずに保護費を受領した。
荒尾（今戸）事件	S40. 11. 27 熊本地裁有罪 S42. 11. 15 熊本高裁有罪	・妻の就労収入や失業保険収入を申告せず保護費を受領したとして起訴された。低い保護基準は違憲であり、届出義務に刑罰を課すのも違憲と主張した。
三鷹（郡司）事件	S49. 2. 2 東京地裁有罪	・妻の就労収入を低く申告し、詐欺容疑で逮捕、起訴された。①逮捕以前に行政措置を講じなかったことが違法であること、②85条但書きは詐欺罪を予定していないこと、③基準が低く違憲である場合収入申告義務はないこと等を主張した。

事 件 名	判決・裁決	判 決 ・ 裁 決 内 容
中野（大野）事件	S47. 8. 4 東京地裁有罪	・妻の就労収入を申告せず保護費を受領したとして起訴された。収入の申告義務は単なる道義的義務ではなく、法律的義務であると判示された。実施機関が収入状態を誤認しているのに乗じ、届出をせず保護費を受領すれば、不作為による詐欺罪が成立し、この場合は法85条但書きより刑法の詐欺罪に関する246条が適用されると判示された。
足立（森本）事件	S47. 4. 12 東京地裁有罪 S49. 12. 3 東京高裁控訴 棄却	・就労収入を申告せず詐欺罪で起訴された。収入申告は法律的義務であり、これを怠り基準を超えて保護費を受給することは、欺罔にあたるとした。また不正受給に対して行政指導、行政処分を優先せず、控訴を提起することは可能であると判示された。
秋田（渡辺）事件	S47. 8. 22 死去	・厚生年金、傷病手当金を届け出ず、保護費を受領していた。基準が低劣で違憲であること、詐欺罪の適用は公訴権の濫用である等主張した。

4 手続関係

事 件 名	判決・裁決	判 決 ・ 裁 決 内 容
公務執行妨害事件	S38. 12. 17 福岡地裁無罪 控訴 S39. 12. 23 福岡高裁有罪	・ケースワーカーの資産調査の態度に興奮した被保護者が、帰ろうとするケースワーカーを押しとめた行為が不法な暴力行為に当たるとして起訴された。調査を専門的職務とする者に手続的権利を保障する義務を求めめるかが争点となった。
裁決取消請求事件	S39. 11. 25 東京地裁棄却 S40. 4. 30 東京高裁棄却	・法第65条第2項のみなし規定とは、審査請求人が審査請求棄却判決があった場合と同一の効果を主張し、再審査請求又は原処分取消の訴えを提起することを可能にするものであって、みなし裁決を取消訴訟の対象とすることを可能にするものではない。
廃止処分取消し請求の執行停止申立事件	S41. 8. 30 東京地裁決定 棄却	・資産を有しており保護の廃止が妥当だと考えられる事例について、廃止処分の執行停止の申立てが認められなかった。
保護廃止と開始決定無効確認の訴え事件	S61. 7. 10 東京地裁	・保護が廃止された後にも生活保護開始決定の無効確認の訴えの利益があるとされた。
保護開始申請却下処分効力停止申立事件	S45. 12. 24 東京地裁決定 棄却	・保護の申請の却下処分について効力の停止が申し立てられた事件に対し、効力停止が認容されても保護の開始と同じ効力を生ずることにはならないから、申立ての利益を欠くとされた。

5 争訟権関係

事 件 名	判決・裁決	判 決 ・ 裁 決 内 容
生健会・鳥取労音 併合事件	S47. 8. 29 鳥取地裁有罪 S53. 3. 20 広島高裁破棄	・「生活と健康を守る会」の保護の実施機関との交渉時の態度が公務執行妨害罪などで違法として起訴された。同会は、正当な交渉相手と認められる。
第2次藤木訴訟	S54. 4. 11 東京地裁棄却 S59. 7. 19 東京高裁 死去	・生活困窮者が保護申請却下処分の取消しを求めのために要した弁護士費用は、生活保護の対象とはならない。 ・保護受給権は一身専属の権利であって相続の対象とならないので、同権利に関する処分及び裁決の取消訴訟は、原告の死亡により当然終了する。

6 他法関係

事 件 名	判決・裁決	判 決 ・ 裁 決 内 容
児童扶養手当資格 喪失取消訴訟	H6. 9. 28 奈良地裁 H7. 11. 21 大阪高裁 H14. 1. 31 最高裁	・児童扶養手当の支給対象児童を定める児童扶養手当法施行令1条の2第3号のうち、「母が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）によらないで懐胎した児童」から「父から認知された児童」を除外している括弧書部分は、児童扶養手当法の委任の範囲を逸脱した違法な規定として無効である。

審 査 請 求 書

東京都知事 ○○○○ 殿

審査請求人 □□□□ 印

次のとおり審査請求をします。

- 1 審査請求人の住所・氏名及び年齢
東京都○○区○○町○丁目○番○号 □□□□ （○○歳）
- 2 審査請求に係る処分
○○区福祉事務所長が平成○年○月○日付けで審査請求人に対して行った生活保護申請却下処分
- 3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
平成○年○月○日
- 4 審査請求の趣旨
「2記載の処分を取り消す。」との裁決を求める。
- 5 審査請求の理由
(1) 私は現在失職中であって収入がなく、生活に困っているところですが、そのうえに、平成○年○月○日に至って妻が病気のため入院することになってしまいました。そのため生活に困窮し、○○区福祉事務所に対し、生活保護の申請をいたしました。

(2) ところが○○区福祉事務所は、私のこの申請に対し、私の妻が要保護状態にあることは認められるので保護はするが、私自身については、働く能力があるのに働く努力をしていないなど、生活保護の受給要件を充たしていないので世帯分離をし、保護は適用しないとの決定をしたものです。

(3) 妻の保護が認められたことは一応はありがたいことですが、私自身について保護の適用が認められないというのは納得できないところです。なぜなら、私は既に6か月もの間失業状態であり、連日求職のためにかまわっていますが、未だに適職が見つからないからです。生活費も既に底をついていますから、せめて私に適職が見つかるまでの間、妻とともに生活保護を受けたいというのは、決して無理な要求ではないと考え、審査請求に及んだものです。
- 6 処分庁の教示の有無及び内容
「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。」との教示がありました。
- 7 その他
添付書類 保護開始決定通知書1通

参考資料 8 審査請求に係る弁明書の例（福祉事務所が作成するもの）
－ 棄却請求の場合

以下に掲げるものは、「棄却」を求める場合のものである。このほか「却下」要求等もある。

第 号
平成〇年〇月〇日

統括審理員 ○○○○ 様
審理員 ○○○○ 様

処 分 庁 □□□□ 印

弁 明 書

次のとおり弁明をします。

1 事件の表示

審査請求人□□□□が平成〇年〇月〇日付で提起した生活保護申請却下処分についての審査請求(〇〇総総法審第××号)

2 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

3 本件処分内容及び理由

審査請求人は稼働能力を有すると認められるため、ハローワーク等を活用して職種を選ばずに求職活動を行うことを助言指導したが聞き入れられないことから、真摯に求職活動を行ったとは認め難く、稼働能力活用の意思がないといわざるを得ない。一方、審査請求人の妻は入院し急迫している状況が認められる。そのため、審査請求人については生活保護法第4条に規定する保護の要件に欠けるところがあるので保護は適用しないが、生活保護法第10条及び局長通知第1-2-(1)により審査請求人を世帯分離の上、審査請求人の妻のみについては保護を開始する、との本件処分を行った。

4 本件処分に至るまでの経緯

- (1) 審査請求人は、平成〇年〇月〇日、処分庁に対して、「妻が入院することになり、医療費に困っている。」として、生活保護法による保護の申請をした。
- (2) この際の面接で、審査請求人から「自分はここ半年ほど失業状態で求職をしているが、自分の希望する条件の仕事がなかなか見つからない。」こと、また「自分については生家から多少の援助が受けられる見込みであるから、妻だけでも保護をしてもらえれば、当面の窮状は脱しうる。」などの話がされた。
- (3) 処分庁はこの時に、「ハローワーク等を活用して職種にこだわらず求職活動を行い、現にある仕事にとりあえず就職するよう努力すること。」との指導を行ったが、審査請求人はこれに対して、「自分の能力や学歴に相応した仕事でなければ就職するつもりはない。肉体労働はやりたくない。」と主張して、聞き入れなかった。
- (4) 平成〇年〇月〇日、審査請求人より家賃証明書、無収入申告書が提出された。

(5) 平成〇年〇月〇日、審査請求人宅を訪問し、実態調査を行った。この際、処分庁は審査請求人に対して、再度、生活保護制度の趣旨を説明し、能力の活用を促したが、審査請求人は平成〇年〇月〇日の保護申請時と同様の主張を繰り返して、これに応じなかった。

また、「食事は実家でさせてもらえるし、若干の手持ち金もある。」との申立てがあった。

(6) 平成〇年〇月〇日、審査請求人の妻が入院中の〇〇病院を訪問し、病状、入院見込期間などの調査を行った。

(7) 平成〇年〇月〇日、以上の調査をもとに、審査請求人については、保護の要件に欠けるところがあるので保護は適用しないが、審査請求人の妻については窮迫している状況が認められるので保護を開始する、との本件処分を行った(文書番号)。

4 審査請求書記載事実の認否

(1) 審査請求の理由(1)及び(2)は認める。

(2) 審査請求の理由(3)のうち、「妻の保護が認められたことは一応ありがたいことですが、」については、不知。

「私自身について保護の適用が認められないというのは納得できないところです。」については、争う。

「なぜなら、私は既に6ヶ月もの間失業状態であり、」については、認める。

「連日求職のためにかまわっていますが、」については、求職活動を真摯に行っているとの趣旨であれば、否認する。その理由は、審査請求人の能力や学歴に相応した仕事に固執し、処分庁からの能力活用の助言指導にも従っておらず、真摯に求職活動を行ったとは認め難い。

「未だに適職が見つからないからです。」については、審査請求人が希望する仕事に就けていないとの趣旨であれば、認める。

「生活費も底をついていますから、」については、審査請求人世帯の本件保護申請時の所持金が▲▲円であることを認める。

「せめて私に適職が」から「審査請求に及んだものです。」までは、争う。

5 処分庁の意見

本件審査請求の趣旨は、処分庁の行った本件生活保護決定処分が、審査請求人を除外して、審査請求人の妻△△のみに保護の開始を認めたものであることを不当とするものようである。

しかし、本件処分は以下のような認識と判断によるもので、生活保護法上当然の処分であり、何ら違法・不当なものではない。

生活保護は、「生活に困窮する者が、その活用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のため活用することを要件として行われる。」(生活保護法第4条)ものである。また、「生活保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第4-1では、「稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断する」ものとされている。

これを本件についてみると、本件保護申請当時、妻の入院により経済的な困窮にあったことは認められるものの、審査請求人自身は健康で大学も卒業しており、職種を問わなければ稼働能力は十分にあった。また、管内のハローワークの求人状況は、審査請求人の年齢、経歴、能力があれば、就労の場は豊富にあった。しかしながら、審査請求人は自らの能力や学歴に相応した仕事に固執し、処分庁が複数回にわたりハローワーク等を活用して職種を選ばずに求職活動を行うことを助言指導したが聞き入れていないことから、真摯に求職活動を行ったとは認め難く、稼働能力活用の意思がなかったものといわざるを得ない。

よって、審査請求人については、局長通知第4にいう稼働能力を活用しておらず、生

活保護法第4条に規定する保護の要件を欠いている。

生活保護法第10条が、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。」としているところからすれば、本来は世帯全体として保護の要件を欠くものであるが、審査請求人の妻についてみれば保護申請時病気で入院を要する状態であって放置することのできない状況と認められたので、処分庁としては法第10条但書き及び局長通知第1-2-(1)により審査請求人を世帯分離の上、審査請求人の妻のみについて保護開始の決定を行ったものである。

なお、生活保護法第4条第3項は、保護の要件を欠くものであっても、「急迫した事由がある場合」には必要な保護をなしうることとしているが、ここにいう「急迫した事由のある場合」とは「生存が危うくされるとか、その他社会通念上放置しがたいと認められる程度に状況が切迫している場合」をいうのであって単に最低生活の維持ができないというだけでは必ずしもこの場合に該当するとはいえない。

審査請求人についていえば、「食事は実家でさせてもらえる。」「若干の手持ち金もある。」などの申立てがあり、また、何より自ら就労する気になれば、直ちに収入を得ることができるのであるから、生活保護法第4条第3項にいう急迫保護の要件に当たるとは認められないものである。

参考資料9 審査請求に係る裁決の例（審査庁東京都から通知されるもの）
－ 棄却の例

以下に掲げるのは「棄却」の例である。この他に「認容」、「却下」がある。

総総法査第 号

裁 決

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
審 査 請 求 人 □ □ □ □

処 分 庁 〇〇福祉事務所長

審査請求人が、提起した生活保護申請却下通知に係る審査請求について、東京都行政不服審査会に諮問し、その答申を得て、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

理 由

第1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成〇年〇月〇日付で審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした、請求人の妻△△（以下「△△」という。）については生活保護法（以下「法」という。）による保護を開始し、審査請求人については法による保護をしない処分（以下「本件処分」という。）のうち、審査請求人について法による保護をしないとした部分（以下「本件却下処分」という。）の取消しを求めるというものである。

第2 事案の概要（略）

第3 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人の主張は、・・・（略）・・・、本件処分の取消しを求めているものと解される。

2 処分庁の主張

〇〇に従い行った本件処分に違法又は不当な点はない。

第4 審査庁の判断

1 法令等の定め（略）

2 これを本件についてみると、

・・・（略）・・・

したがって、この点に関する請求人の主張は、理由がない。

- 3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成〇年〇月〇日

審査庁 東京都知事 ○○○○

- 1 この裁決に不服のある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表とする者は東京都知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、東京都〇〇区（市）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

在留資格を有していない外国人が活用可能な他法他施策の例としては、以下のものなどが挙げられる。

- ・入院助産（児童福祉法第22条）
- ・母子健康手帳（母子保健法第16条）
- ・養育医療（母子保健法第20条）
- ・予防接種（予防接種法第3条）
- ・育成医療（障害者自立支援法第58条、障害者自立支援法施行令第1条第1号）
- ・精神通院医療（障害者自立支援法第58条、障害者自立支援法施行令第1条第3号）

なお、医師法第19条第1項は「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」と規定しており、患者の属性や医療費の回収の見込みがないことなどはここでいう「正当な事由」に当たらないとされている。

平成18年10月
平成21年7月改正
法務省入国管理局

在留特別許可に係る基本的な考え方

在留特別許可の許否に当たっては、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、生活状況、素行、内外の諸情勢、人道的な配慮の必要性、更には我が国における不法滞在者に与える影響等、諸般の事情を総合的に勘案して行なうこととしており、その際、考慮する事項は次のとおりである。

積極要素

積極要素については、入管法第50条第1項第1号から第3号（注参照）に掲げる事由のほか、次のとおりとする。

1 特に考慮する積極要素

（1）当該外国人が、日本人の子又は特別永住者の子であること。

（2）当該外国人が、日本人又は特別永住者との間に出生した実子（嫡出子又は父から認知を受けた非嫡出子）を扶養している場合であって、次のいずれにも該当すること。

ア当該実子が未成年かつ未婚であること。

イ当該外国人が当該実子の親権を現に有していること。

ウ当該外国人が当該実子を現に本邦において相当期間同居の上、監護及び養育していること。

（3）当該外国人が、日本人又は特別永住者と婚姻が法的に成立している場合（退去強制を免れるために、婚姻を仮装し、又は形式的な婚姻届を提出した場合を除く。）であって、次のいずれにも該当すること。

ア夫婦として相当期間共同生活をし、相互に協力し扶助していること。

イ夫婦の間に子がいるなど、婚姻が安定かつ成熟していること。

（4）当該外国人が、本邦の初等・中等教育機関（母国語による教育を行なっている教育機関を除く）に在学し相当期間本邦に在住している実子と同居し、当該実子を監護及び養育していること。

（5）当該外国人が、難病等により本邦での治療を必要としていること、又はこのような治療を要する親族を看護することが必要と認められる者であること。

2 その他の積極要素

（1）当該外国人が、不法滞在者であることを申告するため、自ら地方入国管理官署に出頭したこと。

（2）当該外国人が、別表第二に掲げる在留資格で在留している者と婚姻が法的に成立している場合であって、前記1の（3）の ア及びイに該当すること。

（3）当該外国人が、別表第二に掲げる在留資格で在留資格で在留している実子（嫡出子又は父から認知を受けた非嫡出子）を扶養している場合であって、前記1の（2）の アないしウのいずれにも該当すること。

（4）当該外国人が、別表二に掲げる在留資格で在留している者の扶養を受けている未成年・未婚の実子であること。

（5）当該外国人が、本邦での滞在期間が長期間に及び、本邦への定着性が認められること。

（6）その他人道的配慮を必要とするなど特別な事情があること。

消極要素

消極要素については、次のとおりである。

1 特に考慮する消極要素

（1）重大犯罪等により刑に処せられたことがあること。

〈例〉

・凶悪・重大犯罪により実刑に処せられたことがあること

・違法薬物およびけん銃等、いわゆる社会悪物品の密輸入・売買により刑に処せられたことがあること。

(2) 出入国管理行政の根幹にかかわる違反又は反社会性の高い違反をしているとき。

〈例〉

・不法就労助長罪、集団密航に係る罪、旅券等の不正受交付等の罪などにより刑に処せられたことがあること。

・不法・偽装滞在の助長に関する罪により刑に処せられたことがあること。

・自ら売春を行い、あるいは他人に売春を行なわせる等、本邦の社会秩序を著しく乱す行為を行なったことがあること。

・人身取引等、人権を著しく侵害する行為を行なったことがあること。

2 その他の消極要素

(1) 船舶による密航、若しくは偽造旅券等又は在留資格を偽装して不正に入国したこと

(2) 過去に退去強制手続を受けたことがあること。

(3) その他の刑罰法令違反又はこれに準ずる素行不良が認められること。

(4) その他在留状況に問題があること

〈例〉

・犯罪組織の構成員であること

第2 在留特別許可の許否判断

在留特別許可の許否判断は、上記の積極要素及び消極要素として掲げている各事項について、それぞれ個別に評価し、考慮すべき程度を勘案した上、積極要素として考慮すべき事情が明らかに消極要素として考慮すべき事情を上回る場合には、在留特別許可の方向で検討することとなる。したがって、単に、積極要素が一つ存在するからといって在留特別許可の方向で検討されるというものではなく、また、逆に、消極要素が一つ存在するから一切在留特別許可が検討されないというものでもない。

主な例は以下のとおり

〈「在留特別許可方向」で検討する例〉

・当該外国人が、日本人又は特別永住者の子で、他の法令違反がないなど在留の状況に特段の問題がないと認められること。

・当該外国人が、日本人又は特別永住者と婚姻し、他の法令違反がないなど в留の状況に特段の問題がないと認められること。

・当該外国人が、本邦に長期間・在住していて、退去強制事由にがいとる旨を地方入局管理官署に自ら申告し、かつ、他の法令違反がないなど в留の状況に特段の問題がないと認められること。

・当該外国人が、本邦で出生し10年以上にわたって本邦に在住している小中学校に在学している実子を同居した上で監護及び養育していて、不法残留である旨を地方入国管理官署に自ら申告し、かつ当該外国人親子が他の法令違反がないなど в留の状況に特段の問題がないと認められること。

〈「退去方向」で検討する例〉

・当該外国人が、本邦で20年以上在住し定着性が認められるものの、不法就労助長罪、集団密航に係る罪、旅券等の不正受交付等の罪等で刑に処せられるなど、出入国管理行政の根幹にかかわる違反又は反社会性の高い違反をしていること。

・当該外国人が、日本人と婚姻しているものの、他人に売春を行わせる等、本邦の社会秩序を著しく乱す行為を行なっていること。

(注) 出入国管理及び難民認定法(抄)

(法務大臣の裁決の特例)

第50条 法務大臣は、前条第3項の裁決に当たって、異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該容疑者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の在留を特別に許可することができる。

一 永住許可を受けているとき。

二 かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき。

三 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき。

四 その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき。
2, 3 (略)

以下に示す事例は、実際に東京都保護課に疑義照会等で寄せられた事例です（設定等は多少変えてあります）。ただし、この処理方法が唯一の正解というものではなく、特に「生活保護の趣旨目的に反するか否か」についての判断は、実施機関の判断となることをご留意ください。

【渡航目的が認められるケース】

（事例1）中国籍の60歳代女性。事前に相談があり、渡航期間は平成20年5月19日から5月29日である。渡航目的は亡き母の墓参であり、渡航費用等は日本に住む別世帯の娘が50,000円を援助した。この場合、収入認定等をどのように考えたらいいか。

（考え方）

渡航目的・渡航費用の捻出方法・渡航期間について整理して考えるとよい。

亡き母の墓参という目的は、「被保護者が海外に渡航した場合の取扱いについて」（平成20年4月21日付 東京都保護課保護係長事務連絡）（以下、「都通知」という）の2①に該当するものであり、期間も11日間と短く、生活保護の趣旨目的に反しない。よって、渡航費用（50,000円）の収入認定を行う必要はなく、保護の停廃止も行わない。娘からの援助については、次官通知第8-3-(3)-エに該当するもの（指定つき援助）として捉えることとなる。

（具体的な処理方法）

特に生活保護費の減額または保護の停止を行わない。

課長問答第10の19

【渡航目的が認められるが、渡航期間が概ね2週間を超えたケース】

（事例2）フィリピン国籍の夫婦と子（2歳）の3人世帯。妻の兄弟が亡くなり、その葬儀のために妻と子がフィリピンに帰国した。渡航期間は平成20年4月10日から5月12日である。渡航費用等は友人がチケットを現物で援助した。この場合、収入認定等をどのように考えたらいいか。

なお、4月下旬に帰国の予定であったが、体調を崩してしまい滞在が長引いてしまったとのことである。

（考え方）

海外渡航の事由が認められるものであっても、渡航期間が14日間を超えていた場合はどう考えるか。

14日間を超えていたとしても、機械的に判断せず、やむを得ない理由（例えば、病気になってしまった、など）があったかどうか聞き取りのうえ判断する。

「14日以内」とされているのは、通常そういった理由であればその程度で用が済むと考えられているからである。しかし、1～2ヶ月を超えてくるようでは、どんな理由であっても単一の事由で「やむを得ない」とは言いがたい場合もあると考えられ、通常墓参に費やすと考えられる期間（例えば、2週間）を超えた期間以降の生活扶助

相当額について渡航費用の認定を行うといった処理も必要となってくる。

なお、チケットを現物で受け取った場合、現金（日本円）に換算した上で認定することとなる。

（具体的な処理方法）

14日間を超えていた理由がやむを得ないと判断される場合は、特に生活保護費の減額または保護の停止を行わない。

やむを得ないと判断されない場合については、（事例5）を参照。

（参照）「疑義と回答」問15 課長問答第10の19

【渡航目的が認められず、収入認定を行うべきケース】

（事例3）中国国籍の単身女性（50歳代）。本場でハリ治療を受けたいとのことで、平成20年6月15日から6月30日まで母国に帰国した。渡航費用については、60,000円を生活費からやり繰りで貯めた。現地では友人宅に宿泊しており、宿泊費はかかっていない。この場合、収入認定等をどのように考えたらよいか。

（考え方）

渡航目的が生活保護の趣旨目的に反していると考えられ、渡航費用の収入認定を行う。保護の停廃止等を行わず、渡航費用（この場合、60,000円）を限度に収入認定を行う。友人宅に宿泊している場合は、宿泊費用を渡航費用として算定することは難しい。

（具体的な処理方法）

収入認定額を算出する。都通知の2②イにより、渡航費用が最低生活費（医療扶助・介護扶助を除く）の概ね3か月分を超えているか否かを以って、渡航期間の生活扶助相当額のみを認定とするか、渡航費用全額の認定とするかを決定する。

①最低生活費の3か月分… $(38,180 + 43,430 + 53,000) \times 3 = 403,830$ 円
生活扶助Ⅰ類＋Ⅱ類 住宅扶助（例示）

②最低生活費の3か月分 403,830円 > 渡航費用 60,000円

③以上から、収入認定額は、渡航費用のうち渡航期間中（渡航日翌日から帰国日前日）の生活扶助相当額のみとなる。

$(38,180 + 43,430) \times 14 / 30 = 38,084$ 円

※この額が60,000円を超える場合は60,000円が収入認定額となる。

④平成20年6月16日（渡航日翌日）付け、38,084円を認定する。

※6月16日以降の扶助費に充てるという意味であり、38,084円を日割り計算することはしない。6月の扶助費に充当できない場合、7月以降に繰り越してゆく。

（参照）「疑義と回答」問1

※ 上記の例において、渡航費用を友人等が援助した場合、援助された60,000円を全額収入認定することとなる。（「疑義と回答」問6）

渡航期間中の生活扶助相当額 > 援助された渡航費用 の場合も、援助された渡航費用を収入認定することとなる。

課長問答第10の19

【世帯員の一部が渡航したケース】

(事例4) 主(50歳・不就労)と子(27歳・身体障害者手帳3級所持)の二世帯(台湾国籍)。子が父親の見舞いに行くとのことで、主を日本に残して子のみが平成20年7月1日から7月25日まで台湾に帰国した。渡航費用のチケット代は保護費のやり繰りで60,000円を支払った。現地では父宅に宿泊しており、宿泊費はかかっていない。この場合、収入認定等をどのように考えたらよいか。

(考え方)

世帯員の一部が渡航した場合の、収入認定額の計算方法を示す。

なお、「見舞い」自体は「生活保護の趣旨目的に反しない」とはされておらず、基本的には渡航費用を収入認定することとなる。ただし、東京都保護課への情報提供では「見舞い」について「その他やむを得ないと実施機関が判断した事例」としている例も多いため、世帯の実態等を勘案してケース診断会議等で決定されたい。

(具体的な処理方法)

世帯員の一部が渡航した場合に渡航費用全額を認定するか、それとも渡航期間中の生活扶助相当額のみを認定するかは、渡航期間や目的等を勘案し総合的に判断されたい。今回は、渡航費用が極端に高額であるということもないため、生活扶助相当額のみを収入認定することとする。

①子の、渡航期間中の生活扶助相当額を計算する

$$\{(42,080 + (48,070 - 43,430) + 17,890)\} \times 24 / 30 = 51,688 \text{ 円}$$

障害者加算

②渡航期間中の生活扶助相当額 51,688 円 < 渡航費用 60,000 円

③平成20年7月2日(渡航日翌日)付け、51,688 円を認定する。

(参考)「疑義と回答」問4 課長問答第10の19 別冊問答集 問10-22

【渡航理由は認められるが、渡航期間が長期化したため収入認定を行うケース】

(事例5) 韓国籍の単身男性(60歳代)。韓国にいる父親の葬儀に参加するとのことで事前に届出があり、平成20年9月13日から9月27日まで渡航する予定であった。ところが、帰国予定日を過ぎて日本に帰国せず、10月15日になって帰国した。理由を聴取したところ、久しぶりに帰国したので観光をしてきたとのことであった。9月27日に父親の葬儀を済ませた当日から1泊3,000円(レート換算後)のホテルに10月15日の朝まで泊まっていたという。宿泊費とチケット代50,000円(往路・復路ともに25,000円)については、保護費のやり繰りであるとのこと。この場合、収入認定等をどのように考えたらよいか。

(考え方)

渡航理由が認められるものであっても、概ね2週間を超えた場合には、全体として「生活保護の趣旨目的に反する」海外渡航であるとして、都通知の2②に該当させ、渡航費用の収入認定を行うこととなる。ただし、上記の事例で言えば当初2週間は生活保護の趣旨目的に反しない用事に費やしたと認められるため、その期間については収入認定する渡航費用の算出額に含めなくてもよい。

この場合、渡航費用として認定する額は復路のチケット代及び、生活保護の趣旨目的に反する用事に費やしていた期間(この場合、観光)の宿泊費を対象とする。

(具体的な処理方法)

①収入認定の対象となる渡航費用

$$\text{宿泊費 } 3,000 \text{ 円} \times 18 (\text{泊}) + \text{復路チケット代 } 25,000 \text{ 円} = 79,000 \text{ 円}$$

②最低生活費の3か月分 238,590 円 $((36,100+43,430) \times 3)$ > 渡航費用 79,000 円

③以上から、収入認定額は、生活保護の趣旨目的に反する用事に費やした期間（9月28日から10月14日）の生活扶助相当額のみとなる。

渡航期間中（葬儀終了後）の生活扶助相当額

$(36,100+43,430) \times (3/30+14/30) = 45,067$

④渡航期間中の生活扶助相当額 45,067 円 < 渡航費用 79,000 円

⑤9月28日付で 45,067 円を認定する。

（参考）「疑義と回答」問 15 課長問答第 10 の 19

【渡航理由は認められるが、渡航期間が長期化したために保護停止するケース】

（事例6）事例5において、同様に事前に届出があり、平成20年9月13日から9月27日まで渡航する予定であった。ところが、帰国予定日を過ぎて日本に帰国せず、12月中旬になっても一向に連絡がない。この場合、どのように処理すべきか。

（考え方）

渡航理由が認められるものであっても、概ね2週間を超えた場合には、全体として「生活保護の趣旨目的に反する」海外渡航であるとして、都通知の2②に該当させ、渡航費用の収入認定を行うことは（事例5）で説明したとおりであるが、帰国予定日を過ぎ、さらに渡航期間が長期化する場合には、別途保護の停廃止を検討する。

停廃止については、生活保護の趣旨目的に反しない事情に費やしたと思われる期間を過ぎてから概ね2ヶ月以上が経過するようであれば適用することとなる。（この事例の場合、9月27日以降、2ヶ月を経過する見込みとなった時点で検討する）。

（具体的な処理方法）

12月下旬に帰国する見込みがないような状態であれば、遡及限度の範囲内で保護を停止する。今回は、前々月1日である10月1日付で保護を停止する（9月28日から9月30までの間について停止すべきであると判断した場合、当該3日分については、翌月分の資力として法第63条により処理する）。保護の停止後6ヶ月以上が経過しても帰国しない場合、保護の廃止を行う。

なお、保護の停止を行った場合、「被保護者が海外に渡航した場合の取扱いについて」で示された考え方とは異なるため、渡航費用の認定については検討しないこととする。

課長問答第10の19 別冊問答集問10-24

【渡航理由が認められず、かつ渡航期間が長期化したため保護停止を行うケース】

（事例7）中国籍の単身男性（50歳代）。商売のアテを探しに行くとのことで、平成28年6月14日から、帰国日未定とのことで中国へ出国した。渡航費用については、友人から貸付を得たようである。9月に入っても帰国せず、連絡もない。保護費の支払いは7月分から事務所払いにしてあるものの、帰国の目途が立たない。このような場合、どのように処理すればよいか。

（考え方）

生活保護の趣旨目的に反する理由にて概ね1～2ヶ月を超える渡航を行っている

場合、保護の停廃止を検討することとなる。理由は、「国内に居住実態がないため」等とするが、日本国内にアパートや家財が残されていても停廃止を行うことができる。

なお、東京都保護課に寄せられた事例では、基本的に渡航期間が2ヶ月を超えた場合に停廃止を検討するよう伝えてきている。

（具体的な処理方法）

生活保護の趣旨目的に反する理由にて海外渡航を行っている場合、（事例5）と異なり、海外へ渡航した翌日付で保護の停廃止を行う。本来であれば、保護の遡及変更が可能である8月末までに、停廃止を行うか否か検討することが望ましいが、実際には困難が伴うため、今回のような場合は平成28年7月1日付で保護の停止をした上で帰国するかどうか様子を見る。本来停止を行うべき時期から6ヶ月以上経過した時点で、保護の廃止を行う。

なお、平成28年6月15日～6月30日までの保護費について返還を求める場合は、「扶助費算定の誤り」となり、資力が翌月となってしまうため、仮にそのまま保護廃止等となった場合、実際には返還を求められないこともある。

なお、事例6と同様、渡航費用の認定については検討しないこととする。

（参考）「疑義と回答」問13 課長問答第10の19 別冊問答集 問10-24

【世帯員の一部の渡航が長期化したために保護停止、かつ当該渡航者に収入があるケース】

（事例8）主（65歳）、子（30歳）の二世帯。主には月9万円の年金収入がある（年金支給日は偶数月の15日）。

主が海外観光を行うとのことで、単身で平成20年7月10日から9月15日までハワイに渡航した。この場合、子の就労収入の認定をどのように取扱ったらよいか。（8月15日に2ヶ月分の年金18万円が入ったものとする）

（考え方）

保護停止を行うため、渡航費用の認定という考え方は生じないものの、本来収入認定すべき定期的収入をどのように認定するのかという問題が生じる。収入のある者が海外に渡航することによって、世帯全体の収入が減額されてしまうという自体は望ましいものではない。

（具体的な処理方法）

生活保護の趣旨目的に反する渡航であり、かつ渡航期間が2ヶ月を超えているため、渡航日翌日から帰国日前日まで保護を停止することとする。その上で、停止中に得た収入（出国日の属する月に認定した収入額の保護停止日以降の日割り分及び海外滞在期間中に得た収入）と、停止中減額された保護基準額を比較し、前者が後者を上回る場合はその差額を停止解除時に手持ち金として収入認定する。

①停止中に減額された保護基準額（ここでは生活扶助のみ計算する）

$$(36,100 + 48,070 - 43,430) \times (21/30 + 1 + 14/30) = 88,270 \text{ 円}$$

7月分 8月分 9月分

②停止中に収入認定すべき収入

- ・7月分 90,000円 × 21/30 = 63,000円
 - ・8月分 180,000円（15日に受領した額）
 - ・9月分 なし（年金の支給日がないため）
- 合計 243,000円

※就労収入等であれば、基礎控除等の勤労控除も行う。

③停止中に収入認定すべき収入が大きいため、保護停止解除の時点で②と①の差額を収入認定する。

243,000 円－88,270＝154,730 円 9月15日付 154,730 円を認定

(参考)「疑義と回答」問14 平成14年11月ブロック会議資料 課長問答
第10の19

(事例9) 中国帰国者1世(67歳・支援給付受給中)、同居の2世(42歳・生活保護受給中)が、親族訪問をするとのことで、平成20年12月1日から平成21年2月1日の間、中国へ2ヶ月間渡航した。この場合、保護の廃止を検討すべきか。

(考え方)

中国帰国者1世と、同居の2世・3世については、通知「中国帰国者に対する生活保護制度上の取扱いについて」により、親族訪問や墓参、日中友好の架け橋となる国際交流の参加等の理由で海外渡航する場合、渡航期間が原則2ヶ月までは支援給付及び生活保護を減額または停止しない取扱いとなっている。よって、渡航者が中国帰国者である場合には、それ以外の者の海外渡航と扱いが全く異なるため、注意されたい。

なお、渡航費用として、財団法人中国残留孤児援護基金より支給される里帰り費用や扶養義務者からの援助金、それ以外の者からの恵与金、保護費のやり繰り等による預貯金は同通知により収入認定しないこととなっている。

(具体的な処理方法)

特に支援給付及び生活保護を減額または停止しない。

(参考)「支援給付を受けている者に対する海外渡航の取扱いについて」

(平成22年6月1日付社援企発0601第1号

厚生労働省社会・援護局援護企画課長通知)

「中国帰国者に対する生活保護制度上の取扱いについて」

(平成19年3月30日付社援保発第0330002号

厚生労働省社会・援護局保護課長通知)